

平成28年
2 月

宮崎県定例県議会会議録

平成28年 2 月 19日 開会

平成28年 3 月 16日 閉会

平成28年2月宮崎県定例県議会会議録 目次

2月19日（金曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
宮原義久議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議案第1号から第76号まで上程	5
1. 知事提案理由説明	5

自2月20日（土曜日）

至2月24日（水曜日） 休 会

2月25日（木曜日）

1. 出席議員	15
1. 地方自治法第121条による出席者	15
1. 代表質問	16
丸山裕次郎議員質問（宮崎県議会自由民主党）	16

- ・知事の政治姿勢について
- ・県営電気事業みやざき創生基金について
- ・地方創生について
- ・公共施設等総合管理計画について
- ・活火山対策について
- ・地域医療構想について
- ・宮崎県環境計画の変更について
- ・グローバル戦略について
- ・水産振興について
- ・土木行政について
- ・公金の管理について
- ・県立病院事業について
- ・教育委員会について
- ・交通安全対策について
- ・税制改正大綱について
- ・T P Pについて

- ・スポーツ戦略について
- ・新教育委員会制度について
- ・職員の不祥事について
- ・国民健康保険について
- ・森林行政について
- ・青島亜熱帯植物園について
- ・公職選挙法改正について

山下博三議員質問（宮崎県議会自由民主党） ----- 41

- ・知事の政治姿勢について
- ・平成28年度当初予算について
- ・人口減少対策について
- ・物流対策について
- ・東九州新幹線について
- ・ふるさと納税について
- ・福祉保健行政について
- ・観光政策について
- ・フードビジネスの展開について
- ・畜産振興について
- ・農地中間管理事業について
- ・米政策について
- ・産業人財・地域人財の育成について
- ・鳥獣被害対策について
- ・県土整備について
- ・警察行政について

2月26日（金曜日）

- 1. 出席議員 ----- 73
- 1. 地方自治法第121条による出席者 ----- 73
- 1. 代表質問 ----- 74

満行潤一議員質問（県民連合宮崎） ----- 74

- ・知事の政治姿勢について
- ・交通網の整備について
- ・多言語対応について
- ・情報システム調達について
- ・子育て支援について
- ・フッ化物洗口について

- ・地域医療の確保・充実について
- ・移住・若者定着について
- ・防災対策について
- ・林業・林産業の振興について
- ・警察音楽隊演奏会について
- ・教育の充実について

新見昌安議員質問（公明党宮崎県議団） ----- 97

- ・知事の政治姿勢について
- ・子供を取り巻く環境の改善について
- ・中小企業支援について
- ・宮崎の魅力の発信について
- ・18歳選挙権と投票率向上について
- ・県立高校生の学力向上について
- ・奨学金の返還について
- ・警察行政について
- ・過去の質問のその後について

自 2 月 27 日（土曜日）
 至 2 月 28 日（日曜日）
 2 月 29 日（月曜日）
 休 会

1. 出席議員 -----	117
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	117
1. 一般質問 -----	118

前屋敷恵美議員質問 ----- 118

- ・T P P 交渉問題について
- ・子供の貧困対策と子育て支援について
- ・医療・介護問題について
- ・ヒヤリンググループの設置について
- ・知事の政治姿勢について

徳重忠夫議員質問 ----- 128

- ・地方創生について
- ・介護費用の縮減対策・介護職員不足について
- ・高校生の県内就職率向上対策について
- ・企業立地について
- ・農政問題について
- ・投票率について

・交通安全標語について	
太田清海議員質問 -----	141
・知事の政治姿勢について	
・教育行政について	
・警察行政について	
・県土整備行政について	
・福祉保健行政について	
右松隆央議員質問 -----	154
・T P P 対策と本県の農政課題について	
坂口博美議員質問 -----	167
・知事の政治姿勢について	
・県営電気事業みやざき創生基金事業について	
・改正品確法について	
・水産政策について	
・東九州新幹線整備について	
3月1日（火曜日）	
1. 出席議員 -----	183
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	183
1. 一般質問 -----	184
関師博規議員質問 -----	184
・知事の政治姿勢について	
・ブランド観光地づくりへの取り組みについて	
・2巡目国体と競技力強化対策について	
・県学校教育改革推進協議について	
渡辺 創議員質問 -----	196
・土呂久公害について	
・国体開催に向けた基本方針について	
・奨学金制度の拡充について	
・県内大学生の就職について	
・「日本のひなた宮崎県」の推進状況について	
後藤哲朗議員質問 -----	210
・知事の政治姿勢について	
・東九州軸の連携推進について	
・J R 県内各駅への自動改札機・I C カード導入について	
・みやざきジビエ普及拡大推進事業について	

<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルビジネスについて ・地域福祉の推進について ・保育士等確保対策について 	
野崎幸士議員質問	223
<ul style="list-style-type: none"> ・「親亡き後」の問題について ・「下流老人」問題について ・飼料用米について ・河川環境について ・2巡目国体について 	
中野一則議員質問	234
<ul style="list-style-type: none"> ・知事の政治姿勢について ・硫黄山の安全対策について ・T P Pの農業への影響とその対策について 	
3月2日（水曜日）	
1. 出席議員	249
1. 地方自治法第121条による出席者	249
1. 一般質問	250
河野哲也議員質問	250
<ul style="list-style-type: none"> ・林業活性化について ・農福連携について ・脳脊髄液減少症について ・家庭的養護の強化について ・保育人材の確保について ・“ひむか”の授業づくりについて 	
日高陽一議員質問	260
<ul style="list-style-type: none"> ・農水産業振興について ・海岸松林保護について ・少子化対策について ・難病対策について ・交通・物流対策について ・観光振興について 	
横田照夫議員質問	273
<ul style="list-style-type: none"> ・農業政策について ・環境政策について ・三世代同居について 	

・入札制度等について	
・難病支援対策について	
蓬原正三議員質問 -----	286
・予算全般について	
・農業問題について	
・東アジア経済交流戦略について	
・介護ロボットの導入について	
・刑法犯対策について	
1. 議案第1号から第76号まで及び請願委員会付託 -----	299
自3月3日(木曜日)	
至3月4日(金曜日)	常任委員会(補正)
自3月5日(土曜日)	
至3月6日(日曜日)	休 会
3月7日(月曜日)	
1. 出席議員 -----	303
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	303
1. 企業局長発言 -----	304
1. 常任委員長審査結果報告(議案第46号から第76号まで) -----	304
清山知憲総務政策常任委員長 -----	304
後藤哲朗厚生常任委員長 -----	305
二見康之商工建設常任委員長 -----	306
渡辺 創環境農林水産常任委員長 -----	307
重松幸次郎文教警察企業常任委員長 -----	308
1. 討 論 -----	309
来住一人議員 -----	309
満行潤一議員 -----	311
1. 議案第46号、第63号及び第71号採決 -----	312
1. 議案第47号から第62号まで、第64号から第70号まで及び第72号から第76号 まで採決 -----	312
1. 議案第77号追加上程 -----	313
1. 知事提案理由説明 -----	313
自3月8日(火曜日)	
至3月11日(金曜日)	常任委員会(当初)
自3月12日(土曜日)	
至3月13日(日曜日)	休 会

3月14日（月曜日） 特別委員会

3月15日（火曜日） 休 会

3月16日（水曜日）

1. 出席議員	317
1. 地方自治法第121条による出席者	317
1. 常任委員長審査結果報告（議案第1号から第45号まで及び請願）	318
清山知憲総務政策常任委員長	318
後藤哲朗厚生常任委員長	320
二見康之商工建設常任委員長	322
渡辺 創環境農林水産常任委員長	325
重松幸次郎文教警察企業常任委員長	327
1. 討 論	329
来住一人議員	329
前屋敷恵美議員	331
1. 議案第1号、第31号及び第39号から第41号まで採決	333
1. 議案第2号から第30号まで、第32号から第38号まで及び第42号から第45号まで採決	333
1. 請願第9号採決	333
1. 請願第10号から第13号まで採決	333
1. 請願第7号及び第8号採決	334
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	334
1. 討 論	334
前屋敷恵美議員	334
1. 議案第77号採決	335
1. 特別委員長調査結果報告	335
押川修一郎総合交通・観光・経済対策特別委員長	335
高橋 透地方創生対策特別委員長	338
右松隆央宮崎のこども対策特別委員長	340
1. 議員発議案送付の通知	343
1. 議員発議案第1号から第7号まで追加上程	344
1. 議員発議案第1号から第4号まで、第6号及び第7号採決	344
1. 議員発議案第5号提案理由説明	344
右松隆央宮崎のこども対策特別委員長	344
1. 議員発議案第5号採決	345
1. 閉 会	345

1. 資 料 -----	347
平成28年2月定例県議会日程 -----	349
議案送付文書 -----	350
代表質問時間割 -----	353
一般質問時間割 -----	354
議案委員会審査結果表(平成27年度補正予算関係) -----	355
議案・請願委員会審査結果表(平成28年度当初予算関係) -----	357
閉会中の継続審査・調査申出一覧 -----	360
1. 議案議決件名一覧表 -----	361
1. 議員発議案等 -----	367
宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例 -----	369
奨学金制度の充実を求める意見書 -----	376
医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書 -----	377
知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の充実を求める意見書 -----	378
宮崎県家庭教育支援条例 -----	379
高速自動車国道等の早期整備を求める意見書 -----	384
北朝鮮による日本人拉致問題の完全解決を求める意見書 -----	385
1. 請願一覧表 -----	387
1. 議事経過 -----	407

2月19日（金）

平成 28 年 2 月 19 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開会

出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	(同)
8 番	清 山 知 憲	(同)
9 番	島 田 俊 光	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	星 原 透	(同)
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	凶 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	(同)
20 番	中 野 一 則	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	横 田 照 夫	(同)
22 番	押 川 修 一 郎	(同)
23 番	宮 原 義 久	(同)
24 番	黒 木 正 一	(同)
25 番	松 村 悟 郎	(同)
26 番	後 藤 哲 朗	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	(同)
31 番	井 上 紀 代 子	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	山 下 博 三	(同)
34 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
35 番	外 山 衛	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	蓬 原 正 三	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	中 野 廣 明	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	桑 山 秀 彦
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	永 山 英 也
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	凶 師 雄 一
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
公 安 委 員 長	山 崎 殖 章
警 察 本 部 長	野 口 泰
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 長	村 社 秀 継

事務局職員出席者

事 務 局 長	日 隈 俊 郎
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	森 本 英 征 明

◎ 開 会

○星原 透議長 これより平成28年 2月定例県議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○星原 透議長 会議録署名議員に、清山知憲議員、井上紀代子議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○星原 透議長 まず、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員〔登壇〕 おはようございます。御報告をいたします。

閉会中の去る 2月12日の議会運営委員会において、本日招集されました平成28年 2月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計76件、その内訳は、当初予算19件、補正予算17件、条例32件、予算・条例以外 8件であります。このほか 3件の報告があります。またさらに、教育長の任命同意に係る議案が追加提案される予定であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査をいたしました結果、会期については、本日から 3月16日までの27日間とすることに決定いたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、 2月25日から 2日間の日程で

代表質問、 2月29日から 3日間の日程で一般質問を行います。代表質問については、質問人数を 4名とし、質問順序及び時間は、まず、自由民主党120分以内、次に、県民連合宮崎60分以内、続いて、公明党40分以内といたします。一般質問につきましては、質問人数を14名以内とし、質問順序は、24日が締め切りとなっている通告書の提出を待つて決定いたします。質問時間は、 1人30分以内といたします。

一般質問終了後、議案・請願について所管常任委員会への付託を行います。まず、 3月 3日から 2日間の日程で常任委員会を開催していただき、付託された議案のうち補正関連議案を審査の上、 3月 7日の本会議において各常任委員長の審査結果報告及び採決を行います。その後、 3月 8日から 4日間の日程で同じく各常任委員会で当初関連議案等を審査の上、 3月16日の最終日の本会議において議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。また、同じく最終日には、今年度設置しております 3つの特別委員会の調査結果報告を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会につきましては、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○星原 透議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○星原 透議長 会期についてお諮りいたしま

す。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月16日までの27日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第76号まで上程

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から議案第1号から第76号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○星原 透議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。平成28年2月定例県議会の開会に当たりまして、まず、冒頭におわびを申し上げます。

先般、相次いで発生しました知事部局を初めとする職員の不祥事につきましては、県政に対する信頼を大きく失墜させるものであり、改めて県議会を初め県民の皆様にご心よりおわび申し上げます。

私は、みずから先頭に立って、改めて綱紀保持の徹底を図り、職員一丸となって県民の皆様のご信頼回復に全力で努めてまいります。

それでは、今後の県政運営に関する所信の一端を申し上げますとともに、ただいま提案いたしました平成28年度の予算案並びにその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

我が国は、本格的な人口減少社会の到来、高齢化の進展、TPPの大筋合意を初めとする国際競争の激化、国・地方を通じた厳しい財政事情など、多くの課題を抱える中、個性豊かで魅力ある地域社会の実現に向けた地方創生の取り組みが本格化しております。

本県におきましても、昨年9月に策定した「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、本県の特色や優位性を最大限に生かし、市町村や県民の皆様とも連携して、地方創生の取り組みを加速化させていくこととしております。

また、東九州自動車道などインフラ整備の着実な進展、新たな国際定期航空路線やLCCの就航、大型クルーズ船の相次ぐ寄港、さらにはミラノ国際博覧会への出展、ジェトロ宮崎貿易情報センターの開設など、国内外に向けて飛躍する基盤が順調に整っているところであります。今後とも、TPP協定の動向を注視しつつ、東京オリンピック・パラリンピックも見据え、さまざまな分野でグローバルな展開をさらに進めていくこととしております。

一方で、口蹄疫発生から5年が経過しましたが、被害の中心となった西都・児湯地域の状況を見ますと、必ずしも復興をなし遂げたと言える状況にはありません。また、国際的なテロの脅威を幾度となく目の当たりにするとともに、国内でも大規模な自然災害が発生をしております。改めて「常在危機」の意識のもと、あらゆる災害リスクへの備えを図っていく必要があると考えております。

本年は、これらを念頭に、攻めの姿勢で直面する課題の解決に取り組むとともに、宮崎の魅力、活力を「日本のひなた宮崎県」のキャッチフレーズとともに力強く発信してまいります。

このところ、さまざまな施策の効果が着実に実感できるようになってきておりますが、ことは、それをさらに大きなうねりとし、本県にとって躍動の年となるよう、引き続き県民の皆様の声に真摯に耳を傾け、全力で取り組んでまいりますので、県議会の皆様を初め、県民の皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

続きまして、提案いたしました議案の御説明に先立ち、2点ほど御報告をさせていただきます。

1点目は、T P P協定への対応についてであります。

国においては、昨年11月に「総合的なT P P関連政策大綱」が策定されるとともに、ことし1月には、大綱実現に向けた施策を含む平成27年度補正予算が成立しております。

これらも踏まえ、本県におきましても、T P P協定が本県に与える影響について試算を行いますとともに、「宮崎県T P P対応基本方針」を取りまとめたところであります。

T P P協定につきましては、そのプラス効果を最大限に発揮させるとともに、マイナスの影響をいかに最小限にとどめるかということが何より重要であります。今後とも、国に対して大綱の確実な実施を強く要望するとともに、本県としても必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

2点目は、高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産認定についてであります。

昨年12月、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、諸塚村及び椎葉村の5町村で構成される「高千穂郷・椎葉山地域」が国連食糧農業機関（F A O）から世界農業遺産の認定を受けました。

この地域に広がる美しい棚田や森林、神楽を

初めとする伝統文化、そして、それらを維持してきた地域の強いきずなが山間地域のモデルとして世界的に認められたものであり、大変喜ばしく、光栄に思っております。認定に向け、取り組みを進めてこられました関係者の皆様、御支援をいただきました方々、そして地域の皆様に、改めて感謝と敬意を表したいと思っております。

世界農業遺産の認定は、地域の方々の大きな自信と誇りとなりますとともに、この地域の重要性やその価値を国内外に広く発信できますことから、さまざまな波及効果が生まれ、地域活性化につながることを期待されます。認定を契機としまして、伝統的な農林業等の一層の保全・継承、認定を生かした地域活性化等に、地域と一体となって取り組んでまいります。

それではまず、今議会に提案いたしました平成28年度当初予算案につきまして御説明申し上げます。

平成28年度当初予算案編成に当たりましては、財政改革の着実な実行、平成28年度重点施策の推進、役割分担等を踏まえた施策の推進を基本方針といたしました。

その上で、当初予算案につきましては、「第四期財政改革推進計画」を着実に実行しながら、選択と集中の理念のもと、人口減少問題や地域経済の活性化、県民の安全・安心の確保などの課題に的確に対応する施策の積極的な推進を図る「躍動する『みやざき新時代』予算」として編成したところであります。

このような方針に基づき編成いたしました結果、一般会計5,820億7,200万円、特別会計1,135億5,312万9,000円、公営企業会計442億8,468万6,000円となります。

なお、一般会計につきましては、平成27年度肉づけ後の予算額と比較して16.6%の減となり

ますが、27年度は、特殊要因として口蹄疫対策転貸債等の償還金1,200億円を計上しておりましたので、この償還金を除いた場合と比較しますと0.7%の増となっており、実質的には3年連続で対前年度比プラスとなります。

この中で、極めて厳しい財政状況にありますますが、地方創生に向けた取り組みの加速化や県民の安全・安心の確保を図る取り組みなどを積極的に推進する観点から、28年度においても特別枠を設け、公共事業を45億円、新たに設置する「県営電気事業みやざき創生基金」及び27年度予算で追加造成を行った「大規模災害対策基金」を活用した事業を18.8億円、総額63.8億円規模の追加措置をすることといたしました。

このうち公共事業の追加措置につきましても、全県的にきめ細かな事業を展開することのできる県単独事業を25億円上乗せし、対前年度比5.4%増としたところであります。

また、補助・交付金事業につきましても、20億円を上乗せすることで前年度と同規模の事業費を確保しており、これらの公共事業の執行によりまして、県民の安全・安心を確保するための防災・減災対策等を実施するとともに、県内各地域において経済波及効果を喚起してまいりたいと考えております。

さらに、公共事業以外の措置であります。企業局による新たな地域貢献事業として、電気事業会計の地方振興積立金を財源に「県営電気事業みやざき創生基金」を創設し、28年度から30年度にかけて毎年度10億円、3年間で総額30億円を積み立てるとともに、28年度からの5年間で、地方創生の加速化や口蹄疫からの復興達成としての畜産新生に向けた取り組みに加え、国体開催に向けた施設整備の方針が決定された後には、その整備にも活用していくことと

しております。

また、「大規模災害対策基金」を活用し、災害等の際に的確に行動できる人材の育成や、広域連携体制の整備等を前倒しで実施することにより、防災・減災対策のさらなる強化も図っていくこととしております。

以下、平成28年度当初予算案の主なものについて御説明申し上げます。

平成28年度当初予算案におきましては、本県の新時代を牽引する産業づくりや県内産業の生産性向上・高付加価値化、物流ネットワークの充実を図る「みやざき新時代チャレンジ産業づくり」、発信力の強化と地域の誇りの醸成や次代につなぐ持続可能な地域づくり、みやざき学・地元学の展開などによる人財育成を図る「世界ブランドのふるさとみやざきづくり」、移住・U I J ターンの推進、都市との連携協定を生かした対流づくりを図る「2つのふるさとづくり」、そして、ライフステージに応じた多様な支援策の充実強化、仕事と生活の調和した環境づくりを図る「子育ての希望を叶える県づくり」の4つを重点施策と位置づけ、予算編成を行ったところであります。

まず1点目は、「みやざき新時代チャレンジ産業づくり」であります。

成長分野の企業を産学金官が連携して支援する体制の充実強化を図るとともに、成長性の高いベンチャーの発掘・育成への取り組み、観光地経営の視点に立った戦略策定や成果検証等を担う「宮崎版DMO」の構築を目指した取り組みなど、「本県の新時代をけん引する産業づくり」を進めてまいります。

また、地域経済を牽引することが期待される企業等の育成を図るために、関係機関が連携して集中的に支援を行うとともに、水産試験場が

開発した本県オリジナルの海況情報「海の天気図」の高度化や、平成29年に宮城県で開催される全国和牛能力共進会で3連覇を勝ち取るための総合的な対策など、「県内産業の生産性向上・高付加価値化」を進めてまいります。

さらに、引き続き、高速道路の整備促進や長距離フェリーの利用促進など「物流ネットワークの充実」にも取り組んでまいります。

2点目は、「世界ブランドのふるさとみやぎづくり」であります。

まず、民間事業者との連携による「日本のひなた宮崎県」のキャッチフレーズ等を活用した商品開発や情報発信を展開するとともに、世界農業遺産の認定を生かした高千穂郷・椎葉山地域の活性化を図るスタートアップ事業や、美しい宮崎づくりの推進を図る県民協働による沿道修景美化の取り組みなど、「発信力の強化と地域の誇りの醸成」を図ってまいります。

また、ジビエの普及拡大に向けた関係者による一体的な取り組みや、性暴力被害者に対する総合支援窓口の設置、健康寿命の延伸を図るロコモティブシンドローム予防運動の普及啓発、特別支援学校高等部生の就労・自立支援、運転免許センターにおける高齢者等からの運転適性相談に係る体制の強化など、「次代につなぐ持続可能な地域づくり」を進めてまいります。

さらに、イタリア・ミラノで発見された伊東マンショ肖像画等の展覧会の開催や、中山間地域等における県立美術館所蔵作品の展示など、「みやぎ学・地元学の展開などによる人財育成」も進めてまいります。

3点目は、「2つのふるさとづくり」であります。

まず、総合計画に掲げる本県が持つ豊かさを指標化し、県内外へ発信するとともに、「宮崎

ひなた暮らしUIJターンセンター」の一層の活用促進、県内企業と学校が連携した高校生の県内就職を促進させる取り組みなど、「移住・UIJターンの推進」に取り組んでまいります。

また、県産材の利用促進のため、県外住宅メーカーと県内企業が連携して行う「みやぎスキギ」仕様の住宅の販促支援など、「都市との連携協定を生かした対流づくり」も進めてまいります。

4点目は、「子育ての希望を叶える県づくり」であります。

まず、障がいのある幼児の受け入れや預かり保育を実施する私立幼稚園等への支援や、社会的養護を必要とする児童に対する家庭的養育環境の提供、児童生徒のさまざまな問題に対応するスクールソーシャルワーカーの増員・充実など教育相談体制の拡充、県立図書館の本の利用向上を図るための新たな図書流通システムの構築等の「日本一の読書県」を目指した取り組みなど、「ライフステージに応じた多様な支援策の充実・強化」に取り組むこととしております。

また、女性の再就職やさまざまな分野への進出の支援を行うなど、「仕事と生活の調和した環境づくり」も進めてまいります。

以上、当初予算案の概要について御説明申し上げましたが、これに要します一般会計の歳入財源は、県税946億9,000万円、地方交付税1,827億300万円、国庫支出金849億9,293万5,000円、県債586億9,380万円、その他1,609億9,226万5,000円であります。

次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第20号「地方警察職員の定員に関する条

例の一部を改正する条例」は、警察法施行令の一部改正による地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準の改正に伴い、本県警察官の定員について必要な改正を行うものであります。

議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、青島亜熱帯植物園の学習室使用料や行政不服審査法の改正に伴う審査請求に係る書面の写しの交付手数料等を新設するとともに、青島亜熱帯植物園大温室の入館料を無料とするなど、当該使用料の廃止等の改正を行うものであります。

議案第22号「宮崎県犬取締条例の一部を改正する条例」は、犬の抑留中の飼育管理及び返還に要する費用を手数料として徴収することに伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第23号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、特定遊興飲食店営業の許可申請手数料等を新設するものであります。

議案第24号「宮崎県就農支援資金特別会計条例を廃止する条例」は、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の廃止に伴い、県による就農支援資金の新たな貸し付けを行わないことから、特別会計を廃止するものであります。

議案第25号「県営電気事業みやざき創生基金条例」は、地方創生の推進を初めとする地域活性化の取り組みを重点的に実施するための基金を創設する条例を制定するものであります。

議案第26号「宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例」は、国が定める後期高齢者医療財政安定化基金の標準拠出率の見直しに伴い、宮崎県後期高齢者医療広域

連合から徴収する拠出金の拠出率を変更するものであります。

議案第27号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」は、宮崎県消費生活センターの設置等について、宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例に規定されること等に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第28号「宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例」は、消費者安全法の改正に伴い、宮崎県消費生活センターの組織及び運営等に関する事項について条例で定めることとされたため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第29号「宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例」は、行政不服審査法の改正に伴い、開示決定等に対する審査請求に関する規定等の改正を行うものであります。

議案第30号「職員の退職管理に関する条例」は、地方公務員法の一部改正に伴い、営利企業等に再就職した元職員による職員への働きかけの禁止など、必要な事項を定める条例を制定するものであります。

議案第31号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、住民の利便性の向上及び事務処理の効率化の観点から、知事の権限に属する事務のうち、農地等の転用に係る事務について、取り扱いを希望する市に権限を移譲するための改正等を行うものであります。

議案第32号「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、障がいを理由とする不利益な取り扱いの禁止など、差別の解消に関し、必要な事項

を定める条例を制定するものであります。

議案第33号「興行場に関する条例の一部を改正する条例」は、興行場法第2条、第3条関係基準条例準則の改正に伴い、喫煙所の設置を任意とするなど関係規定の改正を行うものであります。

議案第34号「宮崎県中小企業振興条例の一部を改正する条例」は、本県の小規模企業が果たしている重要な役割を踏まえ、その振興を図るに当たっての基本理念や基本方針に関する規定等を追加するものであります。

議案第35号「建築基準法施行条例の一部を改正する条例」は、建築基準法の一部改正に伴い、建築審査会の委員の任期等に関する規定を追加するものであります。

議案第36号「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、特定遊興飲食店営業に関する規定の追加等の改正を行うものであります。

議案第37号「宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例」は、学校教育法の一部改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

議案第38号は、「包括外部監査契約の締結について」、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第39号から議案第41号までは、平成28年度の林道事業、農政水産関係建設事業及び土木事業に要する経費に充てるため、市町村負担金を徴収することについて、地方財政法第27条第2項等の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第42号から議案第45号までは、宮崎県子どもの貧困対策推進計画の策定並びに宮崎県地

域福祉支援計画、宮崎県環境計画及び宮崎県森林・林業長期計画の変更について、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条の規定により、議会の議決に付するものであります。

次に、別冊にて同時に提案いたしております平成27年度補正予算案及びその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算案は、国の平成27年度補正予算及び公共事業費等の国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであります。

補正額は、一般会計減額84億8,271万4,000円、特別会計減額4億3,516万1,000円、公営企業会計1億8,711万9,000円であります。この結果、平成27年度の一般会計歳入歳出予算規模は、6,979億6,430万円となります。

一般会計は約85億円の減額となりますが、このうち、国の補正予算に伴う経費として153億3,616万7,000円を計上しておりますので、以下、その主なものについて御説明申し上げます。

まず、公共事業につきましては、国から補助を受けて実施する道路や河川、土地改良、造林事業等の補助・交付金事業と直轄事業への負担金を合わせまして、約100億円を措置することとしております。

また、「一億総活躍社会」の実現等を目指す事業として、地域医療介護総合確保基金への積み増しや、介護人材・保育人材の確保を図るための修学資金等の貸付事業の支援を行うとともに、地方創生加速化交付金を活用する事業として、健康に着目した新たな成長産業の創出や、県内産業を支える多様な労働力の確保、世界農業遺産に認定された高千穂郷・椎葉山地域のプ

ロモーション等の支援などを行うこととしております。

また、T P P対策関連事業として、地域農業の担い手となる経営体が行う農業用機械等の導入支援と農地の生産性の向上等を図る公共土地改良事業を計上しております。

なお、地方創生加速化交付金については、事業の円滑な執行のため、交付決定前ではあります。国の指示もあり、予算に計上させていただいておりますことから、実際の執行は、3月末までに決定・通知される見込みである交付決定額の範囲内で行うこととしております。

さらに、国の補正予算に伴うもの以外としまして、松くい虫被害の蔓延防止を図るための経費や、「ふるさと宮崎応援寄附金」の増収に伴う返礼品の経費の増額等を計上しております。

以上、補正予算案の概要について御説明申し上げましたが、これに要します一般会計の歳入財源は、県税50億1,000万円、地方消費税清算金56億2,639万円、地方交付税19億7,397万9,000円、国庫支出金減額78億4,996万4,000円、繰入金減額69億3,800万3,000円、県債減額8億4,488万6,000円、その他減額54億6,023万円です。

次に、平成27年度予算の翌年度への繰り越しについてであります。

国の補正予算に係る事業について事業実施期間が不足することなどの事情から、歳入歳出予算を翌年度に繰り越して執行するものであります。

次に、債務負担行為についてであります。

県単独の道路事業や河川事業等について、今年度中の支出を伴わない債務負担行為、いわゆるゼロ県債を10億円余設定しており、国のゼロ国債を受けて行う道路事業や漁港事業等の約4

億円と合わせ、平成28年度当初予算計上の公共事業の年度内の早期発注及び施工時期の平準化を図ることとしております。

次に、特別議案の概要について御説明申し上げます。

議案第63号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、地域再生法の一部改正に伴い、同法に基づき県税の不均一課税を行った場合の減収額について地方交付税の対象となることから、関係規定の改正を行うものであります。

議案第64号「国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例等を廃止する条例」は、国営大淀川左岸土地改良事業等に係る関係市町及び受益者からの負担金について徴収が完了したことから、関係する条例を廃止するものであります。

議案第65号「都市公園条例の一部を改正する条例」は、学校教育法の一部改正に伴い、同法で定める学校に「義務教育学校」が追加されること等から、関係規定の改正を行うものであります。

議案第66号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」及び議案第74号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴い、宮崎県ライフル射撃競技場のエアライフル射場に係る使用料及び利用料金の徴収対象者を変更するなど、関係規定の改正を行うものであります。

議案第67号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び議案第69号「市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」は、平成27年度人事委員会勧告等を踏まえ、一般職の給与改定等を行うため、関係する条例の改正を行うものであります。

議案第68号「議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」は、国の特別職の給与改定状況等を踏まえ、本県特別職に係る期末手当の支給月数の改定を行うため、関係する条例の改正を行うものであります。

議案第70号「宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例」は、事業終了に伴う国への精算手続を行うため、基金の設置期間を延長するものであります。

議案第71号「宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例」は、国民健康保険法に基づき、国民健康保険の安定運営を図るための基金を創設する条例を制定するものであります。

議案第72号「宮崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例」は、基金事業の一部繰り越し等に伴い、基金の設置期間を延長するものであります。

議案第73号「宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例」は、執行残額を国へ返還するため、基金処分の特例に関する規定の改正を行うものであります。

議案第75号「宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、県税等の賦課徴収に関する事務が、住民基本台帳ネットワークを通じて本人確認情報を利用できる事務として規定されたことから、当該条例から関係規定を削除するものであります。

議案第76号「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例」は、水質汚濁防止法の一部改正に伴い、引用条項の改正を行うものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○星原 透議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす20日から24日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、25日午前10時開会、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時38分散会

2月25日（木）

平成 28 年 2 月 25 日 (木 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	(同)
8 番	清 山 知 憲	(同)
9 番	島 田 俊 光	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	星 原 透	(同)
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	凶 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	(同)
20 番	中 野 一 則	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	横 田 照 夫	(同)
22 番	押 川 修 一 郎	(同)
23 番	宮 原 義 久	(同)
24 番	黒 木 正 一	(同)
25 番	松 村 悟 郎	(同)
26 番	後 藤 哲 朗	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	(同)
31 番	井 上 紀 代 子	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	山 下 博 三	(同)
34 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
35 番	外 山 衛	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	蓬 原 正 三	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	中 野 廣 明	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	桑 山 秀 彦
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	永 山 英 也
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	凶 師 雄 一
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
公 安 委 員 長	山 崎 殖 章
警 察 本 部 長	野 口 泰
選 挙 管 理 委 員 長	後 藤 仁 俊
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

事務局職員出席者

事 務 局 長	日 隈 俊 郎
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 代表質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、宮崎県議会自由民主党、丸山裕次郎議員。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。自由民主党の丸山裕次郎です。

本日は2月25日ですが、多くの国立大学で前期日程試験が行われております。受験生に負けないように、代表質問に当たり調査研究してまいりましたので、明確な答弁を知事初め執行部にはよろしくお願いいたします。

なお、本日は夕刊紙が初めて1969年に発刊された日ということで、「夕刊紙の日」のようであります。この代表質問がぜひ新聞等に大きく取り上げられることをお願いしておきます。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

まず、平成28年度当初予算について、知事にお伺いいたします。現在、国会において平成28年度当初予算について審議中ですが、経済再生と財政健全化の両立する予算として、1つ目に、一億総活躍社会の実現に向けて、希望出生率1.8、介護離職ゼロに直結する子育て支援、介護サービス等の充実、地方創生の本格化を図る。2つ目として、持続可能な社会保障制度の確立に向けて、社会保障費の伸びを経済・財政再生計画の目安に沿って抑制するため、診療報

酬の適正化、改革工程を策定することを推進。

3つ目として、事前防災・減災対策の充実や老朽化対策など国土強靱化の推進。4つ目として、攻めの農林水産業に向けた施策を推進するといった項目を基本とした、総額96兆7,000億円の予算となっておりますが、まず、国の当初予算に関してどのように評価しているのか。また、本県の当初予算にどのように反映したのか、知事にお伺いいたします。

本県の平成28年度当初予算総額は5,821億円余となっております、ここ3年間を見ると積極的な予算編成になっております。重点施策として、「みやざき新時代チャレンジ産業づくり」「世界ブランドのふるさとみやざきづくり」「2つのふるさとづくり」「子育ての希望を叶える県づくり」の4本の柱にした狙いについて、知事にお伺いいたします。

次に、平成27年度補正予算についてお伺いいたします。一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策や、TPP関連政策大綱実現に向けた施策などを含む3兆5,000億円余の補正予算が国会で成立しましたが、県としてこの補正予算にどのように対応されたのか、知事にお伺いいたします。

次に、今回新たに基金造成される県営電気事業みやざき創生基金についてお伺いします。これまでも県企業局から一般会計への貸し付けはありましたが、今回初めて地方振興積立金を財源に一般会計へ繰り出しを行い、それをもとに、地方創生の推進を初め地域活性化の取り組みを重点的に展開するための県営電気事業みやざき創生基金が造成されます。そこで企業局長に、一般会計への繰り出しに至った経緯とについてお伺いいたします。

次に、地方創生についてお伺いいたします。

県では、人口減少対策の一環として、出生率2.07という極めて高い目標を設定し、地方創生のトップランナーを目指すなどの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定されました。ことしは、地方創生の本格的展開を図る極めて重要な年であります。地方創生を推し進める上で重要な予算として、国の補正予算で措置した全額国費の地方創生加速化交付金1,000億円、国の当初予算で措置した補助2分の1の新型交付金1,000億円。県で、先ほど述べました県営電気事業みやざき創生基金がありますが、県として今後どのように地方創生に取り組もうとしているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

次に、公共施設等総合管理計画についてお伺いします。これまでも公共施設等総合管理計画について議会で質問があり、「県としても、厳しい財政状況や人口減少等を踏まえ、長期的な視点を持って公共施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の適切な配置の実現をするため、全庁的な組織を立ち上げ検討を進め、今年度中に素案を取りまとめる」と答弁されておりますが、具体的にはどのような検討が行われ、どのような方針になるのか、総務部長にお伺いいたします。

次に、活火山対策についてお伺いいたします。新燃岳の約300年ぶりの大噴火から5年が経過し、死者58名、今なお行方不明者5名という戦後最悪の火山災害となった御嶽山噴火から約1年半が過ぎようとしております。これらの活火山の事案を受け、国において活動火山対策特別措置法が昨年改正されました。そのような中、桜島が数カ月ぶりに大噴火を起こし、本県でも、霧島連山の硫黄山で火山性微動や火山ガスが観測され、硫黄山周辺に立入規制が出され

ました。また、本県及びえびの市などが、法に基づく火山災害警戒地域に指定されております。そこで、法改正を受け、霧島山に関して、県として今後どのように対応していくのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

次に、地域医療構想についてお伺いいたします。地域医療構想は、本格的な人口減少社会、2025年には団塊の世代が75歳以上になる超高齢化社会を迎えることから、今後の地域医療に大きな影響を与える医療構想となります。県では、二次医療圏ごとに意見集約をする一環として、地域医療構想調整会議を開催しておりますが、昨年末に西諸地域医療調整会議を傍聴させていただきました。会議を傍聴して、病床機能ごとの病床数の変動や削減という、今後の地域医療にとって大きな影響を与える構想なのに、熟度が低いと感じてしまいました。これまで県では、今年度中に地域医療構想を策定する予定としておりましたが、現在の進捗状況と今後のスケジュールはどうなるのかをお伺いします。

またあわせて、県内各地の意見の集約状況並びにそれらの意見をどう生かしていくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

次に、宮崎県環境計画の変更についてお伺いいたします。昨年末に行われた国連気候変動枠組条約(COP21)では、京都議定書にかわる温暖化対策に向けた「パリ協定」が、歴史上初めて、全ての国が参加する新たな国際枠組みで採択されました。我が国では、パリ協定を踏まえ、2030年度までの温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減する目標を示すなど、地球温暖化の取り組み方針を昨年末に決定しております。このような中、今議会に宮崎県環境計画の変更を上程しておりますが、どのような変更内

容になるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

次に、「みやざきグローバル戦略」についてお伺いいたします。国内の人口減少等により国内市場が縮小する中、海外の成長市場の活力を取り込むことは、本県経済・産業の活性化を図る上で重要な課題であります。これまで県として、東アジア戦略を推進するため、香港事務所などの開設を行ってきました。昨年は、EU市場開拓の一環として、ミラノ食の博覧会やドイツ・アヌーガの商談会に、民間事業者と一緒に積極的に取り組んでおります。そのような折、昨年末、TPPが大筋合意され、世界のGDPの4割を占める経済圏をカバーする巨大なマーケットが創出される大きな一歩を踏み出しました。

我々自由民主党の有志一同で、TPP発起国であるシンガポール、ブルネイ、マレーシアを、東アジア戦略、TPP等の調査でことし1月に訪問させていただきました。3国とも急成長しており、日本の高度成長期のような状況だと感じました。特にブルネイでは、ヤスミンエネルギー・産業大臣と、宮崎の農畜産物、医療産業、太陽光産業等について意見交換する時間をいただきました。その際、大臣は宮崎に大変興味を示され、お忙しい中、2月上旬に御来県いただき、宮崎の農畜産、医療産業、太陽光産業の現場調査等をしていただきました。このように世界経済が大きく動く中、海外の成長市場の活力を取り込むため、「みやざきグローバル戦略」をどのように進めるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

次に、水産振興についてお伺いいたします。水産業を取り巻く状況は、数年前の燃油高騰で経営状況が非常に厳しかったときからすると、

燃油も下がり窮地を脱した感があるものの、魚価の低迷、水揚げ高の減少、さらには担い手不足など大きな課題が山積しております。そのような中、喫緊の課題である担い手の育成・確保や漁業の収益性の改善を図るため、水産業界みずから、未来の担い手育成、漁村の活性化を目的に、ことし2月、公益社団法人宮崎県漁村活性化推進機構を設立しました。機構が十二分に水産振興に大きな役割を果たしてほしいと考えておりますが、今後県では、機構とどのように連携を図り、担い手育成や漁業の収益性の改善に取り組んでいかれるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

次に、土木行政についてお伺いします。災害復旧事業を除く県の公共工事の予算の決算状況を見てみますと、平成25年度の978億円が、平成26年度には882億円となっております。平成27年度は、前年度からの繰り越しがさらに少ないことから、ここ数年で最低の決算になるのではと心配しております。建設産業は、県土の整備はもとより、災害時の緊急対応、口蹄疫などの防疫活動の際にはなくてはならない産業であります。本県において、公共工事が急激に伸びる要素は少ない状況ですが、今後、建設産業の育成に向けて、公共工事予算確保も含め、県土整備部でどのように取り組んでいくのか、部長にお伺いいたします。

次に、公金の管理についてお伺いいたします。日銀は先月末、我が国において初めてマイナス金利導入を決定しました。マイナス金利決定以降、株価が乱高下するとともに、国債が初めてマイナスの利回りになりました。金融機関は、住宅ローン金利や定期預貯金の金利利下げ等を行っている状況にあります。急激な変動ということで、県で管理している基金等にも影響

が出るのではないかと心配しております。そこで、基金など公金の管理と運用は非常に重要な課題であると考えておりますけれども、本県の実況はどうなっているのか、本会議場の花であり、花の好きな、花の似合う会計管理者にお伺いいたします。

次に、県立病院事業についてお伺いします。渡邊病院局長は、当時の県立病院課長や県民政策部長などを歴任され、平成24年4月に病院局長に就任されました。就任前の病院事業は、一般会計から50億円近くの繰り入れがあるにもかかわらず、3億円以上の経常赤字という厳しい決算状況でした。渡邊病院局長就任以来、医師や看護師等の医療スタッフの確保育成や医療提供体制の充実などさまざまな改善に取り組まれ、経営状況を見ても、平成26年度には3億円を超える経常黒字を達成しております。そこで、この4年間をどのように総括しているのか、今後の県立病院のあり方を含め、病院局長にお伺いいたします。

次に、教育委員会にお伺いします。新教育委員会制度が新年度よりスタートとなり、島原教育委員長並びに飛田教育長は、現制度での最後の教育委員長、教育長になります。飛田教育長とは、高校再編で閉校になった高原高校農業実習地での稲刈り作業や高原高校の閉校式、さらには年末恒例の京都での高校駅伝など、さまざまな行事で一緒でありました。いいときだけでなく、時には教育委員会の職員の不幸事による謝罪もあったと記憶しております。そこで、教育長としての4年間の総括をお伺いします。

また、島原教育委員長には、最後の教育委員長として、今後の宮崎の教育に対する思いをお伺いいたします。

壇上からの最後の質問として、警察本部長に

お伺いいたします。昨年、宮崎市内で、高齢ドライバーが歩道を暴走し6人を死傷させる痛ましい交通事故が発生しました。また、てんかん等の病気を持ちながら運転していたドライバーが事故を起こし、免許更新時の病気の有無に関する虚偽記載で追起訴される事案も発生しております。これまでも、さまざまな交通事故減少対策に取り組まれてきておりますけれども、新規事業で、「運転免許保有者の認知症等対策推進事業」を提案されております。具体的な事業内容と効果について警察本部長にお伺いし、以下の質問は質問者席から行います。(拍手)

[降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

まず、国の当初予算の評価と本県の当初予算についてであります。国の平成28年度当初予算の一般会計総額は96兆7,000億円と過去最大の規模となりまして、一億総活躍社会の実現とともに、人口減少対策や地域活性化、地域経済好循環の推進、さらに国土強靱化の推進など、本県を初めとする地方が繰り返し訴えてきたことを踏まえて編成されているものと、一定の評価ができると考えております。

また、県の平成28年度当初予算におきましては、「財政改革の着実な実行」「重点施策の推進」「役割分担を踏まえた施策の推進」の3つを基本方針としております。厳しい財政状況の中ではありますが、地方創生のトップランナーを目指して展開します地域活性化の取り組みや、県民の安全・安心の確保に向けた取り組みなどを積極的に展開しますため特別枠を設け、また、地方創生推進交付金など国の補助・交付金事業も十分活用しながら、地方創生に資する事業や防災・減災対策を加速化する事業、子供

の貧困対策に向けた事業などを構築し、「躍動する『みやざき新時代』予算」として積極的な予算編成を行ったところであります。

次に、重点施策の狙いについてであります。本県では、昨年9月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、長期的視点に立った人口減少対策を進めております。来年度は、地方創生を本格的に展開させていく非常に重要な年でありますので、当初予算の重点施策につきましては、総合戦略と連動した4つの柱としたところであります。1つ目の「みやざき新時代チャレンジ産業づくり」については、産業振興と経済の活性化、2つ目の「世界ブランドのふるさとみやざきづくり」は、中山間地域を初めとする地域の活性化を、また、3つ目の「2つのふるさとづくり」については、移住・U I Jターン及び都市部との交流の促進、4つ目の「子育ての希望を叶える県づくり」は、子育てしやすい環境の整備をそれぞれの狙いとしております。こうした取り組みを通じまして、社会減の抑制と出生率の向上、その相乗効果による好循環を生み出し、本県が地方創生のトップランナーとして躍動できるよう、全力を挙げてまいりたいと考えております。

最後に、国の補正予算への対応についてであります。まず、公共事業につきましては積極的に財源を確保することとし、補助・交付金事業で95億9,000万円余、直轄事業負担金で4億2,000万円余と、全体で100億円余を2月補正予算に計上しております。次に、一億総活躍社会の実現等につきましては、介護人財や保育人財の確保を図るため、修学資金等の貸付事業への支援など、11事業、37億1,000万円余を計上しております。また、地方創生加速化交付金事業につきましては、食と健康に着目した成長産業

の創出や多様な労働力の確保など、35事業、10億9,000万円余を計上しております。そして、T P P対策関連事業としましては、地域農業の担い手となる経営体の規模拡大や、経営の多角化を図るための機械等の導入支援、また、さきに御説明しました公共事業に含まれる土地改良事業を合わせて24億8,000万円余を計上しております。この結果、今回の補正予算における国の補正予算に伴う補正額は、総額153億3,000万円余となったところであります。以上であります。

〔降壇〕

○総合政策部長（茂 雄二君）〔登壇〕 お答えします。

地方創生の取り組みについてであります。本県が人口減少に歯どめをかけ、地方創生を実現していくためには、昨年策定した「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた施策を着実に実施し、1つずつ成果を上げていくことが重要であります。特に来年度は、地方創生の取り組みを本格的に展開させていく非常に重要な年でありますので、国の地方創生加速化交付金や地方創生推進交付金、さらには、新設する県営電気事業みやざき創生基金などを積極的に活用し、「みやざき創生始動プロジェクト」を初め、総合戦略に掲げた施策に、市町村や民間企業などとも緊密な連携を図りながら、全庁を挙げてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○総務部長（成合 修君）〔登壇〕 お答えします。

公共施設等総合管理計画についてであります。本県におきましては、平成26年7月に計画策定検討委員会を設置しまして、公共施設等の現況調査などや管理方針について検討を進め、計画の素案を取りまとめたところであります。

この素案では、基本的な方針としまして、計画の目的を公共施設等の保有・運営・維持の最適化するとともに、全庁的な推進体制を構築し、施設等の老朽化対策を強化することとしております。その中で、例えば建物系施設につきましては、施設評価システムの構築や国、市町村との情報の共有、施設の統廃合の検討などについて掲げているところであります。また、計画期間を20年間とし、下位計画である個別施設計画を平成32年度までに策定することとしております。今後は、この素案をもとに、県議会の皆様の御意見をいただいた上でパブリックコメントを実施し、最終案を6月議会において御審議いただく予定としております。以上であります。〔降壇〕

○危機管理統括監（金丸政保君）〔登壇〕 お答えいたします。

火山対策についてでございます。一昨年、昨年の御嶽山噴火災害の教訓を踏まえ、昨年7月に活動火山対策特別措置法が改正されまして、今月22日に、霧島山に係る火山災害警戒地域として、本県、鹿児島県及び周辺の4市2町が指定されております。この法律では、噴火の兆候となる火山現象の変化を住民や登山者にいち早く伝達し、避難体制を整備することが必要不可欠であることを踏まえまして、これらに的確に対応するための対策を、県、市町村の地域防災計画に位置づけることとされております。また、地域防災計画の策定に当たりましては、県、市町村、气象台、火山専門家等で構成される火山防災協議会の意見をあらかじめ聴取することとされておりますので、鹿児島県、関係の市や町と共同で、できるだけ早くこの協議会を設置いたしまして、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、現在、硫黄山の火山活動がやや高まっております。その状況を注意深く把握し、関係機関と密接に連携しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（桑山秀彦君）〔登壇〕 お答えいたします。

地域医療構想についてであります。地域医療構想につきましては、これまで、地域医療構想策定委員会を3回、各圏域での地域医療構想調整会議をそれぞれ2回程度開催しまして、策定を進めているところであります。当初は、今年度内での策定を予定しておりましたが、策定委員会において、より時間をかけた審議が必要ということで委員の皆様の意見が一致したことなどを踏まえ、県としましては、来年度半ばごろまで時間をかけて検討を進めてまいりたいと考えております。

また、県内各地の意見であります。地域医療構想調整会議において、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4つの病床機能ごとに、各圏域の間で患者が流出あるいは流入している状況も踏まえながら、将来の医療提供体制や、今後必要となる施策等について意見を出していただいたところであります。これらの意見につきましては、できるだけその意向を生かしつつ、また県全体の状況も踏まえながら、構想の策定に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○環境森林部長（大坪篤史君）〔登壇〕 お答えいたします。

環境計画についてであります。今回の主な変更点としましては、まず、長期的な目標について、本県の地域特性を生かした低炭素・循環型社会づくりを一層進めていくという観点から、

「日本のひなた「太陽と緑の国みやぎ」の実現」としたところであります。また、地球温暖化対策について、温室効果ガスの削減目標を国と同様の水準に変更するとともに、温暖化の影響が中長期的には避けられないものとして、防災面や健康面、生態系や農林水産業等における適応策についても、新たに盛り込んだところであります。さらに、県民一人一人が、環境についてみずから考え行動することが重要ですので、本計画を環境教育促進法に基づく行動計画として位置づけまして、環境教育の一層の推進を図ることとしております。今後は、県民、事業者、市町村等と一体となって、本県の特性を生かした環境づくりにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○商工観光労働部長（永山英也君）〔登壇〕

お答えします。

みやぎグローバル戦略についてであります。県では、国内市場が縮小する中、成長する海外の活力を取り込むため、近年の環境変化や県内企業の動向等を踏まえまして、現在の「みやぎ東アジア経済交流戦略」を発展的に継承し、世界市場にも視野を広げ、「世界に開かれ、世界とともに成長するみやぎ」を目指す姿とします「みやぎグローバル戦略」の策定を進めております。この戦略では、これまで取り組んでまいりました輸出の促進、観光誘客、交流基盤の整備に加えまして、新たに、海外進出の支援や海外からの投資の呼び込み、さらにはグローバル人材の育成など総合的な取り組みを行うことによりまして、外貨の獲得やビジネスチャンスの創出を目指すこととしております。今後は、ジェトロなどの関係機関や大学、企業等との連携をより一層強化しまして、オー

ルみやぎの体制で戦略の推進に努め、グローバルな展開による本県経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○農政水産部長（郡司行敏君）〔登壇〕 お答えいたします。

宮崎県漁村活性化推進機構についてであります。県ではこれまで、漁業就業者支援フェアや高等水産研修所における資格取得研修等による担い手の確保育成に重点的に取り組まるとともに、関係団体と連携し、収益性向上のための漁業者の実証的な取り組みを支援してまいりました。このような中、今般設立されました宮崎県漁村活性化推進機構は、御質問にもございましたが、業界みずからが水産振興に向けて設立した団体でありまして、担い手の確保育成、経営指導、それから高収益型漁業への転換支援という大きく3つの事業を柱としております。特に高収益型漁業への転換支援につきましては、国のもうかる漁業創設支援事業等での実証的な取り組みを積極的に普及しようとするものでございまして、漁業関係者の期待は大きいものがございます。県といたしましては、これらの期待に応えられますよう、機構を積極的に支援いたしますとともに、しっかりと連携を図りながら、より一層の担い手の確保育成や漁業の収益性改善に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○県土整備部長（図師雄一君）〔登壇〕 お答えいたします。

建設産業の健全育成についてであります。社会資本の整備や防災・減災への対応などに欠くことができない役割を果たしていただいている建設産業においては、将来を見通すことができる経営環境の整備を図ることが大変重要である

と考えております。このため県といたしましては、国の公共事業予算確保に向けて、知事を先頭に全力で取り組んできており、今回の国の補正予算においては、全国で6番目に多い交付金が配分されたところであります。また、来年度当初予算においては、県単公共事業の特別枠として、公共三部合わせて25億円を計上させていただいております。さらに、建設産業の担い手の確保や経営基盤の強化を図るための施策など、総合的かつきめ細やかな支援に取り組んできたところですので。今後とも、このような取り組みを進めるとともに、改正品確法に基づく発注の平準化などの取り組みをより一層推進し、地域に貢献する建設産業の育成にしっかりと取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○会計管理者（舟田美揮子君）〔登壇〕 答えさせていただきます。

公金の管理・運用についてであります。歳計現金や基金等のいわゆる公金につきましては、地方自治法等の定めにより、まずは元本を確保した上で、いつでも現金化が可能な流動性や、さらには利息収入確保のための効率性を基本といたしまして、定期預金や国債等による管理・運用を行っているところであります。これまで、超低金利が続く中、より高い金利となるよう、資金をまとめて長期間で運用するなどの工夫を行い、その結果、今年度は1月末現在で約2億4,400万円の運用利益を得ているところでございます。マイナス金利が導入されたことで、利息収入への影響が考えられますが、今後とも、状況の変化をしっかりと見きわめ、利息収入確保に向けての工夫をしながら、適切に公金の管理・運用を行ってまいります。以上でございます。〔降壇〕

○企業局長（四本 孝君）〔登壇〕 県営電気

事業みやざき創生基金造成のための一般会計への繰り出しについてであります。地方財政法に基づく繰り出しについては、これまでの電気事業法の卸供給料金算定規則による、いわゆる総括原価方式のもとでは困難でありましたが、電力システム改革に伴う同法改正の中で卸供給が廃止されることから、総額30億円の繰り出しを行うこととしたものであります。

本県電気事業は、大正7年の県議会で、豊かな水資源を活用して県の財源を涵養し、県民負担の軽減を図るために、県営水力発電に取り組むよう要望する意見書が可決されたことが発端であり、今般、こうした先人の思いを実現する当初予算案の上程に至り、大変感慨深いものがあるところであります。企業局としましては、今後とも、健全経営を維持しながら、地域に貢献できるように引き続き努力をしてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○病院局長（渡邊亮一君）〔登壇〕 答えします。

この4年間の県立病院運営の総括等についてでございます。本県は、医師不足に加え、その地域偏在など、依然として医療提供体制が厳しい状況にありまして、全県レベルあるいは地域の中核病院として、県立病院は、その役割を将来にわたって安定的に果たしていく必要があると考えております。そのため、基盤となる経営営につきましましては、大学への医師派遣要請はもとよりでございますが、宮崎大学医学部の後期研修医への資金貸与や看護師の地域枠採用の導入等によりまして、スタッフの確保を図り、収益向上に努めたところでございます。また一方で、費用削減にも職員一丸となって取り組んでまいりました。その結果、御案内のとおり一定程度、健全化を図ることができたものと考えて

おります。

また、昨年3月に策定しました新しい経営計画では、高度・急性期医療の提供や救急・災害医療提供体制の強化、あるいは地域医療の充実への貢献等、県立病院として一層の機能強化を進めていくこととしたところでございます。また、施設の老朽化や狭隘化等が課題となっております県立宮崎病院の再整備につきましても、基本構想を策定し、現在基本設計を行っているところでございまして、一定の道筋をつけることができたのではないかと考えております。

県立病院を取り巻く環境は、今後、厳しさを増してくることが予想されますことから、引き続き、経営形態も含め、県立病院の果たすべき役割や機能を常日ごろから検証し、県民が求める医療の提供に努めていく必要があると考えております。以上でございます。〔降壇〕

○教育委員長（島原俊英君）〔登壇〕 お答えいたします。

今後の宮崎の教育に対する思いについてであります。私は、教育委員長として1年5カ月、教育委員として3年5カ月にわたり、経済人としての立場から、宮崎の教育行政に携わってまいりました。私たちを取り巻く社会構造、経済及び教育などの環境が激変してきています。このような厳しい環境の変化の中で、将来、子供たちが困難に立ち向かい、社会で生き抜く力を身につけられるよう、生涯学習の基礎となる学力の向上はもちろんのこと、ふるさと学習やキャリア教育などの取り組みを推進し、自尊心や誇りとともに夢や志を育てていくことが、これからの本県教育にとって重要であると考えております。

御案内のとおり、4月から新教育委員会制度がスタートし、私の委員長としての役割は終わ

りますが、引き続き委員として、県民の視点に立ち、広く地域の皆様の意向を反映した教育を実現するとともに、産業界との連携の推進など、県民一体となった教育の推進に積極的に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○教育長（飛田 洋君）〔登壇〕 お答えいたします。

教育長4年間の総括についてであります。さまざまな方の踏ん張りがあり、そして汗があつて宮崎の教育が成り立っている、そう感じ続けた4年間でございます。改めて心からお礼を申し上げたいと思います。

私には、教育改革ほど難しい改革はないのではないかと考えてなりません。その成功の特効薬が唯一あるとすれば、それは第一線の職員を元気にし、やる気にさせることではないか、そう考え、できるだけ学校や各地域へお伺いしました。また、教育への思いを自分の言葉で語り続けてまいりました。また、公教育は、全ての子供の幸せ、特に厳しい状況にある子供の幸せを願って行うことが何よりも大切である、そういう思いで4年間取り組んでまいりました。

教育をめぐる環境が陰しさを増す中、厳しい状況である高校生の離職率が、卒業後の1年のデータではありますが、一昨年、全国平均より改善されたこと。10年前は全国との差が8ポイント以上あった特別支援学校卒業生の就労率が全国レベルになったこと。さらには、各地域の高校の再編整備も、何より子供たちにとって魅力あるという視点で進めてきていること。県立高校推薦入試では、人物評価を重視しながらも、生きる力の基盤となる学力の検査を導入したこと。また、本年度、県教育委員会として初めて、障がい者雇用率を達成できたこと。そし

て、学校事務等を担う職員の採用の再開など、きつとこれらは、今後の宮崎の教育の振興に生きてくるに違いないと考えております。教育は、社会を、そして世界を変える、人類が使える最もパワフルな武器だと思っております。新教育委員会制度のもとでも、本県の教育を力強く推進していくことが大切だと考えております。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長(野口 泰君)〔登壇〕 お答えいたします。

認知症等対策推進事業の内容につきましては、これまで警察職員が行っていた運転適性相談業務に、医療の専門的知識を有する看護師4名を非常勤職員として採用し、宮崎、都城、延岡の各運転免許センターに配置して、相談体制の強化を図るものであります。これにより、認知症やてんかん等一定の病気を抱えている方、加齢により運転に不安を感じている高齢者やその御家族等からの相談に、よりきめ細かに対応しようとするものであります。事業効果としましては、看護師の配置により、県民の皆さんが、より気軽に相談できる環境が整い、相談者の増加が見込まれるとともに、専門的な見地からの確かな助言・指導を行うことで、医療機関への早期受診や免許返納等がスムーズに促されるなどの効果があり、結果として、さらなる交通事故抑止につながるものと考えております。

なお、運転免許センターに非常勤の看護師を配置しているのは、全国では、熊本県、鳥取県に次いで本県が3例目となります。以上であります。〔降壇〕

○丸山裕次郎議員 それぞれ答弁、ありがとうございました。

それでは、順次再質問を行います。まず、平成28年度当初予算についてお伺いします。平

成28年度当初予算は、第四期財政改革推進計画を着実に実行しながら、選択と集中の理念のもと、人口減少問題や地域経済の活性化、県民の安全・安心の確保などの課題に的確に対応する施策の積極的な推進を図る「躍動する『みやざき新時代』予算」として編成されたと、知事提案理由を述べられております。躍動するみやざき新時代に向けて、平成28年度においても特別枠を設けておりますが、どのような考え方で措置したのか、またその内容について、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 厳しい財政状況の中での予算編成でありますので、どうしてもシーリングをかけざるを得ないわけですが、その中で、選択と集中を図る観点から、ことしも特別枠を設けたところであります。その内容につきまして、まず、公共事業については、防災・減災対策に資する社会基盤の整備を促進しますとともに、県内経済の活性化を図るために45億円の追加措置を行っております。特に県単独事業につきましては、きめ細かな地域ニーズに対応しますため、前年度から5億円増の25億円としたところであります。次に、県営電気事業みやざき創生基金事業につきましては、この貴重な財源を有効に活用し、地方創生の推進を初めとします地域活性化の取り組みを重点的に展開するため、新たに基金を創設しまして、44の事業、10億7,000万円を措置しております。また、今年度造成をしました大規模災害対策基金により防災・減災対策を加速化することとし、広域連携体制の整備など、23事業、8億1,000万円を措置しております。この結果、特別枠は総額で63億8,000万円となったところであります。

○丸山裕次郎議員 次に、県営電気事業みやざき創生基金について、企業局長から一般会計に

繰り出した経緯等の答弁がありました。大正7年の県議会の、県の財源を涵養し、県民の負担の軽減を図るために発電事業に取り組んでほしいという思いが、約100年たって実現することになったことに、まことに先人の偉大さを感じております。また、貴重な財源を今生かされるに当たり、1円たりとも無駄にはしてはいけないと感じております。そこで、今回の基金を活用して行われる事業をどのような基準で構築したのか。またあわせて、基金事業の実施を5年間としている理由を、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（成合 修君） 県営電気事業みやざき創生基金は、企業局の地方振興積立金を財源としておりますことから、その活用については、地域振興という趣旨を踏まえて検討を行ったところであります。その結果、まず、「みやざき創生」の加速化」として、国の地方創生推進交付金の活用事業や畜産新生に向けた取り組み、また、国体開催に必要な施設整備への活用、さらに、「みやざき新時代」へのチャレンジ」として、従来の新規・改善事業とは視点の異なるアイデア事業や、将来の事業展開につながるための調査・研究事業に活用することとし、今年度は通常の新規・改善枠とは別枠で44事業を措置したところであります。

次に、基金事業の実施の期間についてであります。電気事業会計からの繰り出しが平成28年度から30年度の3年間で行われること、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の戦略推進期間が平成31年度までとされていること、また、スポーツ施設整備事業につきましては、今後、国体開催に向けた準備の進捗状況に合わせて検討を行うとしたことなどを総合的に判断しまして、平成32年度までの5年間を事業の実施期間

としたところであります。

○丸山裕次郎議員 次に、先ほど知事から、今年度の重点政策を4つの柱にした狙いについて答弁いただきましたけれども、4つの柱ごとに、主な事業の内容と期待される事業効果について、関係部長に質問させていただきます。

まず、1本目の柱の「みやざき新時代チャレンジ産業づくり」で、県内産業の生産性向上・高付加価値化に資する事業として計上されている新規事業「産学金労官プラットフォームによる地域産業・企業成長促進事業」について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（永山英也君） 真の地方創生の実現には、付加価値の高い産業の育成と、良質な雇用の場の確保を図る必要があります。現在県では、その実現に向けまして、「みやざき産業振興戦略」の策定を進めているところであり、その重要な柱の一つとして、地域経済の中核となる企業の育成を掲げております。今回の事業は、県内の産学金労官の機関が一体となって、企業の成長促進に取り組む基盤としてのプラットフォームを構築するものであります。その上で、各構成機関の目ききにより、地域経済を牽引することが期待される企業の発掘を行い、その企業に対し、県による戦略策定支援のほか、金融機関の融資や経営支援機関のサポートなど、各機関の特性や役割に応じた支援を集中的に行うものであります。この取り組みにより、国内外から外貨を獲得する企業が成長し、さらに、県内企業との取引拡大や連携強化により地域経済循環を生み出し、本県経済全体の底上げを図ってまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 答弁にありましたように、地方創生の実現には付加価値の高い産業の育成

と良質な雇用の場の創出が重要です。県内の産学官労官が一体となって企業の成長促進に取り組む基盤としてプラットフォームを構築し、各機関の目ききにより企業を発掘し、さまざまな支援を行うということで、大変期待をしております。ぜひ、国が推奨しているビッグデータ、リーサス等をもとに、何が本県で足りないのかを分析し、その上で積極的に産業育成に取り組んでいただくことを要望しておきます。

次に、2つ目の柱の「世界ブランドのふるさとみやざきづくり」で、発信力の強化と地域の誇りの醸成に資する事業として計上されている新規事業「世界農業遺産里山コミュニティ創出事業」について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 世界農業遺産里山コミュニティ創出事業は、昨年12月にFAOから世界農業遺産の認定を受けました高千穂郷・椎葉山地域において、先人の時代から培われた伝統的な農法や、神楽など文化の保全・継承活動、地域活性化に向けた取り組みを支援する事業でございます。具体的には、シンポジウムの開催等による情報発信や農林水産物のブランド化、グリーンツーリズムへの取り組み、さらには世界農業遺産を次世代へ継承するための体験教育活動などを支援することといたしております。これらの取り組みを地元町村と連携しながら推進いたしますことで、地域住民の意欲向上や交流人口の増加、地域産品の販売促進などを図り、世界農業遺産の認定を生かした地域の自立的な発展を目指してまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 答弁にありましたとおり、世界農業遺産の認定を生かした地域の自立的な発展が大きな目的であろうと思っております。

認定がゴールではなくスタートであると思っております。ぜひ、関係町村や、九州内の同じく世界農業遺産に認定された地域などと連携し、結果を出していくことが、山間地域の活性化、地方創生につながっていくと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、3つ目の柱、「2つのふるさとづくり」で、移住・UIJターンの推進に資する事業として計上されている移住・UIJターン強化事業について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（茂雄二君） 県では今年度に、宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターや官民の協議会を設置するなど、移住・UIJターンの受け入れ体制強化を図ってきたところでありまして、ことし1月末現在で、移住相談件数は前年同月比約4.1倍の351件、移住世帯数も、前年度実績は64世帯でありましたが、その約1.8倍となる113世帯となっております。来年度の事業におきましても、今年度の実績を踏まえながら、センターの一層の活用促進、移住セミナーや相談会の開催、市町村における受け入れ体制整備の支援、農林業体感ツアーの実施など、市町村や関係団体等と一体となった移住・UIJターンの推進に積極的に取り組んでまいります。これらの取り組みにより、都市部から本県への人の流れを創出し、地域の担い手確保や活力の維持・増進等を図っていきたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 人口減少対策の一環として、移住・UIJターンは各県が競い合っております。ぜひ多くの方々に宮崎に興味を示していただき、1人でも多くの方が、「宮崎に来てよかった」「住んでよかった」「住み続けてよかった」と言える県にしていくことが大切だと

思いますので、よろしくお願いいいたします。

4つ目の柱の「子育ての希望を叶える県づくり」で、ライフステージに応じた多様な支援策の充実・強化に資する事業として計上されている家庭的養護みやぎモデル推進プロジェクトについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） このプロジェクトは、家庭で適切な養育を受けられない児童等に対しまして、家庭に近い養育環境を提供するために、施設の小規模化や地域分散化、里親への委託促進等に関連する3つの事業を実施するものでございます。具体的に申し上げますと、まず1つ目は、宮崎市に1カ所設置されている乳児院を都城北諸県地域にも分散整備しまして、乳幼児の家庭復帰や里親委託の拠点とする事業、2つ目は、地域からの相談に応じる児童家庭支援センターを宮崎市の乳児院に併設しまして、そこに里親トレーナーを配置して乳幼児等の里親委託を促進する事業、3つ目は、里親制度の広報啓発や里親への支援などを行う、里親普及促進センター（仮称）を開設しまして、里親の新規開拓などを行う事業であります。これらの事業を一体的に実施することは、本県独自の取り組みでございまして、愛着形成にとって重要な時期であります、新生児を含む乳幼児期での里親委託が図られ、家庭的養護のさらなる推進につながるものと考えているところでございます。

○丸山裕次郎議員 子供の貧困対策が問題になる中、大変重要な取り組みだと思っております。全ての子供が未来に向けて安心して成長できるようになることを期待しております。

次に、税制改正大綱についてお伺いします。政府は、現下の財政状況を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点から、成長志向の法

人税改革等を行うとともに、消費税引き上げに伴う低所得者への配慮として、消費税の軽減税率制度を導入することを決定しました。あわせて、少子化対策・教育再生の推進等に取り組むとともに、地方創生に資する一定の税制措置を講ずることや、本県にも影響があります車体課税を見直すことも決定しております。そこで、大綱をどのように評価しているのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（成合 修君） 今回の税制改正大綱につきましては、まず法人税改革として、資本金1億円以下の中小法人に十分配慮した形で実施される法人事業税の外形標準課税の拡大や、法人住民税法人税割の税率引き下げにあわせまして、国税である地方法人税の税率引き上げを行い、その税込額を地方交付税の原資にするなど、地方にとりましては、税込額の安定化や地方法人課税の偏在是正を図ったものとなっております。一定の評価をしているところであります。

なお、消費税に係る軽減税率の導入につきましては、低所得者の負担軽減のために十分配慮された措置ではありますが、一方で、自動車取得税が自動車税環境性能割に見直されることに伴う減収などとあわせ、地方の税財源が減少する改正も盛り込まれていることから、減収分につきましては、国に対して安定的な税財源を確保していくよう求めてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 ありがとうございます。今回の税制改正大綱には、森林吸収源対策として以下のように書かれております。

森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつなが

り、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題があり、こうした課題を克服する必要がある。

このため、森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。

と明記されております。

そこで、税制大綱に森林吸収源対策と明記されたことについて、見解を環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 今回、森林吸収源対策が税制大綱に盛り込まれ、特に市町村による森林整備の財源に充てる「森林環境税の創設を検討する」と明記されましたことは、地球温暖化防止や資源循環型林業の推進にも資するものと考えております。この森林環境税の導入の時期につきましては、今後、国において適切に判断するとされております。また、税収の規模や用途等についても具体的に検討されるようですので、本県の森林環境税のあり方も含めまして、今後の動向を十分注視してまいりたい、そしてできるだけ早く実現されるように、県としましても要望してまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 壇上から述べましたよう

に、地球温暖化防止対策に向けたC O P 21・パリ協定では、全ての国が参加する新たな枠組みが採択され、二酸化炭素の吸収源として森林の果たす役割が改めて認識されております。杉素材生産量日本一の林業県として、他の林業県とも連携し、国に対し、国レベルでの森林環境税の早期導入について積極的に要望していただくことをお願いしておきます。

森林環境税の導入の前段として、政府は、温室効果ガスである二酸化炭素の大気中濃度抑制や林業振興のため、2016年度地方財政計画の歳出に、森林吸収源対策に向けた事業として500億円程度を計上しております。この中には、森林による二酸化炭素吸収効果を維持させるためには間伐が必要だが、所有者が不明だったり、境界がはっきりしなかったりするため実施できないケースが多いことから、森林整備に必要な情報を整理するため、市町村による林地台帳整備を後押しする取り組みが含まれております。

このような中で、私の地元であります西諸地区森林組合において、親が亡くなり相続の手続をしていたら、森林の相続があることがわかり、森林組合に山を買ってほしいという相談が急増しているようではありますが、その際、森林簿を活用できないかと考えております。そこで、県として林地台帳整備に対し市町村とどのように連携していくのか。また、市町村の林地台帳整備による効果はどのようなものが想定されるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 森林の中で境界や所有者の不明な箇所は、全国的に増加傾向にありまして、適正な森林整備の支障となっている状況でございます。そこで、来年度から国では、必要な予算を措置しまして、市町村において林地台帳の整備を進めていくこととされた

ところであります。この台帳は、森林の地番や所有者名、図面等の情報を登載するものでして、県で現在作成しております森林簿と一部重複する内容となっております。そこで本県では、この森林簿の内容を市町村に提供することで、市町村の負担軽減を図り、できるだけ早く台帳の整備が進むよう支援してまいりたいと考えているところであります。

また、台帳が整備されることによりまして、森林の境界や所有者が明確となり、適正な森林管理の推進が図られますとともに、森林組合等による施業の集約化や施業受託も促進されるものと考えております。

○丸山裕次郎議員 今後、森林吸収源対策や資源循環型の林業を進める上で、林地台帳の整備は非常に重要になっていくものと思います。林地台帳整備には市町村の取り組みが重要ですが、森林・林業に対する職員の体制なども温度差がありますので、県のリーダーシップのもと、適切に林地台帳の整備が進められることを要望しておきます。

次に、T P Pについてお伺いいたします。昨年10月に大筋合意し、11月末にはT P P関連政策大綱がまとまり、昨年末にはT P Pによる農林水産物の影響を1,300億円から2,100億円とする試算を国は公表しました。県でもこの国の試算に準じて試算し、牛肉・豚肉などを中心に47億円から93億円の影響があるとする試算を公表しました。また、国が公表したT P P協定の経済効果分析では、貿易拡大等によりG D Pを2.59%押し上げ、13.6兆円の拡大効果があるという公表をもとに本県経済を分析し、G D P基準では979億円、輸出入基準で204億円の拡大効果があると公表しております。そこで、県として今後T P Pに対してどのような基本方針で

臨むのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） T P Pにつきましては、協定の内容が本県に与える影響や、それを踏まえた分野別の方針などをまとめました「宮崎県T P P対応基本方針」を先月末に策定したところであります。T P Pにつきましては、本県経済にとりまして一定のプラスの効果を与えることが想定される一方で、本県の基幹産業である畜産を初めとする農林水産業では、県産品の価格下落による生産額の減少などの影響が懸念される所であります。本県としましては、T P Pによるプラスの効果を最大限にし、マイナスの影響を最小限にとどめることが何よりも重要であると考えております。国に対しましては、「総合的なT P P関連政策大綱」を確実に実施することでありますとか、協定のプラス効果が地方においても十分波及するよう、今後とも求めてまいりたいと考えております。

さらに、短期的な対策はもとより、中長期的な視点も持ちながら、農林水産業を初めとした本県産業の競争力の確保や、海外への展開も見据えた成長産業化に取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 先ほども本県農業の試算について述べましたが、県では国に準じて影響試算を公表しております。具体的にはどのように試算を行ったのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 国が昨年12月に公表した影響試算では、関税削減等の影響で価格が低下し、その結果、生産額が減少したものについて試算を行っておりまして、国内生産量につきましては、体質強化対策や経営安定対策などの国内対策を強力に推進することにより維持するとしておられます。また、対象品目に

つきましては、関税率10%以上かつ国内生産額10億円以上の33品目について試算を行っております。具体的な算出方法といたしましては、輸入品と競合するもの、牛肉を例えで言いますと、この場合乳用種ということになりますけれど、これらについては関税削減額相当分の価格が低下するものとしており、競合しないもの、牛肉で言えば和牛ということになりますけれども、これらにつきましては、その低下率の2分の1の割合で価格が低下するという前提で算出をしております。県におきましては、国の試算方法に準じ、本県で該当する牛肉や豚肉など11品目について試算を行った結果、本県の農林水産物の影響額を47億円から93億円と試算したところであります。

○丸山裕次郎議員 一方で、本県のJA宮崎中央会では独自の基準をもって影響試算を行っておりまして、この試算では、何と686億円という大きな影響があると公表されております。試算の考え方により影響額は異なろうと思っておりますけれども、余りにも大きな差であり、農家の方々はどちらを信頼すればいいのかと戸惑っているのではないかと考えております。そこで、県とJAの試算方法の違いについて、農政水産部長に見解をお伺いします。

○農政水産部長（郡司行敏君） TPPの影響試算につきましては、県では国の試算方法に準じて、国内対策により生産量が維持されることを前提に影響額を試算したところであります。一方、JA宮崎中央会が行った試算では、国内対策を前提とはしておらず、価格の低下に加え生産量の減少も試算の条件としており、その前提の違いにより影響試算の額に差が生じているところであります。県といたしましては、TPPの影響が最小限にとどまるよう十分な対策を

実施していくことが重要であると、そのように考えております。

○丸山裕次郎議員 本県でも今議会に、国の補正予算を受けた県の補正予算や当初予算が上程されておりますけれども、国の補正予算では、一部の事業が基金に積まれるということで、現時点では本県にどれくらいの配分が来るのかははっきりわかっていないと伺っております。いずれにしても本県は、農業が基幹産業であり、農業産出額の約6割を畜産が占める畜産県でもあります。その分、他県よりもTPPの影響を大きく受けるのではないかと考えておりますので、影響額に応じた予算確保が重要であろうと思っております。そこで、国のTPP関連補正予算の評価と本県の予算獲得に向けた意気込みを、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 御指摘のとおり、私どもの県は、TPPということに関しましては非常に大きな影響を受ける可能性もあります。しかし、現場の大きな不安を希望に変えられるようにしっかりと対策を打つことが、我々の責務であると考えております。しっかりと対策を打つ中で、農家の方々とともにTPPに負けない宮崎県農業の構築に努めてまいりたい、そのように考えております。

○丸山裕次郎議員 農林水産業の方々が希望を持って経営に取り組んでいただくためには、予算の獲得が重要であろうと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

よく見てみますと、今議会でTPP対策予算として計上されてはおりますけれども、平成28年度の畜産クラスター事業や畜産パワーアップ事業は、国が措置した平成27年度の補正予算であります。しかし、国の平成28年度当初予算では、TPP対策として計上された事業はないようで

あります。今、部長が言われたとおり、現場のほうでは大変心配しておりますので、今後とも、現場の声を真摯に受けとめていただき、市町村、関係団体とともに、短期的でなく長期的にも農林水産業が発展・維持できるように、予算確保を要望しておきたいと思っておりますので、改めて農政水産部長に意気込みをお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 県では、TPPの大筋合意を踏まえ、本県の実情が反映された対策が講じられますように、国に対して緊急に要望を行い、その多くが、昨年11月に公表されました「総合的なTPP関連政策大綱」に盛り込まれたところでもあります。また、国の補正予算では、大綱に基づく施策を推進するために3,122億円の予算が措置されたところでございます。県におきましては、お話にありましたように、国の補正予算で措置された、産地パワーアップ事業であるとか畜産クラスター事業、及び農業農村整備事業等に県独自の事業も加え、農林水産分野のTPP関連対策といたしまして、2月補正も含め約130億円の予算を本議会にお願いしているところであります。今後とも、農林水産業者が希望を持って経営に取り組んでいけますように、本県農林水産業の競争力強化に向けた対策に積極的に取り組みますとともに、今度の予算だけではなくて、ある一定期間はしっかり予算措置をしていただけるように、国に対して、予算の確保を全力でお願いしてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 ぜひ、農家等の不安を払拭するために、今回提案している予算が可決された暁には早急に執行していただいて、農家の不安払拭にしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。隣県の熊本県では、国の基準

ではなくて、農産物の減少も含め、また米の価格の下落等を考慮して独自に試算を行っております。81億円から132億円の影響があるというふうな公表もしております。宮崎県よりも非常に厳しい基準で試算されているというふうに思っております。先ほども言いましたとおり、農家サイドでは、TPP以前に、高齢化の進展や後継者不足、資材高騰など非常に不安視しておりますので、この不安を払拭するために、県としてしっかりと頑張ってくださいをお願いしておきたいと思っております。

次に、今度は逆にTPPでメリットと言われております商工分野についてでありますけれども、先ほどの経済効果分析は、現在の県内のGDP比率を掛けただけの数字でありますので、本当にTPPのメリットが出るのかどうか非常に心配しております。このメリットを最大限に推し進めてほしいと思っております。どのように推し進めていくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（永山英也君） TPPにつきましては、関税撤廃や貿易手続の迅速化、米国における蒸留酒の容器容量規制の緩和等が進められる予定となっております。本県から関係11カ国向けの輸出は、自動車部品等の機械器具が約162億円、プラスチック等の化学製品が約92億円など、アメリカを中心に285億円程度となっております。本県の輸出総額の19%を占めております。為替変動等の要因もあり一概には言えないものの、本県商工業にとっては追い風になると期待をしております。一方で、海外から安価な製品が輸入され、競争が激化することも予想されます。県といたしましては、TPPのメリットを最大限に生かすとともに、デメリットを最小限に抑えるよう、ジェットロはもとより産

学金官が連携をしまして、企業の技術力や商品力の強化による生産性向上、競争力の強化を図るとともに、輸出や海外展開をしやすい環境づくり、海外プロモーションの展開等に取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 TPPのメリットを最大限に生かすためには、民間の意欲、活力、行動力が重要であります。答弁にありましたとおり、ジェットロ等を十分に活用し、連携して輸出拡大等に積極的に取り組んでいくことを要望しておきたいと思っております。

次に、スポーツ戦略についてお伺いいたします。ことしはブラジル・リオで、4年に一度のスポーツの祭典であるオリンピック・パラリンピックが開催されます。あわせて、4年後の東京オリンピック・パラリンピックへの機運が一気に高まることが予想されます。東京オリンピックでの追加競技である野球・ソフトボール、サーフィンなどは、8月に開催されるリオオリンピック前のIOC総会で正式に決定され、8月以降にできるだけ速やかに会場を決定する運びになっております。本県では野球・ソフトボール、サーフィンを誘致することを表明してきましたが、東京から遠隔地にあるというハンディを乗り越えて誘致する意気込みと活動状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（永山英也君） 県では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を、「スポーツの聖地みやざき」を世界に向けて発信する絶好の機会として捉え、野球・ソフトボール、サーフィンの開催地として、いち早く名乗りを上げたところであります。これまで、東京オリンピック・パラリンピック担当大臣を初め、スポーツ庁長官や文部科学大臣に対

して要望活動を行いますとともに、全日本野球協会や日本サーフィン連盟に対する協力要請、国際サーフィン連盟に対する書簡送付など、積極的に誘致活動を行っております。また、例えば日向市では、地元サーファーを中心にサーフィン会場の誘致活動に取り組み、地域の機運醸成を図る招致大会も開催されたところであります。本県は、恵まれた気象条件や国際大会の開催実績など、いずれの種目においても非常に高いポテンシャルを有しており、遠隔地というハンディは十分乗り越えられると考えております。今後、開催地決定までの限られた期間、本県開催に向けて、市町村や関係団体とも連携し、全力を尽くして取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 スポーツは、我々に夢、希望、感動を与えてくれます。世界最大のスポーツの祭典であるオリンピックの競技が本県で開催できれば、大きな起爆剤になると思います。市町村、関係団体と連携し、全力で誘致に取り組まれるよう要望しておきます。

東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿、ホストタウンの1次登録として、本県はドイツのホストタウンに登録されました。同じドイツには、徳島県、新潟県上越市が登録されました。ホストタウンになれば、事前合宿の受け入れで、選手との交流のみならず、姉妹都市交流など交流事業の活性化が図られるとともに、競技施設の改修費の一部に地域活性化事業債が使えるようになります。そこで、ホストタウンの推進に向けた今後の取り組みについて、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（茂雄二君） ホストタウンにつきましては、2020年東京大会の開催を契機に、全国の地方公共団体と参加国等との相互交

流と地域の活性化等を推進するものであり、本県としましても積極的に取り組んでおり、先月、宮崎市、延岡市とともに第1次登録を受けたところであります。また、来年度には第2次、第3次登録が予定されておりますので、今月9日には市町村への説明会を開催し、第1次登録時の国とのやりとりを踏まえた情報提供等を行っております。県といたしましては、既に登録されましたドイツとの交流を着実に実施するとともに、市町村への継続的な情報提供に努め、新たな登録に積極的に対応することによって、東京大会への貢献と地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 ホストタウンに関しては、先ほど答弁がありましたとおり、今後、2次、3次の登録が行われますので、県内の多くの市町村に対し情報提供、適切なアドバイスをお願いいたします。また、1次登録されたドイツのホストタウンになれるように、積極的に関係市と連携して、ドイツにアピールをしていただきたいと思います。

次に、2巡目の国体についてお伺いいたします。10年後の平成38年に2巡目の国体開催が内々定となり、副知事をトップにした受け入れ体制づくりに取り組まれております。国体を成功させるためには、スポーツ施設の改修、競技団体の協力、市町村の協力、競技力向上など、さまざまなことに取り組まなければなりません。財政面からも、施設整備に取り組みやすかった1回目の国体時点と時代背景が違いますので、容易に進まないことも想定されます。そこで、今後、2巡目国体に向けてどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 2巡目の宮崎国体を成功に導くためには、競技力の向上や施設整備な

ど、計画的かつ着実に準備を進めていくことが重要であると考えております。そこで、全庁的な推進体制として、ことし1月に庁内検討会議を設置したところであります。また、28年度当初予算案におきまして、国体準備スタートアップ事業を予定しておりますところですが、この中で、平成29年度の県準備委員会の設置に向けました各種計画案の作成や関係機関との調整、並びに県の陸上競技場、体育館、プールに係る施設整備の調査・検討に取り組むこととしております。さらに、県営電気事業みやざき創生基金の創設をお願いしておりますが、国体開催に向けた施設整備の方針が決定された後は、その整備にも活用していくこととしております。今後、県議会を初め、市町村、競技団体、経済団体など、関係機関と連携を図りながら、国体の準備にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 先ほども述べましたように、1回目の国体と時代背景が違います。国体を開催するに当たり、多額の費用はもちろん、選手の確保・育成、施設整備などさまざまな課題があります。ぜひ、市町村、競技団体、関係機関などとできるだけ早目早目の協議を進め、2巡目国体の開催に遺漏のないように取り組まれることを要望しておきます。

次に、新教育委員会制度についてお伺いします。昨年4月から新教育委員会制度がスタートしました。新制度が始まるきっかけになったのは、他県で起きたいじめ対応の後手後手、責任所在の不明確さなどの改善を求めため、知事と教育委員会が協議・調整を行う場として、知事が主宰する総合教育会議を置くことなどが義務づけられるとともに、教育委員長と教育長の一本化を図り、教育行政における責任体制の明

確化などを図ることとされているところであります。この4月には、新制度に基づく教育長が誕生することとなりますが、知事が直接任命することになりますので、任命責任も明確化されると考えております。そこで、新教育委員会制度への対応と期待、並びに新たな制度に基づき教育長になられる方への思いについて、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県では、総合教育会議を昨年4月に設置し、平成30年度までの4年間の本県教育等の振興につつまして、長期的な視点から、目指す将来像や施策の根本となる大綱というものを昨年9月に策定したところであります。この新教育委員会制度におきましては、私が県議会の同意を得て教育委員会を主宰し、代表者となる教育長を直接任命することとなります。より円滑に、かつ、より充実した教育施策を推進できる、そういう面も期待できるのではないかと考えております。私は、今後地域の活力を維持していくためには、本県の将来を思い、支える人財の育成・確保が必要であり、教育の果たす役割はますます重要になってくるものと考えております。新たな制度に基づく教育長には、私と教育に対する価値観を共有し、連携しながら、宮崎ならではの教育を推進していただきたいと考えているところであります。

○丸山裕次郎議員 教育は国家百年の大計とも言われます。人づくりがしっかりすれば安定した県づくりにつながります。4月から、知事が任命した新教育長のもとで、全ての子どもが未来に大きな希望を持って日々努力を重ね、県勢発展とともに歩いていけるように、知事の手腕を期待しております。

次に、大変残念なことでありますけれども、職員の不祥事についてお伺いします。県のさま

ざまな部局において、職員による不祥事が相次いで発生しましたが、公僕として、あるいは県職員としての自覚が欠如しているとは考えられません。また、その内容を見ると、人として当然あるべき規範が守られていないという、余りにも未熟なものであり、非常に残念であります。これまでも、職員に対して指導や研修を行ってきたと思いますが、不祥事防止に何が足りなかったのか、また再発防止に向けて県全体としてどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 知事部局を初め、県職員の不祥事が続いておりまして、県民の皆様の信頼を損なう事態となっておりますことに、私としましても、県民の皆様に対し大変申しわけなく、強い危機感を持っているところであります。これらにつつましては、県職員として当然求められる高い規範意識や倫理意識につつまして、本人の自覚が不足していたこと、また、職員一人一人に対する指導や啓発に関し、行き届いていない面があったのではないかと考えているところであります。

このため2月16日に、各任命権者や部局長をメンバーとします臨時会議を開催いたしまして、各所属における職員指導の強化を図るなど、服務規律の徹底を改めて指示したところであります。また、不祥事を撲滅するという強い思いを全職員が共有いたしますよう、私から職員一人一人に対し、庁内LANを使ってメッセージを送ったところでもあります。私としましては、県庁の全組織を挙げて、県職員一人一人の自覚というものをさらに促し、こうした不祥事の再発防止に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 もうこれ以上不祥事案が

出ないことを、まず期待しておきます。

知事には県職員という広い意味で答弁をしていただきましたが、取り締まる側の警察においても、残念ながら、昨年2月以降3人の逮捕者を出すなど警察職員の不祥事が続き、また昨日は、女性に対する暴行未遂容疑で事情聴取を受けていた県警幹部職員が自殺したとの報道がなされており、警察への信頼が大きく揺らいでいると思っております。初めに、山崎公安委員長は、昨年8月1日から、警察行政の管理を担う公安委員会のトップに就任されたわけですが、信頼回復に向け、公安委員会として県警をどのように指導し管理していくのか、お伺いいたします。

○公安委員長(山崎殖章君) 昨年以来、3人もの警察官が逮捕され、県民の皆様の警察に対する信頼と期待を大きく損なったことは、公安委員会といたしましてまことに残念であり、深くおわびを申し上げます。また、昨日報道されましたとおり、警察本部の幹部職員が自殺したことにつきましても、大変遺憾に思います。

公安委員会では、平素から、警察行政が民主的に運営されるよう県警察を管理しており、中でも警察職員の不祥事案に関しましては、その都度、報告を受けております。そこで、公安委員会では、再発防止に向けて、1、不祥事案の起こりにくい仕組みづくり、2、職務倫理教養の充実の2点を、強く県警察に指示したところであります。今後とも、公安委員会は、県警察の信頼回復を図るとともに、県民のためのさらなる強い警察を目指して、県民の代表として適切に管理してまいります。

○丸山裕次郎議員 答弁にありましたとおり、公安委員会として、再発防止に向け、不祥事案の起こりにくい仕組みづくり、職務倫理教養の

充実の2点を県警に強く申し入れ、指示したということであります。不祥事を防止するためには、県警として警察官の指導教養をどのように行っているのか。また、その指導教養等を行っているにもかかわらず、現に不祥事が発生しておりますが、何が足りなかったのか。県警として、今後、再発防止にどのように取り組んでいくのか、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長(野口 泰君) 初めに、昨年来、本県警察官による不祥事が続き、県民の皆様の期待と信頼を損なう結果となり、深くおわび申し上げます。さらに、昨日来報道されております、警察本部幹部職員の自殺事案につきましては、県警察として大変重く受けとめているところでございます。

県警察では、警察官の職務倫理、規範意識を醸成するため、警察学校等での1年を超える採用時教養を経て、各所属に配置後も、職責を自覚させ、使命感を培い、円満な良識と豊かな人間性を育むさまざまな指導教養を継続して実施しております。しかしながら、現に不祥事案が発生しておりますことから、職員の一人一人の琴線に触れる職務倫理教養が徹底していなかったと考えている次第でございます。今後は、幹部教養を徹底し、職員の心に浸透する職務倫理教養の推進、不祥事案の原因となる職員の悩み等の早期把握と解決を図るとともに、士気の高い職場環境や不祥事案の起きにくい業務上の仕組みづくりを行い、再発防止の徹底を図ってまいります。私ども県警察では、全職員一丸となって、本来の業務をしっかりと遂行し、警察の責務を果たしていくことで、県民の皆様の期待と信頼に応えてまいりたいと思っております。

○丸山裕次郎議員 「築城3年、落城1日」と言われます。県民の信頼回復には多くの時間と

努力が必要です。一人一人の職員が初心に戻り、全体の奉仕者である職員という自覚を持ち、職務に専念し、県勢発展に努力を重ねることを強く要望しておきます。

次に、国民健康保険についてお伺いします。国民健康保険の財政運営主体が、2年後の2018年度から、これまでの市町村から県に変わります。厚生労働省から出た運営方針案では、医療費の動向などを踏まえた国保財政の将来の見通しや、後発医薬品の使用促進などの医療費適正化策のほか、保険料の標準的な算出方法や徴収の適正化などに関する県内の統一方針を定めていくとされております。また、新制度では、県が市町村ごとに標準的な保険料率を提示した上で、これを参考に市町村が保険料を決めていくこととなります。これにより、各市町村の実際の保険料が医療費に見合った水準に設定されているか、いわゆる「見える化」が進むことから、県や市町村は、保険料の収納対策を含め、赤字要因の具体的な分析ができるようになることとされております。

現在の国保財政は、一般会計からの繰り入れや基金取り崩しによる赤字穴埋めをする市町村が多いため、保険料率の急激な上昇などを避けるため、短期間での赤字解消が困難な場合には、運営方針と別に、5年以内を限度とする計画を策定する手法も挙げております。また、国保財政の安定化を図るため、2017年度までに国レベルで2,000億円規模の基金を造成することとしております。そこで、財政運営主体が県になりますが、これまでの検討内容と今後の対応方針について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 県では、新しい国民健康保険制度に向けた準備のため、昨年8月に市町村との協議の場を設置いたしますと

ともに、今回、国保財政安定化のための基金を造成することとし、今議会におきまして、条例制定と積み立てのための補正予算をお願いしているところでございます。さらに、平成28年度には国民健康保険課を新たに設置しまして、本県の国保の運営方針や国保事業費納付金、標準保険料率などについて検討を行い、また、29年度には納付金徴収条例の制定や特別会計の設置等を予定しております。今回の見直しは、昭和36年の制度創設以来の大きな改革であります。県としましては、共同して運営を担います市町村との十分な連携・協議の上で、新制度への円滑な移行に向けて適切に準備を進めてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 答弁にありましたとおり、今回の見直しは昭和36年制度創設以来の大きな改革であります。これまで以上に県の果たすべき役割が大きくなるものと理解しております。少子高齢化、人口減少、財政難など大きな課題を抱えている本県にとって、大きな岐路を迎えていると言っても過言ではないと思っております。壇上から質問した地域医療構想とも密接に関係しておりますので、十分な検討、議論を深め、制度の変更で遺漏のないようお願いしておきます。

次に、林業行政についてお伺いします。近年、木質バイオマスの稼働、大型製材所の稼働等により、県内至るところで山全てを伐採する全伐が見られるようになり、近隣住民から、「大雨が降れば大きな災害につながるのではないか」といった不安の声を聞いております。そこで、近年の伐採状況はどうなっているのか。また、伐採後の再生林の状況はどうなっているのか、苗木確保を含め、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（大坪篤史君） まず、伐採状況ですが、平成26年度の民有林の主伐面積は、県全体で、5年前と比較しまして500ヘクタールほど増加し、約2,400ヘクタールとなっております。

次に、伐採跡地の再生林の現状ですが、平成26年度は、5年前と比較して300ヘクタールほど増加し、約1,600ヘクタールとなっております。

次に、苗木の確保につきましては、平成26年春から2年連続して杉苗が不足したことから、生産者へ増産の呼びかけを行いますとともに、高鍋にあります県採穂園の再整備や民間の苗木生産施設等の整備支援、さらには穂木の採取や優良苗木生産に関する技術研修にも取り組んでいるところであります。そのような中、一定の供給増が図られましたことから、この春の苗木不足は解消されるものと見込んでいるところであります。今後とも、苗木の安定的な確保を図り、伐採跡地の再生林をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 次に、県産材の利用促進についてお伺いします。本県は他県より拡大造林の取り組みが早く、森林の成長が早いため、主伐期を迎えている山林を多く抱えており、県産材の県内外への販路拡大策が、今後、林業の大きな課題であります。そのような折、東京オリンピック・パラリンピックメイン会場となる新国立競技場が、木材を多用する「木と緑のスタジアム」となったことを受け、国産材の活用拡大につながるのではないかと大きな期待感を持っております。既に、秋田県、宮城県、静岡県などは新国立競技場の整備に携わる建築家の隈研吾氏に積極的にアピールしているようであります。本県も、平成3年から四半世紀にわた

り杉素材生産量日本一の林業県として、また、防災拠点庁舎にCLTを活用することなどをしてしっかりアピールすることによりまして、国内外の販路拡大につなげるチャンスだと思っております。そこで、県産材の国内外の販路拡大について今後どのように取り組んでいくのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 本県では、住宅分野はもとより、公共建築物や商業施設などの非住宅分野の木造・木質化も推進してきておりまして、川崎市との連携・協力の取り組みに関する基本協定を締結するなど、大都市での県産材の販路拡大にも鋭意取り組んでいるところであります。また、東京オリンピック・パラリンピック関連施設につきましては、私どもも、建築家の隈研吾氏や日本スポーツ振興センター（JSC）、さらには建設会社などに直接出向きまして、本県の木材はもとより、その利用技術の活用について働きかけを行ってきたところでございます。一方、国外につきましては、プレカットした木材と建築技術をパッケージにした材工一体による製品輸出を、まずは韓国を先行して取り組みまして、順次、台湾や中国等へ広げていく予定であります。こういった取り組みによりまして、国内外での新たな市場を開拓し、県産材の販路拡大に積極的に努めてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 先ほども述べましたとおり、本県は平成3年から四半世紀にわたり杉素材生産量が日本一の林業県であります。一方、全国より早く主伐期を迎え、県産材の販路拡大は喫緊の課題であります。販路が拡大すれば、木材価格はもっと安定し、山間地域の活性化につながり、さらには宮崎の活性化にもなります。宮崎らしい地方創生につながると確信して

おります。全国、海外への積極的な展開を要望しておきます。

次に、青島亜熱帯植物園についてお伺いします。1月のTPP及び東アジア戦略調査でシンガポールを訪れた際、青島亜熱帯植物園と姉妹園であり、昨年、世界遺産に登録されたシンガポール植物園を視察させていただきました。世界遺産に登録されたこともあり、多くの方々が来場しておりました。東京ドーム13個分、約63ヘクタールという広大な敷地を有しており、私どもは国立洋ラン園しか見る時間はなかったわけでありまして、さまざまなランが植栽されており、ランの世界を堪能できました。先ほど言いましたとおり、青島亜熱帯植物園とシンガポール植物園は姉妹園で、昨年10月に締結50周年を迎えたと聞いております。50年前に締結した黒木元知事の先見性はすばらしいものと、改めて痛感しております。青島亜熱帯植物園は、3月末のリニューアルオープンに向け、昨年度から大規模改修に取り組んでおります。オープンする前の青島亜熱帯植物園を視察させていただきましたが、以前と比べ非常にオープンで明るい植物園になっておりました。単にリニューアルオープンするだけでなく、青島の観光や地域活性化につなげてほしいと考えております。そこで、青島亜熱帯植物園のリニューアルオープンにおいて、施設整備などで特に配慮した点は何なのか。また、青島活性化にどのようにつなげていくのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（図師雄一君） 今回のリニューアルにおきましては、花や緑を楽しめ、ゆとりと憩いのある体験型の植物園を目指して整備を進めてまいりました。まず、花や緑の創出といたしましては、大温室に、色鮮やかなブー

ゲンビリアの花が一年中楽しめる回廊やシンガポール植物園紹介コーナーを設けまして、マライオン像の周りに天皇皇后両陛下ゆかりの貴重なランを配置したところです。また、ゆとりと憩いの創出といたしましては、開放感のあるエントランスや芝生広場、植物について学ぶ体験学習棟を整備し、あわせて大温室の無料化やWi-Fi環境を整え、家族連れなど誰もが利用しやすい植物園づくりに取り組んだところであります。県といたしましては、このような魅力アップした植物園において、今議会で予算をお願いしております夜間のライトアップを、青島ビーチパークの開催に合わせて試行するなど、地元や周辺施設とも連携して、青島地域全体の活性化につなげてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 答弁にもありましたとおり、地元や周辺の施設とも連携して、青島地域全体の活性化につなげていただきたいと思います。約1カ月後の3月26日のリニューアルオープンを契機に、姉妹園である世界遺産になったシンガポール植物園のように多くの方々に来園していただき、県民はもとより、観光客を含め多くの方々に愛される植物園となり、青島のみならず県勢発展につながることを期待しております。

最後に、公職選挙法についてお伺いします。選挙権年齢を18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が昨年6月に成立し、これまで主権者教育についてさまざまな議論が議会でも行われてきました。さらに、1月末には選挙人名簿の登録制度が改正され、またさらに、有権者の投票環境の向上策の制度化を行う改正案が国会に提出されたと聞いております。投票率の低下対策の一環として改正が行われるということでありま

すけれども、具体的にはどのような改正が行われるのか、選挙管理委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員長（後藤仁俊君） まず、選挙人名簿の登録制度に関する改正につきましては、選挙権年齢を迎える直前に転出した有権者が、新住所で選挙人名簿に登録されるまでの間に行われる選挙において、新旧どちらの市町村の名簿にも登録されていないために投票できない事態を解消するもので、選挙権年齢の引き下げと同時に施行されます。この改正により、対象者は旧住所で名簿に登録され、旧住所に戻って投票するか、新住所地で不在者投票を行うこととなります。

また、今国会で審議中の投票環境の向上に向けた改正案の内容は3項目ありまして、市町村のどの選挙人でも投票できる共通投票所制度の創設、期日前投票の投票時間の繰り上げ・繰り下げの弾力的な設定、それから投票所に入場できる子供の範囲を、現行の幼児から18歳未満まで拡大することとなっております。県選挙管理委員会といたしましては、これらの改正を踏まえ、市町村選挙管理委員会等と連携して制度の十分な利活用を図ることで、投票率の向上につなげていきたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 投票率向上に向けた改正がなされたようであります。しかし、一般の有権者にはわかりづらく、手続も煩雑に感じるのではないかと感じております。市町村選挙管理委員会や教育委員会と連携して、若者を初め多くの有権者に制度改正の周知・広報を行っていくことを要望しておきたいと思っております。

多少時間がありますので、数点要望させていただきます。

まず、地方創生についてであります、「本

県でも今年度、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、平成28年度から本格的な施策を展開し、地方創生のトップランナーを目指す」と述べておられます。当初予算に計上している、県営電気事業みやざき創生基金を活用した「世界とともに成長するみやざき」双方向交流拡大推進事業」外14事業や、補正予算に計上している地方創生加速化交付金事業等で地方創生を推進するということではありますが、全般的に見て、県、市町村が実施主体となった意見交換やネットワークづくりの事業が多く、本来主役にならなければいけない民間の活動支援策が少ないと感じております。地方創生は知恵の出し比べとも言われておりますが、行政だけでなく、民間の知恵を積極的に生かし、民間提案による事業展開、規制緩和、特区の提案などが必要ではないかと感じております。ぜひ、知事のリーダーシップによるトップランナーの名にふさわしい地方創生の実現を要望しておきます。

次に、地域医療構想についてですが、壇上からも述べましたように、本格的な人口減少社会、2025年には団塊の世代が75歳以上になる超高齢社会に対応するため、病床機能の明確化、病床数の変動・削減といった、今後の地域医療のみならず、地域生活、地域発展に大きな影響を与える構想です。人口減少により全体の病床変動・削減はやむを得ないと理解するものの、どの病床、どの医療圏で変動・削減していくのか、非常に大きな課題であります。その要因を決めるのが、患者の流出入に対する考え方です。大きな病院などが多い一部の医療圏では患者の流入が多くなっておりますが、他の医療圏では患者の流出が多い状況も見られます。患者の住所地で判断するのか、病院所在地で判

断するのにかによって大きな差が生じます。仮に病院所在地で判断すると、地域ごとの医療機能の格差が現在でもあるのに、さらに差が大きくなり助長されるのではないかと危惧しております。一方、患者住所地で判断すると、現状の医療提供体制とかけ離れたものになると考えられます。また、病床機能の役割分担も必要と、理解はできますけれども、どの病院がどんな役割を果たすのか、役割を果たすためには現在の病院機能から転換する必要がありますが、財源やマンパワーの確保が必要です。いずれにせよ、医療のみならず県全体に大きな影響を与える地域医療構想ですので、十分な検討を重ね、将来に禍根を残さない構想にしていくことをお願いしたいと思っております。

今回は当初予算等を含めて質問させていただきましたが、知事のほうから、「躍動する『みやぎ新時代』」という言葉を出していただきました。私もそのような躍動する新時代になってほしいと思っております。平成28年はさる年ということであります。さる年は激動する年とも言われております。実は私、年男、さる年でもありますけれども、宮崎県発展のために邁進する思いでありますので、よろしく願いします。

また、今回は自由民主党を代表して1番に質問させていただきましたが、午後は山下政審会長が引き続き代表質問を行い、また、一般質問で我が会派から8名が質問させていただきます。自由民主党は一致団結して宮崎県勢発展に邁進していくことを述べさせていただきました、私の代表質問を全て終わります。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時0分開議

○星原 透議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、宮崎県議会自由民主党、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) 県議会自民党の山下博三でございます。午前にも引き続きまして、会派を代表いたしましてお伺いしてまいります。きょうは地元からたくさんの皆さん方においでいただきました。ありがとうございます。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いしてまいります。

今議会において平成28年度当初予算案が計上されております。平成27年度は、知事選挙の関係で、いわゆる骨格、肉づけという2段階での予算編成でありましたので、昨年の6月議会において補正予算案が議決され、いわゆる肉づけ後の平成27年度の全体予算となりました。また、6月議会においては、第二期の「みやぎ行財政改革プラン」も提出されましたが、この中に第四期の財政改革推進計画が盛り込まれており、7月に策定されました。

このようなことから、今回の平成28年度当初予算は、河野県政2期目で初めての本格予算であると同時に、新しい財政改革推進計画がスタートして初めての予算編成でありました。そこで、これまでの財政改革の取り組みについてどう評価しておられるのか、また、第四期財政改革推進計画はどのような内容としておられるのか、知事にお伺いいたします。

次に、フードビジネスの推進についてお伺い

いたします。県では平成25年に、総合的な食関連産業の成長産業化を目指して、みやざきフードビジネス振興構想を策定されました。この中では、これまで取り組んできた6次産業化、農工商連携などの取り組みに加えて、マーケットインの視点に立ち、飲食業や観光産業など、産業の垣根を越えた連携・融合や付加価値の向上を強力に推進するとされております。

この推進母体としてフードビジネス推進課を設置し、マーケットインや連携・価値連鎖、人材・基盤強化といった3つの展開の視点に基づき、その積極的な推進に努めてこられました。そこで、フードビジネス振興構想の趣旨を踏まえた今日までの取り組みと、農業県宮崎ならではの特徴的な成果としてどのようなものがあったのか、知事にお伺いいたします。

次に、全共3連覇に向けた取り組みについてお伺いいたします。本県は、平成24年に開催された第10回全国和牛能力共進会にて、見事2連覇を果たしました。平成22年の口蹄疫により未曾有の被害を受けた本県畜産の底力を全国に示すことができた大会であり、私も長崎の会場でその場に立ち会えたこと、その感動は今でも忘れることはありません。多分知事もその感動は、その後、県政を進める上で大きなエネルギーになられたのではないかと思います。

いよいよ来年9月には、宮城県仙台市において第11回全国和牛能力共進会が予定されております。これまでの歴史において、大会3連覇をなし遂げた産地はありません。その偉業に挑戦できるのが宮崎県であります。そこで、今議会に農政水産部から全共3連覇に向けた予算が提案されておりますが、全共に向けた意気込みについて、知事にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。この

後、質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、財政改革の取り組みについてであります。県におきましては、平成16年度から3期にわたりまして財政改革に取り組んできたところでもあります。平成23年6月に策定した第三期財政改革推進計画におきましては、平成26年度までの4年間における収支不足を1,113億円から841億円まで圧縮しまして、財源調整のための基金残高も見込みを上回る463億円を確保するなど、一定の成果を上げたところであります。

しかしながら、平成27年度の予算編成における基金の取り崩し額は237億円となりまして、財源調整のための基金残高も227億円程度と見込まれ、引き続き財政改革の取り組みを進めていく必要があると考えられることから、昨年7月に第四期財政改革推進計画を策定したものであります。この計画では、平成30年度までの4年間で見込まれる収支不足額1,028億円に対し、694億円の見直しを行い、将来にわたって持続的に健全性が確保される財政構造への転換に向けた取り組みを進めることとしております。

次に、フードビジネスの成果についてであります。豊富な農林水産物を生かした食関連産業の育成を図るため、3年間にわたってさまざまなプロジェクトや推進基盤体制の整備に取り組んでまいりました。県内のさまざまな地域や分野におきまして、ビジネス拡大の動きが活発になってきております。市町村、民間においても、いろんな動きが出てきているというのが手応えとして感じられております。フードビジネスの推進という大きな動き、大きな流れというのが、県民の皆様幅広く浸透しつつあるものと考えております。

こうした中で、農業県宮崎ならではの取り組みといたしましては、ジェイエイフーズみやざきなど、産地加工型の食品製造業の立地による高付加価値化を推進しますとともに、昨年度設置しましたフードオープンラボにおきましては、県産農産物を生かした魅力的な商品が次々生まれているところであります。

また、昨年10月に設立した「食の安全分析センター」におきましては、本県の有する残留農薬分析技術を生かし、農産物の高付加価値化と新たな食関連産業の集積を図るものでありまして、本県が目指す「食の安全・安心・健康日本一」に向けて大きく前進したものと考えております。今後とも、マーケットインの視点に立った産地の形成や高付加価値化、国内外の販路の拡大など、生産、加工、販売に至る総合的な取り組みを進め、農林水産業を核とした本県経済の拡大に努めてまいりたいと考えております。

最後に、全国和牛能力共進会3連覇に向けた意気込みについてであります。第11回全国和牛能力共進会宮城大会がよいよ来年に迫ってまいりました。全共での3連覇は、「宮崎牛」が今後ともチャンピオンブランドとしての確固たる地位を築くとともに、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機として、「日本一の宮崎牛」を世界に向けてより強く発信していくためにも、大変意義深いもの、どうしても必要なタイトルであると考えております。ことは特に、出品候補牛の導入が本格化する大変重要な年であります。そのため、来年度の全共対策予算につきましては、肉牛の導入対策の強化に加えまして、新たに雌子牛の確保対策を行うなど、万全の対策を講じたところであります。

長崎大会のあの感動、私も強く今よみがえっ

ているところであります。口蹄疫から立ち上がる本県にとりまして、これほど大きな勇気・元気をいただいたものはほかにはないのではないかと思います。その感動を生産者の皆様、そして県民の皆様とともにもう一度共有できますよう、何としても3連覇を達成してまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○山下博三議員 それぞれ御答弁ありがとうございます。

引き続き財政改革についてお伺いいたします。財政改革の取り組みについて、知事から一定の成果があったとの答弁がありましたが、平成16年から10年以上の間、人件費や投資的経費の縮減、一般行政経費の徹底した節約が行われた結果、財源調整のための基金も一定程度確保され、また、県債残高も5,000億円を下回る水準まで減少することとなったと考えております。

取り組みの結果が成果に結びついていることは認めるところであります。一方で、これまでの財政改革の取り組みがさまざまな場面で痛みを伴っております。そのことが県内経済にも影を落としていることも現実としてあるのではないのでしょうか。平成28年度当初予算は実質的に3年連続の増となり、積極的な予算編成を行ったとのことですが、どのような点が積極的と言えるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 平成28年度当初予算におきまして、公共事業については、[※]国の事業量の減少等によりまして、土地改良事業の直轄事業負担金が大幅な減少となったことから、公共事業費全体では対前年度比97.3%にとどまっているところであります。県単独事業につきましては、特別枠による追加措置を前年度から5

※ 50ページに訂正発言あり

億円ふやして25億円としたことから、前年度比105.4%となっております。

また、新たな財源として確保いたします県営電気事業みやざき創生基金の活用による新規・改善事業につきましては、44事業、10.7億円を措置しておりますが、これらの事業は、通常の新規・改善事業の枠とは別枠とし、上乘せして新たな事業を展開することとしております。

これら特別枠の措置によりまして、平成28年度当初予算の規模は、国の予算の伸び0.4%や地方財政計画の伸び0.6%を上回ります対前年度比0.7%増となり、また、その内訳を見ますと、投資的経費やその他一般行政経費の伸びが、金額・率ともに義務的経費の伸びを上回っているところであり、このことから、積極的な予算編成を行ったものと考えているところであります。

○山下博三議員 次に、県土整備部長にお伺いいたします。平成16年度より財政改革を進められた中で、真っ先に手をつけられたのが公共投資の減額であります。平成16年度には1,445億であったものが、平成27年度には891億まで減額になっております。61.6%になります。官製談合事件等もあって、入札制度も一般競争入札になり、70%台での入札価格でありました。以前は、入社後は、3年から5年かけて2級建築士や2級土木士、施工管理士、1級の技能士を育てる人材育成ができる仕組みが成り立っておりました。企業が体力のない中で一番先に取り組みしたのは、人員削減やボーナスカット。ひいては人材の育成を行う体力まで奪ってしまいました。また、資材をより安価で納入しなければならず、本県のさまざまな産業にも影響が出てきたのも現実であります。

本県の総合評価の中で、35歳以下の技術者を

採用している企業においては加算しておりますが、私はそれ以前の問題があるように思えてなりません。資格を取らせるために企業が努力していれば、それも何らかの評価を与えるべきではないかと思っております。今回、平成28年度当初予算において、「みやざきの建設産業担い手育成支援強化事業」が新規事業として計上されておりますが、建設産業が人材確保を図るためには、経営環境の厳しい中、人材育成に取り組む企業への配慮を行うことも必要と考えますが、県の取り組みについてお伺いいたします。

○県土整備部長(図師雄一君) 社会資本の整備や防災・減災への対応などを担う建設産業において、担い手の確保は喫緊の課題であり、人材育成を図る企業への支援を行うことは大変重要であると考えております。このため県では、これまで産業開発青年隊における企業の若年技術者の受け入れを初め、建設業団体と企業が連携して行う若年入職者の定着を図るための集合研修や企業実習などを支援するとともに、入札制度において、企業の技術者の研修受講実績や新規学卒者の雇用を評価するなどの取り組みを実施してまいりました。

さらに、平成28年度当初予算においては、若年技術者の資格取得に取り組む企業への助成などを内容とする事業を創設することとしたところであります。今後とも、人材育成に取り組む企業への支援の充実に向けて、関係機関や建設業界と十分な連携を図りながら、しっかりと取り組み、建設産業の担い手の確保に努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 以前は、建設産業が元気であった時代というのは、資格を取ればお祝いにキープを与えていたりして、非常にそれが社員にとってもやりがいであり、また、企業にとつ

では会社の誇りでもあったと、そういう時代がずっと続いていたんです。それが、今日の現状でありますので、今後、ぜひ建設産業の社員にも資格を取らせていける仕組みを考えていただくよう要望しておきたいと思えます。

次に、人口減少対策についてお伺いいたします。

人口減少の主な要因は、若者の流出であります。地域の将来を支える若者の流出をとめるために、さまざまな地域活性化策等に取り組みられており、また少子化対策にもさまざまな工夫がなされておりますが、若者の働く場所の確保なしではその効果は限定的でありまして、都市部への流出に歯どめをかけるのは容易ではないと考えております。そこで、人口減少に歯どめをかけることが本県の一番の課題であると思えますが、県としてどのような取り組みが重要であるとお考えか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今、御指摘がありましたように、本県の人口動態を見ても、進学や就職を契機として、15歳から24歳の年齢層において、毎年3,500人程度の転出超過が生じており、若い世代が県外へ流出しているわけでありまして、本県の人口減少に歯どめをかけるためには、若者に魅力のある就業・就学の間を築いていくことが大変重要であろうと考えております。このため、本県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきましては、こうした社会減を抑制するための施策に優先的に取り組むこととしており、当初予算案におきましても、フードビジネスを初め成長産業の振興でありますとか、地域の中核的な企業を育成すること、また高校生の県内就職の支援などに重点的に配慮したところであります。

本県には、温かい県民性や地域のきずなな

ど、子育てをしやすい環境があると考えておりますので、産業の活性化や雇用の創出によりまして、若者世代の定着を図り、さらに、子供世代の増加につなげるような、よい循環というものもしっかり生み出していきたいと考えております。

○山下博三議員 次に入らせていただきますが、平成27年12月25日に公表されました平成27年度学校基本調査によりますと、県内の高校の平成27年3月の卒業生数は1万716人で、そのうち就職者総数は3,241人、就職率は30.2%となっております。就職者総数のうちの県内就職率は54%で、前年より3.1ポイントほど低下しております。これは全国81.6%と比べ27.6ポイント低く、全国でも最も低い割合となっております。

また、過年度卒業生を含む本県出身の大学入学者数は4,280人おられますが、このうちの72%は県外の大学へ進学しているという状況にあります。県外の大学へ進学した本県出身者がUターンして本県に就職する割合は、データこそありませんが、恐らく低いだらうと思われまます。高校卒業の段階で地元に残らないことを選択する若者がいかに多いことか、これは大変憂慮すべきことだと思っております。そこで、高校生の県内就職促進のため、県はどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長、教育長にそれぞれにお伺いいたします。

○商工観光労働部長（永山英也君） 高校生の県内就職を促進するためには、県内企業の魅力を高校生にしっかりと伝えられますよう、これまで以上に企業と学校あるいは生徒との接点をふやしていく必要があると考えております。このため、今議会に提案しております新規事業の中で、県内就職支援員を配置し、高校への企業

情報の提供や、企業と高校のワークショップの開催など、ネットワークの強化に取り組むこととしております。

また、1年生の早い段階から、県内に進学あるいは就職するイメージを広げてもらうため、県内大学や専門学校、企業との交流フェアを開催するほか、2年生には、県内企業の魅力をPRする企業ガイダンスを開催することとしております。

さらに、労働局や県などで構成します新卒者等就職・採用応援本部におきまして、「さあ、みやざきで働こう！県内就職等促進プロジェクト」を推進することとしております。学校や経済団体等関係機関と一丸となりまして、高校生の県内就職促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○教育長（飛田 洋君） 昨年12月末段階の宮崎労働局の調査では、高校生に対する県内企業からの求人数が3,293人であるのに対しまして、県内就職希望者は、そのおよそ半分程度になりますが、1,535人でありまして、県内企業は半数程度しか人材を確保できないような状況となっております。県内の高校生の就職というのは、これまで就職難でありました。しかし、今、求人難へと大転換期を迎えておりまして、企業側から学校や生徒に積極的にアプローチして、企業のよさ、魅力を伝えて人材確保する時期に来ていると考えております。

そこで、新規事業として、企業側から高校生へ働きかける仕組みづくりの仕掛け人として、就職支援エリアコーディネーターを配置するとともに、企業側から募集するインターンシップ、企業側が主体となる学校との意見交換会や会社説明会などの実施に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。宮崎労働局や

商工観光労働部などとの連携を一層充実させ、県内就職促進のための取り組みを積極的に推進してまいります。

○山下博三議員 ありがとうございます。県内就職率が低い要因の一つには、給与の格差があるかと思っております。ちょっと調べてみたんですが、平成27年賃金構造基本統計調査によりますと、新規学卒者の初任給では——ちょっと比較させていただきますが、男女計の初任給調査であります——大学卒で東京が20万9,600円、これを100とした場合に、宮崎県が17万8,400円でありますから、85.1%という数字であります。そして、高校卒の同じく男女計で比較した場合に、東京が17万7,900円、これを100とした場合に、宮崎県の初任給は14万6,700円、82.5%になっております。

もう一方の平均の賃金水準で見ますと、東京が38万3,000円、これを100とした場合に、宮崎県の賃金水準が23万8,100円ということで、62.2%でありますから、さらに格差が開いている実態があります。これは先ほど答弁もいただきましたが、よりよい宮崎をPRしていかなければ、この差はどうしても埋められないんじゃないかなと、そのように思っているところであります。

次に、物流対策についてお伺いしてまいります。

私はこれまでトラック業界や団体と意見交換を重ねてまいりましたが、近年、特に課題となっているのが、深刻な人手不足の問題であります。今後の物流事業の将来を考えると、トラック輸送にかかわるドライバーを確保しなければ、消費地から遠隔地にある本県にとって、生産物を安定的に輸送することは困難であります。ドライバーを確保するためには、例えば、

距離や拘束時間に応じて、ドライバーの給与や待遇改善を図る必要があります。そのためには、荷主や荷受けなど、さまざまな段階で経費負担に係る合意形成をいかに作り上げていくかが重要となってまいります。そこで、遠隔地である本県におきまして、トラック業界の人手不足の現状認識と荷主の理解・協力を得るための取り組みについて、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（茂 雄二君） 農畜産物などの県産品を大消費地に届けるためには、トラック輸送は欠かせない重要な手段であります。トラックドライバーにつきましては、労働時間や給与などの面から、若者の就業者が減少し続け、人手不足と高齢化が顕在化しているところであり、非常に大きな課題であると認識しております。その改善には、発注者である荷主の理解と協力が不可欠でありますので、県といたしましても、地域の実情に合った取り組みが必要であると考え、運送事業者と農林水産業や商工業の荷主等による意見交換会を開催したところであり、その中で、海運などへのモーダルシフトや荷の集約化に関する意見が多く寄せられたところでもあります。今後とも、運送事業者と荷主との協議の場を持ち続け、荷主とともにこの課題に対応していけるよう、取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 国交省、厚労省が、昨年9月14日から20日にかけて、7日間でトラック業界の調査を行っております。その中で、全国の運送事業者1,252社、ドライバー5,029名からアンケートをとられております。そして、本県においては、トラック業界の21社86名が回答されている内容であります。これは、ドライバーの拘束時間の状況、いかに違法な形でトラック

業界が成り立っているかということの実態が明らかになっております。

全国と本県の状況をちょっと述べさせていただきます。一運行の中での拘束時間というのは13時間以内が原則みたいなのですが、それを超える運行がなされているのが、全国では36%に対して、宮崎県のデータによりますと、宮崎県の状況は43.7%が違法、そして、16時間を超える。その運んでいる荷物、これはどこが全国の中で多いかというと、やはり大型の貨物で、運ぶ荷物は農水産品であること、そして違法行為を行っている地域が多いのは九州地方というのが出ております。

そして、休憩時間、8時間走ったら30分の休憩をしなければならない運行管理があるようですが、これを違法的にやっている人たちが、全国では15.8%に対して本県は24%。そして、調査した中で、7日間のうちに全く休日がなかったというドライバーが、全国では9.8%に対して本県は27.9%。これが大型トラック業界のほとんどであるということでもあります。そういう実態が出ておる中で、私は、今、トラック業界に課せられている課題がいかに多くなっているかということを確認しておいていただきたい、そのように思っております。

同じく総合政策部長にお伺いいたしますが、本県で生産された農産物、工業品などを安定的に輸送・販売し、発展していくためには、より低コストで大型輸送に対応できる手段が必要であります。現在、宮崎港と神戸港の間で就航しております船は、平成8年12月に就航したもので、総トン数1万1,931トン、130台のトラック積載能力を有しております。

先ほども述べましたが、トラック輸送業界は

慢性的な人手不足に陥っております。現在就航しております宮崎カーフェリーについても、トラックの利用は高水準で推移しておりまして、日によっては乗船できないトラックもあるということでもあります。乗船できなかったトラックは、そのまま東九州自動車道を走って大分や別府からフェリーに乗船したり、そのまま陸路で関東・関西へ向かっているとのことでもあります。

このような中、昨年11月に、大阪市と鹿児島県志布志市を結んでいる「フェリーさんふらわあ」が平成30年に新型船を就航されると発表されております。新型船では、総トン数1万3,500トン、トラック積載能力121台と、現在よりもトラック積載台数で16%増加するということがあります。全客室113室のうち8割以上の94室が個室、トラック乗務員も全室個室が準備されて、本邦初となりますウイズペットデラックスルームも新設、ドッグランも併設されておるそうでもあります。鹿児島県では、「さんふらわあ」のリプレースの決定に伴い、海上輸送力を増強しようとしておりまして、就航後は本県からの人と物が流れていくことが大いに懸念されております。

フードビジネスの振興を掲げる本県の発展のためにも、船齢20年になろうというフェリーを使い続けるのではなく、フェリーのいつときも早いリプレースをすべきと考えております。本県の物流対策で果たすべき役割の大きな海上輸送効率を上げることが緊急の課題であると思っておりますが、宮崎カーフェリーのリプレースに向けた検討や県の対応はどのようになっておるのか、お伺いいたします。

○総合政策部長（茂 雄二君） 宮崎カーフェリーについては、モダシフトの必要性や燃

費性能・トラックの積載能力の向上等の観点から、県としても、リプレースは避けて通れない課題であると認識しております。このような状況から、運航する会社におきましても、トラック事業者のニーズや他県の状況も踏まえ、リプレースに向けて検討を始めたところでもあります。リプレースには多額の費用が見込まれるため、まずは経営の安定化を図る必要がありますが、昨今の燃油価格の低下や神戸就航後の旅行者の増加という追い風を生かした財務体質の強化が急務であると理解しております。

県といたしましても、昨年8月に官民一体となって利用促進を図る協議会を立ち上げ、また、当協議会として、1月にはリプレースに向けた支援を国に要望したところでもあります。長距離フェリー航路は、本県産業の生命線であるため、リプレースが実現し、航路が安定的に維持できるよう、今後とも、関係機関と連携してオール宮崎で取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 引き続きお伺いいたします。宮崎カーフェリーの関西航路が継続されること、そして持続的かつ安定的に経営されることは、本県の商工観光業あるいは農水産業にとって極めて重要だと考えますが、どのように認識しておられるのか、商工観光労働部長と農政水産部長にそれぞれお伺いいたします。

○商工観光労働部長（永山英也君） 宮崎カーフェリーの関西航路につきましては、大量に人・物を一度に輸送できる特性を生かし、商工業の面におきましては、自動車やエネルギー関連製品等の輸送に利用されており、本県の製造業分野で大変重要な役割を果たしていただいております。観光面においては、平成26年10月の神戸港への就航以降、旅客数は増加傾向で、年

間13万人を超える方が利用されており、最近では、神戸市からの修学旅行の予約が新たに入りますとともに、オリックスキャンプの見学ツアーが造成されるなど、関西地域からの誘客を図る上で重要な交通手段の一つとなっております。本航路は、本県の商工観光業の振興を図る上で極めて重要であります。リプレースや航路の安定運航に向けて、商工観光労働部としても、関係業界団体とも連携して取り組んでいきたいと考えております。

○農政水産部長（郡司行敏君） カーフェリーは、定時に大量の農産物を輸送できる特性を有しており、太平洋に面し、大消費地から遠隔地にある本県にとりまして、極めて重要な輸送手段であると考えております。宮崎カーフェリーによりますと、関西以北に輸送される牛肉・豚肉の約9割、青果物の約4割はカーフェリーを利用しているとのことであり、さらに、高齢化や担い手不足等により、長距離トラックドライバーの安定確保が懸念される中で、カーフェリーの役割はますます重要度を増してくるものと考えております。このため、農政水産部といたしましても、大消費地への本県農水産物の安定供給の観点から、カーフェリーのリプレースや持続的な運航に向け、関係部局や団体等と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 認識していただいておりますが、感謝をしたいと思うんですが、本県の物を関西・関東に運ぶためには、どうしてもフェリーに頼らなければなりません。先ほど、総合政策部長から、リプレースに向けた検討を始めたという御答弁をいただきましたので、いつとも早い就航に向けて取り組んでいただくようお願い申し上げます。

次に、東九州新幹線についてお伺いいたします。

日本の新幹線は、世界的に見ても安全で環境に優しい大量輸送交通機関であり、広域的な交流連携をもたらす高速交通基盤であります。今日、関東以北においては、北陸、上越、長野、東北、そして北海道の函館まで開通する時代となりました。いち早く全線で電化、複線化、そして九州新幹線が整備された鹿児島本線に比べ、東九州の鉄道輸送能力はますます格差が拡大しているのが現状であります。東九州新幹線は、昭和48年に全国新幹線鉄道整備法により、福岡を起点に大分、宮崎を経由し、鹿児島までの390キロの路線が基本計画に決定されております。しかしながら、その後、九州の東側は全く進展しておりません。

先日の宮日新聞では、大分県の広瀬知事から、博多―宮崎間は、日豊線と同じルートで、時速180キロで走行した場合との前提つきであります。2時間9分という試算が公表されたところであります。現在5時間20分を超えますので、新幹線開通により半分以下の時間となりますが、九州新幹線は博多―鹿児島間で最速1時間17分であります。東九州新幹線鉄道建設促進期成会による調査結果と誤解を与える大分県の発表についての知事の発言が報道されました。その真意は何だったのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 東九州新幹線につきましては、現在、東九州新幹線鉄道建設促進期成会におきまして、所要時間や整備費用、需要の予測や経済波及効果などにつきまして調査を行っているところであります。このような中、大分県におきましては、先日、県民の関心を高めたいということで、大分県で独自に試算した

ものを公表されたところであり、これは意識的に公表というよりは、記者会見の中での質問に答える形だということではありますが、せっかく共同で調査をし、そして、その結果をもとに議論を深めていこうという取り組みを始めたところでもあります。私としましては、今年度中に取りまとめる予定の期成会の調査に基づく正確な情報を提供していくことが重要であると考えておりますので、その途中段階で混乱を招くことのないようという趣旨で、「しっかりと足並みをそろえて」と申し上げたところでありませぬ。

なお、1点、先ほどの答弁で訂正させていただきます。積極予算の編成の中で、土地改良事業の直轄事業負担金が大幅減となったことの説明につきまして、過去の事業量の減少というような説明をさせていただいたんですが、27年度につきましては、後年度の負担金を繰り上げ償還したので、一時的な増加となっております。それとの比較でいうと大幅減少になっているということでありまして、この点、おわびして訂正させていただきます。

○山下博三議員 引き続き知事にお伺いいたします。本県では昨年、知事選もあって、9月補正予算に調査費を計上されておりましたが、東九州新幹線の整備について今後どう取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 東九州新幹線の整備は、将来を見据えた息の長い取り組みであるわけではありますが、九州内の高速鉄道網の東西格差を解消し、所要時間の短縮による広域的な交流の拡大を通じて、本県のみならず、九州の一体的な発展が期待できますことから、昭和46年以降、期成会を構成します4県1市で連携して取り組んでいるところでもあります。

一方で、新幹線建設に係ります地方の財政負担や並行在来線の問題、完成までの期間による需要の変化など、今回の調査によりまして、さまざまな課題も明らかになってくるものと考えております。このため県としましては、まず、今回の調査結果がまとまった後に、県民を対象とした報告会を開催するなど、丁寧に説明を行いながら幅広く意見を伺いますとともに、期成会におきましても、共通の議論のベースを踏まえて議論を深めてまいりたい、そのように考えております。

○山下博三議員 次に、ふるさと納税についてお伺いしてまいります。

ふるさと納税制度は、平成18年3月16日、日経新聞で「地方見直す「ふるさと税制」案」の記事を契機に議論が活発化して、当時の福井県知事が「故郷寄附金控除」の導入を提言されました。その後、平成19年5月には、第1次安倍内閣の総務省の菅大臣から創設が表明され、平成20年4月に「地方税法等の一部を改正する法律」として成立しました。「納税」という名称ではありますが、形式的には「寄附」と「税額控除」の組み合わせ方式を採用しており、その後、控除額などの改正を経て現在に至っております。

全国的にもふるさと納税の募集に向けてさまざまな取り組みが進められておりますが、2月4日付の宮日新聞に、都城市が平成27年1年間で寄附総額と件数の両方で全国1位となったとの記事が掲載されておりました。都城市は、平成27年度は12月までで22万4,782件、34億946万円と、平成26年度と比較しまして、件数にして7.8倍、金額で6.8倍と、飛躍的に増加しております。ここまで飛躍的に増加した理由は、平成26年10月から、ふるさと納税の返礼品とし

て、多くの特産品の中から肉と焼酎に絞り込んだこと、寄附が伸びたことを伝える雑誌や全国放送のテレビで取り上げられ、さらにPRにつながったことが挙げられております。県内の各市町村でもそれぞれの取り組みがなされていると思っておりますが、市町村のふるさと納税の実績の推移について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（成合 修君） 都城市を含む県内全市町村のふるさと納税の受け入れ件数及び金額であります。制度創設時の平成20年度は509件の約3,175万円でありましたが、平成26年度は13万8,230件の約23億68万円、平成27年度は、12月までの9カ月間でありまして、52万487件の約88億5,136万円と、大幅に増加しているところであります。

○山下博三議員 平成26年度と比較して、27年度は飛躍的な伸びを示しておるようですが、中には、私が調べてみましたら、市町村格差が大変大きくなっておるようであります。伸びる市町村においては、寄附金収入も上がりまして、返礼品についても地域の経済活動につながり、また全国にPRできることなど、よいことづくめと思っておりますが、今後の見込みと課題について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（成合 修君） まず、今後につきましては、確かな見込みがあるわけではございませんが、今年度から、特例控除額の拡充や確定申告手続の簡素化といった寄附をしやすい環境の整備がなされたことや、返礼品の充実などから、今後も利用がふえるのではないかと考えております。

一方で、返礼品の過熱ぶりに関し、総務省からは、制度の適切な運用についての通知が出されているところであります。今後は、ふるさと納税制度の趣旨を尊重しながら、各市町村それ

ぞれの特徴を生かした取り組みを行っていくことが重要であると考えております。

○山下博三議員 先ほど、部長から、県全体の総額は88億6,000万という答弁をいただきました。市町村の状況を調べてみたんですが、都城市の34億に次いで綾町が13億、都農町の6億6,000万、小林市が6億3,000万、5番目が川南町の5億3,000万となって、上位5市町になるだろうと思うんですが、ふるさと納税制度は地域差がかなりあるようであります。地域振興のためにもいい制度であるようでありますので、ぜひとも各市町村、県もそうであります。知恵を出していただければありがたいと、そのように思っております。

次に、平成28年度からは、企業版ふるさと納税が創設され、個人だけでなく、企業もふるさと納税ができるようになるということになります。都市部に集中する企業関連の税収を地方に移す狙いがあり、企業側のメリットも、12月1日付の読売新聞によりますと、一定の要件はあるものの、1,000万円の寄附をした場合、法人事業税、法人住民税が600万円控除されるというものであります。立地企業が少なく、法人税収の少ない本県において、いかに多くの企業からふるさと納税を募り、財源を確保するかが、非常に大切なこととあります。平成28年度から創設される企業版ふるさと納税を本県でより多く確保するために、どのように取り組んでいかれるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（茂 雄二君） 来年度創設予定の企業版ふるさと納税は、しごと創生や子育て支援等の地方創生事業に取り組む地方公共団体に、企業が寄附を行う場合の税の優遇措置であり、この適用を受けるには、地方公共団体が地域再生計画を策定し、国の認定を受ける必要

があります。自主財源に乏しい本県としましては、企業版ふるさと納税も活用し、必要な財源を確保するとともに、民間と一体となって、これから本格化する地方創生の取り組みを力強く推進してまいりたいと考えております。このため、農林水産業や観光資源などの本県の強みを生かしながら、効果的な事業をしっかりと構築するとともに、県外事務所等を通じて、国から認定を受けた事業を企業に積極的にアピールしてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 県外事務所を中心に、県人会の方もたくさんおられますから、ぜひ一緒に先手をどんどん打っていただきますように要望しておきたいと思っております。

次に、県の子どもの貧困対策推進計画についてお伺いいたします。近年、子供の貧困問題が深刻さを増しております。本県の生活保護世帯の子供の高等学校等の進学率は、平成26年4月時点において83.3%で、全国平均より7.8ポイント低い水準であるなど、教育を受ける機会が狭められている実態があります。

また、民間団体による、国全体の子供の貧困に関する経済的な推計も発表されております。この推計によりますと、子供の貧困対策を仮に講じないとした場合、進学率がこれまでと変わらず、正社員になれない人が多くなるため、現在の15歳の子供のうち、生活保護世帯、児童養護施設及びひとり親家庭の子供の約18万人だけで推計しても、生涯の所得は2.9兆円減少、国全体の財政負担は1.1兆円ふえるといったものであります。

このため、子供の貧困対策は、子供たち本人のために取り組むべきであるのはもちろんですが、経済全体への影響も大きいことから、喫緊の課題であると考えております。今

回、県の子どもの貧困対策推進計画案の議案が上程されているところでありますが、計画の主な内容について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 近年、生活保護世帯の増加やひとり親世帯の困窮化が進む中、十分な生活環境に置かれていない子供が増加しまして、そのような環境が子供の進学率などに影響することにより、貧困が世代を超えて連鎖することが強く懸念されております。このため、今回の計画では、全ての子供が生まれ育った環境に左右されず、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指して、さまざまな施策に取り組むこととしております。

具体的には、保護者に対しましては、生活困窮からの自立に向けた就労等の支援を、子供に対しましては、学校をプラットフォームとした総合的な対策等を推進するとともに、特に、高等学校等進学率につきまして、生活保護世帯の子供に係る数値目標を定め、その向上に努めることとしております。計画の推進に当たりましては、市町村や学校、民間団体などで構成しますネットワークを構築し、関係者がより一層連携を図りながら、地域の実情に応じたきめ細やかな取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 子供の貧困問題においては、貧困の連鎖を断つことが何よりも大切であります。子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

また、子供の貧困問題の解決のためには、学校の役割も非常に重要であると考えております。そのため、学校においては、まず子供たち

にしっかりと生きる力を身につけさせてほしいと考えております。さらに、子供たちを取り巻く問題は、学校だけでは解決できないことも多いため、県教育委員会では、学校と家庭や関係機関との連携を図るために、スクールソーシャルワーカーを配置されておりますが、子供を取り巻く問題が厳しさを増す現状においては、その取り組みを強化することが必要であると考えております。そこで、県のスクールソーシャルワーカー活用事業における来年度の事業展開について、増員することになった経緯と、今後、増員することにより期待される効果について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） スクールソーシャルワーカーは、子供の抱える問題を社会福祉等の知識に関する専門的な視点から解決するために配置いたしております。具体的な活動として、例えば、問題の背景に経済的な理由がある場合には、市町村の福祉部局と家庭をつなぎ、就学に係る支援を行うなどの取り組みをいたしているところであります。

本県においても、スクールソーシャルワーカーの対応すべき事案が増加いたしております。十分な対応が難しい状況にあるため、現在配置している8名を12名に増員することと、現在の総稼働日数の800日をおよそ2倍の1,500日にするための予算案をお願いいたしているところであります。今回の増員により、これまで必ずしも解決にまで至らなかったような事案にも、よりきめ細やかに対応できますとともに、貧困問題の解決にもつながる取り組みにもできるんじゃないかと考えているところであります。

○山下博三議員 よろしくお伺いいたします。

次に、総合政策部長にお伺いいたします。現

在、我が国では少子高齢化が進んでおりますが、その影響は、これまでの高齢化問題とはほど遠いと思われてきた東京圏において徐々に広がりつつあります。国の日本版C C R C構想有識者会議によりますと、東京、神奈川、千葉、埼玉における75歳以上人口については、平成27年から37年の10年間の伸びが全国平均を上回ると推計され、特に東京のベッドタウンである埼玉、千葉では、150%を超える伸びが予想されるということであります。

国は、このような東京圏の高齢化問題に対応する必要もあり、希望する高齢者に東京圏から地方へ移住してもらうため、高齢者受け入れのための日本版C C R C、現在は「生涯活躍のまち」と呼び名を変えており、昨年12月に構想を取りまとめております。高齢者の移住という点では、本県も平成3年、松形知事時代に「宮崎ニュー・シルバー基本構想」を策定し、住みよさを生かした活力ある長寿社会・余暇社会の形成に取り組まれたことがありました。そこで、「宮崎ニュー・シルバー基本構想」に取り組んだ本県において、「生涯活躍のまち構想」をどのように考え、今度どのように対応していかれるのか、お伺いいたします。

○総合政策部長（茂 雄二君） 「宮崎ニュー・シルバー基本構想」は、温暖な気候、人情味豊かな県民性といった本県の特性を生かし、高齢者が安心して第二の人生を送ることができるよう、民間活力を活用した居住環境の整備や健康増進機能の充実などを目指したものであります。一方、「生涯活躍のまち構想」は、市町村が策定する「生涯活躍のまち形成事業計画」に基づき、中高年齢者が地方などに移り住み、健康で活動的な生活を送り、必要に応じて医療・介護が受けられる地域づくりを目指すもので

あります。

本県の特徴は、ニュー・シルバー構想策定当時から変わらず、対外的なアピール力があると考えておりますが、高齢者の地方移住については、地域における住宅や介護の確保など、さまざまな課題もあります。このため、市町村が「生涯活躍のまち構想」に取り組む際には、関係部局が連携し、情報提供や相談対応などの支援に努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、福祉保健部長にお伺いいたします。介護を必要とする高齢者が増加する中で、県内においても、介護サービス施設が次々と設置されておりますが、現場を支える介護人材の確保が追いついておらず、求人を出しても集まらない、せっかく採用してもすぐにやめてしまう傾向にあるということで、各事業所は人集めに大変な苦勞をされておる状況であります。

先ほど、国が打ち出した「生涯活躍のまち構想」でも、さまざまな課題があるということでしたけれども、最近では、就職等で県外に出た方が、親の介護のために帰郷されるケースもふえてきておりますが、介護をしながらでも安心して働ける職場がなかなか見つからずに、生活に困窮するケースもあると聞いております。

また、地元の職場を余り知らないままに県外に出ていかれる若い人の中には、できれば家族の住む地元でずっと暮らしていければよいなど考えている方も少なくないのではないかと思います。こうした中、本県へ移住される方や県内で暮らしていきたい若い人に、地元の介護の仕事についてもらうことは、介護人材確保の観点から有効だと考えますが、見解をお伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） お話のありました、本県へ移住される方々を初め、多くの方々に介護の仕事を選んでいただくためには、働きやすさや働きがい高めるとともに、介護の職場に就業したいという気持ちを後押しするような取り組みが重要であると考えております。このため、県ではこれまで、賃金や職場環境などの改善や修学資金の貸し付け、専門研修の実施などに取り組みますとともに、平成27年度からは、「地域医療介護総合確保基金」を活用しまして、未経験者への研修実施による就業促進や、初任者の資質向上を図るための基礎研修の受講支援などに取り組んできているところでございます。

さらに、昨年11月に、介護事業者や人材養成機関などで構成いたします「介護人材確保推進協議会」を設置したところでありまして、今後とも、そういった場を通じまして、さらなる人材確保・定着策について検討を進めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 今、国の方針が、在宅介護、在宅医療ということを非常に大きく求める時代になりました。今後は、「家族みんなで支え合う」という日本人の美徳や家族のぬくもりというものを大事にしていてもらいたいと思っています。行政としても、何とか後押しできることはないのか、議論を重ねていていただくとありがたいと思っております。

次に、観光政策についてお伺いいたします。

昨年12月15日に、本県の高千穂郷・椎葉山地域が世界農業遺産に認定されました。九州では、熊本県阿蘇地域や大分県国東地域に次いで3カ所目の認定であります。この認定に向けては、知事はもとより、地域の関係者、とりわけ五ヶ瀬中高一貫校の宮寄さんのスピーチによる

ところが大きく、さらには「宮崎さんのような高校生がいること自体が農業遺産である」という言葉もあったと聞き、本当に認定されてよかったと感じております。

しかし、認定が最終目的ではなく、認定を生かして今後いかに地域の伝統や農業・農法を後世に伝えていくか、また地域を活性化していくかが重要であります。今回の議会にも世界農業遺産に関連する予算が提案されておりますが、特に観光面での期待が高まっているのではないかと思います。そこで、世界農業遺産として認定されたことに対する観光面からの価値について、どのように考えておられるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（永山英也君） 今回の世界農業遺産の認定は、高千穂郷・椎葉山地域における、自然と調和した伝統的・特徴的な農林業はもとより、大切な観光資源であります神楽などの伝統文化が、国際的に高く評価されたところであり、大変うれしく思っております。今後は、神楽などの魅力をさらに発信しますとともに、この地域で営まれてきました急峻な棚田での稲作や焼き畑、また、山腹を縫うようにしてめぐらされた水路網などの地域の宝を、新たな観光素材として掘り起し、磨き上げていくことが必要だと考えております。

来年度は、「世界農業遺産を生かした観光推進事業」として、ツアー造成に向けた現地調査や観光人材の育成支援に取り組むこととしておりまして、関係町村や地元協議会等と連携しながら、世界農業遺産を切り口とした新たな観光振興に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○山下博三議員 観光面からの価値もあるということですが、観光面での恩恵は、往々

にして認定の対象となった高千穂郷・椎葉山地域の5町村に限られるのではないかとということが懸念されております。これまでの観光行政では、スポーツキャンプもそうありますが、その恩恵は一部の市町村に限られ、それ以外の市町村との格差は広がる一方であります。まさに本県観光においては、点の観光集客をいかに面に広げていくかが大きな課題であります。

こうした中、訪日外国人の増加や東九州自動車道の開通など、大変明るい話題も出ております。その波及効果を全県的に広げられるよう、県内各地のバランスのとれた観光施策の推進が必要だと思います。商工観光労働部長の考えをお伺いいたします。

○商工観光労働部長（永山英也君） 県といたしましては、世界農業遺産を初め、インバウンドの増加や東九州自動車道の開通効果を全県的に波及させ、地域経済の好循環を実現していくことが重要であると考えております。このため、インバウンドの関係では、路線バスを活用した二次交通対策や県内全域を対象とした多言語クーポンブックを作成しました。また、東九州自動車道関係では、県内の高速道路を割引料金で利用できる周遊企画を実施しまして、NEXTCO西日本管内の企画としては、初めて1万件を超える実績となったところであります。

さらに、県内での周遊を高めるため、神話や花をテーマとしましたルートづくりや御当地グルメなどの「食」の開発、農家民泊等体験型観光など、地域が主体となった取り組みを積極的に支援しております。今後とも、地元自治体や関係団体と連携しながら、各地域が持つ強みや特性を生かした魅力ある観光地づくりに積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○山下博三議員 ぜひ、県内各地、バランスの

とれた本県観光を構築していただければありがたいと、そのように思っています。

次に、フードビジネスの展開についてお伺いいたします。

フードビジネス振興構想が策定される前年、県では、それまで展開してきた「みやざき県産品東アジア販路拡大戦略」を見直すとともに、新たに観光誘客や国際交通網の整備、グローバル人材の育成などを含めた「みやざき東アジア経済交流戦略」を策定し、あわせて、物産貿易振興センターを通して、香港事務所や上海事務所などの設置強化に取り組んでこられました。

この戦略では、県内企業、関連団体と県が一体となって、東アジア市場の販路開拓や経済・人的交流の拡大に取り組み、「東アジアに開かれ、東アジアとともに成長するみやざき」を目指すこととされておりました。そこで、経済交流の進捗状況と、これまでの香港事務所、上海事務所の活動の実績とその評価について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（永山英也君） 東アジアとの経済交流は、「みやざき東アジア経済交流戦略」に基づくこれまでの取り組みによりまして、県内生産品の輸出額や外国人宿泊者数の増加、香港線の就航など、着実に進展していると考えております。その中で、県の海外事務所は、最前線の営業拠点として、現地の情報収集やセールス活動等を展開するとともに、フードビジネスに関しましても、市場の特性に応じたさまざまな活動に取り組み、重要な役割を果たしております。

香港事務所につきましては、日本産品同士の競争が激しいことから、本県が協定を締結しました新華日本食品との共同プロモーションや個別商談会の開催など、ブランド力の向上や取扱

品目の拡大に重点を置いた活動を展開しております。上海事務所につきましては、中国市場がほとんどの農産物を輸出できない中、今後の規制緩和も見据えまして、定期的なバイヤー訪問によるネットワークづくり等に取り組んでいるところでございます。

○山下博三議員 同じく商工観光労働部長にお伺いします。昨年10月、本県にもジェトロの事務所が開設しました。御案内のとおり、ジェトロは、貿易の振興や対日投資を促進する独立行政法人であり、重点事業の一つに農産物や食品の輸出促進を掲げ、事業者や団体の輸出活動のサポートに取り組まれているところであります。農産物を初めとするフードビジネスの海外展開に向けては、ジェトロと十分に連携し、取り組みを進めることが非常に重要であると思っておりますが、今後、輸出拡大を図るため、ジェトロとどのように連携していかれるのかお伺いいたします。

○商工観光労働部長（永山英也君） 経済のグローバル化が進展する中で、成長します海外の活力を取り込むためには、御指摘がありましたように、ジェトロが持つ海外とのネットワークやビジネスのノウハウ、さらには、豊富な支援メニューを十分に活用し、県内企業の海外展開を支援することが大変重要であります。このため県では、昨年10月のジェトロ事務所の開設を契機としまして、ジェトロ本部と県の関係部局との定期的なテレビ会議を開催し、意見交換や情報共有を行いますとともに、「みやざきグローバル戦略」の策定に際しましても、適宜、意見を伺うなど、連携に努めているところでございます。

また、来月には、ジェトロと連携しましたバイヤー招聘も予定しております。今後とも、意

見交換や個々の事業での連携を重ねるなど、ジェットロとの関係をより一層強化し、農産物や加工食品などの県内生産品の輸出拡大に向けて、県内企業の支援に努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、畜産振興についてお伺いしてまいります。

冒頭、知事には全共3連覇に向けた意気込みを語っていただきました。私も心強く感じたところであります。平成24年の全共2連覇を果たした後、本県にも多大な効果があったと思いますが、どのように評価されておられるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 全共2連覇は大きな効果があったわけであります。先ほど、口蹄疫から立ち上がる本県にとって、大きな勇気・元気をいただいたということを申し上げたわけでありますが、個々の生産に当たっていただいている農家の皆さんにとりましては、例えば後継者不足や飼料の高騰など、さまざまな課題・困難に直面しておられる中で、「日本一の肉用牛を生み出している」という誇り、自信を持って生産に取り組んでいただくことができる、その背中を後押しする大変大きな効果であったのではないかと考えております。

また、具体的な経済効果で見ても、宮崎牛を初め県産牛肉の取扱量が大都市を中心に増加してきております。また、日経リサーチによる調査でも、数あるブランド牛の中で、品質が松阪牛に次ぐ第2位、総合でも第3位となるなど——第1位になりたいところではありますが——国内において宮崎牛ブランドが徐々に徐々に浸透している、着実に浸透してきているのではないかと、手応えも感じているところであります。

また、海外への輸出は、チャンピオンブランドとして販路拡大を図りましたところ、昨年度は148トンと過去最高の輸出量を記録しております。昨年9月、ミラノ万国博覧会におけるトップセールスをいたしました。宮崎牛に対する高い評価に、私自身も手応えを感じたところであります。今後とも、さらなる輸出拡大も含め、国内外にしっかりとチャンピオンブランドとしての宮崎牛の販路を拡大してまいりたい、発信してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 私も効果というのは肌身をもって感じているところであります。

これより12問になりますが、農政水産部長にお伺いしてまいります。よろしくお願ひいたします。

ぜひとも3連覇を目指して万全の準備を進めていただきたいと思います。現段階での出品牛の選抜などの進捗状況と、生産者、和牛登録協会、JA、団体等との今後の取り組みについての課題等についてお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 全共3連覇に向けた出品牛の選定状況につきましては、おおむね計画どおり順調に進んでいると認識しております。少し具体的に申し上げます。

まず、肉質を競います肉牛部門におきましては、計画交配で生産いたしました子牛の中から、肥育農家に導入する候補牛の選定が最終段階に入っているところでございます。今後は、選定した候補牛を最高の宮崎牛となるように肥育していくことが重要な課題でございます。

また、繁殖雌牛等の優劣を競う種牛部門におきましては、各地域で繁殖雌牛の調査を行っておりまして、今後は、全共で勝てる候補牛を確実に保留し、これらを最高の牛へ磨き上げることが重要な課題であります。

そのため、県といたしましては、本議会にお願いしております「全共3連覇を目指す「チーム宮崎」体制確立事業」によりまして、「チーム宮崎」の体制づくり、候補牛のブラッシュアップ、大会へ向けた機運醸成の3つの柱のもとに、関係機関が一体となって、「日本一の努力と準備」を行ってまいりたいと考えております。

○山下博三議員 全力を尽くしていただきたいと思えます。

次に、ホルスタインの全国共進会についてお伺いいたします。来年9月に宮城県で第11回和牛共進会が行われますが、その3年後の平成32年、オリンピックイヤーの年ではありますが、第15回全日本ホルスタイン共進会が都城地域家畜市場をメイン会場に開催されることが決定されました。平成32年は、口蹄疫終息から丸10年の節目を迎える年であります。これまで「忘れない そして前へ」を合い言葉に、未曾有の口蹄疫被害から立ち直ってきた本県から、関係県への感謝を発信する機会として大いに期待されているところであります。

昨年10月23日から26日までの4日間にわたり、北海道の安平町で開催され、本県からも全18部門中の6部門に9頭が出品されております。北海道での開催であったため、出品された農家、都城・高鍋両農業高校の皆さん、陸路での移動であったために、延べ2週間の戦いでありました。成績については、残念ながら、最高位でも1等賞3席でありまして、都城・高鍋両農業高校の1等賞入賞の成績は、将来への布石とも言える成果でありましたが、総じて、これから大いに努力しなければならない結果であったと思えます。農政水産部長も出席されておりましたが、酪農王国北海道の壁は厚しでありま

す。今回の結果を踏まえ、5年後のホルスタイン全共に向けた取り組みについてお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） お話にありましたように、私も実際に北海道大会へ参加させていただきましたが、本県農業高校生を初めとする、特に若い生産者の大会にかける意気込みの強さを肌で感じたところであり、本県で開催いたします次期大会を是が非でも成功させたいとの思いを強くしたところであります。そのため、まずは県内の農業団体と大会に向けた組織づくりを進めますとともに、宮崎の大会から地域ブロックでの開催となりますので、九州各県とも連携を密にしながら準備を進めてまいりたいと考えております。

また、出品対策につきましては、来年度から、能力の高い受精卵を導入し、本県の高い移植技術を駆使して、計画的な出品牛の作出に取り組むこととしており、開催地として優秀な成績がおさめられますよう、生産者及び関係機関・団体と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 5年後の開催なんですけど、私はJA都城の皆さん方とちょっと話をしてみました。あの施設が昭和52年につくられておりますから、かれこれ40年が近い施設であります。施設整備もありますので、ぜひ早目の検討を立ち上げていただくようお願いしておきたいと思えます。

次に、屠畜場の整備についてお伺いいたします。県では、平成25年3月に「全国のモデルとなる安全・安心で付加価値や収益性の高い畜産の構築」、すなわち本県畜産の新生に向けたプランを策定されております。このプランの中の「畜産関連産業の集積」の項目を見ますと、

「牛・豚においては、本県は食肉パッカーが少なく、と畜・部分肉処理能力が低く、県外への移出が44%と高い状況にある。

一方、鹿児島県においては、地場及び食肉大手のパッカーが多く、と畜場の処理能力でも本県の2倍以上を有しており、本県から鹿児島への移出割合が高い。」と現状が分析されております。本県で生産される肉用牛8万5,000頭、豚150万頭余りの実に4割以上が県外で屠畜されております。過去の議会においても、中野廣明議員より厳しく指摘されております。

長い歴史の中で今日の現状があるのだとは思いますが、同じ畜産県として歯がゆい思いでなりません。しかし、指をくわえて見ているわけにもいきません。TPPでの不安も高まる中、牛・豚の生産者にもしっかりと生産・処理・加工・販売までの力をつけることが安心を与える最たるものだと思っております。素牛生産、肥育農家の環境は非常に厳しい状況であります。特に本県として、さらなる宮崎牛ブランドをつくり、対米、EU等への輸出を大きく掲げている今日、県内屠畜場における処理頭数の確保に向けてどのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県屠畜場における処理頭数の確保につきましては、まずは、その稼働率を向上させていくことが重要であると認識しております。そのためには、屠畜場の衛生レベルの向上を図るとともに、県産食肉のブランド力向上や販売力強化を図るなど、生産者が安心して県内の屠畜場に出荷できる環境づくりが、まずは必要であると考えております。また、県内で生産された牛や豚を県内の屠畜場に安定的に出荷し、食肉処理・加工・販売までを一貫して行う体制づくりに、生産者、関

係団体、県内企業が連携して取り組むことも極めて重要であると考えます。

現在、このような取り組みが県内でも開始されているところでありますので、今後は、さらにこれらの動きへの支援を強化し、関係者一丸となって、処理頭数の確保に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 県内にある7カ所の施設も、大変老朽化していることもお聞きしております。対米向けは2カ所ありますが、EU向けは整備されておられません。新たに屠畜場を整備し、屠畜能力を向上させることは、本県畜産の競争力強化にとって大変重要なことでもあります。屠畜場整備に向けてどのような取り組みを検討しておられるのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 消費者への安全・安心な食肉の安定供給と海外への積極的な輸出拡大を図るためには、高い衛生基準をクリアする最新鋭の屠畜場の整備が必要となります。特にEU向けの認定施設は、対米向け施設よりも厳しい温度管理や、従業員に課せられる衛生基準への対応、さらには動物福祉に関する基準遵守など、今までにない基準をクリアする必要がございます。屠畜場の整備に当たりましては、輸出国ごとに異なる認定基準に対応した整備内容の確認や、処理頭数確保のための集出荷体制の構築など、解決すべき課題が多々ありますので、食肉事業者としっかり連携し、一つ一つ解決しながら、屠畜場整備の実現に向けて、現在、具体的な検討を行っているところであります。

○山下博三議員 食肉事業者のところを私も訪問して、EU向けの整備についてのお話も承ってまいりました。かなりEU向けはハードルが高いようでありますので、しっかりと協議しな

がら、早目に対応していただくとありがたいと思っています。

次に入りますが、2月15日から17日の3日間、都城家畜市場で2月期の子牛競り市が開催されました。私も初日から、子牛の発育状況を見ながら、農業者のさまざまな意見を聞いておりましたが、2月期の競りでは、これまで経験したことのない雄雌の平均価格80万円台の領域に突入したと実感いたしました。電光掲示板が軒並み80万円を超える中で、生産者の大きなよめきが聞こえてまいりました。このときの去勢の最高価格が131万1,120円という値段も出ております。6年前の口蹄疫発生直前の4月期の都城市場の競りの状況を調べてみましたが、雄雌の平均価格は39万9,000円でありましたので、この6年間でほぼ2倍の価格高騰となっております。

しかし、今回の競りを終え、高値で取引された生産者のもとを訪ね、話をしてみますと、高価格であったにもかかわらず、喜びの声が聞こえてきません。肥育農家であれば、今後の肥育販売のことを考えれば理解もできますが、繁殖農家であれば、高く売れて喜んでいいはずであります。何かおかしいなどの思いで、後日、繁殖農家の皆さんと意見交換を行いました。その中で出された意見は、一つに、T P P大筋合意における牛肉等の関税削減への不安と、子牛バブルとも言える今の価格がいつはじけるのかという不安、さらには、繁殖農家生産者の平均年齢が67歳に達している中、この高値の時期にこれまでの借入金等を清算して、廃業を考慮おられる小規模高齢農家がたくさんおられるということです。

子牛価格の高騰は、本県だけの動向ではありません。全国的な傾向であります。全国的に子

牛の生産基盤が減少する一方、安全・安心、おいしさを追求する消費者の需要の高まりを受けて、国産の和牛への期待はますます高まるものと思います。安定した産地となるためには、県を挙げてこれまで取り組んできた素畜対策、生産基盤対策をさらに強化することが重要であると思います。県内の繁殖農家が、将来的にも安心して子牛を生産できる対策を示すべきと考えますが、お伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 議員御指摘のとおり、全国的な子牛生産頭数の減少により、子牛価格が高騰している現状におきまして、本県肉用牛の生産基盤を強化し、子牛の生産頭数をふやしていくことは、肉用牛の振興にとって、重要かつ喫緊の課題であると認識しております。このため昨年度、各地域で策定いたしました「人・牛プラン」で目標としている繁殖雌牛頭数8万頭の達成に向けまして、繁殖農家の新規就農や規模拡大に対する支援を積極的に推進いたしますとともに、高齢農家の営農継続や大規模農家がさらに規模拡大できるように分業化や省力化を推進するなど、現在、懸命に取り組んでいるところであります。

平成28年度は、国のクラスター事業に積極的に取り組みますとともに、新たに「宮崎の畜産体制強化事業」を創設し、地域の核となる拠点施設の整備や、新規就農者に対する支援をこれまで以上に充実することとしておりまして、地域と一体となって、さらなる生産基盤の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 肥育牛経営についてお伺いいたします。現在の肥育牛経営における平均的な素牛導入価格と販売価格、利益はどうなっているのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 肥育農家の平

均的な経営状況につきましては、平成27年12月期の牛マル緊事業における算定基礎で申し上げますと、黒毛和牛を初めとする肉専用種の全国平均値では、1頭当たり、税抜きで、20カ月前に導入した素牛価格が約54万円、現在の販売価格が約127万円、純利益が約25万円という状況でございます。

○山下博三議員 今の答弁によりますと、昨年12月期の肥育販売価格は、素牛導入価格が54万円、販売価格が127万円、利益25万円ということであります。先ほど紹介しましたように、2月の都城競りの平均価格は80万円であります。素牛導入価格が80万円の場、幾らで販売すれば経営的に再生産可能となるのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 素牛導入価格が80万円の場でございます。飼料費等の物財費や人件費などの生産コストについて、平成27年次の平均値約48万円を用いますと、再生産可能となる販売価格は、1頭当たり約128万円と試算されます。この価格は、先ほど申し上げました牛マル緊事業における平成27年12月期の平均的な販売価格とほぼ同額となりますが、この価格は、実は過去に例を見ない高値であったことから、今後、枝肉価格の動向によっては、議員御指摘のように、肥育農家の経営は極めて厳しい状況になることも考えられます。

このため、県といたしましては、牛マル緊事業における生産者積立金の助成を継続いたしますとともに、宮崎牛を初めとした県産牛肉のさらなるブランド力向上に努めることで、肥育農家の経営安定を図ってまいりたいと、そのように考えております。

○山下博三議員 ぜひ、さらに知事を先頭に、宮崎牛ブランドづくりを頑張ってください

ようにお願い申し上げておきたいと思っております。

さて、これまで質問してまいりましたように、畜産業はさまざまな課題を抱えておりますことに加え、TPPへも対応していかなければなりません。平成22年に口蹄疫が発生し、その影響の大きさに、本県における畜産業の重要性を改めて実感したところであり、口蹄疫以降、経営の再開から再生・復興の努力を積み重ね、そして、現在も日々汗を流しておられる農家の皆さんを初め、尽力してこられた関係者の皆さんには、常々心からの敬意を持っております。

現在、県におかれましては、さきに述べました宮崎県畜産新生プランにおいて、「全国のモデルとなる安全・安心で付加価値や収益性の高い畜産の構築」を目指し、さまざまな取り組みを進めておられますが、今年度が最終年度とお聞きいたしております。TPPへの対応策を踏まえて、新たな畜産新生プランを策定してはどうかと考えますが、見解をお聞かせください。

○農政水産部長（郡司行敏君） 県では、口蹄疫からの再生・復興を図るために、平成25年3月に、御質問のありました宮崎県畜産新生プランを作成し、さまざまな取り組みを進めてまいりました。そのような中で、平成26年の畜産産出額は、口蹄疫以前の水準を上回ります1,983億円になるまで回復はしてきているところであります。しかしながら、本県の畜産を取り巻く状況を見ますと、TPPへの対応はもちろんでございますけれども、先ほど質問もございましたように、繁殖雌牛の減少に伴い子牛価格が高騰しており、繁殖基盤の強化が強く求められるなど、喫緊の課題を抱えている状況にあります。

このため、畜産新生プランに基づき実施しました、これまでの取り組みの成果と課題を十分踏まえた上で、新たな課題への対応を盛り込

み、現在策定中でございます宮崎県農業・農村振興長期計画の改定に合わせまして、そのアクションプランとしての意味合いも含めて、畜産振興のための新たな計画を作成してまいりたいと、そのように考えます。

○山下博三議員 畜産もさまざまな課題を抱えておりますから、TPPにも対応でき得る畜産経営を目指した新生プランをつくっていただくとありがたいと思っています。

次に、担い手への農地集積についてお伺いいたします。農村人口の減少が加速化する中で、農村地域では、土地持ち非農家や未相続の農地が増加しており、耕作放棄地の増加や担い手への農地集積に大きな支障となっているのではないかと考えております。このような中、県は、平成26年度に農地中間管理機構を立ち上げ、担い手への農地集積をスタートさせましたが、初年度の実績は374ヘクタールにとどまり、農地の集積が簡単に進まないことを示しております。今年度は3,000ヘクタールの集積を目標に、農地中間管理機構や市町村に専任の職員を増員し、推進体制を強化したと聞いております。まず、今年度の農地中間管理事業の推進状況についてお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 農地中間管理事業の2年目となります本年度は、3,000ヘクタールを目標面積に掲げ、県の出先機関や市町村に専任の推進員を増員し、175の重点実施地区を中心に推進いたしますとともに、機構事業の募集を年3回から毎月実施することとし、さらに、原則10年であった貸し付けの貸借期間を5年間に見直すなど、農地の出し手・受け手がともに取り組みやすいように改善を図ってまいりました。その結果、1月末時点での取り扱い面積は、約4,000名の出し手から1,892ヘクタール

を借り受けまして、約2,100名の受け手に貸し付けが成立しており、議員が御指摘でありましたけれども、昨年度実績374ヘクタールと比較しますと、大きく進展はしたところであります。

しかしながら、目標面積にはまだまだ到達しておりませんので、引き続き、年度末までの積み増しを頑張りますとともに、来年度の事業推進に向けても、しっかりと取り組んでまいりたいと決意をしているところであります。

○山下博三議員 しっかりと取り組んでいただくとありがたいと思っております。なかなか農地の集積というのは難しいと思うんですが、日々努力を重ねてください。

国の方針としては、農地中間管理機構に貸し付けられた農地への固定資産税を半減し、耕作放棄地への課税を強化することで、大規模化・大区画化を進め、国際競争力を強化するという動きであります。しかしながら、地域の実態は、優良農地は不足し、土地利用型の農家は分散した農地を利用せざるを得ない状況であり、その一方で、鳥獣被害のある里山の農地や山間地域の狭い農地では、担い手を確保できていない状況がますます深刻化しております。農地の流動化が簡単に進むとは思いませんが、全国第5位の食料供給県として産地を維持していくためには、まさに不退転の決意を持って、担い手への農地の再集積を進めていく必要があります。そこで、県は今後、農地中間管理事業をどのように推進することで、担い手への農地集積を進めていくつもりなのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県農業の成長産業化を図るためには、農地や農業施設等の地域資源を、意欲ある担い手に確実に継承・集積していくことが極めて重要であり、農地中間

管理事業の基本方針においても、平成35年度までに本県の農地6万8,500ヘクタールの8割を担い手に集積していくこととしております。

このため県では、農地基盤整備や施設整備を計画している重点実施地区での優先採択に向けた事業推進、それから、農地賃貸料の徴収・支払い事務を機構が代替するメリットを生かした、大規模な土地利用型経営体への事業推進、さらには、これまでに機構が集積した農地の再配分により品目ごとのゾーニング化等に取り組み、本事業の活用により、担い手への農地集積を進めていきたいと、そのように考えております。今後とも、農地中間管理事業が農地を安心して預けられる制度として定着していきますように、市町村、農業委員会、JA等と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 長年、猫の目農政と言われるぐらい、水田のことについては非常に大変な問題であろうと思うんですが、日々努力をしていってください。

次に、米政策についてお伺いいたします。

これまで国の施策が目まぐるしく変更される中で、平成12年のWCS導入や、平成26年2月に行われた、加工用米に係る知事と霧島酒造の江夏社長、経済連の羽田会長による協定調印、さらには飼料用米の生産拡大など、国の助成制度を活用しながら本県の特徴を生かした取り組みが、地域農業を支えております。

このような中、一昨年末の米政策の見直しの中で、国は平成30年度には転作を廃止する方向を打ち出しました。それぞれの地域では、既に平成28年産の転作の準備が進められておりますが、加工用米契約者との3年契約による加算や、飼料用米の地域の基準収量よりも収量が多

い場合は、最高で10万5,000円の助成などが今後どうなるのか、転作作物に活用する機械・施設の更新や整備をどうすればいいのかという不安の声をよく聞きます。今後、WCSや加工用米、飼料用米などの国の転作助成を初めとする水田農業に係る支援制度がどのようなになるとお考えか、お伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 平成30年以降の米政策につきましては、昨年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」におきまして、飼料用米等の戦略作物の生産拡大が明記されていることから、今後とも支援制度は継続されるものと考えておりますが、問題は、これまでの交付水準がしっかり維持されるかどうか、その点ではないのかなと考えております。このため、県といたしましては、関係団体と連携し、国の支援制度を効果的に活用する議論を深めますとともに、これまでの米政策により定着した戦略作物を今後とも安定的に生産できるよう、交付金の確実な維持・継続について、国に対して強く要望してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ぜひとも、米政策については支援制度が継続できるよう、国に強く働きかけていっていただきたいと思います。

農政水産部長に、最後の質問になりますが、飼料用米の取り組みについてお伺いいたします。都城市に拠点を持つ畜産資材メーカーでは、強化プラスチックで作成された移動可能な小型サイロを開発し、コンバインで刈り取り後、すぐもみ殻とも破碎機にかけ、水分を35%程度まで加水し発酵させるSGS（ソフトグレインサイレージ）と言われる新たな飼料用米の普及を図っております。これまで、東北農業研究センターや新潟県畜産研究センターなど、全

国10を超える研究機関での実証試験がされ、長野県のJA佐久浅間においても導入実証されており、いずれも、取り扱いが簡単で、飼料として申し分ない品質であるということでありませう。本県では、ソフトグレインサイレージの取り組み状況はどうなっているのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（郡司行敏君） ソフトグレインサイレージにつきましては、収穫したもみをそのまま破碎し、乳酸発酵させた飼料でございまして、乾燥処理であるとか、もみすりが不要となるなど、コスト削減が期待されますことから、有効な飼料用米の活用法だと考えております。現在、ソフトグレインサイレージは、中部地域や北諸地域、児湯地域の一部の肉用牛繁殖農家が試験的に導入しておりまして、「牛の嗜好性もよく、配合飼料の削減につながった」というふうな声も聞かれているところであります。

一方では、開封後の保存性など、解決すべき課題もなお残されておりますことから、県といたしましては、国等の研究成果や現地での試験結果を検証しながら、ソフトグレインサイレージの活用の道を広げてまいりたい、その努力をしてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 JA佐久浅間の試算によりますと、従来の飼料用米の使い方においては、乾燥質、もみすり代を合わせると、飼料用米としての供給単価が、キロ46円という単価が出ております。そして、今申し上げましたソフトグレインサイレージの使い方によりますと、これは代替であるトウモロコシの輸入単価、今、大体キロ30円と推定しておりますが、ソフトグレインサイレージの経費というのは16円で上がるということなんです。はるかに安い飼料用米とし

ての供給が可能であります。そのことで、国が出しております統計によりますと、今、国内で使われている配合飼料の量が2,350万トンあるということでありませう。今、国が新たに飼料用米の供給可能目標数量というのを出しましたのが、450万トンであります。

それに照らして本県の状況を調べてみましたら、鶏、豚、牛に供給されている配合飼料が、県内で169万トンであります。その中で、利用可能量、飼料用米を20%ぐらい供給するとしたら、44万8,000トンが県内で消費される、飼料用米として供給可能であるという数字が出されております。現在、新たな飼料用米の取り組みも一歩一歩進んでいるところでありますが、現在、飼料用米が2,000トンの供給であります。これは、供給量の必要量としての中で0.4%に過ぎませう。本当にユニークな取り組みでありますので、今後研究を重ねていただくとありがたいと思っております。

次に、人財育成についてお伺いいたします。

農業の担い手は大きく減少しておりまして、本県においても、平成27年農林業センサスによりますと、農業経営体数は2万6,193経営体、農業就業人口は4万4,747人となっております。前回の5年前の平成22年調査からしますと、それぞれ5,867経営体、1万2,329人と、2割程度減少となっております。内訳を見ますと、70歳以上の高齢者は5,345人と減少数の2割を超え、リタイアが進んでいることがうかがえますが、15歳から29歳の層と45歳から54歳の層も合わせて2,400人の減少となっております。これからの本県農業を支える世代の農業離れも起きております。

これに対して新規就農者数は、この5年間で1,427人となっております。毎年平均280人

程度となっております。また、5年間の平均新規就農者の内訳を見ますと、農業高校、農業大学校などの、卒業して即就農する学卒就農は23人ですが、農業生産法人などに就職する法人就農は32人を占めており、近年、その割合がふえております。このような中で、県立農業大学校では、これまでの自営者養成に重点を置いたカリキュラムを見直し、法人経営などにも対応できる実務型の研修を開始されているところであります。

一方、農業高校においても、学科再編や6次産業化に係る学校外での研修の実施など、社会のニーズに沿った技術や知識が習得できる見直しに努めておられると伺っております。農業高校においても、先駆的農業経営者養成に限らず、法人経営者を希望する生徒に対応できる、プロの農業経営者を育成するための研修内容等を改革すべきと考えますが、教育長に見解をお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 農業を取り巻く状況は、グローバル化の進展やT P Pの大筋合意、法人経営者の増加など、激変している中であります。教育の現場においても、時代の変化に柔軟に対応できる人材の育成を目指して、教育内容を改革すべきだと考えております。議員御指摘のとおり、法人経営者ともなり得る農業担い手を育てることも大切な視点であると考えております。そのため、これまで重視してきた作物や家畜等をきちんと育てる技術の指導に加えて、例えば高鍋農業高校では、先ほども御説明がありましたが、農業大学校と連携して、経営者として今求められる経営力を強化するためのカリキュラム開発に取り組んでいるところでございます。

また、都城農業高校においては、生徒に先進

的な農業法人等で年間を通して就業体験を行わせながら、その経営者から実践的な経営ノウハウを直接学ばせるようなカリキュラムができないか、検討いたしているところであります。

○山下博三議員 ありがとうございます。

次に、総合政策部長にお伺いいたします。県外就職の比率が高まる中、ふるさとに帰ってきた人や宮崎を選んだ人の話を聞き、宮崎のよさを若者に伝えることも必要ではないかと思えます。これからの本県は超高齢化社会に突入してまいります。介護職の人材不足も深刻な社会問題であり、医療についても、増加する高齢者に十分な対応ができる状況ではない中、在宅介護、在宅医療を求められる時代になってまいりました。

このような中で、宮崎大学においては、平成28年度に地域資源創成学部を新設し、豊富な実践実習と多彩な専門分野教育を通して、学生自身が地域の将来のためにマネジメント力を磨き、地域を創生、活性化させる人材を育成しようという取り組みを始められました。この新学部設置に際し、県はどうかかわり、今後どのように連携していかれるのか、お伺いいたします。

○総合政策部長（茂 雄二君） 宮崎大学の新学部が目指す「地域を創るリーダー」の育成は、地方創生を進める本県としましても極めて重要な課題であり、新学部設置に際し、地域で求められる人材像などについて積極的に意見交換を行い、そのカリキュラム等に反映していただいたところです。ことし4月からは、ベンチャー企業の若手経営者など、ビジネス等の最前線で活躍されていた実務家教員などによる知識と実践を兼ね備えた人材の育成がいよいよ始まり、これからの成果が大いに期待されること

るであります。今後とも、宮崎大学と密接に連携を図りながら、実習先の発掘・確保などに取り組むとともに、学生が県内に定着するよう、産業界等とも連携しながら、雇用の確保等にも努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 よろしく願いしておきたいと思えます。きょう昼、テレビを見ておりましたら、きょうが入学試験だったんですね。新たな学部の子供たちに意見を聞いておりましたが、本当に夢を持って応募してくれているようでありますから、今から私も温かく見守りながらともに頑張っていきたいと、そのように思っています。

次に、鳥獣被害対策についてお伺いいたします。

営農を続ける上で、鳥獣被害の軽減は、喫緊の課題であることは御承知のとおりであります。しかし、中山間地域の農業者と意見交換しますと、有害鳥獣を駆除する狩猟者の高齢化も著しく、結果として、鹿、イノシシの捕獲が伸び悩んでいるという深刻な問題が浮かび上がってきました。一方では、農地を電気柵や被害防止ネットで囲むことで、農作物の被害を防いでいこうとする取り組みも進められておりますが、もともとの個体そのものが減らない、もしくは増加するのであれば、その効果は期待できないものであります。県内で有害鳥獣の駆除等を行う狩猟者数とその年齢構成はどうなっておるのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 平成26年度末現在の狩猟免許の所持者数は5,837名でありまして、75%に当たる4,348名が60歳以上となっております。そのうち、有害鳥獣捕獲班員——これは、銃では3年以上、わなでは1年以上の狩猟の経験を有するなどの要件を満たした方々です

が、全市町村に209班、合計2,513名、現在活動されているところであります。このうち、74%に当たる1,858名が60歳以上でありまして、高齢者の割合が高い状況となっております。

○山下博三議員 新聞報道にもありましたが、狩猟者が減少していることで、同時に猟犬の数も、入手する仕組みも途絶えつつあり、入手が困難な状況になってきております。猟犬を利用する鉄砲猟は、手間や時間、労力がかかるわなに比べ、捕獲効率にすぐれ、捕獲したイノシシはジビエ出荷にも適しています。農業被害が深刻化している現在、猟犬の担う役割は大きく、農家や狩猟者、行政が一体となって、猟犬の今後を考えることが重要だと思えます。

また、和歌山県においては、今月から全国で初めて、銃によるニホンジカの夜間狩猟にも取り組まれております。農村社会の高齢化と人口減少の続く中、今後は効率的に捕獲を行っていく必要があると思われませんが、本県での鳥獣捕獲の新たな取り組みについて、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 猟犬につきましては、県の猟友会に確認しましたところ、現在、約2,500頭が飼育されておりまして、子犬を育てたり譲り受けたりして調達しているとのことあります。猟犬は、銃による捕獲を行う上で重要な役割を担っておりますので、今後、関係者と情報交換を行うなど、連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、銃による夜間の狩猟につきましては、全国で2つの事業者が認定を受けていますが、県内には安全性や技能の基準を満たした事業者がいがないため、まだ実施されていないところであります。現在、本県では、餌づけの場所に24時間カメラを設置して、効率的に捕獲を行う手

法を評価・検証しております。その結果を踏まえて、対応してまいりたいと考えております。

さらに、来年度は、遠隔操作による誘引捕獲など、新たな手法にも取り組むこととしておりまして、こういったことを総合的に進めることによりまして、鳥獣捕獲対策の充実を図ってまいりたいと考えております。

○山下博三議員 よろしくお願ひいたします。

次に、東九州自動車道についてですが、ことし4月24日に、宮崎市と北九州市の約320キロが高速道路でつながるといふ歴史的な節目を無事迎えることになりました。ゴールデンウィーク前の広域開通により、四国・中国地方からの観光客の増加が期待されるところであります。

宮崎以北の整備が進む中、日南―串間―志布志間は、唯一、未事業化区間として残されたままの状態となっております。昨年10月に串間市で開催された建設促進総決起大会では、1,000名を超える沿線住民の参加のもと、県南区間の早期全線開通に向けた熱い思いに包まれたところでもあります。観光を初めとした産業振興や災害時など、命の道ともなる高速道路の整備は、県民の生命・財産を守る上でも必要不可欠なものであり、早急に整備を進める必要があると考えます。そこで、東九州自動車道県南区間の新規事業化に向けた取り組みについて、知事にお伺ひします。

○知事(河野俊嗣君) 東九州自動車道宮崎以北の相次ぐ開通に伴いまして、企業の進出や、物流、観光、医療などの幅広い分野で、いわゆるストック効果が発揮され始めたところでもあります。これらのストック効果を県内全域にわたって最大限に発揮させていくためにも、東九州道の唯一の未事業化区間であります日南―串間―志布志間の新規事業化を、何としても早期

に実現させる必要があると考えております。このような中、日南―串間―志布志間のルートにつきましては、1月15日に本県と鹿児島県で都市計画決定の手続が完了しております。事業化に向けた手続が大きく前進したところであります。

また、1月22日には、日南・串間地域の東九州道利活用促進協議会が発足しております。道路ができてから使い道を考えるのではなく、将来の全線開通を見据えて、開通直後から直ちにストック効果を発揮させるための地域の取り組みもスタートしたところであります。

おととい23日には、国交省に参りまして、日南市長、串間市長と一緒に、石井国土交通大臣に、地元の切実な熱い思いを訴えたところであります。また、九州全体の地図を見させていただきながら、都城志布志道路や中央道についてもアピールしたところであります。県といたしましても、沿線自治体と一体となりまして、これまで以上に国に対して強く要望を行いまして、東九州自動車道が一日も早く全線開通するよう、全力で取り組んでまいります。

○山下博三議員 沿線住民の皆さんの期待に応えられるよう、精いっぱい頑張ってくださいをお願いしておきます。

次に、県土美化条例についてお伺ひいたします。本県は、温暖な気候、豊かで美しい自然環境に恵まれており、県では、全国に先駆けた沿道修景美化条例などに基づいて、美しい県土づくりに取り組まれております。また、県民の皆様も地域の美化活動などに取り組んでおられ、特に草刈りや花植えをボランティアとして行われる団体もふえていると聞いており、大変喜ばしいことであります。

県土美化条例においては、県民との協働をさ

らに進め、市町村とも連携を図りながら、県民はもとより、訪れる観光客も心豊かになっていただけるような美しい県土づくりを目指してほしいと思います。そこで、県土美化条例制定に向けた現在の取り組み状況と、今後どのように進めていくのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（図師雄一君） 県土美化条例は、これまでの沿道修景や地域の景観づくりにかかわるさまざまな取り組みを発展・継承し、県民の皆様や民間事業者、市町村などとも力を合わせて、美しい宮崎づくりを県下全体にさらに広げていこうとするものであります。条例の制定に当たっては、関係各課で構成する検討会議において、全庁的な議論を進めており、今後は、幅広く外部の御意見を伺うため、地域づくりや美化活動に取り組んでおられる県民の方々、民間事業者、学識経験者等で構成される懇談会を開催することとしております。

さらに、景観行政団体である市町村との勉強会を行いますとともに、県民の皆様と一緒に考えるシンポジウムなどを通じて、県土美化の機運の醸成を図っていきたいと考えております。県といたしましては、県民の皆様が心豊かに暮らし、訪れる人の心に響くような美しい宮崎づくりを推進するため、平成28年度中の条例制定に向け、しっかりと取り組んでまいります。

○山下博三議員 よろしくお願ひします。

次に、最後になりましたけれども、警察行政について2問お伺いいたします。

特に高齢者が被害者となる特殊詐欺については、平成27年中、全国における被害額が約477億円であり、平成26年と比べ減少したという報道で承知しているところではありますが、犯人グループの手口はより一層、悪質・巧妙化してい

るようで、ことしに入ってから被害発生ニュースを多く目にしております。しかし、その一方で、被害に遭いかけている方を、一般の方の機転により阻止したというニュースも目にしております。このように、被害者と何の関係もない方が被害を阻止したという話を聞くと、とても安心いたします。今後、被害を減少させるためには、このような県民の協力が不可欠だと思いますが、本県において被害阻止事例がどれくらいあるのか、また、その機運を醸成する方策について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（野口 泰君） 本県の昨年中における特殊詐欺による被害額は、合計約1億6,500万円を認知しており、前年と比較すると半減しております。この結果は、金融機関を初めとする関係機関の協力や、あらゆる広報媒体を活用した啓発活動により、県民の特殊詐欺に対する免疫力が確実に向上している成果と認識しております。特に、被害に遭いかけた方を関係機関や一般の方が阻止した件数は、昨年中、84件を把握しており、被害発生に対する阻止の割合が66.1%と、全国でも2番目に高い数値になっております。

被害者の周囲の方が被害を食い止めるためには、まず、最新のだましの手口や、犯行グループが被害現金を手にする方法などを知っていただくことが重要であります。そのためにも、さまざまな機会や媒体を通じ、被害の実態について適時適切な周知を図るとともに、関係機関との連携をより一層強め、被害に遭わない環境づくりを推進してまいります。

○山下博三議員 今答弁いただきましたけれども、県内の特殊詐欺被害を阻止した事例が全国的にも高い数値であると聞き、改めて、本県のお互いを思いやる人と人とのきずなが強いこと

を実感いたしましたところであります。今後も、このような精神が発揮され、県民の協力により被害者を出さない環境が構築されるよう、県警察本部におかれましては、特殊詐欺に関するタイムリーな情報の提供と周知活動の推進をお願いいたしておきます。

次に、先日、元プロ野球選手が覚醒剤を所持していたということで逮捕され、社会に大きな衝撃を与えております。また、隣の鹿児島県においても、大量の覚醒剤が密輸されるなど、身近なところでも薬物事犯が潜在的に発生している状況であります。警察庁のまとめによりますと、平成27年上半期の薬物事犯の検挙人員につきましては、8,974件の6,239人で、件数、人員ともに前年同期に比べて増加していると発表されております。そこで、本県における薬物事犯の現状等について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（野口 泰君） 県内の薬物事犯の検挙状況につきましては、平成27年中、覚醒剤事犯が70件44人、大麻事犯が30件25人の、合計100件69人を検挙しております。前年に比べまして、検挙件数が15件、検挙人員が5人と、いずれも増加しており、中でも大麻事犯につきましては、検挙件数、人員ともに過去5年間で最高となっております。覚醒剤及び大麻事犯の再犯率は56.5%であり、年代別で見ますと、覚醒剤事犯では30代以上が約95%、大麻事犯では20代から30代が80%を占めております。なお、未成年の検挙は、初犯、再犯、いずれもありませんでした。

薬物の入手方法につきましては、密売人から直接手に入れたり、宅配便で届けさせたりする方法が主でありまして、中には、インターネットを利用して宅配便で届けさせる事案もありま

した。今後とも、薬物乱用者の検挙や薬物密売組織の壊滅に向けた捜査を推進するなど、薬物事犯の取り締まりを徹底するとともに、関係機関との連携を強化して、薬物乱用の防止に取り組んでまいります。

○山下博三議員 最近、テレビ、新聞等を見ていますと、元プロ野球選手の事案が出てから、連日いろんな報道がされております。これほど本県でも身近な中でいろんな事案が発生していることは、大変懸念されるところであります。

昨日でしたか、テレビを見ておりましたら、一回覚醒剤に手を出して、後から人生をやり直そうという人がテレビに出ておりました。一生懸命社会復帰しようという思いのある人、そういう人たちを社会がどう受け入れていくか、これがまた一番大きな課題であるだろうと思っておりますから、そういう取り組みもしっかりとやっていただければありがたいと、そのように思っています。

また、本当に多くの国民の方が、元プロ野球選手のあの方も、もう一回人生をやり直して、輝く人生をまた送ってくれればいいがなと、そう思っておられると思っております。そういう意味も込めて、この事案については、本当にしっかりと取り組んでいただけるとありがたいと思っております。

以上で私の代表質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○星原 透議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時56分散会

2月26日（金）

平成 28 年 2 月 26 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	(同)
8 番	清 山 知 憲	(同)
9 番	島 田 俊 光	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	星 原 透	(同)
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	凶 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	(同)
20 番	中 野 一 則	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	横 田 照 夫	(同)
22 番	押 川 修 一 郎	(同)
23 番	宮 原 義 久	(同)
24 番	黒 木 正 一	(同)
25 番	松 村 悟 郎	(同)
26 番	後 藤 哲 朗	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	(同)
31 番	井 上 紀 代 子	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	山 下 博 三	(同)
34 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
35 番	外 山 衛	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	蓬 原 正 三	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	中 野 廣 明	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	桑 山 秀 彦
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	永 山 英 也
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	凶 師 雄 一
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	野 口 泰
選 挙 管 理 委 員 長	後 藤 仁 俊
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

事務局職員出席者

事 務 局 長	日 隈 俊 郎
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 代表質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、県民連合宮崎、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。若い人たちが傍聴に来ていただいております。ありがとうございます。

防災救急ヘリが宮崎駅前に着陸をいたしました。全国放送にもなりました。あのことを、偶然が重なって着陸できたと言う方々もおられます。しかし、私は、必然的にあの場所におりられたんだと、そのことをきょうは訴えたいと思っております。現場に駆けつけた救急隊の隊長は、県の防災救急ヘリ「あおぞら」に乗務していた経験があり、この状況なら駅前におられるんじゃないかと考えて、宮崎大学、ドクターヘリ、ドクターカーの要請、そして県立宮崎病院からもドクターカーが出動し、その中であって警察の人たちが駅前を交通封鎖し、ドクターヘリがおりました。宮崎のレベルがあつという間に全国レベルになっているんだということを証明していると思えます。このことは、全国の学会でも発表されていると聞いております。また、この若き医師は、「あおぞら」に乗ってホイスト降下訓練も行っている。全国で3番目にこの訓練が行われているということも、本県の救急医療のレベルの高さを物語っているだろうと思えます。

延岡に2機目のドクターヘリをと、前回、11月議会で質問をしました。ことしの1月、日本航空医療学会雑誌1月号に学会調査研究報告書

が出されています。今後、我が国に必要なドクターヘリの機数と基地病院数についての調査研究という報告書であります。私が申し上げたように、この報告書の中では、九州本土では唯一、延岡にドクターヘリが必要だと。九州管内に限れば、延岡と奄美大島にドクターヘリの設置が必要だということが、私の質問の裏づけとなって報告をされています。きょうの質問では触れませんが、ぜひ県北の皆さん、ドクターヘリを県北へ、声を上げていただきたいと思っております。

社民党は、トリクルダウンよりボトムアップという経済政策を提案しています。アベノミクスは、大企業や資本家の収益向上が、中小企業や働く人にいづれ滴り落ちるという考え方であります。しかし、もはや破綻をしているこのアベノミクス。最低賃金の引き上げや社会保障の充実により、社会の底上げを目指す経済政策に転換しなければなりません。貧困率は、世界先進国、OECD34カ国の中で、メキシコ、トルコ、アメリカに次ぐ高さです。子供の貧困率は、1985年は10.9%だったものが、2012年は過去最悪の16.3%となり、およそ6人に1人が貧困という結果となっています。ひとり親世帯の貧困率、OECD断トツ最下位。厚生労働省の調査によれば、母子世帯就業率は80.6%、うち正規雇用が43%、年間収入は、正規雇用270万円、非正規雇用125万円という調査であります。憲法25条には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と謳われています。まさに生存権の危機であります。

それでは、知事の政治姿勢についてお尋ねをいたします。

まず、東九州新幹線についてであります。知

事は1月21日、整備計画路線格上げ要望に上京されています。まだ調査報告のないこの時期になぜ陳情なのか、疑問があります。新幹線が通れば日豊本線は経営分離され、地元責任で運営され、特急は走らなくなる。巨額の建設費、地元負担金など、メリットと同時に、デメリットもしっかり県民に周知するべきだと思います。九州新幹線は、延長257キロメートル、所要時間1時間17分、博多から鹿児島中央であります。開業前の平成15年、利用客数141万人、平成26年497万人、確かに増加をしています。一方、並行在来線、肥薩おれんじ鉄道の出資は、熊本県40%、鹿児島県40%、沿線市町14%という負担割合。また、輸送人員は平成16年から平成26年までマイナス30.7%、旅客運輸収入は同年23.7%の減となっています。

北陸に調査に行ってまいりました。北陸新幹線、富山県、富山一新大阪間は3時間26分から2時間8分、確かに1時間以上短縮をされ、効果があったと言われております。しかし、その負担は、北陸新幹線の総事業費約3兆円、富山県負担金は2,350億円。空の便を見れば、富山一羽田間は、運賃を大幅割引し、6便体制を維持するも機体は小型化し、いよいよ3月には1日4便体制になると言われています。利用客数が4割減、収入6割減少、これが空の実態であります。石川県は、71キロ、石川県の負担金の見込み額は2,300億円。並行在来線、第三セクターIRいしかわ鉄道は、県資本金出資が14億円、運行支援基金——乗り継ぎ割引や運賃抑制など——に15億円、沿線市町村、非沿線市町村からも出資をする状況にあります。

多額な建設負担金や並行在来線維持費など、巨額の後年度負担を考えると、日豊本線を複線化・高速化するほうがより現実的だと思います。

東九州新幹線と日豊本線高速化に係る知事の考えを伺います。

次に、都城志布志道路であります。都城市中心部や都城インターチェンジの近くでも、くい打ちが始まるなど動きが見えてきております。県内区間の進捗状況について知事に伺います。

「田園回帰1%戦略」についてであります。地方移住の多様性が指摘され始めています。幾つかの質的な変化が見てとれます。従来20代や団塊の世代の60代に加え、30代から40代のファミリー世代の農村・漁村への移住相談がふえてきている。ファミリー移住の増加によって女性の比率が上昇し、消滅可能都市の条件と言われる人口の再生産を担う20歳から39歳の人口がふえてきているということであり、地方消滅の危機が叫ばれている中、毎年、人口の1%を取り戻せば地域は安定的に維持できる。

「田園回帰1%戦略」、藤山浩・島根県中山間地域研究センター研究統括監、島根県立大学連携大学院教授が提唱しており、市町村消滅論からの脱却策として注目を浴びています。それによれば、中山間地の人口安定化に必要な定住増加は、年間人口の1%だということです。この考えに対する知事の考えをお伺いいたします。

オレオレ詐欺被害についてであります。近年、高度情報化や規制緩和の進展、少子高齢化の進行等により、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。それに伴い、消費者に対するトラブルも悪質かつ巧妙化し、宮崎県内では振り込め詐欺など特殊詐欺事件が急増しています。1件当たりの平均被害額が高額化し、平成26年6月末の県内の被害届を受理した事件の被害総額は約2億1,300万円で、過去最悪のペースとなっています。報道や注意されているにも

かかわらず、なぜ被害がなくなるのか。オレオレ詐欺の被害者の8割はその存在を知っていて、かつ自分はひっかからないと考えていたと言います。被害者は高齢の方に多く見られ、これまで一生懸命ためてきたお金を、相手を心配する心や老後に対する不安な気持ちを利用して奪われる悔しさや悲しみはどれほどのものでしょうか。安全・安心な暮らしを実現するために、平成21年、消費者安全法が施行され、本県でも、知事をトップとする宮崎県消費者行政推進本部を同年11月に設置しています。全庁挙げて、この組織・推進本部を消費者被害の拡大防止に活用してはどうかと思います。その活動状況について、総合政策部長にお尋ねいたします。

TPP対策についてであります。TPPにより、国内の農林水産物の生産額が1,330億円から2,100億円減少すると、国は試算結果を公表しています。また、本県の実産減少額は最大93億円と県が試算しております。しかし、JA宮崎中央会の試算では、県内生産減少額は16年目までに686億円減少し、全産業で1万4,000人以上の就業者減少が見込まれるとしています。このギャップは何なのでしょう。国が意図的に影響を小さく見積もっているのでしょうか。国内自給率がさらに低下することは、明らかに食料安保の観点からも大きな問題です。特に農業立県の宮崎に与える影響ははかり知れず、都市部・大企業優先、地方切り捨ての政策が強化されようとしています。今後、さらに小さくなるパイを地域間で奪う地域間競争が激化するの明白です。あすの宮崎を支える本県の農業振興策をどうしようと考えているのか、担当部長にお尋ねいたします。

食味ランキングで宮崎県産米初の特Aを取得

とのプレスリリースが、昨日の夕方ありました。あすの宮崎を支える本県の農業振興にとって、とても明るい話題です。2年前の代表質問で高橋透議員が、取得を目指す取り組みについて取り上げております。これまでの技術職員を初め関係者の努力が実を結んだものと思います。青森県産ブランド米「晴天の霹靂」の例もあります。今後、毎年特Aが取得できるよう努力いただきたいと思います。担当部長に、これまでの取り組みと今後の展開についてお尋ねいたします。

次に、公金の多様な運用についてであります。東京都は、公金の外貨貯金での運用を開始したとのことあります。マイナス金利、超低金利を踏まえ、運用先の多様性が狙いと報道されております。東京都と本県を一緒には論じられません。本県の運用状況はどうか、会計管理者にお尋ねいたします。

以下、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。お答えします。

まず、東九州新幹線と日豊本線の高速化についてであります。東九州新幹線の整備につきましては、現在、東九州新幹線鉄道建設促進期成会におきまして、所要時間や整備費用、需要の予測、経済波及効果などの調査を行っているところであります。この中で、建設に係る地方の財政負担や並行在来線の問題、完成までの期間による需要の変化など、さまざまな課題も明らかになってくるものと考えております。県では、この調査結果をもとに県民向けの報告会を開催し、丁寧に説明を行いながら幅広く意見を伺うとともに、期成会においても議論を深めてまいりたいと考えております。

また、日豊本線は、本県の産業振興はもとより、県民の地域交通手段として、また、観光客の移動手段としても重要な役割を果たしているところであります。日豊本線の高速化や利便性の向上等につきましては、利用促進の重要な要素であることから、県としましては、市町村や関係団体等とも連携を図りながら、JR九州に対し要望を行い、さまざまな改良・改善も図られてきているところでありまして、今後とも粘り強く取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、都城志布志道路についてであります。この路線は、都城インターチェンジと志布志港を結び、南九州圏域の防災や経済、さらには医療を支える延長約44キロの地域高規格道路であります。県内区間の22キロメートルにつきましては、国と県で整備を進めてきておりまして、これまで約5キロを供用しております。現在、県施行区間の梅北工区2.5キロメートルにおきましては、平成29年度の供用に向け、鋭意工事を進めております。国が施行しております南横市インターチェンジから平塚インターチェンジまでの2.8キロメートルは、平成30年度の供用予定と伺っております。

今回の国の補正予算におきましても、国・県合わせて20億円の事業費が追加配分されましたことから、今後の事業進捗に大きな弾みがつくものと考えております。先月、私も都城市長と一緒に石井国土交通大臣のところに要望に参りまして、早期整備を強くお願いしたところであります。今後とも、国や鹿児島県と連携をしながら、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、「田園回帰1%戦略」についてであります。中山間地域の人口や地域外に出ている

所得の1%を毎年着実に取り戻していけば人口の安定化が図られるという、「田園回帰1%戦略」の考え方は、島根県内での分析に基づくものでありまして、理論的に整理された、わかりやすい目標の設定という面では、中山間地域を多く抱える本県にとりましても、興味深いものと認識しているところではありますが、大事なものは、これをどう具体化していくか、どう実践していくかということであろうと考えております。

本県の中山間地域振興計画におきましても、人口減少対策を今後取り組むべき最優先の課題として位置づけ、戦略的な移住・定住や地域経済循環の促進などに取り組むこととしております。県としましては、市町村や民間団体等と連携して、移住・UIJターンの推進や農山漁村における所得向上、さらに、人や村をつなぐ「宮崎ひなた生活圏」の構築などにより、持続可能な中山間地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長（茂 雄二君）〔登壇〕 お答えします。

消費者行政推進本部の活用についてであります。この推進本部につきましては、消費者安全法に規定する重大事故等により、生命及び身体的被害が発生し、県民に被害の急速な拡大のおそれがある場合などに開催し、被害の拡大防止を図るため、情報収集、情報交換等を行うこととしております。これまで、振り込め詐欺を初めとする消費者被害が発生した場合には、随時、関係部局と連携を図ってきたところですが、複雑化・多様化する消費者被害に対応して、被害の拡大を防止するため、消費者行政推進本部の活用を含め、関係部局との一層の連携

強化を図ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（郡司行敏君）〔登壇〕 お答えいたします。

TPPへの対応についてであります。本県の農業を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化の進展などの構造的な課題に加え、今回のTPP協定の合意による国際化の進展など、大きな変革期を迎えていると認識しております。県といたしましては、TPPの影響を最小限にとどめるとともに、競争力強化に向けた構造改革を進めるための十分な対策を実施していくことが重要であると考えております。このため、ことし1月に策定いたしました「宮崎県TPP対応基本方針」に基づき、生産者や関係団体等と一体となって、国の対策等に積極的に取り組むことで、国際競争を勝ち抜く生産体制の構築や攻めの輸出体制の強化などに積極的に取り組み、本県農業の成長産業化に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今回の特A取得についてであります。このたびの食味ランキングにおける特Aの取得につきましては、本県長年の悲願であり、生産者を初め、産地とスクラムを組んで取り組んできた、うまい米づくりを目指した取り組みが実を結んだものと考えておりまして、全ての関係者と喜びを共有したい、そのように考えております。特に、地元のえびの市におきましては、3年前に「えびの市産米「特A」産地化プロジェクト会議」を立ち上げられ、生産者、JA、行政が一体となって特Aを目指した取り組みを推進してこられただけに、喜びもひとしおのことと深く敬意を表する次第であります。本当によかったなど、そのように思います。今後につきましては、産地の生産者や関係機関・団

体と連携しながら、特Aというブランドを最大限に生かした宮崎米のブランド化に取り組み、本県産米の販売力の強化と農家所得の向上に努めてまいりたいと、そのように考えております。以上であります。〔降壇〕

○会計管理者（舟田美揮子君）〔登壇〕 お答えいたします。

公金の運用についてであります。歳計現金や基金等のいわゆる公金の運用につきましては、地方自治法等に従い、資金の安全性を最優先に、いつでも現金化が可能な流動性や、さらには、利息収入を確保するための効率性を基本といたしまして行っているところでございます。このような基本的考え方のもとで、超低金利が続いておりますが、利息収入を確保していくために、具体的には、定期性預金や国債、また政府保証債などの債券等によりまして、多様な方法で運用を行っているところであります。今後とも、適切な公金の管理を常に念頭に置きまして、安全かつ効率的な運用に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○満行潤一議員 それぞれありがとうございました。ぜひ、日豊本線の整備、都城志布志道路のさらなる進捗促進について御努力をいただきたいと思っております。

次に、交通網の整備について話を進めてまいります。

日豊本線の交通系ICカードの導入についてです。現在、田野から佐土原間、そして南宮崎一宮崎空港間、12駅にICカードが導入をされております。私は、当然、日豊本線全線に導入すべき事業だと思っております。エリア拡大にどう取り組んでいるのか、総合政策部長、よろしくお願いたします。

○総合政策部長（茂 雄二君） JR九州の交通系ICカード「SUGOCA」につきましては、昨年11月に宮崎駅を中心とする12駅に導入されましたことから、県民はもとより、本県を訪れる観光客等の利便性の向上が図られたところでもあります。しかしながら、利用可能エリアが宮崎地区のみでは、その導入効果は限定的なものにとどまると考えております。このため、昨年11月には、知事からJR九州の社長に対し、また私もJR九州本社を訪問し、宮崎県鉄道整備促進期成同盟会からの要望として、利用可能エリアの拡大について直接お願いをしてきたところでもあります。県といたしましても、今後とも沿線自治体等と連携しながら、JR九州に対し粘り強く要望を行ってまいりますとともに、JR九州の投資意欲を喚起するため、県内鉄道の一層の利用促進にも取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 何よりも利用促進というのが一番大事なかなと思います。ぜひ、県を挙げて利用促進の取り組みも強化をいただきたいと思っています。

東九州道4車線化についてであります。東九州自動車道、いよいよ北九州とつながることになります。暫定2車線となっておりますが、危険な箇所も多々見受けられます。全線4車線化が望まれますが、優先的に4車線化を急ぐ箇所もあるだろうと思います。取り組みの強化が必要だと思いますが、県土整備部長、いかがでしょうか。

○県土整備部長（図師雄一君） 対面交通の安全性や走行性、さらには大規模災害時における対応を考慮した場合、暫定2車線区間における4車線化の早期実現が、本県にとって大変重要な課題となっております。具体的な整備の進め

方といたしましては、議員御指摘のとおり、まずは、事故や渋滞の多い区間などから優先的に4車線化を進めることは大変有効であると考えております。県といたしましては、西日本高速道路株式会社などに対し、きめ細やかに高速道路の交通状況や利用者のニーズを把握した上で、より効果的に4車線化の整備を進めていただくよう、引き続き要望してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひお願いしたいと思えます。

もう一つ、東九州道で気になることがあります。トンネル内でのラジオ放送受信ができないことでもあります。総務省九州管区行政評価局が、「東九州道佐伯一延岡南間でラジオ放送がほとんど受信できない。大規模な災害に対応できない懸念があるので、受信できるようにしてほしい」との高速道路利用者からの行政相談に対して、国土交通省にあっせんを行っております。あっせんに対する国土交通省の回答は、「対象区間はラジオ不感地帯であり、今後その解消が図られれば、必要に応じて検討していきたい」という回答であります。しかし、ラジオは自然災害等の発生のときに有効に活用でき、ぜひ受信できるよう国に働きかけてほしいと思いますが、部長、いかがでしょうか。

○県土整備部長（図師雄一君） 御指摘の道路を管理しております国土交通省九州地方整備局に伺ったところ、佐伯インターチェンジから延岡南インターチェンジ間では、火災その他の非常の際の連絡や、危険防止、事故の拡大防止のために必要な設備は、全てのトンネルにおいて適切に整備しているとお聞きしております。また、九州地方整備局によりますと、当該区間には、ラジオの電波が届かない、いわゆるラジオ

の不感地帯がございますが、ラジオ不感地帯の解消は所管外であるとしつつも、不感地帯の解消が進めば、必要に応じて検討していきたいと伺っております。

○満行潤一議員 結局、なぜ国土交通省直轄のところだけ聞こえないのかということですよ。やる気の問題だと思います。実際、NEXCO西日本の管理区間のトンネルはほとんど聞こえる。なぜ国土交通省管理のトンネルだけ聞こえないのかということです。高速道路ですから、データ通信も伸びているわけで、それはぜひ早急に対応いただけるように、引き続き県としては国に要望いただきたいと思います。

もう一つ、東九州道ですが、清武南一日南間の進捗状況についてどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○県土整備部長(図師雄一君) 東九州自動車道清武南一日南間につきましては、国が新直轄事業で整備をしている区間であります。このうち清武南一北郷間につきましては、今月、九平トンネルの新設工事の契約が行われまして、全ての構造物について工事が発注されたところがあります。また、平成21年6月に地すべり等の発生により中断されました芳ノ元トンネル工事は、平成26年6月から本格的に再開され、地すべり対策とあわせて着実に整備が進められております。次に、北郷一日南間につきましては、最後の橋梁工事に着手しているところであります。平成29年度の開通を目標に順調に整備が進められております。県といたしましては、今後とも、清武南一日南間の早期完成を国に対して強く要望してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ありがとうございます。こちらのほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、県立青島亜熱帯植物園についてであります。きのうも質問がありましたが、シンガポール植物園との姉妹植物園50周年を迎えます。私たち会派ではシンガポール植物園を訪問し、ナイジェル・テイラー氏に案内をしていただきました。園長さんですが。今度、宮崎においでいただくことになっております。シンガポール植物園は、150年以上の歴史があり、伝統的な植物園と言われております。きのうもありましたが、東京ドームの13個分、本当に広い中、目を引いたのが、赤い色をした竹のような感じのヤシの木で、たくさん植えてあります。シーリングワックスパームと言うんだそうですが、シンガポール植物園のエンブレムには、図案化されたこのシーリングワックスパームが描かれております。私は、国道10号・220号沿いのワシントニアパームの植えかえの検討がなされていると聞いておりますが、南国情緒漂うシーリングワックスパームの活用はできないものかと考えております。稲用副知事も同植物園を訪問されたということですが、シーリングワックスパームに気づかれたのでしょうか。副知事、いかがでしょうか。

○副知事(稲用博美君) 国道10号などに植栽されているワシントニアパームにつきましては、高木化による剪定等の問題が発生していることから、道路管理者であります国が主催する宮崎ワシントニアパーム維持管理検討会におきまして、樹種の変更を含め、植えかえ計画の検討がなされております。御提案のありましたシーリングワックスパームは、私もシンガポール植物園に参りましたが、大変美しい樹木であります。成長しても高さ5メートル程度ということで、維持管理上有利な一面がございます。しかしながら、樹木の専門家に伺いましたとこ

ろ、このパームは、寒さに弱く、街路樹として宮崎の冬の気温に耐えられないということでありましたので、残念ながら、ワシントンアパームの植えかえに活用するのは難しいと考えております。

○満行潤一議員 寒さに弱いという説明なんです、そうなのかなと、ちょっと疑問に思います。同じパームのワシントンアパームは、あれまで成長しているわけです。青島はそんなに寒くないんじゃないかなと思うんです。亜熱帯植物園にシンガポール植物園コーナーが今度できるということですが、そこにぜひ植栽もしていただきたいと思ひますし、園庭にもこれを活用して、シンガポール植物園の友好植物園というシンボルにもなるんじゃないかと思ひます。再度、副知事にお伺ひいたします。

○副知事(稲用博美君) シーリングワックスパームは、シンガポール植物園のシンボルマークにもなっております。本当に美しいヤシでございます。今回建てかえました大温室の中に、新たにこのパームを植栽したところであります。このシーリングワックスパームを、これまで寄贈いただきました貴重なランとともに、シンガポール植物園との友好のあかしとしまして、大切に育ててまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 知らなかったんですけど、植えてあるんですね。わかりました。開園を楽しみにしておきたいと思ひます。

次に、英語・外国語対応についてお尋ねをしたいと思ひます。

県内でも観光客に外国人が目立つようになりました。観光施設の案内やパンフレット、地名表記など、多言語表記がどうなっているのか気になるところであります。商工観光労働部長、

よろしくお願ひいたします。

○商工観光労働部長(永山英也君) 外国人観光客向けの多言語対応につきましては、県内外の60カ所に、日本語、英語、中国語、韓国語の4カ国語で観光案内板を設置しますとともに、個人旅行者向けの二次交通対策としまして、県内83カ所のバス停の多言語化やパンフレットの作成などに取り組んでおります。また、本年2月1日から、本県の観光情報サイト「旬ナビ」を7言語で閲覧できるよう、自動翻訳機能を追加したところであります。なお、今年度、さらなる利便性向上のために、Wi-Fiの県内統一認証機能を整備しまして、観光案内板を含め、県内各地に100カ所を超える無料Wi-Fiスポットも開設される予定となっております。今後とも、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据えまして、県内市町村や関係団体等と連携を図りながら、外国人観光客の受け入れ環境の充実強化に取り組んでまいります。

○満行潤一議員 相当取り組みは進んでいるということで、了解いたします。

次に、教育委員会の英語力向上についてであります。文部科学省が今月2日に、英語力調査結果報告速報を発表しています。中学3年生を対象に、「読む・聞く・書く・話す」の4技能を見る初めての調査だそうです。中学校卒業段階で英検3級程度の英語力を持つ生徒を、2017年度までに50%以上にするという目標に対して、それぞれ2割から4割にとどまったということであります。特に興味深いのは、生徒の英語学習への意識を聞くと、「好きではない」と答えた生徒が43%もいるということです。これからの世の中、いやが応でも英語力が必要になってきます。英語力のある生徒とない生徒

で、これまで以上に進路も差別化されてくると
思います。英語を使ってコミュニケーションが
できるようになるために、小・中・高でどのよ
うな取り組みを行っていくべきか。教育長、お
願ひいたします。

○教育長（飛田 洋君） グローバル化が一層
進展する中であっては、子供たちの英語力を、
英語を知っているというレベルではなくて、ツ
ールとして使える、そして、しっかりコミュニ
ケーションがとれるレベルまで高めることは大
切なことだと思っております。そのため、現
在、小学校では、例えば日本の昔話の「桃太
郎」などを題材に、子供たちが登場人物になり
切り、英語でセリフのやりとりをするなど、英
語で話す楽しさを実感できる学習を推進して
おります。また、中学校や高校では、英語の授
業を教師による説明中心のスタイルから、生徒
が生の英語を聞き取ったり、自分の思いや考
えを英語で話したりする活動を授業に多く取
り入れるようなスタイルに改善してきており
ます。県教育委員会といたしましては、英語
によるコミュニケーション能力を育成するた
めに、小・中・高の教員を対象に研修等を実
施し、指導力向上に積極的に努めていると
ころであります。

○満行潤一議員 ありがとうございます。

次に、警察本部の外国語対応についてお尋
ねいたします。外国人がふえるということで、
警察もその対応が急がれていると思いま
す。捜査・業務上必要となる外国語通訳人の
現状はどうか、語学堪能であろう警察本
部長にお尋ねいたします。

○警察本部長（野口 泰君） 宮崎県警察の
通訳人の現状につきましては、警察部内の通
訳人が33名で、英語、中国語、韓国語、
スペイン語及びタガログ語の5言語が通訳
可能でありま

す。また、警察が委嘱している民間通訳人
は60名で、英語、中国語、韓国語等、15
言語が通訳可能であります。平成27年中
の通訳人の運用状況につきましては、警察
部内及び民間をあわせて、12名の通訳人
に延べ約600時間にわたって通訳をして
いただいております。過去の運用状況を
見ますと、平成25年中は9名の延べ約43
時間、平成26年中は19名の延べ約380
時間、通訳に当たっていただいております
ので、通訳人の需要は年々増加している
現状でございます。

○満行潤一議員 今ありましたように、ふ
え続けている外国語事案に警察官はどう
対応しているのか。対応できる警察官の
確保が急がれていると思いますが、どの
ような教養体制、人材確保を図っている
のか、再度お尋ねいたします。

○警察本部長（野口 泰君） 外国人犯
罪等に対応できる通訳人を育成するた
め、警察大学校の附置機関である国際
警察センターにおける語学研修、県内
における語学外部委託教養及びネイ
ティブ講師を被疑者役としたロール
プレイング方式による実践的な通訳
訓練を実施しております。さらに、平
成28年度からは、受講生を警察学
校に約10日間入校させて、短期間、
集中的に語学教養を実施する予定
であります。そのほか、国際感覚を
有する捜査官の育成をするため、
毎年約2カ月程度の海外語学研修
を実施しております。

○満行潤一議員 ありがとうございます。

次に、情報システムの調達についてお尋
ねしたいと思います。

土木工事など県内発注率向上に向けて
努力をいただいているということは、
よく理解しております。しかし、情
報システム調達では、県内企業
発注率がかなり低い状況にある。
10%台だと思います。県内発注率
を高める必要があると思

いますが、総合政策部長の見解をお聞きします。

○総合政策部長（茂 雄二君） 情報システムの調達におきましては、特殊な仕様など競争性が不足する場合を除き、原則として県内企業が優先的に受注できるよう取り組んでいるところであります。しかしながら、県の情報システムは規模が大きく、専門性が高いものが多いため、豊富なノウハウや実績を有した県外企業の受注が多くなる傾向となっております。このため、効率的な執行に支障がないものについては、分離・分割した発注を行うとともに、大規模なシステムの調達におきましては、運用や保守に県内企業がかかわることができるよう、総合評価落札方式等の調達において、県内企業との協業を評価するなど、県内企業の技術力向上にも努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 確かに県となると大きなシステムだろうと思います。市町村の分野はもっと小さくなるんだろうと思うんですけれども。市町村も国の法令、マニュアルに従って、戸籍や住民票、税、福祉サービスといったサービスを行っているはずなんですけれども、現状は市町村がそれぞれ開発している。非常に無駄が出てきているんじゃないかなと思うんです。市町村の情報システムの共同利用を進めるべきではないかと考えますが、再度、部長、お願いします。

○総合政策部長（茂 雄二君） 近年、複数の自治体がデータセンター等に情報システムを集約し共同利用する、いわゆる自治体クラウドという取り組みが進んでおり、国でもその推進を図っているところであります。本県では、平成21年に総務省の実証実験に参画するなど、全国的にも早い時期から自治体クラウドに着手

し、現在では、県内26市町村のうち15の市と町において取り組まれております。これにより、コスト削減に加え、事務の効率化や安全性の向上などが図られておりますので、その他の市町村につきましても、自治体クラウドへの取り組みを促してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、子育て支援についてお尋ねをしたいと思います。

冒頭にも述べましたが、今、子供の貧困・虐待がキーワードとなっています。医療費助成についてお尋ねをしたいと思います。県内の状況ですけれども、乳幼児医療費助成、入院に限れば、15市町村が対象年齢を中学校卒業までとしています。外来・入院外でも11市町村が中学校卒業までとなっています。財源の確保が大きな課題だと思いますが、対象年齢の引き上げが県内でも少しずつ広がっています。子供が熱を出しても、けがをしても、医療機関窓口での3割の負担が重く、受診を控える保護者もいる現実を、政治は直視しなければなりません。本来、後期高齢者医療制度なるスキームを国が発想できるのであれば、せめて15歳未満の独立した医療保険制度を構築する発想が生まれてもいいはずであります。後期高齢者医療制度は、高齢者と若年層の負担の明確化、高齢者の偏在による保険者間の負担の均衡化を目的にしているわけで、国は同様なスキームで乳幼児・児童の医療制度をつくる時期に来ていると思います。国の責任において、乳幼児の医療費助成など医療制度を拡充すべきと思いますが、知事の見解はいかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 乳幼児医療費の助成につきましても、乳幼児の健やかな成長と子育て家庭の経済的負担の軽減を図る、大変重要な子育て支援策であると考えております。県ではこ

れまでに、対象年齢や自己負担額の見直しを行いまして、制度の充実に努めてきたところであります。県としましては、この制度が既に全国の全ての自治体において取り組まれていること、また、それぞれの制度内容が異なっているという現状を踏まえて、本来、国の責任において統一的に行われることが望ましいと考えております。国に対しましては、これまで全国知事会等を通じまして、まずは標準的な制度の枠組みの設定と、それに伴う必要な財源の確保を要望しているところであります。少子化、子供の貧困対策が、国・地方を通じて喫緊の課題である中、制度の必要性・重要性は高まっているものと認識をしております。今後とも粘り強く、国に対し訴えてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 力強い答弁をいただきました。ぜひ推進をしていただきたい。国に強く要望を、今後とも引き続きお願いしたいと思いません。

今議会上程されています議案第42号「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」についてであります。今後、全庁を挙げ、多くの団体と協力し、推進計画に基づいてどのような対策を具体的に推進していこうとされているのか、部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 子どもの貧困対策推進計画では、保護者に対する生活・就労支援、教育の支援、生活の支援、経済的支援を4つの柱と位置づけまして、さまざまな施策に取り組むこととしております。その中でも、貧困の世代間連鎖を断ち切るためには、保護者の自立や就労支援、それから子供の教育支援が特に重要であると考えております。来年度からの具体的な取り組みといたしましては、現在審議をお願いしております当初予算において、生活

困窮者自立相談支援員を増員しまして、生活に困窮する保護者に対する相談支援のさらなる充実を図ることとしております。また、子供の教育支援といたしまして、スクールソーシャルワーカーの増員等により、子供の抱える問題について専門的な視点から解決を図りますとともに、ひとり親家庭などの子供への学習支援に取り組む市町村に対し、助成を行うこととしております。こうした取り組みを、県民や民間団体、教育や行政が一体となって進めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 大変期待のできる内容だと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、児童相談所コールセンター事業についてであります。虐待通告を迅速かつ効率的に受理し、子供たちの安全を守るために、都道府県や政令市ごとに通告を一元化して受理するコールセンターの設置を要望したいと思えます。2015年7月より、国が運用する児童相談所全国共通ダイヤルが189（いちはやく）の3桁に変わっています。子供虐待の被害者や虐待が疑われる状況を見聞きした人が、よりスムーズに児童相談所に相談・通告することができるようになり、虐待の早期発見が期待をされています。しかし、このシステム、ダイヤル189は、110番や119番と異なり、近隣の児童相談所に転送するまでに郵便番号の入力を求められるなど、非常に手間のかかるシステムとなっています。また、児童相談所に対する相談件数の増加も懸念されます。トリアージをしっかりと行い、県児童相談所と市町村の役割分担も重要です。コールセンター設置が急がれると思えますが、新年度新規事業「児童相談所夜間・休日相談体制強化事業」について、部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） この事業は、民間企業が運営しますコールセンターを活用しまして、児童相談所の閉庁時間帯におきます相談体制の強化を図るものでございます。仕組みとしましては、全国共通ダイヤル189（いちはやく）を通じて、夜間・休日に電話を受けた場合、自動的にコールセンターに転送されまして、そこで社会福祉士等の資格を持つ相談員が専門的な助言等を行うこととしております。なお、虐待などの緊急性の高いものにつきましては、児童相談所の職員がセンターから連絡を受けまして、直ちに必要な対応をとることとしております。

○満行潤一議員 気づきませんでした。ありがとうございます。すばらしい事業が展開されることを期待しています。

一方、通告を受ける児童相談所側の体制も十分に整っていないと指摘もされています。その大きな理由の一つが人員の問題です。子供虐待の対応における致命的な人員不足が挙げられると同時に、支援の質的向上も重要です。児童相談所を補完する重要な機能を果たすものとして、児童家庭支援センターが期待されています。新年度予算では1カ所となっていますが、県内をくまなくカバーするためにも複数設置が急がれます。この事業の内容と今後の整備計画について、再度、部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） この事業で設置をいたします児童家庭支援センターは、家庭などから、養育上の悩みなど児童に関するさまざまな相談を受けまして、専門的な助言や援助を行いますほか、児童相談所や市町村等の関係機関と密接に連携しながら、施設入所児童の家庭復帰や里親への支援を行うなど、住民により身近な相談・支援の役割を担うものでございま

す。さらに、本県独自の里親支援機能の強化策としまして、このセンターに里親トレーナーを配置しまして、新規里親等の養育技術向上を図ることとしております。今後の整備についてであります。宮崎県家庭的養護推進計画におきまして、こうした機能を有する支援センターを、県内の各児童相談所管内にそれぞれ1カ所ずつ設置することとしております。

○満行潤一議員 ぜひ、早急に全ての児童相談所に設置いただきたいと思っております。

次に、学校でのフッ化物洗口についてお尋ねをいたします。

私は、学校で安易にフッ化物洗口をやるべきではないと思っています。私の子供5人全てフッ化物を使いましたが、歯科医師の管理・指導のもとで行った経験があります。そもそも日本弁護士連合会では、集団によるフッ素洗口・塗布に関する施策遂行には違法の疑いがあるとして、「集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書」を、2011年2月に厚生労働大臣、文部科学大臣、環境大臣に提出しています。なぜ県は学校でのフッ化物洗口を推進しているのか、お尋ねいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 本県の幼児健診や学校の健診の結果を見ますと、子供たちの虫歯が多く、生涯を通じた歯と口の健康づくりのため、子供たちの虫歯予防対策が喫緊の課題となっております。このような中、厚生労働省が示していますフッ化物洗口ガイドラインにおきましては、フッ化物洗口は、適切に行えば、安全で虫歯予防に効果があるとされているところでもあります。また、個人的に行われる場合には継続的な実施が課題となりますところ、学校等で実施されますと継続が容易となりまして、公衆衛生的にすぐれた方法であるとされてお

ます。このため、県といたしましても、保護者の虫歯予防に取り組む意識の違いや家庭環境の違いによることなく、全ての子供たちが平等に虫歯を予防する機会を持つことができる学校等でのフッ化物洗口を推奨しているところでございます。

○満行潤一議員 公衆衛生という概念は、私もよく使います。しかし、これは、明治の富国強兵という思想が強く日本に残っているということでもあります。集団で平等にということが強制だ、人権侵害だと、弁護士会はそのところを指摘しているわけでありまして。私は、医療機関でやることを拒否するものではありませんが、なぜ学校というところでやるのか、そのことを非常に心配しています。昔、予防接種を学校でやっていました。安心・安全だから、医療機関でない学校でやっても構わないという——当然、厚生労働省の強い指導のもとに学校でやっていたのですが、多くの事故が発生し、全国的な訴訟のもとに、今、国が和解し、全て医療機関でやっているという状況を見るときに、フッ素の洗口は大丈夫なのかなという気がしています。県内でフッ化物洗口を実施する学校がふえてきています。県が市町村や学校に強制しているということはないわけですね。部長、お願いします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） フッ化物洗口は、学校、保護者、学校歯科医などの理解のもと、実施することが重要であると考えております。このため、県としましては、歯と口の健康づくりについて定めました「宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」に基づきまして、市町村や学校に対して、情報提供や財政支援、専門的・技術的な支援を行っているところでございます。

○満行潤一議員 宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例、「県は、市町村が歯・口腔の健康づくりに関する計画を策定し、又は施策を実施しようとするときは、その求めに応じて情報の提供、専門的又は技術的な支援等を行う」とされておりまして。今おっしゃったとおりだと思いますが、福祉保健サイドとしては、市町村や教育委員会、学校に実施を強要しているのではないかと理解してよろしいでしょうか。もう一回、確認をお願いします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 実施を強制しているというものではございません。

○満行潤一議員 福祉保健部長から、強制はしていないという答弁であります。学校におけるフッ化物洗口の実施に当たっては、県や市町村からの強制ではなく、学校が主体的に自主的に判断して行っていると考えてよろしいのか、教育長にお尋ねします。

○教育長（飛田 洋君） 学校における健康教育は、子供たちが生涯にわたり健康・安全な生活を送るために必要不可欠なものであり、歯と口についての健康に関する指導も大変重要なものであると考えております。お尋ねのフッ化物洗口による方法について、厚生労働省は、虫歯予防に有効な手だての一つであるとしております。フッ化物洗口を学校で実施する場合には、厚生労働省のフッ化物洗口ガイドライン等に基づき実施するように周知いたしておりますので、ガイドライン等に示されているよう、地域や児童生徒の実態に応じて、学校、保護者、学校歯科医等が十分な協議を行った上で、各学校の判断により実施しているものと考えております。

○満行潤一議員 最後のところ、学校が主体的に自主的に判断して行っているという答弁と受

け取りました。学校長の責任、判断で実施するとすれば、県・市町村教育委員会との合議とか協議というのは必要ないのか、そのところをもう一回、確認をお願いします。

○教育長（飛田 洋君） フッ化物洗口につきましては、学校の実態を踏まえ、責任者である校長が、何より子供たちの健康を願って、特に保護者とか歯科医と協議をして決定しているということであります。また、その判断に当たっては、学校を管理している教育委員会の指導も受けていると考えておりますので、校長だけでなく、当然、教育委員会にも責任はあると考えております。

○満行潤一議員 この問題は、また機会があったらさせていただきたいと思っております。

次に、災害拠点病院とDMATについてであります。

宮崎県のDMAT数は、平成22年は8チームだったのが、今、12医療機関17チームと着実にふえてきました。民間の医療機関も手を挙げ、頑張らせていただいておりますが、それも、県庁が資機材の支援など活動支援を頑張らせていただいているたまものと思っております。DMATの活動は、大規模災害に目が向きがちですが、日ごろから局所・小規模災害でもかかわっていないと、初動に大きなおくれが生じることになるのではないかと心配をします。原則、DMATは、県から各医療機関に要請があつて動くべきものであります。観光地である本県において、さきの長野県に向かうスキーバス事故のような大災害が休日の夜間に発生した場合の県の要請手順はどうなっているのか、的確に出動要請が出せるのか、気になります。もちろん、さきのような事故が発生した場合、ドクターカーからDMATへ要請内容は移行するのですが、

そこがスムーズに移行できるのか、不安があります。日常的に発生している救助事案にDMAT出動要請を行うなど、平常時から積極的に連携体制を構築する対策が必要だと思います。DMAT活用の現状について、部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） DMATは、災害・事故等により、20名以上の重症あるいは中等症の傷病者の発生が予想されるような場合に、県が派遣を要請いたします。また、災害発生地の市町村長または消防機関の長も、県と連絡がとれないような場合には、派遣を要請できることとされております。災害時に効果的な救命活動等を行うためには、平常時からの顔の見える関係の構築が重要でありますことから、県では、DMAT関係者による定期的な意見交換会を開催いたしますとともに、消防機関とDMATの連携による模擬患者の医療搬送、あるいはトリアージなどの現場訓練や情報伝達訓練も実施しているところでございます。今後とも、迅速な災害医療体制の構築が図られますよう、初動対応の確認、あるいは関係機関相互での緊急連絡先の周知、それから、DMAT活動に必要な資機材の整備支援などに取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひ、今、私が提案したことも御検討いただいて、今後とも頑張らせていただきたいと思います。

次に、医師の地域偏在であります。県内の医師の地域偏在が進行していると報道されております。県内の医師数は、前回調査の2年前より、若干ですが、21名増加しているということでもあります。しかし、依然として、宮崎・東諸医療圏に約半分の医師が集中しております。前回の調査では50.2%だったものが、今回55.6%、県央

部偏在が進んでしまっています。特に小児科、産婦人科の地域間格差が著しい状況にあります。医師偏在解消に向けての取り組みについて、部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 医師の偏在を解消するためには、まずは医師の総数を確保することが重要であると考えております。このため、県と県医師会、宮崎大学、市町村で設立いたしました地域医療支援機構におきまして、県内の臨床研修医の確保や県外からの医師の招致を進めますとともに、宮崎大学医学部への地域枠などの設置や、医学生への医師修学資金の貸与、地域医療・総合診療医学講座への支援など、さまざまな取り組みを行っております。さらに、昨年10月には、宮崎大学医学部におきまして、新たに「医療人育成支援センター」が設置されまして、在学中から専門医育成までの一貫した医学教育が実施されることとなりましたことから、今後のさらなる県内定着が期待されるところであります。今後とも、宮崎大学、県医師会、市町村などの関係機関と密接に連携を図りながら、医師の確保や、地域や診療科による偏在の解消に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひ、県央部にたくさんいる医師の県北・県南との連携というか協力体制を今まで以上に構築いただいて、偏在解消の一助になればと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

移住・若者定着についてお尋ねいたします。

提案なんですけれども、「ふるさと回帰支援センター」にハローワークの誘致をしてはいかがかと思っています。有楽町の「ふるさと回帰支援センター」に山梨県のブースもあります。ここに求人検索機が設置されています。当然、

国の端末ですので、山梨労働局職業安定課職員が配置をされている。調べたところ、長野県、新潟県も、「ふるさと回帰支援センター」には入居していませんが、同様に求人端末があるということでもあります。端末のあるメリットは、土日でも求人検索、求人票が発行できるというところでもあります。移住・U I Jのメッカとなってきた「ふるさと回帰支援センター」であります。福岡県が入所するとか、どんどん、「ふるさと回帰支援センター」に各都道府県・市がブースを開設しています。今後ますます、利用者増加も期待できます。最初は、宮崎県も山梨県の求人端末機を使わせてもらう、共同利用はどうかと置いていたんですが、よくよく考えれば、どんどん全国から「ふるさと回帰支援センター」に集まってくるわけですから、ハローワークの誘致を国に働きかけてはどうかと思ったところであります。商工観光労働部長の見解をお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（永山英也君） 「ふるさと回帰支援センター」では、現在、本県を含みます34都道府県などが相談窓口や展示ブースを設置しております。U I Jターンの推進のためには、具体的な職業紹介が重要でありますので、本県の宮崎ひなた暮らしU I Jターンセンターでは、県の人材バンクを活用し、相談から職業紹介までを行っており、このような支援を行う窓口は、本県を含めて3県のみとなっております。また、県と宮崎労働局との雇用対策協定に基づきまして、ハローワークが開拓しました求人につきましても、あわせて情報提供を行っているところでございます。「ふるさと回帰支援センター」の利用者増に向けた取り組みにつきましても、現在、同センターでは国に対して、ハローワークの職業紹介端末の設置を要

請していると同っております。センター全体の利用者がふえることは、本県にとってもメリットがありますので、今後とも、センターや各県とも連携を図ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 よくわかりました。

次に、国勢調査についてであります。先ほど、今回の国勢調査の人口速報値が公表されたようであります。それによれば、本県の人口は、5年前より3万8,500人減少しております。そして、都城市の隣の三股町は、引き続き人口増加しているということでもあります。特に注目すべき点は、綾町と木城町が前回の人口減少から大きく増加に転じているところでもあります。その要因を分析すれば、今後の参考になるのではないかと思います。総合政策部長、どのように分析するかお伺いいたします。

○総合政策部長（茂 雄二君） 本日、国の平成27年国勢調査の人口速報結果が発表され、これに合わせて県の結果を公表したところでありますが、詳細については、今後分析していくこととしております。お尋ねの綾町と木城町につきましては、現住人口調査におけるこの5年間の人口動態によりますと、両町とも、死亡数が出生数を上回るいわゆる自然減の傾向はありますものの、転入数が転出数を上回るいわゆる社会増となっております。その要因といたしましては、例えば、綾町の若者定住促進住宅料補助や木城町の住宅取得奨励金といった、住まいや子育てに対する支援などのこれまでの取り組みが、町外の方々の転入を促したのではないかと考えております。

○満行潤一議員 この時代に三股、綾、木城が人口増をなし遂げている。このことをぜひ県内のほかの市町村と共有して、その対策に当たっ

ていただければと思います。

買い物難民についてであります。かつてどの集落にも日用品を扱う雑貨店や八百屋などがありました。また、走るマーケット、行商の魚屋さんたちもありましたが、どれも消えていってしまっています。深刻なのは、免許返納した人や病気などで移動手段のない高齢者だと思えます。日常生活に支障が出て、引っ越しあるいは福祉施設入所などのケースもあり得るのではないかと思います。町の中心部には幾つもの24時間営業のスーパーやコンビニがありますが、採算性に乏しい地域の支援策について、部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（茂 雄二君） 買い物弱者対策につきましては、宮崎県中山間地域振興計画におきまして、国の施策等を活用した移動販売への支援など、地域住民や市町村、民間事業者等の連携した取り組みを促進することといたしております。県内では、都城市や小林市等において、国の交付金等を活用した移動販売や買い物支援が行われておりますが、県といたしましても、平成28年度当初予算案に計上しております「ネットワークで明日（あした）に繋ぐ！『宮崎ひなた生活圏』モデル構築事業」により、住みなれた地域で安心して生活できる仕組みづくりを行うこととしており、買い物支援についても、その中の重要な課題の一つであると考えております。今後とも、関係部局や市町村等とも連携を図りながら、買い物弱者対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 本県高校生の新卒者の3年以内の離職率は48%となっています。また、県内就職率は全国最下位、54%であります。都城工業高校は、昨年200名卒業中、県内就職者数47人と聞いています。本当にこれでいいのかと。

北陸3県は歴史的にトップレベルであります。関東、中部、関西圏に近いという地の利もあるのだらうとは思いますが。石川県は、新卒者の県内就職率は、昨年3月、94.5%。県内から実数100人ぐらいしか県外に出ていないという説明でありました。確かに事業所規模が小さいほど高い離職率となっています。小規模な事業所ほど賃金が安い。その相関関係にあります。それにしても、島根、鳥取よりも県内就職率が低いというのは残念であります。どのような対策を講じているのか、商工観光労働部、教育委員会、それぞれお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（永山英也君） 高校生の県内就職率の向上を図るためには、県内企業の魅力を高校生にしっかりと伝えられるように、企業と学校、あるいは生徒との接点をさらにふやしていく必要があると考えております。このため、今議会で提案しております新規事業で、県内就職支援員を配置し、高校に地元企業の情報を提供するほか、高校生活の早い段階から、県内に就職あるいは進学するイメージを広げてもらうため、県内企業や大学等を紹介する機会を提供することとしております。

早期離職につきましては、企業にとっても大きなマイナスであります。県内中小企業に対し、若手社員定着をサポートする支援窓口の設置や、高校生に対し、働く心構えや離職のデメリット等を紹介するハンドブックの作成に取り組むこととしております。

1月に開催しました産学官労の代表による雇用政策懇談会において、若者の県内就職と早期離職の問題について深く議論をいたしました。今後、関係機関それぞれが役割を分担し、かつ、しっかりと連携をして取り組んでまいりたいと考えております。

○教育長（飛田 洋君） 高校生の県内就職は、数年前までは就職難の状況が見られましたが、現在は求人難の状況へと変わり、大きな転換期を今迎えていると認識いたしております。このため、県教育委員会では、企業が主体となった情報発信が大切だと考え、その発信をコーディネートする人材を配置し、企業から学校や生徒への働きかけを積極的に行っていただくような体制づくりを進めてまいりたいと考えております。また、早期離職対策につきましては、生徒たちの企業理解を深め、ミスマッチ防止につながるように、インターンシップを充実させたり、企業見学会を高校生活の早い段階、1・2年生の段階などで実施したりすることを推進しております。また、宮崎労働局の協力を得て、職業人・社会人として基礎となる労働法規の学習などに、全ての県立高校で取り組んでいるところであります。今後とも、関係機関と連携を一層深めながら、このような取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 県内の企業は中小のところがいっぱいあるということで——なおかつ、働く人の気持ちがわかっているのか——ワンマンの社長がいたり、労働組合があっても労働組合を敵視する。そういう経営陣ではその会社は伸びないだろう、いい人材も集まらないだろうと思います。ぜひ、それぞれの立場で今後とも御努力をいただきたいと思います。

次に、選挙管理委員長にお尋ねをいたします。県選管が行いました高校生3万人アンケートについてであります。県選管は、県内の全高校生約3万人を対象に、政治や選挙に関する意識調査を実施し、その回答集計結果を公表しています。「政治や社会問題を学校で学びたいか」との質問には約6割が「学びたい」と答

え、それらについて理解や関心を高めるために有効な取り組みについては、「学校で先生に説明してもらう」が5割を超えトップでありました。学校における主権者教育の重要性がうかがえます。また、政治へ参画しようとする高校生の意欲は読み取れますが、クロス集計を見ると、「親が投票に行っていない」と答えた生徒は、「自分も投票に行かないだろう」と答えているなど、家庭力の差。ふだん家庭で政治や選挙の話をしていない生徒は、やはり投票行動に移りたいことが浮き彫りになっています。この調査で見えてくるものを今後の施策にどう生かそうとされているのか、選挙管理委員長にお尋ねいたします。

○選挙管理委員長（後藤仁俊君） 今回のアンケート結果から、政治への関心が高い生徒や、政治や社会問題が理解できると答えた生徒ほど、選挙に行こうと考える割合が高くなっており、政治への理解を深めることが、主権者意識の醸成、ひいては投票率の向上につながるものと思われまます。また、御指摘ございましたが、家族と政治や選挙の話をしたり、家族が投票に行く家庭の生徒ほど、選挙に行こうと考える割合が高く、家庭が大事な役割を担っていることもわかりました。

県選挙管理委員会では、政治への理解を深めるため、これまでもワークショップなどの啓発事業に取り組んできましたが、アンケートの結果を踏まえ、今後も、これらの取り組みを継続・拡充してまいります。また、学校での主権者教育や、家庭における教育も大変重要ですので、出前授業の実施など、教育委員会等と連携・協力して、より効果的な事業実施に努め、若者の主権者意識の向上につなげていきたいと考えております。

○満行潤一議員 ありがとうございます。

防災対策についてお伺いをいたします。

日本庭園についてであります。防災拠点庁舎基本設計案には、日本庭園についての指摘はありません。ここで言う日本庭園、正式には「県庁南庭園」という名前がついているようであります。開園は昭和45年8月23日、知事黒木博という銘板が残されております。災害のことを考えれば、駐車・フリースペースは広く確保していたほうが良いと思います。今回の防災拠点庁舎建設に合わせ、庭園のあり方を見直す必要があるのではないかと思います。また、周囲の道路の耐震性確保はどうなっているのか、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（成合 修君） 災害時における緊急車両などの駐車スペースにつきましては、防災拠点庁舎を敷地の南側に寄せて配置し、クス並木側に多くの車両が駐車できる防災広場を整備することとしており、また、庁舎の地下や本館の北側にも駐車場を整備することによりまして、非常時における十分な駐車スペースを確保することとしております。このため、御質問の日本庭園につきましては、現在のところ、非常時の駐車スペースとしての活用は考えていないところでございますが、平常時には市街地の憩いの場として活用することとし、今後、防災拠点庁舎の実施設計において、具体的な整備内容を検討する予定であります。

次に、防災拠点庁舎周辺の道路であります。敷地の北側の楠並木通りと東側の県道につきましては、災害発生直後に必要な人員や物資等の輸送を担う緊急輸送道路として位置づけられておりますことから、仮に被災した場合であっても、最優先に復旧作業を実施することとしております。

○満行潤一議員 私は、日本庭園のあり方を今回見直すべきじゃないかと思っています。部長は答弁で、ふだん憩いの場になっているとおっしゃっていますが、本当にそれだけ活用されているのかなど。特に池を見たときに、実際、災害というときにはあの池は邪魔になるんじゃないかと。敷地の中で日本庭園の占める面積は相当広いですよ。なおかつ、池が横断していますから、どうなのかなど。ぜひ今後、日本庭園のあり方、せつかくのいい機会ですから、見直しをいただきたいと思っています。

もう一つ部長にお尋ねしますが、新たな庁舎に福祉保健部などが移転した後、今の3号館の活用方法をどう考えておられるのか、お尋ねいたします。

○総務部長(成合 修君) 防災拠点庁舎の整備により生じます3号館などの既存庁舎の空きスペースの活用につきましては、部局配置の見直しを検討するため、現在、執務環境に関する現状や課題の把握、県庁舎全体の文書量等の調査を行っているところであります。今後、これらの結果を踏まえまして、庁舎の分散化の解消や、業務の効率化、あるいは施設の維持費用の削減などの観点から検討を行いまして、来年度には部局配置の方向性を出す予定としております。

○満行潤一議員 わかりました。

次に、林業・林産業の振興についてであります。

県内では昨年、新たに4カ所の木質バイオマス発電施設が稼働しています。必要な発電用燃料である材料は安定的に確保できるのか、疑問符がつきます。本来、未利用の林地残材の有効活用が目的だったはずですが、コスト的に安い川下の製材工場などから材料の奪い合いが起こ

り、割高な川上の林地残材の有効活用まで波及していないように思います。林地残材の効果的・安定的な供給体制づくりが急がれると思いますが、環境森林部長、いかがでしょうか。

○環境森林部長(大坪篤史君) 新たな木質バイオマス発電施設につきましては、昨年の2月以降、県内4カ所で順次操業を開始しまして、ほぼ1年が経過しているところですが、現在のところ、全ての施設で燃料は充足していると聞いております。しかしながら、今後、長期にわたりまして安定的・継続的に燃料が供給されることが必要ですので、林地残材等の供給体制づくりは、大変重要な課題であると認識しているところであります。このため県としましては、林地残材等を効率的に搬出できるよう、路網の整備や必要な資機材等の購入に対して支援を行っているところですが、さらに、県内各地で林地残材の収集や運搬への機運が高まるよう、必要な情報収集や研修など、地域の自主的な取り組みにつきましても、今後支援してまいりたいと考えているところであります。

○満行潤一議員 次に、CLT直交集成材についてであります。新しい木質建築材として注目されているCLTです。都城にあります県木材利用技術センターでの強度試験や利活用方法の検討など、取り組みが報道されています。今後の本県の産学官の取り組みを注目しています。近々国が、建築基準法の改正、規格の告示を施行予定とも聞いています。今後大きく普及するであろうCLT対策を急ぐことは、本県の県産材需要拡大、林産業振興策の展開に大きくかかわってくると思います。CLTの取り組みは、隣の鹿児島県とトップを争っているとも聞きます。本県の林業・林産業にとってチャンスではないのか。他県との差別化を図り、どう競争力

を高めようとしているのか、今後の取り組みについて再度、部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） CLTにつきましては、これまで木材が使われてこなかった中高層の建築物にも使用できるなど、木材の新たな需要を喚起するものとして大変期待しているところでもあります。国では、本年4月にもCLT工法に関しまして、建築基準法に基づく告示を施行する見込みであります。これによりまして、一般的な設計法でCLTが使えるようになりますことから、その普及が加速するものと考えております。そのような中、本県では、県の木材利用技術センターにおきまして、CLTを用いた建築物の普及を図るため、県産杉を使用したCLTの強度性能や接合部の検討——これは地震の多い我が国で大変重要となる技術になります———そういうものについて検討を進めているところでもあります。年度内には、県内でもCLTの製造体制が整う予定でありますし、また県でも、防災拠点庁舎でCLTを耐震壁として計画するなど、全国に先駆けた取り組みも進めているところでございます。今後とも、県産材の需要拡大につながりますCLTの普及に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○満行潤一議員 次に、警察音楽隊演奏会の開催についてお尋ねをいたします。

ことしも県警察音楽隊の定期演奏会に行ってきました。すばらしい演奏、出し物だったと思います。1945年10月に大阪府警音楽隊が発足し、次いで1947年に宮崎県警察音楽隊が創設され、全国で2番目という歴史を誇っております。

全国警察音楽隊演奏会なるものがありました。全国の警察音楽隊が一堂に会し、国民と警

察の融和を図り、音楽を通じて警察に対する国民の理解と信頼を深めることを目的として開催されていましたが、第48回目となる2007年（平成19年）5月に本県で開催されて以来、開催されていません。本県開催から10年目となる節目に、他府県の警察音楽隊を招致し、合同演奏会を開催できないものか、警察本部長にお尋ねいたします。

○警察本部長（野口 泰君） 警察音楽隊演奏会に他府県の音楽隊を呼ぶためには、主催県が費用を負担する必要がある、費用の面で困難な状況にあります。また、ほとんどの県の警察音楽隊は、警察職員本来の業務を兼務する兼務隊であるため、スケジュール調整が難しい状況であることを御理解いただければと思っております。

一方、当県の警察音楽隊は、平素は、交通安全や地域安全などに関する広報啓発活動を盛り込んだ小中学校等の音楽鑑賞教室や、福祉施設の慰問演奏などを県内各地において幅広く行っており、各方面から好評をいただいているところであります。今後とも、当県警察音楽隊への御理解、御支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

○満行潤一議員 本部長にいろいろ提案すると、費用がかかりますという答えなので、ぜひ、知事部局の皆さん、警察にふんだんに活動費は認めていただきたいなと思っております。警察と県民の橋渡しにすばらしい効果があるだろうと思っております。さらなる警察音楽隊の演奏会を楽しみにしております。

教育の充実についてお尋ねをしたいと思いません。

まず、小学生らを対象に行われてきた寄生虫卵検査（ぎょう虫検査）についてであります。

文科省は、新年度からの学校での健康診断の必須項目から外すと言っております。環境衛生が改善され、寄生虫卵の検出率が低くなったためだそうであります。しかし、西日本は全国平均に比べて検出率が高く、九州の一部の自治体では新年度以降も行うと決めたと報道されています。本県の対応は怎么样了のか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長(飛田 洋君) 学校における児童生徒の健康診断は、学校保健安全法に基づき実施されておりますが、従来、小学校1年生から3年生まで必ず行うこととされておりました寄生虫卵の検査は、平成28年度より必須項目から削除されることとなりました。平成28年度以降の寄生虫卵の検査の実施については、文部科学省の通知において、その検査の陽性率が高い——先ほど九州が高いというお話がありました——ところは、引き続き、検査の実施や衛生教育の徹底など、対応するように示されたところであります。県立学校の対応でございますが、県立の特別支援学校につきましては、2年連続で寄生虫卵が検出されていないことから、来年度の検査は行わないこととしたところであります。再来年度以降につきましては、県内の寄生虫卵の陽性率の状況等を注視しながら、検査をするかどうか判断してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、組み体操についてお尋ねいたします。組み体操の事故が全国的な話題となっております。近年、運動会の花である組み体操が巨大化している。ピラミッド型は最高で11段、タワー型でも最高5段が組まれています。子供たちの負傷事故が相次いでいるという報道があります。これを受けてか、学校でも組み体操を規制する動きが広がっています。大阪

市教育委員会は、ピラミッド・タワー組み体操の禁止を決め、それを後追いする教育委員会が多数出ております。賛否両論あるとは思いますが、今後、本県ではどのような対応をとろうとされているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 学校における体育活動の実施に当たっては、何より、まず第一に安全面への配慮をすることが大切だと思っておりますが、一方で、心身を鍛えること、あるいは挑戦する気持ちを育てるという視点も大切だと考えております。県教育委員会といたしましては、これまでも、事故防止に万全を期すための文書による指導はもとよりですが、全ての公立小・中・高等学校の体育主任を集め、具体的な事故事例等を示しながら、適切な安全管理が行われるよう指導しているところでございます。組み体操につきましては、今年度中に文部科学省が事故防止に関する方針を示すとしておりますことから、その方針の周知徹底を図り、各学校においてさらに安全への配慮が図られるよう指導してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、学校のバリアフリー化の促進についてであります。平成25年6月に制定されました障害者差別解消法は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とされています。今議会では議案第32号として条例も上程されております。これまでも、学校施設のバリアフリー化は着々と進んでいると思っておりますが、県立学校のバリアフリー化、また市町村への対応について、教育長にお尋ねします。

○教育長(飛田 洋君) 学校施設のバリアフリー化につきましては、児童生徒が学びやすい

環境を整えることや、保護者などの来訪者にとっても利用しやすい施設となるよう、その取り組みを進める必要があると考えております。県立学校につきましては、玄関や体育館までの経路の段差解消や多目的トイレの設置など、計画的に取り組んできたところであり、これらにつきましては、整備をほぼ完了したところであり、また、階段での移動が困難な障がいのある生徒への配慮といたしましては、教室の配置がえなど学校運営面での体制を整えておりますが、それでも教室間の移動等で支障を来す場合などには、予算措置が可能な限り、エレベーター等を設置してきているところであり、市町村立学校における施設につきましても、バリアフリー化が促進されますように、国の補助事業を紹介するなど、今後とも、必要な情報提供などに積極的に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 今の学校は、木造から鉄筋コンクリートに、昭和40年代、ほぼ同時期に建てかえたんだらうと思いますし、その時期には、バリアフリーという発想がない設計思想だと思います。本当に学校は大変だらうと思いますが、ぜひ、子供たち一人一人に応じた対応ができるように頑張っていたきたいと思っております。

学校の太陽光発電についてお尋ねをしたいと思います。文部科学省は昨年12月、公立学校の太陽光発電、再生可能エネルギー各設備の設置状況について調査結果を公表しています。26年4月現在、公立の小中学校における太陽光発電設備の設置率は24.6%、前回調査からすると6.8%増ということであり、その設置場所は小中学校が主となっております。また、文科省はこの調査を2009年から隔年で実施しており、公

立校での再生可能エネルギー設備全体の設置数が、この6年間で4.7倍にふえていることが今回の調査でわかりました。公立の小中学校に設置されている再生可能エネルギー設備のうち、停電時でも使用可能な設備の割合は44.5%、前回調査から12.9%増だったそうであり、また、文科省では、避難所として機能する学校の役割を啓発しています。国は2012年度から、太陽光発電設備設置校を対象に、蓄電池の単独整備に上限1,000万円の補助を行う制度も設けております。本県の状況についてお尋ねいたします。

○教育長(飛田 洋君) 本県の公立小中学校における再生可能エネルギー設備等の設置校数は、平成27年4月1日現在で、太陽光発電設備58校、風力発電設備1校、太陽熱利用設備3校の計62校であります。また、県立高等学校、特別支援学校、中等教育学校におきましては、環境教育の推進や災害時における防災機能強化の観点から、地域間のバランスや避難施設としての指定状況等を考慮して、太陽光発電設備7校、太陽熱利用設備1校の計8校に設置しており、今年度も3校について太陽光発電設備の設置工事を実施しているところでございます。なお、環境教育の一環として、生徒みずからが太陽光発電を活用した誘導灯を製作するなど、社会貢献にもつながる取り組みをしている高等学校もございます。

○満行潤一議員 大分進んできたなど、感慨深いものがあります。

次に、児童生徒の基礎学力向上についてお尋ねいたします。先ほど、高校生の県内就職率、離職率の低さで北陸3県は全国一だと申し上げましたが、児童生徒の基礎学力も北陸3県は全国トップレベルであります。私が伺った石川県

には、子供に携帯電話を持たせない条例なるものがあり、その保有率は全国でも最低でありました。石川県教育委員会は、基礎学力が高いのは、幾つもの施策の効果もあるが、家庭力もその一つの要因だろうと分析しているようであります。山形大の戸室健作准教授は、全国の子育て世帯の貧困率が過去20年間で倍増しているとの調査結果をまとめています。戸室准教授は、生活保護の収入以下で暮らす世帯を貧困層と考え、貧困率を算出しています。その子供の貧困率によれば、宮崎県は全国6位、19.5%ですが、福井県47位、5.5%、富山県46位、6%、石川県39位、10.0%となっています。児童生徒の基礎学力と貧困の相関関係もはっきり読み取れます。石川県教育委員会の言う家庭力と貧困率の低さはつながりそうであります。本県の児童生徒の基礎学力向上についてお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 私は、学力の不足が人生のハンディや進路選択の幅を狭めることにつながってはならないという思いで、あらゆる機会を通して学校現場、校長等に訴え続けてきているところであります。特に基礎学力は、将来、子供たちが社会生活を営む上で必要不可欠なものであり、どの子供にも確実に習得させることが大切であると考えております。そのためには、確かな学力を身につけさせる授業が県内どの教室でも実施されると同時に、御指摘にありましたように、家庭における学習習慣を定着させることが必要でございます。このような考えから、学習の確実な振り返りや読書を奨励することなど、学力向上のポイントをパンフレットとしてまとめ、学校を通じて各家庭に配布し、学校と家庭が一体となった取り組みを推進しているところであります。また、新規事業と

して、学力の確実な実態把握と分析の方策、教員の学力向上に向けた意識改革の方策などを柱とした予算をお願いしているところであります。今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ありがとうございます。

最後の質問にさせていただきたいと思いますが、飛田教育長は都城と深い関係があるそうあります。教育長の初任校は、今の都城市立山之口中学校だろうと思います。私がお世話になっている税理士の方が、新採用で赴任された教育長のことをよく覚えているとお話をされます。「立派な先生だったが、まさか教育長になれるとは当時は思ってもいなかった。中学校3年生のときだったか、都城市内であった先生の結婚式にみんなで行ったことを覚えている」と披露していただきました。立派な先生ということは、何年たとうが教え子は覚えているものであります。これまでの長い教職員、教育行政職員としての経験を踏まえ、後輩職員に伝えたい思いをお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 私のふるさとに、子供のころから水神さんの池と親しんだ池がありまして、そこにはハスの花が咲き、レンコンがとれます。教育は、泥の中にあっても花を咲かせるハスのような爽やかさというか、希望を求め続けるような営みであると思っております。今お話がありました山之口中時代、20代に担任した教え子の同窓会に出席しますと、実は、教え子にも会いますが、青年教師であった自分とも再会をいたします。成長した教え子との再会は教師冥利に尽きますが、この子供たちのために教師としてなすべきことをなし得ただろうかと後悔する時間でもあります。教育というのは教え育てると書きますが、私の人生は、教え子た

ちから教えられ、育てられ、そうしていただいた教師人生だったと思っております。

教職員に伝えたいことということですが、「優秀な教師、賢い教師より、大きな教師になれ」、それから、「教師は長生きせにゃいかん」ということをメッセージとして伝えたいと思います。目の前にいる子供たちに広い心で接し、40代、50代になった教え子と会っても恥ずかしくないような指導を後輩の教職員にしてほしいと願っております。

それから、行政職員、事務局職員に伝えたいことは、「進んで出るくいになれ」ということであります。今の教育に何が求められるか、変化を敏感に感じ取り、変革を恐れず実行し、ときめきや感動があり、命の輝きを実感できる宮崎の教育を推進してほしい。そう願ってやみません。ありがとうございました。

○満行潤一議員 聞いてよかったなと思えます。ぜひ、この税理士の人にも、今の熱い教育長の思いをお伝えしたいと思っております。

ことしはさる年であります。「申」と書きます。にんべんをつけると「伸」びる。ことし一年がすばらしい年になるように祈念をしたいと思います。3月をもって退職される県庁の皆さん、本当に長い間御苦労さまでございました。今後とも、それぞれの立場で県勢発展のために御尽力いただきますようお願いを申し上げます。

初めてですが、時間を残して私の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○星原 透議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後1時0分開議

○星原 透議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党宮崎県議団、新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕（拍手） 公明党宮崎県議団を代表し、通告に従い、順次代表質問を行います。知事を初めとして、関係各部長、教育長、警察本部長、選挙管理委員長に答弁をお願いいたします。

まずは、知事の政治姿勢についてであります。

我が党の提言で、政府が平成25年に設置し、経済の好循環に向けた賃上げなどの成果を上げている「政労使会議」の地方版については、9月議会で取り上げたところであります。昨年8月10日の参院予算委員会において、我が党の議員が地方版政労使会議の設置を求めたのに対し、安倍首相は、「地域ぐるみで働き方を推進するため、労使を初めとする地域の関係者が集まる会議を設置する検討を進めたい」と答えております。その後、10月5日、厚生労働省は、同省の出先機関である都道府県労働局に対し、我が党の議員への首相答弁に言及した上で、各労働局が調整役を担い、地方における賃上げや働き方改革などに向けて、地方自治体や労働団体の代表などが話し合う会議を年内にも開催するよう通知を出しております。それを受け、全国では一斉に、地方版政労使会議ともいふべき会議が立て続けに開催され、本県では先月19日、「宮崎県雇用政策懇談会」という会議名で開催されております。そこで、今回が第1回目となる「宮崎県雇用政策懇談会」の概要、そして何よりも重要な点であります。今後その結果をどのように生かしていくのか伺いたいと思

います。

次は、軽減税率についてであります。公明党が一貫して実現に向け取り組んできた消費税の軽減税率制度が、いよいよ来年4月からスタートいたします。その細かい内容についての説明は、ここでは割愛しますが、平成24年、民主、自民、公明の3党合意による社会保障と税の一体改革関連法で、逆進性対策、低所得者への配慮として、総合合算制度、給付つき税額控除、そして複数税率、いわゆる軽減税率の3つを検討するとされました。その後、政権が交代し、政府と自公両党で議論を積み重ねた結果、先ほど述べたとおり、来年4月の消費税10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになったのは、御案内のとおりであります。しかしながら、その導入については、「社会保障財源を減少させ、給付の削減、消費税の再引き上げにつながる」「中小企業の事務負担がふえる」、あるいは「対象品目の線引きで大きな混乱を招く」といった非難、中傷がありました。その最たるものは、「金持ちは高価な食べ物をたくさん買うから軽減される額が大きい。金持ち優遇だ」といったものであります。非常に偏った非難、中傷と言えるのではないのでしょうか。軽減税率は間違いなく低所得者対策。金額の多寡ではなく、痛みの度合いで考えるべきであります。消費支出に占める食料品の割合でいったら、圧倒的に低所得者の方が軽減税率で楽になるということを理解してもらいたいと思うものであります。今回の軽減税率導入に関しては、国会の場でも議論をされておりますが、河野知事としてはどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

壇上からの質問は以上とし、残りは質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、雇用政策懇談会についてであります。本県における人手不足や若者の県内就職率の向上、女性の活躍促進などの雇用に関するさまざまな課題に的確に対応していくためには、行政、労働団体、使用者団体の代表が共通認識のもとに取り組んでいくことが大変重要であると考えております。このため、かねてより検討しておりました雇用政策懇談会を立ち上げ、先月、初めての会合を開催したところであります。第1回は、本県の喫緊の課題であります「若者の県内就職・定着促進」をテーマとし、産学労官それぞれの代表が率直に議論を行い、その原因や課題を共有し、各機関が連携して取り組んでいくことなどを確認したところであります。今後とも、雇用に関するさまざまな課題について積極的な意見交換を行い、関係機関それぞれが役割分担し、かつ連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、消費税の軽減税率導入についてであります。このことにつきましては、今まさに法案が国会で審議されているところでありますが、消費税は、低所得者ほど所得に対する税負担の割合が大きくなるという逆進性を有しております。軽減税率は、その緩和につながる一方で、事業者の事務処理の負担増や対象品目の線引きで混乱が生ずるなどの懸念もあり、政府・与党内でさまざまな検討が行われたところであります。この結果、消費税率が10%へ引き上げられる際に、酒類と外食を除く飲食料品などに8%の軽減税率を導入することが、今回の税制改正法案に盛り込まれたところであります。逆進性の緩和や痛税感の軽減など、低所得者対策を重視し判断されたものと考えていると

ころであります。

なお、県といたしましては、消費税率引き上げの目的である社会保障財源に影響することのないよう、減収分については、国に対して、安定的な税財源を確実に措置していただくよう求めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○新見昌安議員 ありがとうございます。

地方版政労使会議の目的は、都市圏や大企業にとどまっている景気回復の効果を地方にも行き渡らせる、これが目的でございました。第1回目は「若者の県内就職・定着促進」をテーマにされたということでもありますけれども、今後とも2回、3回と開催していただき、地方の若者の就職率向上や賃金の上昇に取り組んでいていただきたいと思います。

軽減税率導入に伴う財源の確保につきましては、御指摘のとおりだと思いますので、私たちとしても、しっかりと国会議員と連携を図りながら、地方の声を国に届けていきたいと思っております。

引き続き、知事に伺っていききたいと思います。今回示された28年度当初予算案の中で、県営電気事業みやざき創生基金が大きな脚光を浴びているのではないかと思います。きのうの丸山議員の代表質問に対する企業局長の答弁を聞いて、100年前の私たちの先輩方が、遠い未来の我が郷土発展に思いをはせ、先見性に富んだ提案をしてくれたということに対して、深い敬意を表するものであります。この基金を活用しての事業は45、そのうちの44事業が新規ということで、まさしくこの基金があったればこそ、企業局という存在があったればこそという感謝の思いに駆られるところでもあります。そこで、この基金に対する知事の思いをお伺いしたいと思

います。

○知事(河野俊嗣君) この県営電気事業みやざき創生基金は、これまでも企業局、その収益でさまざまな地域貢献をしていただいているところではありますが、今回、電気事業法の改正等を踏まえ、電気事業会計内の地方振興積立金を地域振興のために直接活用してほしいという提案を受けたことから、厳しい財政状況も踏まえて、この大変貴重な財源を有効に活用する方法として検討したものであります。この中で、「みやざき創生」の加速化」としまして、国の地方創生推進交付金の活用事業や、口蹄疫からの復興達成に向けた畜産新生、また国体開催に必要な施設整備に取り組みますとともに、「みやざき新時代」へのチャレンジ」としまして、新たな視点によるアイデア事業や、将来の事業展開に向けた調査・研究事業への活用を決定したところでもあります。

昨日、企業局長の答弁にもありましたように、「水力電気事業県営の意見書」に込められた先人の思いというものを、大変重く、そしてまた、大変ありがたいものと受けとめておるところであります。私は、高齢者叙勲を行うことが多いわけではありますが、県職員のOB、特に企業局で電気事業に携わった方の話を伺う機会が大変多うございます。当時は電気事業の事務所が山の中にあつて、大変な御苦勞をされたという話を伺っておるものですから、その御苦勞というものをまさに肌身で感じておるところであります。今回の基金を、そうした先人の思いというものをしっかり受けとめまして、地方創生を初めとする地域活性化の取り組みに有効に活用してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 ありがとうございます。まさしく、今の知事の答弁のとおりだと思いま

す。企業局の思いをしっかりと受けとめて、県勢の発展のために有効に活用していただきたいと思えます。

次は、PFIについてであります。私が初めてPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）を取り上げたのは、平成11年11月議会でありました。この年の7月にPFI法は成立し、9月に施行されたところでありました。公共施設などの設計、建設、維持、運営に民間の資金と経営ノウハウを活用して、効率的で質の高い公共サービスを提供する新しい事業スタイルということで、注目を浴びていたと思っておりますけれども、全国的に見ても、その実施状況は期待されたほど伸びていないと感じております。その原因の一つが、事業が増加することによって補助金や地方交付税の減額につながるのではないかといった懸念が、一部の自治体にあるためだということも言われております。そんな中で、政府の経済財政諮問会議が、財政の無駄を省き、暮らしの質を高める公共サービスのあり方を検討している中で示した改善策の一つが、PFIの導入拡大であります。今度こそ、従来の考え方にとらわれない公共サービスのあり方をしっかりと考えていくべきじゃないかと考えます。今回、県土整備部の新規事業として「県営住宅整備PFI導入可能性調査事業」が提案され、県の事業として初めて「PFI」という言葉が日の目を見たというふうに感じておりますが、導入の可否、しっかりと調査していただきたいと思えます。このPFIについて、今後どのような考え方で取り組んでいかれるのか、お伺いをしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） PFIは、民間の活力を生かしまして、公共施設等の建設、維持管理、運営などを行う手法の一つでありまして、

その推進のためには、民間事業者が柔軟な知恵や発想を生かせる、参入しやすい事業案件を構築し、公共サービスの向上や地域の活性化につなげていくことが重要であると考えております。このため県としましては、県内の民間事業者の参入意欲や関心を高めるために、県、市町村のみならず、建設業やビルメンテナンス業、金融機関など幅広い事業者を対象とした研修会を昨年も実施しておるところであります。県内におきましても、スポーツ施設や公営住宅等の老朽化が課題となっております、その改修等が必要となっております。今後とも、民間事業者とともに、事業ノウハウの習得に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 よろしく願いをしておきます。

次に、テレワークについて伺いたいと思えます。これは、インターネットなどICTを活用し、自宅やサテライトオフィスなどで仕事をすることをいい、t e l e（離れたところ）、w o r k（働く）、この2つをあわせた造語でありますけれども、最近よく目にし、耳にもするところでもあります。我が宮崎県議会におきましても、昨年の9月議会において、「ICT活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書」を採択しております。現在、全国に先駆けてこのテレワークを推進し、多様な働き方の提供とともに、業務の効率化、行政サービスの向上を図っているのが佐賀県庁であります。現在、佐賀県庁で行われているのは、自宅で仕事をする在宅勤務、県内外13カ所のサテライトオフィスでの勤務、そして出張先などでタブレット端末などを用いて業務を行うモバイルワーク、この3つの形態があるようでもあります。このテレワークにつきましては、去

年の9月から徳島県でも実証実験をスタートさせていると聞いております。県においては、女性が出産・子育てをしながら安心して継続して働けるよう、さまざまな取り組みをしておられますけれども、その中に「テレワーク」という言葉も目につきます。率先垂範、先ず隗より始めよ、県庁が率先して取り組むべきだと思いますが、見解を伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 情報通信技術を利用し、時間や場所の制約を受けずに柔軟に働くテレワークは、業務の効率化に加えまして、子育て、介護などの家庭と仕事の両立の支援や、災害等の非常時における業務継続の観点などから有効な面もありまして、県庁において取り組む必要性があるものと認識しております。これまでも県庁では、災害対策というようなことでのテレビ会議のようなことも実際に訓練などで行っておるところでありますし、さらに、出張先でモバイル端末を利用する、いわゆるモバイルワークの実施も今検討しておるところであります。このところIT関連の企業を訪問することも多いわけではありますが、東京なりほかの県の事務所と、スカイプなどのネットを通じて会議をしながら効率的に物事を進めていく、そういう実例を目の当たりにするところでありまして、県庁としても、しっかり今後とも参考にしたいと考えております。

一方で、在宅勤務につきましては、具体的にどのような業務、ケースで活用するのがふさわしいのか、あるいはシステム面におけるセキュリティ、自宅などにおける勤務時間等のサービスの管理、職員間のコミュニケーションをいかに確保していくか、さまざまな課題もあろうかと考えております。私としましては、先進県の事例も踏まえながら、これらの諸課題への対応を

検討しまして、県庁におけるさらなるテレワークの活用に向け、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 知事の強いリーダーシップを期待したいと思います。

知事の政治姿勢に関しての最後の質問となります。ピロリ菌に関してであります。昨年11月議会における我が会派の河野議員の質問に引き続いてということになります。「佐賀県は来年度から、中学3年生全員の約9,000名を対象に、胃がんの主な原因とされるヘリコバクター・ピロリ、いわゆるピロリ菌の感染検査を実施する」、今月2日の佐賀新聞1面のこの記事は、瞬く間に我が九州公明党を席卷したというふうに感じております。この内容を見てみますと、「各学校で実施されている健康診断の尿検査の尿を用いて、任意で感染の有無を調べる。感染の疑いがある場合は、追加で検便を実施して感染の有無を確定する。県は、中学生の5%がピロリ菌に感染していると想定して、関連経費約2,600万円を新年度予算案に盛り込む」というものであります。6,000円から7,000円かかる検査費用を県が負担し、4,000円から5,000円かかる除菌治療費も、想定数内であれば県が自己負担を全額助成するということでもあります。ピロリ菌に関しましては、医学博士でもある我が党の秋野公造参議院議員が、除菌による胃がん撲滅を国会で粘り強く訴え、平成23年2月に質問主意書で、ピロリ菌感染が胃がんの発生原因であるということを政府に認めさせた。そして2年後の平成25年2月には、ピロリ菌除菌の保険適用範囲を、胃の内視鏡検査実施を要件として、慢性胃炎にまで拡大させたという経緯がございます。今回の佐賀県の実験的な取り組みは、平成26年の75歳未満の人口10万人当たり胃

がん死亡率が、佐賀県は全国ワースト2位だったという不名誉な事情に加え、それを改善するためには、若い時代はピロリ菌に感染してからまだ日が浅い、そのため慢性胃炎の程度がさほど重くなく、ピロリ菌除菌が最も効果を発揮することをよく理解された知事の英断にあったのではないかと推察するところであります。九州の中では比較的似た者同士の佐賀県と宮崎県があります。やってやれないことはない。導入に向けての知事の考えを伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） がんは、日本人の死因の第1位となっております。胃がんを含むがん対策に取り組むことは、大変重要な課題だと考えております。がん対策にはさまざまな方法があるわけでありますが、昨年9月の国の「がん検診のあり方に関する検討会」の中間報告によりますと、集団を対象に行うピロリ菌の検査、除菌治療については、死亡率減少効果の根拠が十分ではないため、さらなる検証が必要であるとされているところでありますし、今、日本人のピロリ菌の感染率も年々減少している状況もあるということであります。そのような状況等を踏まえ、佐賀県のこの取り組みにも敬意を表しつつ、今後の動向というものを注視してまいりたいと考えているところであります。本県としましては、現在、「健康寿命 男女とも日本一」を目指して健康長寿社会づくりプロジェクトを推進しておりますので、その中で、生活習慣病の改善や、がん検診の受診率向上による早期発見など、胃がんを含むがん対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 以前、本県には、ある事業を実施する際に、「清水の舞台から飛びおりるつもりで」と言った知事がいらっしゃいました。知事の強いリーダーシップを期待したいと思

ます。

次は、子供を取り巻く環境の改善について、福祉保健部長に伺いたいと思います。

先ほど満行議員も取り上げられておりましたが、昨年7月1日から「189（いちはやく）」がスタートしております。児童虐待に関する相談を受け付ける児童相談所全国共通ダイヤルであります。この児童虐待については、厚生労働省の調査によると、全国の児童相談所が平成26年度に対応した児童虐待の相談件数は、速報値であります。過去最多の8万8,931件に上り、平成11年度と比べて約7.6倍。一方、現場で対応の中核を担う児童福祉司の人数は、同じ期間で約2.3倍にとどまっているとのことであります。そこでまずは、本県における児童虐待件数と児童福祉司の数について、同様に比較した場合のような状況か伺いたいと思います。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成26年度が540件で、平成11年度と比較しますと約4.5倍となっております。また、児童福祉司数につきましては、平成26年度は27人を配置しておりまして、平成11年度の2.7倍となっております。

○新見昌安議員 全国の数字ほどではないにしろ、厳しい状況には変わりはないと思います。

本県においては、従来から、児童福祉司の増員については前向きに取り組んできておられますけれども、2点目として、本県における今後の児童福祉司の増員に向けた取り組みについて伺いたいと思います。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 県におきましては、これまで、増加する児童虐待の相談に適切に対応するため、児童福祉司を適時増員いたしますとともに、福祉職のほかに、教員や保健

師などの専門職を児童福祉司として配置するなど、体制の強化を図ってきたところがございます。現在、国においても、児童福祉司の国家資格化や配置基準の見直し等が検討されておりますことから、今後ともその動向を注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 3点目ですけれども、児童養護施設に入所している児童は、社会的養護の根拠法であります児童福祉法上の「児童」でなくなる満18歳になると、原則として施設を出なければならぬという現行制度のもとでは、その後の経済的な自立が必要となって、多くの退所児童が進学を諦め、就職しているという実態もでございます。児童養護施設退所者の大学や専門学校等への進学率、あわせて施設退所後の支援の状況についても伺っていききたいと思います。

○福祉保健部長(桑山秀彦君) 本県の児童養護施設において、高校を卒業して平成26年3月末で退所した児童のうち、大学や専門学校などへ進学した児童の割合は17.9%となっております。施設退所時の支援といたしましては、就職に有利な資格取得のための費用や、大学等への進学や就職する際に必要となる費用の一部を支給しているところであります。さらに今回、国の補正予算を活用した新規事業として、大学等への進学や就職をした後における家賃や生活費等を貸し付ける事業をお願いしているところであります。今後とも、施設退所児童の安定した生活の支援に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 厳しい状況の中にも少し明かりが見えてきているかなと感じます。全ての若い人が希望を持って暮らせる世の中にする一環でもあると思います。寄り添い続けていただき

たいと思います。

次に、中小企業支援について、商工観光労働部長に何点か伺いたいと思います。

景気が徐々に上向き傾向にある中、新商品開発あるいは販路拡大、こういったことで攻めの経営に転じたい地方の中小企業にとって、その戦略を担う人材不足が悩みの種になっているとも言われております。そのような企業をサポートし、首都圏の大企業などから人材を呼び込もうとするプロフェッショナル人材事業というのがございます。本県でも先月、この拠点を設置されておりますけれども、このプロフェッショナル人材戦略拠点運営事業の目的と今後の展開について伺いたいと思います。

○商工観光労働部長(永山英也君) プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業は、県内企業に対しまして専門的な技術や知識を持つ人材の活用等による成長に向けた積極的な取り組みを促すことで、企業の成長戦略を実現すること、そして人材の地方還流を促進することを目的とするものであります。去る1月15日に拠点を開設し、これまで、企業経営の経験を持つ戦略マネージャーが中心となりまして、関係機関との意見交換を重ねているところであります。今後、積極的に企業訪問を行い、経営者に対して新事業や新たな販路開拓など成長への意欲を喚起し、経営の中核となる人材の求人ニーズを掘り起こしてまいります。その上で、民間の人材ビジネス事業者と連携して、企業のニーズに合った都市部の優秀な人材をU I Jターンにより県内に呼び込むためのマッチングを支援することとしております。これらの取り組みを通じまして、企業の成長を促進し、本県経済全体の活性化を図ってまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 この事業は、スタートしたば

かりであります。プロ人材と経営者双方で試行錯誤しながら進める場面も多々あるんじゃないかと思えますけれども、腰を据えて一つ一つ成功事例を積み上げていっていただきたいと思えます。

次に、経営だけではなく、技術や法律、特許関連などの中小企業の悩みにワンストップで対応できる体制づくりが大事であります。新規事業ではありませんが、中小企業等経営基盤強化支援事業というものがあります。この内容について、同じく商工観光労働部長に伺いたしたいと思います。

○商工観光労働部長（永山英也君） 中小企業等経営基盤強化支援事業につきましては、商工会議所や商工会連合会など県内14カ所に設置しました経営支援チームが、経営改善、販路開拓、人材教育、法律問題といった中小企業の抱えるさまざまな経営課題にワンストップで対応するものでございます。具体的には、相談内容に応じて、中小企業診断士、税理士、弁護士、デザイナーなど、さまざまな知識と経験を持った専門家を派遣し、的確なコンサルティングを行いますとともに、事案によっては、よろず支援拠点等、他の経営支援機関と連携・協力して対応するなど、幅広い支援を行っております。支援実績は、昨年度が519件となっております。新たな取引先の開拓等、具体的な成果も見られているところであります。県といたしましては、今後とも、商工団体やその他の経営支援機関と連携・協力しまして、中小企業等の経営基盤強化に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 中小企業はいろんな悩みを抱えているんじゃないかと思えますが、解決に向けての光明が見出せる心強い味方として、今後

もしっかり取り組んでいただきたいと思えます。

次に、特許庁によりますと、平成25年の国内における特許登録件数約157万件のうち、75万件が未利用ということであります。半分が活用されていない。本当にもったいないんじゃないかと思えます。多数の未利用特許を所有している大企業が、それらを開放特許として他社とライセンスを結んでその使用料を得る。中小企業もそれらを活用して技術開発のコスト削減ができる。双方にメリットがあると思えます。知財マッチングと言われるものですが、大企業の開放特許を県内の中小企業へ紹介するような取り組みの推進について、同じく商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（永山英也君） 大企業が保有しております開放特許を中小企業が新製品開発等に活用する、いわゆる知財ビジネスマッチングにつきましては、中小企業にとりまして、既にある特許を活用できることから、開発に係る期間の短縮や、コストやリスクの低減などのメリットがあり、県内中小企業が新しい事業を展開する上で有効な手段の一つだと考えております。このため昨年、川崎市との連携協定の一環としまして、この取り組みの先駆者である同市のマッチングイベントに県や産業振興機構の職員が参加しました。また、同市の関係者を本県に招きまして、金融機関や一部の企業等を対象に研修会を実施したところでございます。このような中で、県内企業においても関心を持っているところがございます。引き続き、関係機関と連携を図りながら、マッチングのあり方など具体的な実施方法を検討してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 研修会は実施されたようであ

りますけれども、さらに一步進んで交流会といったものを開催するなど、県内中小企業の経営の安定化、地域経済の活性化に資する取り組みをよろしく願いしておきます。

次に、宮崎の魅力の発信について、引き続き商工観光労働部長に伺っていきたいと思います。

無料の公衆無線LAN、いわゆるWi-Fiは、訪日する外国人観光客のみならず、SNSを駆使する国内の若者にとっても、その整備拡大を望む声が多く上がっております。我が党が全国各地で実施している「VOICE ACTION」という青年街頭アンケート運動がございますが、その結果を見てもよくわかるところでございます。そこで、今、県が進めている「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」の今後の展開について伺いたいと思います。

○商工観光労働部長（永山英也君） 県では今年度、外国人観光客の受け入れ環境の整備を目的に、「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」として、本県の滞在中、認証手続きが初回のみで簡素化されます県内統一認証システムの基盤を構築いたしました。このシステムは、市町村や民間との共同利用が可能でありまして、今年度中に5市町がこれを活用し、観光地等にアクセスポイントを設置しますほか、宮崎駅や宮崎空港などの交通施設に加え、飲食店等の民間施設でも活用が進みますことから、全体として100を超える箇所で「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」の使用が可能となる予定でございます。さらに、来年度は6市町で活用が検討されております。民間での拡充も期待されているところでございます。また、このシステムを活用し、観光客の動向の分析やアンケート機能による満足度調査等を行うことにしており

まして、今後の観光戦略などにも生かしてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 今の答弁の最後の部分、最近よく耳にするところの、いわゆるビッグデータの活用もできるということで、今後の展開に期待したいと思います。

ところで、訪日外国人の増加に伴って、通訳案内を担う人材が必要だと思っておりますけれども、本県の状況はどうなっているのか伺いたいと思っております。

○商工観光労働部長（永山英也君） 通訳案内につきましては、国家資格として通訳案内士の制度が設けられておりまして、県内の登録は現在50名となっております。さらに、今年度実施されました試験では、新たに3名が合格され、今後登録される予定となっております。また、急増する訪日外国人に対応するため、九州観光推進機構と各県が連携いたしまして、通訳案内士に準じます地域限定特例通訳案内士、いわゆる特区ガイドの養成に取り組んでいるところであります。現在までに、九州全体で174名、うち宮崎県に在住しているのは10名となっております。訪日外国人が年々ふえる中で、通訳案内を担う人材は今後ますます重要でございます。九州観光推進機構とも連携し、まずは、特区ガイドの養成や、既に登録された方のスキルアップなどについて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 資格としての通訳案内士のみならず、特区ガイドにも力を入れているということでもあります。よろしく願いしておきます。

ところで、訪日外国人のおもてなしについては、観光ボランティアの対応も重要になると考えますが、県としてはどのように取り組

んでいこうと考えているのか伺いたいと思います。

○商工観光労働部長（永山英也君） 県内には13市町村に20の観光ボランティア団体がありまして、このうち5団体は、外国語を話せるスタッフが多言語パンフレット等を活用して、外国人観光客に対応されております。また、県におきましては、各団体間の連携を図るため、みやぎ観光コンベンション協会と連携しまして、「癒しの国みやぎ観光ボランティア協議会」を組織し、効果的な活動が行われるよう取り組んでおります。先般開催されました九州観光ボランティアガイド研修会におきましては、本県からも8団体、24名の観光ボランティアの方々に参加をいただき、この協議会を中心に、外国人観光客への対応等について、事例発表や意見交換を行ったところでございます。訪日外国人のおもてなしにつきましては、観光ボランティアの対応が大変重要でございます。今後とも関係機関と連携し、訪日外国人にも対応できる観光ボランティアの育成に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 訪日外国人のおもてなしには、通訳、観光ボランティアのみならず、接客の向上にも努める必要がございます。宮城県では、訪日外国人旅行者への接客法を誰でも無料で学習できる「東北ございん塾」というウェブサイトが昨年9月に開設したと聞いております。詳細は省きますけれども、おもてなし入門編、実践編、緊急時・トラブル編、マネジメント編などで構成され、外国人旅行者のもてなし方を学べる内容となっております。宿泊施設などの観光事業者などのスキルアップも重要と感じているところでございますが、このウェブサイトに関する商工観光労働部長の見解を伺いた

いと思います。

○商工観光労働部長（永山英也君） 訪日外国人に対するおもてなしは、御指摘がありましたように、今後重要な施策であります。県では、「みやぎき東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクト」の中で、「おもてなし環境の充実」を掲げまして、官民一体となってさまざまな取り組みを行っております。具体的には、多言語表記などの受け入れ環境の整備のほか、観光事業者等のスキルアップとして、コミュニケーションを図るための語学研修会や、ムスリム旅行者受け入れのための講習会の開催などに取り組んでいるところでございます。お話のありました「東北ございん塾」は、訪日外国人に対するおもてなしの向上策として、効果的なものであると感じたところでございます。来年度開講を予定しております、本県観光を担う人材育成塾の中でも参考にさせていただきたいと考えております。

○新見昌安議員 宮崎の魅力の発信の最後になりますが、最近、「Code-EX」という新しいコードが開発されております。バーコードやQRコードは、目にしない日はないと言ってもいいほど普及しておりますけれども、この「Code-EX」は切手大の正方形の記号で、これを読み取ると文章を音声で取り出せるというものです。その特色は、大容量、多言語に対応できる、何より通信を行わずに情報が得られるということで、セキュリティー上も安全ということでもあります。通信環境の悪い田舎の観光地に数多くの国々から観光客が押し寄せたときに、効果を発揮するんじゃないかと思います。オフラインで音声ガイドができる次世代の「Code-EX」を、各観光地の案内板などに導入してはどうかと考えるところであります

が、商工観光労働部長の見解を伺いたいと思います。

○商工観光労働部長（永山英也君） 訪日外国人の増加に伴いまして、多言語による情報発信がより重要となっております。これまでお答えしましたように、W i - F i 等さまざまなことを講じているところでございます。お話のありました「C o d e - E X」につきましては、印刷された記号を認識するだけで、オフラインで多言語の音声を再生できる新たな技術と伺っておりまして、インターネットが使えない環境の中で、特に訪日外国人に対して有効な情報発信の手段となるのではないかと受けとめております。一方で、本格的な実用化はこれからであり、コストや効果、普及状況なども見きわめる必要もあります。今後、情報収集に努めながら、活用の可能性について検討してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 おっしゃるとおり、新しいコードなので、今後の展開に期待したいと思えますけれども、ぜひとも頭の片隅に入れておっていただきたいと思えます。

次に、18歳選挙権と投票率の向上について伺っていききたいと思います。

この件につきましては、去年の6月議会で多角的に取り上げ、その後の議会でも多くの議員が取り上げたところでございますが、いよいよ初の実施となる夏の参院選まで残りわずかとなってきました。その後、県教育委員会におかれては、各学校に主権者教育推進委員会を設置され、そのリーダーを対象とした研修会なども開催されており、評価をいたします。ここでは、高等学校における国の副教材の活用など、各学校の主権者教育の最新の取り組み状況について、教育長に伺いたいと思えます。

○教育長（飛田 洋君） 18歳選挙権年齢引き下げに伴う国の通知では、具体的かつ実践的な指導を行うことが重要であるとされており、このことを受け、昨年配付された副教材では、模擬選挙や話し合い活動など、生徒が活動しながら学ぶ、複数の学習例が示されております。県教育委員会では、これらの趣旨や内容を踏まえた適切な指導が各学校で実施されるように、県立学校長会等で研修等を丁寧に行っていました。また、御質問にもありましたとおり、本県独自の取り組みとして、各県立学校に主権者教育の充実を図るための企画・立案を行う「主権者教育推進委員会」を設置するとともに、「主権者教育推進リーダー」を任命し、組織的に主権者教育に取り組むよう通知しているところであります。現在、各学校では、来年度に向けての指導計画を作成しているところであります。具体的には、文部科学省の副教材等も活用して、ディベート、すなわち生徒同士の討論など、実際に活動しながら進める学習等を行い、充実した主権者教育が実施できるよう、指導計画の検討を行っているところでございます。

○新見昌安議員 少々気になるのが、初めての投票が卒業後となってしまいう現在の高校3年生を対象にした主権者教育はどのように行われているのかということでもあります。この夏まで意識を継続してもらわなければならないわけでありまして、この点も同じく教育長に伺いたいと思えます。

○教育長（飛田 洋君） ことしの春に卒業する高校3年生に対しましては、公民科の授業において議会制民主主義の意義などの基本的な理解を深めさせるとともに、総合的な学習の時間などにおいて現代社会の抱える課題を考えさせ

たり、生徒会、部活動等の話し合い活動などの実体験を通して自治能力や自主性を育成したりする指導などを行っているところであります。さらに、今回の選挙権年齢引き下げに伴い、各学校では、生徒がどの政党を選び、どの候補者に投票するのか、情報等をきちんと自分で判断し、投票できる力を身につけさせるための具体的な指導を丁寧に行ってまいりました。例えば、学校によっては模擬投票を実施して、ただ投票させるだけではなく、事前学習で選挙公報を作成し、立候補者の公約について討論を行わせております。これらの指導を通して今春の卒業生が主権者としての意識を高め、まずは、実際の選挙で投票してくれることを期待いたしているところであります。

○新見昌安議員 午前中の代表質問でも出ていましたが、投票に行かない親の子供が、みずから投票所に足を運ぶのはかなり困難を伴うのではないかと考えるところでありますけれども、親も投票に行くようにしむけることができるように意識を継続してもらいたいと、私も期待しております。

ところで、夏の参院選を目前に控え、他県では大学や高校に期日前投票所を設置する動きがございます。例えば、お隣熊本県では、大津町という町にある2つの県立高校に期日前投票所を設置することが決まったと、1月上旬のNHKニュースで配信されていたところであります。そこで伺いますけれども、県内の状況はどうなのか。また、県の選挙管理委員会として、市町村選挙管理委員会に設置の働きかけをしてはどうかと考えますが、これについては選挙管理委員長に伺いたいと思います。

○選挙管理委員長（後藤仁俊君） 高校への期日前投票所につきましては、今のところ県内市

町村では設置に向けた動きはありませんが、大学への期日前投票所につきましては、夏の参議院議員通常選挙から、宮崎市が宮崎公立大学に、都城市が南九州大学都城キャンパスにそれぞれ設置予定であり、延岡市でも検討が進められていると伺っております。期日前投票所の新たな設置に関しましては、二重投票を防ぐための専用回線の設置等の技術的な課題に加え、人員配置等の課題もありますことから、県選挙管理委員会といたしましては、他県での先進事例や国の動きを情報収集し、市町村選挙管理委員会へ必要な助言等を行ってまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 よろしく願いしておきます。

次は、県立高校生の学力向上についてでありますけれども、本日は課外授業に特化して、教育長に何点か伺ってまいります。

きのう、きょうと国公立大学の入学試験が行われました。来月になると、各地の試験の合格者発表会場の様子がニュースなどで流れますけれども、新しい生活に胸躍らせる子、捲土重来を期す子、それぞれに頑張ると願うばかりであります。ところで、先般、宮崎市内のある県立普通科高校の生徒と懇談する機会がございました。その際、課外授業に話が及んだわけですが、彼らの中では一様に、課外に対する評価は低いものでありました。断っておきますけれども、彼らは決して劣等生ではなく、優秀な子供たちでございました。いわく、「ただ眠いだけだ」「効果がない」「塾に行きたいけど、課外が忙しくて行けない」「朝早く親を起こすのが申しわけなくて、自分で弁当をつくってくる子もいる」等々ございました。本県の県立普通科高校の生徒たちが疲労こんぱい、疲弊

しかかっているという状況がうかがえたところ
でございます。そこで、県立普通科高校で課外
授業が行われるようになった背景とその意義に
ついて、初めに確認しておきたいと思ひます。

○教育長（飛田 洋君） 子供たちの大学進学
と進路希望を実現するためには、全国に通用す
るような高い学力が求められておりまして、そ
のためには、ドリルを強化したり、あるいは実
際の大学入試問題と格闘させる演習などの取り
組みも必要であります。そこで、生徒の進路希
望の実現に必要な学力を身につけさせるため
に、通常の授業ではなかなかそこまで到達で
きないというようなことがあって、朝や夕方の時
間を利用した課外授業が、保護者の要請を受
け、本県では実施されてきております。

課外授業の意義についてですが、生徒の実態
をよく知っている教職員が講師であることや、
通常の授業と課外授業に深い関連を持たせ、学
力の確実な定着を図ることができることなどの
点で、子供たちの進路実現に向けて意義がある
ことと考えております。また、保護者の経済的
な負担軽減にもつながる面もあると考えており
ます。

○新見昌安議員 次に、県立普通科高校におけ
る課外授業の主催者、先生に支払われる報酬の
考え方、あわせて課外授業実施の最終判断者は
誰になるのか、この点も確認しておきたいと思
ひます。

○教育長（飛田 洋君） 本県で課外授業を
行っている全ての学校では、保護者の要請を受
け、P T Aが主催者となって課外授業を実施い
たしております。具体的には、P T A総会等で
協議がなされ、課外授業の実施や教職員に支払
う報酬の単価について決定した上で、保護者の
代表であるP T A会長等が、校長に課外授業の

実施を依頼しております。依頼を受けた校長
は、効果的な課外授業のあり方について教職員
と協議し、実施形態等の検討を行い、最終的に
校長が課外授業の実施について判断し、実施い
たしております。なお、実施に当たりまして
は、課外授業はP T Aが主催でありますので、
正規業務以外に教職員が従事するための兼職・
兼業の申請など、法に基づいて必要な手続もな
されております。

○新見昌安議員 次に、県立普通科高校の課外
授業は生徒の現状を踏まえたものになっている
のか、伺いたいと思ひます。

○教育長（飛田 洋君） 課外授業は、従前
は、学級を単位として行う一斉授業形式で、全
員参加を原則とする学校がほとんどでありまし
たが、現在は、各学校において、生徒及び学年
の実態に応じて課外授業の形態を工夫している
例がほとんどでございます。例えば、1、2年
の課外授業では、基礎学力の養成を重視して、
通常の授業で学んだ内容を定着させるために、
問題演習を繰り返し行うなどの対応をいたして
おります。また、3年生では、進路希望によっ
てそれぞれの生徒が受講する教科・科目を変え
たり、課外授業に参加するかどうかを生徒に判
断させたり、志望大学等の入試問題の傾向等に
応じて教材のレベルを変えたりするなどの対応
を行っております。各生徒の進路希望の実現に
向けては、通常の授業で学力をしっかり身につ
けさせるということが、あくまでも一番大事な
ことではありますけれども、課外授業によって
生徒の学ぶ意欲が高まり、できれば生徒が、
「課外授業は大変ですが、先生、頑張ります」
と納得感を持って言ってくれるよう、その改善
について、今後とも各学校を指導してまいりた
いと考えております。

○新見昌安議員 この質問の最後になりますが、県立普通科高校における課外授業に対して、教育長はどのような認識を持っておられるのか伺いたいと思います。

○教育長(飛田 洋君) 高校入学後に進路希望調査をいたしますが、子供たちがいろいろな夢を持ちながら高い志を持っていることがわかります。担当する教職員は、何とかして生徒の進路希望をかなえたいと思うものであります。しかしながら、大学等の進学については全国相手の競争となります。県内相手ということではありません。希望する進路目標を達成するためには、入学時の学力から各生徒の学力をかなり高いレベルまで伸ばす必要があります。言うなら高いハードルを越える力を培う必要がございます。教職員は、生徒の夢をかなえたい、保護者の願いに応えたい、そういう思いで、通常の授業はもとより、課外授業にも取り組んでくれているものと考えております。教職員に負担をかけているとは思いますが、課外授業も大切な指導の一つであると認識をいたしております。

○新見昌安議員 以上、何点か伺ってまいりましたが、現行の課外授業が、保護者の要請を受けPTAが主催者となって実施する、PTA会長が校長にその実施を依頼するという形をとっている以上、そのあり方を変更するのは、学校側ではなくPTA側の責任で行わなければならないということでもあります。課外授業の具体的な内容は、PTA総会で協議し決定されるということになっておりますけれども、意見や要望はその場では言えず、示されたものにただ同意するだけというのが現実ではないでしょうか。また、強制ではないというものの、仕方なく受けている、あるいは嫌々受けている生徒がいる反面、課外授業は性に合っている、また、課外

授業がなくなったら絶対困るという生徒がいるのも事実であります。要は、今、学力向上のためにさまざまな選択肢がございます。そういった時代であります。学校側もPTA側と一体となって、課外授業のあり方を再考する時期に来ているのではないかと考えるところであります。この問題については、今後、機会を見つけて取り上げてみたいと思います。

次に、奨学金の返還について、引き続き教育長に伺ってまいります。

教育委員会の来年度予算案に、「宮崎県育英資金返還促進・回収強化事業」という新規事業が提案されております。この事業の目指すもの、及びどのような効果を期待するのか伺いたいと思います。

○教育長(飛田 洋君) 当初予算に計上しております「宮崎県育英資金返還促進・回収強化事業」につきましては、返還金の滞納額を減らすことや、返還意識の向上を目指す目的でお願いするものであります。具体的には、これまで実施いたしておりました長期滞納者に対する法的措置を、今後も継続して行うこととしております。また、返還者の中にはさまざまな事情を抱える方もおられますことから、そのうち法的な観点からの助言を必要とするケースにつきましては、今回新たに、高い専門性を有する職である弁護士に返還金回収業務を委託することとしております。これらの取り組みを実施することにより、滞納の長期化が懸念されるような返還者からも返還金の回収ができるものと考えております。

○新見昌安議員 今の答弁の中に、「返還者の中にはさまざまな事情を抱えている方もおられますことから」とありました。経済的な理由等によって、返したくても返せない方に対する配

慮も重要になってくると考えますが、どのように対応されているのか伺いたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 育英資金貸与制度は、返還金を次の貸し付けのための原資として、新たな貸与をする仕組みとなっております。制度を安定的に維持していくためには、返還金をきちんと納めていただくことが大切ですが、特別な事情がある方には配慮いたしているところでもあります。返還が困難な方についてではありますが、例えば、病気で仕事につけない方、転職して収入が少なくなった方などがおられます。本人から返還が困難であると申し出があった場合は当然のことではありますが、職員が電話や訪問して面会時に聞き取った場合において、返還が困難であると認められる場合などにおいては、「返還の猶予申請の手続をされませんか」という促しをするなど、きめ細やかな対応をいたしているところでもあります。

○新見昌安議員 返せるのに返さない、こういった不逞のやからには毅然とした対応で当たるべきで、全面的に賛同いたしますが、一方で優しさを持ち合わせた対応も、どうかよろしくお願いをしておきたいと思います。

ところで、県外に若者の流出が続いている中、県内産業界においては、人材不足の状況にあると聞いております。このままでは宮崎県産業の空洞化が進むばかりであり、県内の産業振興を図るためにも、若者人材の確保・定着に真剣に取り組むことが重要であると考えます。そこで、奨学金を返済している優秀な若者に対し、地元就職を条件に何らかの支援をすることで、産業人材の確保・定着にも資するのではないかと考えます。これについては知事の見解を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 奨学金につきまして

は、意欲と能力のある学生が安心して学ぶことができる重要な制度でありまして、既にいろいろな制度があるわけでありまして、国においては、有利子から無利子へという流れを加速するための事業の拡充に取り組むとともに、奨学金返還を支援した場合の財政措置も新たに示しているところでもあります。県としましても今後、若者人口の減少が見込まれる中、御提案がありました、奨学金を返済している優秀な若者に対する支援につきましては、将来の産業を担う人材の確保・定着に資する一つ的手段であると考えております。このため、今後、産業界等の御意見を十分に踏まえながら、若者の県内への定着につながるその他の取り組みとあわせまして、奨学金返還支援制度の必要性も含めて検討していきたいと考えております。

○新見昌安議員 これは大いに検討する価値ありでございます。よろしくお願いをしておきます。

次に、警察行政についてであります。この後の「過去の質問のその後について」の中で伺っていく項目もありますので、ここでは1点に絞って伺いたいと思います。

信号機についてであります。先般、ある地域の方から信号機設置の要望を受け、久々に県警の交通規制の担当者と協議をしたところでありました。その際、昨年末に警察庁が定めた「信号機設置の指針」というものを示されて、その規定にのっとれば、相談箇所への信号機設置は厳しいと感じたところでありました。宮崎県警察におかれましては、これまでも一定の基準にのっとり設置の可否を決定してこられたと思いますけれども、今般示された指針について、その経緯を確認しておきたいと思います。

○警察本部長（野口 泰君） 「信号機設置の

指針」は、道路交通法に基づき、公安委員会が信号機を設置する場合の方針や条件、考え方等の一般的事項について、警察庁が策定し、平成16年8月に都道府県警察に示したものであります。その後、平成25年12月に、これまで信号機を設置する条件として示されていた、交通事故の発生状況や道路形状等に加え、交通量や隣接する信号機との距離などの具体的な数値、信号機撤去の考え方を盛り込んだ指針が策定され、2年の試行期間を経て、昨年12月に新たな指針として策定されたという経緯がございます。県警では、この新たな指針に沿って、今後も交通事故の発生状況や交通量、通学路の有無等を総合的に判断し、真に効果的かつ必要性の高い場所へ信号機の設置を進めてまいります。

○新見昌安議員 よろしく願いをしておきます。

先週、東京都町田市で、小学1年の男の子が通学途中、母親の目の前でダンプにひかれて亡くなるという、大変痛ましい事故が発生しました。青信号を渡っていたにもかかわらず、このような事故が発生してしまったことは、痛恨のきわみであります。こうした事故を防止するために、車と歩行者の通行時間帯を完全に分ける歩車分離式信号の導入の重要性が再認識されたと感じます。本県の当該信号機の整備率は、平成22年度末で0.56%、これは全国で最下位でありましたけれども、平成23年4月に警察庁が掲げた整備目標値の達成を目指して、今日まで取り組んでこられたとっております。本県における歩車分離式信号機の整備状況と今後の整備方針について伺いたいと思います。

○警察本部長（野口 泰君） 歩車分離式信号機につきましては、現在、県内73カ所の交差点に設置をしております。全信号機に占める割合

につきましては、整備を推進した結果、平成26年度末で[※]3.0%になり、警察庁が示した目標値である3%を達成したところであります。県警では、今後も交差点における歩行者の安全を確保するため、歩行者、自動車ともに交通量が多く、歩行者が被害に遭う危険性の高い交差点を中心に、歩車分離式信号機の整備を進めてまいります。

○新見昌安議員 この歩車分離式信号機については、「渋滞がひどくなる」とか「渋滞を避けて脇道に入ってくる車がふえて、かえって危ない」、こういった声もありますけれども、先ほど答弁にありましたように、まずは歩行者の安全確保を最優先に取り組んでいていただきたいと思います。

最後になりますけれども、過去の質問のその後について、まず、福祉保健部長に伺っていきたいと思います。

動物愛護センター共同設置事業についてであります。平成29年度の運用開始を目指し、この事業もいよいよ3年目に入ります。ちょうど1年前の2月議会の質問を踏まえて、確認をしておきたいと思います。平成27年度は設計段階でありましたが、県民が望む施設にするために、県民からの意見を聞くことが大事だということで、願いをいたしました。動物愛護センターの設計等に当たり、県民から聴取した意見にはどのようなものがあり、それをどう反映させたのか伺いたいと思います。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 動物愛護センターの整備に際しましては、県民の皆さんの幅広い意見を反映させるために、獣医師会や宮崎大学などの有識者から成ります宮崎県動物愛護推進協議会を初め、市町村担当者会議、建設地周辺の住民説明会、さらには動物愛護団体との

※ 113ページに訂正発言あり

意見交換会などにおいて、さまざまな御意見を伺ったところでございます。今回の設計等に当たりますには、県民が気軽に猫と触れ合えるようにとの意見を踏まえての「猫展示室」や、ボランティア同士の情報交換を行える場が欲しいとの要望を受けての「ボランティア室」を設置しますほか、災害時の被災動物対策を講じるべきとの専門家の意見を踏まえまして、動物の一時収容と物品の備蓄機能を備えるなど、可能な限り意見の反映に努めたところでございます。

○新見昌安議員 県民からのいろんな御意見につきましては、しっかり対応されたということで、大変ありがとうございます。

この動物愛護センター開設後は、多くのボランティアの方々の存在が必要になってまいります。そういったボランティアの方々の確保、意識の向上、研修など、今年度行った取り組み、及び開設までにこういったボランティアの方々をどのように育成していくのかについても伺っておきたいと思っております。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 県ではこれまで、動物愛護センターの設置を契機としまして、ボランティアによる愛護活動のあり方などについて、関係職員によるワーキンググループなどにより協議を重ねてきたところでございます。そうした中で、今年度からの取り組みといたしましては、離乳前の子犬・子猫を一定期間ボランティアの方に預かっていただき、譲渡につなげていくミルクボランティア事業を試行的に実施しておりまして、今後、この活動で得られた知識や経験をもとに、さらにボランティアの輪を広げていきたいと考えております。また、センター開設後に実施いたします動物の譲渡会や犬のしつけ方教室などの事業においても、どのようにボランティアが参画できるかな

どにつきまして、引き続き検討を進めていくことにしております。

○新見昌安議員 よろしく願いをしておきます。

もう一点伺いたいと思います。地域で野良猫を適正に管理しながら殺処分を減らす取り組みとして、地域猫活動があります。これは、地域住民を中心に取り組む活動というふうに認識をしているところでございますが、これも大変重要な取り組みであると考えます。地域猫活動における本県の現状、また今後の取り組みについて伺いたいと思います。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 地域猫対策は、不要な繁殖を防止して、地域の環境保全に資する重要な取り組みであると考えております。このため今年度から、県内2カ所をモデル地区として選定しまして、地元住民、自治体、獣医師会及びボランティアと連携しながら、猫の不妊去勢手術や周辺環境の美化活動を行うなどの事業を展開しているところでございます。今後は、こうしたモデル地区での成果を踏まえながら、地域猫対策を県内全域に広げていきたいと考えております。

○新見昌安議員 この点もよろしく願いをしておきます。

次に、警察本部が今年度から取り組まれている「特殊詐欺被害防止コールセンター事業」について、警察本部長に伺いたいと思います。事業期間3カ年の初年度でありました。今年度の実績及び今後の課題等について伺いたいと思います。

○警察本部長（野口 泰君） まず、先ほどの質問の歩車分離式信号機の件でございますが、全信号機に占める平成26年度末の数字を、私、3.0%と申し上げましたが、3.03%の間違い

でございました。おわびして訂正させていただきます。

特殊詐欺被害防止コールセンターにつきましては、昨年7月に事業を開始し、本年1月までに県内約4万6,700世帯に架電し、うち約2万4,000世帯への注意喚起を完了しており、今年度中に3万件に達する見込みであります。県民の反応としましては、約78%の方がオペレーターの話に耳を傾けられ、大半の方が感謝をしておられます。平成27年度中の被害額は約1億6,500万円で、一昨年から半減しており、コールセンターによる注意喚起も、被害減少に一定の効果があったものと思われまます。ただし、現在も被害は日々発生しており、多くの被害者が「自分がだまされるとは思わなかった」と話している実態からも、特殊詐欺に対する免疫力をさらに高めることが必要でありますので、コールセンターと緊密な連携を維持し、被害実態に即した注意喚起と具体的な被害防止対策を紹介して、被害の防止を図ってまいります。

○新見昌安議員 特殊詐欺被害防止にはさまざま取り組んでおられまして、それぞれ効果を上げているというふうに認識をしておりますが、福岡県では、固定電話に取りつける被害防止機器を1,300台以上無償貸与するといったことに取り組んでおり、これもかなりの抑止効果があると聞いております。ただいまのコールセンター事業を初め、特殊詐欺撃退機器の活用など、今後の特殊詐欺被害防止に向けた見解を、同じく警察本部長に伺いたいと思います。

○警察本部長(野口 泰君) 特殊詐欺の犯人グループは、ほとんどの場合、被害家庭の固定電話に電話してきますことから、その電話を遮断することが、被害の防止に直結することになります。犯人の電話を撃退する機器として、本

県警察では、平成26年9月に自動録音警告機を50台整備し、被害を受ける可能性のある高齢者方に貸し出しているほか、防犯講話などの機会に自動録音警告機の機能を紹介して購入を勧めているところであります。また、被害現金が犯人の手に渡らない方策として、金融機関や宅配物取扱事業者による声かけを強力に推進していただいているほか、企業、団体、マスメディアの協力をいただいて、被害防止の広報啓発を行っております。しかし、いまだに被害が続発している厳しい状況にあり、誰でも被害に遭う可能性がありますことから、県民の皆様の特殊詐欺に対する免役力が高まりますよう、被害の実態に対応した取り組みを今後とも積極的に推進して、被害防止につなげてまいります。

○新見昌安議員 ありがとうございます。

以上、さまざま確認もしながら質問をしてきたところでございますけれども、昨年9月に策定された「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいて、宮崎の魅力を最大限に引き出し、またアピールもしながら、地方創生に向けて大きく加速させなければならない新年度となってくると思います。それぞれの施策に積極果敢に取り組まれることを強く要望し、以上で全ての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 以上で代表質問は終わりました。

次の本会議は、29日午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時16分散会

2月29日（月）

平成 28 年 2 月 29 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	(同)
8 番	清 山 知 憲	(同)
9 番	島 田 俊 光	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	星 原 透	(同)
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	凶 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	(同)
20 番	中 野 一 則	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	横 田 照 夫	(同)
22 番	押 川 修 一 郎	(同)
23 番	宮 原 義 久	(同)
24 番	黒 木 正 一	(同)
25 番	松 村 悟 郎	(同)
26 番	後 藤 哲 朗	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	(同)
31 番	井 上 紀 代 子	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	山 下 博 三	(同)
34 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
35 番	外 山 衛	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	蓬 原 正 三	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	中 野 廣 明	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	桑 山 秀 彦
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	永 山 英 也
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	凶 師 雄 一
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	野 口 泰
選 挙 管 理 委 員 長	後 藤 仁 俊
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

事務局職員出席者

事 務 局 長	日 隈 俊 郎
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 一般質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。今回の一般質問、最初を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

ことしで、東日本大震災、そして福島第一原発事故から間もなく5年が経過しようとしています。しかし、この甚大な被害からの復興はいまだになし得ていません。余りにも代償の大き過ぎたこの惨事を今後の教訓に生かし、人としての尊厳が守られる社会、政治の実現がどの局面でも求められています。

第2次安倍政権の3カ年で、個人消費も実質賃金も下がり、雇用はふえても非正規。正規雇用は23万人も減少、株価も下がり、為替も円高に戻りつつあります。金融緩和の効果は上がり、ついに日銀は、日本の金融史上初めてマイナス金利の導入に至りました。一方、大企業のもうけは急増し、2年連続して史上最高を更新、15年度も更新する見込みです。しかし、大企業の利益がふえても、それが国民にトリクルダウンすることなく、経済の好循環は生まれませんでした。アベノミクスの破綻は明らかです。

こうした中で今、国政でも県政においても問

われているのは、貧困や格差をなくし、暮らし最優先で地域経済を立て直していく新年度予算にしていかなければならないということです。こうした立場で一般質問を行ってまいります。県民の立場に立った明快な答弁を求めます。

まず、T P P問題について伺います。

昨年10月5日、T P Pの閣僚会合で、交渉の大筋合意が発表されました。日本政府は、早期妥結を最優先にして、アメリカへの譲歩を繰り返しました。米では、アメリカやオーストラリアに無関税の輸入枠（7万8,400トン）を設定し、牛肉・豚肉の関税を大幅に引き下げ、また、撤廃するなどとしています。どれをとっても、重要品目の聖域は守るとした公約を公然と投げ捨てたに等しいものです。政府は、T P P交渉の内容も影響も十分に明らかにしないまま、早々とT P P関連政策大綱を打ち出し、2月4日の調印にまで及びました。

県も、国の影響試算方法やT P P対策大綱に基づいて、宮崎県の影響試算額を発表しました。県のT P P対策関連予算は、当初予算で101億300万円、補正予算で28億4,800万円です。この対策予算で、農林水産分野の影響を最大で93億円の減少と試算しておられますが、その根拠を伺います。どのような対策で効果を上げ、農家の経営を守るのか、全ての農家を対象にした施策なのかなど、納得いく御説明をお願いいたします。

後の質問は、質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○農政水産部長（郡司行敏君）〔登壇〕 お答えいたします。

T P Pの影響試算についてであります。国は、「総合的なT P P関連政策大綱」を策定し、国内対策の具体化を進めている中で、国内

対策を考慮しない試算を行うことは適当ではないとの考えから、しっかりとした国内対策で生産量を維持するとの前提のもと、影響試算を行ったと伺っております。県といたしましても、万全の対策を講じることが重要との考えのもと、国に準じた試算を行う判断をいたしましたところであります。このため、県といたしましては、国の対策を十分活用しながら、生産者や農業団体等と一体となって必要な対策に取り組み、本県農水産業の成長産業化を推進してまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 県の試算の前提となるのが政府の試算ですけれども、余りにも曖昧な国の試算になっているわけです。2年前に政府が発表した試算では、GDP増加額は3.2兆円としておりました。また、農林水産業の生産減少額は3兆円でした。ところが、今回は、GDP増加額は2.6%増の13.6兆円、4倍にも膨らんだんです。また、農林水産業の生産減少額は1,300億円から2,100億円に、20分の1に縮小すると、こういう試算が出されたわけです。

そして、その根拠はほとんど示されておられません。筋の通らない政府の試算だと私は思います。これの上に県の試算が成り立っているわけですから、本当にこれが信じられるのか、農家の皆さんはそういう思いでおられるのではないかと思います。2年前は、TPP参加国の全ての国での即時撤廃を想定した試算だったわけですが、今回は、具体的な条件での試算ですから、GDPの効果は小さくならなければならないはずなんです、それが逆に4倍にも膨らむということです。

東大大学院教授の鈴木宣弘さんが、大筋合意に基づいて、2年前の政府試算と同じ方法で

行った試算によりますと、GDPは0.069%増で、増加額は5,000億円にすぎない、こう言っています。また、農林水産業の生産減少額は1兆5,000億円、そのうち、農業だけでは1兆2,000億円ということなんです、これが関連産業にも影響して、全体の生産減少額は3兆6,000億円にもなるという試算。これは2年前の政府の試算に基づいて新たに試算したものです。就業人口も、農林水産業では63万4,000人も減少が見込まれる、全体では76万1,000人の減少が見込まれると、このような試算をしておられますが、私はこの数字のほうが信憑性があると思います。

また、米について伺いたいのですが、現在でもWTOのミニマムアクセス枠で77万トン既に輸入しています。そして、今度新たな輸入枠が7万8,400トン、これについて国は全く影響はないと言っておりますが、県はどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○農政水産部長（郡司行敏君） TPPにより拡大される主食用米の輸入枠は、議員御指摘のとおり、最大で7万8,400トンになりますが、国は、国産米に与える影響を遮断するため、備蓄米の運営を見直し、輸入量に相当する国産米を買い入れることで、これまでの生産量や農家所得への影響を回避することとしております。県といたしましても、この備蓄米の運営見直しにより、需給バランス上の影響は見込まれないものと考えております。

○前屋敷恵美議員 政府が、「備蓄米に買い取るから影響はない」と言っているようですが、私は決してそうではないと思います。備蓄米の棚上げ期間を2年程度延ばすだけでは隔離にはならない。在庫がふえれば、その圧力で価格は下がります。また、低価格の外米が業務用など

と競合して価格を引き下げることにもなりません。このことは国会でも政府が認めていることで、さらなる米価の下落は避けられないと私は思います。宮崎にも大きく影響すると思います。主食である米が安心してつukれないという理不尽さ、また、食料自給率を上げないどころか、逆に今、政府は目標を引き下げようとしておりますけれども、これこそ私は亡国の農政と言わなければならないと思うところです。

農家の皆さんの心配も尽きません。今の農業でさえも厳しい経営が迫られています。後継者の問題も含めてですけれども、そこにTPPですから、農家の不安はますます募る。私も直接、いろいろ農家の皆さんのお話を聞いたり、また、新聞紙上でも農家の皆さんの声を聞くところですが、多くの農家が先が見えないんだと、このように言われます。県は、農家のこうした不安や現状をどう把握し、どのように農家の声に応えていこうとしているのか、どのような対策をとろうとしているのか伺いたいと思います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 県では、TPP協定の大筋合意後、普及センター等を通じ、生産者の声を聞き取り、情報提供を行うとともに、全JAを巡回し、組合長等から意見を伺ったところであります。その中では、現在の農業情勢の厳しさ、その現状等も含めまして、不安の声が数多くあったのは事実でございますが、その一方で、TPPに負けずに頑張っていこうという前向きな意見も数多く聞かれたところであります。県といたしましては、先月策定いたしました「宮崎県TPP対応基本方針」に基づき、セーフティーネットの強化や、何よりも生産体制の強化などにしっかり取り組むことで、本県農水産業の経営安定化に取り組んでまいり

たいと考えております。

○前屋敷恵美議員 頑張る農家はしっかり頑張ってもらいたい、そこには支援もするというようなことを言われたというふうな新聞の報道も聞きましたけれども、じゃ、ほかの農家はどうか。心配している、不安に思う農家はどうか。農家を置き去りにしてはならないと私は思います。

今、部長のお答えでも、「攻めの農業」をやるという立場が見えたんですけれども、政府もその方向です。県もその方向を進めていこうとしております。今度の当初予算でも、「畜産競争力強化整備事業」39億5,400万円、また、新規事業で「宮崎の畜産体制の強化事業」1億1,000万円が予算化されておりますけれども、その事業内容と効果について伺います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 御質問の「畜産競争力強化整備事業」は、国の畜産クラスター事業を活用し、畜舎等の施設整備や家畜の導入を支援するものであります。また、新年度から新たに実施いたします「宮崎の畜産体制強化事業」は、繁殖センター等の地域における拠点施設の整備や、新規就農者が行う施設整備を、県独自で支援するものでございます。これらの事業を実施することにより、競争力のある経営体を育成するとともに、本県畜産の収益性向上と生産基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 やはり盛んに競争力強化が進められようとしておりますけれども、そこに行き着かない農家のことをしっかりと考えなければならないと思うところです。

畜産で、牛肉関税は、現行の38.5%から、15年で段階的に9%まで4分の1に引き下げられます。セーフガードがあるから大丈夫だ、こう

ということも言われますけれども、しかし、その発動に必要な基準輸入量は、ほとんど発動される見込みがないような大きな数量で、しかも、4年間発動されなければ廃止されるというようなものです。実質的には9%で無制限に輸入されることになりかねない。セーフガードなどはその対策にはなり得ないということだと思います。最終的には関税が撤廃され、残っても数%という段階で、国の対策支援もなくなってしまう。その時点で、果たして農家が経営を維持できる体力をつけることができるのでしょうか。私は非常にそこを心配いたします。農家の責任にはさせられないということなんです。

T P P大筋合意の中には、米や牛肉、豚肉、乳製品などについて、今後、アメリカ、カナダやオーストラリアなどとの再協議に応じるという条項が含まれております。これまでの譲歩が今回の合意で終わりではないということなんです。引き続き要求される危険が強いということです。守るべきものも守れなくなることはいよいよ明らかで、まさに国会決議違反は明確だと思います。国会での批准中止を求めるとともに、大筋合意の撤回、交渉からの撤退こそ、日本の農業や経済、そして食の安全を守ることになると思いますが、県の農政にも責任を負う知事の立場としての見解をお聞かせいただきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） T P P協定、今いろいろ御議論ありましたが、国益をかけたぎりぎりの交渉の上での判断でありまして、必要となる国内対策をしっかり講じていくという政府の方針を重く受けとめているところであります。協定発効後に協議を行う場合でも、これまでの経緯を十分踏まえて、しっかりと対応していかれ

るものと考えておりますが、この点も含め、協定の内容については、今国会において十分な論議がなされる必要があると考えております。

いずれにいたしましても、本県としては、T P Pによるプラスの効果を最大限にし、マイナスの影響を最小限にとどめることが何よりも重要でありまして、国に対し、「総合的なT P P関連政策大綱」の確実な実施や、協定のプラス効果が地方においても十分波及するよう、万全の対策の実施を求めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 T P Pは、今、論議もしてまいりましたが、農業分野だけでなく、食の安全、医療、地域経済など、命と暮らし、そして環境を犠牲に、企業の利益をふやすルールを押しつけるというものです。日本の国のあり方そのものが変えられてしまう、こういう危険もあるわけですが、その害悪から国民を守るためには、私は、国民にとって不利益、百害あって一利なしというT P Pからは撤退以外にないと思うんです。

大筋合意でもってT P Pが決着したわけではありません。これからの手続がかなり時間を要します。アメリカと日本が批准しない限りは発効はできないというのが、今このT P Pの現状です。アメリカも大統領選挙で先行きはわかりませんし、日本の国会での批准、安倍政権は今国会で行おうとしておりますけれども、十分な論議を行って、国民に不利益をもたらすT P Pは批准を中止させる、また交渉から撤退するよう、県も、農業者や消費者の皆さんと一緒に、国にも物を言っていく、要求することが、私は今の時点で本当に必要だと思います。ぜひ知事も、農業や県民の暮らし、経済を守る立場に立っていただくよう、強く要求するものでござ

います。時間も限られていますので、T P P、きょうはこの程度でとどめておきたいと思いません。

次に移ります。次は、子供の貧困対策と子育て支援について伺います。

新年度予算に「子どもの貧困対策関連事業」が盛り込まれました。幼児教育の無償化の推進も掲げられておりまして、子育て世帯への経済支援を強めることは、少子化対策を進めていく上でも重要な施策だと思っています。

まず、保育料の無料化について伺います。子ども・子育て新制度によって、所得税額に応じた算定から市町村民税に応じた算定に変更されたことで、階層ごとの保育料が引き上げられています。政府は新年度予算で、年収360万円未満の世帯に限り、第1子の年齢制限を撤廃して、第2子の保育料半額、第3子以降を無償に拡大するとしています。しかし、その対象は狭く限られており、もっと条件の緩和が必要です。

全国の自治体の取り組みを見てみますと、低所得者に対する保育料の無料化に取り組んでいる鳥取県は、新年度予算で、年収360万円未満の世帯の第2子以降の保育料を無料に、そして山梨県では、新年度予算で、年収640万円未満の世帯の第2子以降の保育料を無料にするという措置を発表いたしました。国が制度を充実させた分を県の新たな財源にして、無料化を拡大させているわけです。こうした国の制度の拡充に合わせて、宮崎県でも、市町村を応援して保育料の無償化や負担軽減を行えないのか、知事に伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 幼児教育・保育の無償化は、全ての子供に質の高い教育・保育を保障することを目指すものでありまして、子育て家庭の経済的負担の軽減が図られますことから、

少子化対策や子供の貧困対策としても大変重要であると考えております。国は、幼児教育・保育の無償化を段階的に進める方針でありまして、県といたしましては、これまで全国知事会等を通じまして、早急な取り組みを求めてきたところでありまして、

このような中、国の平成28年度予算案におきまして、多子世帯やひとり親世帯の保育料軽減の拡充が示されたことは、一定の前進があったものと考えておるところでありまして、さらなる無償化の実現のために、今後とも国に対して要望してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 保育料の無償化についても、県独自の施策もあわせて行うという方向で、今後検討していただきたいと思えます。

あわせて、子供医療費助成について伺います。これまでもたびたび、この課題は取り上げてまいりました。人口減少・少子化が言われるもとの、より一層子育て支援の中心に据えるべき施策として、予算の位置づけがいよいよ重要ではないかと思えます。全国の自治体で取り組まれている子供医療費助成は、必要欠くべからざる施策となっており、本来、国の事業として制度化することが必要なもので、引き続き要求していかなければならないと思っています。

しかし、子育てに「待った」はありませんから、国が実施するまでじっと座して待つわけにはいきません。私は、段階的な実施も含めて、中学校卒業までの医療費無料化の目標を持って取り組むことが重要ではないかと思えます。子育て支援の方向性を示すことが必要だと思えますが、知事のお考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 乳幼児医療費助成制度につきましては、安心して子供を生み育てられる環境づくりを推進するために、大変重要な子

育て支援策であります。県ではこれまで、対象年齢や自己負担額等の見直しを行い、制度の充実に努めてきたところでありまして、県内市町村においても、それぞれの取り組みがなされております。

県としましては、この制度が全国の全ての自治体で取り組まれておりまして、本来、国の責任において、統一的に行われることが望ましいと考えているところであります。まずは、国における標準的な制度の枠組みの設定と、それに伴う財源確保を要望しているところであります。人口減少や子供の貧困問題が喫緊の課題である中、今後とも、制度の構築に向けまして、全国知事会等、さまざまな機会を通じ、国に対して訴えてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 先ほども言いましたけれども、国の施策でやることは当然のことだと、また、自治体、全国知事会や市町村会、その他の団体もいろいろと要求し続けております。しかし、いつまで待てばいいのかということになるわけですね。さっきも言いましたが、じっと子育てを中止して待つわけにはいかないわけですから、ぜひ県独自の施策を進めていただきたい、拡充していただきたいということなんです。

国はこれまで、窓口無料化を実施している全ての自治体に、国保へのペナルティー・減額を科していました。しかし、その道理のなさから、減額措置見直しの検討を行い、年度内にも結論を出す方向です。新たな財源確保の見込みが生まれるわけです。県も相当額のペナルティーが科せられているかと思えます。その分を新たな拡充に向けていくことができると私は思います。先ほども申しましたが、段階的な拡充に向けての一步を踏み出すことができると思うん

です。

子育て支援の方向が目に見えた形であらわれると、子育て中の方だけでなく、これから子供を産み育てようとされる方々も勇気づけることになり、頑張ろうという気持ちになると私は思います。ぜひ、子供医療費助成拡充の取り組みを積極的に前に進めていただきたいと思いますが、財源の問題も含めて、可能性があるわけですから、再度知事の見解を伺います。

○知事(河野俊嗣君) 今後、国全体として、子育て支援策のさらなる充実というものは、非常に重要な課題であろうかと思っております。それぞれの自治体において取り組みはされておりますが、標準的な枠組みのもとに積極的に進めてまいりたい、引き続き、国に対して働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 知事の英断にかかっていると思います。ぜひお願いしたいと思います。

次に、医療・介護の問題について伺います。

まず最初に、介護報酬切り下げ問題です。介護保険が始まって15年が経過しました。しかし、介護の社会化にはほど遠い状況で、サービス利用の抑制、そして利用者の負担増が続いています。昨年4月から、医療・介護総合法が実施されて、そのもとで、介護報酬の単価が基本報酬で4.48%もの削減、処遇改善の加算を含めても2.27%の引き下げが行われてきました。全国的には、介護事業所の年間倒産件数が過去最高となっている状況です。介護報酬引き下げによる県内介護事業所への影響、また介護労働者への影響をどのように県は認識しておられるのか、伺いたいと思います。

○福祉保健部長(桑山彦彦君) 昨年4月の介護報酬の改定によりまして、基本報酬が引き下げられる一方で、人材確保や中重度の要介護者

・認知症高齢者への支援に取り組む事業所には、加算の新設などによりまして、介護報酬が重点配分されることとされたところであります。このため、事業所におきましては、賃金・職場環境といった介護従事者の処遇の改善を初め、専門的なケアの充実やサービスの向上を図ることなどによりまして、経営の安定化に取り組んでおられますが、人材の確保が難しい地域などにおいて、経営が厳しくなったという声も伺っているところでございます。県としましては、さまざまな不安の声があることは承知しておりますので、今後とも、市町村や各団体とも連携しながら、実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 あわせて、特別養護老人ホームの入所について、その資格を要介護3以上にすることが打ち出されておりますけれども、現在の特養ホームへの入所申し込みの数と、今後の整備計画について伺いたいと思います。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 特別養護老人ホームへの入所は、原則として、要介護3以上の方が対象となっております。平成27年4月1日現在における申込者数は、2,262人です。このうち、入所への配慮が特に必要な、在宅の要介護4以上の重度の方は、702人となっております。また、第7次高齢者保健福祉計画におきましては、特別養護老人ホームの定員数の増を、平成27年度から29年度までの3年間で441床と見込んでおります。

○前屋敷恵美議員 介護報酬の引き下げは、今、県も一定の状況もつかんでおられるというお話でしたけれども、私は、宮崎県社会保障推進協議会がアンケート調査した結果をお聞きいたしました。少しお話ししたいと思うんですけ

れども、介護報酬の改定によって減収したという事業所は74%、平均的な減収幅が10%と、事業の継続が厳しい実態が示されておりました。また、減収対策として、職員の賃金や労働条件の見直しを挙げ、非正規中心にする、基準以上の欠員を補充しない、こうした事業所がござい

ます。また、職員の不足状況が深刻であるということも明らかになっています。68%の事業所で職員の人手不足が深刻だ、現場は慢性的な人手不足という状況が示されております。職員の確保が困難な理由として、「賃金水準が低い」「社会的評価が低い」が、それぞれ60%を占めているという状況です。こういったところを改善しなければ、本当に安心して介護することができないし、また、利用者の皆さんも安心して暮らしていけない、こういう状況です。

今、高齢者施設での虐待の増加が問題になっています。厚生労働省が今月発表した2014年度の調査結果で、虐待300件の発生要因の約6割が、「教育・知識・介護技術等に問題があった」としています。虐待被害者の約8割が認知症の方だったという結果が出ています。職員の労働環境も劣悪な状況が報告されておまして、介護職員、介護労働者の処遇改善は、本当に今、早急に求められているところです。改めて、介護報酬の再改定が緊急に求められる状況でもございます。県として、さらなる実態の把握と、介護報酬の引き下げ中止を国に要求することを求めたいと思いますが、部長の御見解を伺いたいと思います。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） ただいまお話ございましたが、介護関係の施設のみならず、従業者につきましても、今回の報酬改定による影響、あるいは利用者の増加や重度化といった

関係で、厳しい状況に置かれている、そういう話があることも伺っているところでございます。先ほども申し上げましたように、今後とも、市町村や関係団体との連携を図りながら、実態把握に努めまして、必要な対応を進めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひよろしく願いいたします。

次に、地域医療構想策定についてです。医療・介護の一体的見直しの中で、医療施設から介護施設、さらには在宅へと、医療の転換が図られようとしております。各県に地域医療構想の策定が求められ、病床の削減と再編が進められようとしております。県は、国が作成するガイドラインに沿って、病床機能区分ごとに必要病床数を算定することになっておりますが、政府の推計では、全体で15万から19万床程度の削減を見込んでいることが明らかになりました。こうした国の推計に沿った削減計画になるのではと、危惧するところです。

今でさえ、平均在院日数の短縮が迫られ、早々に退院させられるケースがあるのが実情です。地域住民は、安心して入院・治療ができなくなるのではと、ますます不安を抱えています。地域医療構想とその策定について、県の基本的な考えを伺いたいと思います。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 地域医療構想は、高齢化や人口減少が進む中、2025年の医療・介護サービスの需要を見据えた上で、在宅医療等も含めた、地域にふさわしい医療提供体制の姿を描くものでございます。また、構想策定後は、地域における自主的な取り組みを基本としまして、個々の医療機関の医療提供の方針などを踏まえつつ、丁寧に調整を図っていくこととなります。県におきましては、このような考

え方を踏まえまして、地域医療構想策定委員会や、各圏域ごとに開催する地域医療構想調整会議におきまして、さまざまな立場の方々の御意見を伺いながら、地域の実情に応じた構想の策定を行い、必要な医療提供体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ、必要な医療の確保のために、計画策定に当たっていただきたいと思います。将来の人口減少は予想されますが、高齢者人口はふえていきます。病床の機能を維持しないと必要な医療が提供できなくなる、命の尊厳さえ守れないという状況になりかねません。病床削減ありきの計画押しつけは認められないということです。地域の医療実態を十分に把握して、それを踏まえた医療提供体制の確保、医療計画を策定することを強く求めておきたいと思います。

次に、国民健康保険の都道府県化、いわゆる広域化の問題についてです。国民健康保険は、他の公的医療保険に比べて、高齢者や低所得者層が多く加入しているという構造的な問題を抱え、その結果、高過ぎる国保税や財政悪化につながっているというのが現状です。政府はことしから、都道府県に財政運営の責任主体を移行させる国民健康保険の都道府県化を行うとしました。その目的と概要、そして仕組みについて伺いたいと思います。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 国民健康保険は、現在、市町村がそれぞれの責任のもと、財政運営、保険給付などの全てを担っておりますけれども、新制度では、県が新たに国保の特別会計を設置して、財政運営の責任を担いますとともに、県全体の国保運営方針を定めまして、保険料の適正な設定と、事務の共同処理や標準化などを推進していくこととなります。

個別の業務につきましては、県は、市町村ごとの納付金と標準保険料率を算定し、保険給付に必要な費用を市町村へ支払うこととなります。一方、市町村では、引き続き保険給付等の事務を担いますとともに、具体的な保険料率を定めまして、保険料の賦課・徴収を行うこととなります。広域化は、このように、これまでそれぞれの市町村が個別に運営を担っていたものを、県と市町村が共同して運営する体制に改めることによりまして、安定的な財政運営と効率的な事業実施を図ろうとするものでございます。

○前屋敷恵美議員 都道府県ごとに財政安定化基金を創設することになっているようなのですが、この基金が創設されることによって、これまで各自治体が高い保険料を引き下げたための一般会計からの繰り入れを行ってきたんですが、これができなくなるという仕組みになるのではないかと危惧しているところなんです。しかし、それは、市町村の独自の判断に委ねられてしかるべきとも私は思っているところです。通告はしていなかったんですが、その辺のところの見解をお聞きしたいと思います。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 今お話がありましたように、新しい制度においては、これまでの急激な医療費の増加などによりまして、市町村が一般会計から補填を行うということについては、県が市町村に保険給付等に必要な費用を支払うこととなりますので、今後は、そういった一般会計から繰り入れをするということはありません。そういう一般会計からの負担をなくすことによって、市町村における急激な財政の悪化でありますとか、そういったものを広域化することによってなくして、安定的な国保運営を進めようというのが、今回の制度改正

の趣旨の一つであります。そういうふうに理解しております。

○前屋敷恵美議員 しかし、国が国庫負担金を大幅にふやして、国保の財政構造を抜本的に変えない限り、保険料の高騰は今後も避けられないと私は思うんです。保険料の高騰が、高過ぎる国保税が、国民また県民が必要な医療を受ける大きな障害になっているわけです。これまで財政が悪化するというのは、国の国庫負担分を大幅に切り下げてきたところが原因であって、それをもとに戻すこと、責任を持って国がその対策をしない限りは、構造的な問題は解決しないと私は思います。これから進めようとする国保の都道府県化では、構造的な問題は解決できないんじゃないか、このことをまず指摘しておきたいと思います。

次に、ヒアリンググループの設置について伺います。

ヒアリンググループは、磁気を発生させる電線を一定区域に輪のように張って、そこから専用の補聴器にマイクの音をワイヤレスで届ける装置で、マイクの音を直接聞くので、雑音のないきれいな音を聞くことができます。年齢とともに聴覚が衰える老人性難聴の方が今ふえておりますけれども、積極的に社会参加を進めていくためにも、私はヒアリンググループの設置は必要だと思って、以前にも取り上げたところですが、その後の取り組みはどうなっているのか伺いたしたいと思います。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 県におきましては、県内のさまざまな場所で開催される講演会などでの聴覚障がいのある方の「聞こえ」に対する支援を行うため、平成25年1月に、補聴器に直接音声を送り込む設備で、持ち運びができる携帯型の磁気ループセットを導入したとこ

ろでありまして、県立聴覚障害者センターにおきまして、利用を希望するイベントの主催団体などに対して貸し出しを行い、御活用いただいているところでございます。

○前屋敷恵美議員 持ち運びできるヒアリンググループ、私も実際お借りしたこともございます。非常に効果があります。ですから、これを常設していただきたいというのが今回の質問の中身です。県の施設でいえば、講演会や文化行事を楽しむ芸術劇場、そして、この県議会の傍聴席です。宮崎市では、既に市民プラザ・オルブライトホールと宮崎市議会の傍聴席には設置されています。ぜひ県もその取り組みを進めていただきたいと思うんです。

今、10人に1人が高齢難聴者と言われていきます。こうした方々の積極的な社会参加を進めていくためにも、県が率先して取り組むことによって、いろんな場所に幅広くヒアリンググループを設置する、こういう方向が進むと思いますので、ぜひ積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

では、最後に、知事の政治姿勢、安保法制（戦争法）について伺います。

昨年9月19日、安倍政権が国民の圧倒的反対の声を無視して、憲法違反の安保法制（戦争法）を強行したことは、記憶に新しいところです。今、この戦争法によって、日本は極めて重大な危機に直面しようとしています。それは、アフリカ南スーダンPKOでの自衛隊任務拡大と、アメリカ主導の有志連合による過激武装組織ISに対する軍事作戦への参加を可能にして、自衛隊が戦後初めて外国人を殺し、戦死者を出すという現実的な危険性が生まれていることです。

政府がこれまで示してきた停戦合意などのP

KO5原則のもとでは、自衛隊は現在、事実上戦闘状態にある南スーダンからは撤収しなければならないはずで。ところが、改定されたPKO法は、自衛隊に新たな任務として、「安全確保業務」と「駆けつけ警護」を加え、任務遂行のための武器使用を認めました。つまり、住民保護のために、武器を持って武装勢力と戦うということです。

武装勢力といっても、軍隊と民間人の区別はつきません。自衛隊がたたび少年兵や民間人を撃ってしまったら、取り返しがつきません。武力行使を禁じた憲法9条のもとでは、絶対に許されない行為です。日本の果たすべき国際貢献は、憲法9条に立った非軍事の人道支援に徹することだと思えます。日本を戦争する国にしないためにも、この安保法制（戦争法）は、廃止することが多くの国民の願いでもあり、思いでもあり、改めて、知事の所見、見解を伺いたいと思えます。

○知事（河野俊嗣君） 安全保障関連法をめぐりましては、法の成立後におきましても、その賛否につきまして、国民の中にさまざまな御意見や動きがあると報道されているところであります。私としましては、国民が抱いております「平穏な暮らしを守りたい」「平和な国であってほしい」という強い願いは、法が成立した現在におきましても、全く変わりはないものと考えておるところでございます。こういう法律、また制度の運用面についても、しっかりと国会で議論・審議をいただき、制度設計をしていただき、政府におかれては、このような国民の思いにしっかりと応えていただく必要があると考えております。

○前屋敷恵美議員 この安保法制（戦争法）ばかりは、強行されたからといってこのままにし

ておくわけにはいかない、自分たちの将来の問題だ、子供たちの未来の問題だと、SEALDsの学生や若者、子育て真っ最中のママたちも、戦争法は廃止以外にないと行動を続け、今、全国に広がっています。

昨年来、国会で「戦争法は違憲だ」と断言してきた憲法学者や法律の専門家、歴代の元内閣法制局長官、最高裁判事といった方々も、「集団的自衛権の行使を認める立法は憲法違反」、今発言しなければと、一貫して戦争法廃止を訴えています。この立場にこそ道理と大義があると私は思います。さらに、「憲法解釈の大原則変更は、国民の支持なしには不可能」と指摘し、批判しておられますが、日本が民主主義国家であるならば当然のことです。

また、沖縄新基地建設問題にも見られるように、地方自治破壊をも引き起こしています。こうした現状を打開し、憲法に基づく政治を行うために、安保法制（戦争法）の廃止、集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回、そのために力を尽くすことを表明して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○星原 透議長 次は、徳重忠夫議員。

○徳重忠夫議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。それでは、通告に従いまして、順次質問をしてみたいです。

昨年10月、第3次安倍内閣は、その発足時に「一億総活躍」という旗を高く掲げ、新たな国づくりを力強くスタートさせるとの方針を決定いたしました。一億総活躍社会とは、少子高齢化の流れに歯どめをかけ、5年後も人口1億人を維持するとともに、誰もが今よりもう一歩前へ踏み出すことができる社会であり、安倍首相は、その実現に向けて、新しい三本の矢を放つと明言されました。この「新三本の矢」とは、

強い経済を目指す「戦後最大のGDP600兆円の実現」、子育てに優しい社会などを目指す「希望出生率1.8の実現」、現役世代の安心を確保する社会保障の構築を目指す「介護離職ゼロの実現」であります。実に果敢な挑戦であります。

本県でも、この目標が達成され、県民誰もが生き生きと活躍できる社会となることを願っていることと思いますが、本県の実情を考えますと、いかがでしょうか。本県は、働く場の確保が難しい中山間地域を多く抱え、高齢化が全国よりも5年早く進行しているという厳しい状況があります。私には、この目標の達成は非常に厳しいと思えてなりません。そこで、一億総活躍社会の実現に向けた新三本の矢に対する本県の取り組みについて、知事にお伺いしておきたいと思えます。

次に、「生涯活躍のまち」構想についてお伺いいたします。先日、東京大学大学院の金井利之教授の講演を聞く機会がありました。内容は、東京圏を初めとする地域の高齢者が、希望に応じて地方などに移り住み、健康で活動的な生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりを目指す「生涯活躍のまち」、いわゆる日本版CCRC構想についてであります。

「生涯活躍のまち」構想については、関係法律の改正が今国会に提出され、来年度の国の地方創生推進交付金においても、重点的に支援されると報道されております。健康な50代、60代の移住者が地方にふえれば、地域内での消費もふえ、地域の担い手の確保にもつながるものと考えます。「生涯活躍のまち」構想についての県内の状況と県の考え方について、総合政策部長にお伺いしておきたいと思えます。

以上を壇上での質問とし、後の質問は質問席

から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

新三本の矢に対する本県の取り組みについてであります。新三本の矢は、なかなか簡単には達成できない目標だと思っておりますが、将来に向けて今取り組むべき重要な課題でありまして、本県も、総合計画や地方創生総合戦略などにおいて、正面から取り組んでいくこととしております。

まず、強い経済の実現につきましては、フードビジネスなど成長産業の振興や中核的な企業の育成を通じ、県外からの外貨の獲得と地域内での経済循環の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、希望出生率につきましては、結婚・出産・子育てなど、ライフステージに応じた支援を通じて、子供を生み育てやすい環境の創出を図ることとしております。

最後に、介護離職ゼロにつきましては、介護サービスの充実や介護人材の確保などを進め、介護と仕事が両立できる環境づくりを目指しているところであります。これらの実現に向けて、補正予算案や当初予算案に掲げた重点施策の推進などに、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長(茂雄二君)〔登壇〕 お答えします。

「生涯活躍のまち」構想についてであります。「生涯活躍のまち」構想は、市町村が主体となって、中高年齢者が地方などに移り住むための環境整備を行うことで、都市部の高齢化問題に対応するとともに、地方への人の流れをつくっていかうとするものであり、県内では、宮

崎市と小林市が推進の意向を示しております。

これにより、元気な中高年者を中心とした移住が進むことで、地方の人口増加、消費や雇用拡大といった地域経済の活性化が期待されますが、地方の介護や医療における財政負担の増加、介護人材不足の深刻化なども考えられます。このため、県といたしましては、関係部局が連携し、情報提供や相談対応などの支援を行うなど、市町村が円滑に事業を推進できるよう努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。一億総活躍社会の実現に向けた新三本の矢につきましては、知事も簡単には達成できない目標だと言われておりましたが、県民の誰もが幸せを実感できる社会の実現に向けて、しっかりと取り組んでいただきますようお願いしておきたいと思っております。

それでは、次の質問に入ります。介護費用の縮減対策及び介護職員の不足についてお伺いたします。

先ほど総合政策部長の答弁にもありましており、移住施策を進めていく上でも、介護・医療に係る財政負担の懸念が出ております。介護保険制度は、平成12年の制度創設以来15年が経過し、高齢者の介護になくてはならないものとして定着しているところでもあります。平成12年度には全国で3.6兆円であった介護費用が、13年後、25年度には9.2兆円と約2.6倍に増加しております。また、65歳以上の方が支払う保険料は、平成12年度には全国平均で月額2,911円だったものが、現在は5,514円と1.9倍に増加しております。本県においても、3,153円から5,481円と約1.7倍になるなど、家計を圧迫しつつあります。

しかし、その一方で、全国では、健康体操など介護予防の取り組みがより一層広まっており、介護費用の伸びを抑制している地域もあると聞いておるところであります。そこで、そのような地域として、どのような事例があるのか。また、本県では、介護費用を抑制するために、どう取り組んでいこうとされているのか、福祉保健部長にお伺いしておきたいと思いません。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） お尋ねにありました全国の事例としては、埼玉県和光市の、掃除や洗濯といった日常生活の動作をスムーズに行うための体操に取り組むことによりまして、高齢者の自立した生活につなげている例、あるいは長崎県佐々町の、中高年のボランティアを養成して、地域での体操教室の担い手にすることで、住民主体の介護予防の取り組みを拡大している例などがありまして、いずれも、要支援・要介護の認定率の引き下げや、介護費用の抑制を実現しております。

本県では、これらの先進事例に倣い、県内各地域での取り組みを促進するために、国のモデル事業を活用した市町村への支援を行ってございまして、昨年度からの2年間で県内8市町が参加し、都城市では80カ所の体操教室が立ち上がるなど、徐々にその取り組みが広がっております。また、全市町村を対象に、このような県内外の先進事例を紹介する研修会の開催やアドバイザーの派遣なども行っているところであり、県としましては、運動器症候群、いわゆるロコモティブシンドロームの予防なども含めまして、今後とも、介護予防への取り組みを積極的に推進してまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ぜひ、介護予防については、積極的に運動を展開していただきたいと願います。

しておきます。

昨年の新聞報道によりますと、国は、団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年には、全国で約38万人という多くの介護職員が不足するとの推計結果を公表しております。介護職員は年々ふえているものの、今のままでは介護サービスの需要の増加に追いつかない状況になっているとのことでもあります。また、介護職員については、離職率が他の職種に比べて高い状況にあると聞いております。そこで、本県における介護人材は将来的にどのくらい不足するのか。また、今後、介護人材の確保にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお尋ねしておきたいと思いません。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 本県におきましては、高齢者人口がピークを迎える平成37年には、4,000人を超える介護職員の不足が見込まれております。このため県では、介護人材確保のため、従来から、賃金や職場環境などの改善、修学資金の貸し付けなどに取り組んでございまして、今年度からは、「地域医療介護総合確保基金」を活用して、未経験者の就業促進、初任者に対する基礎研修の受講支援などに取り組んでいるところであります。

さらに、来年度予算案の新規事業におきましては、介護人材の中核となる介護福祉士の養成及び復職支援や、小規模事業所に対する共同研修の支援に取り組むこととしております。今後とも、こうした人材確保・定着策への取り組みを通じて、介護の現場での働きやすさ、働きがい高め、介護分野への就業促進や、在職者の離職防止を図ってまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 平成37年といいますと、あと9年後でございます。本県でも4,000人を超える

介護職員の不足が見込まれるとの答弁でございました。私は、非常に厳しい数値であると感じております。目標をしっかりと立てていただいて、計画的に取り組んでいかないと、とても達成できないと考えるので、今後とも、施策の一層の推進とあわせて、しっかりとした確保対策に取り組んでいただきますよう、強く要望しておきたいと思っております。

それでは次に、高校生の県内就職率向上対策についてお伺いしていきます。

本県の有効求人倍率は、昨年春からずっと1倍台をキープしていると伺っております。昨年の春に卒業した高校生の就職内定率についても、ほぼ100%に近い水準で、過去最高だったと伺っております。この春卒業する3年生についても、昨年並みか、あるいはそれを上回る内定率になるのではないかとということでありました。このこと自体、大変喜ばしいことではありますが、就職先の内訳を見ますと、本県の高校生の県内就職率は54%で、半数近くが県外に流出しており、全国順位も最下位という大変厳しい状況になっております。

現在、県内では、さまざまな業種において深刻な人手不足に陥っており、地元企業からは、「このままでは事業の継続自体が難しくなる」という悲鳴が上がっております。このような状況を考えても、もっと高校生の県内就職促進対策に力を入れて取り組むべきと考えますが、まず、高校生の県内就職率が全国最下位となった要因をどのように分析しているのか、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（永山英也君） 本県の高校生の県内就職率につきましては、これまでも全国で40位台と低迷しておりましたが、昨年最下位となったところでありまして、県としても

大変重く受けとめております。その要因といたしましては、大企業志向や希望職種があることなどを理由に、県外を希望する生徒が多いことや、昨年度は特に、景気回復に伴いまして、給与等の条件のよい県外求人が大きく伸びたことが影響したのではないかと考えております。

また、1月に開催しました産学労官の代表者による雇用政策懇談会においても、多くの意見をいただいたところでありますが、教師や生徒が地元企業を十分に知らないこと、企業側のアピール不足という課題がありまして、県内企業の魅力や宮崎で働くイメージを高校生に十分伝え切れていないという点も、大きな要因の一つではないかと考えております。

○徳重忠夫議員 高校生の県外志向や、都会の企業と宮崎の企業との給与差など、簡単に埋められる問題ではありませんが、本県もこれから本格的な人口減少社会を迎えるわけで、地域社会の活力の維持や、産業振興を担う人材確保という観点からも、できれば高校生に宮崎に残っていただき、活躍してほしいと思うわけでありまして、もちろん、職業選択は本人の自由ですので、強制はできないわけですが、もっと県内就職に目を向けてもらえるように、高校生活の早い段階から、例えば地元企業での就業体験の機会を設けるなど、高校生にいろいろと働きかけていくことが、県内定着に有効ではないかと考えます。

一方で、企業側の努力も必要ですので、積極的に取り組んでいただけるように働きかける必要があると思っております。そこで、高校生の県内就職を促進するため、どのように取り組むのか、商工観光労働部長と教育長にお伺いしておきたいと思っております。

○商工観光労働部長（永山英也君） 高校生の

県内就職を促進するためには、これまで以上に、企業と学校、企業と生徒の接点をふやし、高校生が県内企業の魅力や宮崎で働くことの意義に触れる機会を多く提供していくことが重要であります。このため、今議会に提案しております新規事業の中で、企業と高校をつなぐ県内就職支援員を配置し、高校への企業情報の提供やインターンシップの受け入れ先の開拓などに取り組むこととしております。

また、高校生活の早い段階から、県内に就職する、あるいは進学するイメージを広げてもらうため、1・2年生それぞれに、県内企業や大学等を紹介する機会を提供することとしております。さらに、宮崎労働局や県、学校、経済団体等で構成します「新卒者等就職・採用応援本部」におきまして、「さあ、みやざきで働こう！県内就職等促進プロジェクト」を立ち上げております。関係機関それぞれが役割を分担し、かつ十分に連携しながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○教育長（飛田 洋君） 県内就職をふやすためには、県内就職希望者はもとよりですが、県外就職希望者に、県内企業で働くことのすばらしさを伝え、県内へと目を向けさせることが大切であると考えております。

そこで、新規事業をお願いしておるところであります。就職先を決める前の高校1・2年生の段階で、企業の経営者から高校生に対して、会社のよさとか働く人の魅力を熱く語っていただいたり、企業から高校生に対してインターンシップを募集していただくなど、これまでの発想を変えて、学校から企業へというアプローチの仕方ではなく、企業から高校生へのアプローチという方向で動いていただけるような働きかけをしてまいりたいと考えております。

また、県内企業から、ぜひ県内の高校生を採用したいという熱意を示していただくためには、できるだけ早く求人票を学校に届けていただく必要がありますが、現状では、高校での求人受け付け解禁日の7月1日——実はこの日から、高校生は具体的に自分の就職先をどの会社かということを探し始める日なんです——その段階で、県外からの求人票が学校に多数届いているのに比べて、県内からの求人票が届いている割合というのは、まだまだ少ない状況にありますので、求人票の早期提出についても、引き続き強く関係団体に呼びかけてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。よろしく願い申し上げておきたいと思っております。

次に、企業立地についてお伺いいたします。

本県では、これまで多くの若者が就職などで都市部へ流出し、このことが人口減少の要因の一つとして指摘されているところでもあります。若者が地元にとどまり働ける雇用の場を創出することは、人口減少問題に直面する地方にとって喫緊の課題でもあります。こうした中、雇用の創出に即効性のある企業立地の取り組みは大変重要であり、今後とも積極的に進めていく必要があると考えております。

中でも、フードビジネス関連企業のような製造業の立地は、雇用の創出はもちろんのこと、地域の資源を活用した加工品の製造・販売等を通じて、地場産業との結びつきも出てくるなど、大きな波及効果が期待できるものであります。そこでまず、過去5年間の製造業の企業立地の状況について、商工観光労働部長にお伺いしておきたいと思っております。

○商工観光労働部長（永山英也君） 平成23年度から本年2月末までの約5年間の立地状況に

つきましては、まず全体から申し上げますと、件数は168件、最終雇用予定者数は6,872人となっております。そのうち、お尋ねの製造業につきましては、件数は110件と全体の約7割に当たり、最終雇用予定者数は3,333人と全体の約半分を占め、いずれも高い割合となっております。製造業を業種別に見ますと、フードビジネス関連が53件1,625人、件数、最終雇用予定者数ともに製造業全体の約半分を占めております。次いで、自動車関連が12件303人、木材・木製品関連が11件378人などとなっております。

○徳重忠夫議員 製造業は毎年600人以上、企業全体では1,300人以上の雇用となっているようでありまして、大変うれしい、喜ばしいことだと、このように思っております。

ところで、本県では、東九州自動車道や都城志布志道路等の交通インフラの整備が進み、企業立地に向けた環境が整いつつありますことから、この機を捉えて、さらなる企業立地の取り組みを進めていくことが重要だと考えております。私は、製造業の企業立地を進めるためには、あらかじめ工業団地を整備し、企業がいつでも進出できるように、座布団を用意しておくことが何よりも重要であると考えます。県も市町村への支援を行うなどして、企業に対して目に見える形で受け皿となる工業団地を整備しておくべきと考えております。そこで、県内の分譲中の工業団地の状況と今後の整備促進について、県の考え方を商工観光労働部長にお伺いしておきたいと思っております。

○商工観光労働部長(永山英也君) 現在、市町村と連携して分譲を行っております工業団地は、県内9市町に13カ所あります。分譲対象面積は約220ヘクタールとなっております。このうち、約半分に当たります107ヘクタールが未分譲

となっております。現在、これらの工業団地の早期分譲に向けて取り組んでいるところでございます。

東九州自動車道等のインフラ整備が進んでいる中、工業団地をあらかじめ整備しておくことは、製造業などの企業立地を推進する上で大変重要であります。このため、県といたしましては、市町村に対し、補助事業により支援を行っております。現在、この事業を活用して、都城市などが新たな工業団地の整備を進めているところであります。今後とも、市町村と連携しながら、新たな工業団地の整備を促進するなど、一層の企業立地を図ってまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ぜひ積極的に進めていただきますようお願いしておきたいと思っております。企業立地の取り組みは、県民所得を上げていくため、また、本県の人口流出対策としても大変重要な取り組みでございます。今後とも、市町村としっかりと連携して取り組んでいただきますように、お願い申し上げておきたいと思っております。

次に、農政問題についてお伺いしてまいります。

畜産の問題について伺います。今回の2月の都城家畜市場の子牛競り価格は、去勢が84万5,000円、雌が72万9,000円、平均79万円と一段と高騰しております。この原因としましては、全国的に和牛繁殖農家の高齢化等で子牛の出荷頭数が減少しているためであり、緊急かつ重要な課題として、子牛の生産体制の強化に取り組むべきであると考えております。

しかし、個々の農家の規模拡大による増頭対策は、もう限界に来ていると私は考えております。新たな方向としては、500頭あるいは1,000

頭規模の大規模繁殖団地の設置が絶対必要ではないかと考えております。既に鹿児島県では、5年ほど前から、500頭規模の団地を2カ所、JAが中心となって整備されております。安定した生産体制が図られているようであります。

平成26年2月の議会においても、部長にお伺いしたところであり、全国的に見ても、宮崎を含む南九州が子牛の生産の拠点であることは紛れもない事実であります。関係機関と一体となって、「子牛の生産は俺たちが担う」といった強い意気込みが必要ではないかと私は考えております。そこで、子牛の生産体制を確立するため、大規模な生産団地を整備する必要があると思っておりますが、どのように考えておられるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 全国的に子牛生産頭数が減少する中で、御指摘の大規模な生産団地の整備を初め、肉用牛の生産基盤を強化していくことは、大変重要な課題であると認識しております。このため県では、昨年度、市町村やJA等、関係機関と一体となって、県内[※]8つの地域ごとに、それぞれ具体的な取り組みを定めた「人・牛プラン」を作成したところであります。

現在、県におきましては、国のクラスター事業等を活用しながら、新規就農や規模拡大を支援するとともに、地域の拠点施設の整備を推進しているところであり、平成28年度は、こうした取り組みをさらに強化してまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ただいまの答弁では具体的な計画は示されませんでした。今後の肉用牛生産体制の強化には、大規模繁殖団地の設置が必要であると考えております。また、畜産は、本県の基幹産業の大きな柱でもあります。さきに

述べましたとおり、鹿児島県では既に団地が整備され、繁殖技術が集積され、安定的に1年1産の体制が確立されております。そこで、大規模な子牛の生産団地整備について、知事の考えをお伺いしておきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 私もことしの初競りを視察いたしました。子牛価格は大変高くなっております。全国的な子牛不足の中で、本県が肉用牛の一大産地として、今後ともしっかりと役割を果たしていくために、繁殖雌牛の増頭は大変重要な課題であると認識しております。今、部長が地域の拠点施設の整備を推進するという旨の答弁をしたところでありますが、御提言の趣旨というものをしっかりと念頭に置いて、農業団体とも十分意見交換をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ぜひ前向きに進めていただきたいと思っております。この団地の整備では、国が2分の1補助するんだそうであります。JAだけに頼るのではなくて、金融機関なども巻き込んだ県内外の企業などの参入も含めて、ぜひ大型団地を実現していただくよう、強く要望しておきたいと思っております。

続いて、次世代施設園芸団地についてお伺いいたします。このたび、国富町に整備されました次世代施設園芸団地につきましては、高度な先進技術を駆使した施設園芸を展開していく団地と伺っており、その成果の波及については非常に期待しているところでもあります。今後、県としましては、次世代施設園芸団地の成果を県全体に波及させていく方針であると聞いておりますが、現在の取り組み状況と、県内に波及させていくための今後の課題について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 次世代施設園

芸団地では、昨年8月から、キュウリ1.8ヘクタール、ピーマン2.3ヘクタールの栽培を開始し、生育に最も適した環境制御や栽培技術の実証・データ収集のほか、現地研修会の開催や県内生産者の視察受け入れなどに取り組んでいるところであります。この次世代施設園芸団地の取り組みの成果を県内へ効果的に波及させるためには、より低コストな環境制御システムの構築や、大規模施設における効率的な生産・労務管理モデルの確立、さらには、高度な環境制御技術を使いこなせる農家の育成等が課題であると考えております。

このため、県といたしましては、本議会でお願ひしております「次世代施設園芸地域展開促進事業」等を活用いたしまして、大規模施設運営の効率化や人材育成などを、関係機関や団体と一体となって進めてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 次世代施設園芸団地は約4ヘクタールの規模と聞いておりますが、私は、園芸施設も団地化を促進することが絶対必要だと、このように考えている一人です。生産者の生産技術の向上や、効率的な技術・経営指導も期待できるものと考えております。そこで、担い手を確保し、施設園芸産地を維持・発展させるためには、団地化を進めることが絶対必要だと考えておりますが、農政水産部長の考えを、もう一度お聞かせいただきたいと思ひます。

○農政水産部長（郡司行敏君） 施設園芸の団地化を進めることは、作業管理の効率化や、共同利用による施設・機械の低コスト化、さらには、生産技術の平準化等の観点から、大変重要であると考えております。このため県では、「強い農業づくり交付金」の活用等により、次世代型施設園芸団地の取り組みやリース方式に

よる団地化を、これまで支援してきたところでございます。今後は、これらの取り組みに加えまして、今回新設されました、国の「産地パワーアップ事業」を最大限に活用するなど、競争力のある産地づくりに向けた団地化の取り組みを積極的に推進してまいりたいと、このように考えております。

○徳重忠夫議員 よろしくお願ひしておきます。本県は、キュウリ、ピーマンなど、生産量全国トップクラスの産地でありますので、今後、定時・定量・定質の出荷により、市場の信頼を確立し、この日本一の産地を守っていくためにも、園芸施設の団地化は欠かせないものであると思ひます。団地化を進めるに当たっては、県として、その道筋をしっかりと示していくことが非常に重要であると思ひますので、団地化する地域を指定したり、JA等のリース事業等により、新規就農者の受け皿づくりを行う必要があります。JAと法人の連携による地域全体の団地化の取り組みを支援するなど、県がしっかりとした産地を誘導するよう、強く要望しておきたいと思ひます。

次に、農地中間管理事業についてお伺ひいたします。私は常々、大型の農業法人だけでなく、家族経営であっても農地を集積し団地化することで、生産効率を上げていく必要があると申し上げてまいりました。昨年度スタートしました農地中間管理事業は、農業に夢と希望を持って経営に取り組んでいこうとする、家族経営も含めた、意欲ある農業者を後押しする事業だと考えております。

平場地帯では、集落営農組織などが主体となって農地中間管理事業の活用が進んでおりますが、経営規模の小さい中山間地域では、農地を引き受ける担い手も限られており、儲かる農

業への転換が進んでいない状況にあるのではないかと考えております。このため、TPPへの対応も含め、本県の経営耕地の約6割を占める中山間地域をポイントに置いた取り組みが、大変重要ではないかと考えておるところであります。そこで、中山間地域における農地中間管理事業の活用方針について、農政水産部長にお伺いしておきたいと思っております。

○農政水産部長（郡司行敏君） 中山間地域は、小規模な農地が傾斜地に点在するなど、農地中間管理事業を進める上で、さまざまな課題がございます。このような中、本年度、高千穂町におきましては、中山間地域等直接支払制度の協定集落において、しっかりとした話し合い活動が行われ、町の耕地面積の約13%に当たる270ヘクタールが、本事業を活用して、集落営農法人等に貸し付けられております。

県といたしましては、この高千穂町の取り組みを、中山間地域における農地中間管理事業の推進モデルとして波及させることで、標高差を生かした施設園芸や、近年需要が伸びておりますクリ・ユズ等の産地化、肉用牛の放牧など、本事業を活用した中山間地域ならではの産地づくりに取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○徳重忠夫議員 ぜひ積極的にお取り組みいただきたいと思っております。中山間地域の農業者が明るい展望を抱けるように、農地施策だけでなく、さまざまな施策を活用した取り組みをお願い申し上げておきたいと思っております。

次に、地域ブランド保護制度についてお伺いしてまいります。昨年12月23日付の宮日新聞に、「夕張メロン」や「神戸ビーフ」など7品目を、国が地域ブランドとして保護する「地理的表示保護制度」に初登録したとの記事があり

ました。その制度の特徴は、国が製品の品質についてお墨つきを与え、不正使用を取り締まること、地域の生産者全体が共有財産として使用可能となることが挙げられております。

宮日新聞の記事にも、森山農林水産大臣が記者会見で「今度とも地理的表示の登録を進め、国内外の需要拡大を目指す」と述べられたとあるように、私は、この制度が本県農産物の国内外での販売量の増加につながるのではないかと考えております。そこでまず、地理的表示保護制度に対する本県の取り組み状況について、農政水産部長にお伺いしておきます。

○農政水産部長（郡司行敏君） 地理的表示保護制度は、地域の特色ある農産物の名称を、産地の特性や品質等の基準とともに登録できますもので、登録後は、基準を満たす地域の生産者全体で使用できることから、登録に向けては、生産者や関係者の合意形成が重要であると考えております。このため県では、市町村やJA等を対象とした説明会を開催し、制度の周知を図りますとともに、産地の意向把握に努めてきたところであります。

さらに、国の支援機関と連携しながら、申請を希望する生産者団体や事業者向けの相談会、個別指導を行ったことにより、現在「黒皮かぼちゃ」及び「糸巻き大根」において、申請に向けた具体的な準備が進められているところであります。

○徳重忠夫議員 市町村や農業団体等を通じて、積極的に県内関係者への制度の周知を図っているとの答弁がありましたが、国のホームページによりますと、本年2月2日には、「くまもと県産い草」など3品目が追加されております。合計10産品が登録されているようですが、全国的には期待したほど登録が進んでい

ないように感じます。そこで、本県農産物における地理的表示保護制度の今後の活用について、農政水産部長にお尋ねしておきたいと思えます。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県農産物が地理的表示保護制度に登録されることは、国内外における付加価値の向上や、販売力の強化につながるものと考えております。一方、申請に当たりましては、産地としておおむね25年以上の伝統を有していることや、気候風土と製品の品質等との結びつきを証明すること、さらには、既に商標権がある名称について、商標権者以外の生産者との合意形成が必要なことなど、推進上の課題もあるところであります。県といたしましては、今後、生産者や市町村、関係団体等と一体となって、本県の特徴ある農産物の登録に向けて支援を行ってまいりたいと考えております。

それから、一つ修正をお願いしたいんですけれども、先ほど「人・牛プラン」の作成についてお話をいたしました。「県内8つの地域で具体的に作成した」というふうなことを申し上げましたが、申しわけございません、「9つ」の間違いでございます。修正させていただきたいと思えます。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。本県では、「黒皮かぼちゃ」「糸巻き大根」の登録に向けた動きがあるとのことでございます。大変素晴らしいことだと思っております。他県では、「夕張メロン」や「神戸ビーフ」など全国的に有名な品目で登録されているものもあり、本県でも、「宮崎牛」や「マンゴー」「スイートピー」など特産品が登録できないものかと、私はこう考えております。

この登録に向けましては、商標権の問題など

さまざまな課題があると、ただいまお答えいただきましたが、本県農産物の付加価値向上や国内外の需要拡大にも弾みがつく取り組みではないかと期待しているところであります。市町村や農業団体としっかりと連携しながら、本制度を有効に活用していただきますようお願いしておきたいと思えます。

続いて、投票率についてお伺いしてまいります。

昨年は、70年ぶりに選挙権を拡大する公職選挙法の改正が行われ、今年夏の参議院議員通常選挙から選挙権年齢が18歳以上へと引き下げられる見通しとなっておりますが、本県における最近の選挙の投票率は、平成25年の参議院選挙49.82%、平成26年の衆議院選挙49.86%、同じく平成26年の知事選挙44.74%、昨年行われました私たちの県議会議員選挙42.52%、軒並み50%を下回る状況が続いております。これでは民主主義の根幹が揺らぎかねないと、深く危惧しているところであります。

このような投票率の低下は、全国的な傾向と聞いておりますが、九州・沖縄各県における本県の投票率の状況について、選挙管理委員長にお伺いしておきたいと思えます。

○選挙管理委員長（後藤仁俊君） まず国政選挙ですが、平成25年の参議院議員通常選挙及び平成26年の衆議院議員総選挙では、九州・沖縄8県の中で、本県は2番目に低い投票率でした。また、知事選挙は、各県で執行時期は異なりますが、直近の選挙と比較すると、8県中4番目に高い投票率でした。それから、県議会議員選挙は、沖縄県以外は統一地方選挙で執行されますが、8県中2番目に低い投票率でした。このように、最近の本県の投票率は、九州・沖縄の中で低い傾向にあります。

○徳重忠夫議員 ただいまお話しのとおりでございます。知事選挙は非常に立派な成績だったと思いますが、あとは軒並み九州でびりというような状況になっております。非常に残念でございます。

ところで、九州・沖縄の中でも本県の投票率は低いということでございますが、選挙管理委員会としては、このことをどう捉えているのか、もう一度お答えいただきたいと思っております。

○選挙管理委員長（後藤仁俊君） 選挙の投票率は、その時々政治情勢、候補者の政策や争点、天候など、さまざまな要因に左右されますので、一概には言えませんが、有権者の政治離れも相当進行していると考えられますので、大変重く受けとめております。

○徳重忠夫議員 この夏には参議院議員通常選挙が行われます。投票率を向上させるためには、例えばショッピングセンターや大学等で投票できるようにする、あるいは投票所までの交通が不便な地域に移動式の期日前投票所を設置するなど、何かインパクトのある取り組みを打ち出していく必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○選挙管理委員長（後藤仁俊君） 投票率を向上させるためには、主権者意識の醸成が重要となりますので、若者向けのワークショップや意見発表会などの各種啓発事業を継続・拡充するとともに、教育委員会等と連携・協力し、学校における選挙の出前授業や模擬投票等にも取り組んでいきたいと考えております。また、選挙の際には、テレビ、ラジオ、新聞、ホームページ、コンビニのレジ広告など、各種媒体を活用した広報に加え、街頭などでの啓発活動も行っております。

これらの啓発に加え、投票しやすい環境の整

備も重要と考えます。夏の参議院議員通常選挙から、大型商業施設や大学に期日前投票所を設置予定の市町村があるほか、交通が不便な地域へ短時間の期日前投票所を設けたり、コミュニティバスの運賃を無料にするなどの取り組みを行った事例もありますので、市町村選挙管理委員会への情報提供や助言を行い、投票環境の整備を図ることで、投票率の向上につなげてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 よろしく願い申し上げます。

次に、教育長にお尋ねしておきたいと思っております。主権者教育についてであります。今回、選挙権年齢引き下げに伴い、全国では240万人、本県においては2万人が、新たに有権者になると見込まれております。今回の選挙権年齢引き下げを契機に、県全体、とりわけ若者の投票率を上げていくための取り組みにつなげていくことが重要であり、そのため、高校生への主権者教育が大きな鍵を握ると考えております。特に高校生に対しては、投票に行くことの大切さなどについて、高校で早い段階から指導していただきたいと考えております。

高校において、しっかりとした主権者教育を行うことが、新たに有権者となった若者の投票行動につながると考えます。さらに、そのことが、親、兄弟など、既に選挙権を持つ県民が投票に行くきっかけになるなど、相乗効果につながることも期待されております。そこで、本県における高校生に対する主権者教育の取り組み状況について、教育長にお伺いしておきたいと思っております。

○教育長（飛田 洋君） 主権者教育の取り組み状況ですが、高校では、公民科の授業において、政治の仕組みなどについて基本的な理解を

深めさせるとともに、総合的な学習の時間などにおいて、国や地域の抱える具体的な課題を考えさせたり、生徒会・部活動等において、体験を通して、自治能力を育成したりする指導などを行っているところであります。

県教育委員会では、選挙権年齢引き下げを積極的に受けとめ、これまでの取り組みを一層充実するよう学校を指導するとともに、本県独自の取り組みとして、主権者教育が組織的に行われますように、各県立学校において、「主権者教育推進委員会」を設置するとともに、「主権者教育推進リーダー」を任命いたしました。

このリーダーを中心に、現在、各高等学校では、ディベート（生徒同士の討論）やパネルディスカッションなど、より実践的な活動を取り入れるなど、一歩踏み込んだ来年度の指導計画を作成しているところであり、生徒が主権者意識をさらに高めていくことができるよう、各学校を積極的に指導してまいります。

○徳重忠夫議員 ぜひよろしくお願ひ申し上げておきたいと思ひます。主権者教育については、子供たちに選挙の大切さを理解してもらうこととあわせて、子供たちが家庭に持ち帰って、親と政治について語り合うことで、参政意識の高まりを期待しているところでもあります。投票率の向上につきましては、私ども政治家、行政、そして主権者であります県民が、一体となって取り組まなければならない大きな課題であります。まずは、投票率九州一を目指して、しっかりと取り組んでいただきたい、このように考えております。

それでは次に、交通安全標語についてお尋ねしてまいります。

本県の交通事故の原因のうち、脇見やぼんやり運転などが約7割を占めておりまして、全国

平均を10ポイント上回っているとのことであり、運転時の緊張感を高める広報啓発活動が重要ではないかと思ひます。県は、これに対して「てげてげ運転追放」を掲げて取り組んでおられますが、私も車を運転してしまして、「てげてげ運転追放」と書かれたのぼりとよく出会うところでもあります。しかし、大人は、その意味が「脇見、ぼんやり運転などを追放すること」だと何となく理解できますが、子供には理解が難しい、大人も子供にはうまく説明できないのではないかと、私はこう考えております。

また、県外から観光に来られた人に対しても、いいかげんな県民性という印象を与えてしまふ可能性があり、私は好ましくないと考えております。そこで、「てげてげ運転追放」という標語について、誰もが理解しやすいものに変えていくべきだと考えますが、総合政策部長の考えをお伺ひしておきます。

○総合政策部長（茂 雄二君） 「てげてげ運転追放」につきましては、脇見や安全不確認等の漫然運転を追放する県民運動として、公募により決定し、平成21年9月より使用しております。この名称につきましては、これまでさまざまな取り組みで使われ、浸透が図られた一方で、人によっては「てげてげ」という方言が抽象的でわかりにくいことや、若者になじみが薄いといった声があることなどから、よりわかりやすい表現にするため、昨年11月からことし1月にかけて、新たなスローガンの公募を行いまして、現在、その選考を進めているところであります。今後とも、わかりやすいスローガンなどにより、交通安全意識の高揚を図り、事故の抑制に努めてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 私は、交通安全標語については、大人から子供まで全ての県民が理解できる

ものでなければならぬと考えております。中でも、交通弱者である子供たちにこそ、その意味をしっかりと理解させる必要があると、このように考えております。「てげてげ運転」という言葉を使うことによって、宮崎の多くの大人がいかげんな運転をしているという、誤った印象を子供たちに持たせることは避けなければならないと、私は考えています。

学校においても、交通安全教室を開き、横断歩道の渡り方や安全な自転車利用など、交通ルールやマナーについてしっかりと指導されております。そこで、子供たちへの交通安全教育を指導する立場にある教育長にお伺いしてみたいと思います。「てげてげ運転」という言葉の意味を子供たちに理解させることは非常に難しいと、私はこう思っています。教育者の立場から、「てげてげ運転」という言葉をどのように感じておられるのか、教育長の所感を伺っておきたいと思っております。

○教育長(飛田 洋君) 標語に「てげてげ」という方言が使われているということについてであります。方言は、その土地の風土のよさとか人情の温かみもあらわしているものと考えております。方言を使うことで、より親しみが増すということなどから、この標語が採用されたのではないかと考えております。

一方で、先ほど御指摘もありましたように、標語は、意味が正しく伝わり、広く浸透することが大切であると考えております。現在、子供たちは、「てげ」というと「大変」とか「とても」という意味で使うこともありますが、そういう意味でも、「てげてげ」という言葉は、少しわかりにくい面もあるのではないかと思います。先ほど、総合政策部長から、新しい標語を選考しているという答弁がございましたが、小

さい子供たちからお年寄りまで、わかりやすく、交通マナーの向上や事故防止につながるような親しみやすい標語が採用されることを期待いたしているところであります。

○徳重忠夫議員 最後の要望になろうかと思っております。「てげてげ運転」につきましては、県警本部長もおいでになってはいますが、実は県警のホームページに、「てげてげ運転」の例示として、「運転中の読書、お化粧、ひげそり、考え事等をやめ、緊張感を持って運転し、交通事故防止を図る運動です。運転中の携帯電話はもちろんだめです」と書いてあります。これらは、ハンドルを握る者として当たり前のことであり、例示してまで子供たちに説明できるような行為ではないと私は考えます。

また、県外から宮崎に来られた方のブログの中に、「てげてげ運転追放運動」実施中との表示があるが、この標識の意味が県外出身者にはわかりにくい、伝わりにくいとの意見もありました。さきに述べましたとおり、私は、交通安全標語については、誰にでも理解できる言葉であるべきと考えております。今回、新しい標語を選考しているということでもありますので、その点を踏まえた標語となりますようお願いしておきたいと、このように思います。

以上で私の質問の全てを終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時40分休憩

午後1時0分開議

○中野廣明副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 私が議員になって、これまでずっと話し続けてきたある話があります。それは床屋さんの話なんです、男の人は床屋に行くとひげをそってもらいます。床屋さんが熱いタオルを乗せてくれたんですけど、そのタオルがあんまり熱かったものだから、「熱い！ 熱いじゃないか」と取りのけたんですね。そうしたら、その床屋さんも、「すみません。あんまり熱かったものだから」と言ったそうです(笑声)。熱いのなら、お客さんの口に寄せたらいかんでしょ。洗面器にほたり投げるか何かせんといかんかったと思うんですね。

ということで、こんな話をしながら、論語にあるように、「己の欲せざる所は人に施すこと勿れ」とか、もしくは、私たちの政治についても、自分のことばかり考えちゃいけない、人のことも考える政治をしないといけないんじゃないかということ、有権者の方々に語ってきました。そんな思いから、知事にはよく、くどいようですが、派遣労働の問題とか超過累進課税、本当にみんなが幸せになろうという思いから、所得再配分の問題なんかも訴えさせてもらいました。今回もこの思いを持って、論点は違いますが、知事に2～3点、政治姿勢ということでお聞きしたいと思います。

戦前、都道府県という地方自治体は官選知事によって治められ、結果として、戦争協力のための自治体になってしまったという苦い反省のもとに、憲法を初めとした地方自治法などの民主的な法律、そして自治体が生まれました。特に今日、憲法改正問題や安保法案が云々される中、今が自治体の正念場、踏ん張りどころではないかと思っています。今、自治体には、国の政策

にただ従うだけでなく、場合によっては異を唱え、自治体の側から、真の解決策となるような政策を積極的に国に提言していくという使命が求められているように思います。

そこでまず、長野県で起こったスキーバス事故や、働く者の4割を非正規が占めてしまったという派遣労働の問題など、その底辺にある規制緩和の問題について伺います。道路運送法の改正により、運送業者がこれまでの免許制から許可制に規制が緩和され、真面目な運送事業者は多いことを信じながらも、案じられたとおり、さまざまな業種が参入し、安ければよいという風潮のもとで、安全確認がないがしろにされ、悲惨な事故が続発しています。また派遣労働者も、以前は通訳や秘書業務などの特殊な業務に限定されていた派遣労働制が、2004年、規制緩和により製造業にまで拡大されてしまいました。その結果は、不安定な労働条件が、少子化や生活保護の増大、社会不安の増などの新たな問題を起こしています。歴史的に見て、規制緩和の問題は、レーガン大統領やサッチャー首相の新自由主義が唱えられてからの問題のようですが、古くは夜警国家論とかレッセフェールという言葉があるように、長い歴史を持ったものであります。私は、経済や社会制度には適正な規制が必要と考えますが、今日の日本の状況を見て知事はどう考えられるか、お伺いしたいと思います。

以下の質問は、質問者席にて行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

規制改革は、経済政策の柱として位置づけられてきたものであります。国民生活に対する行政の関与のあり方を見直すものであります。

め、その効果は、経済的なものにとどまらず、国民生活に影響を及ぼすものとなっております。私は、経済の活性化を図ることは重要であると考えますが、同時に、安全・安心な国民の生活を守ること、社会のセーフティーネットをしっかりと整備することを怠ってはならないと考えております。我が国には多種多様な規制が存在しておりますが、社会や経済構造が変化していく中で、規制することが必要かどうか、また、規制を緩和することによって国民生活に支障を来すおそれはないかといった両面の観点から、不断の検証を行い、適切に見直すことによって、国民生活の安定・向上と経済活性化の両立を目指していくことが必要であると考えております。以上であります。〔降壇〕

○太田清海議員 規制については不断の検証をということであります。私は、派遣労働の問題については、国の形を変えるような問題、それから人間の精神思想、そういったものに何か与えていくような気がするんです。労働差別といいますか、これは学校の問題でも大きく取り扱われるとは思いますが、そういった日本人の心の中に何か植えつけていくような気がして、私は非常に心配しております。

この問題はここでおきますが、次に、地方創生の問題について伺います。地方創生交付金についてであります。昨年の国の補正予算で措置された交付金のうち、昨年10月末までに地方版総合戦略を策定した県を含む市町村に対して、交付金を支給するなどの上乗せ交付分と言われる交付金があったようですが、その上乗せ交付分の仕組みについて、総合政策部長にお伺いたします。

○総合政策部長（茂雄二君） 地方創生交付金のうち、上乗せ交付分につきましては、国の

平成26年度補正予算で300億円が措置されたもので、事業費全額が国費負担となっております。タイプⅠとタイプⅡの2種類あります。まず、タイプⅠは、地方創生総合戦略の策定期間とは関係なく、先駆的な事業を国に申請し、外部有識者の審査を踏まえ交付されるものであります。一方、タイプⅡは、昨年10月までに総合戦略を策定した全ての地方公共団体を対象に、1,000万円を上限として交付されるものであります。

○太田清海議員 昨年10月末までに地方版の総合戦略を策定した当時のマスコミの報道から拾ってみましたら、これは西米良村長であります。ここは10月末までに策定しなかったわけですけれども、その村長さんの言葉では、「10月までに策定した自治体を優遇する制度は、地方創生の趣旨と照らしていかがなものか」という疑問を呈しておられます。また、川南町長も、つくっていなかったんですが、「町民の意見をできるだけ反映させるため、10月末の期限を考慮しなかった」という言葉を発せられています。私は、有効にお金を使うということは当然しなきゃいかんと思いますが、自治体として、うちの村はこうなんだ、こうしていきたいんだということを考えた場合、地方自治としてきらりと光るものを言葉の中に感じることがあります。

山下准教授という大学の教授であります。この方はこんなことを言っています。「この戦略を補助金支給の裏づけとし、地方の競争をあらゆる道具にするなら問題がある。競争は人口の奪い合いを招くだけで、本来の目的である出生率向上につながらない」。国や地方が地方創生のビジョンを打ち出していくことに――宮崎県も涙ぐましい努力をされているということは私も理解しております。

この前、延岡でありました「延岡花物語」には、知事もおいでになり、永山商工観光労働部長、その他多くの方も来られて、地方が今どんなことをしているのか、どんな実態なのかということ、知事含め、一生懸命視察をしながら政策に生かしていこうとしている。そういう気持ちについては、一生懸命頑張っておられるという意味では評価をしたいと思っています。ただ、地方創生と言ったときに、何かかゆいところに手が届いていないような気がして、国の責務をあやふやにして地方が競争させられているというような感じがするわけです。知事に、現在の地方創生に向けた取り組みをどう評価しているのか、お伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） これまでもさまざまな地域振興策が行われてきたところではありますが、今回の地方創生の取り組みは、人口減少というものに国全体として強い危機感を持ち、地方の活性化と東京一極集中の是正をあわせて行おうということがポイントであろうかと考えております。したがって、国とともに地方にも、政策実現に向けた覚悟と実行力が求められているというふうに考えておるところであります。御指摘がありました「延岡花物語」、これも、地域の実情に応じて新しい観光誘客、また魅力の発信の取り組みとして行われているのでありまして、地方が知恵を絞り、それを国が財源、税制、さまざまところで応援をするという形で今、物事が進んでいるわけです。先ほど競争の話がございましたが、地域間競争も適切に行われる限り、それは地域に活力をもたらすものではないかと考えておるところでありまして、県の戦略、それから市町村の戦略、それぞれ定めたところで、しっかりと連携を図りながら進めてまいりたいと考えておりま

す。

○太田清海議員 わかりました。私は、都市間競争とかいう言葉は、30年ぐらい前から、どうかかなと思っていたテーマでありましたが……。

もう一つ聞きたいのは、現在、非正規雇用が4割と言われていますが、このような現状についてどうお考えになるのかということを知事にお伺いしたいと思います。安倍総理も、財界に賃上げをとということで一生懸命頑張っておられます。ただ、私から見たときに、例えば最低賃金を1,000円に上げようという話もありますけれども、それはぜひやってもらいたいわけですが、非正規、派遣労働をやめさせただけで2～3万円はぼんと上がるわけです。私は、そういう意味では、非正規をなくしていくということだっただけ大事なことはないかなと思います。そういう思いで、知事にお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 冒頭の規制の議論でもありましたが、物事には両面、さまざまな影響というものがあるかと思っています。非正規雇用は、一般的に雇用が不安定で賃金が低いなど、さまざまな課題が指摘されます一方で、個人の価値観の多様化に伴い、それぞれのライフスタイルに応じた働き方を選択する、そういうメリットといいますか、効果もあるのではないかと考えております。私は、県民一人一人が、その事情に応じて多様で柔軟な働き方ができ、働くことで自己実現が可能な社会というのが望ましいと考えているところであります。県としましては、成長産業の育成等により、良質な雇用の場の確保に努めているところであります。国においては、いわゆる不本意非正規労働者の割合を大幅に引き下げることなどを内容とするプランを策定したところでありまして、

今後、労働局と連携をして、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。さらに、政府は、「同一労働同一賃金」の実現に踏み込む考え方も表明して、その具体化に向けた検討もスタートしているところであります。こうした国の動きとも連動しながら、県民が安心して、それぞれのライフスタイルに応じて働くことのできるような社会づくりに努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 今、労働局の話が出ましたが、これは後でまた触れる時間があればやってみたいと思うんですが、実は派遣労働の問題で、家庭の事情で群馬県から延岡に帰ってきた人がいます。派遣労働だった、その人から手紙をいただきましたので、どういう状況かということをお伝えしたいと思います。

「私はある派遣会社に勤めていて、群馬県にいました。自動車にかかわるライン作業で、社員と派遣労働者の休憩場所も違って、何で同じ会社内で作業内容も同じなのに休憩場所が違っているのか。正社員と仕事の話もできないことに不満を持っていたので、まずは仕事に対して誰にも一言も言わせないよう頑張ってきました」。その人が職場で一生懸命頑張ったことが述べられていました。最後に、「私が仕事をやめるときには、やめてほしくないとか、やめる理由を聞かれて、会社が対応できる話なら考えるが等の言葉をいただいたことを、今でも誇りに思っています」という手紙なんです。たどたどしい字で書いてありますけれども、働く人たちの誇り、本当に自分が大事にされているんだということが、私は大事じゃないかなと思うんです。現場の状況が書いてありますが、正職員と派遣の人たち、同じ仕事をしているのに休憩場所が違う。まるで情報交換されちゃ困ると

いう隔離政策をされているようで、果たしてそれでいいのかなという思いもあるものですから、現実にはこういう社会があるということは、ぜひ見ておっていただきたいと思います。

それで、質問でありますけれども、全国知事会というのがありますが、地域の実情を踏まえた政策の実現に向けて、全国知事会を通して国に提案していくべきではないかと思います。知事に最後の質問ですが、お伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) これまでも議論がありましたような地方創生など、国と地方の適切な役割分担のもとに、その実現に向けた取り組みを行うことは大変重要であろうかと考えております。今、全国知事会というふうな話もございました。こういったさまざまな構造的な課題の解決に向けまして、国も地方も責任を持ち、そして、国としても地方の実情を踏まえた施策を進めていただくようにということで、全国知事会を通じての意見も申し上げておりますし、さらには、ふるさと知事ネットワーク、また、日本創生のための将来世代応援知事同盟、さまざまな知事のグループ、政策集団があるわけございまして、例えば、企業等の地方移転の促進や少子化対策の抜本強化などについて、これまでも提言を行っているところであります。今後とも、さまざまなそういうチャンネルを通じて、国に対して提言してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。大変だろうと思いますが、実際の政策は国の政策と関連しておるものですから、国がこう変わってくればいいんだがなというのはあるんじゃないかと思うんです。先週の代表質問の中でも、我が会派の満行議員が、乳幼児医療費助成制度を高齢者医療制度と同じように、国の責任で仕組みづく

りをしたほうがいいんじゃないかという提言をしましたけれども、なるほどなと思うところがあります。そういう関連が出てくると思いますので、ぜひ自治体からも政策提言をお願いしておきたいと思います。

次に、教育行政についてであります。知事にも、もう一回お聞きしたいと思います。

本県において実施している修学のための給付金、返還が不要な奨学金等、どのようなものがあるのか伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 県では、意欲と能力のある若者が、経済的理由により修学を断念することがなく、安心して学ぶことができますように、国庫補助事業であります高校生等奨学給付金事業を平成26年度の入学生から実施しまして、低所得世帯の高校生等に対し、学用品費やPTA会費等に充てていただくための給付金を支給しております。また、一定の要件を満たすことによりまして、貸与金の返還が免除となる奨学金の例であります。定時制課程及び通信制課程高校に在学する方を対象として、卒業することにより返還免除となります修学奨励資金貸与事業や、県内の特定の医療機関等で5年間就労することにより返還免除となる宮崎県看護師等修学資金貸与事業などの制度も設けているところであります。

○太田清海議員 宮崎県も、有利になるような貸付資金とかそういうのをいっぱいつくっておられるということはわかりました。医師についても、先ほど言われた看護師についても、定時制の子供さんたちとか、いろんなところを見て政策をつくられているんだなと思いますが、ちょっと私が気になるのは、旧日本育英会、今、独立行政法人日本学生支援機構、その資金を借りて大学に行かなきゃならない。しか

し、その人たちが、昔は返還を免除されないいろんな制度もありましたけど、どうしても全部返さないかんということ。借りたものは返さないかんということですから当然ですが、先ほど言いましたように、非正規の人たちが4割を占めたということは、その親も4割かもしれないし、今から働こうとしている人も4割かもしれないということを考えると、返すことが困難な世帯が出てくるんじゃないかなと思います。そういう視点から、長野県とか富山市では、学生さんたちに返還免除の入学金とかそういうを出しておるところもあるようです。自治体が何で国の政策にこんなふうにしてやらないかのかなという思いもいたしますけれども。

学校現場でも、今の若い先生たちは何か貧乏だなというのを、中堅クラスの先生たちが感じることもあるそうです。奨学金を一生懸命返済しているというようなことで、有為な学生といえますか、若者が、貧富の別なく借りられるような、そして、働き場に出られるようなものであってほしいなと思います。県も努力しているということでは理解をいたしました。

次に、警察行政について、警察本部長にお聞きしたいと思います。

昨年中の県内の交通事故の発生状況と特徴についてお伺いいたします。

○警察本部長(野口 泰君) 昨年、県内で発生した交通事故は、発生件数が9,455件、負傷者数が1万958人であり、発生件数は5年連続、負傷者数は6年連続で減少しております。しかしながら、死者数は52人で、前年より3人増加しております。交通事故の特徴といたしましては、依然として、脇見や安全不確認といった運転者の緊張感を欠いた漫然運転による事故が大

半を占めていること、交通量がふえる朝夕の通勤・通学時間帯に3割以上の事故が発生していること、交差点や交差点付近で半数の事故が発生していることなどが挙げられます。死亡事故につきましては、全死者の67.3%に当たる35人が高齢者で、死者に占める高齢者の割合が非常に高く、全国平均を12ポイント以上も上回っております。

○太田清海議員 特徴をお聞きしましたが、実はこの質問をなぜしたかという、娘を民間保険会社の保険に加入させたんですけれども、そのときに相手の保険会社の人から、「太田さん、事故を起こしたら、絶対相手方にごめんなさいと言ったらだめですよ。後の補償問題に大きく影響しますから、絶対謝ってはいけませんよ」と言われて、何かおかしいなと思ったんです。人間、相手が血を流していたら、思わず、ごめんなさいと言ってしまふかもしれない。そういうのが人間の普通の感情だろうと思います。こういう社会はいけないんじゃないかな、もし交通事故を起こした場合は、お互いに最初は謝るという作業をしたほうがいいんじゃないかと思って質問しようとしたんですが、これは警察としても管轄外ということでお聞きしましたので、とうとう聞けなかったんです。

私の同僚の岩切議員が、実はこういうのがあるよと言っていたのですが、アメリカでは「アイムソーリー法」というのができたそうです。35州で定められたそうですが、事故を起こしたらすぐ謝る。アイムソーリーと言って謝る。そうすると後の裁判がするっといって余りごたごたしない。だから、アイムソーリー、ごめんなさいということを、事故を起こしたらすぐ言えるような世の中にならないかなのじゃないかということ、何か機会があったら、警

察のほうも、教育委員会のほうもぜひいろんな関係機関に、そういう世の中をつくりましょうよというメッセージを流していただきたいなと思ったところでもあります。一応そういうことをお願いしておきます。

それともう一つは、もう一回、警察本部長に聞きたいと思いますが、永山則夫という死刑囚——もう執行されましたけれども、昭和43年ごろの連続殺人事件だったんですが——この方が獄中に入って、「無知の涙」という手記を出しました。その中に、自分が親から見捨てられ、そして、貧困の中でいかに生きてきたかということがつづられています。北海道の網走で、自分の妹が小学校時代に、「寒いよ。お兄ちゃん、寒いよ」と言ったその妹に、自分のあるかなしかの毛布をかけてあげた。そういう極貧の少年時代を過ごして、自分の考え方がとうとうそういう環境の中でまとめ切れずに犯罪を犯してしまったという話であります。私は、法哲学的にもこういう人を罰してもいいのかなという思いを抱いたわけですが、そういう話を常任委員会でしたら、刑事の方が私のところに来られて、「太田さん、私たちが犯罪者と話してみても、相手の生い立ちなどを聞いて、同情して、涙を流したことがあります。そのことによって相手の犯罪者が私のことを信頼して、全部自白してくれました」という話を聞いたときに、刑事の方々も人生の中でいろんなものを知っておられる方じゃないかなと思い、ぜひ、そういう警察の取り調べの中の教訓みたいなもの、世の中に訴えていってもらいたいようなことを文集にしたりして出すことはできぬものかなと思ったところでもあります。そういった経験、体験を世の中に公表して、教育現場でもぜひ生かしてほしいと思いますが、本部長、どうでしょう

か。

○警察本部長（野口 泰君） 被疑者の生い立ちなど、取り調べで知り得た内容につきましては、地方公務員法上の守秘義務や、被疑者の名誉、プライバシーの保護の観点から、公表することについては難しいものがございます。なお、警察におきましては、少年に対するモラル教育は大変重要であるとの認識を持ち、知識や経験を生かしながら、非行防止教室や少年に手を差し伸べる立ち直り支援事業等を行うことにより、少年の規範意識の醸成を図っているところでございます。

○太田清海議員 わかりました。なかなか難しいと思いますが、うまいぐあいにやっていただきたいなと思います。今、非行防止教室とか立ち直り支援事業とかいうことを言われましたが、その実績とか活動状況についてお伺いいたします。

○警察本部長（野口 泰君） 非行防止教室につきましては、警察官や少年補導職員が小学校、中学校、高等学校等に赴き、平成26年度が、303校の生徒・児童約5万人に対して延べ448回、平成27年度は1月末現在で、272校の生徒・児童約3万4,000人に対して延べ382回実施しています。少年に手を差し伸べる支援事業につきましては、警察職員や少年警察ボランティア等が連携し、平成26年度が11回、延べ61名の少年に対し、平成27年度は現在までに11回、延べ59名の少年に対し、農業体験や社会奉仕等の活動を実施しています。

○太田清海議員 わかりました。警察としてここまでやっていただけるんだなと思う気持ちであります。農業体験とかもあるようですが、ぜひ活用していただきたいと思います。

続きまして、教育行政ではありますが、L G

B T（性的少数者）の問題に関して質問したいと思います。

平成26年6月議会で私の娘のことについて話をしましたが、実は私はほとんど勉強していませんが、その後、いろんな方にお会いして勉強させられました。L G B T、Lはレズビアン、Gがゲイ、Bがバイセクシュアル、Tがトランスジェンダーで、レズビアンという言葉も、レズと言ってはいけませんよと注意を受けました。レズビアンと最後まで言ってくださいというようなことで……。

それで、経産省の職員が上司から、性別適合手術を受けないのなら男に戻ってはどうかという言葉等を吐かれて、裁判になっております。心が女性であったり、男であったり、戻れないんですね。心は戻れない。体はどうか手術があっても変化はできるかもしれないけれども、経産省の上司の方もちょっとそこがわからなかっただけのことで、責めようとは思いませんが……。総合政策部長に、性的少数者（L G B T）に関して、総合政策部では、宮崎県人権教育・啓発推進方針の改定後、どのように対応しているのかということをお伺いしたいと思います。

○総合政策部長（茂 雄二君） 宮崎県人権教育・啓発推進方針におきましては、性的少数者に対する差別や偏見を解消し、その人権を守るために、周囲の人々の理解を深めていく教育・啓発活動の推進を図ることとしております。このため、総合政策部といたしましては、県幹部職員等研修はもとより、民間企業等の人権担当者養成講座において、性的少数者をテーマとする研修を実施するとともに、県民を対象とする人権啓発講演会等において性的少数者に関する講演を実施するなど、啓発に努めているところ

であります。また、情報誌「じんけんの風」に関連記事を掲載するとともに、県立図書館のパネル展示や市町村での巡回啓発展等で関連パンフレットを配布するなど、広く啓発を行っております。

○太田清海議員 ありがとうございます。私もLGBT、それぞれの人たちに、本当に宮崎県にもいらっしゃるんですよということで、お会いしました。県議会でも会うことができましたけど、関連して教育長のほうにお伺いしたいと思います。性同一性障がいについて文部科学省から通知がありましたけれども、その後の対応について、教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長(飛田 洋君) 性同一性障がいのある児童生徒については、学校生活を送る上で、その子供それぞれの状況に応じた支援が求められます。そのため、県教育委員会といたしましては、まず、教職員が性同一性障がいについて正しく理解することが重要であると考え、文部科学省通知文や関連資料を県内全公立学校に配付し、その資料を活用した校内研修等を実施するよう指導いたしましたところであります。また、県内全公立学校長を対象とした研修会において、具体的な支援とか対応、例えば、他の児童生徒が使用しない部屋での更衣や多目的トイレ等の利用などの事例等を周知いたしましたところであります。今後とも、各学校が医療機関とも十分連携を図りながら、児童生徒一人一人の心情、例えば、打ち明けづらさだとか、あるいは周囲の誤解等で悩み苦しむ、そういう心情に配慮して、きめ細かな対応に努めるよう学校を指導してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 ありがとうございます。文科省の通知を私も読んでみましたが、いろんな

パターンで書いてあって、いいのではないかなと思います。ぜひ頑張っていたきたいと思うんです。

この問題については、体験者の声なんかもぜひ伝えたいと思うんですが、もう時間がありませんので、2つの例だけ挙げますと、去年の12月、宮崎大学で、学校の生徒さんたちが催したLGBTのトランスジェンダーの方の講演会がありました。私も行きましたけど、その中で、ある女性の方が講演されたんです。名前は明かせませんが、自分をさらすということで、きちっと話をされました。その子が中学校時代、男の学生服を着ていたんだけど、自分は女性であった。同級生の男の子が、男の子とっていじめをするわけですね、ちょっとなよっとしているから。ヘッドロックをやるわけです。首を絞められながら、「私は女の子なのに、その相手の子は男だから半端じゃないんですよ、その力は」と言われた言葉、「半端じゃないんですよ」という言葉、相手の子もわからないからそうしてしまうんですけど、そういう言葉を聞いたときに、みんな本当に涙を流しました。そういう子供さんたちがいらっしやったりするんだなど。

それからもう一つは、県議会にも来てもらいましたが、女の子で生まれて、私は男だという人が2人来られたんですけど、その人の話を聞いたら、自分がだんだん女性化していくのがいかんと思って、空手やら、筋肉をつけるというような運動もしながらの子が、あるところに就職したわけです。面接を受けたんです。事前に写真やら出して。そして、その中で初めて、私は男なんですよということを言って、面接室のドアを閉めた途端に、面接官の人たちの声が聞こえてきたそうです。「ほら、俺が言うと思った

とおりにゃろが」という声が聞こえてきたんです。恐らく写真等を見ながら、この子はちょっとおかしいんじゃないか、違うんじゃないかというようなことを事前に話していたんだろうと思うんです。そういう声が聞こえてきたときがくっときたと言いました。もちろん就職はできませんでしたが、その子が、「私たちはなぜ、女であること、男であることの承認を受けながら生きていかなければならないんでしょうか」ということを私に言われたときに、私も返す言葉がありませんでした。ただ、こういう事実を知っていただくと、もっと世の中が優しくなるのではないかな。経産省の職員の上司だって、ただわからないからそういうことを言ったということで、そういう緩やかな、優しい社会になってほしいなと思います。

以上で、このテーマについては終わらせていただきます。

次に、県土整備部長にお伺いしたいと思います。

延岡に長浜海岸、方財海岸がありますが、侵食があるということで、長浜海岸については、延岡新港に落ち込んだ砂は売り飛ばさない。それはもとに戻して養浜をしますということで、かなり改善されたと思います。これは永続的に続きますけど、当面はやむを得ないかなと思っています。ただ、もう一つ問題が出てきたのは、北の方財海岸のところに砂州ができています。それをずっと同じように売り飛ばしていたという事実もあるようですが、これは本来返したりすることが必要だろうと思います。その実態をお聞きしますが、方財海岸に隣接する五ヶ瀬川河口において堆積した土砂の採取が行われているが、過去10年間でどれくらい採取しているのか。ちょっと私もわかりませんの

で、それは10トンダンプトラックで何台分になるのかということをお聞きしたいと思います。

○**県土整備部長(図師雄一君)** 五ヶ瀬川河口における土砂採取につきましては、当該箇所が、国管理の河川と県管理の港湾の重複する区域でありますことから、国が砂利採取法による認可と河川法の許可を行い、県が港湾法の許可を行っております。今年度までの過去10年間の土砂採取量は、合計で22万9,000立方メートルとなっております。また、この量は、10トンダンプトラックに換算をいたしますと、約4万6,000台に相当いたします。

○**太田清海議員** 4万6,000台というと、相当なトラックが行き来したことになるわけですね。どのくらい県の収入になっているかということをお聞きしたいと思います。

○**県土整備部長(図師雄一君)** この土砂採取に係る料金は、2,999万円となっております。

○**太田清海議員** わかりました。海岸侵食で予算を投入するより、養浜という視点でやったほうがいいんじゃないかと思うんですが、方財海岸の侵食対策について、今後どのように取り組んでいくのかということをお伺いしたいと思います。

○**県土整備部長(図師雄一君)** 方財海岸につきましては、平成16年や平成17年に襲来した台風によりまして、著しく侵食を受けたことから、平成19年度から、延岡新港のしゅんせつ土砂を搬入して養浜を行っているところであります。汀線測量などの定期的な観測結果から、季節的な変動はあるものの、現在のところは比較的安定した状況にあり、この養浜の効果が出ているものと考えております。しかしながら、今後の方財海岸の保全のあり方を検討することは大事なことでありと考えておりますので、海

岸の状況をより正確に把握するため、現在行っている観測による地形変化の確認に加えまして、砂の移動状況を確認するための調査なども実施してまいりたいと考えております。今後とも、国や関係機関などとも十分連携を図りまして、方財海岸の保全に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 砂の移動の観測調査をすることなので、一つの前進とは見ておりますが、私の感覚としては、テトラポットから砂が落ち込んだら戻せない。私はそれを見たものですから、あそこに矢板を打ち込んでみるだけでもかなりの効果が出るんじゃないかと思ひ、そんなのを含めて検討していただきたいと思っております。わかりました。

続きまして、同じく県土整備部長にお伺いします。去年の2月に、延岡の南道路の周辺の住宅地に大型車が流入しているということで、南向きのランプをつけたらどうかということをご提案したことがあります。そういった問題を解決するためにその後どのように取り組んでおられるのか、お聞きしたいと思います。

○県土整備部長（図師雄一君） 延岡南道路の周辺道路に大型車が流入し、沿線の住宅地において、騒音や交通安全上の問題が生じていることは承知しているところであります。このため、現在、国と県、延岡市におきまして、当該地域における道路交通の課題を共有し、課題解決に向けた方策について検討することを目的に、「延岡南地区道路行政合同打ち合わせ」を継続的に開催しているところであります。県といたしましては、今後とも、国や延岡市と連携を図り、周辺の交通状況や地域の実情等を踏まえながら、どのような対応ができるのか、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。なかなか難しい問題はあるかと思ひます。ぜひ、一步一步前進させていただきたいと思ひます。

次に、福祉保健部長に難病の問題についてお伺いしたいと思います。

このたび制定される障がい者差別解消に関する条例においては、障がいのある人に難病の方も含まれているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 今議会で提案しております「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」は、障がいのある方が、障がいを理由として差別されることなく、また、障がいのあるなしにかかわらず、誰もがお互いを尊重し、支え合いながら、住みなれた地域で心豊かに生活できる社会づくりを目指すものであります。この条例では、障がいのある方として、身体障がい、知的障がい、精神障がいのみならず、その他の心身の機能の障がいのある方も含め、さまざまな障がいのある方を幅広く対象とすることとしておりますので、難病のある方についても含まれることとなります。

○太田清海議員 難病の方も含まれるということでしたらと思ひますけれども、できたら条例の中にそういう言葉があったほうがいいのかという気がいたしました。というのは、長崎県、沖縄県の条例では、障がい者の定義の中に難病というのが入っておるものですから。ただ、入っておるということでしたらと思ひます。

次に、この条例によって、難病の方に対して、公的機関や民間事業者に求められる対応としてどのようなことが想定されるのか、お伺いしたいと思います。難病というのは外から見てなかなかわからないものですから、どういうこ

とを想定されているのか。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 条例におきましては、障がいを理由とする不利益な取り扱いの禁止に加えまして、障がいのある方への合理的な配慮を行うことも求めることとしております。難病のある方に対する不利益な取り扱いの例といたしましては、難病であることだけを理由に雇用しないことなどが挙げられようかと思っております。また、合理的な配慮の例といたしましては、本人から申し出があった場合、事業主の負担になり過ぎない範囲で、仕事量の調節や通院のための休暇の取得、あるいは勤務日の時間調整といった柔軟な勤務形態とすることなどが、必要な配慮として想定されるものと考えております。そのほか、さまざまな対応が想定される場所でありますので、今後、相談事例等を積み重ねながら、障がいのある方への合理的な配慮の事例等の周知に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

次に、福祉施設の問題についてお伺いしたいと思います。福祉施設職員からの情報提供について、昨年、27年の6月議会で質問を行いました。その後の状況についてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 6月議会以降におきましても、施設内部の職員からはさまざまな情報が寄せられております。そのうち、不適正な運営に関する情報については、従来同様、調査・確認を行いまして、必要に応じて監査を実施しているところであります。なお、監査等を行う際には、情報元が特定されることのないよう情報提供者に配慮して、慎重な対応を行っております。施設職員からの情報提供は、

利用者に対する適切な処遇や適正な施設運営を確保する上でも重要な役割を果たすものでありますので、今後とも、施設職員が安心して県に相談等ができるように、日々の業務を通じて、信頼関係の構築に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。公益通報者保護法というのもできましたので、そういう範囲の中で、うまいぐあいに不正を未然に防ぐという立場からお願いをしておきたいと思っております。

それから次に、小規模の介護サービス事業所では、人的な余裕がない場合が多いことなどから、介護職員が研修に参加しづらい状況もあると聞いておりますが、県はどのように取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 介護人材の定着を促進するためには、研修の機会を確保することによりまして、職員が多様化・高度化する利用者ニーズに対応できる力を養っていくことが重要であります。お尋ねの小規模事業所におきましては、御指摘のとおり、人的体制や費用負担、開催場所などの理由から、研修への参加が困難な状況が見られるところがございます。このため、県におきましては、来年度予算案の新規事業におきまして、小規模事業所の介護職員を対象に、講師が県内5地域に夜間に出向きまして、無料で研修を開催することとしております。今後とも、研修に参加しやすい環境づくりに努めまして、必要とされる方が必要な研修に参加できるように配慮してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。いろいろ聞いてみますと、自分が研修に行ったりすると周りの人に迷惑をかけるとかそういう思いで、なかなか自分のスキルアップができないというジレ

ンマもあるようです。すぐにやめてしまうという問題もあるから、恐らく待遇改善なんかをしながら改善していかないかなのかなと思います。ぜひ、そういう体制を構築していただきたいと思います。

最後の質問になりますが、5つほどあります。県の「当初予算案の概要について」の中に書いてありましたけれども、県立学校におけるエレベーターの設置ということで、県立延岡高校にエレベーターを設置するということでありました。大変うれしく思っております。県立学校におけるエレベーターの設置状況について、現状をお伺いしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 県立学校において、階段での移動が困難な障がいのある児童生徒が入学した際には、教室の配置がえ等の配慮をいたしておりますが、それでも教室間の移動等で支障を来す場合などには、予算措置が可能な限り、エレベーター等を設置してきているところであります。県立学校におきましては、平成26年度までに、高等学校7校、特別支援学校5校の計12校にエレベーターを設置しており、本年度も、高等学校1校、特別支援学校1校の整備を行っているところであります。なお、特別支援学校におきましては、今年度の整備により、現在、教室間の移動の際にエレベーターを必要とする肢体不自由の児童生徒が在籍する学校については、全てエレベーターが設置されることとなります。

○太田清海議員 ありがとうございます。県立延岡高等学校におけるエレベーターの設置事業の整備内容についてお伺いしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 当初予算でお願いいたしております、県立延岡高等学校におけるエ

レベーター等設置事業につきましては、階段での移動が困難な生徒が在籍しておりますことから、普通教室棟にエレベーターを設置することを計画いたしております。また、教室から体育館等への移動についても支障を来しておりますことから、円滑に移動するための渡り廊下も整備したいと考えております。さらに、体育館付近には多目的トイレを設置する予定でございます。これらの整備を行うことにより、バリアフリー化を推進してまいります。なお、整備に当たりましては、一定の工期が必要ではありますが、学校と調整を図りながら、必要とする生徒さんが早目に使用できるよう進めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 ありがとうございます。延岡高校はメディカルサイエンス科ができて、またいろんな思いを持った子たちが応募してきていると思います。私を知っていた子供さん、お母さんにお会いしましたが、障がいがあって、延高に入学したい、医者になりたいということで、教育長にもお会いされ、知事にもお会いしたというふうに聞いています。そういう結果として延高にエレベーター設置ができたことを、本当に母子ともども喜んでおられました。その子供さんに、医者になるかと聞いたら、頑張りますと言っていましたので、そういう思いをぜひ遂げていただきたい。そういう配慮をしていただきましてありがとうございました。

続きまして、特別支援学校におけるチャレンジ検定は、具体的にどのようなことを行うのか伺いたいと思います。これもテレビで放映されて、私のところに医療機関から、「どういことですか。これはうちも採用したいが」という問い合わせもあったものですから、内容についてお聞きしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） チャレンジ検定は、特別支援学校高等部の生徒の自立と社会参加を目指し、就労に向けた技能の習得や意欲の向上を目的として、平成25年度より実施している本県独自の取り組みでございます。検定の具体的な内容は、布やモップ等を使った清掃の技能を検定する「メンテナンス」、注文や飲み物の配膳等の技能を検定する「喫茶サービス」、文書を間違いなく封筒に入れることや宛先の仕分け等の技能を検定する「事務サービス」、商品の検品や補充等の技能を検定する「商品管理」の4つを実施いたしております。この検定では、1級から10級までの認定証を授与いたしますが、級の認定においては、清掃会社の専門家等による審査をお願いし、厳正な評価を行い、実施いたしております。この検定で培った技能や意欲は、どの職場でも求められる職業スキルの基礎力になるものと考えております。子供たちの検定に臨むあの緊張した姿、あるいは誇り、自信、手応え、そんなものが表情から見てとれ、しっかりやっていきたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。チャレンジ検定による効果と今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） チャレンジ検定で高い評価を受けた生徒の多くは、福祉施設やスーパーマーケットなどに就職しております。特別支援学校高等部卒業生の就職率は、本県は、10年前は全国との差が8ポイント以上ありましたが、平成26年度は、全国並みの27%と向上いたしております。この検定の取り組みも、就職率の向上につながっているものと考えております。これまで3年間かけて、検定の研究・開発を行ってまいりました。今回、新規事業とし

て、「キャリアアップ！特別支援学校高等部生就労・自立支援事業」をお願いしているところでありますが、来年度から、チャレンジ検定への特別支援学校の参加を一層拡大するために、検定を2会場から4会場で本格実施してまいりたいと考えております。さらに、多くの方々にこの検定を知っていただき、新たな雇用先の開拓を図っていくために、企業等のための学校見学会を全ての特別支援学校において開催するとともに、宮崎県工業会が主催する「みやざきテクノフェア」において、検定上位者のデモンストラーションを行ってまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。実は、先週の自民党の丸山議員の代表質問の中で、宮崎県は平均よりおくらせていたけれども、8ポイントほど上がったということで、私、それを聞いたときに、大したものだなと。なかなかパーセントは上がらないんですね。これを上げたというのは大したものだなという思いで、そのことを褒めてあげようかなと思ったら、答弁の中でそれが出ておりましたので、よくわかりました。ぜひ頑張ってくださいと思います。障がい者の方々に夢を与えるように、ぜひお願いしたいと思います。

最後に、県立普通科高等学校の補習科についてお伺いしたいと思います。公明党の新見議員の代表質問の中で、現役の課外の問題が出されておりましたが、私は卒業生の補習科についてお伺いしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 高校を卒業した生徒が、大学受験の挫折を乗り越え、翌春の合格を夢見て学ぶ補習科は、現在、宮崎市内の普通科高校3校に開設されておまして、今年度は75名の生徒が在籍いたしております。補習科の設

置に当たりましては、親しんだ学びやで引き続き学びたいという生徒たちの強い願いにより、各学校がPTA等からの依頼を受け開設しており、その学校の卒業生に加え、他校の卒業生にも学びの機会を提供いたしているところであります。

実は、私もかつて補習科の担任をさせていただきました。その授業を閉じる閉講式に謝辞を贈ってくれた代表生徒の言葉を紹介させていただきます。「この補習科を設置していただいたPTAや学校の先生方、そして、やる気をなくしたとき明るく応援してくれた後輩たちに、あらゆる場面で支え続け温かく見守ってくれた両親に、お互いに励まし合い、競い合った補習科の仲間たち全てに感謝をしたいと思えます」。多くの生徒が壁を乗り越え、それぞれの夢をかなえ、周囲への感謝の思いを胸に大学へと進学する姿を見ておりますと、補習科には補習科ならではの学びがあると考えております。

○太田清海議員 わかりました。なかなか難しいことは、民間事業者も同じような作業をしていますので、その辺のすみ分けの問題、それから、公教育というのは貧しい方にも提供してあげないかという、その思いの接点のすみ分けのところだろうと思うんです。今後、そういったところの問題がないように配慮しながら、またお願いしたいと思えます。

最後であります。派遣労働の問題をよく取り上げてきましたけれども、宮崎労働局の資料の中に、派遣労働……(2回目ブザー)

以上で終わります。失礼いたしました。(拍手)

○中野廣明副議長 次は、右松隆央議員。

○右松隆央議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党、宮崎市選出の右松隆央でございます。私淑

する西郷隆盛公の教訓を後世に伝えるために記された「南洲翁遺訓」の中に、次のような言葉が書かれてあります。「政の大体は、文を興し、武を振ひ、農を励ますの三つに在り。其他百般の事務は、皆此の三つの物を助るの具也」。明治維新から148年たつ今日の時代に言いかえれば、「文を興す」とは、教育によっていかに有為な人材を育成していけるか、すなわち人づくりのことであり、「武を振う」とは、世界に伍していくための防衛・外交の力を問うており、「農を励ます」とは、私たちが生きていく上で欠くことのできない「食」につながる農業の重要性を説いているわけであります。時代は変われども、人づくり、外交・防衛、そして食につながる農業、この3つは、まさに政治の要諦と言っても過言ではありません。

今、その農業が大きな岐路に立たされております。「食料安全保障」という言葉が示すように、農業の振興をおろそかにするということは、国力の衰退を意味するわけであります。農業が基幹産業であり、食料供給基地を自認する本県にとって、TPPという、米国を初め、太平洋を取り巻く国際社会の大きな潮流に逆らうことができないとするならば、いかに我が国の農業、そして地域農業が国際競争に打ち勝っていけるのか。国と自治体が最大の努力を払って、責任ある対策、その場しのぎではない将来につながる農業施策を講じ、農業者・団体と一体となって強い農業をつくるほかないわけであります。

TPPが起爆剤となる農政新時代において、強い農業を実現するために欠くことのできない方向性としては、昨年9月の一般質問でも強調させていただきましたが、すぐれた経営感覚を持つ経営者としての農業者を育成していくこ

と、そして、飼料や生産資材も含めた農業・畜産コストの削減、さらには、戦略的輸出体制の整備、あわせて流通体制の改革を進めて、いかに農家の所得向上につなげていけるか、これらが大きなポイントになってくるものと考えております。農家の努力では対応できない分野の環境を整えることが政治の役割だと言える中で、TPP対策における政府の動きと、本県のTPP対策の取り組み状況について掘り下げてまいりたいと思っております。

まずは、知事に伺いたいと思います。国の予算編成において、農水省は28年度当初予算で、前年度比1億円増の2兆3,091億円を確保するとともに、今回の補正予算では、TPPの国内対策として3,122億円を計上したところであります。その中身について、どこをポイントに、どう評価され、TPP対策費の補正の効果を農業現場にどのように引き出そうと考えておられるのか、伺いたいと思います。

後は質問者席にて質問を行わせていただきます。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

TPPへの対応についてであります。今回の国の補正予算で措置されましたTPP関連対策には、TPPの大筋合意後、全国に先駆けて昨年11月12日に、私みずから農林水産省を訪問して要望しました、国際競争を勝ち抜く生産体制の強化や、攻めの輸出体制と6次産業化の強化などに対する具体的な施策が盛り込まれており、一定の評価をしているところであります。県といたしましては、これら国の予算を活用し、畜産の生産体制の強化や、収益性の高い施設園芸の産地づくりなどに全力で取り組みますとともに、国の当初予算で増額されました農業

農村の基盤整備にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。これらの対策について、生産者や関係団体等と連携して取り組み、収益性の高い生産体制の整備や、攻めの姿勢に基づく輸出の促進を図るとともに、国に対して、引き続きTPP対策の予算確保を要望し、TPPに負けない競争力のある本県農林水産業を築いてまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○右松隆央議員 今、知事が述べられた、例えば耕地の基盤整備であれば、確実にTPP対策で増額編成となるこの時宜を逸せず、県が負担する裏負担の枠を多少引き上げてでも国の予算を獲得し、本県農業の競争力を将来的に強くしていく。私は、その一つ一つに、知事の県政運営への哲学、あるいは国の予算獲得への大きな手腕が求められているというふうに考えております。今回、耕地の基盤整備につながる農業農村整備の土地改良事業において、28年度当初予算が前年度比で209億円上回る2,962億円で、かつ、今回の補正でも990億円を計上し、合わせて1,199億円もの増額編成になっております。本県としては、まさに農政新時代を築くと意気込む国の増額編成に乗かって、他県に先んじて基盤整備率の向上にしっかりとつなげていかなければならないことは、当然のことであると考えています。

そこで、国の今回のTPP対策補正予算の中で、基盤整備において370億円計上された水田の大区画化は、生産コストが60キログラム当たり9,600円を下回ることが実施要件で、25年度が1万7,616円の本県では活用できない事業になっております。しかし、本来は、国全体の基盤整備の将来的な底上げを図っていくことを鑑みれば、実施要件の設定に本県の要望も伝える必要

があると考えております。一方で、もう一つの平場、中山間地域向けに406億円計上された水田の汎用化、畑地の高機能化等は、全国での要望が超過したのか、直前で測量設計などが対象外となり、本県では、44地区を要望した中で32地区、国費分で9億4,000万円という割り当てになっております。すなわち、合わせて776億円のうち、本県配分は9億4,000万円になるわけであり、これらを踏まえて、来年度の取り組みをどう推進させるのか、農政水産部長に伺いたいと思います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 農業基盤整備に関するT P P対策につきましては、国際競争力を強化し、将来の担い手を育成するために、御指摘にもございましたけれども、「水田の大区画化」と「水田の汎用化、畑地の高機能化」の2つの柱から成る対策が打ち出されております。このような中、県では、水稲単作ではなく、さまざまな品目が作付可能な本県の実情から、「水田の汎用化、畑地の高機能化」の事業で補正予算を要望いたしましたが、今回の補正では、工事が優先され、測量設計のみの地区は予算づけが見送られたところでありまして、来年度に向けて、関係市町村及び地元と連携を図りながら、万全の準備を期したいと考えております。

また、本県農業の国際競争力を強化し、農業の成長産業化を図るためには、基盤整備は極めて重要であると認識しておりますので、基盤整備のおくれている本県の実情、それから将来の大区画化の必要性など、本県の実情を国にしっかりと伝えるとともに、予算の確保と本県への重点配分を強く要望し、予算の獲得に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ万全の準備で、この時宜

を逸せずに予算の確保に臨んでいただくよう、要望させていただきます。

続いて、T P P対策において、国も極めて重要視している、戦略的輸出体制の整備について伺っていきたいと思います。農水省や自民党の骨太P Tにおいて、輸出増に向けた議論が本格的に開始される中で、その大きな論点として、輸出をいかに農家の手取りの向上につなげていけるのか。そのためにも、流通や価格など、輸出の構造的な課題が大きくクローズアップされております。「輸出をふやすことで誰がもうかるのか。成果は生産者にもしっかり返す形で、さらなる生産意欲につなげていくことが重要」とし、「輸出ではもうからないという生産者の発想を変えなければならない」「産地と輸出先の価格を調べ、流通経路も含めて、どこが利益を得ているのか、しっかりと把握していく必要がある」と、輸出増を農業所得の向上に結びつけていくことの重要性が問われております。

私も、上海や香港のスーパーに視察で行きましたけれども、本県のみならず、日本の農畜産物が売り場で驚くような高値をつけているものを数多く目にしてまいりました。一方で、農業者段階での価格は、多くの場合が国内販売向けと変わらないとされておりまして、農家へのメリットが十分に還元されていないのが実態であろうと考えております。輸出業者の話によれば、「輸出先国の卸に支払う手数料や現在の輸出体制が、輸出国の仲介業者を通じて小売店まで届けられる物流が主流になっており、業者を経由するたびに最大5割程度の間接マージンが取られ、店頭価格が高値になってしまう」とのことです。ジェトロの24年度の調査によれば、日本の生産者が1頭72万円で販売した和牛肉の価格が、輸出先のシンガポールの小売段

階では、3倍近い204万円までに膨らむ事例があったとされております。

そこで、農政水産部長に、本県農水産物の輸出増に向けて、仲介手数料や輸送コストなど、物流費全般が具体的に輸出に及ぼす影響、並びに輸出を農家の所得向上に結びつける必要性をどのように認識しておられるか、伺いたいと思います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 急速に国際化が進展する中で、本県農水産物の輸出を農家所得の向上に結びつけるためには、議員御指摘のとおり、物流費全般を低減し、輸出先国での価格競争力を高めることが極めて重要であるというふうに認識しております。例えば、香港に青果物を船便で輸出する場合を例にとりますと、農林水産省の試算ではございますけれども、国内の輸出商社の手数料が15%、輸出先国への通関費用も含めた輸送コストが37%、海外の輸入商社の手数料が約24%など、輸出に要する経費が、国内卸価格にトータルで76%も加算されることになることから、これらの削減が大きな課題となっております。このため、県といたしましては、輸送コストや中間業者の手数料などの低減を図り、農家所得の向上にしっかりと結びつける必要があると、そのように認識しております。

○右松隆央議員 ぜひこれからも、物流コストについては継続的に調査をお願いしたいと思っております。

そういった中で、海外の小売価格の大幅な低下を果たした事例として、例えば福岡県の「あまおう」が、シンガポールの伊勢丹百貨店と輸送会社との物流連携で、日本円で2パック5,600円を2,500円に半減させた例も出てきております。また、農産物のロットが不安定なため、規

格が限られている船便のコンテナを満たすことができずに、容量があいた分の輸送費が価格に転嫁されていることから、複数産地が連携してさまざまな農畜産物を仕入れて、通年での輸出体制を整備し、輸送のロス軽減につなげている取り組み事例も出てきております。

そこで、物流改革で価格を抑えることで、富裕層以外の販路の拡大につなげるとともに、農家の所得向上にも結びつけていくことが重要と考える中で、輸送会社との連携や、複数産地と一緒に輸出体制を構築するなど、物流の見直しにどのように取り組んでいかれるか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 農水産物の輸出拡大を農家所得の向上に結びつけていく上で、手数料の削減や複数産地の連携による物流体制の効率化は重要な視点であります。このため、県におきましては、海外への物流ネットワークを有するヤマト運輸、ANA Cargo等と昨年、連携協定を締結したところであります。この物流ネットワークでは、特に、消費者やレストラン等への直接販売といった小口取引においてコスト削減が期待できますことから、鮮度を保持したまま輸送できる特性を生かした、新たな輸送体制の構築に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。また、JA宮崎経済連が中心的な役割を果たして設立されました九州農水産物直販株式会社では、博多港等から本県産のカンショを初めとする九州産農産物を取りまとめて輸出する取り組みを、昨年11月から開始したところであります。県といたしましても、今後さらに、九州各県の産地との連携を図り、効率的な輸出体制の構築に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 双方とも昨年から緒についた

ばかりですが、大変評価のできる取り組みだというふうに感じております。大事なことは、その本県の取り組みが農家の収入アップまでしっかりつながることです。ぜひ、宮崎モデルと言われるぐらいの本県農畜産物の戦略的輸出体制の確立に取り組んでいただきますよう、お願いをいたします。

同じく、輸出拡大における今回の農水省の補正予算についてであります。TPPの関連政策大綱に掲げた米、牛肉、青果物、茶など、重点品目ごとに輸出に取り組む事業者団体を後押しする「農畜産物輸出促進緊急対策事業」、並びに輸出拡大に必要な施設の整備を支援する「農畜産物輸出拡大施設整備事業」が、それぞれ88億円、43億円と、今回新たに盛り込まれております。事業実施主体としては、採択基準が設けられて、公募により選定された事業者団体とあります。

そこで、今回のTPP対策に係る補正で、農林水産物の輸出拡大に向けて予算化した新規事業における本県の取り組み状況について、農政水産部長にお伺いしたいと思います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 今回の農林水産省の平成27年度補正予算では、農林水産物の輸出促進緊急対策といたしまして、131億円が予算措置されたところでありますが、このうち、地域が取り組める事業といたしまして、茶や水産物の輸出に係る取り組みや、農畜産物の施設整備に係る事業などが創設されております。今回の補正予算で措置された事業に対しましては、茶や畜産などで活用の検討を進めておりましたが、事業主体の準備が整わなかったことなどにより、現在、国に申請している県内の団体は残念ながらございません。今後とも、現在輸出に取り組んでいる団体等に加えまして、新た

な事業者も掘り起こし、各種輸出関連事業の周知・啓発や事業計画の策定支援などを行い、平成28年度以降の国の輸出促進関連予算の有効活用を図ってまいりたい、そのように考えております。

○右松隆央議員 輸出事業に乗り出したい民間事業者等は、県内にも相当数いるわけですので、今答弁されましたように、新たな事業者の掘り起こし、そして周知の徹底を図っていただいて、文字どおり、オールみやざきで取り組める輸出促進の後押しを、ぜひともお願いしたいと思います。

海外への農畜産物の輸出拡大について、もう一点、本県の取り組み状況を伺いたしたいと思います。海外からのバイヤーの招聘状況であります。同じ九州の佐賀県では、HIDA（ハイダ）と呼ばれる一般財団法人海外産業人材育成協会のパートナー候補・招聘型プログラムの一環で、タイから青果物のバイヤー4人を招き、圃場などの視察を行っております。佐賀の主要産品であるイチゴ「さがほのか」を、東南アジア地域の輸入卸業者や小売業者へ紹介し、輸出の促進を図ることが目的とされ、県の担当者も、「HIDA事業に採択されたことにより、タイに販路を有する有力なバイヤーを招聘することができた。今後も、このような事業を活用し、輸出促進の足がかりにしていきたい」と、コメントを出しております。実は、タイへの輸出は、福岡県、三重県、愛媛県の3産地が合同で柑橘輸出産地間連携検討会を開いて、有望なマーケットとして、まさに取り込もうとしております。

そこで、本県の海外バイヤーの招聘状況がどうなっているのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 海外バイヤー

の招聘は、本県の強みであります高い品質や安全・安心への取り組みなどを直接アピールできますことから、新たな取引を創出する上で、極めて有効な手段であるというふうに考えております。このため、昨年度は、香港の高級日本食レストラン及びマカオ、フィリピンの輸入商社からそれぞれ1名、また、タイの輸入商社から2名の計4社5名を招聘いたしまして、宮崎牛や豚肉などの食材の提案及び農業生産法人や食肉加工業者等の視察を行ったところであります。本年度は、シンガポールの百貨店及び輸入商社並びに香港の輸入商社からそれぞれ1名の計3社3名を招聘し、宮崎牛やブリ、漬物などの生産者との商談及び地ビール工場などの視察を行っておりまして、さらに、来月には、EU、アメリカ等からバイヤーを招聘し、食肉センター等への視察も予定しているところであります。今後とも、関係機関・団体や生産者との連携のもと、本県農水産物の輸出拡大に向けたバイヤーの招聘に、さらに取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、今後もさまざまなルートを活用しながら、活発にバイヤーの招聘に努めていただきたいと思います。

続いて、TPPで圧倒的な経営規模を誇る豪州、米国、ニュージーランドからの輸入増加により、深刻な影響を与えると言われる畜産分野の対策についてであります。ブランド化とともに、TPP対策の柱となる低コスト化において、まずは、和牛の肥育コストの軽減策について伺ってまいりたいと思います。

和牛の肥育経営は、子牛や飼料の高騰で大変厳しい現状であるのは承知のとおりであります。全国の子牛相場が5年前の倍、飼料価格も2割高となっている状況であります。TPPで

将来的に国産枝肉相場が下落する恐れもある中で、コストの削減は焦眉の急と言える喫緊の課題であります。肥育コストの削減で、所得の向上に直結し、生産基盤の強化に向け、どうしても不可欠な取り組みとして、肥育期間の短縮化が大きな成果を出してきております。通常は、10カ月の子牛を導入し、20カ月肥育して出荷するところを、9カ月で買いつけ、18カ月の肥育により、出荷月齢が通常の30カ月より3カ月ほど短い27カ月になるわけであります。牛舎の回転率が高まるとともに、事故が起きやすい時期を迎える前に出荷できるため、事故率が平均の半分の2～3%に抑えられるとされております。短縮肥育に取り組む方も、18カ月で十分に増体する、それ以上は事故リスクが高まると話されております。そして、その人によれば、1頭当たりの肥育コストは、人件費を含めて、通常より4万円ほど安い39万円で済んでいるということであります。100頭単位の規模であれば、数百万から数千万のコスト削減になる計算であります。後ほど、飼料のコスト削減策についても問わせていただきますが、飼養管理においても、肥育前期に粗飼料を多く与え、また、その後、濃厚飼料を効率的に与えるなど、徹底した個体管理で、枝肉の量・質とも20カ月肥育したものと遜色ないクオリティーを確保されております。

そこで、農政水産部長に、TPPも見据え、肥育牛の生産コストの削減がますます避けて通れない中で、短縮肥育における県の取り組み状況がどうなっているのか、伺いたいと思います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 子牛価格の上昇や配合飼料価格の高どまりが続く中で、肥育牛の肉質を維持した上で生産コスト削減を図る

ことは、重要な課題であると認識をしております。現在、肥育牛の生産コストのうち、最も大きいものは素畜費、次いで飼料費であり、この2つの合計で約8割を占めております。このような中、県内肥育農家の一部には、肥育期間を短縮することで、飼料費を約1割程度削減している事例も見受けられるところであります。県といたしましても、肥育期間の短縮は生産コスト削減に有効な手段と考えておりまして、現在、宮崎大学との共同研究において、期間短縮が肉質に及ぼす影響などについて試験を実施しているところであります。今後とも、現場の取り組み事例や研究成果を踏まえながら、肥育農家の所得向上を目指してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 県の事業として、肉質の自動判定や超音波診断等の研究をより一層進めていただいて、短縮肥育による生産コストの削減にしっかりと結びつけていただきたいと思います。

さらに、本県の繁殖雌牛の分娩間隔について伺いたいと思います。平成21年のデータで414日となっております。この分娩間隔を、理想とする1年1産に短縮することが、和牛繁殖経営においても生産費の大きな低減につながるとともに、出荷頭数もふえ、利益を確保することになります。

そこで、平成25年3月に策定された宮崎県畜産新生プランにおいて、生産性の向上として、1年1産を10年後の目指す姿に置いた上で、今年度の数値目標が21日短縮とありますが、現在の進捗状況を農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長(郡司行敏君) 宮崎県畜産新生プランにおきましては、繁殖雌牛の分娩間隔の短縮を重点課題と位置づけ、80戸のモデル農

家を設置し、重点的な指導を行うとともに、発情発見装置の導入支援や、農家が繁殖成績を確認できるシステムの構築、また、普及センターによる栄養成分に配慮した給与設計の指導など、多岐にわたる取り組みを実施しております。その結果、モデル農家の中には、1年1産を達成する農家も出てきているところでございますが、県内の和牛全体で見ると、分娩間隔は平成26年で417日と、目標に対して十分な成果を得るに至っていない状況でございます。今後は、これまでの取り組みを充実させるとともに、モデル農家で得られた成果を県全体に波及させながら、関係機関と一体となって、分娩間隔の短縮に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 和牛繁殖経営においては、分娩間隔を短縮し、効率的に生ませることが非常に重要にもかかわらず、今年度の目標の21日短縮どころか、逆に分娩間隔が延びて1年1産から離れ、全国平均よりも悪くなっているということは、大きな課題として考えていただきたいと思います。家畜市場においても、出荷頭数がふえない限り、相場の下げ要因というのはなかなか見い出せない現状でありますので、分娩間隔の短縮も、短縮肥育とともにしっかりと取り組んでいただきますよう、要望させていただきます。

あわせて、繁殖雌牛の増頭への取り組みについて伺いたいと思います。農水省が昨年4月に、本省内に畜産再興プラン実現推進本部を設置し、そのもとに、繁殖雌牛増頭部会を置いて、全国の和子牛生産頭数の減少傾向に歯どめをかけ、増頭に転じるための運動を展開しております。その中で、都道府県に対し、今後3年間の増頭目標の設定、並びに目標に沿った運

動の展開が求められております。加えて、農畜産機構において、来年度から繁殖雌牛を増頭する場合の奨励金が、今まで10頭未満の小規模経営は事業に参加できなかったわけですが、3～5戸程度の生産者集団を組織することで参加できるようになったところでもあります。

そこで、本県の繁殖雌牛の飼養頭数の直近の推移、並びに増頭目標の設定、今後の取り組み内容を、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 繁殖雌牛の飼養頭数につきましては、平成23年の8万3,900頭から、26年には7万7,000頭に減少している状況にあります。そこで、今般策定をしております第七次宮崎県農業・農村振興長期計画の後期計画におきまして、目標年であります平成32年には、8万頭に増頭する目標を設定したいと考えております。この目標を達成するため、畜産クラスター計画に位置づけられた、地域の中心的な経営体が行う施設整備に対する支援や、新たな担い手の育成、さらには、議員が御指摘されました、国が要件を緩和した「肉用牛経営安定対策補完事業」の活用などにより、増頭を推進することといたしております。肉用牛生産を基幹産業とする本県にとりまして、この8万頭を達成することは極めて重要であるというふうを考えておまして、市町村や関係機関と連携して、地域の実情に即した生産基盤の強化に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 農水省も、3年以内の緊急に対応すべき重要課題として、飼料増産とともに、繁殖雌牛の増頭を筆頭に挙げられておりますので、ぜひ、取り組みへの強力な推進をお願いしたいと思います。

畜産コストの削減において、もう一つ、欠くことのできない飼料の観点から伺いたいと思

います。やはり、一番の理想は飼料の完全な国産化であり、かつ、輸入配合飼料にも負けない低廉な価格を実現することにあります。国際市況の高騰や円安に大きく振れば、即、輸入の価格高にはね返り、経営採算に直結するからであります。飼料生産コストの削減の面から、ぜひ本県も取り組みを進めていただきたいソフトグレインサイレージ、これは、収穫した飼料用もみ米を、乾燥させずにそのまま粉碎処理し、密封保存してサイレージ化したものでありますが、畜産のプロである山下議員の代表質問と重なりましたので、私からは、SGSの利用拡大への支援策について伺ってまいりたいと思

います。現在、WCS稲が著しく増加しているわけがありますけれども、SGSの利点は、何といてもコスト面でありまして、既に導入が進む東北では、輸入穀物の配合飼料と比べても採算がとれており、さらには、嗜好性や消化性が良好のみならず、乳酸発酵させたことでオレイン酸が生じて、食欲が増し、肉質もよくなったとの声も出ております。

そこで、ソフトグレインサイレージの取り組みを進めていく中で、2つの点について。まずは、稲作農家と畜産農家の仲介についてであります。取り組みが進む東北地方においても、飼料用として潜在的なニーズはあるが、取引相手がなかなか見つからず、SGSの拡大にまだ至っていないとの指摘があります。そこで、この仲介を進めるべく、マッチングフォーラムの実施を本県でもぜひ進めることができないか。そして、もう一点は、調製加工の担い手づくり、すなわち、受託組織への支援措置がとれないものか、農政水産部長にお伺いしたいと思います。

○農政水産部長（郡司行敏君） ソフトグレインサイレージの利用につきましては、本年度収穫いたしました飼料用米を活用して、県内4カ所で、実際に牛に給与するなど、試験的な取り組みが行われておりますが、開封後の保存性など、高温多湿な南九州ならではの解決すべき課題もありますことから、現在、その解決に向けた取り組みを行っているところであります。今後、ソフトグレインサイレージの利用拡大を進めていくためには、これらの課題解決とあわせて、議員から御指摘がございましたように、稲作農家と畜産農家のマッチングや、受託組織の育成なども必要になると、そのように考えております。このため、県といたしましては、農家のマッチングにつながるセミナーの開催や、畜産クラスター事業等を活用した粉碎機等のSGS調製に必要な機械の導入支援など、その利用拡大に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、畜産農家における飼料費の軽減、そして、稲作農家における所得の向上、飼料用米の利用促進、さらには、循環型社会の実現に地域一体で取り組める、一石二鳥、三鳥の可能性がSGSにはありますので、取り組みを進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

続いて、農水省が主食用米からの転作を進める補助金、産地交付金について伺いたと思います。来年から、都道府県への配分方法を見直すことが明らかになっております。転作作物の生産コストの低減や、収量増加などの取り組み状況について、都道府県ごとに評価し、評価が高いほど手厚く配分されるようになるのとこのこととあります。政府の28年度当初予算においては、前年と同じ800億円を確保している状況であ

ります。

そこで、飼料用米への転作の進捗状況と、来年度の産地交付金配分の見通しについて、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県におけるここ3年間の非主食用米の作付動向を見てみますと、飼料用米が250ヘクタール増加し、449ヘクタールに、加工用米が913ヘクタール増加し、1,131ヘクタールに、WCS用稲が1,295ヘクタール増加し、5,828ヘクタールになるなど、非主食用米全体で米の作付の約3割を占めるまでに拡大しているところであります。また、飼料用米につきましては、畜産農家の利用希望約2万トンに対しまして、1割程度の供給にとどまっていることや、加工用米については、本県の酒造業において需要が拡大していること、さらには、種子の予約状況等も踏まえますと、28年度の非主食用米の作付は、引き続き増加するものと考えております。

なお、御指摘のように、28年度から、産地交付金の一部につきまして、国が産地の取り組み等を評価した上で再配分されますので、少しでも多くの交付金が確保できますよう、飼料用米、加工用米等の作付拡大・定着に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 国全体では、加工用、米粉用などが供給過剰にある中で、飼料用米は、生産量が42万トンに対して、潜在的需要量はその10倍となる442万トンと、受け皿は非常に大きいとされておりますので、本県でもさらなる作付の拡大を進めていただいて、産地交付金の確保に努めていただくようお願いいたします。

畜産の項目では最後の質問になります。本県畜産の振興において、やはり知事にその意気込みを聞いておかなければならない、全国和牛能

力共進会の前人未到の3連覇についてであります。先日、私も入会している経営者の勉強会で、知事が講演をされました。その中で、全共3連覇に向けて、並々ならぬ知事の決意を聞くことができました。そのときに知事は、「予算づけもこの3連覇だけは違うんです。幾ら使っても達成しなければならないんです」と言われ、私は胸が躍りました。知事がここまで、あたかも自分の選挙のように、全共3連覇を目指す。知事の本気度を、そのとき50名以上いましたけれども、会場みんなが感じたことと思います。部長もいわばフリーハンドを得たわけでありますので、宮崎県のためにも何が何でも3連覇をとりにいていただきたいと思いません。

そこで、知事に、ぜひあのときの講演を再現してもらおうような、予算編成も含めて、全共3連覇に向けての強い決意のほどを、もう一度伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） いよいよ宮城大会、来年に迫っているわけであります。この全国和牛能力共進会、今度こそは自分たちがという全国の名立たる和牛産地が「打倒宮崎」で束になってかかってくるわけでありまして、本県から遠い宮城で開催されるというようなこと、口蹄疫後の種牛を使う、さまざまな厳しい条件があるわけでありますが、必ずや3連覇を達成するという強い決意で臨む必要がある。日本一の準備と努力をしてまいりたいと考えておるところであります。

現在、県の推進協議会を中心に、生産者、関係団体等が「チーム宮崎」ということで一丸となって、出品対策に取り組んでおるところであります。ことしは特に、出品候補牛の導入が本格化する大変重要な年になるわけでありま

す。そのため、当初予算におきましても、前回の全共対策の予算と比べまして、予算を約4倍と大幅に増額したところでありまして、新たに雌子牛の保留対策を行うなど、万全の準備を行う予定としておるところであります。特に、4年後、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、世界の注目が集まる中で、圧倒的な「日本一の宮崎牛」、絶対王者という立場で全世界に向けて発信をしていきたい、そういう思いがありますし、あの長崎大会の感動というものを再び農家の皆さんと味わい、今後の宮崎牛づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、しっかり準備をして臨んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ全共3連覇を実現し、首長として名を残すほどの貢献をしていただきたいと、心から願っております。私も、長崎の地で味わったあの感動を、もう一度宮城の地で味わいたく、全面的に応援してまいります。

続いて、国がTPPの国内対策において重要な柱の一つに位置づける、中山間地域への支援項目についてであります。平野部に比べて、規模拡大やコスト削減による経営改善が難しい中で、今回、国の補正予算で、中山間地域等担い手収益力向上支援事業として10億円が計上されております。取り組み主体としては、集落営農や農地中間管理機構から農地を借り受ける農業者等であり、支援内容は、土地利用型作物から薬用作物、伝統野菜、あるいは地域ブランドの作物など、高単価が見込める品目への転換で、10アール当たり5万円以内の助成、そして、上限を200万円とした作物の価値向上に向けた成分分析などの取り組みに補助が出るものであります。

そこで、国のTPP対策での中山間地域等担

い手収益力向上支援事業において、本県の募集等、現段階の取り組み状況と、今後、この創設事業をどのように活用していく考えか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 中山間地域等担い手収益力向上支援事業につきましては、生産条件の厳しい中山間地域で、新たな品目や作型を導入する際の取り組み支援策として有効に活用できる事業であると、そのように考えております。県といたしましては、本事業の実施について市町村に意向調査を行い、28年度事業といたしまして、水田裏作への水田ゴボウ等の露地野菜の作付や、農地中間管理事業により集積された農地へのレタス作付などによる収益力アップの取り組みについて、県内2町4地区から要望があり、今後、事業の採択結果を踏まえて、国と所要の手続を行っていくことといたしております。なお、中山間地域におきましては、高い収益性が期待される花、キンカン等の推進に加え、小面積でも取り組める薬草などの産地づくりについても検討していく必要があります。今後とも、中山間地域に特化した支援施策は大変重要であると考えておりますので、本制度の継続を含め、さらなる施策の充実が図られるよう国に対して要望してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 TPP対策において、中山間地域に特化した本支援事業の活用においても、全力で努めていただきたいと思っております。

同じく、中山間地域の振興において、産業としてのジビエの振興について伺っていきたく思います。伝統食から外食産業へ、害獣から益獣へ。捕獲した鹿やイノシシを食肉として活用する動きが始まって10年余りたつ中で、今、ジビエの振興は、国が動き始めたことで大きな節

目を迎えております。ジビエ専門の卸に携わる人によると、特定の部位に注文が集中することから、部位を問わない加工品の開発を進め、安定的な消費を開拓することの必要性や、ジビエの安定供給を求める大手食品メーカーの要望にもあるように、個体の大きさや、雄、雌、年齢など、まちまちの状況から、食肉の規格化を進め、外食産業でも使えるような規格をつくっていく取り組みが求められております。また、鹿の角が中国では貴重な漢方とされていることや、イノシシや鹿がペットフードの原料としても人気が高いとされるように、ジビエの振興には、さまざまな需要を掘り起こす必要性も出てまいります。

そこで、本県のジビエに対する取り組みの現状と、今後の展開として、国産ジビエに将来性を見出している外食産業へ提供する側として、捕獲から流通、調理まで一連の流れを確立して、ジビエを活用した中山間地域の活性化に、県としても本格的に乗り出していく考えがないか。これは、特命チームのトップである稲用副知事をお願いします。

○副知事（稲用博美君） 捕獲鳥獣の利活用につきましては、これまで、処理施設の整備でありますとか、事業者の人材育成等に対しまして支援を行ってまいりました。ただ、販売先の確保でありますとか安定供給等の課題がありまして、その利活用は一部にとどまっております。このため、昨年6月に、鳥獣被害対策特命チームの中に捕獲鳥獣利活用部会を設置しまして、今後の方向性を検討しました結果、来年度当初予算案としまして、「みやぎきジビエ普及拡大推進事業」を計上させていただいたところであります。この事業では、統一表示基準や認証制度等の検討を行います協議会の設置、また、安

全・安心な肉の提供に向けました衛生管理技術の向上、さらには、肉の供給者とレストラン等とのマッチング支援により消費拡大等に取り組むこととしております。日本ジビエ振興協議会の調査によりますと、全国の推定利用率を5%としておりますが、利活用の実態把握のために、現在、県内飲食店の需要動向等調査を進めております。今後、民間団体等とも連携を図り、肉の供給と流通、消費までの体制というもの確立しまして、レストラン等の外食産業、そして、一般消費者に対する普及拡大により「みやざきジビエ」のブランド確立を図ってまいりたいと考えております。さらに、食用以外の需要の掘り起こしも検討しながら、これからの中山間地域を支える産業として、雇用や所得の確保というものにつなげてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ジビエの振興は、今、大きな節目を迎えております。ぜひ、工程ごとに国が設けた補助事業を最大限に活用していただきながら、今、副知事が言われましたように、これからの中山間地域を支える魅力的な産業へと、戦略的にプロジェクトを進めていただくことをお願いいたします。

続いて、鳥獣被害対策において、今、綾町が大きな成果を出しております。鳥獣被害防止施設緊急整備事業で設置したワイヤーメッシュと電気柵を組み合わせた複合柵で、猿やイノシシ、鹿などの被害額が5,870万円から1,300万円と、4年間で2割まで激減させております。国の事業を活用し、4年間で総延長53キロの複合柵にかかった資材費9,500万円は、100%、国からの補助となっております。かんきつ類を栽培する農家も、猿やイノシシによる被害が激減したと、その大きな効果を話されております。

そこで副知事に、いまだ鳥獣被害の深刻さに苦しむ多くの県内自治体にどのような指導をしていき、具体的に被害の軽減にどう取り組んでいかれるか、伺いたいと思います。

○副知事(稲用博美君) 県では、市町村等と連携しながら、モデル集落の設置、各種の研修、防護柵の整備、捕獲対策等を推進し、被害の軽減に努めてまいりました。このような中で、今、議員のほうからも御指摘がありましたように、綾町の例があります。これは、国の交付金を活用しまして、電気柵とワイヤーメッシュを組み合わせた複合柵を効果的・計画的に整備するなど、地域ぐるみで対策に取り組んだ結果、被害が大きく減少したという成功事例であります。しかしながら、県内の市町村を見ますと、まだ依然として被害に苦しんでいるという状況であります。綾のような成功事例の取り組みを全県的に広めつつ、防護柵の整備に必要な資材費が全額補助される国の交付金がありますので、この活用につきまして、来年度は、本年度の実績、1億8,000万円ぐらいになると思いますが、それを上回るような利用ができるように周知してまいりたいと考えています。また、国に対しましては、事業が計画的に実施できるように、関連予算の拡充について引き続き要望してまいります。

○右松隆央議員 国の交付金を活用したハード整備をしっかりと進めていただいて、集落ぐるみでの鳥獣被害の撲滅に、さらなる取り組みを要望させていただきます。

最後に、TPPの真の影響について質問したいと思います。さきの政府のTPPの影響分析、それに準拠した本県の影響試算の結果に驚きを禁じ得ませんでした。TPPを突破口に日本市場を狙う、桁違いの輸出大国である米国、

オーストラリア、そしてニュージーランドが、手ぐすねを引いてTPPの発効を待っているわけであり。米国農務省は、TPP参加国全体の輸出増加額の実に70%の58億ドル分は日本が引き受け、日本農業のほぼひとり負けになると、想像しがたい試算を出しております。そことの整合性は今後の国会での議論に委ねるとしても、まさに、日本が格好のマーケットになると、TPPを対日輸出拡大の最大の好機と捉えているわけであり。国内対策で、桁違いの大国農業に立ち向かえるのか。そこには楽観性が入る余地はみじんもなく、相当な覚悟で臨んでいかなければなりません。冒頭申し上げましたけれども、TPPで農業が大きな犠牲を強いられることになれば、国力の衰退に間違いなくつながると認識しております。

そこで、知事に伺いたいと思います。TPPの影響試算において、政府の試算公表前に県独自の試算を示したのが、和歌山、滋賀、新潟の3県でありました。そして、政府公表後にも、今月22日に隣県の熊本県で、国の影響試算の対象外となっている野菜において、輸入量が多い品目や、地域で産地化が進んでいるトマトやキュウリ、ナスなど10種類の県独自の影響試算、並びに、価格低下に伴い、国は変わらないとする生産量が減少するとし、畜産物を中心に国の価格低下率と同率で算出した影響試算、そして、SBS米の輸入増加が見込まれることから、業務用途向けの県産米の3割に影響があるとし、以上3項目において、県の独自試算を公表したところであります。これは、蒲島熊本県知事が、生産現場の要望や不安の声をしっかりと受けとめて、首長としての責務と使命感を行動であらわされたものと察するところであります。そこで、今後、各県で独自試算を算出す

る動きが活発化することも想定される中で、本県として独自試算に取り組む考えがあるのか、知事に伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 今お話がありました、ことし1月27日に「宮崎県TPP対応基本方針」の中で公表いたしました本県農林水産業への影響試算については、国の試算に準拠いたしまして、必要な対策を実施した上でなお影響が懸念される品目について、県としての試算を行ったものであります。今回の国の試算は、国が十分な対策を実施する決意を示したものであると受けとめております。県としても同様の姿勢でございますので、県としましては、現場の厳しさを胸に刻みながら、また、農家の皆さんの不安にしっかりと向き合いながら、本県農林水産業の成長産業化を進める対策に積極的に取り組みますとともに、国に対しましては、情勢の変化に対応した影響の検証と、それに基づくTPP対策予算の確保について要望してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 私は、食料供給基地を自認する農業県・畜産王国の本県が、県内農畜産物への影響をできる限り幅広く整理しておくことは、極めて重要なことだと認識しております。今後、国へ影響試算の検証と、それに基づく必要な追加対策をしっかりと要望していただきますようお願いいたします。

今回は、TPP対策と本県の農政課題、この1項目に絞らせていただき、さまざまな角度から質問をいたしました。「ピンチをチャンスに変える」、言うは易し、行うはかたしであります。桁違いの輸出大国が、野望を持って日本市場を狙ってくるわけであり。このTPPは、国の責任でもって交渉が進められ、妥結を得るに至りました。だからこそ、農政の現場を

つかさどる自治体の長から、対策の中身から予算組みに至るまで、国に対し、言うべきことは声を上げていただくことが大事であります。本県の基幹産業である1次産業が、TPPで迎えるであろう農業の総自由化というかつてない難しい難局を、河野知事みずからのかじ取りで乗り切っていくのだという強い覚悟を持って農政運営に取り組んでいただきますよう、お願いを申し上げます。以上で私の一般質問の全てを終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○中野廣明副議長 ここで休憩いたします。

午後2時47分休憩

午後3時10分開議

○中野廣明副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕(拍手) 知事の政治姿勢に関する問題などについて伺ってまいります。

小さな藩であった高鍋藩に生まれた鷹山は、上杉謙信を祖とする名門上杉家に9歳で養子入籍し、若干17歳で9代目の米沢藩主となりました。当時、米沢藩は極めて厳しい財政状況の中にあって、米沢藩の寒冷な風土に合った産業の中で、最も市場性がありお金を稼げるのは、養蚕業による絹糸生産だったそうであります。鷹山公は、この絹糸をさらに絹織物にまで仕上げ、付加価値を高めることを考え、全国から指折りの織物職人を米沢に招き、織り手たちに技術指導を行っております。そして、でき上がった織物は一括して藩で買い上げるという、当時としては画期的な産業振興策を講じたのであります。織物の町「米沢」は、むろんその結果であ

ります。このような積極的な産業振興と徹底した儉約による財政改革の取り組みによって、鷹山の藩主就任から56年目にして、藩の借金を見事に完済したそうであります。しかし、鷹山はこれを見届けることなく、それは鷹山公逝去の翌年のことだったとのことでもあります。また、このような藩の財政の立て直しのほかにも、家臣や織り手たちに介護休暇や育児手当を給付するなど、福祉施策や労働政策への取り組みを、あの時代既に行っていたという史実もあります。まさに先見性にすぐれた政治家であり、かのジョン・F・ケネディが、鷹山をして「尊敬する政治家」とたたえたのもむべなるかなであります。

当然ながら知事も、ただただ県民の幸せを願い、額に汗しながら日々精進されていることと思います。そこで、平成28年度当初予算編成に際して、アベノミクスの経済効果がいまだ十分行き届いていないのが現状と言える本県の県民生活や産業活動に対し、どのような工夫を施されたのかお尋ねし、後は自席からの質問といたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

平成28年度当初予算についてであります。平成28年度当初予算の編成に当たりましては、「財政改革の着実な実行」「重点施策の推進」「役割分担を踏まえた施策の推進」の3つを基本方針として、編成を行ったところであります。厳しい財政状況の中ではありますが、地方創生のトップランナーを目指して展開します地域活性化の取り組みや、県民の安全・安心の確保に向けた取り組みなどを積極的に推進するため、特別枠を設け、公共事業の追加措置など総額63億8,000万円を措置したところであります。

この結果、平成28年度当初予算は、第四期財政改革推進計画を着実に実行しながら、選択と集中の理念のもと、人口減少問題や地域経済の活性化、県民の安心・安全の確保などの課題に的確に対応する施策の積極的な推進を図ります、「躍動する『みやざき新時代』予算」として、予算編成を行ったところであります。以上であります。〔降壇〕

○坂口博美議員　さまざまな課題に的確に対応するために、積極的な予算編成をやったということですが、具体的にはどういったところを積極的な予算と言われるのか、再度お伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君）　まず、平成28年度当初予算の規模は、対前年度比0.7%増、実質0.7%増でありまして、国の予算の伸び0.4%や、地方財政計画の伸び0.6%を上回る伸び率となっております。また、その内訳につきまして、投資的経費やその他一般行政経費の伸びが、金額、率ともに義務的経費の伸びを上回ったものとなっております。また、公共事業につきましては、土地改良事業の直轄事業負担金が大幅減となったことから、公共事業費全体では対前年度比97.3%にとどまっておりますが、県単独事業につきましては、特別枠による追加措置を、前年度から5億円増の25億円としたことから、前年度比105.4%となっております。また、県営電気事業みやざき創生基金の活用による新規・改善事業につきましては、44事業、10.7億円を措置しておりますが、これらの事業は、通常の新規・改善事業の枠とは別枠で上乘せをした新たな事業ということでもあります。このようなことで、積極的な予算編成に取り組んだところであります。

○坂口博美議員　考え方の問題とは思いますが

けど、知事が今言われたのは、積極的というよりも、むしろ重点的な予算編成、いわゆる「選択と集中の予算編成である」と表現すべきではないかなと思います。積極的財政というのは、「入り」を最大限「出」に活用するということであって、例えば、県税が昨年度より約50億円もふえております。もちろん、この中には社会保障費などの義務的経費が多くを占めているということは理解できますが、この予算編成の作業で同時に進められたのが、県債残高を約200億円減らすということでもあります。知事が常々、宮崎県の県債管理状況というのは、極めて全国でも優等生なんだ、健全なんだということと言われるわけでありまして。私は、今の時期、アベノミクス効果がようやく地方にも実感できるようになってきたこのタイミングで、それをより確実なものとするためにも、ぎりぎりまで歳出を絞り出すなど、本県の経済高揚の確実性や、地方創生で他県との壮絶な闘いになることが予想されております地域間競争に必ず勝つための、さらに確実な道筋をつけるなどの予算編成をもって初めて、積極的財政と言えるんじゃないかなと思います。

以上申し上げまして、ここで、県営電気事業みやざき創生基金について、企業局長にお尋ねをいたします。我が党の丸山議員の代表質問に対して、これからの3年間で30億円を繰り出すということでありましたが、将来の電気事業運営に支障はないのか、まずお尋ねをいたします。

○企業局長（四本 孝君）　平成36年度までの建設改良や企業債償還等の財源としましては約157億円が必要と見込んでおりますが、これについては、建設改良積立金や減債積立金等により確保できる見通しであることから、今後の事

業運営に支障はないものと考えております。

○坂口博美議員 それから答弁で、現行の法のもとでの繰り出しは困難であったということもお答えになりました。現行の法のどこが繰り出しの抑止力になっていたのか、再度お伺いいたします。

○企業局長（四本 孝君） 電気事業法の卸供給料金算定規則に関する資源エネルギー庁通知におきまして、他会計への繰り出しは、中長期的に卸供給料金の低廉化が図られるなどの説明が電力会社に対してなされていることが前提とされておりまして、繰り出しを行うためには、売電料金を将来引き下げることが電力会社に約束する必要がありました。しかしながら、企業局においては、売電料金を引き下げ、繰り出しを行っても、安定的な経営を維持できるという将来見通しを立てることが厳しかったことから、繰り出しを行うことは困難というふうに判断をしてきたものであります。

○坂口博美議員 将来の料金値下げの見通しがなかなか厳しかったということですのでけれども、現実に企業局では、平成14年から10年以上にわたってずっと毎年値下げしてきておられるんです。14年からの10年間、23年まででも14%値下げをされているんです。これは、なぜやったのかということをお伺いいたします。

○企業局長（四本 孝君） 当時は、平成12年から実施されました電気事業制度改革により、公営電気事業者の位置づけが見直しをされ、民間事業者との競争も予想されるなど、将来の経営に予断を許さない状況下にありました。このため、企業局におきましては、経営基盤の強化を図り、競争力を高めることが急務であるとして、組織の再編による人員削減や、設備投資の見直しによる減価償却費の低減など、経費の節

減に積極的に取り組むこととしたことから、売電料金の低下につながったものでございます。

○坂口博美議員 今の合理化については、人員削減、あるいは遠隔操作なんかも含めて議会にも説明がございました。その時点で将来のコストダウン——電気料金を下げても成り立つ、そういった合理化を目指して費用対効果で投資するんだという説明でありました。当時はですね。

本県の企業局の場合は水力発電であります。火力発電のように、乱高下が非常に激しい原油価格の変動によって発電コストが大きく変わるといようなことはないわけでありまして、コストについては原価として積み上げる算定式の中で、そのどの費用も長期的な見通しが立てやすいものばかりだと思われまして。しかし一方で、発電量となりますと、火力発電は安定しているのに比べて、その年の降雨量で水力というのは大きく影響されるという弱点があります。しかしながら、これをカバーするために、企業局と九電との契約では2部料金制でやっておりまして、結果的に降雨量の影響というものが極めて緩和される、小さくされる工夫がなされておるわけであります。こういったことから、企業局は、かなり早い時点で九電に対して値下げを説明して、繰り出しを行うことは可能であったと思いますが、再度、御見解をお尋ねいたします。

○企業局長（四本 孝君） 電力会社との料金更改交渉において、将来の料金引き下げを説明した上での繰り出しは可能であったかと思いません。

○坂口博美議員 そのとおりだと思うんです。早くそれはやれた。やれたというより、むしろやらなきゃいかんかったと思うんです。ですか

ら、今の一連の説明を整理しますと、まず、一般会計へ繰り出すという行為は、これまでも法的には可能であった。だが、あえてやらなかったということになると思います。そして、今回の法改正でこれができるようになったというのではないということが、今判断できたわけであり、言うならば、高い料金を消費者に課し続けた結果留保できた余剰利潤を、今後要らないというわけですから、現行の法に沿って県民に還元するというものであります。「先人の熱い思いが」云々と言われたんですけども、こういったことを発言するというのは赤面ものだなと思います。今後は、自由化に伴って、電力会社との価格交渉など、これまで以上に大きな苦労とか責任がのしかかってくるわけであり、ますます、よくよくしっかりとした公営企業会計の運営というものを期待いたしております。

そして次に、質問に入っていきますが、口蹄疫復興ファンド事業は、国の考え方を認めて、平成27年度で終了するということになりました。県がこれを認めた。しかしながら、ファンド事業運用益には、平成27年11月末現在で1億3,000万の残があるとのことでもありました。ファンド事業は、「宮崎県は口蹄疫の被害からおおむね回復できた」という国の判断に、先ほど申しましたように県も同意をした。そして、事業終了を受け入れたというものであります。つまり、おおむね回復したという県内の復興対策に支出予定であった1億3,000万が残ったということは、この残金というのは国に返還しなければならないのではないかと思いますけれども、総務部長の見解をお伺いいたします。

○総務部長(成合 修君) 口蹄疫復興対策運用型ファンド事業は、県において転貸債の発行により1,000億円を調達し、これを口蹄疫復興財

団に無利子で貸し付けまして、財団においてその運用益により事業を実施するという仕組みでございます。一方、国は、この1,000億円の県債、転貸債に県が支払いました利子について、その8割を特別交付税で措置するという仕組みであります。財団の事業執行状況にかかわらず、県は金融機関へ利息支払いを行っておりますので、財団に残る残金につきましては、県が国へ返還する必要はないものと考えております。

○坂口博美議員 今の答弁を聞いた後ですけれども、畜産振興事業についてですが、28年度の事業として、先ほどの公営企業会計から一般会計に繰り出された。そして、それをもって造成した基金を財源に、地域振興事業に取り組むとされております。その中で、西都・児湯地域における畜産振興対策については、口蹄疫復興ファンド後継事業として特別交付税が措置されることになっておりますが、その対象となる畜産振興事業の内容について、農政水産部長にお尋ねをいたします。

○農政水産部長(郡司行敏君) 地域振興事業のうち、畜産関連の事業につきましては、次代を担う経営能力にすぐれた人財の育成と、技術・経営指導にかかわる指導員の養成等を目的といたしました、「強い畜産経営体を育てる人財育成事業」や、家畜の増頭促進のための繁殖センター等、地域における拠点施設の整備などを支援し、生産基盤の強化を図る「宮崎の畜産体制強化事業」、さらに、肥育経営体の素牛確保に緊急的に取り組む「宮崎牛」肥育素牛確保対策事業」など、7事業、総額約2億円を予定しております。

○坂口博美議員 先ほどの総務部長答弁では、国に財団の残金については返さなくてもいいと

いうことでした。この事業は、今年度をもって終了することになっております。ですから、今後、財団が事業を行うということは一切ないわけでありまして、そうなると、その金の使途については、今後、財団の6月の評議員会で決まることになると聞いておりますが、県に返すとなると、果たしてそれで問題はないのかなと思っております。いずれにせよ、国に返さないということになると、財団が残金を繰り出す先は県しかないということになると思っております。ですから、残金は、恐らく県に寄附されるということになるかと思っております。

ところで、その金が平成28年度以降に支出をされていくとなりますと、この資金は、その性格上、国が特交の対象先とした事業にしか使えないということに、理屈の上ではなろうかと思っております。先ほどの農政水産部長の答弁では、西都・児湯地域において、特交対象の畜産振興事業約2億円が28年度に予定されているということでしたが、そうなると、この1億3,000万円を国に返還する必要はなくても、その金が残っていることを理由に、特交の措置額が調整されるといった心配はないのか、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 口蹄疫復興対策運用型ファンドの運用益の残金につきまして、その取り扱いは、口蹄疫復興財団において今後決定されるものと考えております。平成28年度の特別交付税の対象となる事業は、現時点の当初予算編成において、ファンドの残金1.3億円は財源としておらず、県営電気事業みやざき創生基金を含め、県の財源により予算措置をしておりますので、特別交付税による措置の対象となるものと考えております。仮に、ファンドの運用益の残金が県に寄附された場合には、特別交付税の

措置に影響がないよう、その活用について検討してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 影響があっちゃいかんわけですけれども。そして、特交に影響ない使途先を考えながら検討するという答えでありました。今後のために、くどいけど申し上げておきますけど、その使途先の前提条件というのは、この金の性格上、あくまでも西都・児湯地区の畜産振興であるということ。これを間違えると、県への歳入後の措置というのが非常に微妙なことになってくる可能性があるんだということを申し上げまして、次に、改正品確法などについて伺います。

まず、ここで最初にお礼を申し上げたいと思っております。今回の国の補正予算につきましては、国土交通省関係の交付金事業分として、本県に約64億円の配分がありました。これは全国で6番目という、これまでにない高い配分だと伺っております。私ども自民党県連では、昨年末に、御用納めの日だったと思うんですけど、知事に対しまして、予算確保に向けて全力で取り組むように申し入れを行ったところですが、これを真摯に受けとめていただきました。そして、内田副知事のしっかりとしたサポートのもと、知事を先頭に、国に対して、本県における社会資本整備の必要性を強く訴えていただいた結果であると、高く評価させていただいております。そして、今回のこの成果というのは、大変ホットなニュースでもありまして、建設業界はもとよりですが、地域経済の浮揚に好影響をもたらすものと思われまます。

それでは、質問に移ります。まず、平成26年に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、いわゆる品確法の改正が行われました。まず、その改正の背景及び目的について、県土

整備部長に伺います。

○県土整備部長（図師雄一君） 建設産業は、防災や減災、また、インフラの老朽化対策や維持管理などの担い手として、その果たすべき役割はますます増大してきておりますが、建設投資の急激な減少や競争の激化により、建設企業の疲弊や下請へのしわ寄せ、就労環境の悪化が生じるなど、公共工事の品質確保が懸念されているところであります。これらの課題に対応し、将来にわたる公共工事の品質確保と、その担い手の中長期的な育成・確保を目的として、平成26年6月に品確法の改正がなされたところであります。

○坂口博美議員 では、県は今回の改正をどのように受けとめ、またどのような取り組みをなされているのか、再度お伺いいたします。

○県土整備部長（図師雄一君） 本県におきましても、建設産業を取り巻く環境は大変厳しい状況でありますことから、改正品確法の趣旨であります、将来にわたる公共工事の品質確保と、その担い手の中長期的な育成・確保は、大変重要な課題であると認識をしております。このため、現場の実態や最新単価を反映した適正な予定価格の設定に努めるとともに、債務負担行為の活用や、「余裕期間を設定した建設工事」の試行など、発注や施工時期の平準化に向けた取り組みを進めているところであります。また、適切な設計変更を徹底するため、「設計変更・工事一時中止ガイドライン」につきましても、本年度中に作成することとしております。

○坂口博美議員 よろしくお願ひします。

設計変更、一時中止に対する措置などというのは、品確法が言っておりますように、甲乙の対等な関係をしっかりと、まずこれが、それを

しっかりやっていくための前提条件になると思います。これについては、時間の関係で今回割愛いたします。

次に、最低制限価格についてお尋ねしたいと思います。県は、工事の入札などに際しまして、最低制限価格を設けて入札を行っております。そして、その適用範囲についても、これまで順次広げるなどの取り組みをしてきておられるわけですが、最低制限価格を設定される根拠と目的について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（図師雄一君） 最低制限価格は、地方自治法において、当該契約の内容に適合した履行を確保する上で必要と判断される場合に設定できるとされております。こういった公共工事の品質を確保することに加えまして、健全かつ継続的な企業経営を支援するため、これまで建設工事につきましては、3回にわたり最低制限価格の引き上げを行ってきており、経済・雇用対策の一環として、今年度も引き続き、予定価格のおおむね90%としているところでございます。

○坂口博美議員 そういった目的というのを期待し、それを達成させるためには、入札参加者が、何よりもまず自社の技術力、そして経営力をベースにした見積価格で、かつ健全な競争をすることが必要であろうかと思っておりますけれども、現実には、全ての参加者が最低制限価格の推計に汗をして、その数字をもって札を入れている、これが現実であります。県はまず、この事実というのにお気づきかどうか、引き続き、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（図師雄一君） 近年の入札結果を見てみますと、最低制限価格付近で応札されることが多い状況になっているというふうに

認識をしております。

○坂口博美議員 そのとおりなんです。例えば、平成14年度と15年度の県発注の工事で、県内の特Aクラスが受注した工事273件を見てみますと、その中の250件、90%以上、92%ぐらいがほとんど最低制限価格での契約になっています。そのほかの落札に至らなかった人たちの札も、ほぼそこに固まっているんです。だから、そこに集中する状況を見ると、最低制限価格という数字は、入札において一体どういった存在にあると部長はお考えですか、お聞かせください。

○県土整備部長（図師雄一君） 最低制限価格は、本来は公共工事の品質確保やダンピング受注の防止を図るために設けるものでありますけれども、落札が可能な下限値でありますことから、応札者が確実に落札するための大きな判断材料になっているのではないかと考えております。

○坂口博美議員 その前の答弁で、最低制限価格は、根拠を自治法に置いているという答弁がありましたけれども、その自治法の精神というのは、納税者の立場から、より安く、かつ手抜きなどをさせずに施工させることなどを目的にしております。しかし、改正品確法では、第7条の第1項で、適正な予定価格の設定、必要に応じての適正な最低制限価格の設定を求めておりまして、品確法では初めて今回、最低制限価格の設定というものを発注者に義務づけたわけであります。そして、その精神というのは、災害時のことや、将来にわたっての品質確保といったもろもろを考えれば、受注企業の健全な運営が確保されてこそ初めて、納税者や利用者の利益、公共の利益は守れるとするものであります。

そのような中、先ほど申しあげましたように、最低制限価格を目指しての入札こそが、結果的に落札につながるという実態がここにあるわけでありまして。このことから、最低制限価格が果たしている現実の機能というのは、法の目的とするところを完全に離れまして、「受注したい者はこの数字を正しく当てなさい」という役割のみを持つ存在となってきた、現実はそのようなのではないかと思います。これは、企業の技術力や経営力に基づいて、ぎりぎりの健全価格で入札するという、法が求めている公共の利益に資する入札としてのあるべき姿を排除している実態にあると明言できようかと思います。したがって、本県の今の設定数値でありまして、おおむね90%というものが、法の精神に照らしてそれを満たしているのか否か、その算定方法を見直す必要はないのかなどについて、検討する必要があるのではないかと考えるところであります。最低制限価格の見直しについて、これにお詳しい副知事の御所見をお尋ねいたします。

○副知事（内田欽也君） 建設工事の最低制限価格につきましては、国の低入札価格調査制度におきます基準を参考に設定しておりまして、現在、九州各県とほぼ同じ水準になっているところであります。改正品確法の趣旨を踏まえますと、まずは予定価格を適正に設定することが何よりも大事ではないかと思っております。県ではこれまで、設計労務単価あるいは諸経費の引き上げを行いますとともに、現場の実態に応じて見積もりを活用するなど、適正な予定価格の算定に努めてきたところであります。今後とも、このような取り組みを徹底いたしますとともに、最低制限価格につきましても、建設産業の経営環境などを十分注視しながら、必要な

検証を行ってまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 九州各県では、どの県も最低制限価格は90%ぐらいだということでありました。それでは、全国で90%を超える県というのはどうなっているのか。それから、本県の最低制限価格の算定式はどうやっておられるのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長(図師雄一君) 最低制限価格の率につきましては、予定価格に応じて一定の幅があることから、一概に申し上げるのは難しいところでございますけれども、鳥取県が今年の12月に全国調査を行っており、それによりますと、最低制限価格の率の上限が90%を超える県は、平成28年4月に改定予定の沖縄県や鳥取県を含め、全国で8県となっております。また、最低制限価格の算定式につきましては、非公表としているところがございますが、本県独自のコスト調査を行いまして、国の算定式を参考に設定しているところがございます。

○坂口博美議員 全国ではその8県ということですが、例えば、福島県が87%から92%だったですね。福井県が80%から92%、新潟県が91%以上。僕はそこまでしか知らないですから、あと5つがこれに追随したのかなと思います。沖縄については93%ぐらいいくんじゃないかという話も聞くんですけども、そういった状況であります。

ところで、本県の場合は、算定式については非公開だという答弁でありましたが、非公開としているのは、宮崎を含めて7県だけあります。あとは全て公開している。だから、この非公開の意味というのがどこにあるのかちょっとわからないんですけど、それは置いておきまして……。公開している自治体の最低制限価格の算定式を見てみますと、まず、直接工事費につ

いてですが、これは高いところが100%そのまま算入しており、一番低いところでも90%算入しております。それから共通仮設費、これも同様です。100~90%。それから、現場管理費についてはちょっと違いまして、一番高いところは100%そのまま入れて、一番低いところが80%、最低制限価格の算定のときに算入しております。問題は一般管理費だと思うんです。これについては、一番高い県は70%算入しています。でも、一番低い県は10%しか見ていないわけがあります。御案内のように一般管理費というのは、従業員の給料、法定福利費、あるいは租税公課、保険料、法人税、住民税など、そのほとんどが、どうしても要る費用であります。我慢すれば何とかなるといふ費用ではないわけがあります。それで、辛抱すればこれは何とかなるといふのは、例えば株主配当、それから内部留保金、寄附金、交際費、こういったものにごく限られると思うんです。この一般管理費に、今るる申し上げたような開きがあるといふのは、品確法から見て、どうしても理解しがたいわけでありまして。本県においても、これらを真剣に検討いただく必要があることを申し上げておきます。

ところで、副知事は先ほど、予定価格をしっかりと算定するんだということをおっしゃいましたが、これについては、単価と歩掛かりなどをもとにして積み上げていって決まることとなります。その基本的な考え方というのは、工事を行っている期間に限っての必要経費、あるいはその材料費、こういったものを積み上げることになっておりますので、低価格で、ぎりぎりの競争をやって受注した場合には、仮に工事期間中の運営費は捻出できたとしても、手持ちの工事が無い期間の運営経費を捻出するのは物理

的に不可能でありまして、企業は、この期間に赤字を出すということになります。

そういった中でありませけれども、今回の議会に、県がゼロ県債発行の議案というのを上程されました。今回のように国の補正と同時にゼロ県債発行というのも、これはもちろん大変ありがたいわけでありませけれども、むしろ、申し上げたようなことに対応するために、繰越工事が少ないような年、通常、国の補正が余り期待できないという年にこそ、より積極的にゼロ県債を県は活用すべきではないかと考えます。県土整備部長の見解をお尋ねいたします。

○県土整備部長（図師雄一君） ゼロ県債の導入は、本来4月以降にしか発注できない県単公共事業を、年度開始前に前倒して発注することを可能にすることから、工事発注が少ない端境期における事業量の確保に有効な手段であり、年間を通した施工時期の平準化にもつながるものと認識しております。このため、県土整備部といたしましては、今回、2月補正予算におきまして、ゼロ県債として10億円余を設定したところであります。また、先般の国からの通知によりまして、交付金事業においても、同様にゼロ県債の活用が可能になりましたことから、今後、その事業規模や設定時期等について検討してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 ぜひよろしく願いしておきます。これは金のやりくりですから、予算をふやしてという問題じゃありませんので。

次に、水産問題について伺います。

県は、昨年10月5日に、案件名「種子島周辺の浮き魚礁設置に関して」とするファクシミリを関係先に送信しております。その内容は、鹿児島県が屋久島沖と種子島沖とに1基ずつの浮き魚礁設置を進めているようだとするものであ

りました。そして、当該浮き魚礁というのは、潮の速さによって浮いたり沈んだりするタイプのものであるため、操業には注意が必要であり、このタイプの魚礁の特徴を理解してもらうべく注意喚起するためのファクスでありました。つまり、鹿児島県がブイを入れたので、宮崎は注意しながら操業しなさいという、宮崎の立場をどう考えているのかと思わせる内容のファクスでありました。県は、今回の鹿児島県によるブイ設置が本県漁業に及ぼす影響をどう分析されておられるのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 鹿児島県が浮き魚礁を設置いたしました種子島・屋久島周辺の海域は、本県の主幹漁業でありますマグロはえ縄漁船約130の船が年間を通じて利用する重要な漁場でございます。マグロはえ縄漁業は、数十キロメートルに及ぶ釣り針のついた縄を潮流に流しながら操業するものであり、1度に数十の船がこの海域に並んで操業するため、流れる方向に浮き魚礁があった場合、縄が絡み操業ができなくなります。昨年10月に浮き魚礁が設置された場所は、この海域の中でも特に漁獲の多い場所であり、漁獲量の減少が懸念されるところであります。

○坂口博美議員 言われたように、ここはドル箱的漁場なんです。ここの潮の速さから見ますと、10数隻の船がブイ周辺ではえ縄の投入を断念せざるを得ないと考えられるわけですが、2月25日付の西日本新聞でも、「漁業紛争」という見出しで記事が記載されておきまして、その中で明治学院大学の教授も、宮崎の漁業者を擁護するコメントをされておきます。本県のマグロ船の漁場を守るため、これまで県はどのような対応をしてきたのか、そして今後どうやっ

ていくのかお伺いをいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 浮き魚礁は、その海域を利用する関係者と協議・調整の上、設置されるべきものであり、県では、この問題の発生直後から、鹿児島県に対し漁業被害の発生を伝え、県漁連と連携し撤去等の措置を求めてきたところでもあります。また、さらにもう1基が予定されていたため、その設置位置の調整について協議の場を設けるよう求めるとともに、国に対しましては仲裁を要請し、県として、また漁連間での協議により、さまざまな角度から解決に向け取り組んでいるところでもあります。県といたしましては、当該海域はこれからも引き続き両県漁業者が利用する海域であることを踏まえ、話し合いによる円満な解決を目指し、最大限の努力をしてみたいと考えております。

○坂口博美議員 鹿児島は、「何十基これまでに入れているけど、相談したこともなかったし、問題はなかった」と言っているんです。ですから、例えば、海上保安庁の海洋情報部は必ず情報を握るんです。ここの了解なくしてやれないわけですから、そこらとしっかり連携をとって、何か問題が起こる前に、こうだということを情報として流すべきだと思うんです。

では次に、東九州新幹線について伺います。

去る1月20日前後にかけて、複数の新聞において、仮に東九州新幹線が整備されたならばとして、所要時間の短縮に係る報道がなされました。また、報道では、試算については東九州新幹線鉄道建設促進期成会が野村総合研究所に委託している調査の途中経過であって、大分県によって発表されたとも伝えておりました。ところで、その委託料についてですが、これは本県と大分県との折半によって支払いがなされ

たものであります。ましてや期成会の会長は本県知事が務めております。なぜこの発表が本県は加わずに大分県のみでなされたのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（茂 雄二君） 大分県では、本年1月18日の知事の定例記者会見において、記者からの質問に対し、東九州新幹線が開通した場合の所要時間を発表したところでもあります。私どもといたしましては、翌日の報道でその事実を知ったところであり、直ちに大分県に事実確認を行いましたところ、大分県からは、「県民の関心を高めるため、東九州新幹線に関する大分県の独自試算を発表したものであり、東九州新幹線鉄道建設促進期成会として行っている調査の結果ではない」とのことでありました。期成会におきましては、今回の調査に関し、途中段階での数値の公表は行わないことを事前に申し合わせており、今回の発表により、結果的に期成会調査と混同され、混乱が生じたことから、期成会事務局である本県として、大分県に対し、口頭で強く申し入れるとともに、文書による注意喚起を行ったところでもあります。

○坂口博美議員 今回の調査・研究費の委員会審査で、新幹線の整備の必要性にまで及ぶ意見が多くの委員からなされました。本会議において、委員長報告では、「調査事業については、東九州新幹線整備計画推進の是非を判断するために必要な材料を得るための事業となるように」として、県の慎重な取り組みを求めています。そして、これを全会一致で可決したところでもあります。議会の重さというものを一考すべきだと思います。それが、事もあろうに、大分県のみことにけしからぬあの報道がなされたその数日後、知事は整備促進に係る要望活動という

のを関係先になされたわけでありませう。何を御考へなのか疑問なのですが、知事に御説明をお願いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 先月の要望活動につきましては、私が東九州新幹線鉄道建設促進期成会の会長という立場で行ったものであります。これは、平成24年の九州地方知事会での東九州新幹線に係る特別決議を受けました、期成会4県1市の継続的な取り組みとして、これまでと同様の要望項目により実施したものであります。この要望に当たりましては、東九州地域で期成会をつくり連携して取り組んでいるということ、そして特にことしは、さらに議論を深めるために、整備による効果や費用等について調査を行っていることを報告したところであります。今回の要望活動の前に、期成会調査の結果と受け取られるような情報が出て混乱が生じたことにつきましては、大変残念に思っているところであります。今後、期成会としてしっかりと足並みをそろえてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 そしてまた、大分県知事であります。2月2日の定例会見で、前回の試算発表に関する見解として、大事の前の小事だと受けとめているやの記事がありました。あの問題を小事だとする感覚には、とても理解は示せないわけでありませう。また、大事の前なればこそ、小さなことにまで気遣いを示すのが礼儀であります。宮崎県民に対して大きく礼を欠く発言だと思ひます。知事は、県民の代表として、毅然とした態度でこれに対応すべきと考えますが、所見をお伺ひいたします。

○知事（河野俊嗣君） せっかく期成会で連携して調査を実施しまして、その結果をもとに議論を高めていこうとしているわけでありませうの

で、その中で、大分県の独自試算が、結果的に期成会の調査結果であるかのように報道されて混乱が生じたことについては、まことに残念に思っているところであります。私としましては、今回の調査結果を正確にお伝えして、関係県・市、また経済団体等と連携して、市町村や県民等と現実を見据えて幅広く議論を行うことが大事であると考えているところであります。

先日、大分県知事からも電話をいただいたところであります。しっかりと期成会として足並みをそろえて調査結果の発表を行うべきであるということをお願いしたところであります。大分の広瀬知事としても、しっかりと今後、足並みをそろえて連携を深めてやってまいりたいという発言をされたところであります。今後とも、しっかりと両県の連携を深め、足並みをそろえて取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 電話で異議を伝えるだけでは、リーダーシップを発揮したとまでは言えないと思ひます。問題はその後だと思ひます。そこで相手方がその指導を今後に生かすようになって初めて、リーダーシップが発揮できたと言えようかと思ひます。知事は、宮崎県民を代表している県民の顔なんだという自覚をさらに強く持たれて、県民が不愉快な思いをするようなことは決して周囲で起こらぬよう、万全を期していただきたいと思ひます。

ところで、先ほども申し上げましたように、新幹線の整備については、宮崎県には、整備しないことも含めて幾つかの選択肢がまだ残っております。そういった中で、知事は東九州ルートの整備を進める期成会の会長を務めておられるわけでありませうが、本県の選択がそこにたどり着くとは限らない中での会長職というのは、

あり得ないのではないかと思います。これについては十分に考慮され、その任を離れるべきだと思っております。

それから、ファンド問題であります。私がこれにたびたびこだわっているのは、口蹄疫発生の際、法を超えて健康な家畜までも殺処分したとき、国と県とが、農家の受け入れ説得に当たって、「後のことは責任を持つから、何とかワクチンを接種させてくれ」とお願いをした。そして、農家はそれを信じて、健康な家畜を殺処分するというのを、本当に心を折られるようなつらさの中で受け入れたわけでありませう。そのショックから、いまだにメンタル面での治療を受けているという人もまだまだいるわけでありまして、私は、その約束については、国も県も責任を持つべきであるということを毎回言っているわけでありませう。ファンドから特交に切りかえただけでも、国の負担割合というのは8割から5割に減るわけでありませう。対象となる事業については、その全てについて国に措置をさせる、これは最低限、県がやらなければならない責任であります。

そして、企業局であります。安い電力を県民に提供する。それが先人の思いであり、また発議時の本県議会の思いであったと思っております。それなのに、年間の電力売り上げ40億円程度の企業局が、30億円もの余剰利益をため込んでおった。つまり、これまでの売電価格は、結果として消費者に高い電気料金へとつながっていったのであります。企業局以外の県出資の公社あるいは病院局などと違って、発電事業というのはその安定経営が法律によって守られております。ですから、もっと幅広い視野から運営をしてくる必要があったと考えております。

そしてまた、積極的な財政運営であります

が、地方創生というのは、自分の地方が生き残れるかどうかの地域間競争でありまして、例えば、若い人を残し、県外からも入り込んでもらう。あるいは企業を招き経済を高める。これらは全て、いわゆる座布団のよしあしとその大きな分岐点となります。今こそ、大きくおくらせている座布団の整備を急ぎ、競争のスタートラインを他県と横一線にするときだと思っております。そうでないと、実際に勝負をすることになるのは県民の皆さんですから、その苦勞は極めて大きいものが求められて、その結果はなかなか厳しいところにつながると思っております。これについても、よろしく願いしておきます。

そして、これは地元の問題であります。県立富養園の跡地問題であります。あの土地については、病院を建てることを条件に、新富町が県に寄附をした土地であります。そして、このことは明文化こそされていないものの、明らかに負担つき寄附になろうかと思っております。ですから、これについては、病院を撤退させた今、新富町へお返しし、それを地域の活性化のために活用させるべきであります。このことについては、随分早いときから私は本会議などで取り上げてきておりますが、いまだ放りっ放しであります。企業局の問題にせよ、この問題にせよ、県民は愚のごとくして賢なり、見ていないようでしたらと真実を見てくれております。県民の代表として、信を大切にし、強いリーダーシップで県政を進められることを、改めて知事に求めておきます。

今回の質問では、ほかの答弁者に対する質問も含めまして、厳しいことなどいろいろ申し上げましたが、県議会としても、また自民党県連としても、県民の代表たる知事でありませうれば、責任を持って全力で支えていくわけですか

平成28年 2月29日(月)

ら、県民代表としての覚悟と自信を持って、全力で堂々と突き進んでいただくことをお願いして、質問を終わります。

どうもありがとうございました。(拍手)

○中野廣明副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後4時0分散会

3月1日（火）

平成 28 年 3 月 1 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	(同)
8 番	清 山 知 憲	(同)
9 番	島 田 俊 光	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	星 原 透	(同)
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	関 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	(同)
20 番	中 野 一 則	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	横 田 照 夫	(同)
22 番	押 川 修 一 郎	(同)
23 番	宮 原 義 久	(同)
24 番	黒 木 正 一	(同)
25 番	松 村 悟 郎	(同)
26 番	後 藤 哲 朗	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	(同)
31 番	井 上 紀 代 子	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	山 下 博 三	(同)
34 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
35 番	外 山 衛	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	蓬 原 正 三	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	中 野 廣 明	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	桑 山 秀 彦
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	永 山 英 也
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	関 師 雄 一
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	野 口 泰
代 表 監 査 委 員	高 橋 博 昭
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

事務局職員出席者

事 務 局 長	日 隈 俊 郎
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 一般質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、凶師博規議員。

○凶師博規議員〔登壇〕(拍手) 冒頭、先日一般質問されました太田議員のような楽しいお話が私もできるとよろしいんですが、器用さがございませんので、ただ愚直に質問をさせていただきます。

第190回通常国会において安倍晋三首相は、施政方針演説で「挑戦」という言葉を実に21回繰り返し、経済成長や少子高齢化など直面する課題に真正面から挑戦する決意を表明されました。首相はその演説の結びに、不屈の信念で偉業をなし遂げた、児童福祉の父であり、宮崎の偉人、石井十次の功績に触れつつ、「安倍内閣も諦めない」と力説されました。ここではまず、安倍首相の言葉をそのまま引用させていただきます。

日本で初めて孤児院を設立した石井十次は、児童福祉の挑戦に一身をささげました。そしてたくさんの子供たちを立派に育て上げ、社会へと送り出しました。孤児がいれば救済する。天災のたびに子供の数はふえていきました。食べ物が底を尽き、何度も困窮しました。コレラが流行し、みずからも生死の境をさまよいました。しかし、いかなる困難に直面しても、決して諦めなかった。強い信念で児童福祉への挑戦を続けました。「為せよ、屈するなかれ。時重なればその事必らず成らん」、安倍内閣は諦めません。目標に向かって諦めずに進んでいきま

す。一億総活躍の未来を開く。日本と世界の持続的な成長軌道を描く。平和で安定した、よりよい世界を築く。安倍内閣は挑戦を続けてまいります。皆さん、ともに挑戦をしようではありませんか。そして、結果を出していこうではありませんかと、このように国会本会議場で強いリーダーシップを示されました。途中紹介された、「為せよ、屈するなかれ。時重なればその事必らず成らん」という石井十次の言葉は、ただ待っているばかりで、何も行動を起こさなければ、よい結果に結びつくはずはなく、挑戦し続けることこそが大切であると説いてくれています。

そこで、知事にお伺いいたします。知事が新年度予算に込めた挑戦はどのようなものがあるのか。児童福祉の父、石井十次が国会で紹介されたことにも関連し、特に福祉分野において、来年度、本県が挑戦する事業と、前例なき取り組みは一体どのようなものがあるのかの答弁を求めます。

以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。お答えします。

「躍動する『みやざき新時代』予算」として編成をした平成28年度当初予算では、福祉保健部の関係におきましても、4つの重点施策の1つであります「子育ての希望を叶える県づくり」等を推進するために、積極的な予算措置に努めたところであります。具体的には、本県独自の取り組みであります「家庭的養護みやざきモデル推進プロジェクト」や子供の貧困対策の総合的な推進など、子育て環境の充実に努めることとしております。また、地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護の連携推進や、

健康長寿社会づくりプロジェクトの一環として、ロコモティブシンドロームの予防にも取り組むこととしております。急速な少子高齢化の進行に伴い、福祉・保健・医療の分野をめぐっては困難な課題が山積をしておりますが、県独自の取り組みを含めて、全力で積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○図師博規議員 それでは次に、福祉保健部長にお伺いしますが、児童福祉分野に直結する「子どもの貧困対策推進計画」が来年度からいよいよ本格的に始動いたします。これに伴い、来年度予算においても子供の貧困対策関連予算が158億円余と、かなり重厚なものになっております。内容は、保護者に対する生活・就労支援、教育の支援、生活の支援、経済的支援の4本柱から成り、地域のつながりを生かした貧困対策が総合的に展開されているようですが、この子供の貧困対策事業における、「挑戦」というキーワードでくくりますと、その挑戦はどのようなものがあるのか、福祉保健部長お答えください。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 子供の貧困対策の推進に当たりましては、貧困の世代間連鎖を断ち切るため、保護者の生活・就労支援のさらなる充実や、教育の支援の充実が特に重要であると考えております。このため、新年度の主な取り組みとしましては、生活困窮者から相談を受ける相談支援員を2カ所の福祉事務所に増員しまして、困窮状態から早期に脱却できるよう、自立に向けた支援の充実を図ることとしております。また、職業訓練等に取り組むひとり親家庭の親に対しまして給付金等を支給し、就業の促進、自立の支援を図ります。子供の教育の支援では、ひとり親家庭などの子供への学習

支援に取り組む市町村に対して助成を行いますとともに、生活保護世帯などの子供が認定こども園等を利用する際に、教材費等の一部を補助することとしております。このような取り組みを総合的に進めることによりまして、子どもの貧困対策推進計画の基本理念であります、「すべての子供が生まれ育った環境に左右されず、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現」を目指してまいりたいと考えております。

○図師博規議員 続けます。児童養護事業におきましては、石井十次が開設し、今もその事業を受け継ぐ社会福祉法人石井記念友愛社が、来年度新たに小林市に児童養護施設を開設するとともに、木城町にあります石井十次資料館をリニューアルする予定となっております。ぜひ知事にはこの両施設に足を運んでいただき、子供の貧困に関する現場を直視され、さらなる福祉分野への挑戦の必要性を実感していただきたいと思っております。

次に、新年度予算の中には、地域活性化を積極的に推進するための特別枠として総額63億8,000万円が組み込まれております。そのほとんどは公共事業の追加措置であります。その中でも「「みやざき新時代」へのチャレンジ」として、従来の新規事業要求枠を超えて、特別に知事枠という予算が、昨年を引き続き確保されております。残念ながら、27年度予算時には4億円の知事枠が、28年度には1億8,000万円と減額となっておりますが、それでも、その予算に込められた知事の思いは、みずからの政策を直接反映するものでありましようから、知事が込められた知事枠への思い、そしてまたそこに秘められた挑戦はどのようなものがあるのか、再度知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 「「みやざき新時代」へのチャレンジ」におきましては、従来の新規・改善事業とは異なる視点で、通常の枠では要求しにくいアイデア——シーリングがありますのでなかなか新しいアイデアにチャレンジすることができないもの、次年度以降の事業展開につなげていくための調査・研究事業等を事業化したものであります。予算化を認めることとしたポイントは、各事業ごとにさまざまありますが、例えば、「新しいゆたかさ」見える化事業では、私の政策提案及びアクションプランに掲げました「豊かさの指標化」を目指すものでありまして、これまでにない県外に向けた新しい提案やアピールができるのではないかと期待をしております。また、運転免許保持者の認知症等対策推進事業は、昨年、本県でも重大な事故が発生したところではありますが、私がお隣の県における同様の取り組みを聞いたことをきっかけとして、警察本部におきまして調査・研究し事業化したものであります。そのほか、水素エネルギー等の利活用や首都圏での情報発信拠点、また県営住宅におけるPFI導入の可能性など、次年度以降の事業の可能性を調査・研究する事業でありますとか、さらには、全共3連覇を目指す体制づくりをさらに後押しする事業などを、通常の新規・改善事業に加えて措置をしておるところでございます。まさに「「みやざき新時代」へのチャレンジ（挑戦）」という名前にふさわしい事業が並んでいるのではないかと考えているところであります。

○凶師博規議員 ぜひ、知事枠が、知事の色が出る事業成果につながることを期待しております。

次に、知事が定期的で開催されている「知事とのふれあいフォーラム」に何度か同行させて

いただきましたので、その中で出ました県民の声についてお伺いいたします。

まず、新富町のフォーラムで出された意見ですが、消防団員確保に関する内容のもので、平成19年に一部改正された道路交通法により、平成27年4月1日現在26歳以下の消防団員は、普通自動車免許だけでは水槽付きのタンク自動車が運転できなくなり、新たに中型免許を取得しなければならなくなりました。さらに、平成29年6月までに予定されている道路交通法の改正では、普通自動車免許だけでは車の総重量3.5トン未満しか運転できなくなるとされているため、消防車両に関して言えば、先ほどの水槽付きタンク自動車及びポンプ自動車までもが運転できなくなるということになるんです。これらの消防車両の運転を可能にするには、中型免許及び準中型免許の取得が必要となり、取得のためには、技能実習15時間、学科1時間、仮免・卒業試験を経ますと、最短でも1カ月ほどかかり、費用も最低でも20万円ぐらいかかります。ただでさえ新たな団員の確保にどの消防団も苦戦しておりますが、この道路交通法の改正がそれに拍車をかけるのは明らかでございます。そこで新富町の消防副団長から、せめて、新たな消防団員が消防車両運転に必要な免許を取得する際には、その一部でも県が補助してもらえないだろうかというような提案がありました。

そこでまず、平成19年の道路交通法の改正や、平成29年6月までに予定されている改正に伴い、県内の消防団が保有している消防自動車のうち、普通運転免許で運転できなくなる消防自動車の数が何台になるのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（金丸政保君） 県内消防団には、平成27年4月現在で1,244台の消防自動車

が配置されております。道路交通法の改正によりまして、平成19年6月2日以降に取得した普通自動車免許では、総重量5トン以上の車両は運転できなくなりましたが、5トン以上の車両はこの1,244台のうち55台となっております。また、平成27年に改正されまして29年までに施行される道路交通法では、総重量3.5トン以上の車両が普通自動車免許で運転できなくなりますが、3.5トン以上の車両は1,244台のうち216台となっております。

○凶師博規議員 今の答弁によりますと、県内消防団の車両のうち、平成29年に施行される改正法によりますと、改正後取得した普通免許だけでは運転できなくなる車両が216台もあるということです。これは全消防団の車両のうち実に15%くらいに当たります。もちろん、これらの車両を運転する際に、全消防団員が新たな運転免許を取得しなければならないというのではなくて、平成19年6月までに普通免許を取得していた団員は、今までどおりに運転が可能ですので、即座、県内の消防・防災力が低下するというわけではありませんけれども、5年後、10年後の新たな団員を確保していく際には、やはり中型免許、準中型免許の取得が必要となるわけですから、かなりの障壁となります。その障壁を取っ払うために、大規模災害対策基金などを活用して、新たな免許取得が必要となる団員への費用補助は必要不可欠だと思います。これは県がすべきだと思いますが、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘の点は、2月9日に新富町で開催しました「知事とのふれあいフォーラム」で提起をされた課題であります。トラックドライバー不足等を背景とした道路交通法の改正という問題と消防団活動、にわかに

はそこがすぐに結びつくものではなかったわけですが、やはり現場の生の声に耳を傾ける必要性というのを改めて感じたところでもあります。こういった消防自動車は消防団活動に欠かせないものでありますので、市町村の中には、三股町や綾町、都農町のように免許取得のための支援制度を既に設けているところもあります。今後、その検討の必要性は高まってくるものと思われませんが、このことは全国的な課題でもあります。先日も、総務省消防庁を回っておりましたら、「消防団員確保対策推進本部」というような看板を掲げて、団員の確保も含めて消防団活動の充実というのは非常に重要な課題として位置づけて取り組んでおられますので、国としてこれをどういうふうな課題として捉えられているのかということもお伺いをしながら、国の財政支援等について要望してまいりたいと考えております。

○凶師博規議員 県内の消防団の濃淡、格差が生じてからでは遅いと思います。もちろん国への働きかけも重要なことだと思いますが、既に先行して単独の町で補助を出しているところもありますので、速やかにその底上げができるように、県からの支援も期待をしております。

次に、川南町で開催されたフォーラムで出された声です。内容は、「高校や大学で奨学金を受けた学生が、就職に際して、奨学金返済額が多額となるため、給与の高い都市部への就職となっている。奨学金返済に関して県の支援策はないのか」という女性からの意見でありました。これはさすがに、予算が伴う内容でもありますので、知事からの具体的答弁はないんだろうなと思っておりましたら、そのとき知事は、「奨学金を受けた方が県外から県内に就職した場合、奨学金の減免や免除することを検討して

いる」と、私からすると意外にも具体的な御答弁をされました。そこで、奨学金を受けた方の県内就職後の奨学金減免・免除について、知事はどのようなビジョンをお持ちなのかお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 奨学金返還支援制度は、九州地方知事会と経済界から成ります九州地域戦略会議の中で、産業人材の確保の観点から、奨学金制度の創設について検討を進めてきたわけであります。九州全体として見てみますと、関西や関東に人材が流出している。それを少しでも九州に戻す流れをつくることのできないかということ、九州全体で制度設計というものが議論されたわけでありますが、各県の産業構造の違いから求める人材像が違うということ、まずは各県での制度創設を検討しようという方向性になっている、そのことを報告したところであります。奨学金返還支援制度の検討に当たりましては、若い人が地元で働きたいという動機づけになるのか、また、県内企業の方々が欲しい人材の確保につながるのかということが重要であると考えておりますので、今後、産業界等の御意見もいただきながら、その必要性も含めて検討を進めていきたいと考えております。

○図師博規議員 ぜひ産業界との連携を強力に進めていただきまして、具体的な事業となりませうことを期待しております。

次は、日本版C C R Cに関してでございますが、今回は重複もありましたので、これは割愛させていただきます。

次の、ブランド観光地づくりへの取り組みについて伺ってまいります。

昨年、特別委員会で新潟県湯沢町を訪問し、観光圏整備法に基づく観光地域ブランド確立支

援事業の内容を研修してまいりました。新潟県湯沢町を含む観光圏域、雪国観光圏と申しますが、これは3県にまたがり、7市町村で構成されておりました。世界的な豪雪地帯がゆえに、人と自然が共存して育まれた雪国文化を国内外に発信することで、世界レベルでの観光地形成に努められておりました。そこで、本県でこの観光地域ブランド確立支援事業に参画している自治体があるのかと調べてみましたところ、唯一、高千穂町が阿蘇くじゅう観光圏に加わっており、熊本、大分、宮崎の2市5町3村で活動されているようです。そこで、このように他県と連携し観光地域ブランディングをし、観光客の誘致促進に取り組んでいるものがほかにも本県にあるのでしょうか。ありましたら、その内容を、商工観光労働部長お答えください。

○商工観光労働部長（永山英也君） 本県への誘客の促進を図ります上で、隣県との連携や九州全体としての広域的な取り組みは大変重要でございます。このため、熊本県、鹿児島県と設立しました南九州広域観光ルート連絡協議会では、台湾や香港との国際定期便の南九州デイリー化を生かした海外でのプロモーション事業等に取り組んでおります。また、大分県と設立しました東九州広域観光推進協議会では、東九州自動車道北九州一宮崎間の開通を見据えまして誘客対策事業を実施するなど、隣県とはさまざまな連携事業に取り組んでいるところでございます。さらに、国や九州観光推進機構と連携をし、九州広域観光周遊ルートの設定や、海外メディア等の招聘事業なども、九州が一体となって取り組んでいるところでございます。県といたしましては、今後とも、スケールメリットを生かしました広域的な観光誘客に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○**図師博規議員** 複数、隣県との誘客対策を打たれていることはよくわかりました。

それでは、隣接県との連携により呼び込んだ観光客を、さらに県内周遊をしていただく必要があらうかと思いますが、県内を周遊してもらうために市町村間の広域連携も不可欠であります。県内市町村を周遊させるための政策を県主導でどのような形で打たれているのか。また、今後打たれる計画があるのか、引き続き商工観光労働部長にお伺いします。

○**商工観光労働部長（永山英也君）** 地域の観光地の魅力をより高める広域連携は、県内の周遊促進を図る上で非常に有効であり、これまで県内市町村でも地域ごとに協議会等を設立し、国や県の支援事業等を活用して、さまざまな活動が行われております。例えば、西都・児湯地区では「こゆ人めぐり」と称しまして地域の農作物の収穫や加工を行う体験型の観光を、日向・東臼杵地区では地域の祭りや伝承などをテーマとしたルートづくりを、小林、えびの、高原では地域と触れ合う農家民泊、そして日南を初めとする県内10市町では海外からのクルーズ船の受け入れ対応など、各地域が連携しながら、それぞれの特色や強みを生かした取り組みを行っておられます。さらに、世界農業遺産の認定を契機に、今後、高千穂郷や椎葉山地域におきましても、さまざまな広域連携の取り組みが期待されております。県としましては、引き続き、県内周遊を促進するために市町村間の広域連携を支援してまいりたいと考えております。

○**図師博規議員** 続けます。話を雪国観光圏の取り組みのほうに戻しますが、私が最も関心を寄せたのが「SAKURA QUALITY」への取り組みでございます。これは、既に世界90カ国を超える国で導入されている観光品質認証

制度のことで、世界中の旅行者が必要とする質の高い観光サービスに関する情報を発信することにより、旅行者のサービス選択の幅が広がるだけではなく、サービスを提供する事業者にとってもサービスレベルの維持・向上のツールとして活用ができるものです。

日本では公益財団法人中部圏社会経済研究所が、諸外国の認証制度の内容を取りまとめ、宿泊施設部門とアクティビティ部門の2つを審査対象とする品質基準を既に定めております。この審査は、ミシュランの観光ガイド審査のような抜き打ちで行うものではなく、事前に評価調査票を事業者に提示して、事業者が記入作成したその調査票をもとに、研究所が現地に入り厳正な審査を行うといった流れで、この審査を受けた対象施設などには、桜をモチーフとした「SAKURA QUALITY」のシンボルマークの格付をあらわす星のマーク——これは最高5つ星が表示されるんですが——こういったものが表示できることと、それを全世界へ情報発信することが認められるという制度であります。雪国観光圏では既に45軒の宿泊施設がこの品質審査を受けておりますし、雪国観光圏のような広域観光圏が現在全国で13地域ございまして、その13地域全部でこの「SAKURA QUALITY」の導入が予定されております。さらに、沖縄県では、県が独自にこの「SAKURA QUALITY」を導入して、全県下にその認証を受けさせるというような動きもあるようです。ぜひ本県も、インバウンド対策のインセンティブになり得る「SAKURA QUALITY」の導入を関係団体と一体となり推進されることが、より誘客に効果が上がるものと確信いたしますが、商工観光労働部長のお考えはいかがでしょうか。

○商工観光労働部長（永山英也君） 品質認証の制度は、一般的にはさまざまな分野の事業者が第三者の評価を受けることによりまして、主体的に自社の商品やサービス等を改善・向上させることを目的とされておりまして、お話のありました「SAKURA QUALITY」は、その中でも観光サービスを対象とした全国的にも先駆的な取り組みであると受けとめております。観光サービスの品質向上は、県といたしましても大変重要であると認識しております。今年度、飲食業やホテル・旅館業者の従事者を対象に、おもてなしを理解するための「京のおもてなし体験講座」や、コミュニケーションを図るための語学研修会など、長期間学ばずカリキュラムを設け開催したところがあります。来年度は、本県の観光を担う人材育成塾を開講する予定にしております。サービスの向上やおもてなしの観点から、「SAKURA QUALITY」の取り組みも参考にさせていただきたいと考えております。

○図師博規議員 その「参考にさせていただきたい」が形になりますように、期待をしております。

それでは、次の項目に移らせていただきます。2巡目国体と競技力強化対策についてであります。

本県よりも3年早く2巡目国体を迎える佐賀県に行き、大会準備の進捗状況に関するレクチャーを受けてまいりました。佐賀県は、全国でも初めて、国民体育大会と全国障害者スポーツ大会の基本理念を一つにして、それを融合させて、佐賀らしい取り組みを展開されておりました。その基本理念として、選手、スタッフ、ボランティア、そして観客など、両大会にかかわる全ての人々が最高のパフォーマンスを発揮

し、誰もが自分のスタイルでスポーツを楽しみ、それを共感し合える喜びを佐賀から発信していこうというものでありました。ノーマライゼーションあふれるすばらしい基本理念だなと感じたところです。

本県の1回目の国体と、迎えます2巡目国体の大きな違いは、初めて全国障害者スポーツ大会を本県で開催するということです。バリアフリー化された施設整備は、予算をかければ幾らでもできますが、全国障害者スポーツ大会の開催ノウハウがない本県としては、大会運営に必要な体制整備に関して、他県を大いに見習う必要がありますし、また、そのスポーツ大会に参加する選手、そしてそれを支える指導員、補助員、サポーター、そのあたりも年次的に計画的に育成していく必要があります。そこでまず、今までこの全国障害者スポーツ大会に本県からはどれくらいの選手団を送り出しているのか、個人種目及び団体種目がどのような出場状況となっているのか等、今後その選手育成がどのような形で行われていくのかを、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 全国障害者スポーツ大会の個人競技につきましては、6競技全てに毎年約30名の選手が出場しております。一方、九州ブロックでの予選会を経て全国大会への出場が可能となる団体競技につきましては、12種目中7種目は九州ブロック予選会に出場しておりますが、平成23年山口大会の知的障がい者の部の女子バレーボールチームを最後に、全国大会への出場を逃している状況にあります。また、残る5種目、具体的にはサッカー、ソフトボール、フットベースボール、バスケットボール女子、聴覚障がい者の部の女子バレーボールにつきましては、県の代表チーム

が編成できませんため、九州ブロック予選会には出場できておりません。県ではこれまでも、各地域での障がい者スポーツ教室など、障がい者スポーツの裾野を広げる取り組みを行ってまいりましたが、来年度からは特に、全国障害者スポーツ大会が本県で開催されることを見据えまして、各競技の体験教室などにより、選手や指導者の発掘・育成に取り組むこととしております。こうした取り組みによりまして、本県の選手が個人あるいは団体の多数の種目への出場が可能となるよう努めてまいりたいと考えております。

○図師博規議員 今回の御答弁にもありましたが、全国大会に出場する以前の予選会にも、団体競技は5種目が構成されていないということです。大きな課題であろうかと思っております。

実は私、昨年、障がい者スポーツ指導員の免許を取りました。今後、県内で開催される障がい者スポーツ大会には、審判員やサポーターとしてどんどん参加協力をしていきたいと思っております。今後、選手同様、障がい者スポーツを支える指導員及びサポーター養成も計画的に行う必要があります。これは繰り返しますが。では、県内、障がい者スポーツ指導員が今どれくらい養成されているのか。また、全国障害者スポーツ大会が本県で開催された場合、どれほどの関係者——審判員、サポーター、ボランティアを含めてどれくらいの体制が必要なのか。開催実績がありませんから、さきで開催されている他県の例を取り上げて答弁いただければと思いますが、福祉保健部長いかがでしょうか。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 障がい者スポーツ指導員でございますが、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の公認資格でありまし

て、障がいのある方がスポーツ活動に参加するきっかけづくりを支援する初級指導員、それから地域のリーダーとなる中級指導員、さらに、より高度な専門知識を持ち、指導的な立場であります上級指導員がございます。現在、県内では、初級が312人、中級が13人、上級が4人の方が資格を取得されておりまして、県内の大会などで御協力いただいております。

次に、全国障害者スポーツ大会の開催時に必要な体制でございますが、今後、競技種目や開催場所とともに検討していくことになろうかと思っております。平成26年の長崎県の状況を申し上げますと、選手は、オープン競技を含む17競技に約3,200人が参加し、運営スタッフなどの関係者は、3日間の大会期間中、延べ約1万8,000人が携わったと伺っております。

○図師博規議員 御答弁のとおりです。スポーツ指導員はまだ330人余り、大会当日には1万8,000人の関係者が必要だということですので、かなりハードルは高いものがありますが、順次計画をお願いいたします。

佐賀県では、国体と全国障害者スポーツ大会の準備委員会のための準備委員会とも言える基本構想作成委員会を立ち上げられておりました。その委員には、オリンピック銀メダリストでスペシャルオリンピックス日本理事長の有森裕子さんや、スポーツコメンテーターとして活躍されている為末大さん、さらには、車椅子レースのディレクターや東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会顧問など、各分野の専門家19人から構成されており、先ほど紹介した基本理念から、国体後のスポーツタウン佐賀の目指すべきビジョンまでを示され、準備委員会が動き出す前に、具体的な方向性、ストーリーを大きくつくり出されておりました。本

県は平成29年度から準備委員会を立ち上げる予定は示されておりますが、佐賀県を見習い、国体と全国障害者スポーツ大会の準備を同時進行、同時スタートさせるための体制整備が必要だと思われませんが、その体制整備、どのようなお考えがありますか、教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 実際に私も全国障害者スポーツ大会に参りまして応援をさせていただき、運営の様子も見せていただき、選手の皆さんと感動を分かち合ったところでありますが、国民体育大会と全国障害者スポーツ大会は、同じ年に同じ都道府県で開催されることとなっております。大会の実施に向けては、大会運営や競技施設等について、両方の大会を関連づけながら検討する必要がありますので、関係部局が緊密に連携し、準備を進めることが大切だと考えております。このため、両大会を視野に入れながら、全庁的な推進体制として、ことし1月に庁内検討会議を設置いたしましたところがあります。この検討会議の中で、平成29年度設置予定の県準備委員会の組織体制や、国民体育大会と全国障害者スポーツ大会でどのような準備が必要なのかなどについて、佐賀県の御紹介がありました。そういう先催県の取り組み事例も参考にするとともに、関係団体の御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

○図師博規議員 やはり両大会の一体感というのが非常に大切と思われしますので、期待をしております。

次に、競技力向上についての質問を行います。選手育成に関しましては、1～2年で成果が出るというものではなく、中高生、いわゆるターゲットエージに対する戦略的強化と指導体制の一貫性なしには、結果はついてこないと思

われます。現在の県内の競技力向上のための取り組みと今後のビジョンについて、再度、教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 2巡目宮崎国体は、平成38年度の開催が内々定しており、もう10年しかないという考えで競技力強化に取り組むことが、大変重要であると認識いたしております。これまで県教育委員会では、少年の競技力強化として、競技力強化推進校の指定や、中学、高校の優秀な選手を集めた合同合宿等の支援に取り組んできております。また、成年の競技力強化については、有望選手を県内企業等に御紹介し、就職による県内への定着をお願いいたしてきているところがございます。またさらに、本年度からは、課題であった女子の競技力強化に向けた指導者講習会や、小学生段階からの有望選手の発掘・育成を目的としたワールドアスリート発掘・育成プロジェクトに取り組み始めたところがあります。本県選手が将来、国体や世界レベルの大会で活躍できますように、このような取り組みを進め、競技力の強化に努めてまいります。

○図師博規議員 現在、国体競技を中心とした高等学校競技力強化推進校が指定され、また、その強化推進校と連携を図るために中高一貫競技力向上拠点校の指定もされております。それら指定校はどのような基準で選定されているのか。また、具体的にその指定校、拠点校に対してどのような支援をされているのか。さらに、中高一貫の指導体制を確立するためにはどのような指導がされているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 本県では、競技力向上のために、選手の育成・強化、指導者の確保・養成等に中長期的な展望を持って取り組んで

きているところでございます。特に少年競技力の向上を図るために、県内で安定した成績を残し、全国大会等でも上位入賞が期待できる高校や、県中学校秋季体育大会の優勝校の中学校を競技力強化推進校等に指定し、遠征や強化合宿に要する経費の支援等を行っているところでもあります。また、高校の強化推進校の近隣にある学校で、高い競技力を有する中学校を指定して、中高の連携を図りながら、競技力の強化を行っているところでもあります。

また、競技力の強化に関しましては、指導者の確保ということも非常に大切でございますので、教員の特別選考等も実施してきておりますが、私自身も関東圏の大学に出向いて、優秀な選手に、「宮崎に指導者として来ていただけないか」と、直接お会いして声をかけさせていただいているところでもあります。

○図師博規議員 それでは、その指定校に対して特段の配慮をされているということですが、競技力向上のためには練習環境のハード面の整備も不可欠で、特に競技力強化推進校に指定している高校であれば、2巡目国体も視野に入れた優先的な施設整備をすべきと考えます。この強化推進校の施設整備に関してどのような配慮がされているのか、教育長お願いします。

○教育長（飛田 洋君） 御指摘のとおり、本県の少年競技力の向上を図るためには、練習環境を整えていくことは極めて大切なことであると認識いたしております。競技力強化推進校に限らず、各学校からは、「テニスコートの水はけをよくしてもらいたい」などの要望や、「冬場の練習時間を確保するために照明を設置してもらいたい」など、さまざまな要望が上がってきております。その要望に対しましては、緊急性や優先順位などを考慮しながら、その整備に

取り組んでいるところございまして、今年度も、競技力強化推進校の施設整備につきましては、グラウンドの水はけ改修や防球ネットの取りかえ等を行っているところです。

○図師博規議員 今繰り出しました質問は、次のことを言いたかったからです。佐賀県立佐賀工業高等学校の視察に行っていました。県立高校で全国ラグビー大会出場常連校であることは、本県の高鍋高校と同じですが、残念ながら、全国大会での成績は佐賀工業に大きく溝をあけられております。その原因の一つに、県立佐賀工業高校のグラウンドは人工芝でした。もちろんラグビー部専用グラウンドではなく、野球部やテニス部の共有スペースであり、体育の授業でも使用されるグラウンドが人工芝でした。平成26年に人工芝に整備されてからは、部活動はもちろんのこと、体育の授業でもけがをする生徒がかなり減少し、けがをしたとしても重症化することがほとんどなくなったということでした。何より悔しかったのが、佐賀工業ラグビー部の顧問から、「宮崎県からも毎年2～3名入部してもらっています」、そんなことを言われました。

宮崎では競技力強化推進指定校とされている高鍋高校のグラウンドは、以前は天然芝でしたが、現在は普通の砂まじりのグラウンドへと整備され、ラグビー部はけがを覚悟でハードな練習を行っております。昨年、練習中のけがによりチーム練習から長期離脱を余儀なくされた選手が複数人いて、ベストメンバーで試合に臨めたことはわずかで、さらに、昨年の花園全国大会もレギュラーメンバーがけがで複数スタメン落ちしていたと。1回戦敗退です。もちろんこのような状況は、中高一貫競技力向上拠点校の高鍋西中学校の生徒や保護者も知るところで、

けがをしたくはないと県外のラグビー強豪校へ進学をしているという実態があります。今年度も、県内から佐賀工業高校に2名、奈良県立御所実業高校に2名と優秀なラグビー選手が進学を決めています。これは私が知るところですので、さらに多いかもしれません。

奈良県立御所実業も、この4月に人工芝のグラウンドが完成することになっております。ちなみに、このグラウンド整備にかかる費用、人工芝にした場合、佐賀工業高校の場合ですと2億円弱、1億8,000万強かかっておりました。くしくも来年度の知事の特別枠であります金額と同額ではありますが、関係性はございません。このことに関しまして特に答弁を求めるものではありませんが、事業の取捨選択、選択と集中に関する私の意見として申し述べさせていただきます。

そこで、次の質問に移らせていただきます。学校教育改革推進協議についてでございます。

既に宮崎県立高等学校教育整備計画における再編整備に関して、関係地域において地区別協議会や地区部会が開催され、県教育委員会の編成案が示されているようです。残念ながら、これまで開催されてきた地区別協議会や地区部会には、議員はオブザーバー参加も許されませんでしたので、ここで改めて、県立高等学校の再編整備の考え方と、現在検討されている高校の現状について、教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 県立高等学校教育整備計画におきましては、少子化が進む中であっても、何より生徒にとってよりよい教育環境を提供することを考え、1学年4学級以下の高等学校について、大幅に定員を満たさない状況が続くなど、さらに1学級の削減をせざるを得ないことが予測される場合には、統廃合等の検討

をしていくこととしております。また、その方針のもとに、中期実施計画では、県内4地区について、統廃合等の適否も含めて、今後の学校のあり方について検討していくこととしております。なお、その検討に当たっては、直ちに統廃合ありきではなく、保護者、地域のニーズ等に適切に配慮しながら、整備を計画的に進めることにいたしております。このような考え方に基づき、地元からの要望を受け、今回の妻高等学校と西都商業高等学校の統合、また、串間市における連携型中高一貫教育校の開校について決定したところであります。今後の県立高等学校のあり方については、何よりも第一に生徒にとって魅力があるか、生徒を第一に検討を進めていきたいと考えております。

○凶師博規議員 今の御答弁、生徒を第一にということではありますが、私は、生徒とその地域の実情を第一に、この再編は進めていただきたいと考えます。

再編整備の対象となった高等学校のある関係自治体は、高校と一体となり独自の支援策を次々に打ち出し、学校存続のために懸命となっていることは、もうマスコミ各社取り上げていただいております。えびの市の飯野高校では、民間学習塾から講師を招聘し、夜間補習を実施したり、成績優秀者には返済不要の奨学金を給付することにより、近年、飯野高校は生徒数が回復をしてきておりますし、串間市の福島高校では、中学3年生を対象に送迎付きのサマースクールを実施したり、全入学者に入学支度金を支給されています。答弁にもありましたが、2018年の春に妻高校と西都商業高校の統合を決められた西都市では、西都市内の中学校の全生徒が参加する「さいと未来塾」を開催したり、スクールバス代の助成をしたりされていま

す。さらに、都農町の都農高校では、下宿費を補助したり、JR定期券代の2分の1を補助することに加え、今後、都農町の町立図書館を都農高校内に移設するなど、学習環境を充実させていくことに全力を注がれようとしております。このように各自治体が行う県立高等学校への支援について、県教育委員会はどのような見解を持たれているのか、教育長お願いします。

○教育長（飛田 洋君） 各県立高等学校に対しまして、地域の方々、自治体、さらには卒業生の方々などからさまざまな御支援をいただいていることに、深く感謝を申し上げたいと思います。県民の皆様方が、それぞれ地元の高校を大切にしていることを、大変心強く感じているところであります。

県立高等学校は、将来、地域を支えていく人材を育成する場でもあり、県といたしましても、地元自治体による県立高等学校へのさまざまな御支援がそれぞれの学校の活性化へつながるよう、今後とも各学校を丁寧に指導してまいりますとともに、より一層、地元自治体等と連携しながら、子供たちにとって魅力と活力のある学校づくりに向け、取り組んでまいりたいと考えております。

先ほど御質問で、都農町の町立図書館が都農高校へ移設というお話がありましたが、そのアイデアは聞いたことがあります。具体的に協議は、現在のところいたしておりません。

○図師博規議員 各自治体とも学校存続のために懸命に頑張られております。それは、今、教育長の御答弁にもありましたが、学生を支援するということは、その自治体への未来へ投資することであり、学校を守ることは、地域に活気をもたらす中心的存在を守ることでもあり、もし学校を失えば、地域の明かりを失うことに等

しいと考えられているからでもあります。また、行政関係者からは、「学校を守ることとはいえ、再編整備計画が表面化してからは、学校が支援策を打ち続ける、それが自治体間の競争になってしまっている。また、その競争が生徒の綱引き状態になってしまっている。こういうことは本来の姿ではないのではないか」という嘆きも聞かれました。

国から押しつけられている1学級40人という基準、そして1学年3学級となれば、統廃合を検討するという本県の高校の整備計画の内容を見直すことができれば、小規模校でも存続は可能なんだろうが、現在のところ、その打開策を見出せないまま、物差しに合わせた整備計画が進もうとしております。小規模校を守るための指導をさらに強化してほしいと私は考えるんですが、教育長のお考えをお聞かせください。

○教育長（飛田 洋君） 小規模校を存続させるということでは、魅力づくりを進めることが最も大切だと考えておりまして、県教育委員会といたしましては、各高等学校を、教育長である私、そして教育次長が直接訪問して、校長等へ学校経営に対するアドバイスを行うとともに、指導主事等も定期的に学校訪問を行い、一層魅力や活力のある学校となるよう指導・助言を行ってきております。特に小規模校につきましては、魅力ある教育活動を展開することが、学校の存続につながるものと考えておりますので、そのためのさまざまな取り組みにより、学校を支援してきているところでございます。具体的に少し紹介させていただきますが、生徒諸君に少人数の指導ができるように、定数以上の教職員を配置することや、基礎学力の定着を目指した研究指定校として、地域の小中高の一体的な指定、部活動活性化のために競技力強化推

進校としての指定、さらには、指導力のある教職員の人事配置などに取り組み、高等学校の魅力づくりに努めてきているところでございます。

地方創生が叫ばれる中、地域の学びをしっかりとすることが大切なことであると考えております。これまでの約10年間で、県教育委員会では3地区で再編整備を行いました。例えば、南那珂・西諸地区においては、工業高校を、他の地区と合併するという手法じゃなくて、その地域の学びを保障しながら、その地域にきちっと学びを残すという形で、その地域の活性化もあわせながら考えて取り組んできているところでございます。

○**図師博規議員** さらなる関係自治体との協力・連携をお願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

○**星原 透議長** 次は、渡辺創議員。

○**渡辺 創議員**〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎、民主党の渡辺創です。

昨夜、東京の民主党本部で急遽開かれた全国幹事長会議に出席してまいりました。一般質問を翌日に控え、準備が間に合うか、ちゃんときょうの朝1便が飛ぶか、ひやひやしましたが、何とか登壇することができました。

さて、民主党の県会議員としての登壇はこれが最後になるかもしれません。民主党と維新の党が合流することになり、政党名も変更になる可能性があります。どんなに苦しく厳しいときにも背負い続けてきた党名へのこだわりと愛着は、言葉に尽くせません。もはやアイデンティティーの一部と言っても過言ではないと感じています。ただ、心情としては複雑なものがあったとしても、仮に党名が変わったとしても、私たちが

掲げてきた理念に揺るぎはありません。これからも党人として「一人ひとりを大切にする国」を目指して、分厚い中間層をつくり、全ての人に居場所と役割のある社会を構築するため、しっかりと取り組み続けることを、この場において改めて表明したいと思います。

それでは、予定していた質問に入ります。

ことは、高千穂町の山間部集落で確認された土呂久鉱害の実態が公になって45年を迎えます。標高400メートルから750メートルという急峻な山肌を開いた集落にある旧土呂久鉱山では、農薬や毒薬の原料となる亜ヒ酸が製造され、水や土壌の汚染によって周辺住民や鉱山労働者に慢性ヒ素中毒が広がりました。認定患者は、昨年末のデータで195人、うち生存者は45人となっています。地元の小学校教諭の研究報告から、被害の告発、知事あつせん、裁判闘争、同時に広がった支援運動、最高裁での和解、その後の世界各地でのアジア砒素ネットワークの活動展開、このように時間が流れてきました。土呂久鉱害の歩みとは、「生きとうございます」と、昭和51年5月の第1陣訴訟第1回口頭弁論で佐藤鶴江さんが意見陳述で述べた、患者の生きる権利の闘いであり、秘された住民の声を拾い上げる闘いであったと思います。そしてその運動は、鉱害の救済活動だけにとどまらず、バングラデシュや中国内モンゴル自治区などヒ素汚染で苦しむ世界各地へ、この宮崎での知見が広がりを持っていったという一面もございます。時間とともに記憶の風化も進む中、この45年の機会に、土呂久鉱害に関する河野知事の御認識をお伺いしたいと思います。

残余の質問は自席にて行いますので、御答弁のほどよろしくお願いいたします。(拍手)

〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

旧土呂久鉱山の鉱害問題についてであります。鉱山の閉山から50年以上経過をしておりますが、慢性ヒ素中毒症の患者の方々はもとより、御家族や地域の皆様にも苦労の日々が続いている現実を大変重く受けとめているところでもあります。このため県では、長年にわたり認定患者を含む土呂久地区の住民の方などの健康状態を観察するとともに、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく認定や給付等を行っており、今後もこれらの取り組みを継続的に実施していくこととしております。私自身も以前、被害者支援を行っておられた方と意見交換をさせていただいたことがございますが、この問題につきましては、関係機関等と連携をしながら、貴重な教訓を後世にしっかりと伝えていくとともに、先人の英知や経験を未来につなぎ、健康と環境を大切にする宮崎づくりを進めてまいりたいと考えております。

この経験や教訓を未来に生かすという観点からは、今御指摘がありましたアジア砒素ネットワークの取り組み、大変すばらしいものがあると考えております。昨年、世界農業遺産の認定でローマのFAO本部を訪れましたときに、日本国内の3団体のほかに海外から2団体の応募があったわけですが、隣がバングラデシュ、そしてインドネシアでありました。実は5団体のうち唯一認定をされなかった団体ではあるんですが、たまたま隣におられたものですから、タブレット端末でアジア砒素ネットワークのホームページを出して、宮崎とバングラデシュ、こういうつながりがあるんですということをお話をした記憶がございます。その方は御存じなかったわけですが、ぜひ調べてみたいと

いうことを言っておられました。ぜひとも国外にもこういった経験を生かしていく取り組みが、引き続き行われることを期待するところであります。以上であります。〔降壇〕

○渡辺 創議員 知事、御答弁ありがとうございました。ぜひ知事にも、大変お忙しい中と思いますが、機会があれば土呂久の現地にも足を運んでいただくことがあればと思っております。

さて、今、御答弁にもありましたが、県は昭和48年から土呂久地区住民の検診を続けてきております。その実績を、環境森林部長にお伺いしたいと思います。

○環境森林部長（大坪篤史君） 県では、認定患者などの健康状態を観察するため、昭和48年から毎年、全ての方が対象となる大検診と、その大検診で要観察となった方などが対象となる2次検診を1年おきに行っておりまして。昨年までに合計44回実施しまして、延べ約3,600の方が受診されているところであります。

○渡辺 創議員 その検診で得たデータというのは、世界でも珍しいとされる慢性ヒ素中毒患者の継続的な検診のデータということになります。ヒ素汚染自体は、理由はいろいろありますけれども、アジアを中心に世界各地で確認をされているところです。また、当然その被害に苦しむ住民の方々がいらっしゃるということになります。県が保有する継続的な検診データの蓄積をうまく生かすことができれば、被害の縮小、また解消にもつながるのではないかと考えられます。

大坪環境森林部長は、かつて担当課にも勤務をされて、被害者の方々と折衝などにも当たられたという経験がおありと伺っておりますが、ほかにも、今、県幹部とされている方々

の中には、かつて携わったという方々がいらっしやると思います。大坪部長に、その経験も含めて、土呂久鉱害への認識というよりも思いと、検診データの今後の活用のあり方についてお伺いをしたいと思います。

○環境森林部長（大坪篤史君） これまでの住民健康観察検診の結果につきましては、延べ約3,600人もの膨大な資料でありますので、検診結果の電子化やデータベース化を図ることが必要であると考えております。そうすることで、将来にわたって検診結果の適切な管理が可能になるとともに、今後の検診の円滑化、患者さんが受診されている医療機関との緊密な連携が図られるものと考えております。私自身も、かつてこの問題を担当しまして、長年にわたるこの検診結果というものが、世界的に見てもヒ素中毒に関する貴重な資料であることは十分認識しているところであります。具体的な活用方法につきまして、検診に御協力いただいております宮崎大学や専門医の先生方等とも十分に協議してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 被害者の皆さんと県との間には、当初の知事あっせんなど難しい状況があったということも事実ですが、今回の検診データの件も含めて、多くの方々がそれぞれの立場から尽力されたり、継続的な取り組みをされてきて今に至って、この宮崎での知見が世界でヒ素中毒に苦しむ方々の未来へとつながる可能性を持ちつつあります。ぜひこの機会に、かかわられてきた皆様に心から敬意を表すことにして、この質問は終わりたいと思います。

次に、平成38年に予定されております2巡目の国体について議論をしたいと思います。

まず、今議会に提案されている新年度予算案の中に、県営電気事業みやざき創生基金が重要

な新しい財源として計上されております。企業局が運用してきた資金が原資となったということのございませけれども、原資の性格について、また、一般会計へ繰り出しを行うに至った経緯を含めて、改めて企業局長にお伺いをしたいと思います。

○企業局長（四本 孝君） 県営電気事業みやざき創生基金の原資となる地方振興積立金でございますが、これは、電気事業会計における地域振興のための財源として、昭和55年度決算から運用益の一部を積み立ててきたものでございまして、これまでは一般会計への貸し付けなどに活用してきたものでございます。また、一般会計への繰り出しにつきましては、これまでの電気事業法のいわゆる総括原価方式のもとでは、売電料金の引き下げが前提とされており、料金を引き下げた上で繰り出しを行うという判断は、経営上なかなか困難でございました。しかしながら、電力システム改革に伴い、本年4月から施行される同法改正によって卸供給が廃止をされることから、このことを契機に、地域振興に資する取り組みの原資として総額30億円を繰り出すことを決断し、昨年10月に知事部局へ提案をしたものであります。

○渡辺 創議員 法改正によってこの4月から可能になることを、昨年の10月に企業局から申し出たということだと理解をしました。

次に、総務部長にお伺いいたします。企業局からの繰入金30億円をもとに基金を設置することに至った経緯を、これも改めてになりますが、お伺いいたします。

○総務部長（成合 修君） 企業局の電気事業会計からの繰入金は、先ほど企業局長が答弁しましたように、地方振興積立金を財源としておりますことから、その活用については、地域振

興という趣旨を踏まえて検討を行ったところ
あります。その結果、まず、「「みやざき創
生」の加速化」として、国の地方創生推進交付
金の活用事業や畜産新生に向けた取り組み、ま
た国体開催に必要な施設整備への活用に、さら
に、「「みやざき新時代」へのチャレンジ」と
して、従来の新規・改善事業とは視点の異なる
アイデア事業や、将来の事業展開につなげるた
めの調査・研究事業に活用することとしたとこ
ろでございます。電気事業会計からの繰り出し
が、平成28年度から30年度の3年間で行われ
ること、また、「まち・ひと・しごと創生総合戦
略」の推進期間が平成31年度までとされてい
ること等を総合的に判断しまして、基金を造成
することとし、事業の実施期間を平成32年度ま
での5年間としたところであります。

○渡辺 創議員 今、御答弁の中にもありま
したが、「「みやざき創生」の加速化」のため
の一つとして、「スポーツ施設整備」という柱が
立っています。新年度では予算措置はないとい
うことのですけれども、そうであれば、残り
の4年間で事業実施ということになるんだら
うと想像しますが、具体的にはどのような活用
を想定しているのか、総務部長にお伺いいた
します。

○総務部長（成合 修君） 基金活用事業のう
ちスポーツ施設整備事業につきましては、御指
摘のとおり28年度は事業化しておりませんが、
国体開催に当たって市町村施設の改修などが
必要となる場合に、その費用の一部を支援す
ることを想定しております。具体的な支援内
容につきましては、今後、国体開催に向けた
準備の進捗状況に合わせて検討を行い、事業
化していくこととしております。事業化の時
期やその内容につきましては、今後、教育委
員会と協議を進

めながら決定していきたいと考えております。

○渡辺 創議員 今後、市町村の施設整備に
活用するということだと理解をいたしました。

話の方向性が大きく変わりますけれども、
知事にお伺いをしたいと思います。全国では、
首長の多選、何度も当選することについてさ
まざまな考え方があります。一定の枠や上限
を、例えば3期までとか4期までというふう
に、みずからアッパーを定めて公言をされて
いるような自治体のトップもいらっしゃいま
す。知事は、現在2期目として、気力、経
験、アイデア、さまざまなのが充実して県
政向上に全力で取り組まれているさなかだ
と思いますので、みずからのことではなく
一般論で結構でございますので、知事とし
て一定のビジョンを実現していくためには、
どのくらいの時間が必要だとお考えになっ
ているのかということをお伺いしたいと思います。
もちろん、知事に多選についてのお考えが
ありましたら、そのお考えを御披瀝いた
だいても結構でございます。よろしくお願
いします。

○知事（河野俊嗣君） 一定のビジョンの
実現ということですが、このビジョン、仕事
というのもさまざまであろうかと思いま
す。今、国体の文脈でたまたま話がなされ
ておりますが、例えば本県で言えば、防災
庁舎はもっと短い時間でできようかと思
いますし、地方創生の戦略に至っては45
年後を視野に入れておるところでありま
す。大事なことは、目標とすべき将来像
をしっかりと示し、中長期的な目標とい
うのは掲げながら、一日一日その仕事に
精励をすることが重要であろうかと思いま
すので、自分としてはその精神で仕事に
取り組んでいるところであります。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。な

かなか知事としても話しぶりをお伺いしたというのは、こちらも十分自覚をしておりますので、どうか御容赦いただきたいと思いません。

なぜこんなことを伺ったかといいますと、平成38年の国体開催時には、知事は5期目を迎えているということになります。イレギュラーなことがなければ、国体の前年の年末に知事選があって、そして私たち県会議員も国体直前の春に改選期を迎えるということになります。私も引き続き有権者の方の御評価をいただければ5期目ということになっており、今1列目にはありますが、一番後ろの列に座っているぐらいになっているかもしれません。冗談のようなことを申しましたけれども、それだけ国体に向けた準備というのは息の長い取り組みだということをお願いしたいと思います。そこで、2巡目国体に向けた全体的な準備スケジュールについて、教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 国体開催に向けては、市町村等と連携した推進組織の準備や国体会場の選定、施設整備、国や体育協会との調整など、さまざまな準備を行う必要があると認識しております。このため、各種計画原案の作成や関係機関との調整、施設整備に係る調査等に取り組むため、ことし1月に庁内検討会議を設置したところであります。また、平成29年度には県準備委員会の設置を予定しているところであります。この中で、会場地選定や施設整備について協議し、準備を進めていくことになると考えております。さらに、平成33年度の日本陸上競技連盟など各競技団体による正規視察や、平成35年度の文部科学省等による総合視察を経て、正式に開催の決定となります。その後、平成38年度にリハーサル大会を実施し、平成38年

度に国体を開催することになります。このようなスケジュールを踏まえ、国体準備に着実に取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。今のスケジュール感、なかなか聞くだけではわかりづらいんですけども、一覧表にしてスケジュールをチェックしていくと、手続や視察、それから行事など非常にめじろ押しで、タイトな日程になるというふうに出てきています。執行部におかれては、丁寧なスケジュール管理が必要だろうと思っておりますので、どうか御奮闘いただきたいと思っております。

国体に向けては、施設整備と財源の確保という大きな課題を解決していかなければなりません。このことは、これまででも繰り返し申し上げてきましたが、改めて議論したいと思います。

まず、県立競技場の施設整備についてです。前回の1回目の国体を開催して以降、本格的な施設整備を行っていない陸上競技場やプール、体育館に関しては、かなり抜本的な対策を打たない限り対応が難しいというのは、一昨年、県議会としても特別委員会で調査を行って、この議場にいる多くの議員の共通認識と言ってもいいかもしれません。その中で特に、代替施設のないプールと陸上競技場は極めて頭の痛い状況かと思っております。そんな中で、それぞれの施設を利用する競技団体等からも、さまざまな施設整備に関する要望が出されていると仄聞をしているところです。

先ほど、国体に向けては息の長い準備になるという話をしましたが、実は、施設整備に関してはそれほど悠長なことを言っている場合ではないのかなと思うところです。平成13年に完成したサンマリスタジアムを例にとってみますと、このスタジアムの事業期間は、平成6年の

※1 206ページに訂正発言あり

※2 203ページに訂正発言あり

基本構想からスタートして、基本計画、基本設計、実施設計、用地買収、建設、周辺整備と、事業期間8年を経て平成13年2月に開場しています。ちなみに総事業費は137億円で、うち121億円が県債となっているようです。もちろん、施設の種類等で事業期間は変わってくるでしょうけれども、仮にこのスケジュールを今度の国体に向けての準備期間に移しかえて逆算をしていくと、本番前年の平成37年にはリハーサル大会が開催されるということなので、その前には完成しなきゃいけない。であれば、平成36年完成と仮定をすれば、事業期間8年を差し引くと、36～29、これで8年となります。つまり、用地確保なども必要な施設の新設を行うとなれば、もう残されている時間はそうないということになるわけです。知事はこれまでも、「できるだけ既存施設を活用し、必要最低限にとどめる。そして総合的に判断をする」という趣旨の答弁をされてきております。極めて真つ当な判断だろうと思います。ただ、今後のスケジュールを考えたときに、施設整備に関してその総合的な判断をいつ下すのか。つまり、何を新規整備し、何を大規模改修するのかということを決断する時期を、そろそろ明確に示さなければならぬのではないかと思います。

前段で、今度の国体を知事が知事としてお迎えになれば5期目[※]というお話をしました。戦後、宮崎県知事を複数期お務めになったのは、6期の黒木知事と松形知事、そして河野知事のみです。国体まで知事がお務めになれば、黒木、松形両知事と肩を並べる大知事ということでしょう。ちょっと話はそれましたが、申し上げたかったことは、これだけの準備期間には、もしかしたら複数の知事がかかわるということもあるかもしれません。しかし、やはり最も責

任が大きいのは、誘致を決断したときの知事ということだと私は思います。だからこそ、知事には、国体開催に向けた方針を力強く定めていただいて、そのメッセージを明確に、そしてできるだけ早く、関係者のみならず県民に伝えていただくことが重要だと思います。

問いは、先ほども申しましたが、施設整備についての基本的な考え方と、具体的な判断を行う時期について、明確に御答弁をいただきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 県有のスポーツ施設につきましては、老朽化が進んでいる施設や、国体の施設基準を満たしていないものがあるわけでありまして、2巡目国体を円滑に開催するためには、改修などの対応が必要となってくるわけでありまして、このため、県の陸上競技場、プール、体育館につきましては、平成28年度の当初予算案をお願いをしております国体準備スタートアップ事業におきまして、施設整備のあり方等について調査を行うこととしております。また、国体の施設整備につきましては、日本体育協会が定める国体の基本方針におきまして、「できるだけ既存施設の活用に努め、必要最小限度にとどめること」と示されております。こうした考え方を基本的に尊重して取り組んでまいりたいと考えておりますし、調査結果、基本方針を踏まえ、市町村の施設の状況や、国体開催後の施設の利活用等についても考慮しながら、平成29年度を目途に整備方針を定めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 「平成29年度を目途に方針を定める」という明快な御答弁があったというふうに理解します。新年度にはそのための調査も始まるということです。さまざまな要望も出されている中で、知事としては大変難しい判断に

※ 206ページに訂正発言あり

なると思いますが、ぜひ十分に調査をして、総合的な判断の答えを平成29年度に出していただきたいと思います。

続いて、財源確保についてお伺いします。財源確保といっても、大きく分けて大会の開催経費と施設整備に係る2つがあると思います。開催経費に関しては、近年の国体では50億から60億を想定するところが多く、国体に向けて基金の造成をするところも少なくないようです。基金を新たに設けるというのも、「国体にはお金が必要なんだ」というメッセージをきちんと県民の皆さんと共有する上では効果的なのかなという気もしますが、もちろんお金に色がついているわけではありませんので、さまざまな手法でお金を準備していくということはあるのだろうと思います。いずれにしても、国からの運営費補助は、和歌山国体で3億8,000万しかないというふうに聞いています。差し引きが極めて大きな額であることは明らかですので、施設整備に関しても、先ほど答弁があった平成29年度以降、相当な額が必要になると考えますが、どのように確保し、その確保に向けた動きはいつごろから本格化してくるのでしょうか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 国体の開催経費は、今御指摘がありましたように、施設整備に係る費用と、いわゆる運営経費になるわけですが、施設整備費用につきましては、今後決定されます県有施設の整備方針、また、運営経費につきましては競技種目によって大きく変わるものと考えております。県有施設の整備につきましては、県有施設維持整備基金の残高が193億円余あるわけですが、これはスポーツ施設のみではありませんで、県有施設全体の維持整備を目的とした基金でありますことから、国体

開催に係る経費の確保につきましては、今後の整備方針や運営方針とあわせて検討してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。私は、この項目の冒頭でお伺いした、企業局からの繰出金をそのまま国体向けの資金としてプールをするというのも一つの知恵ではないかと思っていたのですが、これはつぶやきにとどめます。いずれにせよ、これからというところかと思しますので、今後引き続き議論をさせていただきたいと思います。

国体のあり方については、正直なところ、地方の都道府県にとって極めて財政的な負担の重い、今のような全国巡回方式が妥当なのかも含めて、いろいろと考えるべきではないかなというのが個人的な思いですが、やると決めた以上は、全国から集うアスリートの皆さんや関係者に、宮崎のよさを知ってもらい、充実した国体にしなければなりません。そのための機運づくりも重要かと思えます。具体的には準備委員会、実行委員会と組織されていく中で協議をしていくことになるんだと思いますけれども、現時点でのお考えを教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 2巡目となる国体の開催は、県民の皆様のスポーツへの関心を高めるとともに、宮崎の魅力や自然、文化のすばらしさを全国に発信する絶好の機会になると考えております。昨年の和歌山国体では、各競技会場や駅などに、地元小中学生の応援メッセージが書かれたのぼりや、県民の方々がお育てになったプランターの花が、全国から訪れた選手や観客を出迎えており、私も幅広い方々のおもてなしの心に触れ、大変感動いたしましたところであります。また、本県で開催した全国レベルのイベントということであれば、口蹄疫の非常事

態宣言の後に開催した全国高校総合文化祭で、本当にいろいろな方が喜んでいただいた、あのときの感動も記憶に残っております。2巡目宮崎国体におきましても、このような例を参考としながら、全ての県民の皆様が、熱い気持ちを持って、スポーツをする、スポーツを見る、スポーツを支える、あるいはおもてなしをするといったさまざまな立場で国体に携わっていただけるよう、工夫を重ねながら機運の醸成に取り組んでまいりたいと考えております。

申しわけありませんが、訂正をさせていただきます。先ほどのスケジュールの答弁で、リハーサル大会は「37年度」であります。私、「38年度」と答弁をさせていただきました。おわびして、訂正をさせていただきます。

○渡辺 創議員 知事、関係部長、企業局長、教育長と非常にたくさんの質問になりましたが、御丁寧に答弁いただきましたことに感謝を申し上げまして、次の問いに移りたいと思います。

奨学金に関連してお伺いいたします。今回の議会でも幾つか質問があっておりましたが、県では宮崎県育英資金を運営しています。高校生への貸し付けが中心ですけれども、平成26年度の貸与状況について、教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 宮崎県育英資金の平成26年度の貸与者数は総数で3,940人であり、貸与額は12億4,990万5,000円となっております。内訳といたしましては、高校生及び高等専門学校生が3,623人でありまして、貸与額が10億7,314万2,000円、大学生及び短大生が180人でありまして、貸与額が1億860万3,000円、専修学校生が137人でありまして、貸与額が6,816万円となっております。

○渡辺 創議員 同年度の返還状況について

も、教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 平成26年度の返還を要する人の総数は1万810人でありまして、そのうち滞納者が3,004人です。また、平成26年度中に返還されるべき総額——前年度までの未返還額を含めた額——は12億7,249万円でありましたが、そのうち4億5,806万9,000円が返還されておらず、返還率は64%となっております。その未返還額約4億5,800万円のうち、半分以上の約2億8,600万円は、前年度までに累積してきた未返還額でございます。平成26年度だけで見ますと、新たに返還が始まった金額について、その総額は約8億7,000万円であるのに対して、未返還額は約1億7,200万円であり、平成26年度単年度だけで見ますと返還率は80.2%でございます。

○渡辺 創議員 単年度で見れば2割ぐらいが滞納になっているということかと思いますが、以前からのものも積み上げていくと、その率はどんどん高まっていくということになっているようです。

今のような状況でしたけれども、滞納者への対応と、また、平成25年度からは滞納者に法的対応を始めたということのようですが、その経緯について、教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 返還が滞っている方への対応につきましては、職員や債権管理員による訪問や電話による聞き取りなどを行い、できるだけ返還者の事情を考慮して、分割納入などを含めて、可能な限り丁寧な対応をしてくれているところであります。しかしながら、返還できるだけの収入がありながら、再三の催告においても返還に応じない方や、長期にわたって返さない方が増加している傾向にありますので、育英資金貸与制度の安定的な運営に支障を来す

おそれが懸念されたため、やむを得ず法的な対応を行うとしたところであります。

○渡辺 創議員 返還金の滞納者というのは、それぞれ経済的な事情を抱えている可能性も高いということかと思えますけれども、昔の日本育英会などでは、民間の債権回収会社、いわゆるサービサーというところに回収業務を委託するような場面も出てきているようですが、その民間業者に回収業務を委託するという考えは、教育委員会としてございますでしょうか。

○教育長（飛田 洋君） 債権回収業務の民間への委託についてでございますが、本県では、奨学金の返還金の回収業務についてはさまざまな配慮を要する場合がありますので、きめ細やかな対応をしたいと考えております。そこで全面的に民間等へ委託をするということはいたしておりません。ただし、返還が始まったすぐの方に対しては、延滞につながらないように、電話による返還の呼びかけを行う業務のみを、現在、債権回収会社に委託をしているところであります。また、当初予算をお願いしております「宮崎県育英資金返還促進・回収強化事業」の中で、さまざまな事情を抱えた返還者のうち、法的な観点からの助言を必要とすると県で判断した方のみ、今回新たに、高い専門性を有する職である弁護士に返還回収業務を委託することとしております。

○渡辺 創議員 今、奨学金をめぐる状況が社会問題化しつつあります。今の大学生の50%以上が奨学金を得て大学に通っています。県内でも、例えば宮崎公立大学で奨学金を受けている学生さんは、全体の56.8%に上るということです。しかも、これは全国的な話ですが、借り受ける額が500万円を超えるというようなケースもそう珍しいという話ではなくなっているよ

うです。仮に500万円を借りている2人がすごく早い時期に結婚をしたとすれば、その時点で、世帯の借金というか奨学金の借受額は1,000万円を超えるというようなケースも出ています。この状態で、そもそも結婚すること自体に慎重にならざるを得ないだろうと思えますし、子供を産み育てる、住宅を購入するというようなこともままならないだろうと思えます。そういう状態であれば、大きなハンデを背負って社会生活を送ることになってしまうわけです。しかも終身雇用、年功序列賃金などは崩れて、雇用の調整弁としての非正規雇用が大きく拡大をしまっている。最初の就職に失敗をすれば、たちまち奨学金の返済がままならないという状態が、今の若年層を取り巻いていると言ってもおかしくはないだろうと思えます。お話ししたい実態はとめどなくありますけれども、この程度にしたいと思います。

大学生の奨学金の場合、その大半は旧日本育英会、今の日本学生支援機構であって、基本的に県が所管する問題ではないというのは重々承知をしておりますが、宮崎県出身の若者たちがその環境に置かれていることも事実です。今、非常に大きくなりつつある奨学金の問題について、知事と教育長の御所感をそれぞれお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 奨学金制度につきましては、意欲と能力のある若者が、経済的理由により進学を諦めることなく、安心して学ぶことができる制度として、大変重要であると考えているところであります。最近の雇用状況につきましては改善の傾向を示しているものの、学生の就職後の収入が十分でない例も見受けられることを踏まえ、国におきましては、奨学金の貸与につきまして有利子から無利子への流れを加

速するための事業の拡充がなされるなど、学生の負担軽減のために奨学金制度の改善が図られてきているものと認識しております。子供の貧困、さらには人口減少、労働力不足、国家間の競争の激化、さまざまな状況を背景として、我が国の将来の社会・経済・文化の発展を支える若者、その貴重な人財がしっかり学ぶことができる奨学金制度を築き上げていくことは、大変重要な課題であろうと考えております。

○教育長（飛田 洋君） 変化が激しい現代社会においては、生涯学び続け、変化に対応できる若者を育てることが求められておりますし、若者自身のことを考えても、自己学習ができて変化に対応できる人であってほしいと考えております。そのためには、学びに向かわせる動機づけができるような教師の存在、そして学びを支える奨学金制度が大切であると考えております。近年、生活保護世帯の増加やひとり親世帯の困窮が進む中、十分な生活環境に置かれていない子供が増加し、そのような環境が子供たちの進学率などに影響することにより、貧困が世代を超えて連鎖することが強く懸念されております。そのような時代であるからこそ、しっかり学ぶことを支援できる奨学金制度は、より重要になってくると考えております。

○渡辺 創議員 今、知事の御答弁の中に、奨学金が有利子から無利子へという流れにあるという内容がございましたけれども、ただこれは、もともと圧倒的に無利子が多かったものが、有利子中心にどんどん変わって行って、ようやくその反省に立って無利子へという流れが生まれてきたにすぎません。日本学生支援機構のデータでは、1998年、私が大学生のころですけれども、無利子と有利子の比率は78対22だった。これが2013年には29対71に、全く入れかわ

るぐらいの状態になっています。ですから、今、国が示している流れというのは、ようやく本来の形に戻りつつあるというところなのかなと思っています。ただ、無利子化が加速していくということは非常にいいことであって、状況の改善のためにも、まず実現していかなければならないことだろうと思います。そして、その先には、給付型の奨学金をふやしていくということに取り組むべきだと考えますが、県内での給付型奨学金の現状を、教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 県内の給付型の奨学金制度につきましては、聞き取りをしたところでは、一部の市町村と県立高校3校の同窓会において実施されております。県では、給付型の奨学金制度ではございませんが、高校生等奨学給付金事業を平成26年度の入学生から実施し、低所得世帯の高校生等に対し、学用品費やPTA会費等に充てていただくための給付金を支給いたしております。

○渡辺 創議員 ここで提案ですが、今御答弁のあったような給付型の奨学金を推進する象徴的な取り組みとして、県が主体もしくは中心となって給付型の奨学金を創設してはいかがかと考えます。もちろん財源の課題もあるというのはよくわかりますので、小規模なものでも構わないと思います。社会の今の状況に対して、県としての姿勢を示すという意味合いでもいいと思いますので、今の提案について、教育長いかがお考えでしょうか。

○教育長（飛田 洋君） 奨学金の貸与を受けた若者が、社会のスタートラインとなる大学卒業の段階において、先ほどの御指摘にもありましたが、でき得る限り奨学金の返済額が少ないほうが望ましいものとは考えております。その

負担を軽減する制度の一つとして、給付型の奨学金も考えられるところではありますが、本県独自に給付型奨学金を創設することにつきましては、本県の財政事情等から難しいものと考えております。国では、平成26年8月に取りまとめられた「学生への経済的支援の在り方について」の検討結果を受けて、無利子奨学金の貸与人員の増員、月の返済額を所得に応じた額とするための制度の変更など、学生の経済的負担を軽減する取り組みを進められているところでもあります。そのような国の動きを注視しますとともに、奨学金制度の運営のために必要な財源が確保できるよう、国への要望をこれからも続けてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 なかなか簡単なことではないのかなというのも理解をしました。きょうは時間の制約もありますので、この程度にしたいと思いますが、奨学金の問題、引き続き議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次の質問に入りたいと思っておりますが、その前に、済みません。私、先ほど国体の関連の質問の中で、国体時の知事の期数を間違えて理解をしていたようです。国体直前ではなく、国体直後に知事の選挙が来るようでございますので、そこは訂正をさせていただきたいと思っております。

続けて、県内大学生の就職状況について質問をさせていただきます。きょうは何の日か御存じでしょうか。「大学生の就職状況」と言いましたのでわかるかもしれませんが、きょうは、来春の卒業予定の大学生、大学院生に向けた企業情報の解禁日ということになっています。ここ数年、ルールの変更が相次いでいる大学生の就職活動ですが、来年春に向けては、いよいよきょうから本格的なスタートが切られるという

わけです。昨年は、高校卒業人材の県内就職率の低迷がたびたび議会でも取り上げられてきました。この2月議会でも幾つかの指摘があったところですが、基本的には大学生についても同じ傾向にあるのだらうと思っておりますけれども、県内大学等で学んだ学生の県内就職率の現状と、その数字に対する県当局の認識を、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（永山英也君） 県内の大学、短期大学及び高等専門学校を対象に県が実施をいたしました調査の結果では、平成26年度卒業者の県内就職率は46.1%となっております。大学生等の県内就職率を示します全国的な統計がないことから、全国あるいは九州各県との比較はできませんけれども、約半数の学生が卒業を機に宮崎県を離れている状況にありまして、県といたしましても、地域の活力の維持という観点からも、より多くの若者に、宮崎県内に就職をし、あるいは宮崎県内に残っていただきたいと考えております。

○渡辺 創議員 半分以上が県外に就職をするということのようです。県内での就職率が低い水準になっている原因について、商工観光労働部長どのようにお考えでしょうか。

○商工観光労働部長（永山英也君） 本県の大学等への入学者の内訳を見てみますと、県外出身者が約4割、県内の出身者が約6割となっております。一方、卒業時の状況は、県外出身者の約85%が県外に就職をし、また、県内出身者の約30%が県外に就職をしているという状況でございます。大学の担当者等からは、学生が県外就職を選択する主な理由といたしまして、専門的に学んだことを生かせる企業が県内に少ないこと、都市部の企業のほうが給与等の待遇がよいこと、また、一度は県外に出てみたいとい

う都会への憧れがあることなど伺っております。さらに、これは高校生とも同じでございますけれども、県内企業の魅力や宮崎で働くことの意味を県内の学生に十分伝え切れていないという面も、要因としてあると考えております。

○渡辺 創議員 人口減少社会を踏まえれば、地方創生の観点から言っても、結婚や出産を控えた若い世代が宮崎に残ってもらえるかというのは、極めて重要なポイントになるだろうと思います。今、大学生のインターンシップを受け入れているんですが、先日、インターンシップの大学生の友人に、就職地を決める要素をヒアリングしてもらいました。そうしたら、「宮崎が好きになったから」とか「友達がいるから」「結婚したい人がいるから」とか、さまざまな理由が並んでいたようですけれども、いずれにしても、魅力的な場所であるということが極めて重要な要素になるのだろうと思います。大学生の県内就職促進のために、県はどのような対策をとっていくのか、あわせて商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（永山英也君） 若者の流出を抑制する観点からは、宮崎県出身の学生に県内就職を働きかけることが大事であります。また一方で、県外からの流入を促進し、それを定着させるためには、県外出身の学生に宮崎で働く魅力をしっかりと伝えることが大事であります。そういう取り組みを進めていくことが、地方創生の実現につながると考えております。このため県ではこれまで、「みやざきJOBパーク+（プラス）」において、就職相談から職業紹介までをワンストップで提供しますとともに、就職説明会の開催や企業紹介冊子の配布などを行っております。また、今後、インターンシップの効果的かつ効率的な実施に向けて取

り組むこととしております。先月、宮崎大学の工学部と県との連携協議会を開催し、県内企業への就職促進等について議論を深めました。今後、県内の各大学ともこのような機会を設けまして、企業と大学の接点をどのようにふやしていくか、あるいは宮崎で働くことの意義をどのように学生に伝えていくか、そういうことについて連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。県の立場でさまざまな取り組みを進めているということは理解できました。

再び大学生との意見交換の話に戻りますが、その意見交換の中で、「宮崎の求人票に載っている初任給の額はとても安い。やはり20万ぐらいいはないと生活はできない」という大学生の声がありました。そこで、調べてみたんです。労働局等のデータを活用するという手もあったんですが、あえてアナログな手法で、インターン生の大学生が、宮崎公立大学に昨年度来た求人票全てを調べて初任給の平均値を出してみました。同じ求人でも大卒と院卒で複数の初任給設定があるというものもありましたので、それに関しては中間値を利用しました。学生さんの調査ですので、若干の計算ミスなどあるかもしれませんが、大きな傾向に影響はないと思いますので、その御認識でお聞きいただければと思います。宮崎公立大学に昨年度あった求人は、宮崎県内企業が72社、この72社には、本社所在地は県外ですが、勤務地が宮崎限定というものも含まれます。そして、県外求人は625社です。初任給の平均値は、県外からまいります。県外求人が20万1,878円に対して、県内求人は14万8,258円ということでした。先ほど部長から、県内就職率が低い要因についてさまざま考察を

いただいたところですが、やはり賃金の格差というのも非常に大きいと考えざるを得ません。この点について、知事の御所見をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 移住やU I Jターンなどのフェアなどでよく申し上げますのは、「見かけの給料も問題でありますけど、宮崎は全国で最も物価が安い。家賃や交通費、そういったところも考えるべきだ」ということはしっかり申し上げているところでありますが、学生としては、企業選択において初任給というのは重要な要素の一つであろうと思います。そのため県としては、今回策定します「みやざき産業振興戦略」に基づきまして成長産業の振興や中核企業の育成などに取り組むことで、付加価値の高い産業の振興を図り、初任給も含めた「良質な雇用の確保」を実現してまいりたいと考えております。一方、初任給以外にも、例えば、やりたい仕事ができるということ、会社の安定性、働きがいなど、さまざまな大学生が重視する要素があるかと考えております。県内の成長性の高い企業やグローバルに展開する企業など、県内の企業のさまざまな魅力を、私自身が企業を訪問して魅力の発信をするお手伝いも今しているところではありますが、いろんな工夫をこれからも凝らしていきたいと思っております。また、人材育成や職場環境の面で、魅力のある職場づくりなくして県内就職の促進は望めませんので、今月設立する産学金労官連携によります「産業人財育成プラットフォーム」の場などを通じて、関係団体・企業に対し、積極的な取り組みを働きかけてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。知事の御答弁にありましたように、私も給料だけが仕事を選ぶという理由にはならないというふ

うにも思います。ただ、賃金の格差というのは大きな問題ではあって、特にこの問題は労政サイドだけで解決できる問題でもありませんし、ある意味では、県の総力をかけて取り組んでいるけれども、構造的なものも含めてなかなか是正ができないという難しい問題だと思います。ただ、前の項目で質問をした奨学金でも明らかになりましたが、若い世代が非常に厳しい環境にあると。先ほど例示したように、15万円程度の初任給で一定の奨学金の返済を続けるということは容易ではありません。しかも給料がずっと上がっていくとか、いつまでも雇用が守られるということも非常に不安になってきている。就職がままならないで、進んで選択したわけでもない非正規の仕事につかなければならないという方々もいらっしゃると思います。我々はやはり、若い人たちの置かれている環境にしっかりと目を向けていく必要があるかなということ、改めて提起をさせていただいて、このテーマを終わりたいと思っております。

続けて、「日本のひなた宮崎県」の推進状況についてお伺いをいたします。

昨年5月の発表以降、順調にスタートを切って、県内外に着実に浸透しつつあるという手応えを多くの関係者が感じているところだろうと思っております。先日、宮崎市であった「知事とのふれあいフォーラム」に、私も出席しましたが、その場でも、「日本のひなた、すごくいいキャンペーンだ」というふうに声が上がって、知事も非常に喜んでいらっしゃるようにお見受けをいたしました。私も、5年前の初当選以降、県の統一かつ戦略的なプロモーションの必要性を説いてきた立場として、素直にうれしいと思うところです。今回の質問でも、さらなる推進を求める立場として、改めて現時点までの展開

状況を、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（永山英也君） 「日本のひなた宮崎県」のプロモーションにつきまして、昨年5月末に発表して以来、県民の皆様の理解を深めるとともに、県外に向けてひなたの魅力を着実に浸透・定着させるためのさまざまな取り組みを行ってまいりました。具体的には、テレビCMや新聞広告などによる広報宣伝に加え、ひなたソング・ダンスの制作や、本県ゆかりの著名人に参加いただいたポスターの作成、有名ボーカルグループのイメージソングによるPR動画の配信などに取り組んでまいりました。また、民間団体等で構成します官民推進会議を中心に、市町村や民間企業、県民の皆様におかれましては、1万8,000個を超えるピンバッジを購入され着用いただいていますほか、宮崎空港勤務職員によるひなたダンスでのアピール、航空機や移動販売車を初め、みずから商品、広報・広告物を活用したPRなど、さまざまな分野、地域で県を挙げた情報発信の取り組みが広がっているところでございます。

○渡辺 創議員 執行部としても順調な滑り出しであると認識をされているというのがよく伝わりました。ゆかりのある方々のポスターは今、県内のコンビニ等でもたくさん張られています、見るとうれしくなるんですが、このキャンプの時期等もたくさんの方が目にされたんじゃないかと思います。かつてこの議場でも指摘をしましたが、参加型キャンペーンの手本とも言える高知県の「高知家」にも決して引けをとらない流れになっていくのではないだろうかと期待をしております。

さて、知事も県内外でのプロモーション活動に数多く参加をされて、さまざまな方の反応に接する機会も多いと思いますけれども、知事

に、この1年弱の展開状況も踏まえて、今後の展開の方向性と意気込みをお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） このプロモーションでは、県民や県議会を初め、本県ゆかりの著名人、市町村や民間企業・団体の皆様など、まさにひなたの人が一丸となって、全国の皆様へひなたの魅力を届けていただいているわけであり、おかげさまで県内外の多くの皆様から好感を持った評価をいただいております。その御協力に対し心から感謝をいたしております。今、議場で見ておられます、先生方にひなたのバッジを多くしていただいております、議員もぜひよろしく願いいたします。物産館で販売をしておるところでございます。きょうはたまたまつけておられませんが……。失礼しました。

今後のプロモーションにつきましては、これまでの取り組みによる実績や成果を生かしながら、ひなたが持つ魅力をしっかり伝える映像等により情報発信しますとともに、民間事業者等の皆様と連携をして、ひなたの関連の商品開発を行うなど、宮崎にかかわる多くの皆様とともに、引き続き積極的に展開してまいりたいと考えております。こうした取り組みを通じまして、ゆったりした時間をつくる、人を元気にする、そんなひなたの力や、その力で育まれた宮崎の魅力というものを全国に着実に浸透・定着させ、さらなる宮崎の認知度・好感度の向上を図ってまいりたいと考えておりますし、大事なことは、さらに国外に向けたプロモーションというのも非常に重要ではないかと考えておりますので、そうしたもろもろ展開することにより、本県の経済の活性化にもつなげてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。御答弁にも、「ひなたの人が一丸となって」とありましたけれども、さらなるイメージの浸透の鍵は「参加型」ということだと思います。このことは、これまでも代表質問や一般質問の中で指摘をしてきましたが、PRビデオに出たり、ダンスを踊ったりというのはまれなかかわり方でしょうけれども、今、知事から御指摘もありました、ピンバッジをつける、ステッカーを張る、名刺に刷り込む、いろんなかかわり方があると思います。私も、ステッカーを張る、名刺に刷り込む、いろいろやっております。じわじわでもいいので、たくさんの県民の方が「私がかかわっている」と思ってもらえるようなキャンペーンにしていくことが大切なんだろうと思っておりますので、さらに御奮闘をお願いしたいと思います。

最後に、質問ではございませんけれども、先ほど質問の中でちょっと申しましたが、今、2カ月間、インターンシップの大学生を2人受け入れています。今議会、たくさん大学生らしき人が傍聴に来ているのは、そのせいだろうと思っておりますが、全国的な展開をしているドットジェイピーというNPOがマネジメントをしまして、宮崎でも今年度からスタートしました。県政の関係では、私のほかに清山議員や有岡議員のところにもインターンシップの学生さんが来ております。私もこの議会の中では若いほうですので、大学生の皆さんと感覚や意識はそう違わないのかなと思っておりますが、驚くような気づきがたくさんあります。こちらのほうがむしろヒントや知恵を与えていただいているというようなところですけども、この宮崎でのインターンシップ実現のためには、熊本から大学生の皆さんがたびたび宮崎に入って一生懸命

マネジメントをしていただいています。そういう熊本の大学生の皆様にも心から感謝をしたいと思っております。

知事をお願いですが、3月末までまだ活動期間がありますので、ぜひインターンの学生さんたちとお話をさせていただく機会をつくっていただければと思います。話していませんが、3人の議員のところ一緒にいいと思いますので。それはきっと、将来についていろんな悩みや迷いを持っている大学生の皆さんにも貴重な機会となるかと思っておりますので、ぜひ御検討いただきますようお願いを申し上げたいと思います。

質問の中で事実誤認、確認ミスがありまして御迷惑をおかけしましたが、訂正させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○星原 透議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時0分開議

○中野廣明副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、後藤哲朗議員。

○後藤哲朗議員〔登壇〕(拍手) こんにちは。延岡市選挙区の後藤哲朗でございます。よろしく願いいたします。

ところで、教育現場を大事にされる飛田教育長には、昨年末に、私の母校であり、孫も通う延岡市立東小学校の学習発表会を視察いただきました。この学校の校歌の2番は、「愛宕山ふるきつたえや 土はゆたかに 黄金のみり

学びの窓に 結びしなかも いつまでも 守れふるさと」です。この愛宕山の古き名は、笠沙山、笠沙の岬と言われ、神話・伝説が残る山であります。この神話に基づき、神話でまちづくりに取り組んでいるメンバーと地元の酒造メーカーとのコラボで、新銘柄の純米大吟醸酒「出逢いの聖地」が完成しました。ラベルの揮毫は、高千穂神社の後藤宮司が手がけられました。先日の延岡市合併10周年記念式典の記念品として、このお酒が出席者の皆様に配付されましたので、知事、議長を初めとした皆さんは、古代ロマンに思いをはせ、しみじみ味わっていただいたことと思います。また、神と人と花が出会う早春の五ヶ瀬川での「延岡花物語」の中で、先週の27日、28日には「このはなウォーク」が開催されました。その開催中、この「出逢いの聖地」が限定販売され、近畿からの里帰りツアーの方々がお土産として購入されているのを見て、ふるさとを思う気持ちのありがたさ、大切さを感じたところであります。

それでは、知事にお尋ねいたします。

本年1月に、内閣府主催の地方分権改革シンポジウムに参加してきました。このシンポジウムは、地方分権改革に係るこれまでの経緯や現在の取り組み、京都府など先進自治体の取り組み事例の紹介など、非常に興味深い内容でした。

地方分権改革については、これまで、機関委任事務制度の廃止や、地方に対する規制緩和として義務づけ・枠づけの見直し、そして現在では、地域の事情や課題に精通した地方の発意と多様性を重視した改革を推進するため、個々の地方公共団体から全国的な制度改正の提案を広く募集する「提案募集方式」が導入されております。また、権限移譲に当たっては、地域特性

や事務処理体制などに大きな差があることを踏まえ、個々の地方公共団体の発意に応じ、選択的に移譲する「手挙げ方式」が導入されているとのこと。このときの内閣府の資料には、地方分権改革の推進は、地域がみずからの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものとあります。

県政の最重要課題の一つである地方創生につきましても、さまざまな目標を実現するためには、これまでのように、国から示されたメニューに沿った取り組みを進めるだけでなく、地方分権改革推進の理念と同様に、みずからの発想と創意工夫を生かした取り組みが求められます。そこで、地方創生において、地方分権の果たす役割と今後の展望について、知事に御所見をお伺いいたします。

引き続き、知事にお尋ねいたします。知事におかれましては、これまで、真の地方創生を実現する「みやざきモデル」の提言や日本創生のための将来世代応援に係る緊急提言など、さまざまな政策提言に取り組まれておりますが、地方創生を実現するためには、これまでの固定概念を打ち破るような、大胆なダイナミックな政策が必要と考えます。そこで、地方創生には、本県の課題や地域特性を踏まえ、本県ならではの取り組みが必要だと思っておりますが、知事の御所見をお伺いいたします。

同じく知事に、トップセールスについてお尋ねいたします。ある新聞に掲載されています「知事の動き」を見ますと、多忙きわまるスケジュールをフットワークよく活動されていると思います。県政を担うトップとして、生きがい、やりがい、働きがい、そして使命感を持たれての公務・政務の取り組みに敬意を表します。さて、その「知事の動き」の中で、国内を

問わず海外を含め、県産品等のPR・販路拡大等に知事みずからのトップセールスという文言が多々見受けられます。そこで、知事はどのような思いでトップセールスに取り組んでおられるのか、お伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わりました。後の質問は質問者席からさせていただきます。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、地方創生と地方分権改革についてであります。地方創生は、東京一極集中の是正と人口減少の克服に向けて、地方の実情に応じた取り組みにより、その自立的な成長を促進するものであります。一方、地方分権改革は、権限移譲を通じて地方公共団体の自主性、自立性の強化を図り、地域がみずからの発想と創意工夫によって課題解決を図るための基盤となるものでありまして、地方創生の中核をなす重要な改革の一つであると考えております。人口急減、超高齢化が進展する中で、我が国の発展のために重要なことは、これまで積み上げてきた地方分権改革の大きな流れをとめないことでもあります。我が国にふさわしい国と地方のあり方を構築していくため、今後とも、地方分権の確立に向けて、また、地方創生の実を上げていくため、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、本県ならではの地方創生の取り組みについてであります。地方創生のためには、それぞれの地方公共団体が、地域の特性を生かした取り組みを進めていくことが大変重要であります。本県では、東九州自動車道などインフラ整備の着実な進展、新たな国際定期路線やLCCの就航、大型クルーズ船の相次ぐ寄港など、国

内外に向けて飛躍する基盤が整いつつあります。また、これまで培ってきた高い生産性やブランドを有する農林水産業を初め、御指摘がありました、お酒を初めとする加工品、県産品、そして、すぐれた子育て環境やスポーツ環境、また、「日本のひなた宮崎県」というコンセプトでアピールしております、温かい人柄や温暖な気候、さらには、綾ユネスコ・エコパークや、世界農業遺産に認定された高千穂郷・椎葉山地域など、本県の誇る強みや資源が多々あるわけであります。このようなポテンシャルにさらに磨きをかけるとともに、最大限活用することで、本県ならではの地方創生を実現してまいりたいと考えております。

最後に、トップセールスについてであります。厳しい地域間競争の中、すばらしい県産品や観光、企業立地の場所として宮崎を選んでいただくため、県内企業・団体の皆様と連携をしながら、国内外でのトップセールスを積極的に行っているところであります。トップセールスは、私が、相手先の代表者の皆様と直接お会いすることで、顔の見える関係、信頼関係を築いて、その後の継続的な関係構築が図れることから、極めて効果的であると考えております。また、消費者の皆様に対しましては、直接その魅力や優位性をアピールすることで、宮崎に対する親しみや信頼、好感度を高めることができることから、大変有効な手段であると考えております。このトップセールスを効果的なものとするため、担当部署におきましては、事前の情報収集やその後の営業・販売促進などに日ごろから取り組んでいるところでありますが、こうした取り組みを十分生かしながら、今後も引き続き、私が先頭に立って、オールみやざきの体制で宮崎を売り込んでまいりたいと考えておりま

す。以上であります。〔降壇〕

○後藤哲朗議員 地方分権改革について、これまで積み上げてきた改革の流れをとめないことが重要と述べられました。頭脳明晰な知事ですので、ぜひとも、全国的な制度改正の提案を募集する提案募集方式に積極的に挑戦、また取り組んでいただきたいなど、そのように思います。

次に、知事のトップセールス後のフォローアップ体制について、各部長にお尋ねいたします。

財政改革ではよく耳にする用語があります。それは、選択と集中、アウトプットではなくアウトカム——事業量ではなく成果——、費用対策効果等です。知事のトップセールスを初め、プロモーション、イベント、物産フェア等、相当の経費がかかっていることは御案内のとおりであります。攻めの姿勢が問われる中、一過性に終わることなく、しっかりとした各部各課のフォローアップが実を結んでいくものと考えます。そこでまず、環境森林部長にお尋ねいたします。先人たちの御苦勞、御努力で、「みやざきスギ」が全国版になりつつあり、海外展開にも明るいものがありますが、県産材についてどのようにフォローアップされているのか、お伺いいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 環境森林部では、トップセールスの商談会に参加いただいた企業を訪問しまして、木材利用技術センターや県内企業の視察等を通じました県産材採用の働きかけなどに、鋭意取り組んでいるところであります。この結果、大手ハウスメーカーの構造部材や、川崎市の住宅メーカーの大規模な住宅改修部材として、本県産材が採用されたほか、韓国では、昨年度までの2カ年で約50棟の受注

につながるなど、その成果が徐々にあらわれてきております。今後とも、私どもは、こういったルートセールス、つまりは、樹木がしっかりと根を張るように地道に営業活動を展開することですが、このルートセールスにしっかり取り組みながら、トップセールスと連動しまして、県産材の需要拡大等を図ってまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 今、部長から答弁いただきましたけれども、樹木がしっかりと根を張るように地道に営業活動を展開するルートセールスと。このルートセールス、まさしく行政にも民間の感覚が問われてきている時代に入ったなど、そういう感じがしております。どうぞ今後ともよろしくお伺いいたします。

次に、商工観光労働部長にお尋ねいたします。商工観光労働部では、オールみやざき営業課など、まさしく攻めの姿勢、営業力が問われる各課を組織機構化されております。県産品の販売促進や販路拡大についてどのようにフォローアップしておられるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（永山英也君） 県産品の販路拡大を図りますためには、トップセールスは大変有効でありますことから、その取り組みを着実な成果につなげるため、フォローアップに積極的に取り組んでおります。具体的には、首都圏や関西等において、宮崎の魅力を集中的に発信します「みやざきweeeek!!」を毎年実施しておりますけれども、連携・協力して取り組んでいただく企業や店舗の掘り起こし、PRに努めてきた結果、その数や業種に広がりが出てきており、それに伴い、県産品取引拡大や販売促進にもつながっております。また、海外では、昨年7月に締結しました香港新華日本食品

との連携協定を受けまして、その後、香港での共同プロモーションの実施や、海外事務所を活用したバイヤーへの商品提案などに取り組んでおりまして、現地飲食店での県産品の新たな取引につながってきております。今後とも、トップセールスを着実な成果につなげることができるよう、継続的なPRや営業活動に取り組んでまいります。

○後藤哲朗議員 今回も出ていますけど、自治体間の競争、都市間競争が加速化してきているわけでありまして、職員の皆さん方も大変な御苦労をされていると思います。プレッシャーもあろうかと思えます。ですから、知事のプレゼンテーション力というか、セールストークは非常にたけたものがあると思います。知事の出番をたくさんつくっていくことが、職員さん方の軽減にもつながっていくんじゃないかと思えますので、知事を大いに活用していただきたい、そのように申し上げます。

次に、農政水産部長にお尋ねいたします。今議会でも、TPP対応策として、農林水産物の海外への展開や販路開拓、国内での都市間競争、産地間競争、ブランド力強化など、攻めの姿勢が取り沙汰されていますが、農政水産部では、農水産物についてどのようにフォローアップされているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 農政水産部では、取引先とのパートナーシップ強化とより一層の取引拡大を目指しまして、卸売市場や量販店、ホテルなどで、農水産物のトップセールスに取り組んでいるところであります。フォローアップにつきましては、トップセールスを行った量販店等との商談・フェア、バイヤーの産地招聘等を継続的に実施することで、日本一の

「宮崎牛」や、「ビタミンピーマン」等の本県の特徴を生かした健康認証商品、さらには、「完熟きんかん」や「空飛ぶ玉ネギ」等の地域特産の野菜や果実などの定番・定着化が進み、販売実績が向上するなど、着実な成果につながっているところであります。今後とも、生産者や農業団体等と連携しながら、トップセールスをしっかりと取引拡大に結びつけることができるように、効果的なフォローアップに努めてまいります。

○後藤哲朗議員 農水産物の販路拡大も大変な御苦労があるかと思えます。食の宮崎の看板を背負っているというやりがい感を持って取り組んでほしいなと思えます。引き続きどうぞよろしくお願いたします。

次に、東九州軸の連携推進についてお尋ねいたします。

御案内のとおり、来月、東九州道の北九州—宮崎間が開通することとなり、県内の観光、経済関係者等からは喜びの声が上がっています。工業都市北九州、大分県と結びつきが強まることで、地域間交流や連携が拡大し、県内沿線自治体の観光、経済等に大きな効果をもたらすものと期待がかかります。県としても、この開通を観光・経済の浮揚の契機と捉え、施策を展開しなければなりません。そこで、東九州自動車道が北九州までつながることにより、都市間連携が期待されますが、県はどのように推進していかれるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（茂雄二君） 東九州地域における魅力ある広域経済圏の形成や、産業・経済の活性化に向け、これまで関係4県の官民で構成される東九州軸推進機構を通じた取り組みを進めてまいりました。このたび、東九州自動

車道の整備が大きく前進し、宮崎市から北九州市までが一本の高速道路で結ばれることは、宮崎の魅力を売り込む大きなチャンスであり、都市間連携や九州の一体的発展の起爆剤となるものであります。今後とも、未開通となっている県南区間や、九州中央自動車道の整備促進に全力を傾けながら、九州北部や中国・四国地方からの誘客促進、自動車や医療機器産業の取引拡大など、あらゆる分野で開通効果を最大限に発揮できるよう、東九州軸推進機構や関係自治体等と連携した取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 開通を効果に結びつけるという大きな命題があるわけですが、開通を最大限に生かす取り組みを、県としてリードしていく役目を担っております。関係市町村、当然重要であります。先ほども東九州軸推進機構というのが出ましたけれども、民間の方々との連携強化をよろしくお願いしたいと要望しておきます。以上です。

次に、JR県内各駅への自動改札機・ICカードの導入についてお尋ねいたします。

JR日豊本線においては、昨年の11月から、JR宮崎駅を中心とする宮崎エリアでのICカード「SUGOCA」システムが導入されることに合わせて、県内で初めての自動改札機が宮崎駅に設置され、また、宮崎交通株式会社による交通系ICカード「nimoca」のサービスも県下一斉にスタートしました。これにより、宮崎エリアにおいては、鉄道及びバスのICカードが相互利用できるなど、公共交通の利便性が向上し、また、電子マネーとしての消費活動の促進も図られる状況となりました。宮崎エリア以外のSUGOCA未導入エリアとの県民の利便性の格差は拡大しつつあります。そこ

でまず、今回県内に導入されたJRの交通系ICカードについてはどのように評価しておられるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（茂雄二君） 昨年11月から、宮崎駅を中心とする12駅において、全国で相互利用が可能な交通系ICカード「SUGOCA」のサービスが開始されたところであります。これまで本県は、全国相互利用型のICカードが利用できる交通機関がない、いわゆるICカード空白県でありましたが、SUGOCAと同時に、宮崎交通もICカード「nimoca」を県内全路線バスに導入されたところであり、1枚のカードで鉄道もバスも利用可能な環境が整ったことは、大変大きな進展であったと考えております。SUGOCA及びnimocaの本県への導入により、県民はもとより、県外からの観光客、ビジネス客等の利便性が大きく向上したことから、今後、公共交通の利用促進・活性化につながるものと考えております。なお、決済端末が設置してあります県内商業施設において、電子マネーとして買い物などにも利用できますことから、消費意欲が喚起され、地域経済の活性化にも貢献するものと大いに期待しております。

○後藤哲朗議員 消費意欲が喚起され、地域が活性化するということです。そして、JR延岡駅への自動改札機・ICカードの導入についてお尋ねいたします。現在、本県北の玄関口であるJR延岡駅周辺では、交通結節点としての利便性の向上と、中心市街地のにぎわいの創出に向け、複合施設やJR九州株式会社による延岡駅舎改修、宮崎交通株式会社による延岡バスセンターの移転などが、29年度完成を目標に進められているところであります。今後、県北地域の主要駅となりますJR延岡駅のリニューアル

に合わせて、自動改札機・ICカードが導入されることで、相当の効果を生むものと考えられますが、総合政策部長に御所見をお伺いいたします。

○総合政策部長（茂 雄二君） SUGOCAの利用可能エリアは、現時点では宮崎地区のみでありまして、その導入効果は限定的なものにとどまると考えております。また、現在、JR延岡駅周辺整備事業を進めている延岡市を初め、鉄道沿線自治体の利用可能エリア拡大への期待も非常に大きいことから、県といたしましては、機会あるごとにJR九州に対し、要望を行っているところであります。私も、昨年11月にJR九州本社を訪問しまして、直接お願いしてきたところでありますが、JR九州からは、現行システムにおいては相当な投資が必要であり、新しい技術の発達や、利用状況を見ながら考えていきたいとのことであります。このため、今回の宮崎県内へのSUGOCA導入を大きな契機としまして、沿線自治体と連携をしながら、県内鉄道のさらなる利用促進とエリア拡大についてのJR九州に対する要望を、今後とも粘り強く行ってまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 あえて延岡駅を出させていただいたのは、リニューアル中だということと、やはり県央宮崎エリアとの格差是正というのを図っていかなきゃいけない。医師の偏在の問題、県営施設及び県営スポーツ施設の県央集中。大きな大会・会合の県央での集中化。スポーツランドみやざきではなく、スポーツランド宮崎市ではないかなど、いろいろな御意見、御指摘を議員として受けております。東京オリンピックのサーフィン競技の県北日向での開催誘致等に頑張っている日向市民の方々も、何も

宮崎市周辺を第一に考えなくてもいいのではないかと強い思いと、波のよさと環境整備等に自信があるからだと思えます。

前回の私の質問で、知事から、都城市、延岡市等、県内それぞれの地域の中心市は、人口流出のダム機能を発揮してほしい旨の答弁をいただきました。県の大きな役割として、それぞれの市町村の自立を促しながらも、支えていくことも大きな役目だと思います。部長答弁の、JR九州に対する要望を粘り強く行っていくということに期待をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、みやざきジビエ普及拡大推進事業についてお尋ねいたします。

個体差があるジビエの安定供給と安定消費へと結びつけるためには、処理加工、販売と連携して、流通可能なシステムの構築が不可欠だと考えます。そこでまず、県内のジビエ処理施設の衛生基準とその施設数について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 野生鳥獣肉、いわゆるジビエを処理する施設につきましましては、食品衛生法に基づき、牛や豚の処理を行う食肉処理業と同様の構造設備基準が適用されておりまして、主な内容としては、1つ目には食肉処理専用の施設であること、2つ目には使用器具の洗浄や消毒の設備が整っていること、3つ目には冷凍・冷蔵設備を備えていることなどとなっております。このような基準を満たし、ジビエを処理している施設は、本年1月末現在で、県内で26施設となっております。各保健所ごとの内訳としましては、日南が2、都城が3、小林が4、日向が5、延岡が9、高千穂が1及び宮崎市保健所管内が2となっております。

○後藤哲朗議員 引き続き、ジビエ普及についてお尋ねいたします。供給元の県内の処理施設の実態等を今お聞きしたところですが、安全・安心な「みやぎきジビエ」に向けて、その処理施設へ衛生的な処理を行うために、どのような啓発や指導をされているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） ジビエにつきましては、野生鳥獣肉の衛生的な取り扱いが求められる中、国の指針が示されたことを受けまして、県では、狩猟から運搬、処理加工、販売に至るそれぞれの工程において、衛生的な処理を行うためのガイドラインを平成27年3月に定めたところであります。これを踏まえ、今年度から、「ジビエの衛生管理普及啓発事業」に取り組んでおりまして、狩猟者や食品取扱事業者等を対象とした講習会の開催や、処理施設に対する立入調査を通じまして、ガイドラインに沿った衛生管理を行うよう指導しているところでございます。

○後藤哲朗議員 引き続き、ジビエ普及についてお尋ねさせていただきます。安定した生産供給体制が構築され、安全・安心と品質確保が確立されれば、流通体制の確立と、県民に対するジビエの認知度の向上策、そして消費拡大策の構築であります。そこで、先進事例としまして、「くまもとジビエ研究会」があります。鹿やイノシシの肉を、地域資源「くまもとジビエ」としてもっと有効に活用することで、被害軽減につなげていくことを目的に、熊本県が中心となって、狩猟に携わる方や関係市町村、県内のレストランの皆さんたちと一緒に会を立ち上げ、平成24年度から、「ヘルシーで栄養豊富、そして美味しい！新たな名物へ！くまもとジビエ料理」として、積極的な活動をしていま

す。現在、会員数は、処理加工施設8社、飲食店43者、4市町村、熊本県の合計55の企業・団体、行政機関で構成されていますが、特筆すべきは飲食店の43者であります。私は、飲食店の方々が関心・興味を持っていただくことが消費拡大につながりますので、県民の皆さん方への認知度向上策と並行して、飲食店への普及が大事であると考えますが、どのように取り組んでいかれるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（茂雄二君） ジビエの普及拡大を図るためには、飲食店が求める品質・規格等を満たした肉の安定的な供給体制等の確立を図ることが必要であります。このため、平成28年度当初予算案に計上いたしました「みやぎきジビエ普及拡大推進事業」におきまして、処理加工業者や行政等で構成する協議会に飲食関係団体にも参加をいただき、統一表示基準、認証制度等を検討するとともに、肉の供給者と飲食店等とのマッチング支援や、ワインや焼酎等の関連産業とのコラボレーションなどの実施により、飲食店への普及拡大に取り組んでまいります。さらには、ジビエイベントの開催や、飲食店等を紹介したパンフレットなどにより、一般消費者へのPRにも取り組んでまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 同じく、ジビエの普及であります。先月、福岡市で第2回日本ジビエサミットが開催されました。自民党の鳥獣食肉利活用推進議員連盟の会長を務める石破地方創生担当相の基調講演では、「地域の創意工夫によるジビエの活用は、地方創生の一つの鍵を握っている」と言っておられます。政府として、ジビエ振興を後押しする考えを改めて示したと思えますし、来年度、国では、（仮称）ジビエ振興対

策室を設置する動きもあるとの情報も入っておりますので、スピード感を持って取り組むことを要望させていただきます。

ジビエについては最後であります。お尋ねというか、感想を聞かせてください。「日本のひなた宮崎県「ひむか食サミット」 in のべおか」が、一昨日の28日の日曜日に開催されました。6つのメニューが用意され、レシピは各シェフから提案されたものですが、その中に、みやざきシェフズクラブの河野氏のジビエ料理、「延岡獲れ鹿ロース肉のポワレ甘酸っぱいポワブラードソース」があったそうです。知事を初め、稲用副知事、茂部長、永山部長が出席し、食されていますので、それぞれに感想をいただきたいところですが、代表して、知事に感想をお願いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今、御指摘のありました「ひむか食サミット」であります。本県出身で首都圏で活躍する一流シェフが、延岡を中心とした地域の豊富な農水産物を使用して、前菜からデザートに至るまで6品を、1人1品担当して提供していただくスペシャルなディナーだったわけでありまして。宮崎の食材そのものおいしさがあるわけでありまして、一流シェフの卓越した技術により、さらにそれが引き立てられたという感想を持ったところでありまして。特に御指摘のジビエ料理——延岡どれの鹿ロース肉を使用した料理——は、川南町出身の河野透シェフ——東京でフレンチレストランのオーナーシェフを務めておられます——今回の食サミットの中心的な取りまとめをしていただいたわけでありまして、とてもやわらかく、うま味たっぷりの赤身肉が使われまして、甘酸っぱいソースがかかっており、非常にすばらしい、見た目も舌も満足させる一品でありました。

そして、特に、ジビエの普及拡大にはさまざまな課題はありますが、レストラン等が必要としているものを安定的・定量的に供給するシステム、これは大変重要な課題であります。今回のスペシャルディナーは、参加者が255人ということでありました。それに一挙に提供するに当たりまして、延岡学園の調理科の3年生が卒業式前日に裏方で手伝っていただいたというのは、人材育成という面でもすばらしい面があったわけでありまして。また、鹿肉は数十頭分が必要であったということで、捕獲のたびにそれをストックしておいて、この日に間に合わせたということでありまして。これは、今後、ジビエ料理の普及促進を図る上で一つのヒントになるのではないかと思ったところでありまして、中山間地域の魅力的で大きな可能性を秘めた食の資源でありますので、今後ともさまざまな工夫を凝らしながら、飲食店・レストランでの利用の拡大、一般消費者へのPRなど、普及に取り組んでまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。

続きまして、ソーシャルビジネスについてお尋ねいたします。

未来みやざき創造プラン（アクションプラン）の重点施策、新しい「ゆたかさ」展開プログラムの中で、「いきいき共生社会づくりプログラム」があります。その中で、重点項目の取り組みとして、県民参加型の地域経営の推進が掲げられています。実施内容に、「環境・福祉・まちづくり等における社会的課題を解決するため、モデル的な取り組みや、ソーシャルビジネスなどの手法を活用した取り組みなどを支援します」とうたわれております。ソーシャルビジネスは、定年退職した人が自分の強みを社会のために発揮したり、子育てを終えた女性がそ

の経験を生かしたり、若者が社会問題の解決に自分の生き方を見出したりするなど、困っている人を支援したい、自分の能力や技術を社会のために役立てたいと考えるさまざまな立場の人々が、さまざまな形で社会とかかわるビジネスであります。それは、社会的課題の解決と同時に、活動する人のやりがいや、新たな雇用や市場の創出にもつながっていくものと私は考えます。そこで、地域課題を解決するために、ソーシャルビジネスの手法を活用することが有効であると考えますが、総合政策部長に御見解をお伺いいたします。

○総合政策部長（茂 雄二君） ソーシャルビジネスは、高齢者や障がい者の生活支援、地域活性化、集落機能維持など、多種多様な地域課題に対し、住民、NPO、企業などさまざまな主体が協働しながら、ビジネスの手法を用いて解決する取り組みであります。この取り組みは、資金調達や採算性などの面で一定の課題がありますが、お金の循環や雇用の発生が見込めるなど、地域の実情に応じて持続的な課題解決を図る上で、大変有効な手法であると考えております。

○後藤哲朗議員 次に、同じく、ソーシャルビジネスの関連についてお尋ねいたします。地域社会での課題を解決するために、地域の知恵を結集し、住民主体で地域課題を解決するための取り組みの仕組みと仕掛けをつくったり、県民活動やNPOが、多様化・複雑化する課題に対し政策提言を行う際に支援したり、新たな公共サービスに対して、効果的かつ効率的な解決の装置をつくり出していく上で、県・行政の役割は高いものがあり、地方創生の視点からも重要だと思います。そこで、新年度新規事業である「ネットワークで明日（あした）に繋ぐ！「宮

崎ひなた生活圏」モデル構築事業」の背景と概要について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（茂 雄二君） 中山間地域振興計画の改定に当たり、昨年度行いましたアンケートでは、集落機能の低下が強まる中、住民の約8割の方が、住みなれた地域で今後も暮らし続けることを希望されております。そのため、本計画では、日常生活に必要なサービスが集約・整備された「小さな拠点」の形成を初めとした、集落のネットワーク化を促進し、集落の維持・活性化を図ることとしております。この事業では、中山間地域における旧市町村の中心部等と周辺集落で一体的に形成された生活圏の中で、地域の課題に多様な主体が協働で取り組む「ひとのネットワーク」づくりと、集落間を結ぶ新たな交通・物流の仕組みづくりを構築する「むらのネットワーク」づくりを同時に進めることにより、住民が安心して生活できる仕組みづくりを行うものであります。

○後藤哲朗議員 宮崎ひなた生活圏モデル構築事業について、この事業の中で、どのようなソーシャルビジネスの展開が考えられるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（茂 雄二君） この事業では、例えば、地域のNPO等が担い手となり、高齢者等への見守りを兼ねた買い物支援や、バスやタクシーだけでは十分な移動が確保できない地域での過疎地有償運送、道の駅で販売する農作物の庭先集荷を行う地域内の宅配便など、ソーシャルビジネスの手法を用いた展開が考えられるところです。県内の動きといたしましては、西米良村小川地区において、コミュニティバスで運ばれてきた貨物を、住民でつくる任意団体が宅配する実験が行われましたほか、重点

道の駅に選定された延岡市の道の駅「北川はゆま」におきましても、農作物等の集荷や高齢者等への宅配などが検討されております。県といたしましては、このような動きも踏まえながら、地域課題の解決につながる持続性のあるモデル的な取り組みを支援し、ほかの地域にも広げていけるよう努めてまいります。

○後藤哲朗議員 今の答弁にありました、ほかの地域にも広げていけるように努力していく。モデル事業、事業評価は、他の地域というか、波及していくことであり、あくまで県はきっかけ、仕組みづくりの構築であって、多様な主体、行政ではない民間団体等が担っていく事業、それこそビジネスにつながっていった雇用を生んでいく、そういうシステムになっていかないと、モデル事業というのは単年度とか2カ年、3カ年ですので、行政としても財源厳しい折、継続してできないものですから、ぜひ、このモデル事業というものを波及させていただきたいなど、そのように思います。

ソーシャルビジネスの関連で最後にお尋ねします。真の地方創生を実現するには、産学官、そして金、金融機関との連携が必要不可欠だと言われております。地域の活力創出や経済活性化に関して目指す基本的な方向は、行政と同じだと言えますし、金融機関が地域経済に与える影響は大きいものがあります。新たなビジネスの展開の創業支援、起業促進は、今後、地方創生を進める上で重要な取り組みになってくるものと考えます。そこで、ソーシャルビジネスに対する相談体制について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（茂 雄二君） ソーシャルビジネスの相談体制としまして、県では、宮崎駅前前のK I T E Nビル内にあります「みやざき県

民協働支援センター」において、ソーシャルビジネスの主な担い手となる地域づくり団体やN P Oへの相談対応を行っているところです。また、昨年11月には、日本政策金融公庫の呼びかけにより、県を初め、産学金や関係団体で構成する「宮崎ソーシャルビジネス支援ネットワーク」が設立されたところであります。このネットワークでは、それぞれの機関が持つ知見とノウハウを生かした相談対応を行うとともに、相談内容に応じて、各機関同士で紹介等を行うワンストップでのサービスを提供することといたしております。今後とも、ネットワークの各機関で連携をしながら、相談体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 ソーシャルビジネス関連については終わりたいと思います。

次のテーマに移らせていただきます。次に、地域福祉の推進についてお尋ねいたします。

急速な少子高齢化に伴う人口減少、ライフスタイルの変化による核家族化の進行、人とかかわることを好まない価値観の広がりにより、地域コミュニティーが持つ伝統的な助け合いの機能は弱まりつつあると言われて久しいものがあります。また、生活困窮や自殺、孤独死などの、従来の公的制度だけでは対応できない新たな福祉課題も起こっています。このたび、このような現状を踏まえ、より課題の解決に対応した施策や方向性を示し、地域福祉を一層推進するため、宮崎県地域福祉支援計画が改定されます。そこでまず、地域福祉に関する各種統計や、県民及び地域福祉関係者への調査結果の分析から見えてくる、本県の地域福祉における主な課題にはどのようなものがあるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 計画の策定に

当たっては、御質問にありましたように、各種統計データの分析でありますとか、県民等へのアンケート、あるいは福祉関係者や学識経験者、公募委員等から成る策定委員会などにおきまして御意見を伺って、課題の分析を行ったところでございます。その結果、過疎地域における人口減少、都市部における人と人とのかかわりを好まない価値観の広がりなどに起因して、地域福祉の担い手確保が困難となっている実態や、複雑化する福祉課題へ対応するための関係機関の一層の連携強化、そして、地域における見守りのさらなる充実などの課題を把握したところであります。

○後藤哲朗議員 同じく、地域福祉の推進についてお尋ねいたします。この地域福祉支援計画は、宮崎県総合計画の部門別計画として位置づけるものであり、他の福祉・保健・医療の各分野の計画との連携・整合を図りながら、各計画に共通する基盤を整備するとともに、いわゆる縦割りの福祉制度や施策について、地域の観点から横断する、いわば、つないですき間をなくす役割を担うものと私は思います。「ともに支え合い、助け合う あたたかい思いやりの社会づくり」という基本理念の実現を図るため、地域福祉を担う人づくり、地域福祉サービスの基盤づくり、みんなで支え合う地域づくりの3つを基本目標に掲げ、さまざまな取り組みによって、その実現を目指そうとしております。そこで、地域の福祉課題解決のためには、地域福祉でまちづくりを行っていくという視点が私は重要だと思っておりますが、このことについて、地域福祉支援計画ではどのように位置づけておられるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 地域のさまざまな課題解決のために、地域福祉でまちづくり

を行っていくという視点は、大変重要だと思っております。ただいま御紹介いただきました、この計画で掲げております基本理念の「ともに支え合い、助け合う あたたかい思いやりの社会づくり」は、まさにその重要性を示したものでありまして、本県の強みである人情味あふれる県民性を生かし、一步を踏み出すこと、よい意味でのおせっかいの気持ちを持つこと、そういう人の温かさや思いやりを大事にしながら、地域福祉でまちづくりを進めていく必要があると考えております。そうしたことから、この計画では、3つの基本目標の1つとして「みんなで支え合う地域づくり」を掲げて、その主な取り組みとしまして、地域住民が世代を超えて交流する居場所づくりや、地域の見守りや生活支援を行うソーシャルビジネスの促進などを盛り込んだところであります。

○後藤哲朗議員 今、御答弁でいただいたように、いい意味でのおせっかいの気持ちというのが非常に大事だなと。目に見えない、例えば、電球のかえができないとか、ごみ出しのときの大型のごみとか、課題として上がってきていない、そういうのが今、高齢者の方々は非常に困っている状況等があり、いい意味でのおせっかいの気持ちを持つということ、非常に大事ななと思っております。答弁の中で最後のほうの「ソーシャルビジネスの促進などを盛り込んだところ」、ここに触れさせていただきます。

今回の地域福祉支援計画の中で、福祉で進めるまちづくりの推進の中で、基本方向として、「福祉をテーマとした産業等の振興に努めます」とうたっております。また、主な取り組みとして、「福祉でまちづくりの推進」の中で、「地域の資源を活用して、地域の福祉課題解決のためのサービスを提供するソーシャルビジネス

ス、コミュニティビジネスの取り組みを促進します」とうたっています。私は、地域の福祉課題解決には、ソーシャルビジネスを真剣に考え、一つでも事業を起こし、一人でも雇用が生まれる仕組みをつくり上げていくことが大事だと思います。そこで、地域福祉支援計画に記載されているソーシャルビジネスについては、具体的にどのように進めていかれるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） ソーシャルビジネスの取り組みは、住民自身が地域で互いに支え合い、助け合う仕組みづくりに資するとともに、雇用創出などの地域経済の循環といった効果も見込めるものと考えております。福祉保健部の事業で申し上げますと、平成28年度当初予算におきまして、農山漁村のひとり暮らし高齢者などの支援が必要な方を対象としまして、ふだんの生活におけるちょっとした困り事の解決や、見守り等につながる配食サービスなどのソーシャルビジネスを始める際の初期費用を支援するモデル事業を提案させていただいているところでございます。今後、この事業で得られました成果を県内全域に広げまして、地域福祉によるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 この事業も実際、モデル事業ですね。ですから、先ほど申しましたように、モデル事業をいかに他の地域に波及させて、その事業に参画するという、まさに協働ですね。そういうのをぜひ取り組んでいただきたいと、そのように思います。

次に、保育士等確保対策についてお尋ねいたします。

県においては、昨年3月に、子ども・子育て支援新制度の実施主体となる市町村が策定する

子ども・子育て支援事業計画を踏まえた、「みやぎ子ども・子育て応援プラン」を策定されました。この応援プランでは、県の役割として、子ども・子育て支援の実施主体である市町村を支えることとなっています。具体的には、子ども・子育て支援の必要性について社会全体の認識・理解を深めること、幼児教育・保育に携わる人材の確保と資質・専門性の向上を図ること、働きやすい職場環境づくり等が役割だと思います。

ところで、今、教育・保育施設等に従事する職員数の需給状況では、保育士不足問題が取り沙汰されているのが現状であります。そこで、県としては、保育士等の確保に今後どのように取り組んでいかれるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 子供たちに質の高い保育を提供していくためには、保育人材を安定的に確保することが大変重要であります。このため県では、スキルアップのための研修の充実や、関係機関と連携した処遇改善などに取り組むことによりまして、保育士の就業継続などの支援に努めてきたところでございます。さらに、今年度始まった子ども・子育て支援新制度によりまして、保育人材のニーズが高まったことを踏まえまして、来年度からは、保育士修学資金等の貸し付けや、保育士支援センターの運営に取り組めますほか、子育て支援員を養成することで、保育の担い手の裾野を広げていくこととしております。県といたしましては、今後とも、市町村や関係機関と連携を図りながら、保育人材の確保に努めてまいります。

○後藤哲朗議員 最後に、保育士確保対策関連でお尋ねいたします。今回、地域において、保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や

子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する県民には、本当にありがたい、有効な子育て支援員研修事業が予算に計上されました。支援の担い手となる人材を確保していくことで、子供が健やかに成長できる環境や体制が確保されていくことを期待します。

ところで、環境と言えば、保育所等の職場環境における保育士の業務負担軽減を図るため、負担となっている書類作成業務について、ICT化推進のための保育システムの購入に必要な費用を、国は本年度補正予算で、「保育所等における業務効率化推進事業」として措置しました。そこで、本県におけるこの事業の取り組み状況を、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 今回創設されましたICT化推進のための事業は、国から市町村へ補助金を直接交付して、保育所等への業務支援システムの導入による保育士の業務負担軽減などを図ろうとするものであります。市町村が実施主体となりまして、平成28年度までに、県内の15市町の197カ所で導入される見込みではありますが、保育士の勤務環境改善が期待されますことから、県といたしましても、有効な活用が図られるよう必要な支援を行ってまいります。

○後藤哲朗議員 部長、よろしく申し上げます。実は、この子育て応援プランでも、保育士さんたちの需給状況、29年度ピークというのが国の試算で出ていたんです。県もそれに準じているんですが、地域の実情に合ったというのがあります。県内でもいろいろありまして、国のそういった指標に基づくんじゃなくて、地方の場合は、それが30年であったり31年であったりするわけですから、そこをもう少し精査していただくよう要望しておきます。

今回は、地方創生に関連して質問をさせていただきました。本県ならではの地方創生が実現するよう応援していきたいと思っております。ありがとうございました。（拍手）

○中野廣明副議長 次は、野崎幸士議員。

○野崎幸士議員〔登壇〕（拍手） こんにちは。自由民主党の野崎幸士です。私は議員をやる傍ら、障がいのある子供たちに和太鼓の指導をしています。指導というか一緒に汗を流し、触れ合っています。本当に素直で純粋で、何にでも好奇心旺盛な子供たちです。先日、20年くらいおつき合いのある、みなみのかぜ支援学校の和太鼓卒業終了コンサートに出席しました。体育館は保護者の方でいっぱいでした。議員になってなかなか顔を出せなかったのですが、中学部の各学年、1年生から3年生がそれぞれすばらしい演奏を見せてくれました。その姿に本当に感動しました。本人の努力はもちろんですが、職員の方々の御努力、御苦労があつてのことだと感銘を受けました。私は、子供たちの堂々とした姿を見て、大きな自信がついただろうなとうれしくなりました。また保護者の方々も、子供たちの純粋でがむしゃらな力強い姿を見て、明るい希望というか、可能性というか、力が湧いてきたと思います。

先日、丸山議員の代表質問にて教育長が、障がいのある児童生徒の幸せを願う公教育の大切さについて、今後の希望、思いを含めて心のもった答弁をされ、深く感銘を受けました。我々議員、また執行部の皆様方は、健康であっても何らかの原因で元気をなくし困っている方々、また、自分自身ではどうしようもできない障がいのある方、高齢者の方々に対して、元氣と希望を取り戻すために支援をし、救うことが使命だと思います。私も、こういった思いを

胸に秘め、皆様方の近いところで、気さくにフットワークよく、全力で活動してまいります。

それでは、2月定例議会に当たり、議長のお許しをいただきましたので、質問通告書に従いまして質問を進めてまいります。

まず、「親亡き後」について質問いたします。

「親亡き後」の問題、皆様方もお聞きになったことはあると思いますが、身体的・精神的また知的に障がいのある方は、家族、行政、地域社会で温かい生活支援がなされています。その中でもやはり家族が、その大部分の生活支援を行っています。我が子のことを思うと、その親は自分の時間を捨て、いつときも離れず愛情を注いでいます。このような生活をしていく中で、もし、その親自身が病気や事故、死亡等によって我が子を見られなくなった場合、我が子はどうなるのか、誰が我が子の生活を見てくれるのか。一緒に生活しながら、月日が流れ、年を重ねるごとにその不安が増していきます。また、社会福祉の面からも非常に大きな課題です。これが「親亡き後」の問題であります。子が障がいを持つに至った経緯はさまざま、障がいの程度も、軽度から重度なものまでさまざまですので、今回は、知的障がい者に絞って質問を進めていきます。

平成26年度の障害者白書によりますと、知的障がい者の概数は74万1,000人と推計されております。平成2年では38万5,100人で、平成12年では45万9,100人ですから、右肩上がりに増加している状況です。そこで、本県において、知的障がいのある方がどのくらいおられるのか、近年の推移を含め、福祉保健部長にお伺いし、以下の質問は質問者席よりお伺いしてまいります。

(拍手) [降壇]

○福祉保健部長(桑山秀彦君) [登壇] 答えいたします。

本県における、療育手帳の交付を受けておられる知的障がいのある方の人数は、平成2年度は5,252人、平成12年度は7,257人、平成26年度は1万786人となっております、全国と同様、増加傾向にあります。以上であります。[降壇]

○野崎幸士議員 本県でも、急激な伸びではないですが、右肩上がりにふえている状況がわかりました。親亡き後を支えるには、財産(所得保障)、人(成年後見)、場(行政による介護サービス)が不可欠であると言われております。その中でも問題となるのが成年後見人であります。知的障がい、精神障がい、認知症などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産管理をしたり、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのは困難です。また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。実際、全国では、これらの障がいのある方を狙った悪徳商法の事例が多くあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。そこで、本県における成年後見制度についての申し立てや利用状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(桑山秀彦君) 本県における成年後見の申し立ての状況等につきまして、管轄している宮崎家庭裁判所に確認しましたところ、知的障がい、精神障がい、認知症などに伴

う新規申し立て件数は、平成24年が318件、平成25年が306件、平成26年が278件となっております。また、成年後見の申し立て後は、家庭裁判所において、申し立て書類の審査や申立人等の面接、本人の判断能力を医学的に判定するための鑑定などが行われ、最終的に後見等が認められるかどうかの審判がなされることとなります。こうした審判を経て、実際に成年後見制度を利用しておられる方は、全体で、平成24年が1,664人、平成25年が1,763人、平成26年が1,840人となっております。

○野崎幸士議員 知的障がい、精神障がい、認知症の方々が、実際に成年後見制度を利用されている数は、平成26年では1,840人とのことでした。一概に言えないかもしれませんが、それぞれを合計したとすると、成年後見制度を利用されている方が少ないと感じます。

私は、この問題に当たり、支援学校の高等部に通う生徒の保護者や中学生で障がいがある子を持つ保護者の方々に、「成年後見制度を知っていますか」という聞き取り調査をしたところ、全ての方が制度自体を知りませんでした。話を聞いてみると、全員が、「進学や就労といった目の前の問題で頭がいっぱいで、将来のことについては考える余裕がない」とのことでした。ただ、私が、先に親が亡くなった後のその子供の生活の場、財産管理など、さまざまな話をしていくと、少し実感が湧いたようでした。ある保護者は、「娘と息子の2人きょうだいで、下の息子が知的障がいがあるが、将来、私たち親が先に死んでも、上の娘には迷惑をかけたくないから、こういった制度をしっかりとっておきたい」と、心配する様子でした。先ほどの答弁の制度の活用状況からもわかるように、成年後見制度はまだ十分に浸透していない

状況だと思いますが、成年後見制度の利用が少ない要因等、どう捉えているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 県では、この成年後見制度の利用が必要な方がどれほどいらっしゃるのか、また、その方々の実際の利用の状況など、具体的な分析は行っておりませんが、県社会福祉協議会において、県内の市町村や地域包括支援センターを対象に調査を行っているところであります。それによりますと、制度を利用される方々の課題認識といたしまして、申し立てから審判までに時間を要し、戸籍謄本や診断書など、多くの書類が必要となるなどの事務手続の煩雑さや、さらに、手続に要する費用、特に、弁護士等が後見人となった場合の報酬等が大きな経済的負担となることなどの意見が挙げられているところであります。

○野崎幸士議員 調べたところ、成年後見制度の課題としては、先ほどの答弁以外にも、家族でやらなければならないという意識があり、制度を利用することの後ろめたさを感じている、身近な相談場所がわからない、後見人になってくれる人が見つからない等が挙げられますが、やはり、成年後見制度自体がまだ十分に知られていないこと、知っていても、本人や家族がその必要性について認識していないことが一番の要因だと思います。この問題に対しては、直接県が携わる問題ではないと思いますが、窓口になっている家庭裁判所や国に対して、例えば支援学校の中等部・高等部に出向き、保護者に対して説明会をするなどの、啓発運動を積極的に働きかけていただくことを強く要望いたします。

最後に、知的障がい者を取り巻く財産管理をめぐる「親亡き後」の問題に対して、県はどの

ように取り組まれているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 成年後見制度は、知的障がいのある方にとりまして、預貯金などの財産管理や福祉サービスの契約などの支援が受けられますので、いわゆる「親亡き後」の生活には極めて有効であると考えております。このため県では、成年後見の申し立てに要する経費や後見人等の報酬の全部または一部を補助する成年後見制度利用支援事業に取り組む市町村への支援を行いますとともに、講演会の開催などを通じて、成年後見制度の周知に努めているところであります。今後とも、市町村や社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら、成年後見制度の周知、利用促進に積極的に努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 言葉では「親亡き後」となっていますが、重要なのは、親が死亡した後ではなく、親が元気なうちにどのように亡き後の対策を備えておくかです。障がいを持つ方々の人数の推移からも、今後ますます、社会的に大きな問題になっていくと思いますので、県が音頭を取って、国・市町村と連携をとり、しっかり取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、「下流老人」問題について質問します。

昨年2015年、流行語大賞候補に「下流老人」という言葉がノミネートされました。流行語大賞とは、世論がその1年間に発生した言葉の中から、世相を軽妙に映し、多くの人々の話題、社会的に影響のあった言葉にかかわった人物、団体を顕彰するものです。このことから、

「下流老人」という言葉が、今の日本社会の大きな問題提起になった言葉かがわかります。

「下流老人」とは、生活困窮者支援を行うNP

○法人「ほっとプラス」代表理事で、社会福祉士の藤田孝典氏がつくった造語及び、2015年の藤田氏の著書の題名で、高齢者の逼迫した生活をめぐる問題を捉えた言葉です。藤田氏の定義によれば、「下流老人」とは、生活保護基準相当で暮らす高齢者及び、そのおそれがある高齢者のことです。

2015年現在、下流老人は日本国内に600万から700万人いると推定されています。日本における高齢者の相対的貧困率は20%程度であり、5人に1人は、健康で文化的な暮らしが送れない可能性があるとして指摘されています。また、ひとり暮らしの高齢者に至っては、さらに相対的貧困率が上がる状態です。こういった状況の中でも、高齢者の貧困問題を取り巻く政治や政策は、消費税増税や年金削減、生活保護基準引き下げ、介護保険制度の利用基準引き下げと自己負担割合の増など、貧困や格差だけを考えれば大変厳しい一面も見えます。高齢者の貧困については、今後も拡大することが予想され、早急に対処すべき深刻な問題となっております。そこで、本県における、このような貧困に陥り、生活保護を受給して暮らしている高齢者はどのくらいおられるのか、またその推移を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 本県における生活保護受給世帯のうち、高齢者世帯は、平成27年11月現在で7,290世帯となっております。全体の世帯数1万4,285世帯の約半数を占めております。これを高齢者世帯数の伸びで見ますと、リーマンショックの起こりました平成20年度の4,995世帯と比べ、この7年間で2,295世帯増加し、約1.5倍に増加しているところであります。なお、生活保護受給世帯数の全体も同様の伸びを示しておりますことから、全体に占め

る割合としましては、同程度で推移しているところでもあります。

○野崎幸士議員 生活保護受給世帯の約半分を高齢者が占めている状況やその伸びからもわかるように、本県でも高齢者の貧困が深刻化しているのは明らかです。藤田氏によれば、現役時代に一般的な水準の年収を得ていた方でも、突発的な出来事や生活環境の変化が原因となり、下流老人に陥る危険性があると指摘しています。突然の病気や事故による高額な医療費の支払いが生じたり、子供が無職、ワーキングプアやひきこもりで親に寄りかかっていたり、熟年離婚や、ひとり暮らし状態で認知症の発症など、本人の病気と家族の介護をダブルで抱えている人もいれば、60歳を過ぎて妻と別れ、途方に暮れている男性もいます。そこで、さまざまな要因で貧困に陥る高齢者に対して、本県はどのような取り組みをされているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 高齢の生活困窮者に対しましては、その抱えている課題に対応したさまざまな支援制度があります。例えば、医療費の関係であれば、高額療養費支給制度や生活保護制度の活用、同居する子供の就労の関係であれば、ハローワークや福祉事務所などによる就労支援、また、ひとり暮らしの高齢者については、民生委員や地域による見守りなどの支援があります。こうした制度を活用し、必要に応じて、市町村、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関が連携を図りながら、一人一人に応じた支援計画を策定するなど、きめ細やかで継続的な支援に努めているところでもあります。県としましては、対象となる方には、一人でも多く制度を活用していただくために、市町村とも協力しながら、これら各

種の支援制度やそのための相談窓口につきまして、広報誌も活用するなどしまして、周知や啓発を行ってまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 県としても、さまざまな取り組みをされていることがわかりましたが、なぜ高齢者はこんなに貧困になってしまったのか。高齢者の貧困は、とても自己責任などと言って本人を責めていられるような状況にはないと思います。それは、社会環境、社会経済、年金制度、医療・福祉制度等、本人ではどうしようもない要因が背景にあるからです。

しかし、我々地域社会でもできることが一つだけあります。それは、高齢者を一人にさせないということです。核家族化が進み、高齢者を支える家族も縮小し、子や孫は自分たちの生活が精一杯で面倒を見られない状況になり、ひとり暮らしの高齢者が急増し、孤独死が全国で多発している状況です。また、地域住民の生活状態を適切に把握しているであろう民生委員については、個人情報保護に過度に敏感な考え方などで、事細かにその生活状態を把握できない状況にあります。先ほどの答弁にもありましたが、行政が取り組まれているさまざまな制度・事業は、民生委員の把握している情報がかなめです。県・市町村ではどうしようもできない法律や国の制度によって、解決方法がない問題、状況に対しては、積極的に国へ声を上げる必要があると強く思います。戦争を体験し、先駆者として日本経済を立て直し、今の安全・安心な暮らしを築き上げてきた高齢者に対して、心から敬意を示し、普通に安心して送れる老後の暮らしをつくっていくことが、今後の高齢化問題の解決につながると思います。

次に、飼料用米について質問いたします。

我が国の米の1人当たりの年間消費量は、昭

和37年度をピークに、一貫して減少傾向にあります。具体的には、37年度には、年間1人当たり118キロの米を消費していましたが、平成24年度には、その半分程度の56キロにまで減少しているような状況です。今後、我が国は少子高齢化が進展し、ますます米の消費量が減少することは間違いありません。今回調べてみて本当に驚いたのですが、日本では、現在、人の食べる食用米は約160万ヘクタール栽培され、年間約800万トンが生産されています。一方、トウモロコシなどの濃厚飼料の自給率は10%で、年間1,400万トン程度輸入しています。家畜に飼料として与える穀物を、人間が食べる米の倍近くも輸入しているのが実態です。

近年、水田の有効活用や飼料自給率向上のために、トウモロコシなどの従来利用されている飼料用輸入穀物のかわりとして、濃厚飼料の飼料用米、稲発酵粗飼料(稲WCS)、稲わらなどの作付が推進され、牛、豚、鶏などの家畜に利用されています。農林水産省では、飼料用米のメリットとして、稲作農家にとっては、「排水不良田や未整備水田でも作付可能であり、農地の有効活用を図ることができる」「田植えから収穫まで通常の稲作栽培体系と同じで取り組みやすい」「農機具については新たな投資が要らない」等、また畜産農家にとっては、「既存の配合飼料と同様の扱いで給与でき、特別な設備や手間が要らない」「畜産物のブランド化による高付加価値化や、耕畜連携による資源循環、地産地消の推進など」を挙げています。

そのため、飼料用米は新たな転作作物として期待を集めていますが、問題は、飼料用米がどれだけ生産できて、しかも事業として成り立つのかということです。調べたところ、全国の飼料用米の栽培面積は、2004年から2010年の6年

間で約338倍も増加しています。大幅に増加した背景として、飼料用米の作付に対して補助金の交付が行われていることなどが考えられます。補助制度の1つ、平成26年度から始まった「水田活用の直接支払交付金」では、交付対象作物の中で、地域の主食用米、平年収量を確保すれば、10アール当たり8万円、収量がこれを上回れば助成額をふやし最大10万5,000円、下回れば減らして下限を5万5,000円にするという生産助成(直接支払い)が行われているとのことですが、本県における飼料用米の作付面積の状況を、今までの推移を含めて農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(郡司行敏君) 本県におきまず飼料用米の作付は、飼料用米が新規需要米として位置づけられまして、国の交付金を活用して本格的な推進を行った平成20年度から徐々に拡大し、近年は、おおむね200ヘクタール前後で推移してきたところであります。このような中、議員の御指摘のように、平成26年度から、飼料用米に、収量に応じて交付金が支払われる数量払いの仕組みが導入されたことや、国が主食用米の需給調整を強力に進めたことから、全国的に、主食用米から飼料用米等への作付転換が進み、本県におきましても、27年度には449ヘクタールと作付が増加しているところであります。

○野崎幸士議員 26年度から「水田活用の直接支払交付金」が導入され、27年度には大幅に作付がふえたとのことでしたが、県の資料によると、飼料用米はWCSに比べて大きく作付面積が少ない状況ですが、その主な要因についてどうお考えなのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(郡司行敏君) 畜産主産県で

あります本県におきまして、自給飼料の安定確保を図る観点から、転作作物として、飼料用米やWCS用稲等の作付を推進しているところがあります。そのような中で、近年大きく作付を拡大しておりますのは、御指摘にもありましたが、WCS用稲でありまして、平成27年度の作付面積は、5,828ヘクタールとなっております。飼料用米の作付がWCS用稲に比べてそれほど伸びていないのは、コンバインによる収穫や、乾燥・調製作業等の生産コストがかかることや、最高10万5,000円の交付金が支払われるという数量払いのメリットが十分に生かされていないことなどが影響しているものと考えております。

○野崎幸士議員 販売額、戦略作物助成、産地交付金、耕畜連携助成等を加算していけば、WCSより飼料用米のほうが助成合計額は有利なはずなのですが、そういった交付金のメリットがまだまだ生かされていないことや、答弁にもありましたように、何より生産コストがかかり過ぎるという問題があります。飼料用米の生産拡大にはコスト削減が重要と考えますが、その対策についてどのようにお考えなのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 飼料用米の着実な生産拡大を図るためには、御指摘のとおり、生産から流通に至る各段階におきまして、さまざまなコスト削減対策を構築することが重要であると認識しております。具体的には、直まき栽培や、刈り取り時期をおくらせてもみの水分を低下させる立ち毛乾燥により、作業の省力化を図ることや、規模拡大や団地化による作業能率の向上、さらには、地域における稲作農家と畜産農家とのマッチングによる流通経費の削減が効果的であると、そのように考えており

ます。県といたしましては、引き続き、飼料用米の生産に取り組みやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 飼料用米は、鶏の場合は、もみ米そのままの状態でも給与が可能ですが、牛や豚の飼料としては、乾燥、圧力をかけて押し潰す圧扁や粉碎等の加工が必要です。加工や他の餌との配合は、おおむね飼料工場で行われます。こういったもろもろのコストを考えると、輸入しているトウモロコシ等の濃厚飼料のほうが安くなる状況です。今後の飼料用米の推進を図るために、県はどのような支援策をお考えなのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 飼料用米の推進に当たりましては、最高10万5,000円が交付される制度の仕組みを最大限に活用し、耕種農家の経営を安定させるとともに、畜産農家の需要に応じた生産拡大を図っていくことが重要であると考えております。このため、本議会をお願いしております「宮崎オリジナル水田フル活用支援事業」を活用し、これまでの現地試験で有望と思われる多収性品種の導入促進や、適切な栽培管理の実証・普及を行うとともに、生産規模の拡大や団地化を図る生産集団に対し、農業機械等の導入支援を行ってまいります。また、産地交付金につきましても、飼料用米への上乗せ助成を行うなど、地域の実情に応じた飼料用米の生産を推進してまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 飼料用米は、さらに低価格での販売が求められるものの、それに対する生産・流通コストの削減はさほど進んでいない現状にあります。また、補助金交付についても、いつまで続くのかといった懸念もありますが、水

田の有効活用や飼料自給率向上のために作付が推進された飼料用米でありますので、今後、さらなるコスト削減の取り組みや流通体制の整備等に御尽力していただくことを要望いたします。

次に、河川環境について質問いたします。

県内のどの河川にも、水田などへの農業用水の取水や、流量や水位を調整するために、河川を横断する施設、頭首工（堰）があります。しかし、その頭首工の中には古くにつくられたものもあり、今や田畑が住宅地などになり、受益地・受益者がなくなっていたり、管理者が不明であったり、放置された状態にあるものも見受けられます。また、既存の頭首工には、魚道が設置されていなかったり、設置はしてあるが、その機能を果たしていない頭首工もあると、河川環境保護に努めていらっしゃる関係者からよくお聞きします。県は、昨年11月に、土地改良区などの堰の管理者や、県内の内水面漁業協同組合に対しまして、魚道に関するアンケートを実施されたようですが、県内の頭首工のうち、利用されていない頭首工と魚道が設置されていない頭首工の数について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 御質問にありましたように、昨年11月から、土地改良区などの施設管理者等に対しまして、魚道設置の必要性や、設置する場合の費用負担などについてのアンケート調査を実施しております。現在取りまとめを行っているところであります。なお、昨年4月に、市町村の協力を得て実施いたしました頭首工に関する調査では、県内1,235カ所の頭首工のうち、宅地化などで受益地がなくなり、現在利用されていない頭首工が85カ所、また、魚道が設置されていない頭首工が1,112カ

所ございました。

○野崎幸士議員 まず、魚道が設置されていない頭首工が1,112カ所と、県内の各河川でこんなにも存在していることに驚きました。川に生息する魚には、一生の間に川の上流と下流、海を行き来する回遊魚がありますが、河川にダムや堰などが設置された場合は、回遊する魚には大変な障害となり、遡上が妨げられるため、その河川からは回遊する魚が減少していくということです。県内では、各河川にある内水面漁業協同組合等が、河川環境・資源の保護に努めていらっしゃると思いますが、その方々からも、「アユやウナギの放流を行っているが、魚が遡上しないため一向にふえない。だから毎年放流をしなければならぬ。遡上ができるためには魚道を設置してほしい」と、要望を受けます。また生態系保全の面からも、あらゆる魚と水生生物は、河川内で大小にかかわらず回遊しています。ということからも、このような頭首工についてどのような認識を持たれているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 既存の頭首工への魚道の設置につきましては、新たな費用負担が必要となることから、頭首工の改修に合わせて魚道の整備を行っている状況にございます。このため、魚道の設置など頭首工の改修を行う場合、費用負担を含め、施設管理者等の合意形成が不可欠であると認識をしております。県といたしましては、現在実施しております施設管理者等へのアンケート調査の結果を踏まえますとともに、関係市町村等の意見も十分伺いながら、今後の対応について検討してまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 治水や取水のために設置された堰や頭首工ですが、大事なものは、もともと

あった河川の状態に近い構造物であるべきだと思います。また、利用されていない頭首工も数多く存在します。河川災害や生態系保全を考えると、河川が自然に近い、スムーズで一本につながっている状態が理想だと思いますので、今後、さらなる御検討、御努力をされますことを要望いたします。

次に、2巡目国体（第81回国民体育大会・第26回全国障害者スポーツ大会）について質問いたします。

10年後の平成38年に本県で開催されます2巡目国体ですが、選手育成・選手強化のために、去る1月16日に県体育館で開催された「ワールドアスリート発掘・育成プロジェクト」1次オーディション、小学4年生と6年生を対象に行われたようですが、このオーディションの成果、また子供たちの様子、今後、1次オーディションに受かった子供たちをどう育成していくのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 1月に開催いたしました1次オーディションには、県内各地から定員の10倍以上に当たる443名の参加があり、スピードや敏捷性をはかる30メートル走や反復横跳びなど、5種目の測定を実施いたしました。選考に当たった職員から、真剣なまなざしでチャレンジしていたという子供たちの様子の報告や、体力・運動能力に非常に秀でた子供たちが参加していたという報告を聞き、本プロジェクトの手応えを感じたところであります。今後、2次オーディションを行い、4月には1期生として40名程度を認定し、身体能力を高めることはもとより、トップアスリートに必要なコミュニケーションスキルなどの能力の習得や、その子供に、より適性に合う種目を見つけるためのさまざまな競技体験、さらには、保護者向

けに、子供の健康や栄養を支えるための講座などを実施し、世界で活躍できるアスリートの育成に積極的に努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 定員の10倍以上の参加があったということで、関心の高さのあらわれだと思います。全国各地のトップアスリートが地元を背負い都道府県対抗で行われる国体、選手・団体が入賞すれば、順位に応じて点数が与えられ、総合的な順位が決まります。昭和54年に本県で行われた1巡目国体では、本県選手団は男女12競技で優勝し、天皇杯・皇后杯を手に入れました。今後、さらに2次オーディションで絞り込んでいくとのことでしたが、答弁にもありましたように、将来有望な子供たちですので、子供たちの保護者を含めたその環境を整え、この取り組みを検証しながら、大事に大事にしっかり育成していただくことを要望いたします。

次に、指導者についてですが、前回、本県で行われた1巡目国体では、国内トップクラスの選手を教員として多く採用し、競技者として国体で貢献し、その後は、指導者としてもジュニア選手の育成に力を入れ、結果を出した経緯もありますが、2巡目国体に向けた指導者の確保や養成についてどのようにお考えなのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 2巡目宮崎国体に向け、県民の皆様方に感動をお届けできるような成果を出すためには、指導者の確保や養成は大変重要であると認識をいたしております。そこで、教員採用試験においては特別選考枠を設け、計画的に実績のある指導者の確保に努めており、私自身も、全国大会で活躍した有望選手が所属する複数の大学に足を運び、直接、「宮崎に来ていただいて指導していただけません

か」というような声をかけさせていただいているところでもあります。また、資質向上を図るため、本県指導者をJリーグチーム等へ派遣したり、ラグビー日本代表監督であったエディー・ジョーンズ氏に、「勝つために必要な戦略」について講演をしていただいたりするなど、指導者の資質向上も図っているところがございます。今後とも、高い見識と指導力を持った志の高い指導者の確保と養成に全力で取り組んでいきたいと考えております。

○野崎幸士議員 いくら運動能力が高いジュニア選手を発掘しても、指導者次第では、その能力を引き出すことはできません。答弁にもありましたように、指導者の確保においても、教育長みずから御尽力されているなど、大変な努力をされていることには感銘を受けます。選手の育成、指導者の養成にさらに御尽力され、宮崎県最強の国体チームをつくり上げていただきたいと思っております。

約40年前の1巡目国体の際に行われた施設整備、今や老朽化が進み、開会式などの式典、また競技によっては、懸念される部分が多々あります。特に、老朽化が進む県体育館、総合運動公園の陸上競技場、プールなどの施設整備については、今後の財政にも関係すると思っておりますが、施設整備の試算についてはどのように考えておられるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 県の体育館、陸上競技場、プールにつきましては、老朽化が進んでいることや、国体の施設基準を満たしていないなどの課題があり、今後、改修などの対応が必要と考えております。このため、平成28年度当初予算案において、「国体準備スタートアップ事業」をお願いいたしているところでもあります。その事業の中で、3つの施設に関する必要

な機能や、施設の規模、設置場所、改修の費用やスケジュール等について、コンサルタントに調査を委託することを計画しておりますが、その調査結果を踏まえながら、お尋ねの整備費の試算も含め、施設の整備等について全庁的に検討してまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 今議会で提案されている「国体準備スタートアップ事業」、平成28年度の1年間かけて、準備委員会の設置をする準備、コンサルタントによる施設整備、費用を含めた調査研究がなされるとのことですが、しっかりとした運営計画・費用の算出なしでは、それに伴う財政計画も立てられません。200億とも300億とも言われている国体の費用。10年後とはいえ、10年しかないという気持ちで、後手後手にならないよう、早目早目に進められることを要望いたします。

また、競技施設の改修・整備次第では、国体終了後も各種大会が誘致しやすくなり、引き続き経済効果が期待できるとともに、本県のトップアスリートの育成、県民の健康増進や地域スポーツ振興につながり、本格化する超高齢社会においても、健康寿命の促進にもつながると思っておりますので、こういった国体終了後の本県のさまざまな効果を見据え、施設改修・整備に取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、競技種目や競技会場についてですが、前回の本県で行われた1巡目国体では、県内17の市町で29の競技が行われました。10年後の2巡目国体では、競技種目や競技会場などをどのように選定されるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 国体の会場等につきましては、県及び市町村の施設を中心に、隣県の施設等も含め、選定することになるかと考

えております。その際、市町村の意向をお伺いしながら、平成29年度に設置予定の県準備委員会の中で協議し、それぞれの競技種目の競技会場を選定していくことになると考えております。2巡目宮崎国体におきましては、市町村や関係機関の協力をいただきながら、日本体育協会が掲げている「国体を通じた地域の活性化」の趣旨が生きるように取り組んでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 国体までのスケジュール案によると、来年、平成29年に競技種目が決定されるとともに、準備委員会を設置し、市町村などの会場の選定を平成30年から34年に行い、35年に実行委員会を設置する流れになっていますが、選定された市町村においては、準備、計画、費用などの負担が考えられます。先ほどの施設整備同様、早目早目の取りかかりが必要だと思いますので、重ねて要望いたします。

次に、国体終了後に開催される全国障害者スポーツ大会について質問いたします。全国障害者スポーツ大会は、障がい者に対するスポーツの普及、障がい者の社会参加推進、スポーツを通しての友情、障がい者への理解を高める目的で、第56回の国体から開催された障がい者スポーツの祭典です。結果もですが、結果よりも福祉的な面で大変意味のある大会だと思いますが、10年後の2巡目国体後に開催される第26回全国障害者スポーツ大会にどう取り組まれていくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 県ではこれまでも、各地域での障がい者スポーツ教室の開催など、障がい者スポーツの普及・振興のための取り組みを行ってまいりましたが、全国障害者スポーツ大会が本県で開催されることを契機としまして、より一層の障がい者スポーツの振興

を図る必要があると考えております。このため、来年度予算案における新規事業として、著名なパラリンピック選手による講演会や体験教室の開催のほか、障がい者スポーツに関する広報誌の発行によります普及啓発などを行うことによりまして、選手・指導者の育成はもとより、県民の理解促進や、大会開催に向けての機運醸成にも努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 冒頭にも申したとおり、私は、障がいのある子供たちに和太鼓を教えますが、まずは体験させて、楽しさや喜びを味わってもらうことを大事にしています。また、指導する中で、大勢の人々の前で披露することが自信につながることも実感しています。障がい者スポーツも同様だと思います。障がいのある方がスポーツの楽しさを体験し、また、大勢の人々の前で競技することによって、障がいに対する理解も深まるような、「日本のひなた宮崎県」ならではの温かい大会にさせていただくことを要望いたします。

最後に、2巡目国体への決意、思いを知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 国体についての一連の質問が続いておるところではありますが、国体、それから全国障害者スポーツ大会は、各県持ち回りで行われるわけではありますが、その県の置かれた状況によって、随分、意味合いとか意義が違ってくるのではないかなということ、今つらつら感じております。私は、愛知県春日井市に勤めておりましたときに、愛知国体を直接経験いたしましたし、埼玉県で財政課長をやっておりましたときは、その何年後かの埼玉国体に向けての準備。一方で、2002年ワールドカップの決勝戦を誘致したいというスタジアムづく

りも並行して行っておりましたので、いずれにしても、こういうものに対する期待、注目度、盛り上がりにはかなり違いがあるわけですが、本県は「スポーツランドみやざき」を掲げ、これだけ合宿・キャンプの受け入れ、さらにはさまざまな競技力の向上を図っている。そういう中での国体、障害者スポーツ大会、特別なものがあろうかと思えます。

2巡目国体は、47年ぶりの開催となるわけでありまして、競技力の向上、さらにはスポーツ施設の整備にも努めてまいりたいと思えますし、県民の皆様一人一人が、豊かなスポーツ文化に触れて、健康増進や体力向上の意識を一層高める好機となる。私どもは健康長寿日本一を目指しておりますので、そういう動きとも絡めてまいりたいと思えますし、スポーツランドみやざきの魅力を全国に向けて発信する絶好の機会であると考えております。

そして、国体とともに開催されます全国障害者スポーツ大会、これは先ほど質問がありましたように、本県では初の開催となるわけですが、障がい者スポーツの競技力の向上とあわせて、障がい者の社会参加の促進というものを図る。さらには、障がいのある方々に対する県民の理解を深め、障がいのある方もない方もともに暮らしやすい宮崎県づくりの実現につながるものと、また、そのような大会にしてまいりたいと考えております。

今後、本県開催に向けまして、市町村や競技団体、経済団体等、さまざまな団体と連携を図りながら、官民一体となって受け入れ準備に取り組ましまして、県民総参加型の宮崎らしい、おもてなしの心あふれる大会にしてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 選手などの競技関係者、観覧

者などの来県者数、それに伴う観光消費、大会に伴う雇用創出など、本県の経済波及効果も相当額期待できます。答弁にもありましたように、宮崎県の魅力を全国に発信できる絶好の機会だと思えますし、何より、国体成功に向けて県民がスクラムを組み、一つになっていくその姿が、これからのふるさと宮崎をつくる原動力になると思えます。将来の宮崎をつくっていく上で、いろんな意味を含んでいる10年後の2巡目国体、「日本のひなた宮崎県」とともに県民総力戦で必ず成功させましょう。これで私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○中野廣明副議長 ここで休憩いたします。

午後2時39分休憩

午後3時10分開議

○中野廣明副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕（拍手） 本日最後の一般質問です。しばらくのおつき合いをよろしくお願いいたします。

2月19日に開会しました本議会、本日で12日目であります。わずか12日の間に、えびのにとって大きなニュースが2つありました。1つは、えびの産ヒノヒカリが宮崎県産米として初めて食味ランキングで特Aをとりました。このニュース。もう1つは、えびの高原にあります硫黄山の火山活動のことです。硫黄山のことにつきましては、後ほど質問で述べていきたいと思えます。

特Aをとったえびの米のことですが、実は長い歴史があつて、今回、食味特Aをとりました。この3年間は、地元えびの市、JAえ

びの市を中心に、農家のいろんな御努力をいただきまして、プロジェクトチームをつくりました。その3年目での快挙でありました。このもとはどうか、裏には県の大きな支援がありました。特に知事、農政水産部長を初め、関係職員の皆さん方が大きく支えた結果、特Aをとったわけです。

もともこのヒノヒカリは、宮崎県農試が開発した品種であります。そして、今回、全国で4県が、えびの産ヒノヒカリが特Aです。熊本県、広島県、遠く奈良県もその中に入っております。奈良県はずっとヒノヒカリで特Aなんです。九州は全県がヒノヒカリを毎年出されている。中国ないし四国もほとんどが出している。そういう中で宮崎県でつくった品種が初めて特Aになったわけです。えびのの人たちも大変な喜びようでありました。あしたは早速、知事と担当部長にえびの産ヒノヒカリでつくった握り飯を持って表敬訪問したいということになっておるそうであります。議員の皆さん方にもなるだけ配付できるように、きょうお願いをしておきたいと思っております。

前段はそのぐらいいたしまして、今から質問に入りたいと思っております。

知事が2期目に就任されて1年が経過いたしました。知事は政策提案ということで、いわゆる公約をひっ提げて立候補されて当選されたわけです。そこで、その公約が実現可能なのかどうかということを質問していきたいと思っております。1年しかたっていない、まだ3年もあるではないか、こういうことになろうかと思っておりますが、3年もあるから、ぜひぜひその公約を実現してほしい、そういう思いから質問していきたいと思っております。

知事の今回の政策提案の中には、「日本一」

というのがたくさんあります。前回は「何とか運動」で、「運動」でごまかされて、これは達成せんじやないかと言ったら、これはそのための運動だという、「運動」でかわされてしまいました。今回の日本一も「何々を目指す」となっているわけですね。目指すばかりではいけません。3年もあるわけですから、ぜひぜひ政策を実行されて、実現してほしい、こう思っております。その実現が本当に可能なのかどうかということ、まずはお聞きしたいと思います。

後は質問者席からお尋ねしたいと思います。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

「くらしの豊かさ日本一」を初めとする政策提案での目標ということでもあります。本県には温かい県民性や地域の支え合いなどがしっかりと息づいており、これに加えて、美しい自然や豊富な農林水産物、特Aをとるヒノヒカリを初めとして、すばらしい資源に恵まれているわけでありまして、全国に誇れる有形無形のすばらしい資源であろうと考えております。

私は、本県のこのような宝に一層磨きをかけ、経済的な豊かさと、お金にかえられない価値との両方が調和し、心豊かに暮らせる宮崎県にしていきたいという思いから、政策提案で「くらしの豊かさ日本一」の実現を目指すこととしたところであります。「地域の宝に磨きをかける」、これにはさまざまなものがあるかと思いますが、今御指摘のありましたヒノヒカリで特Aをとった、これは米のおいしさというものに磨きをかけて、いわばこれも日本一をとったということであろうかと思っておりますし、宮崎牛、さらにはお茶、農産物ということで捉え

でも、そのような例があろうかと思っております。政策提案というものは、県民の皆様に対するお約束であり、県政を進める上での一つの目標であらうかと考えております。「日本一」が多いではないかという話がありましたが、やはり県民の皆様の注目を集め、やる気を喚起するには、大きな目標を掲げる。「日本一」というものは一つの大きな重要なキーワードではないかと考えておるわけであります。今後とも、当初予算案に掲げた重点施策や地方創生の取り組みなど、あらゆる施策を動員し、着実に成果を上げながら、県民の皆様とともにその実現に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○中野一則議員 「くらしの豊かさ日本一」、今、話をされました。その豊かさを実現するため、指標化するというものであります。これは大変重要なことで、物事を求めるためには、それを数値であらわすのかどうかわかりませんが、やはり指標化して目標に向かって進むことは、大事なことだと思うんです。この前、担当の方に聞いたら、1年たったけれども、まだ指標化は実現していないということでありました。一日も早くそれを実現して、その目的に従って公約を実現する、その方向でやっていただきたいと思っております。その指標化の実現はいつになるのかをお尋ねしたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 先ほど御説明をいたしました、経済的な豊かさと、お金にはかえられない価値が調和をした「新しいゆたかさ」ということで、これまでも総合計画に掲げておりましたところではありますが、「新しいゆたかさ」といっても、感覚的には伝わるわけでありますが、具体的なデータをもってしっかりと説得力を持ってアピールしていきたい、これが豊かさ

の指標化ということであります。例えば、「子育てのしやすさ」といった暮らしやすさでありますとか、「家庭での団らん」といった心の豊かさなどにつながる項目を、わかりやすい指標で示したいと考えております。

指標の作成に当たりましては、庁内での検討作業はもとより、作成過程において、県民の皆さんと本県のよさについて考え、理解を深めていく、そのプロセスも非常に重要ではないかと考えております。県内8カ所での県民会議と総合計画審議会の専門委員の皆さんとの意見交換などを行い、現在、詳細な検討を進めているところであります。この豊かさの指標化を通じて、県民の皆さんに、本県の持つ価値を見詰め直し、地域への誇りを育てていただく機会とするとともに、経済的な数値だけでは比較できない本県の優位性についてもアピールをしていきたいと考えておるところであります。

○中野一則議員 あと2つほど、日本一を目指すものについて質問していきたいと思っております。

「日本一の読書県」を目指すということになっておりますが、これは読書が好きな小中学生の割合をもって日本一を示すということであります。宮崎県は平成26年が72.2%、平成27年が70.7%であります。平成30年には80%を目指すということであります。既に秋田県は80%を超えているわけですから、80%では日本一になれませんから、それ以上にならないとどうにもなりません。なお、第二次県教育振興基本計画では100%を目指すとなっておりますから、限りなく100%に近い目標を立てておるわけですので、80%を超え、名実ともに日本一になってほしい、こう思うんです。ですから、平成30年の80%はどうかと思っておりますので、これを超える目標に変えて、これを必ず達成するという意気

込みが欲しいと思うんです。それをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） まず、「日本一の読書県」という目標について説明をさせていただきますが、変化の激しい社会を生き抜き、自己実現を図るためには、生涯にわたって学び続け、変化に対応できる力を身につける必要がある。そのためには、読書習慣というのは大変重要であろう、今後の宮崎の子育て・子育てを考えると、「日本一の読書県」という大きな目標を掲げていきたいということであります。ただ、その指標というのがなかなか難しい、とり方が難しいわけでありまして、今、読書が好きな小中学生の割合というのを計画の中では位置づけしておりますが、それは一つの見方であって、幅広い形での読書の充実というものを図ってまいりたいと考えております。

もちろん、今の小中学生の割合というのも増加に努めていくわけでありますが、大事なことは、例えば家庭や学校での読み聞かせ、これも大変重要だというふうに思っておりますので、県民の皆様の理解や協力を得て、これも広めていきたいと思っております。また、読書活動の充実を図るためには、推進役となる方々の専門性というのも重要でありますので、各学校の図書担当職員や公立図書館職員の研修を充実してまいりたい。「日本一の読書県」という目標を掲げて、できることを関係者が全力で取り組んでいく、そのような方向で進めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 「日本一の読書県」、これは子供も大人もということでの目標であります。今、既に知事が言われました。いろいろな取り組みがあるように言われましたが、特に学校教育での読書というのが非常に大切だと思う

んです。教育の役割もそこにあるかもしれませんが、専門の先生云々ということも言われましたが、実は司書教諭の資格を持った先生を各学校に配置されているわけですが、これもかなり偏りがあります。12学級以上が司書教諭を配置することになっているのだそうです。確かに12学級以上ある学校が県内には134校あって、全てに先生が配置されております。ところが、それ以下の学校が小・中・高で239校あります。239といたら全体の64.1%、そこにはわずか18校、7.5%しか配置されておられません。いわゆる義務は12学級以上ですから、その学校には必ず配置されるわけですが、それ以下には配置されないわけですから、司書教諭という立場から、専門性を持った教育が一向になされていかないということになりますので、ここは全てに配置されるように司書教諭の資格を取得することを目指していただきたい、こう思うんです。

資格取得には10単位必要なんだそうです。宮大でもとれる。計画的に職員を派遣する、あるいは新人の教諭はその資格を持たないと採用しない、そうすると、ある年度内には全校に配置できると思うんです。ですから、そういうことへの挑戦にも取り組んでいただきたい。そのためには、出張させたり、研修費、お金も要るわけですから、その辺の取り組み、特に4月からは教育長の制度も変わるわけですので、知事の指導力でそのことを発揮していただきたい、こう思っております。知事、いかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のように、「日本一の読書県」づくりのためには、専門的な人材の活用、特に学校の読書環境を整えていくことは大変重要であり、司書教諭がその中心的な存在ということであります。一方で、司書教諭

の有資格者が限られているということで、12学級以上、必ず置かなければならないところには配置ができています。それ以外の学校の充実というものは今後の課題であろうかと思っております。また、今、単位の御紹介がありましたが、それを取得するには数年かかるということで、かなり時間も費用もかかる。これも計画的な取り組みが必要であろうかと思っております。

また一方で、教育委員会におきましても、学校での読書指導の充実のためには、専門的な知識を有し、リーダーシップをとる人材が必要であるという課題意識を持って、司書教諭はもとより、学校の図書担当職員に対して、子供たちへの読書指導や学校図書館整備のあり方についての研修を行っているということでもあります。さまざまなそういう知恵を出しながら、担当職員の専門性の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 司書教諭を全校に配置した、そのことが読書県日本一を証明することになるだろうと思っておりますので、計画的にということも言われましたから、計画的に10年そこそこでぜひ達成していただきたい。要望しておきたいと思っております。

次に、「健康長寿日本一」「健康寿命日本一」ということですが、既に宮崎県はこれも届きそうな順位なんですね。男性が71.06歳で全国11位、女性が74.62歳で全国8位なんです。知事が政策提案されたときはその順位、そして最近では、それがうんと上位になりました。男性が8位、女性が4位ということになります。ちなみに、最近では日本一が山梨県で男性72.5歳、同じく女性も山梨県で75.78歳です。宮崎県との差が男性0.77歳、女性が0.41歳なん

です。山梨県は今、日本一ですが、前回の調査のときには男性が5位、女性が12位だったそうです。5位、12位が日本一になれたということは、8位、4位の宮崎県ですから、わずかの間に日本一になれる、こう思います。0.77とか0.41とかいうのは小数点以下の年齢だけれども、そこが大きな差がある、こう思いますけれども、知事の目標では、平成30年には男性を8位、女性を6位にしたい、こういうことなんです。それは既に達成しているんです。そして、平成42年に1位になりたいということですから、名実ともに任期中の平成30年には日本一を達成してほしい、こう思うんです。力を入れてやってください。意気込みをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 心身ともに健康というのは、豊かな暮らしを支える非常に重要な要素で、また県民の満足度、社会における効用、大変高いものがあります。比較的健康寿命が上位にあるということをもって、さらに努力していきたい、日本一を目指したいというのがこの目標であります。男性11位、女性8位から、男性が8位、女性が4位に今回上がったということは、大変うれしく思っているところでありますが、健康寿命の算定に当たりましては、主観的な要素が入りまして、かなりばらつきのある数字になっております。例えば前回、男性1位であった愛知県が今回12位になっているということで、大きな変動があるわけでありまして、今回、順位が上がったということはいずれにしても、今年度から健康長寿社会づくりプロジェクトをスタートさせたところであります。健康づくり、高齢者の生きがいづくり、県民一人一人の参加、これを大きな3つの柱とし

て取り組んでおりますし、国体というような大きなスポーツ事業を視野に入れながら、さらに県民のスポーツなり健康づくりを促進していく、そのようなことと相まってこのプロジェクトを進めてまいり、「健康長寿日本一」の実現を目指して全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 次に、県職員の不祥事案の対策についてお尋ねしたいと思います。知事は今回、議会の冒頭で陳謝をされました。その理由は、職員の不祥事が多発したことから謝罪をされたわけですが、本当にことしになって、あるいは本年度になって多発したんだろうかということ、ちょっと調べさせていただきました。確かに本年度は、これは県警職員は除いた数字であります。除いたところで本年度は6名なんです。ところが、6名というのが、急に6名なのかと思って調べたら、既に平成23年からこの5年間、ずっと5名、6名が続いているんですね。合わせて5年間で26人なんです。逮捕者だけで26人なんです。今回多発したわけじゃなくて、もう前から多発しているわけです。その取り組みをもっと早くからしてもらえば、対策もうまくいったんだろう、こう思うんですけれども、今からでも遅くないわけですから、その防止策について取り組んでいただきたい、こう考えております。抜本的な対策が必要だと思いますので、その抜本的な対策と、やはり日ごろの職員との交流ということも、幹部職員、知事を含めて、大切なことだと思いますが、その辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 職員の不祥事が相次いで発生したことにつきましては、まことに遺憾でありまして、県政に対する信頼を大きく損な

う、極めて憂慮すべき事態であると認識しております。服務規律の保持につきましては、これまでも厳しく指導してまいりましたが、それにもかかわらず、御指摘のような不祥事が絶えない状況につきましては、大変申しわけなく思っているところであります。

不祥事につきましては、例えば交通違反などは、職員の規範意識の不足、気の緩みなどが原因と考えられますことから、改めて職員一人一人の服務規律の徹底を図ることにより、再発防止に取り組んでまいりたいと考えております。また、非行行為など事案によっては、その原因を特定するのはなかなか困難な面もありますが、家族や健康状態を初め、公務内外のさまざまな悩みなどが背景となっているケースもあるのではないかと考えております。このような不祥事を未然に防止するためには、議員からも今、御指摘がありました。職員が問題を一人で抱え込まないよう、不安や悩みなど、職員の状況を面談等により早期に把握する、また、上司や同僚などに相談しやすい風通しのよい職場環境づくりに取り組むことが重要であろうかと考えておりますので、県庁内でのコミュニケーションをよく図り、服務規律の保持というものを改めて一人一人が重く受けとめて、徹底を図ってまいり、このような事態の根絶に努めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 服務規律を守ったりすることは当然なんですけれども、個人的な悩みが背景にあるとかも言われました。そういう悩みを解消したり、言われた、コミュニケーションを持つ場をやっぱりつくっていかないといけないと思うんです。知事は、職員とのコミュニケーションの場というものをどんなふうにされておられるわけですか。

○知事（河野俊嗣君） 知事である私と、私を支える幹部職員、その部下である職員との間、さまざまな形でコミュニケーションを図っておるところでございます。もちろん、会議打ち合わせの場というところは、一つの重要な接点であろうかと思えますし、例えば、さまざまな地域に出かけましたときは、それぞれの出先機関の職員とのランチミーティング、食事をとりながらの意見交換というのがあります。また、庁内LANというシステムを活用しまして、庁内メール、また全庁掲示板を利用して、私の思いを伝えるというような取り組みを進めておるところであります。今後とも、さまざまな形でコミュニケーションを図り、風通しのよい職場、そして、それぞれの思いを伝え合い、支え合うことのできる職場づくりに努めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 出先に行かれたときはそこでの云々のことも言われましたが、知事との接点、接触というのは余りないんじゃないかなと。決裁をもらいに来たとか、あるいは議会の事前打ち合わせをするのに職員が行ったときに、知事室で何か会話するぐらいじゃないかなと。職務上だから、なかなかそこに胸襟を開いて職員もということではなかろうと思うんです。

知事は大変素晴らしいことをやっているんです。知事の動きを私は注意してよく見ているんですが、「役場でくるまthe談義」というのがありますね。市町村役場ではそういうことをされているわけですから、そのことは、やはりこの庁内でも県庁職員ともやる必要があるんじゃないかと思うんです。ぜひ、市町村役場ばかりでなくて県庁職員も含めて、何かいいネーミングをつくってやってほしいと思うんですが、いか

がでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘ありがとうございます。「役場でくるまthe談義」は、役場の職員と膝詰めで議論をし、ことしは2年度目に入っておるわけでありましたが、ことしは特に役場の若手の職員などと、夜の懇親会も含めての機会で行っております。現場の生の声を私が聞き取るとともに、県としての考え方、知事としての思いを伝える双方向のコミュニケーションのよい場になっているのではないかと思います。ただ、「くるまthe談義」をやるたびに、県庁職員と同じような形でコミュニケーションを図れているだろうか、確かに御指摘のとおり考えておるところであります。ランチミーティングのような場もあり、また先日、職員の結婚式に出る、そのような場での仕事外での出会いの場というのもあるわけでありましたが、さまざまな工夫を凝らして、そういう機会を設けていきたいと考えております。

○中野一則議員 県庁職員は、役場職員の前に俺たちとやってほしい、そういう思いでおられるかもしれませんから、ぜひ何かいいネーミングをつくって取り組んでほしい、こう要望しておきたいと思います。

次に、硫黄山の安全対策についてですが、硫黄山の火山活動と関係機関との連携がうまくいっているのかどうかということを含めて、また県の役割について統括監にお尋ねします。

○危機管理統括監（金丸政保君） まず、県の役割でございますが、環境森林部が登山道の管理を行っております。また、県土整備部が県道の管理を行い、危機管理局が火山防災全般に関する総合調整を行っております。また、気象台は、火山活動の観測・監視や、噴火警報等の発表などを行い、えびの市は、住民や登山者に最

も身近な立場から、立入規制の実施、あるいは避難計画の策定、噴火警報が発せられた場合の住民等への伝達などの役割を担っております。

火山対応につきましては、必要に応じまして、本県、鹿児島県、関係の市町、气象台、国土交通省、警察、消防、自衛隊などの関係機関で構成いたします霧島火山防災連絡会を開催するとともに、日ごろから関係機関で情報共有、意見交換を図りまして、顔の見える関係の構築に努めているところでございます。

○中野一則議員 气象台が28日に発表しました噴火警報、火口周辺危険ということですが、普通のレベル2に値するわけですが、この発表した基準をお尋ねしたいと思います。

○危機管理統括監(金丸政保君) 气象台におきましては、2月28日の11時に、硫黄山に火口周辺警報を発表しております。この理由といたしましては、当日、2月28日の10時までに火山性地震が32回発生しております、この回数が過去の硫黄山の火山性地震の中では最も多い回数であったということがあります。また、硫黄山につきましては、昨年来、火山性微動が起こっており、また12月には噴気も確認されております。また、火山性のガスが発生しております、そういったことを総合的に考慮しまして、气象台のほうでこういう発表がなされたものと考えております。

○中野一則議員 言うならば、地震が多発したということで、そういう警報を発令したと思っております。では、硫黄山の噴火の可能性、本当にあるのかなということ、气象台でもないわけですが、いろいろ勉強もされているだろうと思っておりますから、予報官のつもりでお答えください。

○危機管理統括監(金丸政保君) 私ども県の

立場といたしまして、噴火の可能性というのを申し上げる立場にはございませんで、我々としては、噴火は起こり得るものだと、これを念頭に、その対策を講じているところでございます。

○中野一則議員 火口周辺危険、レベル2というのは、噴火が発生する可能性が高いから警報を発令しているわけですね。本当に噴火するんだろう、そういうことで立入禁止もしているわけですから、噴火するであろうということを前提にこれからも取り組んでほしい、こう思っております。

今回の立入規制、1キロ以内のあれですが、前回の平成26年10月と今回、立入規制の考え方というか、状況が少し違ったようにも思いますが、違いがあるんですか。同じだったんでしょうか。

○危機管理統括監(金丸政保君) えびの市が立入規制を行っております。これは、硫黄山から半径1キロの円内ということでございまして、実は前回行いましたえびの市、当初行いましたのが平成26年10月24日でございまして、このときの半径1キロの円を途中で、その2カ月後、12月に一部修正をしております。今回行いました立入規制の範囲は、その修正後のものと同一でございます。

○中野一則議員 半径1キロというのは、そのとおりであります。私が聞いたかったのは、前回と今回、今回は特に、さっきもありましたとおり地震が多発、32回、最終的に1日53回でしたか、あったということで、これは本当に噴火ということになるのかなという思いもしたんです。前は火山性微動が多かったとか何とかというような記憶があるんです。そこに差があったから、今回は地震多発だったから噴火に

結びつくのかなという思いがしました。そういうことでお尋ねしたところであります。

仮定の話で申しわけありませんが、本当に噴火したらと思ったときに、今回のこの緊急な体制がもっと短時間にいろいろできなかつたのかなという気がしておりますので、お尋ねしたいと思います。

なお、知事はけさの新聞で、硫黄山の対応を高く評価されたということで記事がありましたけれども、うまくいったとは思いません。11時にいろんなのが発令されて、立入規制もできました。しかし、11時からそれを本当に取り組むまでの間、実際は12時ごろでしたから、1号線を交通どめしたのも、私もすぐ行ったんですけれども、12時が既に過ぎておりました。そして、その時点では硫黄山あたりにはたくさんまだ車もありました。えびの市も、聞いたら、11時30分に防災無線で放送したと。ところが、それでは全域には届かないということでありましたから、もっと何か、本当に噴火すれば一刻を争う場合もありますから、恐らくこういう規制をするようになったのは、あの御嶽山の噴火がもとで、あれを参考に、そしてまた二度とああいうことにならないようにということで、硫黄山に対しても、いろんな規制がされてきていると思うんです。本当に噴火したときには、この前のようなことではという気がいたしました。

32回ということを言われましたが、32回地震が28日あったのは、10時までのデータで32回あったんですね。それをもとにして、やはりこれは大変だということで火口周辺警報を発令された。恐らく10時台にそのことを決断されて、そして11時に発令しようということになったと思うんです。10時には32回がわかったわけですので、それから11時まで、なるべく早いうちに

事前の対策というものはとれぬものかなということをお尋ねしたところでもあります。えびの市の防災無線も、11時になったのを見て、11時30分にしたそうです。ところで、県がやっている「あおぞら」も来て空中を舞っていましたが、何時にえびの高原に到着したんでしょうか。

○危機管理統括監（金丸政保君） 「あおぞら」につきましては、当日11時18分に宮崎空港を離陸しまして、現地に到着した時間については、今、手元にありませんが、20分か25分後に現地に到着していると思います。

○中野一則議員 私が行ったときには、来て、いろいろされておりました。何でもかこういふことを言ったかということ、えびのの防災無線も韓国岳の8合目までは届くけれども、それ以上は届かないそうです。昼前にはかなり登山者が、普通だったら韓国岳に行きますから、そこに下山を指示するのは「あおぞら」が一番いいと思うんです。早く来て、空から「早く下山しなさい」と呼びかけることがですね。今回は地元の消防署も、えびの市からのお願いで行って、消防署員が登山口からずっと歩いて頂上まで行って、「下山しなさい」と言ったそうです。本当にありがたかったなと思うんです。ヘリコプターはすぐ行くけれども、できたら、何か事前にいろいろあるときには、発令せんと動かないんでしょうから、近くに、えびの高原でもどこかに待機して、発令したと同時に行くようなとか、あるいは、どうももっと危険性も高いからとかいうことで、発令の前に何かそういうことはできないものか等含めて、そういう対応はできないか、統括監にお尋ねしたいと思います。

○危機管理統括監（金丸政保君） 実は、今回も气象台から最初に地震が多く発生しているということの情報が入りましたのは、当日の8時

台でございます。私もそのときに連絡を受けまして、場合によっては火口周辺警報が出るかもしれない、場合によってはお昼ごろ出るかもしれない、そういうような予想のもとに関係機関には全部連絡をいたしまして、事前の準備をするようお願いしたところでございます。

気象台から11時に火口周辺警報が出るということを知りましたのは、連絡がありましたのは10時50分でございます。10分前でございます。そういったような内容もありますので、また今後、少しでも早く対策がとれるように、今、議員がおっしゃったことも含めまして、気象台あるいは関係機関とそういう連絡会の場を通じまして意見交換をしたいと考えております。

○中野一則議員 前向きに検討していただきたいし、32回の地震は10時にわかったわけですから、もっと決断を早くできないかということも気象台にもお願いしていただきたい、こう思っております。また、「あおぞら」の対応とか、関係機関とか、そこにも呼びかけてください。

たまたま当日は日曜日でしたから、土木事務所の動きとか、交通どめをするのにいろいろあったんだろうと思うんです。本当に噴火した場合には、ああいうことではいけないなという気がいたしました。知事は対応を評価されていましたが、評価は評価でいいんです。私は、短い間にやってくれたと本当に感謝しております。しかし、本当になった場合に一人も犠牲者を出さないという対応には、もっともっと努力も必要じゃなからうかな、こう思ったところであります。

硫黄山に対しての発令ですが、実際は噴火のレベル、噴火警戒レベル運用がされていない火山ということですね。運用されている火山に一

日も早くして、レベル1ではどうだ、2になればこうだというのがみんなにわかるように、その情報を市民も県民も、えびの高原にいるみんなが共有できるような、そうしないとレベル運用されていない火山ということだから、何か文言もわかったようなわからんような言い方なんです。その分、統括監なんかも大変御苦労されていると思うんです。新しい法律も改正されました。来年度からは協議会をつくってということで、協議会が立ち上がればそれをしたいということだろうと思いますが、一日も早く取り組んでほしい、これは要望しておきます。

それと今度は解除です。前回のときも私は、解除はどうも気に入らなかった。なかなか解除してくれなかった。御嶽山の二の舞はしてはならぬという気象台のこともあったんだと、もちろんあそこの判断でしょうから、あったんだと思うんですが、もう今はまたしなくなったわけですから、何かその辺の基準もぴしゃっとして、解除のあり方もスムーズにいくように、それも検討していただきたい。そうしないと、えびの高原は大きな観光地であると同時に、いろんな人が全国から来ているわけですから、あそこで働く人もたくさんいる。事業所もある。そういうことですので、ぜひそれも取り組んでいただくようお願いしておきたいと思います。取り組む姿勢だけを統括監。

○危機管理統括監(金丸政保君) 先ほど申し上げましたように、これは火山対策だけではなく防災対策全般に言えることですが、100点満点というときが到来するのはなかなか難しいと思いますが、一つ一つ経験を踏まえながら、意見交換をしながら、一步一步前進してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 次に、T P Pの農業への影響

とその対策についてお尋ねしたいと思います。

これは代表質問、一般質問、何人かが質問して、それぞれ回答されました。県の考え方は、国の試算に基づくものに妥当性がある、こういうことでの答弁をずっとされております。であるならば、知事にお尋ねしたいと思います、国会決議はきちっと守られた、遵守されたという御認識ですね。

○知事（河野俊嗣君） T P P協定は、相手のある話で大変難しい交渉であります。国として国益をかけたぎりぎりの交渉が行われたものであり、その結果について私としても重く受けとめているというところであります。

○中野一則議員 重く受けとめると、ずっと同じ答弁をされているんです。遵守されたという認識です、そういう明快な言葉が欲しいんです。まあ、それはそれでいいでしょう。

では、県独自の試算をなぜ行わないんだろうかと、これもいろいろ質問がありましたよ。J A中央会側の試算との差もありました。実に604億3,000万円の大きな開きがあるんですよ。それから、熊本県、これも質問がありました。私も注意深く、選挙前だからパフォーマンスかなという思いもしたんですけども、彼らは生産量への影響があるんだと、そういう認識で独自試算をされましたよね。それから、鹿児島県はまだ試算をしていないんです。担当大臣が鹿児島県出身だからかなと思っておったんですけど、そうじゃないですよ。T P Pの影響がどうなのかということは全く不透明だということと、国内対策も不十分だ、そういう認識に立って、まだ試算をしていないというのが鹿児島県の対応とか態度なんです。それから、長崎県も報告しておりませんが、大方は国の試算ですけれども、ミカンに関しては独自の試算をされている。私

は、九州・沖縄全ての県に聞きました。本州、四国、北海道にもあちこち農業県に聞いたんです。いろいろ県がありましたが、九州だけ見ればそういう対応なんです。

そう見ても、私は、独自試算をすべきだと思うんです。そうしないと、本当に宮崎県の損害というか、影響がどのくらいあるのか、あればあった分だけをやはり国に要求せないかんでしょう。この前の誰かの答弁でもありましたが、関連政策大綱に基づいていろいろと対応している、予算も補正、本予算含めてやっている、それを長くしていくという話だけれども、宮崎県の本当の影響額をきちんと把握しないと、隣の南九州の農業県である鹿児島、熊本はやっていないわけですから、独自か、そういう不満がある県なんですから、宮崎県も同じだろうと思うんです。特に畜産というのは影響が大きいですから、私は、独自の試算をすべきだと思うんです。知事にその決意があるかないかをお尋ねしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 今回の国の試算は、国のT P P関連政策大綱に基づいて、しっかり国内対策を実施し、国内生産量を維持するという前提のもとでの試算ということでありまして、本県としても、そのような国の姿勢というものを踏まえて、本県なりの、本県としての試算を行ったところであります。

今御指摘のあったような、独自の試算というようにいろんなこともあろうかと思えます。これは、前提を変えればいろんな数字が出てくるわけでありまして、かえってそのことにより、現場にさらなる不安ということもあるのではないかと、そういうことも心配されるところでありまして、今回、我々は、これまで答弁しましたように、国のそういう対策をしっかり行うとい

う方針のものと試算に準拠して行ったわけでありまして、大事なことは、国の対策をしっかりと行っていただくこと、そして財源を確保し、県としても、あわせて農業を守るためのしっかりとした対策を打っていくことではないかと考えております。

○中野一則議員 鹿児島県は国の対策が不十分だと、大臣を出している鹿児島県でさえもそう思っているんだから。そしてまたあなたは——あなたという失礼ですね——知事は、国会決議を遵守しているとは言わずに、重く受けとめるという裏には、独自試算を出したいなという気持ちがあるられて、そういう答弁をされているのかなとも思っているんです。だから、ぜひ独自試算をやってください。お願いします。

時間がありませんが、肉用牛あるいは養豚に与える影響も大きいと思うんです。そういう経営継続が本当に可能かどうかを、担当部長にお尋ねします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 県では、畜産分野におきましても、宮崎県T P P対応基本方針に基づき、生産体制の強化や経営安定対策に取り組むことといたしております。

まず、生産体制の強化といたしましては、畜産クラスター事業及び、県で新たに実施いたします宮崎の畜産体制強化事業などを活用して、畜舎等の施設整備や家畜導入への支援に力を入れ、生産性の向上や担い手の育成にしっかり取り組み、畜産経営の収益性向上に努めてまいりたい、これによりT P Pに負けない生産体制をぜひつくっていききたいと考えております。また、経営安定対策といたしましては、国が現在検討しております牛・豚マル緊事業の拡充であるとか、肉用子牛保証基準価格の見直しにしっかり対応できるようにしてまいりたいと考えて

おります。これらの対策を関係機関・団体と一体となって推進いたしますことで農家が安心して経営を継続できるように、T P Pに負けない体制ができますように環境づくりを整えてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 宮崎県も特に山間地がT P Pの影響が大きいと思うんです。えびのにも山間地で農業をしている地域があります。例えば上江小学校の旧霧島分校校区内、全部が山の中です。そこは道路が狭くて、今、畜産をやっておりますが、途中でトラックの積みかえをせないかん。水源を求めるのも16キロも先かせないかん。それが古くなっている。何とかしてくれと、そういう要望があるんです。ましてや鳥獣被害もそういうところがあります。そういうところがT P Pで大変になれば、どうにもこうにもならぬということなんです。そういうところに対策することはできるんですか。

○農政水産部長（郡司行敏君） 中山間地域におきましては、平場に比べまして、競争力強化のさまざまな対策を打つ上で条件がよくないということは十分承知しているところです。中山間地域もT P Pの影響を大きく受けるということでありますので、これらについても、平場と同じようにT P Pに負けない営農ができますように支援をしっかりとやっていきたい、そのように考えております。

○中野一則議員 関税撤廃ということで、輸出拡大をしたいという攻めの農業と言われております。そういう11カ国には関税がかからないわけですから、そういうところへ職員を派遣して多くの調査研究していただくように、そういうことにも取り組んでいただくように要望して、質問を終わります。（拍手）

○中野廣明副議長 以上で本日の質問は終わり

平成28年3月1日(火)

ました。

あすの本会議は、午前10時開会、一般質問及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後4時1分散会

3月2日（水）

平成 28 年 3 月 2 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	(同)
8 番	清 山 知 憲	(同)
9 番	島 田 俊 光	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	星 原 透	(同)
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	関 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	(同)
20 番	中 野 一 則	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	横 田 照 夫	(同)
22 番	押 川 修 一 郎	(同)
23 番	宮 原 義 久	(同)
24 番	黒 木 正 一	(同)
25 番	松 村 悟 郎	(同)
26 番	後 藤 哲 朗	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	(同)
31 番	井 上 紀 代 子	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	山 下 博 三	(同)
34 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
35 番	外 山 衛	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	蓬 原 正 三	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	中 野 廣 明	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	桑 山 秀 彦
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	永 山 英 也
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	関 師 雄 一
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	野 口 泰
監 査 事 務 局 長	小 八 重 英
人 事 委 員 会 事 務 局 長	亀 田 博 昭

事務局職員出席者

事 務 局 長	日 隈 俊 郎
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 一般質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問及び議案・請願の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。

「誰も置き去りにしない」、昨年9月、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に盛り込まれた17の目標が、ことしの1月に正式に発効されました。各国は今後15年間、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、不平等と闘い、気候変動に対処するための取り組みを進めることとなります。その基調となったのが最初の言葉であります。地方議員の一人であっても、「誰も置き去りにしない」、常に心にとめながら活動してまいります。

まずは、気候変動に一番敏感な森林資源を支える林業についてであります。

平成26年9月の代表質問で、我が会派の重松議員が林業振興の質問をしたとき、初めて知事は、「東京オリンピック・パラリンピックで活用される施設に、本県の有する杉の利活用技術の提案をする」と言及されました。「これが実現すれば、日本のおもてなしにも貢献しつつ、ひいては県産材の需要拡大にもつながる、さらには、森林資源の循環利用というものを国外にもアピールできることになるのではないかと期待して取り組んでいる」と答弁されました。昨年11月の議会でも確認されたこととございます。国は、昨年5月に、2020年オリンピック・

パラリンピック東京大会に向けた木材利用の実現可能性調査の結果を公表しています。それによりますと、2010年バンクーバー冬季大会で、スケート会場の大規模アリーナの屋根アーチ構造、天井板に5,000立方メートルもの地元産材を使用しています。F S C 認証材等を積極的に活用し、木材による環境効果をアピールしていました。また、2012年ロンドン夏季大会で、自転車競技施設の競技トラックにシベリアマツ、外壁にベイスギを、同じく5,000立方メートル使用しています。F S C 及びP E F C 認証材を使用し、持続可能性に配慮したこと等、事例を挙げていました。また、全国の自治体のうち49自治体が、東京大会における木材利用等に関する取り組みを検討していること、うち18自治体が、大会に向け、F S C、S G E C 等の認証材取得を推進または検討とありました。他自治体も大きく動いていることがわかります。そこで、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、県産材の利用・活用に向けた具体的な取り組みについて、知事にお伺いいたします。

後は質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。

2020年東京オリンピック・パラリンピック大会関連施設に、杉などの国産材が利用されることは、我が国の木の文化を世界に発信するとともに、木材の新たな需要を喚起する、またとない機会であると考えております。また、特に本県にとりましては、杉の生産量が24年連続日本一、そして、高い利活用技術を積み重ねた蓄積があるわけでありまして、本県ならでの貢献をし、また、世界に向けて発信をしていく絶好のチャンスであろうと考えております。このため

県では、昨年末に公表されました新国立競技場の整備計画を受け、提案者である建築家の隈研吾氏や設計会社、建設会社、JSC（日本スポーツ振興センター）などに出向き、本県が有する豊富な木材やその利用技術の活用について、働きかけを行ったところでありました。また、関連施設等の多くを整備する東京都に対しても、杉利活用事例や技術等について提案を行ったところでありました。今後とも、県内の業界団体等と連携を図りながら、大会関連施設における県産材の利活用に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○河野哲也議員 戦略的なことがありますので、これ以上はたさないことにしますが、昨年10月、国のワーキングチームの会合の中で、遠藤東京オリンピック・パラリンピック大臣は、「新国立競技場については、整備計画を策定した。特に配慮すべき事項として、木材の活用を図ると明記している。施設整備主体の東京都、組織委員会において、責任持って木材利用を検討し、コスト面も含めて、適材適所の考え方のもと、木材を最大限利用する方向で進めてまいりたい」と述べています。絶好のチャンスであります。知事におかれましては、環境に最大限に配慮した、宮崎ならではの木造建築だと言える提案をしていただき、「みやざきスギ」活用に尽力していただきたいと思っております。

FSC認証材の先進である諸塚と山元の椎葉に入り、オリンピック・パラリンピックの木材利用の可能性を含め、林業振興について両村長にお話を聞きました。共通していたのは、材の安定した買い取り価格、できれば1万5,000円以上。それと、山の保全を最大限に考えたとき、担い手不足解消に支援をいただきたいとのこと

でありました。そこで、林業担い手の確保・育成が重要だと考えます。県の取り組みについて環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 本県では、新規就業者の定着を目的とした国の「緑の雇用事業」に、平成15年度から取り組んでおりまして、現在、557名が森林組合等の林業事業体で就業しております。また、新規就業希望者に対しまして、林業に必要な知識や技術を習得できる「みやざき林業青年アカデミー」を昨年度開設しまして、研修を終了した5名全員が就業し、本年度の8名も就業に向けて最終の準備を進めているところでございます。このほか、林業担い手の確保・育成に資するため設置した基金を活用しまして、就労条件の改善や林業技術者の養成等に取り組んでいるところであります。今後とも、こういった施策、関係機関との連携等を通じまして、若者にも魅力ある職場づくりを促進し、林業担い手の確保・育成に精いっぱい努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 みやざき林業青年アカデミーは、一昨年、公明党県議団としても調査させていただきました。少数でも確実に人材が育っていること、今後とも注目してまいります。

1月19日、建設中のウッドエネルギー協同組合新社屋の見学会に参加いたしました。木造軸組みに耐震壁として御案内のCLT、いわゆる直交集成材、床スラブとして集成材の、それぞれの素材を最大限に生かしたものであります。木造では追随を許さない倍率20倍の高耐力の壁をCLTで実現したようであります。見学会の中で会長がおっしゃいましたけど、「どこでもここでもCLTではない。使用意義を考え、適材適所に用いることによって、より可能性は広がる」との言葉に、CLTを活用した開発・実

用化への県の取り組みは重要であると考えました。そこで、CLTを使用する意義について伺いたい。また、CLTならではの使い方の検討を含め、どのように普及して取り組んでいくのか伺います。

○環境森林部長（大坪篤史君） CLTにつきましては、これまで木材が使われてこなかった中高層の建築物に使用できるなど、木材の新たな需要を喚起するものとして、大変期待をしているところでございます。また、CLTの利用範囲をより広げる観点から、中高層建築物のみならず、軽くて強いという特徴を生かしまして、木造軸組みや鉄骨づくりの建築物の耐震壁として使うなど、CLTならではの使い方につきましても、検討や実証などを行っているところでございます。国のほうでは、本年4月にも、建築基準法に基づく告示を施行する見込みでありまして、CLTによる中高層建築物の建築等が加速することが期待されます。ただ、一方で、今後CLTの普及を図るためには、いかにコストを下げるかという課題もございまして、需要拡大につながるこのようなCLTならではの使い方につきましても、積極的に検討・実証し、その成果の周知・定着などに取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 ぜひ、県の発信を強化していただきたいと思っております。

2014年のソチ冬季大会のアメリカのプレスセンターは、CLTを用いた壁工法を採用しました。仮設を念頭に設計されており、30回の分解と組み立てに対応できるとし、木材の再利用技術を大きくPRしたとのこと。先ほどの部長の答弁からも、CLTの可能性を宮崎が提案できるのではないのでしょうか。そこで、知事に御決意をとということで、東京オリンピック・パ

ラリンピック競技大会における県産材の活用に向けて、改めて知事の決意をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 先ほども少し触れましたが、本県は、先人が営々と植え育てた豊富な森林資源と全国トップクラスの生産基盤を背景としまして、杉の生産量が24年連続で日本一など、木材供給の面でも日本トップクラスである。さらには、木材利用技術センターで培ったすぐれた利活用技術があるわけでありまして。東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に、本県ならではの大きな貢献ができるのではないかと考えておるところでありますし、日本を代表する森林・林業県としての底力というのを国内外に発信することができる。そのことを通じて、本県の林業・木材産業の発展、そして、山村地域の活力につながるものではないかと考えております。このため、大会関連施設に、県産材及び当県の有する技術が活用されるよう、私を先頭に、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 知事の先頭に立った陣頭指揮、よろしくお願ひしたいと思います。

あわせて、今回、県は、これらを支える環境計画、森林・林業長期計画の2つの計画改定案も提案しています。ぜひ実効性のあるものにしていただきたいと思っております。

福祉保健部長に何点かお伺いいたします。農福連携でございます。

農業分野で働く障がい者を支援するため、厚生労働省は、平成28年度予算案で、農業と福祉の連携を促す「農福連携による障害者の就農促進事業」に1億1,000万円を計上いたしました。同省が農福連携に特化した事業を行うのは初めてであります。同事業は、障がい者施設に、農

業技術や6次産業化に向けた指導・助言のできる専門家を派遣するほか、農産物や加工品のマルシェを開催する施設に対して支援を行うとしています。農林水産省が行った平成25年度実態調査によれば、農業活動に取り組んでいる障害福祉サービス事業所は33.5%に達し、「今後、農業活動をやりたい」と回答する事業所も12.7%に上がっています。今後、農業と福祉のつながりは強くなっていくと予想されます。本県でも、平成19年のデータで、28.9%の障害福祉サービス事業所が農業活動に取り組んでいます。そこで、障害福祉サービス事業所において、農業分野での生産活動を取り入れている事業所は直近でどうなっているのでしょうか。本県の状況をお伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 県内の障害福祉サービス事業所のうち、生産活動により障がい者に工賃を支払います就労継続支援B型事業所は、本年2月末現在で111事業所ございますが、このうち65の事業所において、農産物の栽培や加工・販売といった農業分野を含めた生産活動が行われているところでございます。

○河野哲也議員 大きく拡大していると思います。障がい者にとって、就労先の拡大につながる、工賃のアップにつながる。農業者側にとっても、高齢化で不足する労働力を補うことができる。農福連携の取り組みを、県としても積極的に推進すべきだと考えます。例えば、愛媛県砥部町の障害福祉サービス事業所「メイド・イン・青空」では、地域でふえ続ける耕作放棄地を借りて、自然栽培で米や野菜などをつくっています。工賃は、雇用契約に基づく就労が困難な障がい者のための同様の事業所と比べ、4倍以上の月約6万円に上り、25人の障がい者が喜々として働いているという報告があります。大

事なことは、農業サイドと福祉サイドをマッチングさせる仕組みづくり、農業の現場で技術指導や支援を行う人材育成であります。このため、コーディネーターを配置して、農業と福祉施設の橋渡しを積極的に進めているところもあります。本県は農業に特化したものは報告されていませんが、障害福祉サービス事業所で働く障がい者の工賃向上の支援に関して、成果を上げている事例についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 県では、障がい者の社会的自立を支援する取り組みの一環としまして、就労継続支援B型事業所に対して、経営コンサルタント等による売り上げ向上やコスト削減、製品開発等の指導・助言を行うことによりまして、工賃の向上の取り組みを支援しているところでございます。こうした取り組みによりまして、例えば弁当宅配事業を行っている事業所に対して、スタッフの意識改革や新メニューの開発といった指導・助言を行いまして、工賃が前年度比で18%の伸びを実現した事例など、平成25年度で申し上げますと、支援を行った8事業所のうち、7事業所において工賃額が向上したところであります。

○河野哲也議員 専門的なアドバイスを行っているところは、確実に効果が上がっているというふうに考えられます。鳥取県は、平成22年度から農福連携を推進する事業に力を入れ、県の東部、中部、西部に各1人ずつコーディネーターを配置して、農家側から必要としている仕事内容を聞き出し、福祉施設につないでいます。平成25年度は84件の連携が行われたと報告されています。そこで、農業と福祉の連携による障がい者支援の効果についてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 農業と福祉の

連携により、障害福祉サービス事業所にとりましては、農業分野の専門的な技術指導が受けられることで、事業規模の拡大や栽培技術の向上による収益の増加が図られ、工賃の向上が期待できるものと考えております。また、少子高齢化や就業構造の変化などに伴います農業の担い手不足が課題となる中で、農業に関する知識や技術の習得により、障がい者の雇用促進が図られますとともに、農業分野における担い手確保にもつながっていくものと考えております。こうした観点から、これまでも、農業関係者を対象にした障がい者雇用セミナーなどを開催してきたところでありまして、今後とも引き続き、農業と福祉の連携の促進に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 農福連携にはいろんな形があると思います。延岡でも、菌床ブロックを用いてシイタケ栽培を行って、生シイタケとか乾燥シイタケ、シイタケの粉、すし用の乾燥具を製品にして販売しているNPO作業所がございます。その理事長とちょっとお話をしました。売り上げは今伸びてきているんですけども、実は工賃アップまではなかなか。なぜかというところ、設備投資のための減価償却があるので、まだ工賃アップまでは行っていないということでしたが、そういうところ、作業拡張のめを考えると、支援というのが必要だなと感じます。その理事長も、「農業関連の作業に障がいのある方々を雇用することについては、県としてもぜひ取り組んでいただきたい」とおっしゃっていました。「現状の一般企業への就労支援については限界があって、就労しても、不安定な精神障がい者などの定着率というのは高くないんだ。そのためには、障がい者の雇用の範囲を広げ、その方の特性に合った仕事を選択

させる必要がある。そのために農福連携というのは必要不可欠だ」というふうにおっしゃっていました。

続いて、同じく福祉保健部長にお伺いします。脳脊髄液減少症についてでございます。

厚生労働省の諮問機関が、同症の治療に有効なブラッドパッチ療法の保険適用を承認いたしました。やっと4月から適用される運びとなりました。私が県議会で脳脊髄液減少症について初質問したのが、平成19年の6月議会でした。延岡在住の患者さんからの相談を受けてです。交通事故でむち打ち症と診断されましたが、頭痛、全身の痛み、脱力感で起きていることができず、一日中横になっていたこと。外傷がないために周囲から理解されず、毎日不安でつらく、精神的苦痛は想像を絶するものだったこと。広島で病院で脳脊髄液減少症と診断され、治療ができたこと。脳脊髄液減少症とわかって、体の自由がきかない、仕事ができない、健康保険が使えない、治療費の負担、治療できる病院の少なさのため、数カ月～1年以上順番待ちで、検査や治療も受けられない人がいる。なお苦しんでいらっしゃる方がいるということをお聞きして、この質問をさせていただきました。

交通事故など激しい衝撃で脳と脊髄を循環する髄液が漏れ出し、頭痛や目まいなどを引き起こす脳脊髄液減少症。全国で数十万人、宮崎でも数千人の患者と推定されています。この治療法は、髄液が漏れている硬膜の外側に患者自身の血液を注入して漏れをとめる「ブラッドパッチ療法」、厚生労働省研究班の調査では、治療を受けた9割の患者に効果が認められています。一定の診断基準を満たせば、入院費などが保険適用となる先進医療に指定されています

が、全額自己負担となると数十万に上るなど、多額の費用がかかります。患者の会からも、早期の治療促進と健康保険適用が必要だと要望を受けて、議会質問、陳情活動を繰り返しました。宮崎県議会でも、「脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書」として平成19年3月9日、「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書」として平成22年12月7日、「ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書」として平成25年3月21日、いずれも全会一致で国へ提出していただきました。この県議会の動きに合わせて、県はこれまでどのような取り組みを行っていただいたか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 県におきましては、患者の会からの県に対する要望等も踏まえ、平成19年度、22年度、25年度に、脳脊髄液減少症の診療に関する実態調査を行いまして、県のホームページに、疾患やブラッドパッチ療法に関する情報、それから、診療が受けられる医療機関の情報等を掲載しまして、県民への周知を図ってまいりました。また、平成25年度と26年度には研修会を開催しまして、医療関係者はもとより、交通事故やスポーツ外傷等がこの原因となりますことから、警察本部や教育委員会の関係者にも参加していただいたところがあります。さらに、国に対しましても、平成19年度以降、毎年度、全国衛生部長会などを通じまして、有効な治療法への保険適用などについて要望を行ってきたところがあります。

○河野哲也議員 県も大きく動いていただきました。ありがとうございます。あわせて、県難病団体連絡協議会、県難病相談・支援センターの御尽力に敬意を表します。全国でも公明党は

患者団体と連携し、治療法の確立やブラッドパッチ療法の保険適用を、国・地方議員が総力を挙げて長年政府に要望してまいりました。保険適用の実現は、多くの患者にとって悲願であり、今後の治療に大きな希望をもたらします。治療件数がふえれば、同症のメカニズム解明など、研究の促進に貢献することも期待できます。

一方で、治療に携わる医師のスキルアップが喫緊の課題であります。脳脊髄液減少症は、症状を外見から判断することが難しいため、「異常なし」や精神疾患と診断するなど、医療現場の理解は必ずしも十分ではありません。ブラッドパッチ療法後のケアも含め、医療従事者への詳細な情報提供が欠かせません。診断基準に満たない18歳未満の子供の症例研究の推進、自賠責保険や労災保険、障害年金の認定についても、患者の実態に沿った制度へ見直し等、取り組むべき課題は少なくありません。そこで、平成28年4月からブラッドパッチ療法が保険適用となりますが、県は今後どのような取り組みを行うか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 県としましては、脳脊髄液減少症の診療が可能な医療機関の情報に加えまして、ブラッドパッチ療法が新たに保険適用となったことをホームページで県民にお知らせしますほか、県難病相談・支援センターなどで、患者の方々からの相談にも対応してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 何より、この病気に対する社会的な理解を広げることが重要だと考えます。職場や学校で仮病と疑われ、無理解と心ない言葉に苦しむ人、重篤で寝たきりになって職を失った人。患者や家族が抱える苦しみははかり知れません。患者が安心して治療に専念できる

環境整備への支援を求めます。

済みません、福祉保健部長ばかりの質問になりますが、もうちょっと我慢してください。

家庭的養護の強化についてでございます。

「家庭的養護みやざきモデル推進プロジェクト」の概要については、代表質問の中で確認がありましたので、割愛いたします。

11月に質問した愛知式新生児里親委託が縁で、里親の会の皆さんと懇談を持ち、この推進プロジェクトについて意見交換をいたしました。特に、家庭的養護の今後の方針、委託制度について、里親の研修等に不安な部分があるとのことでありました。本県の里親等委託率は、平成27年3月現在で14.1%であり、里親委託が進んでいない現状を、養育里親に関する理解が進んでいないこと、里親年齢の高齢化にあるとし、具体的な施策の提案をしていただいています。そこでまず、乳児院、ファミリーホームの本県の現状と今後の整備の方向性についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 県内には、おおむね2歳未満の乳幼児を預かる乳児院が1カ所、里親が、養育を補助する者を置いて、5名から6名の児童を預かるファミリーホームが1カ所、それぞれ宮崎市内に設置されております。今後の整備につきましては、昨年10月に策定いたしました宮崎県家庭的養護推進計画に基づき、乳児院を来年度、都城北諸県地域に整備する予定であり、その後、県北地域におきましても、なるべく早い時期に乳児の入所枠を児童養護施設に設けることとしております。また、ファミリーホームにつきましては、多くの児童を受け入れることができる制度でありますので、養育力と熱意のある里親に対しましては、ファミリーホームへの転換を支援してまいりた

いと考えております。

○河野哲也議員 あくまでも里親委託が推進されるということが前提で整備をお願いしたいと思えます。

懇談の中で、特に支援員との信頼関係がこの事業の成否を分けると感じました。乳児院に併設される児童家庭支援センターにおいて実施予定の里親トレーニング事業について、里親とトレーナーの信頼関係の構築が重要になると考えますが、事業の内容についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 里親トレーニング事業につきましては、児童家庭支援センターに配置されました里親トレーナーが、子育ての経験がないなど、児童の養育に不安を抱える新規の里親などに対しまして、委託後に見られる児童の愛情確認行動である、いわゆる赤ちゃん返りなど、養育上のさまざまな状況に対応するためのトレーニングを実施するものであります。また、御指摘のように、トレーナーと里親との関係は、トレーニングを行う上で非常に重要な要素となりますことから、里親の状況に応じた細やかな助言等が行えますよう、社会福祉士等の専門資格を持って児童福祉に精通した人材を配置することによりまして、信頼関係を構築してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 ありがとうございます。県は、平成31年度までに、児童養護施設、乳児院の全施設に里親支援専門員を置くとしております。地域の里親への相談・レスパイトケアの体制づくりをしっかりと進めていただきたい。そして、新生児里親委託への準備もぜひ進めていただきたいと思えます。

保育人材確保についてでございます。

2月上旬、県政報告会の後、延岡市の保育士

の方々と意見交換をさせていただきました。雇用形態について、賃金格差について、処遇改善について、職員配置について、質の向上について等、さまざまな課題についてお話しすることができました。保育士の確保につきましては、昨日、後藤議員が問題提起されたので、重複するところは避け、質問させていただきます。

県は、みやぎ子ども・子育て応援プランの幼児教育・保育等の提供体制の中で、保育に係る量の見込み及びその提供体制の確保対策を位置づけています。まずは、全国的には保育士の不足が問題になっていますが、本県の状況についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 今年度からスタートしました「子ども・子育て支援新制度」におきましては、保育所等の定員増や、一時預かりの充実などによる保育の量の拡大とともに、職員配置の改善による質の向上を図ることとされておりますことから、保育人材に対するニーズが一層高まってきているところであります。こうした中、本県におきましても、保育士の有効求人倍率が上昇傾向を示しているなど、以前よりその確保が困難な状況にあると考えております。

○河野哲也議員 本県においても、乳幼児の年齢による充実した配置を目指す、基準を超えるものになり、不足するという分析になると思います。そのような中、中堅の保育士が大きな課題であると感じていることが、新卒の保育士が、養成機関では学べない多様な課題に対応できず、その結果、早期の離職が多くなっているということでございました。例えば、法令や制度、発達障がいに関すること、児童虐待への対応、保護者への対応などでございます。そこで、保育士の離職防止のために、保育士の基本

研修の充実と、喫緊の課題に対応していくための研修の拡充等、専門性向上が重要だと思いますが、県はどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 保育士の離職防止のためには、給与の引き上げや休暇制度の充実など、職場環境を改善しますとともに、保育士のキャリアに応じた研修を実施していくことが必要であると考えております。このため、県におきましては、関係機関と連携した処遇改善などに取り組みますとともに、障がい児の受け入れ対応など、スキルアップのための研修を充実させてきたところであります。さらに、来年度からは、保育団体等が行う研修に対する支援や、事故防止や乳児保育など、保育現場の喫緊の課題に対応するための研修を新たに実施することによりまして、保育士の専門性の一層の向上を図ってまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 新卒保育士の不安を払拭するための御努力、よろしくお願ひしたいと思ひます。

“ひむか”の授業づくりについて、教育長にお伺いいたします。

合同政策研究会で事業の概要説明を受けたとき、この事業に違和感を持ちました。まず、今まで、小学校6年生、中学校3年生の全国学力・学習状況調査と、その前の学年の5年生、中学2年生の県作成の学習状況調査を実施していましたが、今回、学力の経年変化を掌握するとして、小学校4年生、中学校1年生も加えて、小学校4年から中学校3年まで実施するとなったことにございます。

そこで、違和感を感じた理由として、全国学力検査の前年度の県学力検査だけでは、今まで効果が上がってきていなかったということか。

それと、それ以外の学力テストは、標準学力テストということでC R T（絶対評価）を使っていたんですけど、私は、そのほうが個別の学力というのは丁寧に掌握できるはずだなと思いました。もう一つ、研修センターの知恵を結集したW e b 単元システムというのがあったと思いますが、これは一体どうなるのか。教育委員会の反感を買うのを覚悟の上で、ロジックがしっかりしている全国学力検査を県の学力検査は踏襲できるのか、そういう疑問、違和感がありました。

この事業も、時間の許す限り、現職の先生方に意見を求めました。推進に賛成だという意見と問題ありという意見が半々でございました。経年比較の学力検査について賛成だとの意見の中に、先ほども挙げましたけど、「W e b 単元システムは、1学級40人分を細かな項目ごとに点数集計し、毎単元入力する。この作業というのは相当なもので、できたら学力検査で統一していただきたい」という声がありました。県が独自に実施する学力検査と全国学力・学習状況調査の経年変化から、子供たちの学力が掌握できるのか、まずはお伺いしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 学力調査で学力を正確に把握するには、基礎力を問うのか、あるいは活用する力を問うのかなど、観点を明確にして問題を作成していくことが大切であります。また、調査の後に、その問題が、想定していた観点をしっかり評価できていたかなどについても検証することが必要であります。また、さらに、国が作成する全国調査の問題を、問題作成のモデルとして研究することも大切であると考えております。本県では、このような観点から、問題作成の検証や研究を行い、調査問題の質を高めてきているところであります。また、

学力調査の結果をどのように生かすのかという視点からは、結果の分析が御指摘のとおり大切でありますので、例えば、上位層の生徒が多いのか、下位層が多いのかなど、学力の分布を明確に把握したり、現在の中学生在が、小学校のときから学力の状況がどう変化してきているのか、あるいはどの分野に課題があるのかをつかむなど、改善に生かせるよう、利用の観点を明確にした分析を行ってまいりたいと考えております。このような工夫を続けて、子供たちの学力の正確な把握に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 ありがとうございます。県作成の検査は全国レベルであるということを期待したいと思います。

今、教育長の説明の中と、事業計画書の説明の中に、「各学校の課題やニーズに柔軟に対応する」という項目がありました。ニーズに柔軟に対応するということがよくわからなかったんです。結局、検査結果をどう生かすのかというのが大事になってくると思うんですけど、これが各学校に委ねられてしまう危険性というか、そうすると、この分析とかが生かされないんじゃないかなという気がします。私も現職時代、あんまり言っちゃいけないかもしれませんが、例えば県学力テスト、管理職の指導は結果のみを重視して、同じような問題を山ほどさせるとか、宿題にするとか、プリントにするとか、そういうことが強いられてしまうと、現場の真面目な先生方は飽和状態になってしまうのではないかと、そういうふうに考えたところでございます。教職員の意識改革の推進は極めて重要であります。しかし、事業内容を見ると、これまでさんざんやってきているのではないかと、という声も聞きます。何がこれまでと違うのか

明確にする必要があります。そこで、教職員の意識改革を図るため、「子どもの学びを高める“ひむか”の授業づくり推進事業」における特色ある取り組みについて、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 子供たちに確かな学力を身につけさせるためには、一過性のものでなくて、一人一人の子供たちがわかるようになったとか、あるいはできるようになったと実感できるように授業を改善していくことが大切であると考えております。そのために、市町村教育委員会が指導する、県が指導する、それを乗り越えて、まずは県と市町村が課題意識を共有し、学校の指導に当たる必要がありますので、具体的な指導項目等を県と市町村が一緒になって検討し、同じ思いを持って指導に取り組むための戦略を練る会議として、新たに学力向上推進委員会を設置いたします。また、県学校政策課、教育事務所、県教育研修センターの指導主事で支援チームを新たに組織して、各市町村ごとに担当者を明確にして、年間を通して切れ目なく学校訪問をし、授業改善の指導を、ニーズに応え、現場に寄り添いながら、手厚くしていくこととしております。さらに、現場の教職員で組織している各教科の研究会に、新たに指導主事も加えてプロジェクトチームを組織しまして、学力調査の分析や授業モデルの構築を教科ごとに行いますとともに、研修会の企画運営などの取り組みも推進してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 教育長の答弁、実は、教育委員会側の意識改革が必要だということだと思えます。今の答弁の中で、市町村支援チームなどの新設をするわけですけど、現在の県の人員体制で十分対応できるかなということが大変心配

でございますが、いかがでしょうか。

○教育長（飛田 洋君） 今回、新たな事業を展開するに当たり、指導主事が学校訪問等にかかわる回数がふえます。また、現場の教職員と密接に協議して行う業務も新たに加わるようになります。このため、これらの業務に十分取り組むことができるよう、学校政策課、教育事務所、県教育研修センターなどがかかわるこれまでの事業の見直しを図りたいと考えております。具体的には、例えば、実際今やっている学校訪問の形態を改善します。改良いたします。そういう見直しをするとか、会議をもっと簡素化して簡単に打ち合わせができるようにするとか、そういうさまざまな工夫を重ねながら、新規事業の効果を上げることができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 現場の先生方もおっしゃってました。学力を上げた学校、教師の講じた対策が偽りなく公開されるということが非常に大事だと。その学力を授業で上げたのか、それ以外で上げたのか。授業で上げた部分、どんな授業でどんな教材が活用されたのか。そういうことをしっかりと公表していただきたいというふうにありました。それが前提条件じゃないと、この新しい対策というのは効果が望めるのかということも声としていただきました。県が成功事例から学ぶ姿勢を持っているのか、民間の教育団体とか塾等の活用を図る方法というのを模索すべきじゃないかということでございます。研究や研修のニーズを教員が選択できるようにすべきだと考えます。現状では選びようがありません。研修等に民間の研究団体や塾の活用はできないのか、教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 教職員の授業力を高めるために、そして子供たちの学力向上を図る

ためには、これまで行ってきた研修の充実を一層図るということも大切であります。新たな発想、例えば外部の民間からのお知恵をおかりする。そういうものも加えながら、教職員一人一人の意識を改革することが大変重要であると考えております。その一環として、本年度、まず教育委員会職員からということで、教育経済学者で、国の教育再生実行会議のメンバーでもある慶應大学准教授の中室牧子先生を講師とする研修や、今関心が高まっているアクティブラーニングについて、先駆的な実践を行っておられる羽根拓也先生を講師としてお招きし、教育委員会事務局職員向けの研修を行ったところがあります。また、学校現場におきましては、高等学校なんかでは、学校とPTAが連携して予備校講師を招き、生徒に指導を行っていただくとともに、教職員もその指導のよさを学ぶなどの取り組みがなされております。今後とも、幅広い分野の人材を活用いたしまして、本県教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 今の答弁の中の高等学校の事例は、教育委員会主催じゃありませんので、中室准教授、羽根先生の講話をぜひ今回の事業に生かしていただきたいなと思います。今後、教職員に対してどのような取り組みをしていくか、最後にお伺いします。

○教育長(飛田 洋君) 先ほど御紹介させていただきました中室牧子先生、羽根拓也先生の研修を受講した職員に聞いてみますと、「業務に対する意識を変える必要性を感じた」とか、「授業改善のポイントが整理できた」などの感想を言ってくれました。実は、私もこの二人の先生の研修に参加しまして、私自身も、一定の価値がある、素晴らしいと思ったところがありました。そのため、来年度は、県教育研修セ

ンターで、早速、教職員を対象とする講座に中室先生を講師とした研修を計画したほか、民間の方を含め、さまざまな方々にも講師をお願いすることを、今、計画いたしているところでございます。県教育委員会におきましては、幅広い外部人材も活用することで、今後とも、教職員一人一人の力量や意識を高める取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 ぜひ、現場の先生方のお声もしっかり受けとめていただいて、この事業を進めていただきたいと思います。

飛田教育長におかれましては、平成24年9月議会以来、私の拙い質問に対して真摯に対応していただきました。心より感謝を申し上げて、質問の全てを終わります。ありがとうございます。(拍手)

○星原 透議長 次は、日高陽一議員。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。自由民主党、宮崎のひなた、日高陽一です。

本日は、傍聴席にお忙しい中足を運んでいただきまして、まことにありがとうございます。今回、2度目の質問ということで、先輩方に比べればまだまだ未熟ですが、精いっぱい頑張りますので、皆様、どうか、どうか寝ないでください。お願いします。

さて、先日、東京の友人からメッセージがありまして、「東京で宮崎のポスターを見たよ。日本のひなた宮崎、イメージどおり、ぴったりだね」というメッセージをいただきました。先日、渡辺議員も質問していらっしゃいましたが、本当に素晴らしいプロモーションだと思います。東北の方と先日お話をした際、「宮崎は暖かくてゆったりとしたイメージがあります」とお話をいただきました。きょうも、東日本は

交通が麻痺をするほどの本当に荒れた天気であります。しかし、この宮崎は本当にすばらしい天気であります。まさに日本のひなた宮崎です。私もこのPRにしっかりと積極的に取り組んでいきたいと思えます。皆さんもぜひ、このバッジをつけて、宮崎の営業マンとして御協力をよろしくお願いいたします。

さて、質問に入りたいと思えます。まずは、農水産業振興についてお伺いをいたします。

先日、平成26年農業産出額が公表されました。本県は、平成25年から113億円増加し3,326億円で、全国5位となりました。これは、口蹄疫が発生する前の平成21年の順位に回復したものであり、関係する皆様の御尽力のたまものと深く感謝をいたしますとともに、農業をなりわいとする私としても感慨深く思った次第であります。一方、時を同じくして、国から2015年農林業センサスの結果が発表されましたが、その内容はショッキングなものでした。本県の総農家数は、5年前から16.4%減少して4万4,747人となり、その平均年齢も65歳を超えるなど高齢化も進んでおります。また、昨年10月のTPP大筋合意を受け、農業への影響を不安に思う声も多い一方で、まだまだ地域を支え頑張ろうという生産者も多くいます。このような意欲を持った若者を育て、あるいは新しく迎え入れ、夢を描ける宮崎の農業に向け、知事にはぜひ先頭に立って引っ張っていただきたいと考えております。そこで、農業者が減少する中、将来の本県農業を担う人財育成・確保について、知事にお伺いをいたします。

以下の質問は、質問者席にてお伺いをいたします。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

農業人財の育成・確保についてであります。御指摘がありましたように、農業産出額が全国第5位という全国に冠たる食料供給基地、こうした本県農業の持続的発展を図っていくためには、時代の変化に対応した、たくましい実践力を備えた担い手の育成・確保が喫緊の課題であると認識をしております。このため、農業大学校を次世代農業の総合研修拠点として位置づけまして、企業等と連携した先進的農業が学べるチャレンジファームを整備しますとともに、私が塾長を務めますトップランナー養成塾を設置し、将来の本県農業を担う若手農業者の育成に努めるなど、新たな取り組みも開始したところであります。この養成塾では先週、第1期19名を送り出したところであります。私も何度か意見交換をする機会を得たわけではありますが、「TPPなどさまざまな課題がある中で、この変化が激しいときに農業ができることは幸せである。大きなチャンスを感じる」という大変心強い言葉もいただいたところであります。

また、本県での就農に関心のある方々を対象としまして、都内において就農講座などを開催して、私からも直接、宮崎農業の魅力を伝えるなど、本県への移住促進にも努めたところであります。参加者といろいろ意見交換をしたわけではありますが、今現在、技術者として都内で活躍をしておられる方で、「いずれお墓のある宮崎に戻ってきたい。そのときにICTを活用した農業を積極的に取り組んでみたい」、そのような意欲を持った参加者もおられたところであります。大いにこの宮崎の農業に対する関心の強さ、そして可能性というものを感じたところであります。

今後とも、こうした取り組みを積極的に展開しながら、本県農業を牽引する若い担い手を育

成しまして、彼らとともに夢と希望を持てる宮崎農業の実現を目指してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○日高陽一議員 ありがとうございます。1人でも多くの後継者が育つよう、どうぞよろしくお願いいたします。

現在、少子高齢化もそうですが、人口減少も大きく取り沙汰されています。日本の2030年の労働人口は、現在の6,657万人から1,070万人も減ると言われています。昨年9月の一般質問で対応等を質問させていただきました、いわゆる女性活躍推進法が4月から全面施行されますが、日本は女性の活躍の場がまだまだ少ない状況です。女性の活躍の場がしっかり整えば、日本のGDPは15%上がるとも言われています。そして定年退職60歳、会社によっては55歳、65歳とそれぞれですが、皆さん、まだまだ若くて元気な世代であります。政府は、家庭、職場、地域で誰もが活躍できる一億総活躍社会実現に向けた施策を推進しておりますが、本県にもそうした力を持て余している人材がたくさんいる中、農業における女性や高齢者の活躍に向けてどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） しなやかな感性や発想を有する女性や、幅広い経験を有する高齢者が元気に活躍する場を確保していくことは、本県農業の持続的発展にとって大変重要であると認識をしております。このため本年度から、産地で雇用調整を行う「援農隊」の育成等により、定年退職者や女性が円滑に農業に参画できる仕組みづくりを進めております。さらに、来年度からは、本議会でお願ひしております「みやざき農業女子」元気活躍促進事業により、元気な農業女子の発掘とネットワーク

づくりを支援しながら、将来、女性経営者を目指す人材育成にも取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 「援農隊」、そして「みやざき農業女子」元気活躍促進事業を、どうぞよろしくお願いいたします。

国は、農業法人化、規模拡大など大規模農家に力を注いでいます。農林業センサスによると、法人化をしている農業経営体数は725経営体で、5年前に比べて166経営体が増加し、法人化が進みつつあります。しかし、実際日本の食を支えているのは中小規模農家であります。本県においても、法人化をしていない農業経営体が97.2%と大部分を占めており、さらに、現在の農業人口の半分が高齢者で、これから規模拡大をするのが難しい方々もたくさんいます。そこで、本県農業を支えている家族経営を中心とした中小規模な農家の生産性や所得の向上に向けて、県は今後どのように営農指導をしていこうと考えておられるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 農業を基幹産業とする本県において、家族経営体を中心とした担い手の生産性や所得をさらに向上させることは、極めて重要であると考えております。このため県では、関係機関・団体等と連携しながら、生産技術や農業経営の改善といった営農指導の強化に取り組んでいるところであります。さらに来年度からは、本議会でお願ひしております「宮崎方式産地改革総合支援事業」により、これまでモデル的に取り組んでまいりました、農業者や産地の技術レベルを分析して経営を改善する取り組みを、県内全域に拡大してまいりたいと考えております。また、農家カルテを整備し、農業者の経営発展段階に応じた研修

を行うとともに、指導者の資質向上のための研修を体系化するなど、県と農業団体が連携して現場指導を行う、本県独自の営農支援体制を構築してまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 これまで宮崎の農林水産業を支えてこられた方々、そして、これから担う若者のために、宮崎独自の支援体制をよろしくお願いいたします。

先ほど知事より、「宮崎農業の魅力を伝え、移住促進にも努めていきたい」という答弁をいただきましたが、その農業の魅力が伝わり、いざ農業を始めようとするときに問題なのが、初期投資であります。施設栽培を始めると、施設代に加え、さまざまな機械も購入しなければなりません。新規就農を促進するには、農業技術の習得や農地確保の支援に加え、こうした初期投資の負担軽減を図ることが必要と考えます。農業機械の導入には初期投資を要することから、リース事業の活用を推進する必要があると思いますが、県の考えについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 農業機械の導入は、生産性の向上や労働負荷の軽減、労働力の削減など、本県農業の競争力強化や経営規模の拡大等を図る上で不可欠であります。御指摘のとおり、初期投資が高額であるという課題がございます。このような中、初期投資を軽減できることなどから、農業機械のリースが注目を集めており、本県では、27年度のJAグループの利用実績だけでもおよそ700件となるなど、着実にその利用が増加しているところであります。今般、国におきまして、農業の国際競争力の強化や産地の活性化を目的とした「産地パワーアップ事業」が創設されておりますが、この事業などをうまく活用することで、農業機械の

リースに対する支援をしっかりとやっていくことが重要であると考えております。県といたしましては、関係機関・団体と連携し、この事業の周知や推進を図り、リース事業の積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 積極的な活用をよろしくお願いいたします。

宮崎には新鮮でおいしい農産物がたくさんあります。しかし、本県は食料の大消費地から遠隔地にあるため、農産物が届くまで時間を要します。ということは、宮崎でないと食べることができない味があるわけです。日本一の宮崎牛とあわせて、宮崎でしか食べられない幻の食材ブランディングをつくり上げて、県外から宮崎に来て食してもらえば、観光促進につながるのではないのでしょうか。そして、本県農産物は、おいしさ、鮮度に加え、世界トップレベルの残留農薬分析技術による安心・安全という大きな強みがあります。先月、ブルネイのヤスミンエネルギー産業大臣が来県された際、昨年10月に開所した総合農業試験場内にある食の安全分析センターを視察いただきましたが、世界最先端の分析体制に大変関心を寄せていらっしゃいました。そこで、食の安全分析センターを今後どのように活用していくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 一般社団法人食の安全分析センターでは、県と株式会社島津製作所等が共同開発した、500成分を50分で一斉分析できる世界最先端の分析装置と、総合農業試験場が長年にわたり蓄積したノウハウ等を活用して、この4月から、本格的に残留農薬等の受託分析業務を開始することといたしております。また、今後、分析技術の国際認証でありますISO17025を取得し、国内外のニーズに対応

できる分析拠点として機能の高度化を図る計画でございます。県といたしましては、食の安全分析センターを活用し、「宮崎産は安全・安心」という信頼性の向上、加工業者等との契約取引や輸出の拡大、さらには機能性に着目した商品の開発等に取り組み、本県の農水産業や食関連産業の競争力の強化に努めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 宮崎の強い攻めのブランディングを、どうぞよろしく願いいたします。

先ほども述べましたように、宮崎は安心・安全でおいしい、すばらしい食材の宝庫です。このような中、本県での学校給食における県産食材の使用率は、平成25年度で30%超えと、全国平均の25.8%を上回ってはいるものの、まだ伸ばせる数字だと思っております。価格の問題などありますが、宮崎の子供たちには宮崎の安心・安全な食材を食べていただきたいと思っております。食材は、野菜もそうですが、安定供給が確保できないと、どうしても価格が高騰してまいります。特に水産物は、その日の水揚げによって価格が変わってきます。魚は、肉に負けない高血圧など成人病を予防するたんぱく質、人間の脳の細胞をつくり働きを活発にするDHA、またタウリン、カルシウムなど、特に子供たちに摂取してほしいいろいろな成分が入っています。そんな栄養満点の水産物を、ある程度の量があるときに加工して保存しておけば、安定供給ができるのではないのでしょうか。そこで、本県水産物の加工促進と販売拡大の取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 水産物の加工販売の推進につきましては、消費者への安定供給や魚価の安定を図る上で大変重要であると認

識をしております。このため県では、専門家の指導のもと、消費者のライフスタイルの変化に合わせた、家庭で簡単に調理ができるファストフィッシュや、本県産シイラを活用した学校給食向けの業務用加工品の開発を支援いたしますとともに、県漁連と水産加工業者との連携による加工・販売体制の構築などの取り組みを促進しているところであります。県といたしましては、今後とも関係者と連携しながら、これらの取り組みを積極的に促進してまいりたい、そのように考えております。

○日高陽一議員 今後とも、加工品の開発をどうぞよろしく願いいたします。

次に、海岸松林保護について質問をいたします。

県は、平成17年度に海岸防災林造成事業として住吉海岸に防潮護岸を設置しましたが、昨年、台風の被害で大きく破損しております。先日、私も現地を見てきましたが、大変危険な状況にありました。海岸防災林は、言うまでもなく、潮害や風害の災害防止機能を有しており、農地や居住地を災害から守る重要な役割を果たしております。防災林がなくなってしまうと大きな被害が出ることから、地域住民は大変心配しております。そこで、宮崎市浜山地区の防潮護岸についてどのような復旧対策を進めていかれるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 浜山地区の防潮護岸につきましては、昨年8月に発生した台風15号に伴う暴風や波浪によりまして、前面の砂浜が侵食され、285メートルにわたって沈下や破損などの被害を受けたところでございます。その復旧につきましては、護岸の背後にある松林を保全し、地域の方々の生活を守るために、暴風や波浪による砂浜の侵食にもしっかりと耐

え得る構造となるように検討を行いまして、その必要となる経費について、今回の補正予算に計上いたしました。具体的には、高波を直接受ける本体は、コンクリートにより補強し、前面には砂の流出を防止するためのマットを新たに敷設するなど、より強固な構造としたところでございます。

○日高陽一議員 富士市の巨大堤防までとは言いませんが、しっかりとした復旧対策をよろしくお願いいたします。

続いて、前回9月定例県議会でも質問をさせていただきました。松くい虫被害対策についてお伺いをいたします。前回の質問時には、「ここ10年ほど横ばいで推移していたが、猛暑や少雨等の影響もあって、平成25年度以降、被害が増加している」と答弁がありました。先月、読売新聞に、「今年度の最終的な松くい虫の被害量は、過去10年で最悪の見通し」と出ておりましたが、これらへの対応として、今定例県議会に、松くい虫伐倒駆除事業約8,300万円の補正の増を提案しておられると思います。そこで、松くい虫被害の状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 本年度の松くい虫の被害量につきましては、9月末時点で前年度の約1.4倍、宮崎市につきましては約3倍となっているところでございます。本年度末時点の想定ですが、既に被害を受けて松枯れを発生する面積が、今後さらに県全体で2,700立方メートル増加しまして、最終的には昨年度末の1.5倍となる約5,800立方メートル、本数の推計で約8万3,000本になるのではないかと見込んでいます。

○日高陽一議員 8万3,000本、大変な被害です。この8万3,000本の松の伐倒となると、作業

も植林も大変であり、喫緊の問題であると思います。県は、昨年11月に松くい虫被害緊急対策プロジェクトチームを設置し、関係者が一体となって防除対策の実施を協議すると伺っておりますが、この松くい虫被害緊急対策プロジェクトチームにおける取り組みについて、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 議員もおっしゃいましたように、県では、拡大する松くい虫被害に対しまして、関係者が一体となった防除対策に緊急に取り組むために、昨年11月、庁内にプロジェクトチームを設置したところでございます。さらに、国有林を所管する森林管理署や民有林を所管する市町村、ゴルフ場等の関係団体との連絡会議を設置しまして、有識者を招いての現地検討会や、関係者約160名のボランティアによる被害木の伐倒作業等に取り組むなど、被害の現状や防除意識の共有を図っているところでございます。被害木につきましては、今年度末の被害見込み量に対して、現時点で約5割の伐倒作業を実施したところでございますが、5月下旬ごろからは、新たな成虫が被害木から飛び立って、さらに被害が広がる可能性がございますので、それまでには全ての被害木の処理を完了することといたしております。今後とも、関係者としっかり連携しながら適切な防除を行い、県民の貴重な財産である海岸林の保全に努めてまいります。

○日高陽一議員 これ以上被害が広がらないように、プロジェクトチームでしっかり対応していただきたいと思います。

続きまして、少子化対策について質問いたします。

少子化が急速に進む現在、次世代の社会を担う子供を安心して産み、健やかに育てられる環

境づくりを社会全体で進めることは、喫緊の課題であります。宮崎は子育てをするにはすばらしい環境が整っていると思います。平成26年の合計特殊出生率は1.69となっており、全国2位の高水準を維持しておりますが、人口維持に必要なとされる水準2.07には達していない状況にあります。この出生率を上げるには、子育て支援や、仕事と生活の調和の推進などはもちろんのことですが、少子化の大きな要因である、未婚・晩婚化への対応も重要と考えます。そこで、みやざき結婚サポート事業の現在の状況と今後の取り組みについて、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） みやざき結婚サポート事業につきましては、宮崎、都城、延岡の各市に、昨年8月以降、順次サポートセンターを設置しまして、12月から結婚を希望する独身男女の1対1のお見合いを実施しているところであります。2月末日現在の登録会員数は、男性が312名、女性が249名の合計561名となっておりまして、縁結びサポーターがお引き合わせを行った数は100組となっております。県としましては、今後とも、結婚の希望がかなう環境づくりを推進するため、市町村や民間団体等とより一層の連携を図りながら、3つのセンターから離れたところでの登録窓口の開設などによる会員の確保や、研修の実施による縁結びサポーターの養成、スキルアップなどに取り組むことによりまして、事業のさらなる展開を図ってまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 ありがとうございます。1組でも多くのカップルができるよう、よろしくお願いたします。

引き続き、少子化対策に関しての質問ですが、無事に結婚しても、子供を授けられない夫婦

もいらっしゃいます。私の友人も現在不妊治療を行っておりますが、診察を受けるために予約をしようとしたら、「初診まで1年待ち」と言われたそうです。それほど不妊治療の待機者がいるということは、県内に多くの不妊で悩んでいる方々がいると思いますが、県内で不妊治療を行っている人はどの程度いらっしゃるのか、福祉保健部長にお伺いたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 全国的には、不妊の治療を受けたことがある夫婦の割合は6組に1組と言われております。県内で不妊治療を行っている方の総数は把握しておりませんが、不妊治療のうち、体外で受精させて子宮内へ移植する体外受精など、高度な治療であります特定不妊治療については、治療費の助成制度がありまして、平成26年度において県内で延べ840件の助成実績があります。

○日高陽一議員 体外受精など高度な不妊治療は、公的な保険適用がなく、治療費が高額となるため、多くの家庭が多大な費用捻出と闘っておられる状況にあります。また、治療に対して不安も大きく、さまざまな悩みを抱えている御夫婦も多いと思いますので、経済的な負担軽減とあわせて、精神的な面でのサポートも必要であると考えます。そこで、不妊治療を行っている人に対して県はどのような支援を行っているのか、福祉保健部長にお伺いたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 先ほど申し上げました特定不妊治療につきましては、平成16年度から、国の制度を活用した治療費の助成事業を実施しており、今年度からは、不妊の原因の約半数を占めると言われております男性不妊についても、国に先駆けて、治療費の助成を開始したところがございます。また、薬物療法やタイミング指導などの一般不妊治療につきまし

ても、治療費の助成事業を実施している市町村に対しまして、今年度から、県単独で事業費の補助を開始しております。さらに、これらの治療費の負担軽減策に加えまして、県内の3つの保健所に専門相談窓口「ウイング」を設け、不妊に関する情報提供やさまざまな悩みの相談に対応しております。

○日高陽一議員 1組でも多くの夫婦が悩みを解消できるように、取り組みをよろしく願います。

続きまして、難病対策について質問をいたします。

一昨日、2月29日は「世界希少・難治性疾患の日」でした。宮崎市内では、希少難病セミナーが開催され、美容体験や上映会など多彩な企画を楽しまれたようであります。現在、私の友人はALSという難病と闘っています。この病気は、50代での発症が多く、手足に力が入らなくなり、筋肉が痩せていきます。片側の手の先に力が入らなくなり、徐々に全身に広がります。彼も手を動かすのが困難な状況です。そんな状況の中、難病医療費助成の申請手続に多くの書類を書いて提出しなければなりません。このALSは、継続して進行し、かつ致命的な疾患であり、現在のところ根本的な治療法はありません。そこで、この難病医療費助成を受けるための申請手続の簡素化について、福祉保健部長にお願いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 難病医療費助成を受けるためには、申請書に、医師の診断書や住民票の写し、それから所得・課税証明書、各種同意書などを添えて県に申請することとされております。これらの添付書類につきまして、法令で定められておりますことから、現時点で簡素化することは困難であります。なお、

国からの事務連絡によりまして、マイナンバー制度の活用によりまして、平成29年7月には、情報提供ネットワークシステムを利用して住民票などの情報の確認が県で可能となりますため、一部書類の添付が不要となる予定とされております。

○日高陽一議員 困っている方もたくさんいらっしゃいますので、マイナンバー制度の活用が始まった際には、すぐにこれが簡素化できるように、よろしく願います。

この宮崎県にも、さまざまな難病と闘われている方が多くいらっしゃいます。「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行により、医療費の助成対象の疾患は、平成27年1月1日より、56疾患から110疾患に拡大され、その後、7月1日には306疾患に拡大されました。平成26年度末の県内の医療費助成対象の患者数は、延べ9,683人となっております。多くの患者の方が支援を必要としています。医療費等の経済的な負担はもちろんです、その症状により介護等に著しく人手を要するため、家族の負担も重く、また精神的にも負担が大きいと思います。そこで、医療費助成以外の難病患者に対する支援のための県の取り組みについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 難病患者に対する支援につきましては、県福祉総合センター内に難病相談・支援センターを設置しまして、日常生活における相談や患者会活動の支援などを行っております。また、各保健所におきましては、在宅の難病患者に対する支援のため、難病患者の交流会の開催や、患者宅への相談員の訪問などを行っているところであります。さらに、入院治療が必要となった際の入院施設の確保や、退院した際の地域の医療機関への受け入

れがスムーズにできるように、病院や訪問看護ステーションなどで構成します県難病医療連絡協議会を設置しているところでございます。

○日高陽一議員 ありがとうございます。しっかりとしたサポート体制をよろしく願いいたします。

続きまして、交通・物流対策について質問をいたします。

九州で唯一、全国相互利用型のICカードが使えなかった我が県ですが、昨年11月から、ようやく宮崎の路線バスに、全国で相互利用ができるICカードが導入されました。小銭を持たなくても、1枚のカードで複数の公共交通機関を利用できるようになり、地域の利用者の利便性向上につながる事が期待されます。ICカードは、県民はもとより、県外からのビジネス客や観光客の移動の円滑化にも貢献するものですので、しっかりと利用促進を図っていただき、公共交通の活性化、地域の活力向上に結びつけていくことが必要だと思います。そこで、交通系ICカード「nimoca」導入後の利用状況と利用促進に向けた取り組みについて、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（茂雄二君） 昨年11月14日に、宮崎交通の交通系ICカード「nimoca」が導入されましたが、利用者数は、導入翌月の12月で延べ約15万3,000人、1月には約25万6,000人と順調に伸びております。また、サービスが開始された昨年11月中に、JR東日本のSuicaなど、相互利用できる10種類全ての交通系ICカードの利用があったとのことであり、県内のみならず、県外から本県を訪れる観光客等の利便性向上にも大きく寄与しているものと考えております。さらなるnimocaの普及のため、宮崎交通ではポイント付与キャン

ペーンなどを実施されておりますが、県としましても、生活情報紙やホームページなどの各種媒体による交通系ICカードのPRを初め、さまざまな機会を捉えて周知を行い、利用促進を図ってまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 昨年、高校以来25年ぶりにバスに乗りました。実際に利用すると、とても便利で、最近では機会があるごとに利用しています。もちろんICカードを使って乗っております。しかし、都会と違って便数が少ない宮崎では、時刻表の到着予定時刻を過ぎてしまうと、バスが到着しないと不安になってしまいます。私の場合は帰宅時の利用が多いのですが、出勤でバスを利用される方など特に大変だと思います。そうした不安を解消するため、走行中のバスの位置や行き先などを把握し、この情報をコントロールセンターから伝送するバスロケーションシステムというものがあります。本県でのバスロケーションシステムに係る取り組みの状況について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（茂雄二君） 路線バスは、道路事情や天候等によりおくれが生じる場合がありますが、GPSなどを利用してバス利用者に到着予想時刻を情報提供するバスロケーションシステムは、運行頻度の低い本県において、利便性を向上させる大きな手段だと考えております。このため今年度、日向・東臼杵地域の公共交通に関する計画策定の一環として、済生会日向病院においてバスロケーションシステムを約1カ月間導入する社会実験を実施いたしましたところ、利用者からは、「待ち時間を計画的に使える」「不安が解消する」といった評価が寄せられております。宮崎交通におきましても、県内で広くバスロケーションシステムを導

入することは利便性向上に大変有効であるとの認識であります。導入に当たっては多額の投資が必要でありますことから、国庫補助制度の活用等を含め、事業者とともに今後研究してまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 これは、掲示板などを設置すると膨大な費用がかかるとお思いますので、携帯電話、スマホなどで情報をとることができるような簡易なシステムがあれば、比較的費用も抑えられ、導入しやすいと思います。研究をどうぞよろしく願いいたします。

続いて、物流関係についてお伺いいたします。代表質問の中で山下博三議員も質問されましたが、今、トラックドライバー不足の問題が大きく取り上げられています。県の基幹産業である農産物の物流を支えているのは、9割以上がトラックでありますので、このトラックドライバーの減少は、本県の経済の流れを揺るがすものであります。トラックドライバーの方は、今、拘束時間が13時間を超える運行が43.7%、16時間を超える運行が22.2%という厳しい状況で仕事をしていらっしゃいます。また、高校を卒業したばかりの新入社員を採用しても、普通免許取得後約3年たたないと大型免許を取得することができません。そこで、トラックドライバーの不足に対して、具体的にどのようなことに取り組んでおられるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（茂 雄二君） トラックドライバーの確保は、県産品を安定して輸送していく上で非常に大きな課題であると認識しております。国においては、昨年、ドライバー確保の妨げとなっている長時間労働の改善に向けて、都道府県ごとに地方協議会を立ち上げたのを初め、大型免許等を有する退職自衛官が、トラッ

ク業界に再就職しやすい枠組みを設けたところであります。県といたしましても、地方協議会に参加しますとともに、県トラック協会と自衛隊宮崎地方協力本部との話し合いの場を設けるなど、国と連携して取り組んでいるところであります。さらに、県独自の取り組みといたしまして、運送事業者と農林水産業や商工業の荷主等による意見交換会を開催し、ドライバーの負担軽減等について、荷主の理解と協力が得られるよう努めているところであります。今後とも、さまざまな機会を捉えながら、トラックドライバー確保に向けた取り組みを積極的に展開してまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 どうぞよろしく願いいたします。

最後に、観光振興について質問をいたします。

今、東アジアからのクルーズ船による団体観光客の爆買いが大きな問題になっております。現在は団体旅行者が主流ですが、日本もそうだったように、これからは個人旅行者が増加すると言われております。都会では、個人のニーズに着目し、観光に加え、新たな産業が進出しています。例えば、美容室のサービスなど、訪日外国人からは高い評価を受けています。私が美容室の話をしていても説得力はありませんが、今後、取り組み次第では、美容サービスは訪日観光のおもてなしの目玉となる可能性があると言われております。ほかにも、癒やしのマッサージや、世界一の技術でつくられるスイーツなど、おもてなしの目玉にできるものがたくさんあります。急速な経済成長を遂げている東アジアは、中間層、富裕層の増加によって世界の消費市場として拡大をしていきます。この成長と活力を宮崎に取り込んでいくために、東アジアか

らのさらなる誘客促進策として、通常の観光目的だけではなく、ターゲットを絞った新たな取り組みが必要だと思いますが、商工観光労働部長の考えをお伺いいたします。

○商工観光労働部長（永山英也君） 近年、東アジアを中心に訪日外国人が大幅に増加する中、旅行者の興味・関心やニーズが多様化しております。さらなる誘客促進を図るためには、ターゲットを絞った取り組みも推進する必要がありますと考えております。本県におきましては、これまでも、宮崎の強みを生かしまして、韓国などからのゴルフ客の誘致を初め、マラソンの人気が高い台湾をターゲットに青島太平洋マラソンへの誘客等を行っております。また、新たな企画として、海外での挙式がブームとなっております香港をターゲットに、現地の大手旅行会社等と連携し、本県でのウエディングツアーの商品造成も行っているところでございます。県といたしましては、今後とも、現地旅行会社や関係団体、民間事業者等と連携を図りながら、旅行のニーズに対応した新たな商品開発に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 よろしくお伺いいたします。

先ほど答弁の中で、マラソン人気の高い台湾をターゲットに青島太平洋マラソンへの誘客に取り組んでいるとありましたが、マラソンを経験して、さらに忍耐を求める選手が次に挑戦するトレイルランニングという競技があります。この競技は、日本語で言うと、マラソンと登山の要素を持ち合わせた山岳マラソンとか山岳耐久レースなどと紹介されています。現在、県内では5つの大会が行われていますが、競技自体が、山間部で朝早くから夕方まで行われる大会なので、参加者の多くは前日から宿泊し競技に

挑みます。大会が開催される地域の宿泊施設などは選手でいっぱいになりますので、本県への誘客に大変有効と考えます。そこで、このトレイルランニング大会の現状と県の取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（永山英也君） 起伏のある山中を駆け抜けますトレイルランニングにつきましては、「霧島・えびの高原エクストリームトレイル」や「西米良スカイランニングクエスト」など多数の大会があり、特に県内最大規模のえびのの大会は、参加者600名のうち8割以上が県外から参加するなど、人気の高い大会であります。こういった大会は、参加者の多くが、御質問にもありましたように近隣の宿泊施設を利用するなど、地域経済に与える効果が大きいものがあることから、県では、大会の開催に当たって、コース設定についての関係機関との調整や、開催に必要な備品購入費用の一部助成等も行っているところであります。近年、人気が高まりつつありますトレイルランニング大会は、特に中山間地域の活性化に寄与することから、県といたしましては、支援を行うとともに、宮崎の自然環境のすばらしさとあわせて、スポーツランドみやざきの多様な魅力の一つとして全国に発信してまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 この宮崎のすばらしい自然を感じてもらうためにも、ぜひよろしくお伺いいたします。

続いて、先月までプロ野球やプロサッカーのキャンプで大いに盛り上がった宮崎県ですが、この2月のキャンプを輪をかけて盛り上げたWBCワールドベースボールクラシックについて、お伺いをいたします。第1回、第2回と連覇から始まったこの大会、前回大会は惜しくも

敗れてしまいましたが、御存じのとおり、日本中が注目する4年に一度の大会であります。前回大会もキャンプを宮崎で行いましたが、日本の12球団とメジャーリーグで活躍する選手の選抜チームなので、全国からファンが集まり大変盛り上がります。そこで、前回のWBCキャンプ誘致による経済効果と、次回のWBCキャンプ誘致について、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（永山英也君） 前回のWBCキャンプにつきましては、2013年2月の15日から21日まで実施され、その間、延べ観客数が約8万5,000人、うち県外から約6万人と、非常に多くの集客があったところであります。また、前回WBCキャンプを実施しました2013年春季キャンプ全体の経済効果は、前年と比較しまして約15億円の増加であり、これは、主にWBCキャンプの実施によるものと考えております。次回のWBCキャンプは、来年2月の実施が見込まれておりますことから、ことし1月には、日本野球機構を訪問し、本県でのキャンプの実施について要望を行ったところであります。県といたしましては、WBCキャンプは、本県にとって大きな経済効果はもちろんのこと、スポーツランドみやざきの魅力向上にもつながると考えております。これまでの受け入れ実績や受け入れ環境の充実ぶりをアピールしながら、本県へのキャンプ誘致につなげてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 ぜひ、小久保ジャパン、そしてまた、たくさんのファンが訪れていただくように、よろしくお願いいたします。

次は、WBCキャンプの行われた球場、KIRISHIMAサンマリンスタージアム宮崎についてお伺いいたします。毎年キャンプシーズン

には、青々とした立派な天然芝がテレビの画面に映し出されるサンマリンスタージアムでありますけれども、選手も思い切って練習ができると、とても好評であります。このキャンプが終わると、夏の高校野球、秋のキャンプまで閑散としたイメージのあるサンマリンスタージアムですけれども、この期間、野球以外の行事で使用できないものでしょうか。3万人収容できる球場は、地方ではなかなかありません。グラウンドを使用すれば、4万人も収容が可能だと思います。福岡ドームではさまざまなイベントが行われますが、とても大きな経済効果が生まれています。大物アーティストのコンサートなどは、あの福岡でさえホテルの予約がとれない状況になるそうです。2月のキャンプの終わった後、KIRISHIMAサンマリンスタージアム宮崎を野球以外のイベント等で有効活用ができないか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（飛田 洋君） KIRISHIMAサンマリンスタージアム宮崎は、全国に誇れる硬式野球場であります。その最大の特徴は、先ほど御質問で御紹介がありましたように、内外野全てが天然芝であることでありまして、これまでプロ野球キャンプなど、年間を通じて数多く利用されてきているところであります。野球関係者からは、良好な芝の維持管理など、施設環境に高い評価をいただいております。プロ野球の公式戦や全国大会、さらには国際大会が開催され、スポーツランドみやざきを象徴する施設として本県観光振興の一役を担っているところでございます。これまで、硬式野球での使用を優先して利用いただくとともに、芝の維持管理等にも相当な期間を要すること、それからイベント時に、実際、あの芝をどう養生するかという技術的な課題もあり、他のイベント等に

は活用していないところではありますが、施設の有効活用を図るという観点から、野球以外のイベント等にも利用できないか、今後研究してみたいと考えております。

○日高陽一議員 ぜひ有効活用をお願いしたいと思います。横浜アリーナでも、天然芝の上で養生マットを敷いて大規模な大物アーティストのコンサートが行われます。シーガイアのスクエア1では、夏に大きなコンサートが行われた2週間後には、ラグビー日本代表の合宿が入りました。サンマリンスタージアムの芝は、このシーガイアのスクエア1と全く同じ芝を使用しております。可能だと思いますので、ぜひ前向きに御検討をよろしく願いいたします。

続いて、伝統文化、伝統芸能についてお伺いをいたします。

宮崎にも地域に伝えられるさまざまな伝統文化、伝統芸能がありますが、これを継承していくということは、かなりの努力を要します。私も神楽保存会に所属しておりますが、後継者が見つからず苦勞している保存会は多く存在します。ここ数十年の間に、社会情勢の変化の中で、貴重な伝統文化や伝統行事が簡素化されたり、場合によっては失われてしまったところも多いと聞きます。しかし、本県の貴重な財産である伝統文化・芸能は、地域住民に誇りと愛着をもたらし、また、地域のコミュニティー形成に果たす役割も大きいものではないかと思えます。そこで、神楽など民俗芸能の継承について、県としてどのような支援や取り組みを行っているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 日本を代表する伝統芸能である神楽が県内に数多く伝承されているということは、本県の文化的土壌の豊かさを象徴するものでありまして、誇りであると認識を

いたしております。このような神楽を初めとする民俗芸能の継承活動への支援といたしましては、保存団体や文化財愛護少年団に対して、後継者育成に要する経費や用具の整備などに助成を行っているところであります。特に、将来の後継者となる子供たちということを考えまして、子供たちが日ごろの練習成果を発表する大会や体験交流会を、市町村と連携して実施しているところでもあります。伝統芸能の中でも、特に神楽は県内に207の保存会がございしますが、その神楽の映像、音声等の記録を残すとともに、神楽の持つ価値が再認識されますように、また保存継承がより一層図られますように、ユネスコ無形文化遺産への登録を目指す活動を、他県とも連携して取り組んでいるところでございます。今後とも、県内の神楽などの民俗芸能の後継者の育成や保存継承に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 ありがとうございます。宮崎は、古事記や日本書紀に描かれた日本発祥にまつわる日向神話の舞台であり、多くの伝説や伝統文化、史跡等が残されています。先月、宮崎出身の西島数博さんの出演された、スーパー神話ミュージカル「ドラマティック古事記」を見てまいりました。宮崎の神話を題材にしたとても美しい舞台で、改めて神話のすばらしさを感じたところであります。本県では、記紀編さん1300年を記念して平成32年までの期間に、伝説や伝統芸能等の地域の文化資源や観光資源等に光を当て、県内外に強く情報発信をすることとしています。そこで、記紀編さん1300年記念事業について、これまでの取り組みと今後の展開を、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 記紀編さん記念事業につきましても、これまで、「神話の源流みやぎ

き」の認知度向上、それから県民の意識啓発も含めて取り組んでまいったところでありますが、その結果、神話ゆかりの地の観光客数が増加をするなど、効果が徐々にあらわれてきているのではないかと感じております。こうした成果をさらなるステップアップに結びつけてまいりたいということで、例えば、2020年東京オリンピック・パラリンピック開会式でのセレモニーで天の岩戸開き神話の再現を目指していきたい、これについても今、さまざまな賛同の輪も広がりつつある。今御指摘がありました「ドラマティック古事記」も、こうしたところも見据えた上での取り組みであるわけでありまして、本県の古墳や神楽についての世界遺産を視野に入れた調査・研究でありますとか情報発信、新たな取り組みも進めているところであります。

「神話のふるさと県民大学」ということで、県内の大学、さまざまな講師とも連携をしたリレー講座、先日の日曜日には「神話のふるさと講演会」ということで、県民大学を締めくくるものとして、酒場詩人の吉田類さんに講演をいただいた。これも大変好評いただいたところであります。さらに来年度は、記紀編さん記念事業にかかわる多くの関係者の皆様の力添えもいただきながら、東京国立能楽堂での神楽公演も決定したところであります。さまざまな形で、本県の神話、歴史資源の文化的価値、これは世界にも通用するものだと思っておりますので、しっかりアピールに努めてまいりたいと考えております。

冒頭の質問の中で、日本のひなた宮崎のプロモーションについての評価をいただいたところでありまして。きょう、申し合わせたかのように、議員も私も、ひなたカラーのネクタイであるなど思いながら伺ったところでありますが、

この神話につきましても、日本の最高神、太陽神がアマテラスである、そういうことも、ひなたプロモーションとも絡めることも可能であろうと思っておりますし、ことし、伊勢志摩サミットが三重で開催される、これもアマテラスとの絡み、また、宮崎というものも、これに絡めてアピールすることもできるのではないかと。さまざまな知恵を凝らしながら、今後とも、全国から注目される展開となるように努めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 ありがとうございます。神話のふるさと宮崎、多くの伝説や伝統文化に光が当たるよう、よろしく願いいたします。私も神楽の舞い手の一人として、光り輝き発信してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、質問の全てを終了いたします。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時0分開議

○星原 透議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) 自民党の横田照夫です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

県議会議員になったばかりのころ、中部農林振興局の方に管内の農業水利を案内していただきました。国富町の法華嶽に登り、国営綾川土地改良事業の綾川用水が綾北ダムから取水され、あの山あの谷越えて佐土原町の海岸近くま

で流れているとお聞きし、まさに「大地に絵を描く」とはこういうことかと感激しました。

私の家に近くに金丸用水が流れています。明治4年に旧佐土原藩士の金丸惣八により創設されたかんがい用水です。西都市に井堰が設置され、一ツ瀬川下流の新富町と佐土原町の水田約1,000ヘクタールを潤しています。佐土原のほうは、大きな三財川をサイホンでくぐり、佐土原小学校の校庭や街の中を暗渠で流れ、海外近くまで流れています。金丸惣八は、自家飯米にも事欠く村民の窮状を憂い、水利開田を決意したそうですが、明治の初めに大きな一ツ瀬川をどうやってせきとめたのかを考えるだけでも、相当の難工事だったと容易に想像できます。

綾川用水の前身も明治6年にさかのぼり、関係者たちの地獄の苦しみを乗り越えて今に至っているそうです。県内一円に数多くつくられている農業用ため池の造営等も含めて、水田を潤す農業用水利に対する為政者や農民の思いに胸が熱くなります。このような農業用水利施設に対する知事の思いをお聞かせください。

以下の質問は質問者席からやらせていただきますので、よろしく願いいたします。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

農業用水利施設についてであります。金丸用水を初め、本県の農業用水利施設は、その多くが明治以降の農業土木技術が乏しい時代に、先人の並々ならぬ努力によりつくられたものであると考えております。私も、世界農業遺産に認定されました「高千穂郷・椎葉山地域」の山腹水路、これは全長500キロありますが、日之影町で見せていただきました。

日之影町のものは七折用水路ということで、

全長34キロメートルであります。急峻な山々を縫うようにつくられた用水路、また至るところで岩盤に突き当たっているわけですが、そこをわざわざ通して水路をつくった。それは当時、のみとかつちとかで穴をあけて、それを委託された事業者が、余りにも厳しいので2年で放棄してしまった。それを地元の皆さんが、自分たちでやろうということで引き継いで取り組まれてきた。そのストーリーも含めて伺いますと、先人たちの農業に対する熱い思い、そして、次の世代に対する強い使命感のようなものを感じたところでありまして、世界農業遺産としての価値を再認識するとともに、先人のそういう努力に頭の下がる思いがしたところでもあります。

本県は、全国でも有数の農業県ですが、その生産を常に支えてきた農業用水利施設を健全な状態で次世代に引き継ぐこと、また、そういう先人の努力というものも含めて次世代に引き継ぐことは大変重要でありますし、本県の農業をさらに発展させていくことが、今を生きる私たちの責務であると考えております。以上であります。[降壇]

○横田照夫議員 どうもありがとうございます。

これから農政水産部長にお尋ねします。これらの大事な農業用水利を守っていくための状況が、現在、極めて厳しいものになりつつあります。農業用水利は土地改良区や水利組合等で管理されていますが、農家数の減少とか担い手の高齢化とか後継者不足などにより、賦課金徴収もままならなくなりつつあります。また、農地中間管理事業が進むことにより、担い手が極端に少なくなることで、土地改良区や水利組合の存続も難しくなり、水利の管理ができなくなる

のではないかと心配する声もあります。担い手に農地を集約することと水利をどうするのかは、あわせて考える必要があると思います。今後の農業用水利施設の保守に対する県の考え方をお聞かせください。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県農業の持続的な発展を図るためには、農業用水利施設を適切に維持管理していくことが大変重要であると認識しております。このため、県といたしましては、平成26年度からスタートいたしました多面的機能支払制度を活用して、施設の維持管理を行う集落の共同活動を支援しているところであり、御指摘のとおり、農業者の高齢化や後継者不足等により、施設の維持管理を行う農業者の減少が懸念されておりまして、将来、誰が施設を管理していくのが課題となっております。

このことから、市町村と連携し、活動組織の広域化を重点的に推進することで、集落間で施設の維持管理が、お互いに助け合い、補完し合う関係を構築していくとともに、集落の共同活動に地域住民の理解が得られるよう啓発に努めてまいりたいと、そのように考えております。

○横田照夫議員 多面的機能支払制度は、地域住民や団体を巻き込んで、農地のり面の草払いとか水路の泥上げ、また農道の維持整備などをしてもらうという制度ですけど、幾ら日当が出せるとしても、非農家の人たちがそう簡単に出てくれるとは到底考えられません。水田の多面的機能への理解が相当進まないとい机上の空論になりかねませんので、地域住民の理解が得られるよう、しっかりと啓発に努めていただきたいと思っております。

これまで開渠の部分の用水路は、賦課金等の収入で順次改修をしてきましたが、先ほど言

いました暗渠の部分は、全く手つかずの状況だそうです。つくられて60年ぐらいたっておりますので、当然コンクリートなども経年劣化していると思われま。以前に調べたときには、木の根っこが壁からはみ出しているところもあったそうです。暗渠の部分の上には、学校施設とか道路、民家などもありまして、もし水稲時期に陥没でもしたら用水をとめざるを得ず、下の田んぼが全滅するということにもなりかねません。本来は土地改良区で改修すべきと考えますが、その体力はないように思われま。農業用水路が大事な社会的資産という考え方で、また、それらの施設の機能維持や長寿命化対策を図るため、行政が公的支援をするべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○農政水産部長（郡司行敏君） 御指摘のように、本県の農業用水路の多くは、近年、老朽化が進んでおりまして、住民生活に直結いたします道路や住宅などへの影響が懸念される施設もありますことから、計画的な対策が必要であると認識しております。このため、県といたしましては、基幹水利施設ストックマネジメント事業により、施設の劣化度や対策時期などを示した機能保全計画の策定や対策工事の実施に取り組むなど、施設管理者である土地改良区等への支援を行っているところでありま。今後とも、土地改良区や市町村等との連携を図りながら、計画的に対策を講じますことで、農業用水路の適切な維持管理や長寿命化に努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 よろしくお願ひいたします。

農家の子供が都会等に転出して、そちらで家庭を持っている人は多いです。もしそういう状態の農家の親が亡くなった場合、都会にいる子供たちが相続人となることになりま。当

然その農地で農業はできませんので、売りたいと考えると思います。でも、今、農地は、農地法とか都市計画法などの土地規制法により、農業者にしか売買できない状況にありますけど、新たに農地を買おうとする農家はほとんどおりません。

農地は、耕作しなくても持っているだけで固定資産税や水利費などを払い続けなければならないし、不動産としての価値も非常に低いので、よそで生活している相続人が相続放棄をすることも今後ふえてくるのではないのでしょうか。相続放棄をすると、その土地は国庫に帰属することになるということですが、そうなるのと、当然荒れてくるのではないのでしょうか。このような状況が発生した場合、県としてどのような対応を考えるのかお伺いします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本格的な人口減少社会となる中で、農村地域におきましては、農業就業者の減少が進んでおりまして、不在村地主や未相続農地が増加する傾向がございます。このため、平成21年度の改正農地法では、農業委員会が相続の情報を把握した場合は、届け出の有無にかかわらず、農地が適切に相続されるよう働きかけることとされております。

また、相続がされていない農地の権利移動等につきましては、相続持ち分の過半の同意で貸借が可能となる農地中間管理事業や、JA等が貸借や売買を代行いたします農地所有者代理事業の活用を推進しております。農地は本県農業の持続的発展のための重要な資源でありますことから、県といたしましては、引き続き農業委員会やJA等と連携して、適切な相続や活用が図られますよう、指導の強化を図ってまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 農地を荒らさないためには、そういう方向に持っていくことが大事だと考えますが、遺産には、農地だけでなく家屋敷も含まれます。それらもあわせて、相続するか放棄するのかの判断になります。将来、農家の相続放棄はあり得ると思いますので、その対応の仕方を今のうちから検討していただければと思います。

数年前まで重油価格が高騰していて、その対策として、農業用ハウスの木質ペレット暖房機の導入を推進してきました。しかし、ここ最近、燃油価格の変動により、重油価格は大幅に下落し、逆にバイオマス発電の拡大等により、木質ペレットの価格は上昇してきました。そのために、木質ペレット暖房機に変更した農家は苦しんでおられます。石油の産油国は生産量の据え置きを検討しているようですが、1月に経済制裁が解除されたばかりのイランは増産する構えで、産油量調整の効果は疑問視されております。

また、原油価格が上がれば、アメリカがシェールオイルを増産するとも言われ、価格を反転することができるかどうかは疑問ということも言われております。そういう中で、来年度の改善事業として「木質バイオマス利用効率化支援事業」が上げられていますけど、今後の木質ペレット暖房機に対する考え方をお伺いします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 木質ペレット暖房機につきましては、化石燃料依存から脱却した施設園芸の確立に向け、推進してきたところですが、御指摘のように、このところの重油価格の低下により、経営的なメリットが見出しにくい状況でございます。このため、御質問にありましたように、「木質バイオマス利用効率化支援事業」等により、竹や牧草のネ

ピアグラスなど新たな資源を活用した低価格なペレット製造の実証や、配送の効率化による流通コストの低減に、ペレット製造事業者や関係機関・団体と一体となって取り組むことといたしております。県といたしましても、このようなペレットの低コスト化の取り組みを進めることにより、引き続き、施設園芸農家が木質ペレット暖房機を利用しやすい環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に、環境政策について、環境森林部長にお尋ねします。

子供のころ、学校に噴水があったんですけど、そのところにつららがたくさん下がっていました。農業用ため池が凍って、スケートをして遊んだこともあります。しかし、今は、氷どころか霜柱もほとんど見かけません。消防団にいたころ、消防学校で、50ミリの雨はバケツをひっくり返したような雨と習いました。でも今は、100ミリ以上の雨が当たり前のように降ります。熱波とか大雨、干ばつ、強烈な嵐などの気象異変が相次ぎ、世界中の多くの人々が気候変動に対して大きな危機感を感じています。

先日、パリで開催されましたCOP21において、2020年以降の地球温暖化対策に関する新しい国際枠組みが合意されました。温暖化への危機感を世界が共有して踏み出す有意義な第一歩だと思います。県は、5年前に策定された10カ年計画であります宮崎県環境計画がちょうど5年目の折り返し地点だとして、河野知事が昨年5月に県環境審議会に諮問をし、先日答申がありました。県は、その答申を踏まえて、宮崎県環境計画の改訂版を今回議案第44号として提案しています。この宮崎県環境計画の目的や意義

はどこにあるのかをお聞かせください。

○環境森林部長(大坪篤史君) 県の環境計画は、環境づくりに関する施策の総合的な推進を図り、本県の恵み豊かな環境を県民共有の財産として保全し、将来の世代によりよい形で引き継ぐことを目的としています。本計画によりまして、行政はもとより、県民や事業者等の果たすべき役割や取り組みの方向性を示すことで、関係機関が一体となった推進が図られ、その結果、地球温暖化への対応や循環型社会づくりが進むものと考えています。あわせまして、県民の環境に対する意識が高まり、魅力ある地域づくりにもつながっていくものと期待しているところです。

○横田照夫議員 地球温暖化の原因は温室効果ガスにあると言われていますが、その温室効果ガスとして二酸化炭素のことがよく言われます。でも、エアコンとか冷凍・冷蔵庫、食品スーパーなどで使われるショーケースなどに冷媒として使われている代替フロンは、二酸化炭素の100倍から1万倍以上の温室効果があると言われています。

それらのフロン類の回収率の低迷とか機器使用中の大規模漏えいが判明するなどの問題が生じて、フロン回収・破壊法が改正され、フロン排出抑制法、いわゆる改正フロン法として昨年4月1日に施行されました。この改正法では、全ての業務用冷凍空調機器のユーザー、いわゆる管理者は、簡易点検や、機器の規模によっては定期点検が義務づけられました。点検の対象は、県庁舎とか学校、病院、ほとんどのオフィスビル等で使用されているエアコンなども含まれるということで、それらのユーザーへの周知が必要です。これまでの周知の状況を教えてください。

○環境森林部長（大坪篤史君） フロン排出抑制法の施行を受けまして、県ではこれまで、業務用の冷凍空調機器を点検する業者等で構成される団体と連携しまして、こういった機器を設置している事業者向けに法律の改正内容の説明会を行い、周知を図ってまいりました。また、小売業や宿泊業などの236の業界団体等に対しましても、会員への周知を文書で要請するとともに、県の担当部局、関係部局や市町村に対しても、説明会を行ってきたところでございます。こういったことから、県としましては、一定の周知が図られているものと認識しております。

○横田照夫議員 この改正法では、点検記録簿などは、その機器が存在する限り保存しなければならず、管理者に対する指導や命令等は都道府県知事が行うこととなっており、立入検査等を行う際に点検記録簿を確認し、点検実施の有無を検査することにもなるそうです。これらの点検は管理者の法に基づく義務であり、違反した場合は罰則の対象になることもあるようです。

こういう法律だからこそ、しっかりと周知することが大事だと思います。まだ施行されて1年しかたっていないので、やむを得ないとは考えますが、4月から厳重にやっているところもあれば、全く知らないところもあるそうです。どこかの時点でチェックを始めないと、法律は守られていかないと思います。

でも、この法律の対象になる機器はおびただしい数に上りますので、それらを全てチェックするのは難しいかもしれません。そこで、一つの例なんですけど、法律を守っている機器や事業所に、見ただけでわかるような本県独自のシール等を発行して張ってもらえば、多くの管理者への意識づけにもなると思います。冷凍空調

工業会と連携をして、役割分担しながら進めることも大事だと思います。管理者に対する周知期間はどれくらい必要と考えるのか、また、今後の進め方をあわせてお伺いします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 先ほど申しましたように、県では、事業者への周知に努めているところですが、規制の対象となる事業者は膨大な数になりますので、できるだけ速やかに全ての事業者に対して周知が図られるように取り組んでまいりたいと存じます。今後はさらに、建設業やサービス業等の事業者が参加するさまざまな講習会等でも説明しますとともに、来年度からは、法律の改正内容が徹底されているかどうかを確認するために、事業者への立入検査も実施してまいりたいと考えているところでございます。

○横田照夫議員 県も、出先機関も含めて数多くの対象機器を持っていると思います。それらの点検や記録簿の整備は大丈夫でしょうか。まずは、指導する立場の県が徹底することが大事です。これまでの取り組み状況と今後の取り組み方についてお伺いします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 本県ではこれまで、冷凍空調機器が適正に管理されるように、全ての所属に文書で通知するとともに、機器を管理している部署等への説明会も開催しまして、周知を図ってまいりました。今後、対象機器を管理している所属ごとに、機器の点検の実施状況等について毎年報告を求めるなど、適正管理に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 よろしくお願ひいたします。

宮崎県環境計画は、本県の環境保全施策のマスタープランとして位置づけられていますけど、その施策の一つとして「生活排水対策の推

進」があります。その対策の方向性を示し、施策を実施するために、第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画が平成14年に策定され、上位計画である宮崎県環境計画の終期である平成32年に合わせる形で昨年改定が行われました。

その基本計画には、「生活排水処理施設の整備等」の章に「合併処理浄化槽に対して県費助成する」とあります。にもかかわらず、新築の場合、平成27年度以降は県費助成がゼロ円になりました。県がゼロ円にしたために、市町村の中にもゼロ円になったところもありますし、大幅に減額したところもあります。

国の浄化槽整備事業である循環型社会形成推進交付金は、平成27年度が84億2,100万円で、28年度も同額を確保予定だそうです。国がしっかり予算づけをしているのに、県が全額カットするようでは、何のための計画かわかりません。計画は県民に対しての約束だと思います。県にはそれを履行する義務があるのではないのでしょうか。転換を伴わない新築の県費助成を廃止した理由と、目標達成に向け、今後どのように取り組んでいくのかをお聞かせください。

○環境森林部長（大坪篤史君） 生活排水処理率の向上を図るためには、県内に設置されております約13万8,000基の浄化槽のうち、およそ半分を占める単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換することが効果的であります。一方、住宅等を新築する際には、法律で合併処理浄化槽をそもそも設置しなければならないということになっているところがございます。そこで、予算を効率的・効果的に執行するため、本年度から新築については補助の対象外とし、既存の住宅に設置されている単独処理浄化槽からの転換について重点的に取り組むこととしたところがございます。

生活排水処理率の平成32年度の目標は83.0%でありまして、このうち、合併処理浄化槽につきましては、約5,700基を今後、転換整備する必要があります。このため、宮崎県浄化槽協会等の関係団体や市町村と連携しまして、今年度から10月の浄化槽適正管理推進月間に県内一斉のキャンペーンを実施しているところでありまして、整備促進のための機運を高め、関係機関と一体となった取り組みをさらに進めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 わかりました。新築は法律上、当然、合併処理浄化槽を設置しなければならないとなっていることから、単独から合併への転換に重点的に予算を振り向けていくということだと理解していいですね。転換がさらに進んでいくことを期待します。

国は来年度、単独転換促進を指導する立場である地方公共団体が所有する単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ転換するための事業を新規で創設するということです。本県には、県や市町村が所有する単独処理浄化槽は何基ぐらいあるのかをお聞きします。もしあれば、それらを早急に合併処理浄化槽へ転換すべきと考えますが、いかがでしょうか。先日、新見議員も言われましたけど、「先ず隄より始めよ」だと思います。県の考えをお聞きします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 県が所有する公共施設には、現在310基の浄化槽が設置されておりまして、このうち85基が単独処理浄化槽であります。また、市町村では、4,155基のうち928基が単独処理浄化槽であります。県では、これらの単独処理浄化槽の使用状況等を調査しまして、環境への影響を考慮しながら、段階的に転換することとしております。また、市町村に対しましては、県と同様に使用状況等を勘案

して、計画的に転換するよう要請したところでございまして、国が来年度予算で実施予定の助成制度について、今後、情報を提供してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 行政所有施設によっては、トイレ以外の雑排水はほとんど出ないような施設もあるかもしれません。でも、指導する立場でありますので、転換は早目に進めるべきだと考えます。

来年度新規事業として「浄化槽情報ネットワークシステム事業」が挙げられています。全国に先駆けたモデルケースということで、大いに期待と評価をしています。この事業で、市町村や関係団体等と浄化槽に関する情報をリアルタイムに共有するシステムを構築するとありますけど、情報を共有するのが最終目的ではなくて、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換とか適正な維持管理の早期確立及び災害対応力の強化等につなげることが目的であり、そういう意味で、市町村とか関係団体等の理解や協力も必要だと考えますけど、県の取り組みについてお伺いします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 御質問のシステムが整備されますと、浄化槽の設置場所を地理情報として把握することができますので、効果的な生活排水処理施設の整備促進に資するとともに、大規模災害時の公衆衛生の確保にも役立つものと考えております。また、浄化槽法で管理者に義務づけられております保守点検や清掃、法定検査の実施状況を関係機関で共有することによりまして、浄化槽の適正管理に向けて、迅速かつ的確に対応できるものと考えています。実は、このシステムは、本県と宮城県仙台市が全国に先駆けて、来年度から運用を予定しているものでございます。よい先進事例とな

りますように、市町村や関係団体等と連携を図り、なおかつ個人情報の管理にも十分留意しつつ、積極的に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○横田照夫議員 公共下水道には、当然、受益者負担がありますけど、その建設には多額の費用が必要となることから、国や県の補助金もつぎ込まれます。その中には、浄化槽利用者の税金も含まれるわけで、その平等性を確保するためにも、浄化槽の法定検査である11条検査費用を公費で賄うことはできないかとも思いますが、いかがでしょうか。

○環境森林部長（大坪篤史君） 浄化槽法では、浄化槽の設置者に対しまして、浄化槽を適切に管理し、正しく機能しているか把握するため、法定検査を義務づけています。また、浄化槽は個人の財産で、設置者みずからが責任を持って管理しなければならないものであります。このようなことから、検査料金を公費で負担することは困難だと考えておまして、全国各県でも同様の状況となっております。

一方、浄化槽設置者の負担軽減という観点から、浄化槽からの排水が法で定められている基準を満たしていれば、清掃や保守点検を含めた維持管理制度の簡素化を図るべきという御意見もありますので、今後、環境省や各県とも相談してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 維持管理負担の軽減を図りながら、また一括契約などの手法も取り入れながら、浄化槽が適正に使用されるよう取り組んでいただければと思います。よろしく願いいたします。

次は、総合政策部長にお尋ねしますが、来年度の重点施策である「みやざき新時代チャレンジ産業づくり」の中のイの一番に、新規事業

「水素エネルギー等利活用構想策定基本調査事業」が挙げられています。私は、平成23年6月議会で、「宮大で燃料電池のもとになる水素の量産化の研究開発をするのだから、将来は全国の中での水素や燃料電池の生産拠点を目指すべきではないか」という質問をしました。そういうことで、今回の新規事業を大変うれしく思っています。この事業の目的やその効果をどのように考えているのかをお聞かせください。

○総合政策部長（茂 雄二君） 水素エネルギー等利活用構想策定基本調査事業は、工場から発生する水素や天然ガスなど、地域にあるエネルギー資源量の把握などの基礎的な調査と、本県の特性を踏まえた水素の利活用に関する検討を行うものであります。具体的には、水素の蓄電池としての機能に着目しまして、再生可能エネルギーで発電した電気を蓄え、地域で活用する方策の検討や、水素のわかりやすい利用形態で、全国的に導入が進みつつあります燃料電池自動車等の普及促進策の検討などに取り組むこととしております。これらの取り組みによりまして、県民の水素に対する関心を高め、中長期的な視点から、エネルギーの地産地消を目指してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 メガソーラーで発電した電気は、それを大量にためることが難しく、現在、送電線に送られていますけど、例えば、その電気を水素という形で蓄え、夜間、その水素を使って燃料電池で発電して、地域に電気を送ることができるかもしれません。燃料電池の可能性ははかり知れません。究極のエコエネルギーです。宮崎県環境計画の実効ある推進とあわせて、さっきも出ましたけど、環境日本一を目指して、U I J ターンにもつなげていきたいものです。

次に、三世代同居についてお尋ねします。

私は、平成21年9月議会で、三世代同居への政策的誘導について質問しました。「大きな家族規模のときは、病気になったときや介護が必要になったときは家族内の相互協力でカバーできていたし、子育てや教育なども祖父母の手助けや経験が大いに役立っていた。しかし、核家族ではそれができず、高齢者介護は公的なサービスとして行う必要が出てきたし、育児ノイローゼや児童虐待などの現象も多く見受けられるようになってきた。そして、このような核家族化により生み出される現象をカバーするために、行政は大きな財政負担をせざるを得なくなってきたし、その負担は今後さらに大きくなるのではないかと。もちろん、どのような家族形態で住むかという判断はそれぞれ自由だが、社会負担や行政負担がさらに大きくなっていくことを考えると、ここらあたりで三世代同居への政策誘導を考えていいのではないかと」といった質問でした。

先日の新聞報道によりますと、国土交通省が、三世代が同居して子育てや介護を支え合うことで社会保障に係る公的負担を減らす狙いとして、今年度の補正予算案に100億円前後の関連費用を盛り込むとしたようです。まさに我が意を得たりという思いです。三世代同居に関する国の事業として、「地域型住宅グリーン化事業」と「長期優良住宅化リフォーム推進事業」があるようですが、これらの事業概要と県の取り組みについて、環境森林部長と県土整備部長にそれぞれお伺いします。

○環境森林部長（大坪篤史君） まず、私から「地域型住宅グリーン化事業」についてお答えさせていただきます。この事業は、省エネ性能や耐久性等にすぐれた良質な木造住宅の建築に

対しまして、その費用の一部を、国が直接、民間事業者等に補助するものでございます。今回、国の平成27年度補正予算におきまして、キッチン、浴室、トイレまたは玄関のうち、いずれか2つ以上を複数設置し、三世帯同居対応住宅として建築する場合には、30万円を限度に加算されることになっております。県としましても、本事業が県産材の利用促進と環境負荷の低減に資するものであることから、関係団体等に対しまして、周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○県土整備部長（図師雄一君） 「長期優良住宅化リフォーム推進事業」についてでございますが、住宅の耐震性の確保や省エネ性能の向上など、一定の要件を満たすリフォームを行う場合に、その費用の一部を国が建築主に直接補助するもので、国の平成28年度当初予算案では、これまでの対象工事に加え、三世帯同居のための改修工事が追加されております。具体的には、三世帯同居のために、トイレ、キッチン、浴室または玄関のうち、いずれか2つ以上が複数となるような改修工事を行う場合に、その改修費用の3分の1が補助され、1戸当たりの上限額は50万円となっております。県といたしましては、リフォームセミナーや研修会などさまざまな機会を通じ、県民や建築関係団体に対して、三世帯同居の促進につながる本事業の周知に努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 河野知事が所属しておられる「自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク」の「新たな国づくりのための政策提案」の中にも、「三世帯が同居できる住宅取得のための支援制度の創設」がうたわれています。知事の三世帯同居に対する考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 三世帯同居を促進する支援制度や優遇税制につきましては、私も加入しております知事の政策グループである「自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク」が提案してきたものでありまして、今回、国において、こうした一定の措置がなされ、大変心強く感じたところであります。三世帯同居につきましては、子育てに係る負担の軽減、また子供たちの人間性や社会性を養うということ、また在宅介護の充実など、さまざまな効果が期待されるわけでありまして、一方、その割合は全国的に減少してきている状況もございませぬ。

三世帯同居につきましては、それを希望するかどうか、各個人の事情・判断、いろいろあるかと思っております。まずは、誰もが生き生きと心豊かに暮らせるよう、働く場の確保や県内就職の促進、医療や福祉や子育て環境の充実、さらには、郷土を大切にす教育やUIJターン等の推進にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 確かに、地元で働く場がないと三世帯同居はできませんので、雇用の場など暮らしやすい環境を整備することが優先なのかもしれません。でも、現在、宮崎で暮らしている若者もたくさんおりますので、そういう人たちが、できるだけ多くこういう事業を使って、三世帯で同居しようと考えてくれるとうれしいなと思います。近い将来、県独自で三世帯同居に対する事業が立ち上がってくれることを期待したいと思います。

次に、入札制度等について、県土整備部長にお尋ねします。

私たちがふだん何の心配もなく道路とか橋、建物を利用できているのは、業者が一流の技術

でしっかりとした施工をしてくれているからです。もし若い技術者が育たなくて技術が継承されなかったら、県民への安心の提供もできなくなります。でも、現実には、建設産業に若い技術者が育っていない状況にあります。何で若い技術者が育っていないのか。その原因として、賃金水準の低さや労働条件の悪さ、福利厚生の不備、休日の少なさなどが挙げられています。これらを解決するため、品確法などの建設三法が改正され、本格運用が始まりました。改正品確法などをしっかりと履行できれば、先ほどの問題などもかなり解決できるのではないかと多いに期待をしています。そこで、それらの進捗状況などをお尋ねします。

まず、適正な利潤を得られる仕組みづくりについてです。適正な利潤を得られることが、賃金水準の低さを解消することにつながるからです。国土交通省の調査では、賃金水準を引き上げられない理由として、「発注者や元請から請け負った金額が低く、賃金引き上げ費用を捻出できない」とか、「経営の先行きが不透明で、引き上げに踏み切れない」などが挙げられています。このために、改正品確法では、予定価格の適正な設定やダンピング受注の防止などが挙げられています。このほかに、技能労働者の適切な賃金水準の確保のための取り組みのさらなる周知徹底や、建設産業の将来の見通しの明確化などが必要だと考えます。

技能労働者は、元請にはなり得ない型枠工やとび工、鉄筋工、左官業などの下請業種が抱えていることが多く、そのために、元請は下請の利益分まで含めた落札価格を確保することが大事だと思います。その上で、技能労働者の適正な賃金を確保するために、適切な価格での下請契約の締結を目指すべきだと思います。元請が

下請に支払う請負金が、手形で支払われることもかなりあると聞きます。技能労働者の平均年収を全産業労働者平均レベルに近づけることが建設業への人材確保につながるとは思います。現在でも、材工一括契約により労務賃金が不透明になっているものもあるらしいです。元請から下請に支払われる労務賃金を明確にすることが不可欠だと考えます。適正な予定価格の設定や適切な価格での下請契約の締結等が必要だと考えますが、県の取り組みをお聞かせください。

○県土整備部長(図師雄一君) 適正な予定価格の設定や適切な下請契約の締結等は、大変重要であると考えております。このため、県におきましては、予定価格の算定に当たって、最新の単価を適用することや現場条件に応じた積算を行うなど、その適正な設定に努めているところであります。また、下請契約等につきましては、建設業法の規定にのっとり、請負契約や代金支払いなどを適正に行うよう、毎年開催する建設業者研修会などにおいて指導を行っております。

さらに、県発注工事においては、「建設工事元請・下請関係適正化等指導要綱」を定め、受注者に対し、この要綱の趣旨を徹底するよう文書による要請を行い、請負代金の支払い状況等の報告を求めるとともに、工事現場における施工体制の点検等において、下請契約の履行状況を確認しているところであります。

○横田照夫議員 来年度から、広い意味での地産地消を取り入れるとして、総合評価落札方式において、地元下請業者や地元で生産される資材等を使う場合を評価することが決まりました。それと同じような考え方で、下請契約等を評価することはできないものかお伺いします。

○**県土整備部長（図師雄一君）** 建設工事の下請契約につきましては、それぞれの現場条件を初め、施工者の技術力や経験、建設機材の保有状況などによって、下請工事の内容や支払い方法、契約額などが異なる状況にあります。このため、総合評価落札方式において、民間企業の間で行われているさまざまな下請契約を一律の基準で適正に評価していくことは難しいものと考えております。県といたしましては、今後とも、先ほど申し上げましたような取り組みを通じて、適正な価格での下請契約等の促進に努めていきたいと考えております。

特に、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正により、昨年の4月から、下請の施工範囲や金額等の計画を記載した施工体制台帳の作成義務の範囲が変更されまして、下請工事を有する全ての公共工事に拡大されたところであり、これに伴い、県で行う施工体制点検につきましても、その対象工事の範囲を広げて、下請の契約内容や支払い方法などについて点検を行っているところであります。

○**横田照夫議員** 次は、発注や施工時期の平準化についてです。行政は単年度主義であるために、どうしても発注や施工時期が年度後半に偏り、特に年度末が近づくと、休日がとれないような状況になります。もし前年度中に積算など入札準備ができれば、新年度になってすぐに入札・発注ができます。そのための手法として、ゼロ県債などの債務負担行為などが考えられます。さらに、改正品確法では、余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期の設定ともうたっておりますが、県としての発注や施工時期の平準化の取り組みについてお伺いします。

○**県土整備部長（図師雄一君）** 公共工事の発注や施工時期の平準化につきましては、品質の確保はもとより、企業の経営基盤の強化や労働者の処遇改善などを図る上で、大変重要であると考えております。このため、県といたしましては、年度間の切れ目のない発注を確保するため、先ほど御指摘のございました、今年度はゼロ県債を設定するなど、平準化に努めることとしております。また、施工時期の平準化を図る取り組みとして、工事着手時期を柔軟に運用できる「余裕期間を設定した建設工事」を本年1月から試行しているところでありまして、今後、その効果を検証してまいります。

さらに、完全週休2日に対応する工期を設定したモデル工事の実施など、そういう新たな取り組みにも取り組んでまいりたいと考えております。今後とも、国、県、市町村で構成する連絡協議会等で、発注者間の情報共有を図りながら、発注や施工時期の平準化に取り組んでまいりたいと考えております。

○**横田照夫議員** 平準化は全国共通の課題で、埼玉県草加市では2カ年ローリング予算制度とかを検討しておられたようですが、憲法や法律の壁があって実現には至っていないようです。今回、ゼロ県債を設定していただいていることは大変ありがたいと思いますが、できるだけ多くの工事が対象となるように、いろんな可能性を一緒に考えていきたいと思っております。

また、先日起こりましたスキーバスツアーの事故など、格安価格による弊害が指摘されています。公共工事も税金で行われるものだから安ければ安いほうがいいという考え方には、大きな弊害が伴うと思っております。元請が安く受注すれば、そのあおりを食うのは下請であり、そこで働く技能労働者ということになります。建設産

業を今後も健全に持続させるためにも、発注者、元請、下請が、同じ問題意識を持って取り組んでいくことが極めて大事だと思います。

次に、先ほど日高陽一議員も触れましたけど、難病支援対策について、福祉保健部長にお尋ねします。

難病新法が施行されて1年が過ぎました。指定難病は56から306へと、1年前と比べると大幅の増加となりました。宮崎県内でも約1万人の患者がいるそうですが、難病に気づいていない人もいて、実際はもっと多いとも言われています。難病は、確率は低いものの、国民の誰もが発症する可能性があり、その支援は、難病の患者及びその家族を社会が包含して行われるべきであり、国及び地方公共団体のほか、難病患者、その家族、医療従事者、福祉サービスの提供者など、広く国民が参画し、実施される必要があります。

また、難病患者が住みなれた地域において安心して暮らすことができるよう、難病患者を多方面から支えるネットワークの構築が大事です。国や地方公共団体は、法に基づく医療費助成制度や保健医療サービス、福祉サービス等を難病患者が円滑に利用できるよう取り組むべきだと思います。難病医療費助成の対象疾患が拡大する中、難病患者がスムーズに医療費助成や保健医療福祉サービスを受けるため、県はどのような取り組みを行っているのかをお伺いします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 難病患者がスムーズに医療費助成を受けられるためには、新規あるいは更新の申請時に必要となる診断書を作成します指定医をふやすことが重要であります。そのため県では、県医師会等を通じて、医療機関・医師への関係資料の配付を行いますと

ともに、保健所主催の会議等におきまして、指定医等に関する制度の説明を行うなどしました結果、指定医数は、平成26年度末の800名弱から、ことし1月末には1,200名余に増加しているところでございます。また、ことし2月には、指定医の資質向上のため、県内8カ所におきまして、診断基準等の研修会も開催したところであります。

さらに、地域で生活する難病患者が、スムーズに医療、福祉、就労支援など公的サービスを受けられますよう、保健所を中心として、市町村や医療・福祉関係者を集めての連絡会を開催したり、また、個別事例に対しては、患者・家族を含めましてケース会議を行うなど、関係者の協力・連携に努めているところでございます。

○横田照夫議員 難病法施行後、制度が充実される一方で、医療、福祉、就労支援では窓口が違ふなど、非常に複雑になっているともお聞きしました。難病患者に対しての理解の浸透を図る必要があると考えますが、患者への支援制度の周知のため、県はどのような取り組みを行っておられるのかをお伺いします。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 難病患者に対する公的支援には、医療、福祉、就労支援など、さまざまなものがありまして、制度によっては対象疾患が異なる場合もありますので、患者の方々にとって、それぞれの制度について理解することは大変なことだと思っております。そのため県では、制度改正に合わせまして、県のホームページやリーフレットの作成・配布によりまして、制度の周知を図ったところであります。

また、県福祉総合センター内に設置しております難病相談・支援センターや各保健所におき

まして、患者や家族の方々の医療費助成や療養上の相談に対応いたしますとともに、他の制度に関します申請の窓口や手続の概要等についても情報提供を行っているところでもあります。今後とも、難病患者や家族の方々にわかりやすい丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 先日、私も「知事とのふれあいフォーラム」に出席してきました。たくさんの御意見・要望が出されましたけど、そのほとんどは、私たちがふだんから議論しているような内容でした。議論しているにもかかわらず、そういう要望が出てくるということは、まだまだ県民が満足できるものになっていないということだと思います。職員の皆さん方も一生懸命されているのだとは思いますが、さらに県民の満足に近づけるよう一緒に頑張っていきたいものです。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 次は、蓬原正三議員。

○蓬原正三議員〔登壇〕(拍手) スイートピーが咲く季節になりました。最後の一人でございます。もうしばらくおつき合いをいただきたいと思います。

昨年11月、ビッグサイトのモーターショーで、自動運転車を見てまいりました。一言で言えば、走るコンピューター。自動運転に使う人工知能等の研究も進んでいるようでありますから、自動運転車が公道を走る日も近いと実感いたしました。現に、2020年には、無人タクシー——ロボットタクシーと言うそうではありますが——を運行する計画も着々と進んでいるとの報道であります。車の次は、農業や建設、医療、介護等の現場に、その応用がICT技術の進化

と相まって、ロボットとして徐々に、やがて加速度的に広がっていくのだろうと思います。

それでは、質問に入ります。

当初予算に対する知事の思いについて伺います。代表質問で、我が会派の山下議員からも県民所得について質問がありましたが、他の指標の中には、一部全国トップクラスの位置を占めるものはあるものの、まことに残念なことながら、総合的に見れば、他県との比較において、本県が後塵を拝していることは認めざるを得ない状況であります。

各県対抗駅伝に例えるならば、はるか前方を颯爽とひた走る東京や大阪、愛知のトップグループにおくれること数十分、40位台をキープしながら隣県チームを追走する河野監督率いる宮崎県チームの姿が想像されます。沿道では、その差を縮め、順位を一つでも上げてほしいと、多くの県民の皆様方が小旗を振りながらの必死の応援であります。

知事は、平成28年度予算を「躍動する『みやざき新時代』予算」と銘打って今議会に上程されました。広辞苑によれば、躍動とはすなわち「おどりうごくこと。いきいきとして勢いのあること」とあります。そこで、宮崎県チームの監督を務められる河野知事にお尋ねいたします。知事は、今年度の予算で、宮崎県チームにどのような勢いをつけ、沿道応援団の期待に応えるべく、その差を縮め、あるいは順位を上げようとしておられるのか、御見解をお聞かせください。

後は自席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

平成28年度当初予算についてであります。蓬原議員から駅伝に例えてのお話がありました

○知事（河野俊嗣君） 研究開発への投資は、本県独自の新技术や新産業の創出等につながるということで、極めて重要であると認識しております。来年度実施します県の研究開発予算は、27年度比で0.3%増の約36億8,000万円を計上しているところであります。このような中、産学官での研究成果をもとに、農産物の残留農薬や機能性成分分析などを行います「一般社団法人食の安全分析センター」が昨年10月、農業試験場内に設立されるなど、長年の研究開発の成果が、新たな産業振興にもつながりつつあるところであります。

また、今後、木材の新たな需要先として期待されておりますCLTへの県産杉の活用を進めるための研究など、本県の基幹産業であります農林水産業の成長産業化や中核的企業の育成等につながる研究開発を推進するとともに、今後とも、必要な予算確保に努めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 後ほど述べますが、農機具メーカーに調査に行きました。メーカーと自治体は同じように比較はできませんが、このメーカーは1兆6,000億円の売り上げをする会社であります。研究開発400億円です。そういうことで、先から先を見込んで、企業はいろいろとやっている、基礎的な部分はしっかり自治体が行わないといけない、そういうふうに思っている質問であります。

小規模企業への支援について伺います。小規模企業支援は究極の地方再生であると言われる。早い話が、仕事がなければ若者は県外に行くしかなく、UJIターンの希望者がいても、職場がなければUJIターンできるはずがないわけであり。このことについては、これまで多くの議員から指摘があり、その支援・

振興のあり方について、さまざまな議論がなされているところでありますが、重ねて質問いたします。

国会において小規模企業振興基本法が成立したのを受け、昨年9月議会で、本県としても早期に条例を制定すべしとの質問をいたしましたところ、執行部においては、早速、中小企業振興条例の改正作業に取り組んでいただき、小規模企業振興の項目を追加した改正条例案を今議会に上程の運びとなりました。その素早い対応に敬意を表するものでありますが、要は実行、条例の次に来るものは、条例の意図を反映した予算でしかありません。そこで、来年度予算において、小規模企業に対してどのような支援を行うのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 小規模企業は本県経済の屋台骨を支えているわけでありまして、その振興は大変重要であると考えております。県では、今議会に上程しました宮崎県中小企業振興条例の改正案におきまして、小規模企業の持続的発展に向けた基本方針等を定めるとともに、策定中の「みやざき産業振興戦略」におきまして、具体的取り組みとして「小規模企業支援プロジェクト」を位置づけることとしております。

来年度の主な事業としましては、新規の「小規模企業総合支援事業」におきまして、販路開拓等の支援を強化するとともに、小規模企業にとって身近な支援機関である商工会などの重要性を踏まえまして、経営指導員のさらなる支援能力の向上に取り組むこととしております。また、小規模事業者持続化補助金など国の施策を有効に活用するために、企業に対して指導・助言を行う専門家の派遣についても、引き続き実施してまいります。県としましては、今後と

も、小規模企業が地域において光り輝く存在であり続けるよう、商工会等と連携・協力して取り組んでまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 予算については以上としまして、次に、農業問題に移りたいと思います。

私は時折、商店街を農業に例えてみる場合があります。過去、街の中央通り商店街は、江戸のころからずっと個人商店が大小軒を並べて形成されておりました。そこに変化があらわれたのは、近代になってからであります。デパートなるものが個人商店街に割って入る形で誕生し、ここまでは共存共栄、両者プラスに作用しながら街の繁栄を支えてきておりました。しかし、それも10数年前、郊外型の大規模店舗が進出すると、中央通り商店街は一変、客足は遠のき、相次ぐ閉店でシャッター通りと化してしまいました。農業への例えで言えば、個人商店は家族経営型農業、デパートは農業法人、大規模店舗は企業経営型農業ということになるかと思えます。以下、農業問題について3点質問いたします。

中山間地の農業についてであります。中山間地等においては、高齢化が進行、後継者はなく、農地を預けようにも預け先もない状況が顕著になりつつあります。余談ですが、国においては、この預けようもなく耕作放棄地にならざるを得ない農地に、わずかな額とはいえ集約化に反するとして、課税を賦課するなどとの案がありました。これは全くの的外れであります。現場を知らない、まさしく机上農業の典型であります。土地の値上がり転売をもくろむ都市部の資産保有とは全く本質が異なるわけであります。

さて、そういう危機的状況を迎えつつある中山間地等の農業であります。これはどういう

状況を迎えようとも、本県の農業は家族経営型農業が基本にならざるを得ないし、家族経営型農業は必然的に残るものと考えます。中山間地の農業に特化して質問いたします。どうしても家族経営型農業を基本とせざるを得ない中山間地等——いわゆる条件不利地と言ってもいいかと思いますが——の農業を守るため、平成28年度はどのような事業に取り組もうとしておられるのか、農政水産部長の御見解をお聞かせください。

○農政水産部長（郡司行敏君） 平成28年度の中山間地域の農業振興対策といたしましては、中山間地域の実情に合った地域サポート体制の構築を図りますため、「輝く中山間園芸産地構築事業」により、林業などの他産業と連携した受託組織の施設整備を支援いたしますほか、「地域農業サポート体制支援事業」により、地域コントラクター育成による繁殖農家への飼料供給などに取り組むことといたしております。

これらに加え、中山間地域ならではの特産品を活用した6次産業化の推進や、「宮崎方式産地改革総合支援事業」によるJAグループと一体となった特色ある地域品目の生産指導、さらには、日本型直接支払制度による多面的機能の維持・発揮への取り組み支援を一体的に進めることとしております。県といたしましては、これらの事業により、条件が厳しい中山間地域におきましても、農業者が継続して生産活動に従事できますよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 次は、企業の農地所有について伺います。農業特区の兵庫県養父市が、農業生産法人の要件を緩和し、企業の農地保有を解禁する案を提案し、政府は前向きに検討しているとの報道でございます。その内容は、現行の

農地法が、農業者主体の経営を担保するため、農地を保有できる農業生産法人について、企業の出資（議決権）比率は4分の1以下、農業の売上高が2分の1以上とする要件を課しているのを、企業の出資（議決権）を2分の1以上、それから、農業の売上高を2分の1未満にそれぞれ緩和するよう求めているものであります。

企業の出資比率については、企業との連携により6次産業化を促す狙いで、昨年8月施行の改正農地法で、現行の4分の1以下から、ことし4月以降、2分の1未満まで緩和、引き上げられようとしている寸前であります。企業の出資要件のこれ以上の緩和については、企業が撤退した場合、農地の原状復帰を担保できるのか、企業の経営支配を認め、農業者の立場を弱くしないか、外国企業の参入を防げないなど、さまざまな疑問や懸念があるようではありますが、他方では、農業にイノベーションを起こすためには、資金力や技術開発力にすぐれた企業の力が必要との意見もあります。いずれにしろ、農業者を中心に据えてきた農地制度を根幹から揺るがしかねない法律改正であります。

今は一農業特区の話ではありますが、ここで議論とすべきは、特区を突破口に、近い将来、全国で解禁となる可能性が否定できないからであります。例えば、過去には、リース方式での企業の農業参入が03年に構造改革特区で認められ、わずか2年後の05年には全国展開されたことがあるからであります。企業の農地所有を解禁することが、宮崎の農業にとってプラスになることなのか否か、簡単には結論の出せない問題のようであります。

もし企業の農地保有が本県農業にとって災いをなすものであれば、我々は「困ります」の声を東京に向かって発しなければいけないし、ま

た、プラスに作用するものであれば、その準備を怠るわけにはまいりません。メリット・デメリット、そして企業の農地保有に対する農政水産部長の御見解をお聞かせください。

○農政水産部長（郡司行敏君） 企業の農業参入につきましては、遊休農地の解消、新たな担い手の確保などに有効であると考えておりますが、本県におきましては、参入企業と地元地域との連携を何よりも重要視しております。本県における企業の農業参入案件につきましては、すべてリース方式による農地の貸借契約であり、企業ニーズからしても、リース方式で十分であると考えております。

企業の農地所有につきましては、国家戦略特区において議論がなされていることは承知しておりますが、安心して農地を利用できるメリットはあるものの、初期投資の増加や経営不振に陥った際の農地の荒廃化、さらには、転用目的での農地の取得などが懸念されるところであります。国家戦略特区における企業の農地所有につきましては、厳しいハードルが設けられているとの報道もあり、引き続き、国家戦略特区に関する議論など、国の検討状況等を注視してまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 しっかり情報収集しながら、我々もやりますけれども、絶えず流していただきたいと思えます。今の答弁からすれば、どうも好ましくないなど、はっきり言えば反対だなどということのように私は文脈から受け取りましたけれども、言うならば、商店街になぞらえて、大規模店舗を認めるのか認めないのか、そのために宮崎の農業はどうなっていくのかという大事な視点だと思いますから、よろしく願いしておきたいと思えます。

次に、農業技術のイノベーションについて、

第七次宮崎県農業・農村振興長期計画が見直し時期を迎えました。後期の計画期間は、ことし平成28年度から平成32年度の5年間であります。これからの農業はどのように変わり、農業をどのように変えていくのか、農業技術のイノベーションについて伺うわけではありますが、先日、大手農機具メーカー2社を調査・訪問いたしました。メーカーであればこそ、縮小する農機具市場の将来に危機感を持ち、新しい農業技術の開発等に力を注いでいるはずと思ったからであります。訪問先では、幹部の皆さんがおいでいただいて、ハード・ソフト両面の現在の取り組み状況について詳しく御説明を賜り、機械の進化とソフト面の進化が、これからの農業に大きな変化を与えつつあると強く感じた次第であります。

代表例を紹介しますと、GPSを利用してトラクターが無人走行するシステムが2年先には実現すると、確信を持って話しておられました。その精度も数センチメートル。これが実現しますと、昼夜を問わず作業が可能であり、人は家にいながらにして、もしかしたら他の作業をこなしながら、あるいはテレビを見ながら、端末機を操作するだけで、刈り取りや耕うんが可能となるわけであります。

ほかにも、果樹経営に使用するおなじみアシストスーツや、あるいはドローンを利用した種まきや薬剤散布、あるいはトラクターが故障したとき、どこにトラクターがいて、どういう故障をしたのか、リアルタイムでサービスセンターに知らせが届いて、作業停止時間が短縮されるシステムなどの開発が進んでおり、工場が過去、そして現在、そうでありますように、省力化や軽労化、低コスト生産技術に視点・力点を据えた新技術の開発がかなり進みつつあると

強く感じました。

農業の現場にもいよいよ変化が起きつつあるし、起こさなければならないと考えます。長期計画の改定に際し、農業技術の革新、いわゆるイノベーションをどのように進めようとしておられるのか、農政水産部長の御見解をお聞かせください。

○農政水産部長（郡司行敏君） 現在、改定作業を進めております第七次宮崎県農業・農村振興長期計画においては、今後、急速に農業従事者が減少する中で、本県農業の生産力や競争力を確保していくため、生産性の向上や高品質化に向けた新たな技術の開発に積極的に取り組むことといたしております。具体的には、ICTによる次世代施設園芸団地における複合環境自動制御技術や、御紹介も少しありましたけれども、お茶の無人走行型収穫・防除機などのロボット技術の開発、さらには、輸出に対応した日もちのよいスイートピー品種の育成などの技術開発に一生懸命取り組んでいきたいと、そのように考えているところであります。

私は、議員も同じ考えだと推察いたしますけれども、新しい技術が新しい時代の扉を開くと、そのように考えております。今後とも、産学官金連携のもと、国の研究資金等を有効に活用しながら、本県農業の成長産業化に向けたイノベーションの促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 ありがとうございます。国もことは、農業に関するロボット化に対する予算とか、そういう項目を概算要求の段階でつけておられたようです。今後とも、ひとつそういうことで、一緒に情報収集しながら頑張りたいと思います。

次は、少し楽しい話をしたいと思います。東

アジア経済交流戦略についてであります。

丸山議員の代表質問にもありましたように、先般、一行8名でブルネイ・ダルサラーム国を訪問してまいりました。調査目的はT P Pと経済交流について、ブルネイ国はT P P積極推進国であります。大使館の格別の計らいにより、首相府や一次資源・観光省を訪問いたしました。首相府においては、エネルギー・産業大臣を表敬、大臣との意見交換や、首相府担当官によるT P P協定に伴う影響や今後の動向、海外市場開拓の取り組み、太陽光プラント等についてブリーフィングいただき、一次資源・観光省では、T P P協定関連を初め、観光政策や1次産業の現状についてブリーフィングを賜りました。

この会議に際して、我々が宮崎をしっかりP Rしてきたことは言うまでもないことですが、現地の新聞——2つの新聞であります——に会議の様子が写真入りで報道されたのには多少驚かされました。ブルネイ国の日本に対する関心の強さを実感した次第であります。知事にお尋ねいたします。我々の訪問を受け、ヤスミンエネルギー・産業大臣が来県されました。知事も大臣とさまざまなお話をされたことと思いますが、知事は外交官を志望されていたこともあると聞いております。大臣の宮崎訪問について、知事の感想をお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 蓬原議員を初め、県議会の皆様のブルネイ訪問を契機に、早速今回、ヤスミン大臣の宮崎訪問が実現したということ、ブルネイの産業・エネルギー政策担当の政府要人との交流の機会をいただき、大変ありがたいところでもあります。今回の大臣の訪問の目的は、将来の石油や天然ガスの枯渇に備え、ブルネイ経済の多角化を図るため、太

陽光パネルや医療機器の製造、農業分野の技術などを視察したいというものでありましたが、それぞれの訪問先で温かい歓迎を受け、感激されるとともに、宮崎のすぐれた技術に対し高い評価をいただき、今後の交流の可能性を感じたところでもあります。

さらに、歓迎レセプションでは、ハラール処理した県産和牛を初め、宮崎の食の豊かさを堪能していただいたわけでありまして、日高県議が舞われた神楽、また野崎県議の太鼓ということで、日本の文化にも触れていただき、大変満足いただいたところでもあります。県議みずから神楽や太鼓ということで、宮崎の文化度の高さといえますか、文化力も大いに発信することができたのではないかと、敬意を表するものであります。

また、ヤスミン大臣の訪問の直後であります。東京で古事記ゆかりの県知事のシンポジウムがありました。実は、和歌山の仁坂知事はブルネイの大使を務めた経験があり、ヤスミン大臣とも親友関係にあられるということで、その話でのまた盛り上がりがあったところでもあります。最近、仁坂知事は、「神武天皇は大阪では拒否されたものの、和歌山をずっと通っていただいて奈良に入ったんです」というようなことをいろいろ説明しておられますが、昨年の世界農業遺産も含めて、いろんなつながりが出てきたということでもあります。

今回の訪問を契機として、さまざまな国々との多様な交流の必要性、そして、それがどういふ人のつながりを生み、また、さらなるネットワークの広がりが図られるか、いろんな可能性があるなということを感じたところでありまして、ブルネイを初め、さまざまな国との交流をさらに進めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 議長も一緒に行ってくださいましたし、議長表敬もありましたが、議長に感想を聞くわけにはいきませんので、次に移りたいと思います。

ハラール対応について、ブルネイ国産業大臣によりますと、世界には19億人のイスラム教徒がおり、ハラール食の市場規模2.4兆円とのことであります。将来、宮崎から輸入した農産物を加工して、ハラール食として海外に売り出すことも考えられる等の話もされました。ハラール食の可能性を認識したところではありますが、オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、ムスリム旅行者を受け入れるためには、ハラール対応が重要であります。東京大会に向けてどのように取り組んでいくのか、現在の本県の取り組み状況もあわせてお聞かせください。商工観光労働部長、お願いいたします。

○商工観光労働部長（永山英也君） 東南アジア等から日本へ訪問するムスリム旅行者は年々増加しております。安心して食事ができるハラールや礼拝などのムスリム対応は大変重要になってきております。このため、本県におきましては、平成26年から、みやざき観光コンベンション協会やジェットロ宮崎貿易情報センターとも連携しながら、ムスリム旅行者の受け入れや食品輸出に関するハラールセミナーなどを実施しているところであります。

また、来週には、宮崎大学と連携し、宿泊施設や飲食店等を対象に、専門家による講演や留学生との意見交換会を実施することにしておりまして、ムスリム対応への理解を深め、受け入れ施設の拡充につなげてまいりたいと考えております。県といたしましては、2020年に向けまして、ムスリム旅行者を初めとする外国人観光客の受け入れ環境の充実に、県内の市町村や関

係団体等と連携を図りながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 次に、ブルネイ国との交流促進について伺いたしたいと思います。ブルネイ・ダルサラーム国は、人口約40万人、広さは三重県と同程度の小さな国ながら、石油や天然ガスなどの豊富な資源で外貨を獲得し、税金もなく、1人当たりGDPも日本よりはるかに高い大変豊かな国であります。両国間には、過去の長い歴史やエネルギーの輸出あるいは車の輸入等を通じて深い関係があり、外交樹立30数年、大変親日的な国であります。政治制度は立憲君主制であり、国王による安定した政治・経済情勢が維持されております。

伊岐大使の現地情勢ブリーフィングでは、ブルネイ国は地政学的にも有利な位置を占めており、例えば、ハラールなど各国に輸出するには優位性があると聞きました。ヤスミン大臣には来県時、県乳用牛肥育事業農業協同組合による「ハラール宮崎ハーブ牛」の説明の後、東郷メディキットや県総合農業試験場、そしてソーラーフロンティア工場を視察していただきましたが、いずこにおいても、かなり強い関心を示しておられました。ちなみに、ブルネイ国には、宮崎産ソーラーフロンティアの太陽光パネルが設置されております。

宮崎空港で大臣を見送りながらつくづく思ったことは、今、ブルネイ国と本県が特別深い関係を持ち合わせているわけではありませんが、この小さな友好の芽を将来に向けて大きく育てていけば、次の世代に何か生まれるのではないかと思います。そこで、商工観光労働部長にお尋ねいたします。ことし、「みやざきグローバル戦略」を策定の予定と聞いております。この機会に、ブルネイ国との交流を促

進してはどうかと考えます。グローバル戦略の中で、このような交流をどのように位置づけ、取り組んでいかれるのか、お考えをお聞かせください。

○商工観光労働部長（永山英也君） 海外との経済交流の拡大を図りますためには、輸出の促進や観光誘客に取り組むだけではなく、今回の県議会の皆様によるブルネイとの交流のように、海外のさまざまな活動で築いた人的ネットワークをいかに経済や人材の交流につなげていくかという視点も大変重要であると考えたところであります。このため、現在策定を進めております「みやざきグローバル戦略」におきましては、「海外との連携・多様な交流の促進」を戦略の柱の一つとして位置づけまして、その中で、ブルネイを含むASEAN地域の展開の方向性として、「海外の自治体との連携の推進」や「相互交流につながる多様な人的ネットワークの維持、拡大」などを掲げているところでございます。

県といたしましては、今後、ブルネイとの交流を初め、県内において、さまざまな国とあらゆる分野で交流の芽が広がるよう、各種の交流団体とも十分に連携しながら、戦略の推進に努めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 ヤスミン大臣は大変ゴルフの好きな方で、飛行場を飛び立たれる前に、ゴルフショップに連れていけということでございましたから、あるショップに連れていきました。前日、電話しておきまして、「Miya z a k i」シャフトというのを都城でつくっておりますから、試打コーナーに連れていきまして、「これが絶対あなたに合うよ」と言って、「Miya z a k i」シャフトをお買い上げいただいて帰っていただきましたので、ずっと宮崎と

いう名前はゴルフをするたびに思い出していただけるし、また、私も営業マンの一端を担ったということをお報告申し上げて、次に移りたいと思います。

介護ロボットの導入について伺います。

ロボットについては、過去2回、15～16年前と10年前に質問したことがあります。当時からすれば、産業用ロボットを見る限り、その進化ぶりには驚かされます。正月明け、北九州市が国家戦略特区——介護施設へのロボット導入だそうではありますが——に指定されたとの報道がありました。現地の状況を調査したいと思っている矢先、今年度の予算に「介護ロボット導入調査検証事業」が組まれているのを知り、早速、北九州市に調査に行っていました。

市の新産業振興課課長みずからの丁寧な説明をいただいた後、関連企業を訪問し、展示館等を見せてもらいました。対象が人であるがゆえに、産業ロボットほどの急激な進化はまだまだこれからでありましようが、腰痛対策や人手不足解消の対策あるいは職場改善などなど、介護現場が抱える問題を解消または負担軽減するなど、今後の介護のありようを大きく変える画期的な技術と言えると思います。介護現場における介護ロボットの導入に、県はどのように取り組んでいかれるのか、福祉保健部長の御見解をお聞かせください。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 介護ロボットは、介護従事者の負担軽減に資するものでありまして、介護人材の定着を図る上で有効でありますことから、国においても、導入に対する補助事業が創設されるなど、普及促進の機運が高まっております。こうした中で、本県では、最新の介護ロボットの機能が、介護の現場において十分に理解されていないのではないかと

声を伺っております。このため、来年度当初予算案の新規事業におきましては、まずは、試験的に介護ロボットを導入していただいて、その機能や操作方法などを広く知っていただくこととしております。その上で、効果や課題について検証しまして、各事業所が導入・活用するに当たっての判断材料としてもらいたいと考えております。

○蓬原正三議員 判断材料、検証という話が出ましたが、当然1年間やってみて、その検証結果を次に活かしていかないといけないと思います。今回の試験的導入の検証結果をどのように活かしていくのか、再度、福祉保健部長の御見解をお聞かせいただきたいと思います。近い将来、先ほど申し上げましたが、介護ロボットはごくごく汎用的で身近な存在になっていく、これができるとなれば、加速度的に進んでいくと思います。例えば、介護ロボット導入プランとまで言えないにしても、そういうベクトルを持った指針みたいなものは今のうちからつくる準備をして、他県に先駆けて先進県となるような、そういうことを目指していただきたいと思いますが、検証結果をどのように活かすのか、御見解をお聞かせください。

○福祉保健部長（桑山秀彦君） 介護ロボット導入の目的は、介護従事者の負担軽減や業務の効率化、あるいは介護を受けられる方へのサービスの質や安全性の確保などでありますので、今回の事業におきましては、これらの目的に対する効果や課題を検証してまいります。その上で、各事業所におきまして、利用者や介護従事者にとりまして、最も効果的・効率的に介護ロボットを活用するための体制づくりを検討していただきたいと考えております。

また、今後は、関係団体とも連携しながら、

今回の事業の検証結果や先進的な取り組み事例等も踏まえまして、介護ロボットの導入・活用に当たっての基本的な考え方を整理してまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 今回、アシストスーツも、まだまだ使い勝手の悪い、一回一回脱着しないといけませんから、ずっと作業をやっているわけじゃないので、ほんの試験的なものになるのかなと思いますが、先々はこれがまたいろんなところに進化していくんだと思います。北九州の場合は、シニア・ハローワークと一体になっているんですね。いわゆる地方創生で、例えば40代、50代の方にどうぞ北九州においでください、帰ってきてください、U J Iターンで来てください、老後は、こういうことで、特区でロボットを使って、非常に安心・安全な充実した介護体制をつくれますから、そのために帰ってきてくださいということで、一体のものになっているようでございます。紹介しておきたいと思います。

次に、ロボットを関連技術ということで広めて、産業としてのロボットということでお尋ねしたいと思いますが、本県のロボットに関連する技術水準は、どの程度の、どのような位置にあるのか、産学官の取り組み状況についてお聞かせください。商工観光労働部長、お願いいたします。

○商工観光労働部長（永山英也君） 県内でのロボット関連技術の取り組みについてであります。民間企業において、工場内の搬送ロボットの開発・製造や産業用ロボットの部品製造に取り組む例などがあります。また、県の工業技術センターにおきましては、これまで県内企業と連携し、ロボットの動作制御システムや安定制御技術に関する研究を実施するなど、ICTを

活用したロボット関連技術に関する研究開発を行ってきております。

また、宮崎大学では、環境ロボティクス学科を中心に、基礎から応用まで幅広い研究が行われておりますが、例えば、人の入れない下水管の劣化状況を検査するロボットの実用化や、手足が不自由な方が目線の動き等で電動車椅子を制御する装置の開発等が行われております。さらに、都城高専では、病院や工場内の狭い空間で、全方位に物を運搬できる移動ロボットなどの研究のほか、ロボットコンテストを通じた基本動作の制御システムの開発実習などに積極的に取り組んでおられます。

また、質問にありました介護ロボット分野につきまして、県内の産業界、大学あるいは公設試がいかにかかわることができるかについては、今後、関心を持って見ていきたいと思っております。

○蓬原正三議員 そこで本題であります、東九州自動車道宮崎—北九州間がいよいよ全線開通いたします。ロボットやICT技術産業の先進地である北九州市と、かなり近くなります。日本ロボット工業会によると、産業用ロボットも含めたロボットの市場規模は、2025年には、——これはやや古いデータであります、その当時の試算でも——約8兆円に達すると予測されております。

現在も豊前市に事務所を開設するなど、自動車道の開通効果の発揮に努力されているところではあります、この際、自動車産業に、ロボットやICT産業等——その他にもいろいろありますから、いろいろ加えても結構ですが——を加えた事業の拡大展開を図ってはどうかと思います。本県産業の厚みが増し、さらなる発展につながるものと思われれます。商工観光労

働部長の御見解をお聞かせください。

○商工観光労働部長（永山英也君） 東九州自動車道宮崎—北九州間の全線開通に伴い、ロボットやICT技術、自動車関連産業など、先端技術開発の先進地である北九州市とつながりますことは、本県のものづくり企業にとりまして、新分野進出、技術連携の促進などの効果が期待されるところであります。本県ではこれまでも、沿線の大分県や北九州市と連携を図り、東九州メディカルバレー構想の推進や自動車産業関連企業の取引拡大などに取り組んでおりますが、特に自動車分野につきましては、大分県や北九州市の関連企業団体と合同で自動車産業交流ツアーを実施するなど、県域を越えた企業間連携を強化しているところであります。

なお、現在策定を進めております産業振興戦略におきましても、ロボット技術などのイノベーションを生み出す新たな取り組みを、しっかりと位置づけているところであります。宮崎—北九州間の全線開通を契機としまして、先進地との連携をさらに深め、本県の産業振興を図ってまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 これはものづくりで有名な東大阪市ですね。ここにも先般、行ってまいりましたが、大阪府の職員さんの話ですけれども、東大阪はなぜものづくりの町として栄えたか、いわゆる企業城下町としての基礎があったから、そういうふうな技術の発展を見たんだということでありました。宮崎の場合は、旭化成さんというビッグビジネスはありますけれども、企業城下町らしきところはなかなかないわけで、近くなりました北九州、かつては鉄都と言われました。鉄の町あるいは工都、工業の町北九州、そこにつながるわけですから、やや遠い地ではありますが、その企業城下町とし

で栄えることを目指していったのかなというところで質問したところであります。

最後に、刑法犯対策について伺います。

警察本部長にお願いいたしますが、この質問を通告してからも、去る27日、福岡市で、19歳の予備校生が同じ予備校に通う19歳の少年に刺され、死亡する事件が発生いたしました。昨年2月にも、川崎市の中学1年、上村遼太君が多摩川の河川敷で無残に殺害されました。先日、横浜地裁の裁判員裁判は、19歳の無職少年に懲役9年以上13年以下の不定期刑を言い渡したとの報道があったばかりであります。被害者の肉親の立場にすれば、その感情たるや想像を絶するものではないかと考えます。相次ぐ凶悪事件の報道に、何とか未然に防ぐ手だてはないものかと、やり場のない怒りをテレビにぶつけながら思うことしきりであります。さて、本県はどうなのか、心配にもなります。県内の刑法犯の現状についてお聞かせください。

○警察本部長（野口 泰君） 県内の犯罪発生状況につきましては、平成27年の刑法犯の認知件数は6,632件で、前年と比較して689件、率にして9.4%減少しております。刑法犯の認知件数は、ピーク時の平成14年以降、年々減少傾向にあり、昨年は、現在の統計方式となった昭和41年以降、最も低い件数となったところであります。一方、昨年の刑法犯検挙件数は2,490件、検挙率が37.5%で全国平均を5ポイント上回っております。

刑法犯の中でも、悪質で社会的反響が大きく、県民に著しく不安を与える殺人・強盗・強姦・放火の4罪種を凶悪犯罪と呼んでおります。この凶悪犯罪の認知件数は15件で、前年と比較して25件、率にして62.5%減少しており、検挙件数につきましては、18件で率にして120%

に上り、前年比減少率、検挙率ともに全国1位であります。

また、人口10万人当たりの認知件数を示す犯罪率が、凶悪犯罪につきましては、1.3%と全国一低い現状にあります。しかし、この種犯罪は、いつ発生するかわからず、昨日未明、宮崎市内のコンビニエンスストアで強盗未遂事件が発生するなど、予断を許さない状況にあります。

○蓬原正三議員 刑法犯は、昨年9.4%の減少で、認知件数は昭和41年以降、最低、検挙率も全国平均を5ポイント上回り、また、凶悪犯罪は、前年比減少率がマイナス62.5%で全国1位、人口10万人当たりの認知件数を目安にする犯罪率が1.3%で全国一低く、検挙率も120%で全国1位との答弁をいただきました。ありがとうございました。とても安心いたしました。これが悪ければ、認知件数が増加しておれば、「なぜですか」と質問するところではありますが、大幅に減少しているとの答弁でありますので、逆の質問をいたします。刑法犯の減少要因についてお聞かせいただきたいと思っております。

○警察本部長（野口 泰君） 本県の刑法犯が減少した要因としまして、まず、警察では、制服警察官による街頭活動の強化や、防犯ネットワークの整備による地域安全情報の積極的な発信など、犯罪情勢を的確に分析した効果的な犯罪抑止対策に取り組んでまいりました。そのほか、防犯ボランティアによるパトロール活動や防犯カメラの増加により、犯罪を警戒する地域社会の目が密になったこと、車や自転車、住宅の施錠設備の改善など、さまざまな要因が考えられます。今後とも、県民が安心して暮らせる宮崎県を目指し、犯罪の抑止に取り組んでまいります。

○**蓬原正三議員** 最後になりますが、警察のテロ防止対策について伺います。国際テロ組織やイスラム過激派によるテロが世界各地で発生し、国際テロ情勢は依然として厳しい状況にあります。2013年1月には、在アルジェリア邦人に対するテロが発生、日本人10人を含む40人が死亡、さらに、同年4月には、アメリカボストンマラソンのゴール付近で爆弾が連続して爆発、3人が死亡し、200人以上が負傷、2015年1月には、フランスパリにおいて、イスラム教の風刺画を掲載した週刊誌社が襲撃されるテロ事件が発生するなど、世界各国がテロの脅威に直面している状況にあります。

こうした状況の中、2020年にはオリンピック・パラリンピック東京大会の開催が決定し、本県においても、野球やサーフィン等の大会開催や事前合宿あるいはキャンプ等の誘致に努力しているところであります。大規模な国際スポーツ大会等は、格好のテロの攻撃対象になりやすいと聞きます。テロ防止対策についてお聞かせください。

○**警察本部長（野口 泰君）** 警察では、本年開催の伊勢志摩サミット、2020年開催予定のオリンピック・パラリンピックを控えておりますことから、テロに関連する情報の収集、空港、港湾等の関係機関と連携した水際対策、重要施設、公共交通機関、大規模集客施設等の管理者と連携した警戒警備の強化などのテロ防止対策を、本県警察を含め、全国警察一丸となって推進しております。警察といたしましては、今後とも、県民の協力をいただきながら、テロの未然防止に万全を期すこととしておりますので、県民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○**蓬原正三議員** 意外と凶悪事件とかが多いん

じゃないかというつもりで質問いたしましたら、本県は非常に発生率も減少し、検挙率も高く、凶悪犯罪も非常に少なくなっているということで、平たく言うと日本一だなということのようであります。なぜテロのこと等々聞いたかといいますと、先ほど言いましたように、これからいろんなスポーツ大会、合宿等の誘致をするわけでありますが、日本がもし世界で一番安全な国とするならば、その中の全国一なわけですから、宮崎県は世界で一番安全なところであると言っても過言ではないわけでありまして、これは宮崎県にとって、誘致合戦をする上で、大きな売り、セールスポイントになるのではないかと考えております。そういうことで、知事を初め、皆さん方には頑張ってくださいとありがたいと思っています。

実は、通告で少年法というのを私は書いてまして、それをやりませんから、なぜかと思われる方がいるといけませんので、ちょっと時間がありますから、問題提起だけにして終わりたいと思います。

こんな議論があります。改正公職選挙法では、18～19歳は、当面、選挙権は持つが、少年法の適用年齢であり続ける。判断能力を備えた大人と認めて選挙権を付与するなら、同時に相応の責任も負うべきであり、少年法の適用年齢についての議論は、公選法の改正と並行して行うべきであったというものです。これは、先ほど質問の中に出てきましたが、多摩川河川敷の事件で、被告の19歳少年に対する判決が、成人だったらもっと重い罪が科せられたはずという疑問に端を発したものであります。

少年法の目的は保護や更生であることは、よく理解しております。18歳を大人と見るのか、子供と見るのかということになりますが、世界

の多くの主要国では、選挙権、少年法とも18歳を境界としているのだそうであります。民法、そのほかいろいろな法律との兼ね合いがありますので、難しい、難しい問題であると思えます。これは国会でやることではありましょけれども、国民的議論が必要なのではないかと思ひまして、問題提起だけにしておきたいと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 以上で一般質問は終わりました。

◎ 議案第1号から第76号まで及び請願
委員会付託

○星原 透議長 次に、今回提案されました議案第1号から第76号までの各号議案を一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

ここで、議案第1号から第76号までの各号議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす3日から6日までは、常任委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、7日午前10時開会、平成27年度補正予算関係議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時47分散会

3月7日（月）

平成 28 年 3 月 7 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

- | | | |
|------|-----------|-----------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (愛みやざき) |
| 2 番 | 重 松 幸次郎 | (公明党宮崎県議団) |
| 3 番 | 来 住 一 人 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (県民連合宮崎) |
| 5 番 | 岩 切 達 哉 | (同) |
| 6 番 | 右 松 隆 央 | (宮崎県議会自由民主党) |
| 7 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 8 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 9 番 | 島 田 俊 光 | (同) |
| 10 番 | 日 高 博 之 | (同) |
| 11 番 | 野 崎 幸 士 | (同) |
| 12 番 | 日 高 陽 一 | (同) |
| 13 番 | 星 原 透 | (同) |
| 14 番 | 西 村 賢 | (無所属の会) |
| 15 番 | 凶 師 博 規 | (愛みやざき) |
| 16 番 | 河 野 哲 也 | (公明党宮崎県議団) |
| 17 番 | 前屋敷 恵 美 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 18 番 | 田 口 雄 二 | (県民連合宮崎) |
| 19 番 | 高 橋 透 | (同) |
| 20 番 | 中 野 一 則 | (宮崎県議会自由民主党) |
| 21 番 | 横 田 照 夫 | (同) |
| 22 番 | 押 川 修 一 郎 | (同) |
| 23 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 24 番 | 黒 木 正 一 | (同) |
| 25 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 26 番 | 後 藤 哲 朗 | (同) |
| 27 番 | 徳 重 忠 夫 | (無所属クラブ) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公明党宮崎県議団) |
| 29 番 | 太 田 清 海 | (県民連合宮崎) |
| 30 番 | 満 行 潤 一 | (同) |
| 31 番 | 井 上 紀 代 子 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (宮崎県議会自由民主党) |
| 33 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 34 番 | 丸 山 裕 次 郎 | (同) |
| 35 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 36 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 37 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 38 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 39 番 | 中 野 廣 明 | (同) |

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-----------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 稲 用 博 美 |
| 副 知 事 | 内 田 欽 也 |
| 総 合 政 策 部 長 | 茂 雄 二 |
| 総 務 部 長 | 成 合 修 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 金 丸 政 保 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 桑 山 秀 彦 |
| 環 境 森 林 部 長 | 大 坪 篤 史 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 永 山 英 也 |
| 農 政 水 産 部 長 | 郡 司 行 敏 |
| 県 土 整 備 部 長 | 凶 師 雄 一 |
| 会 計 管 理 者 | 舟 田 美 揮 子 |
| 企 業 局 長 | 四 本 孝 一 |
| 病 院 局 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 財 政 課 長 | 阪 本 典 弘 |
| 教 育 委 員 長 | 島 原 俊 英 |
| 教 育 長 | 飛 田 洋 |
| 公 安 委 員 長 | 山 崎 殖 章 |
| 警 察 本 部 長 | 野 口 泰 |
| 代 表 監 査 委 員 | 高 橋 博 |
| 人 事 委 員 長 | 村 社 秀 継 |

事務局職員出席者

- | | |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 事 務 局 次 長 | 奥 野 信 利 |
| 議 事 課 長 | 亀 澤 保 彦 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 松 吉 浩 |
| 議 事 課 主 査 | 松 本 英 治 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 森 本 英 征 明 |

◎ 企業局長発言

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、平成27年度補正予算関係議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、執行部から発言の申し出がありますので、これを許します。

○企業局長（四本 孝君）〔登壇〕 先日の丸山議員の代表質問及び渡辺議員の一般質問における「地方振興積立金の一般会計への繰り出しに至った経緯」に関する答弁につきまして、補足説明させていただきたいと思っております。

県営電気事業みやざき創生基金の原資となる一般会計への繰り出しについては、これまでの電気事業法のいわゆる総括原価方式のもとでは、売電料金の引き下げが前提とされていたことから、売電料金の引き下げを行った上で繰り出しを行うという判断は、経営上、困難でありましたが、坂口議員への答弁で申し上げましたとおり、これまでの電力会社との料金交渉において、将来の料金引き下げを説明した上で繰り出すことは、制度上は可能であったかと思っております。

説明の足りない点があり、御迷惑をおかけしましたことをおわびし、補足説明させていただきました。以上であります。〔降壇〕

○星原 透議長 執行部の発言は終わりました。

◎ 常任委員長審査結果報告(議案第46号から第76号まで)

○星原 透議長 次に、議案第46号から第76号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、清山知憲委員長。

○清山知憲議員〔登壇〕(拍手) 総務政策常任委員会の審査結果を御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第46号外6件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第63号は賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)についてであります。

今回の補正は、国の平成27年度補正予算(第1号)の成立及び公共事業費等の国庫補助の決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであります。補正額は84億8,200万円余の減額となっておりますが、この中には、国の補正予算に伴う経費として153億3,600万円余が増額計上されております。

歳入財源の主なものとしては、県税が50億1,000万円、地方消費税清算金が56億2,600万円余、地方交付税が19億7,300万円余の増額、国庫支出金が78億4,900万円余、繰入金が69億3,800万円余、諸収入が64億4,300万円余の減額となっております。この結果、補正後の一般会計の予算規模は6,979億6,400万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で6億7,700万円余、特別会計で1,500万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計

を合わせた補正後の予算額は125億600万円余となります。

また、総務部の補正予算は、一般会計で186億100万円余の増額、特別会計で7億8,300万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は4,924億4,100万円余となります。

このうち、地方創生加速化交付金事業についてであります。

このことについて委員より、「地方創生関連事業については、他県においても同様に取り組んでいることから、その厳しい競争に打ち勝つためには、これまでの発想や手法での取り組みでは難しいと考える。これまで実施してきた事業の検証を行った上で新たな発想を加えるなど、これまでと違った角度での取り組みが必要ではないか」との意見があり、当局より、「この交付金事業は事業効果が強く求められることから、事業効果を念頭に、さまざまな工夫を行いながら取り組んでいる。今後とも、社会が何を求めているのかという視点に立って、他県に負けない宮崎ならではの事業を構築してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会としましては、貴重な財源である交付金の確保に、より一層努めるとともに、これまでの事業の検証を行った上で、地方創生に向けた本県ならではの取り組みをしっかりと推進していただくよう要望いたします。

次に、宮崎県公共施設等総合管理計画についてであります。

これは、今後、急速に老朽化が進行する県保有の全ての建物系施設とインフラ施設について、保有・運営・維持の最適化を図り、財政負担の最小化と施設保有効果の最大化の両立を実現するために、施設等の総合的・計画的な管理

について、基本的な方針を示すものであります。

このことについて委員より、「施設の統廃合については、利用率だけで判断すると施設が都市部に集中することが懸念され、また、施設が廃止される市町村からの理解も得られないのではないか」との意見があり、当局より、「公共施設は行政目的達成のための手段として設置しているものであり、この計画はその管理の最適化を図ることを狙いとしている。施設の統廃合については、利用率のみならず、施設の行政目的に主眼を置いた議論を市町村等とも十分に行ってまいりたい」との答弁がありました。

当委員会としましては、施設の配置等を判断する際には、市町村等との議論を十分に行った上で行うことに加え、用途廃止後の未利用財産の有効活用策についても検討していただくよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、厚生常任委員会、後藤哲朗委員長。

○後藤哲朗議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第46号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第46号及び第71号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであり

ます。

今回の補正は、一般会計での34億8,400万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,020億4,900万円余となります。

このうち、国の補正予算に伴う貸付事業についてであります。

これは、国の「一億総活躍社会の実現等」に向けた緊急対策のための補正予算に伴うものであり、介護人材、保育人材の確保を目的とした「介護福祉士等養成・確保特別対策事業」及び「保育士修学資金貸付等事業」並びに貧困対策等を目的とした「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業」及び「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の4件が提案されております。

このことについて委員より、「これらの取り組みは、返還免除要件などの制度設計の細部について、いまだ不明確な点が多い。事業の実施に向けて、ニーズを十分に把握した上で、さまざまな媒体を活用した広報・広聴活動を行っていくとともに、その運用に遺漏なきよう、準備を整えていただきたい」との要望がありました。

次に、県立看護大学の法人化移行業務に係る進捗状況についてであります。

県立看護大学は、平成9年の開学以来、本県の看護教育等の中核機関として、県内外の保健、医療等の向上に貢献してきたところであります。

しかしながら、少子化が進行する中、大学を取り巻く環境は全国的に厳しさを増しており、競争力を備え、魅力ある大学として発展していくためには、自主性、自立性を持った機動的な大学運営を行っていくことが必要との考えか

ら、平成29年4月の法人化を目指して、準備を進めているところであります。

このことについて委員より、「今後、議決事項となる法人定款や中期目標等については、十分に議論・検討した上で、議会に対し、内容を報告しながら手続を進めていただきたい」との意見がありました。

また、別の委員より、「地域医療等の充実に貢献し、地域に根差した魅力ある大学運営を実現できるよう、大学改革に誠実に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、病院局の補正予算についてであります。

今回の補正は、職員の給与改定に伴うものであり、病院事業費用1億6,800万円余を増額するものであります。この結果、補正後の病院事業費用は306億7,700万円余となります。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、商工建設常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第46号外7件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で63億6,600万円余、特別会計で6,000万円余の減額であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の

予算額は578億2,300万円余となります。

このうち、地方創生加速化交付金事業についてであります。

このことについて当局より、若者の県内就職・進学を促進するためのフェア開催や、さらなる企業立地促進のための首都圏での企業立地セミナーの開催、また、世界農業遺産を切り口とした旅行商品の造成を図るための現地調査やモニターツアーの実施等、21件の新規事業について説明がありました。

当委員会といたしましては、これらの事業の実施に当たっては、今後予定される地方創生推進交付金でのさらなる事業展開を見据えながら、真の地方創生の実現に向けて、付加価値の高い産業の育成と良質な雇用の場の確保が図られるよう、しっかりと取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で58億8,000万円余の減額、特別会計で1,300万円余の増額であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は650億5,300万円余となります。

このうち、債務負担行為についてであります。

今回の補正予算においては、公共工事を前倒しして発注するためのゼロ国債及びゼロ県債が設定されております。

当委員会といたしましては、ことし1月から試行している「余裕期間を設定した建設工事」等も含めてしっかりとそれらの効果を検証し、来年度以降の公共工事の発注や施工時期の平準化につなげていただくことを要望いたします。

次に、都市計画に関する基本方針の改定につ

いてであります。

このことについて当局より、当方針は平成27年3月から改定に着手しており、人口減少や高齢化への対応として、コンパクトシティー化や各都市の有機的ネットワーク化を進めること等を記載予定であるとの説明がありました。

これに対して委員より、「旧来のまちでは商店街そのものがなくなり、コンパクト化が難しい場合もあるため、交通の便を生かした新たな都市の形成といった観点も必要である。今後の検討において知恵を絞っていただきたい」との要望があり、当局より、「当方針に基づき、各市町村が具体的な都市計画を決めることになるため、今後、市町村の計画策定を支援する中でアドバイスしていきたい」との答弁がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、環境農林水産常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第46号外6件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で30億7,800万円余の減額、特別会計で9,600万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は204億5,500万円余となります。

このうち、松くい虫伐倒駆除事業についてであります。

これは、宮崎市の海岸の松林を中心に拡大している松くい虫被害の蔓延を防止するために、被害木の伐倒駆除を行うもので、8,200万円余を増額補正するものです。

このことについて当局より、「昨年度と比較し、県全体で約1.5倍、宮崎市では約3倍の被害が見込まれており、松林を守るためには、伐倒駆除等の地道な活動を続けていくことが必要である。昨年11月に、庁内にプロジェクトチームを設置するとともに、宮崎市やゴルフ場等の複数の関係者による連絡会議等を開催しており、今後も、関係者全員が一体となって対策に取り組んでいきたい」との説明がありました。

これに対して委員より、「新たな連携体制づくりなど、さまざまな対策に取り組まれていることを評価したい。これ以上、被害が拡大しないように、関係団体等と引き続き連携して取り組み、貴重な海岸の松林の保全に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で49億3,000万円余の減額、特別会計で1,600万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は374億3,600万円余となります。

このうち、新規事業「農で呼び込む移住・U I J ターン促進事業」についてであります。

これは、農業の担い手が減少する中で、都市部から人材を呼び込むために、就農と移住のワンストップ相談窓口の創設や、県立農業大学校での実践研修等を強化するとともに、宮崎で就農する人材の受け皿として、市町村やJAを主体とした新たな雇用の場となる「しごと創生公

社」の設立や、大型量販店等と地域が連携した直営農場の設立、農業法人の「のれん分け」への支援等に取り組むものです。

これに対して委員より、「農業に魅力を感じる都市部の人も多いと聞くが、宮崎で就農してもらうためには、一人一人へのきめ細やかな支援とその受け皿づくりが必要である。モデル地区を選定して事業に取り組むとのことであるが、しっかりと磨き上げて県内全域に広げ、本県農業の担い手の確保・育成に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、文教警察企業常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、第46号外7件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公安委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で5億3,200万円余の減額であり、この結果、補正後の予算額は263億9,700万円余となります。

次に、宮崎市内におけるバスレーン規制の見直し後の状況についてであります。

このことについて委員より、「規制が見直されてから1カ月が経過したが、バスの定時走行や交通渋滞の状況等はどうか」との質疑があり、当局より、「この規制は、バスの利用を促

すことにより、交通総量を抑制して、交通の安全と円滑化を図ることを目的としており、本年2月1日から規制時間等をコンパクト化して徹底を図っている。見直し直後は、渋滞が生じ、多数の戸惑いの声が寄せられたが、日を追って運転手に浸透し、雨天時を除けば、大きな渋滞は見られなくなってきたとあり、バスの定時走行も確保されている。これを徹底することにより、渋滞緩和や交通事故抑止につながるなど、さまざまな効果が期待されることから、今後も交通指導を継続してまいりたい」との答弁がありました。

次に、公営企業会計補正予算についてであります。

今回の補正は、電気事業会計で1,745万円余、工業用水道事業会計で108万円余、地域振興事業会計で1万円余で、いずれも事業費の増額を行うものであります。この結果、各会計ごとの補正後の事業費は、電気事業は44億6,900万円余、工業用水道事業は3億8,800万円余、地域振興事業は2,100万円余となります。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で20億7,400万円余の減額、育英資金特別会計で2億9,800万円余の増額であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,067億6,900万円余となります。

次に、平成31年度全国高等学校総合体育大会南部九州大会の開催についてであります。

これは、全国高等学校体育連盟による開催基準において、ブロックの輪番が原則とされていることから、平成31年度に本県を含む南部九州4県で開催することとなったものであります。

このことについて委員より、「高校総体の施

設基準はどの程度のものなのか」との質疑があり、当局より、「高校総体の施設基準は、国体のようにハードルが高くないため、平成31年度高校総体においては、基本的に既存施設の活用を考えている」との答弁がありました。

また、このことに関連して複数の委員より、「競技会場の選定等に当たっては、2巡目国体を視野に入れ、市町村や競技団体等と意見を交わすなど、その後の国体へつなげるという視点を持ちながら取り組むことを求める」との要望がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。まず、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕(拍手) ただいま議題となっております議案第46号、第63号、第71号について、日本共産党を代表して、反対の立場から討論いたします。

議案第46号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」と議案第71号「宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例」については、関連がありますので、あわせて討論いたします。

一般会計補正は、国の補正予算及び公共事業費等の国庫補助決定に伴うことを中心に補正するもので、予算の総額を6,979億6,430万円に補

正しようとするものであります。

また、議案第71号は、国民健康保険の安定運営を図るためとして、基金を創設する条例を制定しようとするものであります。

同意できない問題点の第1は、T P Pに関する予算であります。

重要5品目を聖域として守ることなどを宣言した国会決議をほごにして大筋合意に至り、特に農家や農業団体などから批判が高まるもとで、アメリカを初めT P Pの国会批准が全く定かでないにもかかわらず、T P P対策と銘打って予算化してきました。私は、この行為そのものが二重に三重に誤りだと思えます。同時に、参議院選挙をにらんだ党利党略であると思えます。

今回補正されているT P P関連予算は31億8,100万円であり、そのうち、農林水産分野は28億4,800万円であります。県営畑地総合整備事業、プラスJ E T R Oで攻める輸出拡大産地育成事業、経営体育成支援事業などが具体的な事業であります。もちろん、これらの事業が農業振興の妨げになるものでないことは明らかであります。

しかし、これらの事業の中心に置かれているのは、農業経営の規模拡大であります。規模拡大はこれまでも農業政策の中心に置かれてきましたが、それが今日の結果であります。耕地面積が100倍も1,000倍もあるアメリカやオーストラリアの農業と競争させること自体がどだい誤りであって、日本には日本に合った農業の振興策があるべきであります。T P P対策として規模拡大路線をひたすら追求していくなら、家族的経営はさらに衰退し、農業者が農業から追い出され、法人化となり、それによって、中山間地はさらに放置されることになるでしょう。

本補正予算や28年度当初予算のT P P対策が、一定の幻想を与えることはできたとしても、本県農業のさらなる衰退に歯どめをかけるものとならないことは明らかであります。国会決議を遵守し、T P Pからの撤退を改めて強く求めるとともに、県当局がこの立場に立たれることを求めます。

第2に、国民健康保険助成費において、1億9,240万円を新たに創設される国民健康保険財政安定化基金に積み立てようとしていることあります。

本件は、市町村国保の都道府県化、いわゆる広域化を中心とした国保制度の大改変を平成30年度をめどに行う、その一つとしての補正であり、基金条例の制定であります。

国民健康保険制度をめぐる今日の最大の問題は、低所得者のための保険であるのに、とにかく保険料が高いことにあります。保険料の高騰は当然のごとく滞納を激増させ、それによって財政難となり、再引き上げ、滞納増、財政難のサイクルに落ち込んでいることにあります。国保の広域化によって、この悪循環から抜け出すことができるのか。結論から言って、できないのであります。できないだけでなく、国保加入者も市町村も県も、さらに重荷を背負わされることとなります。

国保税が高過ぎる要因は2つあります。

第1は、国の予算削減にあります。1984年の改定で、医療費の45%であった国庫負担を38.5%に削減したことを皮切りに、国の責任を次々と後退させ、市町村国保の総収入に占める国庫支出金は、1980年度は57.5%であったものを2012年度には22.8%にまで後退させていることあります。

第2は、国保加入者の貧困化であります。国

民皆保険スタート直後の国保世帯主の職業構成は、農林水産業が42.1%、自営業が25.4%でありましたが、2012年には2.8%と14.7%と少数となり、無職者43.4%、被用者35.2%となっております。他の医療保険にない特徴を持つ国民健康保険は、国を初め公的支援がなければ成り立つことのできない保険であります。

広域化によって、県は市町村と並んで保険者となります。国保料は市町村が徴収するなど、基本的実務は市町村が担いますが、給付は県が行うこととなります。最大の改変は、国保財政の元締めを行い、市町村の監督役として強力な権限を持つようになります。

詳しく述べることはできませんが、この広域化によって、住民負担増と給付削減がさらに強まることは避けられません。一般会計からの繰り入れで保険料負担を抑えている市町村は、実際の保険料と標準保険料率との乖離や他市町村との比較で住民への優遇ぶりが際立つようになり、「医療水準が同じなら負担も同じでないと不公平」という非難を受け、繰り入れができなくなり、保険料引き上げを迫られることとなります。保険料の高騰を抑えたければ、給付を抑制せよということになります。この問題は重要な課題でありますので、今後、議論をしていきたいと思っております。

次に、議案第63号について述べます。

本議案は、東京23区から企業の本社機能等の移転や地方の企業の本社機能等の拡充を行う企業に、事業税や不動産取得税、固定資産税の不均一課税、つまり減税を行うというものであります。

我が党は、企業誘致などに反対するものではありません。しかし、地方創生法に基づき総合戦略が閣議決定されましたが、その総合戦略に

「企業の地方拠点強化」による「多様な正社員の普及・拡大の活用によるさらなる正社員化の実現」を明記しております。「多様な正社員化」とは「地域限定正社員」のことであって、限定正社員の普及・拡大は、財界の提案であり、要求であります。国民・県民の税金を投入して、不安定な地域限定社員や非正規雇用を拡大させるようなことを改め、安定した正規雇用こそ求められていると思っております。

以上で討論を終わるものです。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) 議案第46号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」に、県民連合宮崎を代表し、賛成の立場で討論をいたします。

地方創生関連事業に関してであります。

地方創生加速化交付金は、国の27年度補正予算計上額1,000億円、10分の10が交付される地方にとっては魅力的なものです。期待される効果として、「各自治体が地方版総合戦略の取組の先駆性を高め、レベルアップの加速化が図られることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など「目に見える地方創生」の実現に寄与」するとなっております。

交付を希望する自治体は、2月上旬までに国に申請しなければならず、限られた期間に先駆的な事業計画を提案し、国の査定をパスしなければならない。担当者の皆さんは大変な御苦労だったと思っております。

しかし、その多くの事業が、一般会計既存事業の組みかえや焼き直し、国主導の事業と思われれます。本来の目的である「希望を生み出す強い経済」を実現するため、また、「子育て支

援」や「安心につながる社会保障」に貢献するための事業となっているのか。

例えば、総合政策部の「いいね！地方の暮らしフェア」開催事業は、先月に実施した「いいね！地方の暮らしフェア」と全く名称も同じ、事業内容もほぼ同じ内容ながら新規事業となっております。

顕著にあらわれているのが福祉保健部の4件の貸付事業です。介護人材、保育人材の確保を目的とした貸付制度、「介護福祉士等養成・確保特別対策事業」及び「保育士修学資金貸付等事業」と、貧困対策等を目的とした貸付制度、「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業」及び「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の4件の貸付事業です。

一見すると、貧困対策として機を捉えたアイデアだと思わせるところがあります。しかしながら、この国のアイデアは、抜本的な貧困の解決にはつながらないと言わざるを得ません。介護人材、保育人材ともに求人はあるのに、なぜ応募が少ないのか、なぜ離職が繰り返されているのか、そのことに対する抜本的な対策が欠落しています。

安定的な雇用の確保、過酷な労働条件の改善などは置いたまま、児童養護施設から社会に巣立つ子供たちに借金を背負わせてスタートさせる。ひとり親が職業訓練を受ける間の生活はどのように支えるのか。貧困問題を形成する今日の構造的な課題に正面から取り組むものとなっているだろうかと思うところです。

私たちは、地方自治体として、議員として、県民生活をつまびらかにしながら、県民生活をもっと充実させ、豊かにさせるために、日々、執行部と議論を重ねています。今回、地方創生に係る事業も、さまざまな事業提案がありまし

た。それらについて、一つ一つ批判するつもりはありません。

介護や保育、さらには医療などに携わっている皆さん、また、今議会で取り上げられたトラック運転手の人材確保など、その労働条件の向上なくして人材不足の解消は果たせないのではないかと、そのような思いをしている中で、私たちは、国のアイデアをそのままこの地方で展開することが本当に有効であるのかを、しっかり検証・精査する必要があるのではないかと思います。国の補助率10分の10の事業ではありませんが、貴重な税金であります。これらの事業が、真に貧困対策、格差社会解消に有効に活用されることを期待し、討論を終わります。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第46号、第63号及び第71号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

まず、議案第46号、第63号及び第71号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第47号から第62号まで、
第64号から第70号まで及び
第72号から第76号まで採決

○星原 透議長 次に、議案第47号から第62号まで、第64号から第70号まで及び第72号から

第76号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第77号追加上程

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から議案第77号の送付を受けましたので、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第77号を上程いたします。

◎ 知事提案理由説明

○星原 透議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 それでは、ただいま提案いたしました議案第77号について御説明申し上げます。

議案第77号は、現在教育長を務めています教育委員会委員飛田洋氏が平成28年3月31日をもって任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、新たに教育長として四本孝氏を任命いたしたく、県議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔降壇〕

○星原 透議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす8日から15日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、16日午前10時開会、平成28年度当初予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決まで及び特別委員長の調査結果報告であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時43分散会

3月16日（水）

平成 28 年 3 月 16 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	(同)
8 番	清 山 知 憲	(同)
9 番	島 田 俊 光	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	星 原 透	(同)
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	凶 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	(同)
20 番	中 野 一 則	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	横 田 照 夫	(同)
22 番	押 川 修 一 郎	(同)
23 番	宮 原 義 久	(同)
24 番	黒 木 正 一	(同)
25 番	松 村 悟 郎	(同)
26 番	後 藤 哲 朗	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	(同)
31 番	井 上 紀 代 子	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	山 下 博 三	(同)
34 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
35 番	外 山 衛	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	蓬 原 正 三	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	中 野 廣 明	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	桑 山 秀 彦
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	永 山 英 也
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	凶 師 雄 一
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋
公 安 委 員 長	山 崎 殖 章
警 察 本 部 長	野 口 泰
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 長	村 社 秀 継

事務局職員出席者

事 務 局 長	日 隈 俊 郎
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	森 本 英 征 明

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第1号から第45号まで及び請願）

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、平成28年度当初予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び特別委員長の調査結果報告であります。

まず、議案第1号から第45号までの各号議案、請願第3号、第5の1号及び第6号から第13号までの各号請願を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、清山知憲委員長。

○清山知憲議員〔登壇〕（拍手） 総務政策常任委員会の審査内容について御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案等は、議案第1号外9件及び新規請願1件の計11件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成28年度当初予算の概要についてであります。

今回提案されました平成28年度一般会計の予算規模は5,820億7,200万円で、口蹄疫対策転貸債等償還金を除いた前年度6月補正後の予算と比較して、42億2,000万円、0.7%の増となっております。また、特別会計については9.5%の減、公営企業会計については3.8%の減となって

おります。

当初予算の特徴としましては、第四期財政改革推進計画を着実に実行しながら、選択と集中の理念のもと、人口減少問題や地域経済の活性化、県民の安全・安心の確保などの課題に的確に対応する施策の積極的な推進を図る「躍動する『みやざき新時代』予算」として編成されております。

歳入では、まず自主財源については、県税収入が、地方消費税や個人県民税の増等により前年度と比較して5.6%の増、地方消費税清算金は、地方消費税の増により10.4%の増、繰入金、財政関係2基金からの繰り入れの減等により13.8%の減となっております。また、依存財源については、地方交付税が1.0%の増、臨時財政対策債が16.0%の減となっており、それらを合計した実質的な地方交付税額は1.4%の減となっております。

なお、県債残高については、平成28年度末で8,771億円程度となり、今年度末と比較して200億円程度の減、臨時財政対策債を除く実質的な県債残高については、4,967億円程度となり、206億円程度の減となる見込みであります。

一方、歳出では、引き続き社会保障関係費が増加する中、第四期財政改革推進計画を踏まえ、総人件費の伸びの抑制や投資的経費の重点化、事務事業の徹底した見直しなどに取り組むとともに、地方創生に向けた取り組みの加速化や県民の安全・安心の確保に向けた取り組みなどを積極的に推進する観点から、引き続き、特別枠として総額63.8億円が措置されております。

収支不足額については、前年度と比較して圧縮したものの、社会保障関係費が増加した影響等により209億円程度となっており、基金の取り

崩しにより対応した結果、財源調整のための財政関係2基金の平成28年度末残高は260億円程度となる見込みであります。

このうち県債残高について委員より、「財政健全化を判断する材料として、県債残高はどの程度まで圧縮していけば健全と言えるのか」との質疑があり、当局より、「平成28年度においては、臨時財政対策債を除く実質的な県債残高が5,000億円を切る見込みとなっており、当初予算の規模を下回り、また全国的に見てもかなり少ない額である。その意味では健全な状況であり、財政改革の一定の成果が出てきているのではないかと考えている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「手がたい財政運営は評価するものの、本県が地方創生のトップランナーを目指すのであれば、本県の現状を踏まえ、より積極的な財政面での対応が必要ではないか」との意見や、「引き続き財政改革に取り組んでいくとのことであるが、県民に痛みを強いることになるので、その目指すべきところを示して取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、総合政策部の平成28年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせ127億4,900万円余で、前年度6月補正後の予算と比較して2.8%の減となっております。

このうち、地域づくり人材育成・ネットワーク化事業についてであります。

この事業では、各市町村が導入している地域おこし協力隊についても、地域活性化人材として活躍し、任期終了後に円滑に定着できるよう、研修やネットワーク化を図ることとしてい

ます。

このことについて委員より、任期終了後の定着状況について質疑があり、当局より、「これまで18名が任期終了し、そのうち10名が県内に定住されているが、現在任期中の方々については、全員が定住していただけることを目標にサポートしてまいりたい」との答弁がありました。

次に、総務部の平成28年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせ2,575億9,400万円余で、前年度6月補正後の予算と比較して45.1%の減となっております。

このうち、県有財産利活用強化促進事業についてであります。

このことについて委員より、「売却が進まない未利用財産については、毎年その維持管理経費が発生することから、経費抑制の面からも、これまでの売却のみの手法を一考し、違った形での活用策の検討も必要ではないか」との意見があり、当局より、「この事業においては、各種広告媒体や民間のノウハウを活用し、未利用財産の売却を進め、可能な限り未利用財産の縮小に努めていくこととしているが、売却が進まず未利用状態が長期化している財産については、県民サービスにつながるような活用の仕方も検討する必要があると考えている」との答弁がありました。

当委員会としましては、社会情勢の変化を踏まえ、未利用状態が長期化している財産等について、県民サービスにつながる活用策を調査・検討していただくことを要望いたします。

次に、包括外部監査契約の締結についてであります。

包括外部監査制度は、地方分権を推進し、地方自治体の自立を促す趣旨から、平成11年度に導入され、17年が経過しております。

このことについて当局より、「地方自治法では、包括外部監査人として契約できるものは、弁護士、公認会計士、税理士等と規定されているが、現在、財務に主眼を置いた監査を行っていることに鑑み、地方自治に見識がある方を公認会計士団体から推薦いただいた上で選定している」との説明がありました。

これに対して委員より、「監査結果がいかにかに県政に反映されるかが重要であることから、これまでの財務監査と違った視点も必要ではないかと考える。これまでの外部監査を総括し、学ぶべき点をどう今後に生かしていくかを検討すべきではないか」との意見がありました。

当委員会としましては、多様な視点での監査が実施されるよう、監査人選定のあり方について検討していただくよう要望いたします。

次に、平成28年度組織改正案の報告についてであります。

このことについては、総務部から当委員会に対し、主な改正の概要説明がなされたところですが、該当部局を所管する委員会においては、その説明がなかったとのことであります。各委員会の審査においては、所管部局の組織体制を把握した上で行うことがより効果的であることから、今後は、組織改正がなされる部局を所管する委員会に対しても、その内容を報告していただくよう要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱

いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、厚生常任委員会、後藤哲朗委員長。

○後藤哲朗議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案等は、議案第1号外10件及び新規請願3件の計14件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号及び請願第9号については賛成多数により、その他の議案及び請願については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の平成28年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせ1,044億4,300万円余で、前年度6月補正後の予算と比較して0.5%の増となっております。

このうち、人口減少問題に対する子育て支援についてであります。

平成28年度当初予算の編成に当たりましては、人口減少問題に積極的に取り組むため、「みやざき創生始動プロジェクト」を中心に重点的な措置を講じることとされており、その重点施策の一つとして、「子育ての希望を叶える県づくり」を掲げておられます。

このことについて委員より、「人口減少社会において、当面は人口を100万人超、平成72年には80万人超を維持したいという長期的な目標が

ある中で、来年度の子育て支援策は、その第一歩として見合っているのか」との質疑があり、当局より、「こども政策局としては、新規・改善事業だけでも15件を提案しており、保育の量と質の拡充に向けた子育て支援のさらなる充実や、里親委託の促進を初めとする家庭的養護の推進など、各種支援策をもって取り組んでまいりたい。なお、福祉保健部としては、子育て支援を中心に取り組むこととなるが、出生率向上については、仕事と家庭の両立支援に向けた企業等の機運情勢など、結婚から妊娠・出産、子育てをしやすい環境づくりのほか、雇用の確保なども必要となるので、関係部局と連携しながら取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、民生委員一斉改選事務事業についてであります。

このことについて委員より、「来年度は民生委員の一斉改選期に当たる。近年、なり手不足に悩む声を聞くが、どのように対応されるのか」との質疑があり、当局より、「民生委員児童委員協議会との意見交換の中では、推薦方法の見直しができないかとの意見が出ている。また、公務員の退職者への意識啓発も効果的な手法ではないかと考えている」との答弁がありました。

このことについて委員より、「民生委員は地域福祉の重要な担い手であるので、市町村と十分に連携し、その確保に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、生活困窮者への支援についてであります。

このことについて委員より、「生活困窮者自立相談支援事業の中で、潜在的な生活困窮者を把握して対応するとあるが、現実にはなかなか

難しいのではないかと考える。その間に、生活が徐々に追い詰められていくことも予想されるので、生活困窮者に対しては、自立支援と生活保護の両方を念頭に置きながら、市町村との緊密な連携のもと、その対応に当たっていただきたい」との要望がありました。

次に、在宅介護に対する支援についてであります。

このことについて委員より、「国が在宅介護を推進していく流れの中では、介護を行う家族に対する支援を充実すべきと考える。2025年問題は待たなしの状況にあり、認知症患者の増加や老老介護といった看過できない問題も懸念される。高齢化社会に対応できる環境整備を進めていく観点からも、在宅介護に対する支援のあり方を絶えず議論していただきたい」との要望がありました。

次に、県立こども療育センターのあり方についてであります。

このことについて委員より、「施設の機能のあり方について、抜本的に再検討すべきではないか」との質疑があり、当局より、「当センターは、肢体不自由児施設として開設されたものだが、障がい福祉を取り巻く環境等の変化に対応して、現在では、身体以外の分野についても役割を担っている。施設機能については、他県の状況も調査し、時代のニーズに合ったあり方を検討してまいりたい」との答弁がありました。

次に、病院局の平成28年度予算についてであります。

今回提案されました県立病院事業会計当初予算の収益的収支は、収益309億7,500万円余、費用309億2,300万円余であります。収益から費用を差し引いた収支は、5,200万円余の黒字であり

ますが、前年度6月補正後の予算と比較して3億1,700万円余の減となっております。

これは、診療報酬の減額改定が予定されている中、収益の伸びが期待できない一方で、職員の給与改定による給与費の増加や、高額な薬品を使用する外来患者の増等による材料費の増加が主な要因であります。

次に、県立病院の看護師確保についてであります。

このことについて委員より、今年度の退職見込み者数について質疑があり、当局より、「61名であり、そのうち半数以上は20歳代から30歳代である」との答弁がありました。

これに対して委員より、「退職には結婚等さまざまな事情があると考えるが、早期退職が多い現状が見られるので、採用計画はこれを踏まえたものとし、医療サービスの提供に支障のないよう十分な人員の確保に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、「医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書」についてであります。

これは、当委員会に付託を受けました請願第7号に基づくものであります。社会保険診療等は消費税非課税であるため、医療機関等は医薬品などの仕入れに対して支払った消費税を控除できず、その仕入れにかかった消費税相当額分は診療報酬等に上乗せされる仕組みとなっております。しかしながら、消費税上乗せ分の補填が十分でないことなどから、消費税負担が経営を圧迫しており、とりわけ多額の設備投資などを行っている医療機関等の消費税問題が深刻となっております。

このようなことから、国に対して、国民と医療機関等に不合理な負担を生じさせている医療等に係る消費税問題の抜本的解決を図るよう、

強く要望するものであります。

次に、「知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の充実を求める意見書」についてであります。

これは、当委員会に付託を受けました請願第8号に基づくものであります。知的障がい者は、生涯を通して24時間切れ目のない支援と見守りが必要であります。障害者総合支援法では入所施設の給付費が昼夜で異なっており、支援の質の低下等を招くおそれがあります。また、障害福祉サービスの利用が障害支援区分によって制限されているため、知的障がい者の暮らし方まで制限する状況をつくっております。

このようなことから、国に対して、知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の充実について必要な措置を講じるよう、強く要望するものであります。

当委員会といたしましては、これらの意見書の提出を全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお取り扱いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、商工建設常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案は、議案第1号外11件であります。慎

重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の平成28年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて429億8,700万円余であり、口蹄疫復興中小企業応援ファンドの返還金等があった前年度6月補正後の予算と比較して33%の減となっております。

このうち、新規事業「産学金労官プラットフォームによる地域産業・企業成長促進事業」についてであります。

このことについて委員より、「産業振興機構内に事務局やコーディネーターが新設されるが、既に設置されているコーディネーター等の役割はどうなるのか」との質疑があり、当局より、「新設する事務局を中心に、既存のコーディネーター等の人材やそれぞれの支援機関が持つ情報、ノウハウを結集し、企業の発掘・選定・支援を集中的に行っていく予定である」との答弁がありました。

これに対して委員より、「地方創生の実現に向けて宮崎の総合力が試される。しっかりと取り組んでいただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、これまで以上に関係機関との連携を密にし、地域経済を牽引する企業の育成や小規模企業に対するきめ細かな支援に取り組むことで、県全体の産業の底上げを図るとともに、将来的には、さらなる技術力の向上につながるような事業展開についても検討していただくよう要望いたします。

次に、新規事業「さあ、みやざきで働こう！高校生県内就職促進事業」についてであります。

これは、高校生の県内就職を促進するため、これまで以上に学校と企業との接点を強化し、地元企業を知る機会の提供やキャリア教育支援に取り組むことにより、本県の産業発展を担う人材の確保・育成を図るものであります。

このことについて委員より、「学校と企業の距離を縮めていくためには、双方が主体性を持って取り組んでいくことが何よりも重要であることから、県においては、学校や企業が円滑に連携をとれるような仕組みづくりをしっかりとサポートしていただきたい」との要望がありました。

次に、記紀編さん1300年記念事業についてであります。

このことについて当局より、神話や歴史に関心の高い層をターゲットにした首都圏での講座開催、幅広い層を対象に興味や関心度を高めるためのパンフレット作成やキャンペーンの実施、東京オリンピック・パラリンピックに向けたPRなど、さまざまな事業について説明がありました。

これに関して委員より、オリンピック開会式での天岩戸開き神話の採用に向けた関係者への働きかけについて質疑があり、当局より、「平成26年度から、パンフレットを活用して、オリンピック組織委員会や関係省庁等に対し、提案・要望を行っており、現時点では、開会式セレモニー自体の形が見えていない状況ではあるが、さまざまな関係者に関心は持っていただけている。今後も具体的な形での提案・要望活動を一步一步進めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、それぞれの事業がうまく相乗効果を発揮できるよう工夫するとともに、県単独での活動に加え、他県と連携した情報発信を行うなど、記念事業の最終年である2020年に向け、広い視野を持って事業を進めいただくよう要望いたします。

次に、県土整備部の平成28年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて714億6,700万円であり、前年度6月補正後の予算と比較して0.9%の増となっております。

このうち、新規事業「県民と築く「美しい宮崎づくり」沿道修景美化モデル事業」についてであります。

これは、事業の構想から実施に至る各段階において、県民等の視点や創意工夫を取り入れたモデル事業を行うことにより、地域ごとの個性を生かした「美しい宮崎づくり」の実現を図るものであります。

このことについて複数の委員より、「当事業は平成28年度のみ事業となっているが、その後の事業展開についてはどのように考えているか」との質疑があり、当局より、「今回の事業は、県民との協働による「美しい宮崎づくり」をさらに進めるために、その先駆けとして取り組むものである。今後、県全体における沿道修景美化のあり方の見直しや県土美化条例の制定などを進めていく中で、今回のモデル事業をそれらの枠組みの一つとして組み込み、県下全域に展開できるよう取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、沿道修景美化の推進は、本県の観光振興の観点からも非常に重要であることから、引き続き、美しい県土づく

りに向けた県民意識の醸成を図りながら、県民参加による良好な道路景観の創出・保全に努めていただくよう要望いたします。

次に、新規事業「ふるさとみやぎき土木の魅力発信事業」についてであります。

この事業は、ストック効果事例集の作成や小中学生等を対象とした土木の魅力発信PRイベントの実施により、若者を初め広く県民の理解を深め、将来の担い手確保や社会資本の計画的かつ効率的な維持・整備体制の構築を図るものであります。

このことについて委員より、「小さいころから土木について知ってもらうことは、将来の技術者確保のために効果的であることから、教育委員会等との連携を密にし、事業のPRや募集の仕方について知恵を絞って取り組んでいただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「事例集については、できる限り地域への経済効果等に関する数値を記載するなど、インフラ整備の効果をわかりやすく伝えられるような資料の作成に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、公共港湾建設事業に伴う市町村負担金徴収についてであります。

このことについて委員より、「細島港の港湾整備においては、現在、日向市のみが事業費の1割を負担することになっているが、港湾計画が改定され、今後はさらなる事業費の増大が想定される。細島港整備により利益がもたらされるのは日向市だけではないので、そのような点も考慮しながら、将来の市町村負担金のあり方について検討を進めていただきたい」との要望がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治

法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、環境農林水産常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案は、議案第1号外12件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の平成28年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて230億4,200万円余で、前年度6月補正後の予算と比較して0.1%の増となっております。

このうち、山間地域不法投棄監視パトロール強化事業についてであります。

これは、不法投棄を防止するために、山間地域の高千穂町など6町村において、地域ごとに情報連絡会議を開催して対策を検討するとともに、森林組合に監視パトロールを委託するものです。

このことについて当局より、「住民の目が届きにくい山間地域のパトロールを、地域に精通した森林組合に委託するという全国初の取り組みにより、不法投棄防止を強化することができる」との説明があり、これに対して委員より、「今後も市町村や関係団体と連携して効果的な

手法を検討し、景観維持や環境保全に向けたよい流れが生まれるように取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、有害鳥獣捕獲等対策についてであります。

このことについて当局より、「国の事業を活用して県がみずから捕獲を行うなどの対策を新たに進めるとともに、鳥獣の適正管理に向けた人材育成やジビエとしての利用を進めるなど、捕獲がビジネスとして成り立つよう取り組んでいきたい」との説明があり、これに対して委員より、「捕獲活動への助成や研修などさまざまな対策を進めているものの、依然として被害は深刻であり、今後も関係部局で連携して積極的な取り組みをお願いしたい」との要望がありました。

次に、県産材海外輸出トライアル推進事業についてであります。

このことについて委員より、県産材の輸出促進への取り組みについて質疑があり、当局より、「現在、県産材と技術をパッケージにした材工一体の普及に取り組んでおり、海外の大学から研修開催の依頼があるなど、順調に進んでいるところである。今回の事業では、新たに研修プログラムの開発や建築マニュアルを作成することとしており、これにより海外における県産材の需要拡大を図りたい」との答弁がありました。

これに関連して別の委員より、オリンピック・パラリンピック東京大会での県産材活用に向けた取り組みについて質疑があり、当局より、「日本一の杉生産量や豊富な森林認証材、木材利用技術センターの技術開発力などの本県の魅力をアピールする冊子を作成し、国や関係機関に県産材の活用を積極的に要望している」との

答弁がありました。

当委員会といたしましては、今後も国内外での県産材の需要拡大を図り、杉素材生産量25年連続日本一の記念の年となる平成28年度におけるさらなる飛躍を期待し、本県木材産業の振興に引き続き取り組まれるよう要望いたします。

次に、農政水産部の平成28年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて453億7,800万円余で、前年度6月補正後の予算と比較して8.2%の増となっております。

このうち、農地中間管理機構支援事業についてであります。

このことについて委員より、農地集積の状況について質疑があり、当局より、「平成27年度の取扱面積は約1,900ヘクタールで、目標の3,000ヘクタールには届かなかった。市町村やJA等と連携し、地域の話し合いを進め、取り組みを強化していきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「取り組みを進める上でさまざまな課題があることは理解しているが、農地を集積し生産性を向上させることは、本県農業の発展に欠かせないものである。今後も関係機関等と連携を強めるとともに、集積後の産地づくりを見据えながら事業に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、「海の天気図」でつくる新しい漁業創生事業」についてであります。

これは、水温や潮目などの海況情報を漁業者に提供するシステムである「海の天気図」の情報を充実するとともに、このシステムを活用して計画的操業を図り、収益性の高い新たな漁業経営モデルをつくるものです。

このことについて委員より、「海の天気図」は、本県漁業の最前線で奮闘する水産試験場が開発した、宮崎オリジナルのものである。今後も、職員の知恵と工夫と新たな発想力で、本県水産業が抱える収益性の向上や担い手育成などのさまざまな課題に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、「全共3連覇を目指す「チーム宮崎」体制確立事業」についてであります。

このことについて当局より、「平成29年に開催される全国和牛能力共進会の3連覇に向け、出品候補牛ブラッシュアップ対策として、雌子牛の導入に初の支援を行うほか、チーム巡回調査指導を行うなど、日本一の努力と準備を進めてまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「宮崎牛の販路拡大や生産者の意欲向上に向け、ぜひ3連覇を達成していただきたい。TPP合意による大きな環境変化が想定される中、畜産基盤の強化等に向けてさまざまな事業が行われることとなるが、これを機会にしっかりとした体制を整え、宮崎の畜産の未来を見据えて取り組んでいただきたい」との要望があり、当局より、「畜産業を初め、本県の農水産業は大きな転換期にあるが、将来に恥じることはないように、生産者や関係団体と力を合わせて取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、世界農業遺産里山コミュニティ創出事業についてであります。

これは、世界農業遺産の認定を受けた高千穂郷・椎葉山地域における、伝統的な農法や神楽などの文化の保全・継承活動や、地域活性化への取り組みを支援するものであります。

当委員会といたしましては、昨年12月の認定で認められた地域の価値を守り高める、息の長

い取り組みの第一歩として、よりよい遺産を未来に引き継いでいただけるように、地域とともに取り組んでいただくことを要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、文教警察企業常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案等は、議案第1号外9件及び新規請願4件の計14件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案については全会一致により、請願第10号、第11号、第12号及び第13号については賛成少数により、決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公安委員会の平成28年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は一般会計271億4,900万円余であり、前年度6月補正後の予算と比較して0.8%の増となっております。

このうち、新規事業「警察航空機(ひむか)性能強化整備事業」についてであります。

この事業は、警察航空機(ひむか)のエンジン内部に火山灰を構成する物質である二酸化ケイ素が付着堆積することにより性能が低下するため、異物を除去するためのフィルターを整備

するものであります。なお、警察航空機については、警察庁が国費で調達し、本県に配備されております。

このことについて複数の委員より、「本県の地域性を考慮せずに調達した警察庁に責任があると考え、警察庁に費用の全額負担を求めることはできないのか」との質疑があり、当局より、「維持費は警察庁と県が折半することになっており、全額負担を求めることはできない。当委員会で指摘されたことは警察庁にしっかりと伝え、次の更新時には地域性を十分に考慮した機種を配備するよう要請する」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、2月補正のエンジン交換費用と合わせると多額の支出となることから、次の警察航空機の更新時には、本県の地域性を十分に把握し、必要な装備等について検討を重ねた上で、事前に警察庁としっかりと協議することを強く要望します。

次に、企業局の平成28年度公営企業会計予算についてであります。

まず、電気事業会計予算についてであります。収益的収支は、事業収益50億8,100万円余、事業費47億9,600万円余で、事業収益から事業費を差し引いた収支残は2億8,400万円余であります。

次に、工業用水道事業会計予算については、同じく事業収益4億円余、事業費3億8,700万円余で、収支残は1,300万円余であります。

次に、地域振興事業会計予算については、同じく事業収益2,700万円余、事業費2,500万円余で、収支残は200万円余であります。

このうち、新規事業「企業局地域貢献事業」についてであります。

この事業は、公営企業会計における地方振興

積立金を原資として繰り出しを行い、一般会計において設置する「県営電気事業みやざき創生基金」の財源として活用することにより、企業局の地域貢献に資する取り組みを拡充するものであります。

このことについて委員より、「電力システム改革の進展など、状況の変化に的確に対応しながら、健全経営の維持に努め、今後とも県民福祉の増進に貢献してほしい」との要望がありました。

次に、教育委員会の平成28年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて1,087億6,900万円余であり、前年度6月補正後の予算と比較して0.2%の増となっております。

このうち、新規事業「めざせ全国制覇！甲子園優勝サポート事業」についてであります。

このことについて複数の委員より、「事業の進捗次第では、次年度以降も事業を継続するとともに、予算のさらなる充実を図るなど、甲子園優勝をなし遂げるまで取り組みを続けるべきである」との意見がありました。

次に、新規事業「子どもの学びを高める“ひむか”の授業づくり推進事業」についてであります。

このことについて委員より、「市町村教育委員会の事務局規模はさまざまであるが、学力向上の取り組みに差が生じる懸念はないのか」との質疑があり、当局より、「当事業により市町村ごとの支援チームを新設し、きめ細やかな支援ができる体制を構築することとしている。地域が抱える課題等に応じて柔軟に対応し、学力向上の取り組みを支援してまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「どの地域においても教育の機会等がひとしく確保されるよう、教員の配置に当たっては、教員の地域別年齢構成の偏り等に十分注意しながら、各地域の教育のかなめである市町村教育委員会と一体となって学力向上に取り組んでほしい」との要望がありました。

次に、改善事業「スクールソーシャルワーカー活用事業」についてであります。

このことについて委員より、「スクールソーシャルワーカーの配置人数の増員及び総稼働日数の拡充は評価できる。効果的な事業とするために、各学校やスクールサポーターなどとの連携を密にして取り組んでほしい」との要望がありました。

また、このことに関連し別の委員より、「いじめや暴力行為等の諸課題については、校長のリーダーシップのもとに全教職員が一致協力して指導に取り組むことが重要であるため、その体制整備を進めるべきである」との意見がありました。

次に、検定申請中教科用図書の閲覧に関する調査報告についてであります。

これは、教科書会社が検定申請中教科用図書を教員等に閲覧させていた問題に関して、本県における閲覧状況等の報告があったものです。

このことについて当局より、文部科学省から提供された情報に基づき調査を行った結果、閲覧の事実を確認できた人数は35名であったが、全ての事例において教科書採択への影響はなかったと判断したこと、また、全市町村の教育長及び県立学校長に対して、教職員を初めとする学校関係者に再度指導を徹底するよう通知したことなどの報告がありました。

当委員会といたしましては、教科書採択への

信頼は、学校教育において欠くことのできない重要な要素であることから、教科書採択において公平性、透明性が確保されるよう、再発防止に徹底して取り組むことを強く要望します。

次に、教職員及び警察職員の不祥事についてであります。

教職員や警察職員の不祥事は、組織全体の信頼を大きく損ない、ひいては教育環境や治安の悪化につながりかねない重大な問題であることから、当委員会といたしましては、職員がこの現状を真摯に受けとめ、公務員として求められる高い使命感や倫理観を持って職責を全うするとともに、組織を挙げて、不祥事の根絶へ向け全力で取り組むことを強く要望します。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。まず、来住一人議員。

○来住一人議員 [登壇] 私は日本共産党を代表して、ただいま議題となっております諸議案中、議案第1号、第31号、第39号、第40号及び

第41号について、反対の立場から討論いたします。

まず、議案第1号「平成28年度宮崎県一般会計予算」について述べたいと思います。

安倍内閣が進めてきた経済政策「アベノミクス」の害悪が、この3年間で実に明白になってきております。大企業のもうけをふやせば、それが国民に滴り落ちて経済全体がよくなるという、典型的なトリクルダウン政策であります。大企業の利益は急増し、株の配当と内部留保は増大しましたが、国民に滴り落ちることなく、経済の好循環もつくられておらず、明らかに破綻いたしております。そして、消費税8%への引き上げ、社会保障予算の削減が強行されてきました。

政府の本年度予算案は、来年4月の消費税10%への増税を前提とした上、社会保障改悪などによる負担の押しつけを行う一方で、TPPの推進や大企業への減税のばらまき、軍事費を突出させ、戦争への道を進めるという極めて反国民的な予算となっております。地方自治体が、国民生活破壊の下請機関になるのか、それとも住民の要求を基本に住民を守る防波堤となるかが問われていると思います。

平成28年度宮崎県一般会計予算は、歳入歳出それぞれ5,820億7,200万円に定めようとするものであります。予算の全体は、県民の命と暮らしを守り、教育・文化と地場産業の振興及び県土の保全等に欠くことのできないものとなっております。同時に幾つかの問題点を含んでおり、同意できないものであります。

第1に、地方自治体としての制約はあるものの、国の言いなりになって、県民の暮らしを後退させるものが含まれていることであります。

国民健康保険安定化基金及び地域医療介護総

合確保基金への積み立て、また、生活保護費が約1億1,000万円減額されております。

国民健康保険安定化基金とその背景にある国保の広域化についての問題点については、さきの議案第46号の討論で述べたとおりであり、あえて繰り返しません。高過ぎて払うに払えない国保について、県として法定外の支出を行い、軽減に努力すべきであります。

また、地域医療介護総合確保基金事業は医療介護総合確保推進法に基づくものでありますが、ここには入院ベッド削減や介護抑制を本格化させる内容を含んでおり、保険料や利用料の負担を増大させ、病院から施設へ、施設から在宅へと流れをつくり出すものとなります。昨年4月1日時点で、特養ホームへの入所の配慮が特に必要な在宅の要介護度4以上の重度の方が702名に上り、施設の拡大・拡充が求められております。

生活保護は、人としての尊厳を守る最後のよりどころであります。今日の経済社会状況から鑑みて、大幅な予算削減は到底、容認できるものではありません。

T P P への対応関連事業予算として143億1,600万円計上されております。T P P に対する我が党の立場は幾度も議論いたしておりますので、繰り返しません。攻めの農林水産業への転換がよく叫ばれ、その一つとして農林水産物、食品の輸出が前面に押し出されております。農林水産省は、昨年1月から11月までの輸出が過去最高の6,690億円に達したと発表しております。しかし、そのうち30%は、みそ・しょうゆなどの加工食品であり、米や青果物、牛肉などの農産物はわずか9.3%にすぎません。しかも、みそ・しょうゆなどの原料は外国産であり、こうした加工食品の輸出を幾ら伸ばしても

農家の所得向上に結びつかないことは明らかであることを述べておきたいと思っております。

第2に、県民の切実な要求に応えようとしないうものになっていることであります。

「躍動する『みやざき新時代』予算」と名づけられ、その重点施策として「子育ての希望を叶える県づくり」が挙げられております。具体的事業としては、34事業が組まれております。どの事業も大変重要な事業であります。子育ての希望をかなえる上で今日最も求められているのは、子供の医療費助成事業の拡大であります。地方創生先行型交付金を活用して子供医療費助成を拡充した範囲については、国保の国庫負担金の減額ペナルティーは行わないことを昨年12月15日に通知いたしております。また、群馬を初め多くの県が拡大しており、本県においても拡大・充実を行うことを強く求めるものであります。

子育てに限らず、暮らしの安定を図る上で雇用を守ることは第一義的に重要であると思っております。この課題との関係で、一言述べておきたいと思っております。企業立地促進補助金が11億円計上されております。また、予算にはあらわれておりませんが、誘致企業に対する不動産取得税の免除が行われます。我が党は、企業誘致は当然のことながら大いに進めるべきものと思っております。企業誘致の最大の目的の一つが雇用の拡大であろうと思っております。税を免除し、補助金を交付し、誘致した企業の雇用の内容がいかようなものになっているかは、注視すべきものと思っております。雇用されている多くの方々が非正規雇用ではないかと思われま。以前伺ったところ、県は雇用の内容は調査していないということでありました。ぜひとも調査し、良質の雇用となるよう対策を打たれるよう要望するものであり

ます。

議案第31号について述べます。本議案の問題点は、農地の転用許可権限を市町村に帰属させることによって、地元の地権者や進出企業の開発の意向に引きずられて農地の壊廃は一層進み、食料生産及び農村基盤が大きく損なわれることになるものであります。

議案第39号、40号、41号は、林道事業、農政水産関係建設事業、土木事業の執行に伴う市町村負担金の徴収を行うものであります。本来、国や県の直轄事業については、それぞれが責任を持って執行することが当然であって、したがって、負担金を徴収すべきでないと考えられるものであります。

以上で討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次に、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 前屋敷恵美でございます。

日本共産党を代表して、請願についての委員長報告に対し、請願第9号の採択及び請願第10号から13号の不採択について、反対の立場から討論を行います。

まず、請願第9号「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願についてです。

本請願では、最近起きている少年の重大事件を例に、青少年の荒廃が深刻な事態にあるとして、その原因を家庭の崩壊や倫理・道徳教育を排した学校に問題があるとしています。果たしてそうでしょうか。政府の国会答弁でも明らかかなように、少年事件は2004年から毎年減少しているのが実態です。事件の現象や結果だけを見て、家庭や学校にその主たる原因、責任があるとしている点は問題だと思います。非行の背景や要因を明らかにすることなしに問題を解決

することはできません。なぜ家庭崩壊が起き、子供の貧困が社会的問題になっているのか、なぜ子供たちの安心・安全を守るべき学校現場、子供たちの人格形成を培う学校現場でいじめや不登校などが起きるのか、教師がしっかり子供たち一人一人に向き合える状況がつけられているのか、今こそ真剣に考えるべきです。

また、本請願では、家庭の問題が強調され、家庭の価値を基本理念に据えた法の整備を求めています。もちろん、家庭の役割を否定するものではありませんが、青少年を取り巻く問題は、家庭の役割だけで解消できるものでも、法律や規則で縛れば解決できるというものでもありません。今日、家庭そのものが、雇用破壊や長時間過密労働で家族そろっての夕食や団らんなど家族のコミュニケーションを奪われています。日本社会が直面している政治や経済での相次ぐ腐敗、不正事件が、健全な社会道徳を軽視する風潮を生み出し、重大で衝撃的な少年犯罪やいじめなどが起きる要因になっているのでしょうか。

国連・子どもの権利委員会は、日本政府への勧告の中で、「極度に競争的な教育制度によるストレスのため、子供が発達のゆがみにさらされている」と、厳しい批判を寄せています。国や地方自治体、社会が取り組まなければならない課題は、青少年を憲法・教育基本法に基づく社会の一員として尊重すること。その中でこそ、自分や他人を大切にし、社会のルールを尊重する主権者として成長できるのです。そして、何より子供たちの豊かな学びのための教育環境を整えることです。こうしたことを徹底してこそ、非行や犯罪を減少させ、子供たちの健やかな成長を保障することになるのではないのでしょうか。よって、「青少年健全育成基本法

の制定」を求める意見書提出に関する請願」の採択に強く反対するものです。

次に、不採択とされた請願第10号「公立高等学校授業料不徴収制度の復活を求める請願」、第11号「正規教職員の増員を求める請願」、第12号「小・中・高の35人以下学級等の実現について国に意見書の提出を求める請願」及び第13号「義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願」について採択を求めるものです。

この教育関連の新規請願は、いずれも子供たちの健やかな成長を願い、子供たちが安心して学ぶための環境の整備や教育費の父母負担の軽減等を求めるものです。

まず、高校授業料の不徴収の復活、学費の無償化についてです。

2014年、政府は、所得制限を導入した高等学校等就学支援金制度を実施し、高校授業料の無償化制をやめました。当時の文科省の試算で、22%もの高校生が就学支援金支給の対象外となることを明らかにしましたが、格差社会の広がりの中で子供の貧困が深刻さを増し、貧困世帯はこの20年間で2.5倍にふえ、子育て世帯の貧困率は全国平均13.8%、その中で宮崎県は19.5%と高く、全国第6位に達しています。教育格差をなくし、全ての子供たちの教育を受ける権利を保障することや、教育費の父母負担の軽減は、政治の役割であり、豊かな経済力を持つ日本が、OECD加盟国並みに教育費の公的財政支出をふやすことは十分可能であり、また、やらなければならないことです。高校授業料無償化の復活を早急に求めることが必要ではないでしょうか。

また、正規教職員の増員を求めることも重要です。

いじめ問題や学級崩壊、不登校、児童虐待、インクルーシブ教育の構築など、子供たちを取り巻く課題は山積し、早急な対応が求められています。一方、教職員の精神疾患による休職や退職がふえ、学校運営や児童生徒への影響も深刻であることは、請願者のリアルな報告から学校現場の困難な状況が理解できます。障がいのある子供たちも、ともに安心して学ぶ教育条件を整えるためにも、正規教職員の増員、そして障がいの多様性に応じた人員配置を行うことは、重要かつ喫緊の課題として受けとめ、対応が求められていると思います。

次に、小・中・高の35人以下学級等の実現についてです。

現在、小学校と中学校の1年生は35人以下学級が実施され、小学校2年生は国の加配措置で35人学級が実施されていますが、それ以降は40人学級です。少人数学級での学習効果が高く評価される一方、小学校3年生、中学校2年生になるとき、人数がふえるときに生じるさまざまな困難が報告されています。

県内では、えびの市が独自に小中学校の全学年で30人学級を実施しており、全国でも秋田県は、これまで県独自に実施していた少人数学習推進事業の30人程度学級をさらに拡充して、新年度からは小中学校の全学年で実施することを明らかにしています。同県では、少人数学習でのきめ細やかな教育による学力の向上と不登校児童の減少に効果を上げていると、実績が語られています。行き届いた教育のために少人数学級が有効であることは、誰もが一致する認識です。しかし、地方自治体任せでは限界があります。県の努力はもちろんのこと、国に求めることは当然であり、強く要求することが必要だと思います。

最後に、義務教育費国庫負担制度の拡充・復元についてです。

2006年度から義務教育費の国庫負担割合が2分の1から3分の1へ引き下げられ、県の負担が2分の1から3分の2へと33%もふえています。その結果か、身分の不安定な非常勤講師や臨時的任用の教職員がふえている状況は否めません。35人以下学級の実現は遠のくばかりです。国庫負担割合をもとに戻すことは、県の財政負担を軽減し、教員の増員を初め、子供たちの学びや成長にとって必要な手だてをとることを可能にするものです。

子供たちの教育に国が責任を負うことは当然のことです。また、無限の可能性を秘めた子供たちをしっかりと守り育てていくのは、我々大人の責任であり、責務でもあります。そして、そのために施策を充実していくのが議会の役割、行政の役割ではないでしょうか。県議会は、こうした切実な県民要求を切り捨てることなく、子供たちを守る請願者の意思をしっかりと酌み取って、最大限、力になることが求められていると思います。各請願を不採択とせず、県民要求をしっかりと受けとめ、採択することを強く求めて討論といたします。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号、第31号及び

第39号から第41号まで採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第31号及び第39号から第41号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可

決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号から第30号まで、
第32号から第38号まで及び
第42号から第45号まで採決

○星原 透議長 次に、議案第2号から第30号まで、第32号から第38号まで及び第42号から第45号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第9号採決

○星原 透議長 次に、請願第9号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第10号から第13号まで採決

○星原 透議長 次に、請願第10号から第13号までの各号請願について、一括お諮りいたしま

す。

各号請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○星原 透議長 起立多数。よって、各号請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第7号及び第8号採決

○星原 透議長 次に、請願第7号及び第8号について、一括お諮りいたします。

両請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、両請願は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第5-1号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○星原 透議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉

会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

○星原 透議長 次に、さきに提案のありました教育長の任命の同意についての議案第77号を議題といたします。

〔四本企業局長退席・退場〕

○星原 透議長 質疑の通告はありません。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党を代表して、議案第77号「教育長の任命について」討論をいたします。

今回の人事は、新たに施行された国の地方教育行政の組織及び運営に関する法律のもとで、初めての知事の任命です。

この法改正は、教育委員長を廃止し、教育方針となる大綱を自治体の長・首長が決め、その首長の意見をより反映できる新教育長を首長が任命し、トップに据えるというものです。これ

は、教育委員会の独立性を奪い、国や首長の教育内容介入に道を開き、憲法が保障する教育の自由と自主性を侵害する懸念があります。こうした国の法改正による新たな制度は、到底容認できるものではありません。

まさに今、安倍自公政権によって憲法が骨抜きにされ、海外で戦争できる国づくりが推し進められようとするもとの、侵略戦争を美化し、歴史を偽る愛国心教育を担う教科書の押しつけが強まっています。これ以上の教育現場への政治の介入は、断じて許されません。

これまでの国会の参考人質疑の中でも、日本教育政策学会会長や識者から、政治などの不当な支配から教育の自主性を保障するために教育委員会があることが強調され、「この理念を具体化する方向の改革こそ必要だ」「教育委員長をなくすことは問題だ」などの意見が表明されてきました。

そもそも教育は、子供の成長、発達のための文化的な営みであり、教師と子供の人間的な触れ合い、信頼関係を通じて行われるものです。そこには自由や自主性が不可欠です。だからこそ、戦前の教訓を踏まえ、憲法のもとで政治権力による教育内容への介入、支配は厳しく戒められてきたのです。

知事は任命する理由の中で、四本孝氏について、豊富な知識と経験を持ち、高潔な人格であると述べられておりますが、このことに異を唱えるものではありません。

私ども日本共産党は、教育長を初め、教育委員の皆さんが引き続き、憲法と教育基本法、子どもの権利条約の精神に立って、地域住民や学校現場の多様な教育要求を施策に反映させるべく、自由闊達な論議を保障すること、政治的に中立かつ公正な教育行政と教育の自主性を重ん

じること、この点を改めて知事、教育長に求めるものです。その上で、あえて本人事案件には反対せず、今後の教育委員会の動向を注視していきたいと考えています。

以上、日本共産党の考え方、立場を表明して討論いたします。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第77号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

議案第77号についてお諮りいたします。

本案については同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

〔四本企業局長入場・着席〕

◎ 特別委員長調査結果報告

○星原 透議長 次に、特別委員長の調査結果報告を議題といたします。

ここで、特別委員長の調査結果報告を求めます。まず、総合交通・観光・経済対策特別委員会、押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員〔登壇〕(拍手) 当委員会では、総合交通、観光、経済対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりですが、ここで、その概要について御報告申し上げます。

我が国は、本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎えており、今後、地域経済の縮小や競争力の低下といった問題を引き起こすと考えられ

ております。地域経済の維持・活性化のためには、交流人口をふやすことが重要であり、そのためには、交通体系を早期に整備し、アクセス向上を図るとともに、魅力ある観光地づくりや情報発信の強化などに積極的に取り組む必要があります。

本県においては、東九州自動車道の開通や国際航空路線である宮崎—香港線の開通、またクルーズ船を利用した東アジアからの観光客の増加など、交通・観光を取り巻く状況は大きく変化してきております。

このような状況を踏まえ、当委員会では、総合交通体系の整備促進を図り、観光振興対策に取り組むことで、いかに交流人口を増加させ、地域経済の活性化につなげるかという観点から、「総合交通対策に関すること」及び「観光振興対策に関すること」を調査事項として決定し、所要の調査活動を行ってまいりました。

まず、調査事項の総合交通対策についてであります。

本県の高速道路網については、東九州自動車道を中心に着実に整備が進んでいるものの、東九州自動車道の県南区間、九州中央自動車道、そして都城志布志道路にはミッシングリンクが残されており、高速道路網整備によるストック効果を最大限に高め、県内各地に波及させるためには、未開通区間の早期整備を図る必要があります。

県や県議会においては、国に対して働きかけを行っているところでありますが、当委員会としても、調査活動を通じて改めて高速道路網の早期整備の必要性を認識し、「高速自動車国道等の早期整備を求める意見書」を国に対して提出することといたしました。県においても、今後とも市町村や関係機関、民間団体等とも連携

し、あらゆる機会を捉えて継続的な要望を続けていただきたいと思います。

次に、航空路線の維持・充実についてであります。

国際路線については、近年、東南アジアからの訪日需要が高まってきており、当委員会としては、そのニーズを取り込むためにも、東南アジアをターゲットとした新規路線開拓を行うべきではないかと考えます。

インバウンド対策については、全国の自治体に取り組んでおり、今後さらに地域間競争が激化することが想定されますので、県においては、他県との連携も視野に入れ、東南アジアをターゲットとした国際チャーター便の誘致に早急に取り組むよう要望いたします。

また、国内路線については、昨年8月にLCCであるピーチアビエーションにより宮崎—開空線が就航し、低廉な価格も要因となり、搭乗率は8割を超える状況となっております。しかしながら、1日1往復のみの運航となっており、利便性向上のためには増便が求められております。

一方、LCCは、実績を伴わず採算がとれない場合には撤退の判断が早く、九州内でも1年足らずで運休となっているケースもあるようです。県においては、宮崎空港の利便性をより積極的にアピールするなど利用促進対策に努め、LCC路線の維持及びさらなる充実につなげていただきますよう要望いたします。

このほか、東九州地域を縦貫する唯一の幹線鉄道である日豊本線の高速化・複線化や、長距離フェリーの輸送力強化のためのさらなる整備の促進など、本県の総合交通網には依然として大きな課題が残っており、今後とも官民を挙げて早期整備に取り組むことが求められます。

次に、調査事項の観光振興対策についてであります。

県外調査で伺った富山国際大学において、現代社会学部の高橋教授から、「現代は成熟社会であり、ニーズが多様化している。価値競争の時代に入っており、宮崎にしかない魅力ある観光地をつくる必要がある」との話を伺いました。

また、新潟県、長野県、群馬県の7市町村で構成される「雪国観光圏」では、その雪国文化を他地域と差別化された地域独自の価値としてブランド化に取り組んでいました。

本県には、神話や神楽といった歴史・文化や豊かな自然など、他地域と差別化できる資源は多くあります。県においては、市町村や関係団体とも連携し、観光資源のさらなる磨き上げを行うとともに、資源をテーマやストーリーでつなぎ、宮崎ならではのブランド観光地を創出するよう要望いたします。

県外調査で伺った福井県では、恐竜博物館と一乗谷朝倉氏遺跡という2つの観光地をトップと位置づけ、重点的に整備を行っており、これに対し委員からは、「切るところは切って、磨くところは磨くという判断はすばらしい」との意見がありました。

本県の状況を見てみると、東九州自動車道等の開通効果もあり、高千穂には、ゴールデンウィークの7日間だけで約12万人もの人が訪れており、まさに本県の核となる観光地である一方、その観光客は阿蘇や大分方面に移動するケースが多く、県内周遊にはつながっておりません。

そのため、当委員会としては、県央地域に位置する西都原古墳群をもう一つの核として重点整備し、足を運んでもらうことにより、県内周

遊につながり、県内全域への波及効果が期待できるのではないかと考えたところです。県においては、西都原古墳群の世界遺産登録を視野に入れ、調査研究を継続するとともに、その歴史的価値や魅力を生かし、国内外からの観光誘客につなげるため、西都原古墳群及び周辺地域を本県観光地の核として重点的に整備するよう要望いたします。また、市町村とも連携し、西都原古墳群を中心とした観光ルートの充実を図り、国内外への積極的な情報発信に努めるとともに、旅行商品の造成に向け、旅行会社等への積極的なPRに努めるよう要望いたします。

当委員会は、本県に本拠地を置く主要交通インフラを担う5社（JR九州、宮崎カーフェリー、宮崎空港ビル、ソラシドエア、宮崎交通）との意見交換を行いました。意見交換の場では、「宮崎県を観光県だと思っている全ての方々と情報を共有できる場をつくってほしい」との意見や、「スピード感を持ってニーズを取り込み、他県におくれをとらないためにも、行政と民間が情報を共有するプラットフォームづくりが必要だ」との意見がありました。

時代のニーズは常に変化しており、潮流に乗りおくれなければならないことが必要です。県においては、交通関係団体や観光関係団体などの民間事業者と連携し、新たなニーズや課題などの情報共有ができるプラットフォームづくりを検討するよう要望いたします。

以上を委員会報告書の概要として御報告いたしました。総合交通対策については、インフラ整備を伴うものが多く、国や交通事業者の支援が不可欠になります。県においては、各交通網のさらなる利用促進を図るとともに、引き続き、国や交通事業者に対し、本県における交通インフラ整備の重要性を訴え、積極的な要望を

続けていただきたいと思ひます。

また、観光振興対策を推進することは、旅行業や宿泊業、飲食業といった直接的な産業だけではなく、製造業や農林水産業など幅広い産業に関連し、需要創出効果や雇用創出効果など地域経済に大きな効果をもたらします。今後、さらに地域間競争が激化すると想定されますので、県においては、スピード感を持って対策に取り組んでいただきたいと思ひます。

現在、国を挙げて取り組んでいる地方創生を実現させるためには、冒頭にも申し上げましたが、地方の力の衰退をいかに抑制するかが大きな課題となっております。このような中、総合交通体系の整備を促進し、観光振興対策に取り組み、国内外からの交流人口をふやすことは、地域の維持・活性化の原動力になるものです。県がリーダーシップをとり、市町村とのより一層の連携強化を図るとともに、官民が一体となって総合交通対策と観光振興対策を着実に推進することにより、本県の地方創生に寄与することを期待いたしまして、当委員会の報告いたします。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 次は、地方創生対策特別委員会、高橋透委員長。

○高橋 透議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

当委員会では、地方創生対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

日本の人口は減少局面に入っており、人口減少が加速度的に進むことによる消費・経済力の低下は、日本の経済社会に対して大きな重荷になることが懸念されております。国において

は、この問題に向き合うため、「まち・ひと・しごと創生法」の制定、日本全体の人口の将来展望を提示する長期ビジョン及び政府の施策の方向を示す総合戦略の策定などを行っております。

このような動きの中、本県議会においては、昨年度、人口減少・地域活性化対策特別委員会を設置し、人口減少に対する今後の取り組みの方向性等について調査活動を行いました。

当委員会では、昨年度の特別委員会の調査活動を踏まえ、喫緊の問題である地方創生について、本県独自の課題に絞り込み、さらに調査を行う必要があるという観点から、「地域経済の活性化に関すること」「雇用対策に関すること」「高齢者が安心して暮らせる地域づくりに関すること」を調査事項としました。

まず、地域経済の活性化についてであります。

将来推計に基づく人口減少率を見ますと、県央地域と中山間地域には非常に大きな差がありました。県の面積の約9割を占める中山間地域は、本県にとって重要な地域であり、平成23年には、議員発議により「宮崎県中山間地域振興条例」を制定しております。県においては、この条例に基づいて中山間地域振興計画を策定し、振興策を総合的に推進しているところですが、人口流出に歯どめがかからず、中山間地域を取り巻く状況は依然として厳しいことを再認識しました。

このような中、昨年12月に高千穂郷・椎葉山地域が世界農業遺産に認定されたことは、中山間地域の活性化のみならず、本県の地方創生の取り組みを始動させる弾みとしていただきたいところです。

地方創生に関連する事業では、川崎市とモデ

ル的な木造・木質化等を連携する取り組みなどが進められています。委員から、「地方創生のモデルの一つとして、特定のテーマでの連携に期待している。目に見える形のものはず一つ出てくると、県民の理解も広がりやすい」という意見が出されました。

また、県内4カ所で木質バイオマス発電施設が稼働し、林地残材等の需要も見込まれるところですが、条件不利地域では供給意欲が低く、所得や森林整備等に地域格差が生じることが懸念されています。県においても、この課題の解決に取り組んでいるところですが、中山間地域の所得向上や雇用創出につなげるような形で、木質バイオマス供給体制を確立していただくよう要望いたします。

昨年9月に「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、県内全市町村も、今年度中には総合戦略の策定を終える予定とのことです。委員から、「市町村それぞれで頑張れと言っているが無理がある。広域ビジョンをつくってはどうか」という意見も出され、生活圏域、経済圏域を考慮すると、複数の市町村が政策目標を共有し、力を合わせて取り組んだほうが効果的と考えられる場合も多いと考えます。市町村の枠を超え、さらに他の市町村の事業とつながることで、地域の基幹産業として育ていくように、県が、広域的観点から地域間連携を推進していただくよう要望いたします。

次に、雇用対策についてであります。

当委員会では、若者の県内就職促進策について重点的に調査いたしました。本県高校生の県内就職率は全国最下位で、新規学卒者の離職率は全国平均よりも高く、憂慮すべき状況にあります。県外で働きたいという本人の意向を否定すべきではありませんが、子供たちが宮崎で

暮らすメリット等を知らないままに安易に県外転出という選択をしないように、ふるさと教育、キャリア教育などを系統立てて、小・中・高一貫して実施していくことが重要だと考えます。

一方で、良質な雇用の場となる魅力ある企業をふやしていくことも必要不可欠です。委員からは、「県内の99%を占める中小企業を元気にすることが、地方創生につながる」という意見もありました。

県では、今年度新たに「みやざき産業振興戦略」の策定に取り組んでおり、今後の具体的な事業展開による県内中小企業の振興に大いに期待しております。

また、本県の基幹産業である第1次産業を雇用の受け皿として整備していくことも重要です。県では、人手不足が課題となっている農業法人への派遣型の就農研修や、「みやざき林業青年アカデミー」による林業の新規就業に向けた取り組みを行っています。これらの取り組みは、移住やU I Jターン者の受け入れ効果も期待できることから、今後とも積極的に進めていただくよう要望いたします。

次に、高齢者が安心して暮らせる地域づくりについてであります。

県が実施した中山間地域住民アンケートによると、必要とする地域活性化策は、「医療提供体制の整備や高齢者福祉の充実」が最も多く、約5割を占めていました。

国においては、地域包括ケアシステムや地域医療構想策定等の制度改革に取り組んでおりますが、県内の市町村によっては、高齢化の状況も医療・介護サービスの整備状況も、全く違う状況にあります。

委員からは、地域包括ケアシステムに関し

て、「国全体と県内市町村の高齢化の進行状況は違っているので、国のスキームで動けばうまくいくのか疑問もある。各市町村の実情に応じたものになるように、県もきめ細やかな指導をお願いしたい」という意見もありました。

これらの制度改革が、各市町村の高齢者のニーズに即した地域医療介護提供体制となるよう、県としても十分留意して取り組む必要があると考えます。

県では、「健康長寿社会づくりプロジェクト」に取り組んでいますが、心身ともに健康で、将来にわたって快適で安心・安全に暮らせることは、高齢者に限らず、全ての県民の豊かさにつながります。この取り組みを、目標としている「健康長寿男女とも日本一」にとどまらず、「みやざき産業振興戦略」の「スポーツ・ヘルスケア産業」と関連づけて、産業の活性化につなげるとともに、県民運動として大きく盛り上げてはどうかと考えます。

また、高齢者が安心して地域生活を送りながら、みずからのマンパワーを柔軟かつ多様に発揮して社会活動に参加することも大切です。九州知事会で取り組んでいる「70歳現役社会」の積極的な事業展開等により、高齢者が健康で年齢にかかわらず活躍できる地域社会づくりを要望いたします。

以上を委員会報告書の概要として御報告いたしますが、地方創生に関する課題は非常に幅広く、今回調査できなかった内容も多くあります。例えば若者人口の県外流出については、雇用対策だけでなく、大学等の就学環境の整備・充実、県内定着を図る奨学金制度といった観点からの対策の検討も必要です。

また、日本版CCRC構想について、当委員会では先進事例調査を行い、地元には雇用創出

等の経済効果があることや、移住希望者のニーズを十分分析した上での計画策定の重要性を認識したところですが、CCRC構想を推進する場合は、医療・介護費の財源負担問題の解決が必要であると考えます。

来年度は、地方創生に向けた取り組みを加速化する段階に入ります。県においては、市町村と十分連携するとともに、民間とも積極的に協働し、本県が抱える問題に真摯に向き合い、その解決に向けて事業を推進していくことはもちろんのこと、適切かつ客観的に施策効果を検証することで各政策を磨き上げ、真に効果の高いものとしていくことにより、将来にわたっての人口減少問題の克服と成長力の確保という長期的な目標を実現していくことを期待して、当委員会の報告といたします。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 次は、宮崎のこども対策特別委員会、右松隆央委員長。

○右松隆央議員 [登壇] (拍手) 当委員会では、宮崎のこども対策に関する所要の調査活動を行ってきたところであります。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

近年、家庭や子供を取り巻く環境は、核家族化や少子化の進行、都市化による地域のつながりの希薄化等により大きく変化してきております。そして、このことが背景となって、地域や家庭が有してきた教育力の低下のほか、子供の生活リズムへの影響、少年犯罪の低年齢化、児童虐待の増加など、さまざまな社会問題につながっていると指摘する声もあります。

このような認識のもと、平成25年度には、当委員会と同名の委員会が設置され、児童虐待やいじめの問題、子育て支援の取り組みなど、子

供に係る諸問題について幅広く調査が行われました。

当委員会では、一昨年度の特別委員会の調査活動を踏まえ、家庭教育支援に関する条例の今年度内の制定を目標とした調査を行うこととし、「家庭での子どもの学び・育ちの支援等家庭教育支援についての条例に関すること」を1つ目の調査事項に決定いたしました。

また、子供の貧困対策に早急に取り組むことが求められている現在の状況を踏まえ、「子どもの貧困対策等に関すること」を2つ目の調査事項に決定し、所要の調査を行ってまいりました。

まず、家庭教育支援に関する条例についてですが、本県における家庭教育支援に関する現状や課題等について、県当局から説明を受けるとともに、県内はもとより、熊本県、岐阜県、和歌山県湯浅町での調査活動を通じて、家庭教育支援のあるべき形について、さまざまに議論を重ねてまいりました。

家庭教育の現状は、核家族化や3世代世帯の減少、地域のつながりの希薄化等により、親が身近な人から子育てや家庭教育を学ぶ機会が減少している状況にあります。また、孤立しがちな親、子育てに関心を持ってない親、仕事で忙しい親など、家庭教育への支援を必要としている家庭も多くあります。さらに、最近では、家庭の経済状況の悪化等による子供の貧困問題の広がりが見られ、これが家庭の教育力低下の一因になっているとの声もあります。

このような状況を踏まえ、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができる環境整備に加え、家庭教育を地域全体で応援する社会的機運を醸成することが求められております。

そこで、当委員会では、本県の家庭教育への

支援についての基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育への支援に関する施策を総合的に推進することを目的とした条例を制定する必要があるとの結論に至ったところであります。

条例制定の趣旨は、子供たちが地域の宝として社会全体から愛情を受け、健やかに成長できる宮崎を実現することにあります。そのため、家庭教育への支援に関する施策を総合的に推進する必要があり、県は、家庭教育支援を目的とした体制を整備するとともに、家庭教育を支援するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を果たさなければならないと考えます。

また、個々の条項においては、前文の「親としての喜び」や第6条の「国との連携等」、第10条の「事業者の役割」、第13条の「多様な家庭環境に配慮した支援及び関係者間の連携強化」について、議論を重ねてまいりました。

条例の運用に当たっては、これら条項の趣旨を尊重するとともに、部局の垣根を越えた体制づくりのほか、家庭の教育力の変化についての時系列による整理と分析、さまざまな社会環境の変化を踏まえた施策の策定、条文・条項に沿った体系的な施策の実施について、十分な留意が必要になると考えます。

また、中でも、さまざまな社会環境の変化を踏まえた施策の策定については、当委員会でも多くの時間をかけて議論を積み重ねてきた項目であります。

家庭の教育力低下の背景にある社会環境の変化に触れながら、家庭教育支援の必要性についてうたった宮崎県家庭教育支援条例案の前文を初め、障がいのある子供を抱える家庭や経済的な不安を抱える家庭など、特別な配慮を必要とする家庭に対し、NPO法人や社会教育関係団

体など県民皆で支え合う環境づくりを促進する旨について規定した第13条の趣旨を十分に踏まえ、適切な運用が図られるよう要望いたします。

次に、子供の貧困対策について、本県における生活保護受給世帯の子供の高等学校等進学率は、一般世帯のそれと比較して14.7ポイント低い水準にあるなど、子供たちの将来が家庭の状況に左右されるような状況が、本県でも発生しております。いわゆる貧困の連鎖によって子供たちの将来が閉ざされてしまうことは、決してあってはならないことであります。

当委員会では、この貧困の連鎖を断ち切る観点から議論を重ね、スクールソーシャルワーカーの人員拡充のほか、生活困窮者自立支援制度における周知の強化、フードバンクの取り組みや子供たちの居場所づくり支援について、しっかりと対策を講じる必要があるとの結論に至りました。

特に子供たちの居場所づくり支援について調査に訪れました熊本県では、ひとり親家庭の子供たちを対象とした学習支援を軸に、安らぎの居場所を提供する「地域の学習教室」事業が実施されており、ボランティアの学習支援員が、学習指導はもとより必要に応じ相談等にも対応するなど、支援対象者のニーズに合わせた柔軟な取り組みが行われておりました。

また、最近話題に上がることの多い「子ども食堂」について、調査で見学した「要町あさやけ子ども食堂」では、食事の後、食堂となっている一軒家を所狭しと駆けめぐり、声を弾ませながら遊ぶ子供たちの姿に接することができました。全国的に広がりを見せる「子ども食堂」が、単なる食事提供の場としてだけでなく、子供たちの居場所としても機能している現場を

垣間見ることができ、その意義と支援の必要性について改めて考えさせられたところであります。

県におかれましては、これらの取り組み事例を参考に、子供たちの居場所づくり支援に関する施策の策定に向けて具体的な検討を行うことを要望いたします。

また、今後、子供の貧困対策を講じていく上で核となるのが、「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」であります。当委員会においても、この計画の概要について、県当局から説明を受けました。この計画では、保護者の生活・就労支援のほか、教育の支援や生活の支援、経済的支援といった幅広いメニューが用意されており、それら支援メニューの実施に当たっては、関係部局間の連携体制の構築、当事者が意見を述べやすい環境づくりに特に留意が必要と考えます。

委員からも、「子供の貧困問題は、たくさんの部局に関係する問題であることから、総合政策的にやっていかなくてはならない」「支援を必要としている方々の使い勝手のよさに関する声が出てくる必要がある」といった意見が出されました。県におかれましては、これらの意見に留意しつつ、計画の実施に取り組まれることを要望させていただきます。

以上を委員長報告書の概要として御報告いたしますが、当委員会では、家庭教育支援に関する条例制定に向けて、通常の委員会に加え、臨時の委員会を開催するなど、11名の委員全員が力を尽くし、議論と検討を積み重ねてまいりました。県におかれましては、その成果である「宮崎県家庭教育支援条例」を軸に、実効性の高い施策の策定及び実施に努めていただくことをお願いいたします。

そして、もう一つのテーマである子供の貧困対策については、この問題が子供の社会的孤立や家庭の教育力低下の問題などとも密接に関連することを考えますと、家庭の経済的問題を中心にした整理から一步踏み込んで、子供に関する総合的な問題として対処していかなければなりません。県におかれましては、子供の貧困問題の組織内での位置づけについて改めて検討し、十分な対応ができる体制を構築していただきたいと思ひます。

最後になりますが、委員の皆様と正副書記の御尽力に心からの感謝と敬意を表しますとともに、宮崎県の将来を担う子供たちが地域の宝として健やかに成長できますことを切に願ひまして、当委員会の報告とさせていただきます。

(拍手) [降壇]

○星原 透議長 以上で、特別委員長の調査結果報告は終わりました。

特別委員長の報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 議員発議案送付の通知

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

平成28年 3月16日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 議会運営委員長 宮原 義久

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する
条例

議員発議案第2号

奨学金制度の充実を求める意見書

平成28年 3月16日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 厚生常任委員長 後藤 哲朗

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第3号

医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書

議員発議案第4号

知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の充実を求める意見書

平成28年 3月16日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 宮崎のこども対策特別委員長 右松 隆央

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第5号

宮崎県家庭教育支援条例

平成28年 3月16日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 総合交通・観光・経済対策特別委員長

押川修一郎

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定に

より提出します。

記

議員発議案第6号

高速自動車国道等の早期整備を求める意見書

平成28年3月16日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 宮崎県議会議員 丸山裕次郎
井本 英雄
田口 雄二
新見 昌安
松村 悟郎
後藤 哲朗

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第7号

北朝鮮による日本人拉致問題の完全解決を
求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第7号まで

追加上程

○星原 透議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第7号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

まず、議員発議案第1号から第4号まで、第6号及び第7号の各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項

の規定により、説明及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

◎ 議員発議案第1号から第4号まで、
第6号及び第7号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第4号まで、第6号及び第7号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第5号提案理由説明

○星原 透議長 次に、議員発議案第5号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。宮崎のこども対策特別委員会、右松隆央委員長。

○右松隆央議員〔登壇〕（拍手） 議員発議案第5号「宮崎県家庭教育支援条例」について、発議者を代表いたしまして、その提案理由を御説明申し上げます。

先ほどの特別委員会委員長報告で御報告させていただきましたとおり、宮崎のこども対策特別委員会では、昨年5月に委員会が設置されて以降、「家庭教育支援についての条例に関すること」を調査項目の一つに決定し、家庭教育支援に関する現状や課題等について調査活動を

行ってまいりました。

近年、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、経済格差の拡大による子供の貧困の問題など、社会環境が一層深刻さを増す中、子育てに不安を抱える親、孤立化する親もふえてきており、過保護や放任など家庭の教育力の低下が指摘をされております。

このような状況のもと、家庭の教育力の向上を図るためには、これまで行われてきた家庭教育を支援するための取り組みをさらに進め、各家庭が改めて家庭教育において果たすべき役割の重要性を認識し、自主的に取り組むとともに、家庭を取り巻く地域、学校等、事業者、行政、その他、県民皆で家庭教育を支えていくことが必要であり、その推進方策として、条例の制定が有効であるとの結論に至ったところであります。

このようなことから、お手元に配付しております「宮崎県家庭教育支援条例」について、委員会として全会一致で提案することを決定したところであります。

この条例は、本県の家庭教育への支援についての基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育への支援に関する施策を総合的に推進することにより、基本的な生活習慣及び倫理観を確立するとともに、人生をみずから切り開いていく上で欠くことのできない人生観や職業観、創造力などを培い、子供たちが地域の宝として社会全体から愛情を受け、健やかに成長できる宮崎を実現することを目的としております。

議員各位におかれましては、本条例の趣旨を御理解の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願いをいたします。

(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 提出者の説明は終わりました。

質疑及び討論の通告はありません。

◎ 議員発議案第5号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

議員発議案第5号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○星原 透議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成28年2月定例県議会を閉会いたします。

午前11時59分閉会

資

料

平成28年2月定例県議会日程

27日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考		
2. 19	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30 総合交通・観光・経済対策 特別委員会		
20	土	休 会	(閉 庁 日)			
21	日					
22	月					
23	火				(議 案 調 査)	代表質問通告締切 12:00
24	水					一般質問通告締切 12:00
25	木	本会議	代 表 質 問	議会運営委員会 9:30		
26	金					
27	土	休 会	(閉 庁 日)			
28	日					
29	月	本会議	一 般 質 問	請願締切 16:00		
3. 1	火			議員発議案締切 (会派提出) 17:00		
2	水			議会運営委員会 9:30		
3	木	休 会	常任委員会 (補正)			
4	金					
5	土				(閉 庁 日)	
6	日					
7	月	本会議	常任委員長審査結果報告(補正) 質疑、討論、採決	議会運営委員会 9:30		
8	火	休 会	常任委員会 (当初)			
9	水					
10	木					
11	金				議員発議案締切 (会派提出を除く) 17:00	
12	土				(閉 庁 日)	
13	日					
14	月				特 別 委 員 会	議会運営委員会
15	火	(議 事 整 理)				
16	水	本会議	常任委員長審査結果報告(当初) 質疑、討論、採決 特別委員長調査結果報告 閉会	議会運営委員会 9:30		

宮崎県議会議長 星原 透 殿

宮崎県知事 河野 俊 殿



議案の送付について

平成28年2月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 平成28年度宮崎県一般会計予算
- 議案第2号 平成28年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
- 議案第3号 平成28年度宮崎県公債管理特別会計予算
- 議案第4号 平成28年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 議案第5号 平成28年度宮崎県山林基本財産特別会計予算
- 議案第6号 平成28年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算
- 議案第7号 平成28年度宮崎県林業改善資金特別会計予算
- 議案第8号 平成28年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 議案第9号 平成28年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算
- 議案第10号 平成28年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算
- 議案第11号 平成28年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 議案第12号 平成28年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第13号 平成28年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第14号 平成28年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算
- 議案第15号 平成28年度宮崎県育英資金特別会計予算
- 議案第16号 平成28年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算
- 議案第17号 平成28年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算
- 議案第18号 平成28年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算
- 議案第19号 平成28年度宮崎県立病院事業会計予算
- 議案第20号 地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 宮崎県犬取締条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 宮崎県就農支援資金特別会計条例を廃止する条例
- 議案第25号 県営電気事業みやざき創生基金条例
- 議案第26号 宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第30号 職員の退職管理に関する条例
- 議案第31号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第32号 障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例
- 議案第33号 興行場に関する条例の一部を改正する条例

- 議案第34号 宮崎県中小企業振興条例の一部を改正する条例
 議案第35号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
 議案第36号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
 議案第37号 宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例
 議案第38号 包括外部監査契約の締結について
 議案第39号 林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について
 議案第40号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について
 議案第41号 土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について
 議案第42号 宮崎県子どもの貧困対策推進計画の策定について
 議案第43号 宮崎県地域福祉支援計画の変更について
 議案第44号 宮崎県環境計画の変更について
 議案第45号 宮崎県森林・林業長期計画の変更について
 議案第46号 平成27年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）
 議案第47号 平成27年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第2号）
 議案第48号 平成27年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）
 議案第49号 平成27年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）
 議案第50号 平成27年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第51号 平成27年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）
 議案第52号 平成27年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号）
 議案第53号 平成27年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
 議案第54号 平成27年度宮崎県就農支援資金特別会計補正予算（第1号）
 議案第55号 平成27年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）
 議案第56号 平成27年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第57号 平成27年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第58号 平成27年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第1号）
 議案第59号 平成27年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）
 議案第60号 平成27年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第1号）
 議案第61号 平成27年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第1号）
 議案第62号 平成27年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第2号）
 議案第63号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
 議案第64号 国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例等を廃止する条例
 議案第65号 都市公園条例の一部を改正する条例
 議案第66号 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
 議案第67号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 議案第68号 議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
 議案第69号 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
 議案第70号 宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例
 議案第71号 宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例
 議案第72号 宮崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例
 議案第73号 宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例
 議案第74号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例
 議案第75号 宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
 議案第76号 みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

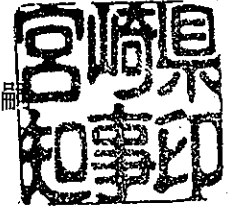
(文書取扱 財政課)

215-1341

平成28年3月7日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

宮崎県知事 河野 俊



議案の送付について

平成28年2月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第77号 教育長の任命の同意について

(文書取扱 財政課)

代表質問時間割

2月25日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	丸山裕次郎	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	山下 博三	13:00~15:00	

2月26日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
3	県民連合宮崎	満行 潤一	10:00~12:00	休憩
4	公 明 党	新見 昌安	13:00~14:20	

* 会派別の質問時間 (質問取扱要領)

自由民主党 120分以内

県民連合宮崎 60分以内

公 明 党 40分以内

一般質問時間割

2月29日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	日本共産党	前屋敷恵美	10:00～11:00	
2	無所属クラブ	徳重 忠夫	11:00～12:00	休憩
3	県民連合宮崎	太田 清海	13:00～14:00	
4	自由民主党	右松 隆央	14:00～15:00	休憩
5	自由民主党	坂口 博美	15:10～16:10	

3月1日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
6	愛みやざき	函師 博規	10:00～11:00	
7	県民連合宮崎	渡辺 創	11:00～12:00	休憩
8	自由民主党	後藤 哲朗	13:00～14:00	
9	自由民主党	野崎 幸士	14:00～15:00	休憩
10	自由民主党	中野 一則	15:10～16:10	

3月2日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
11	公 明 党	河野 哲也	10:00～11:00	
12	自由民主党	日高 陽一	11:00～12:00	休憩
13	自由民主党	横田 照夫	13:00～14:00	
14	自由民主党	蓬原 正三	14:00～15:00	

* 1人当たりの質問時間 30分以内(質問取扱要領)

議案 委員会審査結果表

[議案](平成27年度補正予算関係)

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第46号	平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)	可決	可決	可決	可決	可決
第47号	平成27年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第2号)	可決				
第48号	平成27年度宮崎県公債管理特別会計補正予算(第1号)	可決				
第49号	平成27年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第1号)				可決	
第50号	平成27年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)				可決	
第51号	平成27年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第2号)			可決		
第52号	平成27年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)			可決		
第53号	平成27年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)			可決		
第54号	平成27年度宮崎県就農支援資金特別会計補正予算(第1号)				可決	
第55号	平成27年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第2号)				可決	
第56号	平成27年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)			可決		
第57号	平成27年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)			可決		
第58号	平成27年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)					可決
第59号	平成27年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第1号)					可決
第60号	平成27年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)補正予算(第1号)					可決
第61号	平成27年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第1号)					可決
第62号	平成27年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第2号)		可決			
第63号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第64号	国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例等を廃止する条例				可決	
第65号	都市公園条例の一部を改正する条例			可決		

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第66号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第67号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第68号	議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第69号	市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例					可決
第70号	宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例		可決			
第71号	宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例		可決			
第72号	宮崎県安心子ども基金条例の一部を改正する条例		可決			
第73号	宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例			可決		
第74号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例					可決
第75号	宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	可決				
第76号	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例				可決	

議案・請願 委員会審査結果表

[議案](平成28年度当初予算関係)

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成28年度宮崎県一般会計予算	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	平成28年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	可決				
第3号	平成28年度宮崎県公債管理特別会計予算	可決				
第4号	平成28年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計 予算		可決			
第5号	平成28年度宮崎県山林基本財産特別会計予算				可決	
第6号	平成28年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算				可決	
第7号	平成28年度宮崎県林業改善資金特別会計予算				可決	
第8号	平成28年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別 会計予算			可決		
第9号	平成28年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーショ ン施設特別会計予算			可決		
第10号	平成28年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算			可決		
第11号	平成28年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算				可決	
第12号	平成28年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算			可決		
第13号	平成28年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算			可決		
第14号	平成28年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算					可決
第15号	平成28年度宮崎県育英資金特別会計予算					可決
第16号	平成28年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算					可決
第17号	平成28年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業) 予算					可決
第18号	平成28年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)予 算					可決
第19号	平成28年度宮崎県立病院事業会計予算		可決			
第20号	地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する 条例					可決
第21号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	可決	可決	可決	可決	
第22号	宮崎県犬取締条例の一部を改正する条例		可決			
第23号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正 する条例					可決

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第24号	宮崎県就農支援資金特別会計条例を廃止する条例				可決	
第25号	県営電気事業みやざき創生基金条例	可決				
第26号	宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例		可決			
第27号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	可決		可決	可決	
第28号	宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第29号	宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	可決				
第30号	職員の退職管理に関する条例	可決				
第31号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例		可決	可決	可決	
第32号	障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例		可決			
第33号	興行場に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第34号	宮崎県中小企業振興条例の一部を改正する条例			可決		
第35号	建築基準法施行条例の一部を改正する条例			可決		
第36号	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例					可決
第37号	宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例					可決
第38号	包括外部監査契約の締結について	可決				
第39号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第40号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第41号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について			可決		
第42号	宮崎県子どもの貧困対策推進計画の策定について		可決			
第43号	宮崎県地域福祉支援計画の変更について		可決			
第44号	宮崎県環境計画の変更について				可決	
第45号	宮崎県森林・林業長期計画の変更について				可決	

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第3号	所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出することを求める請願	継続				
第5-1号	介護福祉士等修学資金貸付制度の強化並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練(委託訓練)制度の定員数の拡大を求める意見書の提出に関する請願		継続			
第6号	高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の増額を求める請願	継続				
第7号	医療等に係る消費税問題の抜本的解決のための請願		採択			
第8号	知的障害者が安心して暮らせる入所施設の充実を求める政府意見書の提出についての請願		採択			
第9号	「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願		採択			
第10号	公立高等学校授業料不徴収制度の復活を求める請願					不採択
第11号	正規教職員の増員を求める請願					不採択
第12号	小・中・高の35人以下学級等の実現について国に意見書の提出を求める請願					不採択
第13号	義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願					不採択

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成28年2月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	<p>請願第3号 所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>請願第6号 高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の増額を求める請願</p> <p>総合政策及び行財政対策に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
厚生常任委員会	<p>請願第5-1号 介護福祉士等修学資金貸付制度の強化並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の定員数の拡大を求める意見書の提出に関する請願</p> <p>福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成28年度宮崎県一般会計予算	3月16日・可決
〃 第2号	平成28年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	〃
〃 第3号	平成28年度宮崎県公債管理特別会計予算	〃
〃 第4号	平成28年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
〃 第5号	平成28年度宮崎県山林基本財産特別会計予算	〃
〃 第6号	平成28年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算	〃
〃 第7号	平成28年度宮崎県林業改善資金特別会計予算	〃
〃 第8号	平成28年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	〃
〃 第9号	平成28年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算	〃
〃 第10号	平成28年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算	〃
〃 第11号	平成28年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
〃 第12号	平成28年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算	〃
〃 第13号	平成28年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算	〃
〃 第14号	平成28年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算	〃
〃 第15号	平成28年度宮崎県育英資金特別会計予算	〃
〃 第16号	平成28年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算	〃
〃 第17号	平成28年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算	〃
〃 第18号	平成28年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算	〃
〃 第19号	平成28年度宮崎県立病院事業会計予算	〃
〃 第20号	地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第21号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第22号	宮崎県犬取締条例の一部を改正する条例	〃
〃 第23号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第24号	宮崎県就農支援資金特別会計条例を廃止する条例	〃
〃 第25号	県営電気事業みやざき創生基金条例	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第26号	宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	3月16日・可決
〃 第27号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第28号	宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第29号	宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	〃
〃 第30号	職員の退職管理に関する条例	〃
〃 第31号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第32号	障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例	〃
〃 第33号	興行場に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第34号	宮崎県中小企業振興条例の一部を改正する条例	〃
〃 第35号	建築基準法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第36号	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第37号	宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例	〃
〃 第38号	包括外部監査契約の締結について	〃
〃 第39号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第40号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第41号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第42号	宮崎県子どもの貧困対策推進計画の策定について	〃
〃 第43号	宮崎県地域福祉支援計画の変更について	〃
〃 第44号	宮崎県環境計画の変更について	〃
〃 第45号	宮崎県森林・林業長期計画の変更について	〃
〃 第46号	平成27年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）	3月7日・可決
〃 第47号	平成27年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第2号）	〃
〃 第48号	平成27年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第49号	平成27年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算 (第1号)	3月7日・可決
〃 第50号	平成27年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算 (第1号)	〃
〃 第51号	平成27年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別 会計補正予算(第2号)	〃
〃 第52号	平成27年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーシ ョン施設特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第53号	平成27年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第 1号)	〃
〃 第54号	平成27年度宮崎県就農支援資金特別会計補正予算 (第1号)	〃
〃 第55号	平成27年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予 算(第2号)	〃
〃 第56号	平成27年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予 算(第1号)	〃
〃 第57号	平成27年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算 (第1号)	〃
〃 第58号	平成27年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1 号)	〃
〃 第59号	平成27年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予 算(第1号)	〃
〃 第60号	平成27年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業) 補正予算(第1号)	〃
〃 第61号	平成27年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補 正予算(第1号)	〃
〃 第62号	平成27年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第2号)	〃
〃 第63号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正 する条例	〃
〃 第64号	国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例等を廃 止する条例	〃
〃 第65号	都市公園条例の一部を改正する条例	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第66号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	3月7日・可決
〃 第67号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第68号	議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第69号	市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第70号	宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第71号	宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例	〃
〃 第72号	宮崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第73号	宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第74号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第75号	宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第76号	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第77号	教育長の任命の同意について	3月16日・同意
議員発議案第1号	宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例	3月16日・可決
〃 第2号	奨学金制度の充実を求める意見書	〃
〃 第3号	医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書	〃
〃 第4号	知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の充実を求める意見書	〃
〃 第5号	宮崎県家庭教育支援条例	〃
〃 第6号	高速自動車国道等の早期整備を求める意見書	〃
〃 第7号	北朝鮮による日本人拉致問題の完全解決を求める意見書	〃

議 員 発 議 案 等

議員発議案第1号

宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例

宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正前	改正後
目次	目次	目次
第1章・第2章 [略]	第1章・第2章 [略]	第1章・第2章 [略]
第3章 不服申立て等	第3章 <u>不服申立て等</u>	第3章 <u>審査請求等</u>
第1節 不服申立てに関する手続（第18条・第19条）	第1節 <u>不服申立て</u> に関する手続（ <u>第18条</u> ・ <u>第19条</u> ）	第1節 <u>審査請求</u> に関する手続（ <u>第17条の2</u> ・ <u>第19条</u> ）
第2節 [略]	第2節 [略]	第2節 [略]
第4章・第5章 [略]	第4章・第5章 [略]	第4章・第5章 [略]
附則	附則	附則
（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）	（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）	（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）
第14条 開示請求に係る公文書に議会、議会以外の県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び開示請求者以外の者（以下この条、 <u>第18条第2項第3号</u> 及び <u>第19条</u> において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。	第14条 開示請求に係る公文書に議会、議会以外の県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び開示請求者以外の者（以下この条、 <u>第18条第2項第3号</u> 及び <u>第19条</u> において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。	第14条 開示請求に係る公文書に議会、議会以外の県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び開示請求者以外の者（以下この条、 <u>第18条第3項第3号</u> 及び <u>第19条</u> において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、議長は、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
2 [略]	2 [略]	2 [略]
3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出	3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出	3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出

した場合において、開示決定をすときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第18条第1項第2号及び第2項第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならぬ。

（公文書の検索資料の作成）

第17条 [略]

第3章 不服申立て等

第1節 不服申立てに関する手続

（不服申立てがあった場合の手続）

第18条 開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、宮崎県議会公文書開示審査会の意見を聴いて、当該不服申立てに対する決定を行うものとする。

- （1）不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- （2）不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全

した場合において、開示決定をすときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第18条第1項第2号及び第3項第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならぬ。

（公文書の検索資料の作成）

第17条 [略]

第3章 審査請求等

第1節 審査請求に関する手続 （審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第17条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査請求があった場合の手続）

第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎県議会公文書開示審査会の意見を聴いて、当該審査請求に対する裁決を行うものとする。

- （1）審査請求が不適法であり、却下する場合
- （2）審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全

部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び次条第2号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

- 2 議長は、前項の意見を求めたときは、次に掲げる者に対し、その旨を通知しなければならない。
- (1) 不服申立人及び参加人
 - (2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提

部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による意見の聴取は、次に掲げる書類等を添えてしなければならない。

(1) 行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第29条第2項に規定する弁明書の写し

(2) 行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第30条第1項の規定により反論書が提出された場合にあつては、当該反論書の写し

(3) 行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第30条第2項の規定により意見書が提出された場合にあつては、当該意見書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、審査請求に係る事件に関する書類等

3 議長は、第1項の規定により意見を求めたときは、次に掲げる者に対し、その旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行審法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提

<p>出した第三者（当該第三者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>3 議長は、第1項の<u>決定</u>を行うに当たっては、宮崎県議会公文書開示審査会の意見を尊重するものとする。</p> <p>（第三者からの<u>不服申立て</u>を棄却する場合等における手続）</p> <p>第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>決定</u></p> <p>(2) <u>不服申立て</u>に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の<u>決定</u>（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>（設置等）</p> <p>第20条 第18条第1項の規定による意見の求めに応じ<u>不服申立て</u>について調査を行うため、宮崎県議会公文書開示審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>（組織等）</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 審査会は、第18条第1項の規定による意見の求めに応じ<u>不服申立て</u>について調査を行うときは、情報公開制度について学識経験を</p>	<p>出した第三者（当該第三者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>4 議長は、第1項の<u>裁決</u>を行うに当たっては、宮崎県議会公文書開示審査会の意見を尊重するものとする。</p> <p>（第三者からの<u>審査請求</u>を棄却する場合等における手続）</p> <p>第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する<u>裁決</u></p> <p>(2) <u>審査請求</u>に係る開示決定等（<u>審査請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。</u>）を変更し、当該<u>審査請求</u>に係る公文書を開示する旨の<u>裁決</u>（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>（設置等）</p> <p>第20条 第18条第1項の規定による意見の求めに応じ<u>審査請求</u>について調査を行うため、宮崎県議会公文書開示審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>（組織等）</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 審査会は、第18条第1項の規定による意見の求めに応じ<u>審査請求</u>について調査を行うときは、情報公開制度について学識経験を</p>
--	--

を有する者のうちから、議長があらかじめ選任した3人以内の者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

6 [略]

（審査会の調査権限）

第22条 審査会は、第20条第1項の調査を行うため必要があると認めるときは、議長に対し、不服申立てのあった開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求め、その提示された公文書ができない。

2 [略]

3 審査会は、第20条第1項の調査を行うため必要があると認めるときは、議長に対し、不服申立てのあった開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、第20条第1項の調査を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、参加人又は議長その他の関係者に対して、出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は意見書若しくは資料の提出を求め、こと、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることとその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

有する者のうちから、議長があらかじめ選任した3人以内の者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

6 [略]

（審査会の調査権限）

第22条 審査会は、第20条第1項の調査を行うため必要があると認めるときは、議長に対し、審査請求のあった開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求め、その提示された公文書ができない。

2 [略]

3 審査会は、第20条第1項の調査を行うため必要があると認めるときは、議長に対し、審査請求のあった開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、第20条第1項の調査を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人又は議長その他の関係者に対して、出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は意見書若しくは資料の提出を求め、こと、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることとその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第22条の2 審査会は、不服申立人、参加人又は議長（以下「不服申立人等」という。）から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べられる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第22条の3 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第22条の4 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第22条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第22条の2第1項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧）

第22条の5 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときを除き、その閲覧に応ずるものとする。

第22条の2 審査会は、審査請求人、参加人又は議長（以下「審査請求人等」という。）から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べられる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第22条の3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第22条の4 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第22条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第22条の2第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第22条の5 審査会は、第22条第3項若しくは第4項又は第22条の3の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した者以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の

利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りではない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときを除き、その閲覧に応ずるものとする。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧に応じようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
（意見書の送付等）

第22条の7 審査会は、第18条第1項の規定による意見の求めに応じ議長に意見を述べたときは、意見書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに意見の内容を公表するものとする。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
（意見書の送付等）

第22条の7 審査会は、第18条第1項の規定による意見の求めに応じ議長に意見を述べたときは、意見書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに意見の内容を公表するものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

奨学金制度の充実を求める意見書

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度は、経済的理由により修学に困難がある大学生等を対象とした国が行う貸与型の奨学金で、無利息の第一種奨学金と年3%を上限とする利息付きの第二種奨学金がある。平成24年度の貸与実績は、第一種奨学金が約40万2千人、第二種奨学金が約91万7千人となっている。

しかしながら、近年、第一種奨学金、第二種奨学金とも、貸与者及び貸与額が増加するなか、大学を卒業しても奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増しており、平成24年度末での返済滞納者数は約33万4千人、その滞納額は過去最高の約925億円となっている。

同機構は、返還が困難な場合の救済手段として、返済期限の猶予、返還免除、減額返還などの制度を設け、平成24年度からは無利息の第一種奨学金の中に「所得連動返還型無利子奨学金制度」を導入している。さらに、平成26年度からは延滞金の賦課率の引下げを実施している。しかし、これらの救済制度は要件が厳しく、通常の返還猶予期間の上限が10年であるなど、様々な制限があることに対して問題点が指摘されている。

よって、政府におかれては、意欲と能力のある若者が、家庭の経済状況にかかわらず、安心して学業に専念できる環境を作るため、下記の事項を実現するよう強く求める。

記

- 1 大学生等を対象とした給付型奨学金制度を早期に創設するとともに、高校生を対象とした給付型奨学金制度の拡充を促進すること。
- 2 収入が一定額を超えるまでは、返還期限が猶予される所得連動型の奨学金制度を着実に実施すること。
- 3 授業料減免の制度を拡充させるとともに無利息の奨学金制度をより一層充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年3月16日

宮崎県議会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
文部科学大臣	馳浩殿
内閣官房長官	菅義偉殿

医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書

わが国の国民皆保険制度は、国民誰もがいつでも、どこでも良質な医療を受けられるという安心感と平等性を有している。

一方、社会保険診療等は消費税非課税であるため、医療機関等は医薬品などの仕入れに対して支払った消費税を控除することができないが故に、医療機関等の負担となっており、その仕入れにかかった消費税相当額分については診療報酬等に上乗せされる仕組みとなっている。

しかしながら、消費税上乗せ分の補てんが不十分であることなどが原因で、消費税負担が医療機関等の経営を圧迫しており、とりわけ多額の設備投資などを行っている医療機関等の消費税問題が深刻となっている。

また、消費税10%への引上げが平成29年4月に予定されているところであるが、この問題が解決されない中で、消費税率が引き上げられると、医療機関等が負担している控除対象外消費税の増嵩により、医療機関等の経営をさらに圧迫し、その結果、地域医療の崩壊等が危惧されることから、その解決が早急に必要である。

よって、国におかれては、国民と医療機関等に不合理な負担を生じさせている医療等に係る消費税問題の抜本的解決を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月16日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 崎 正 昭 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
総 務 大 臣	高 市 早 苗 様
厚生労働大臣	塩 崎 恭 久 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の充実を求める意見書

知的障がい者は、生涯を通して24時間切れ目のない支援と見守りが必要である。しかしながら、障害者総合支援法では、入所施設の給付費が昼夜で異なっており、支援の質の低下等を招く恐れがあることから、給付費を充実すべきであり、併せて、グループホームについても、夜間の職員配置等の支援を充実すべきと考える。

また、障害福祉サービスの利用が障害支援区分により制限されているが、このことが知的障がい者の暮らし方まで制限する状況をつくっており、一人ひとりの特性に合った支援が受けられる仕組みに充実すべきである。

さらに、障害福祉サービスを提供する職員は、賃金が低く労働に見合わないとして不足することが懸念されることから、職員体制が維持され、知的障がい者が安定した支援を受けられるように労働等の環境整備をするべきである。

一方、判例において契約能力がないとされる知的障がい者がいるにもかかわらず、障害福祉サービスの利用契約は、本人と事業者間で締結されている実態がある。このような仕組みの下で、知的障がい者の自己選択権を保証できるよう、国及び地方公共団体は、当事者（本人及び家族等）の意思決定について支援する十分な対策を講じるべきである。

よって、国におかれては、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 知的障がい者が、生涯を通して24時間切れ目なく、安心して快適に暮らせるよう、入所施設及びグループホームへの支援を充実すること。
- 2 障害福祉サービスの利用を、本人にとって必要な支援が受けられるよう充実すること。
- 3 職員体制が維持され、知的障がい者が安定した支援を受けられるように環境整備をすること。
- 4 国及び地方公共団体は、知的障がい者が自己選択権を行使できるよう、当事者の意思決定について責任をもって担保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月16日

宮崎県議会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿
内閣官房長官	菅義偉殿

議員発議案第5号

宮崎県家庭教育支援条例

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子どもが「生きる力」の資質や能力を身に付けていく基礎になるものである。基本的な生活習慣、倫理観、自立心や自制心などは、家族の触れ合いを通じて、家庭で育まれるところが大きく、適切な家庭教育を受けることは、全ての子どもにとって大切である。

宮崎県では、「太陽とみどり」に象徴されるような豊かな自然、それぞれの地域で特色のある伝統や文化を大事にししながら、子どもの育ちを家庭と地域社会等が一体となって支えてきた。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、経済格差の拡大による子どもへの貧困の問題など、社会環境は一層深刻さを増してきている。このような状況の下で、家族形態が多様化し、子育てに不安を抱える親、孤立化する親も増えてきており、過保護や放任など家庭の教育力の低下が指摘されている。

このような中、家庭の教育力の向上を図るためには、これまで行われてきた家庭教育を支援するための取組をさらに進め、各家庭が改めて家庭教育において果たすべき役割の重要性を認識し、自主的に取り組むとともに、家庭を取り巻く地域、学校等、事業者、行政その他の県民皆で家庭教育を支えていくことが必要である。

ここに、私たちは、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができ、環境整備に努めるとともに、家庭教育を地域全体で応援し、親としての喜びを感じられるような社会的気運を醸成することで、子どもたちが地域の宝として社会全体から愛情を受け健やかに成長できる宮崎の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、家庭教育が子どもの健全な成長に重要な役割を果たすことから、本県の家庭教育への支援についての基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育への支援に関する施策を総合的に推進することにより、基本的な生活習慣及び倫理観を確立するとともに、人生を自ら切り拓いていく上で欠くことのできない人生観や職業観、創造力などを培い、子どもたちが地域の宝として社会全体から愛情を受け健やかに成長できる宮崎の実現を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「家庭教育」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。）

が子どもに対して行う教育をいう。

2 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいう。

3 この条例において「地域活動団体」とは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他の団体で地域的な共同活動を行うものをいう。

4 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

5 この条例において「事業者」とは、事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。

（基本理念）

第3条 家庭教育の支援は、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有するという基本的認識の下に、地域、学校等、事業者、行政その他の社会の全ての構成員が、家庭教育の自主性を尊重しつつ、それぞれの役割を果たすとともに、社会全体が一体となって取り組むことを旨として行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、家庭教育の支援を目的とした体制を整備するとともに、家庭教育を支援するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定により施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村、保護者、地域住民、地域活動団体、学校等、事業者その他の関係者と連携して取り組むものとする。

3 県は、第1項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、保護者及び子どもの障がいの有無、保護者の経済状況その他の家庭の状況の多様性に配慮するものとする。

（市町村との連携）

第5条 県は、市町村が家庭教育を支援するための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（国との連携等）

第6条 県は、国と連携協力して家庭教育の支援に関する施策の推進を図るとともに、家庭教育の支援に関して必要があると認めるときは、国に対し必要な施策を講ずるよう求めるものとする。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもに愛情をもって接し、基本的な生活習慣及び倫理観の確立、自立心の育成並びに心身の調和のとれた発達を図るとともに、自らが親として成長していくよう努めるものとする。

(地域住民等の役割)

第8条 地域住民は、基本理念にのっとり、保護者と連携して、家庭教育を行うために良好な地域環境の整備に努めるとともに、地域の歴史、伝統、文化、行事等を通じ、子どもの健全な育成に努めるものとする。

2 地域活動団体は、基本理念にのっとり、保護者及び学校等と連携し、家庭教育を支援するための取組を積極的に行うよう努めるものとする。

3 地域住民及び地域活動団体は、県及び市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第9条 学校等は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民及び地域活動団体と連携して、子どもの健全な成長のために必要な基本的生活習慣を身に付けさせるとともに、子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 学校等は、県及び市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、その雇用する従業員の仕事及び家庭生活との両立が図られるよう、必要な就業環境及び雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(親になるための学びの支援)

第11条 県は、親になるための学び（子どもが、家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことをいう。以下この条において同じ。）を支援するため、親になるための学びの方法の開発及びその普及を図るものとする。

2 県は、地域住民、地域活動団体、学校等その他の関係者が、親になるための学びに関する学習の機会を提供することを支援するものと

する。

(親としての学びの支援)

第12条 県は、親としての学び(保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なこと)について学ぶことをいう。以下この条において同じ。)を支援するため、親としての学びの方法の開発及びその普及を図るものとする。

2 県は、地域住民、地域活動団体、学校等その他の関係者が、親としての学びに関する学習の機会を提供することを支援するものとする。

(多様な家庭環境に配慮した支援及び関係者間の連携強化)

第13条 県は、多様な家庭環境に配慮した家庭教育支援の取組を推進するため、県民皆で支えあう環境づくりを促進するものとする。

2 県は、保護者、地域住民、地域活動団体、学校等、事業者その他の関係者が相互に連携して取り組む家庭教育を支援するための活動を促進するものとする。

(人材の養成等)

第14条 県は、家庭教育に関する支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上並びに家庭教育に関する支援を行う人材相互間の連携を推進するものとする。

(相談体制の整備、充実等)

第15条 県は、家庭教育に関する相談に応ずるため、相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知その他の必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第16条 県は、科学的知見に基づく家庭教育に関する情報の収集、整理及び分析を行い、それらの情報を県民に提供するものとする。

2 県は、家庭教育の支援に関する社会的気運を醸成するため、家庭教育における保護者の果たす役割及び社会の全ての構成員が家庭教育を支援することの重要性について、県民の理解を深め、及び意識を高める啓発を行うものとする。

(財政上の措置)

第17条 県は、家庭教育を支援するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第18条 知事は、家庭教育を支援するための施策を取りまとめるとともに、その実績について、毎年度、議会に報告し、公表するものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

高速自動車国道等の早期整備を求める意見書

高速自動車国道等の整備は、地域の発展を支える基幹的な社会資本として欠かすことのできないものであり、観光をはじめとした産業の振興はもとより、災害時の代替路になるなど、県民の生命、財産を守る上でも必要不可欠なものである。

本県においては、平成27年3月に東九州自動車道「佐伯―蒲江」間が開通したことにより、長年の悲願であった本県と大分県が高速道路で繋がったところであり、国土交通省九州地方整備局と西日本高速道路株式会社が行った調査では、開通後の本県の主要観光地への入込客数が1割増加したほか、県外客が約4割に増加するなど、観光面を中心にストック効果が現れ始めている。

また、東九州自動車道において、本年春には福岡県まで繋がる予定となっており、北部九州や、さらには本州との大動脈が完成することにより、人流・物流の両面においてこれまで以上に大きな効果が発揮されるものと地元では期待が高まっている。

しかしながら、東九州自動車道の県南区間や熊本県と本県を結ぶ九州中央自動車道、さらには本県と鹿児島県を結ぶ都城志布志道路にはミッシングリンクが残されており、道路網のストック効果を最大限に高め、県内各地へ波及させるためにも、早急に整備を進めることが必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 東九州自動車道の事業中区間の早期整備を図るとともに、未事業化区間の早期事業化を図ること。
- 2 九州中央自動車道の事業中区間の早期整備を図るとともに、未事業化区間の早期事業化を図ること。
- 3 利用者の利便性・安全性の向上を図るため、暫定二車線区間の四車線化を早期に図ること。
- 4 地域高規格道路「都城志布志道路」の事業中区間の早期整備を図ること。
- 5 国が責任を持って早急に整備を進める為の必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月16日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
国土交通大臣	石井啓一殿
内閣官房長官	菅 義 偉殿

北朝鮮による日本人拉致問題の完全解決を求める意見書

北朝鮮は、本年に入り、核実験の実施を発表し、人工衛星と称する事実上の弾道ミサイルの発射及び国連安全保障理事会の北朝鮮に対する制裁措置決議後に短距離ミサイルの発射を強行した。

このことにより、我が国を含む国際社会に対する脅威が一段と高まった。

これらの度重なる暴挙は、北東アジア地域と国際社会の平和と安全を著しく損なう重大な挑発行為であり、断じて容認することはできない。

さらに、今回の我が国独自の制裁措置に反発して、北朝鮮が「日朝ストックホルム合意に基づく日本人拉致被害者及び特定失踪者など日本人に関する包括的調査を全面中止し、特別調査委員会を解体する」としたことは、著しく合理性を欠くものであり、極めて遺憾と言わざるを得ない。

これまでも北朝鮮は、調査報告を全く実行してこなかったが、今こそ政府はあらゆる方策を講じて、拉致被害者全員の帰国を実現させなければならない。

また、我が国独自の制裁措置を具体的な成果につなげるよう、厳しい態度を持って実行に移さなければならない。

よって、国会及び政府は、北朝鮮との対話の窓口を堅持しつつ、関係各国との緊密な連携及び国連を中心とする多国間の協議等を踏まえながら、対話と圧力、行動対行動の原則を貫き、さらなる強い制裁を含むあらゆる手段を講じて日本人拉致問題の完全解決のために全力を尽くして取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年3月16日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	山崎	正昭	殿
内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
総務大臣	高市	早苗	殿
外務大臣	岸田	文雄	殿
内閣官房長官	菅	義偉	殿
拉致問題担当大臣	加藤	勝信	殿

請 願 一 覽 表

總 括 表

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	繼 続		
總 務 政 策	1	1	2	
厚 生	3	1	4	
商 工 建 設	—	—	—	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	4	—	4	
計	8	2	10	

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第6号	受理年月日	平成28年2月29日
請願者住所・氏名	宮崎市希望ヶ丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行委員会 代表 河内 進策 (署名 713筆)		
請願の件名	高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の増額を求める請願 請願項目と趣旨 私学助成を増額して学費と教育条件の公私格差を解消してください。 公立高校の授業料が無償となり私立高校にも平成22年度より月額9900円の就学支援金が給付されるようになって喜んだのも束の間、昨年度（平成26年度）からは条件に所得制限が設けられ、高校現場は混乱しています。 そもそも、県立高校に比べて私立高校は授業料以外の学校納付金が格段に高く、保護者の大きな負担となっています。 例えば、県立高校の入学金が5,650円であるのに対し、私立高校は約10～14万円です。さらに私立高校の場合、入学時に払う「特別施設費」が2～7万円にも上ります。制服・カバン等にかかる費用も高く、公立が6～7万円代であるのに対し、私立は7～9万円代です。父母は入学時に一度に支払わなければならない金額は、ゆうに30万円を超えるのです。（公立は約14万円） さらに、スクールバスや寮費などの必要なケースも多く、経済的理由で進路の選択肢から外されてしまうのです。 調理科や看護科等、私立高校には、県立にはない特色をもった学科があり、子どもたちは将来の職業選択に向けて真剣に進路を考えます。そのときに、家庭の経済状況次第で初めから門が閉ざさるということがあってよいのでしょうか。 子どもたちがお金の心配なく学べるように、私立高校の保護者負担を県立高校並みに近づけていくための、私学助成増額を講じてください。		
紹介議員	満行 潤一 前屋敷恵美 来住 一人		

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第7号	受理年月日	平成28年2月29日
請願者住所・氏名	宮崎市和知川原1丁目101 公益社団法人宮崎県医師会 会長 河野 雅行		
請願の件名	<p>医療等に係る消費税問題の抜本的解決のための請願</p> <p>【理由】</p> <p>社会保険診療報酬等についての控除対象外消費税問題の抜本的解決は、喫緊の課題であります。</p> <p>“国民医療”とは、国民一人ひとりが受ける医療のことであり、わが国においては、全国各地域の特色ある医療状況下において、国民だれもが、いつでも良質な医療を受けられるよう、良識と熱意をもった医療従事者が、懸命に医療提供をし続けていることそのものであると考えます。</p> <p>それを実現し支えているのが、すべての国民が公的医療保険に加入する仕組みである“国民皆保険”と、医療機関の連携の下で地域毎に必要なとされる医療を適切に提供していく仕組みである“地域医療提供体制”です。</p> <p>一方、社会保険診療等は消費税非課税であるために、医療機関等は、仕入れに対して支払った消費税を控除することができず、医療機関等の負担となっていますが、その仕入れにかかった消費税相当額分については、診療報酬等に上乗せされる仕組みとなっています。しかし、この仕組みは、消費税上乗せ分の補てんが不十分であることや、個々の医療機関等の仕入構成の違いに対応できないという欠陥をかかえているために、消費税負担が医療機関等の経営を圧迫しており、とりわけ多額の設備投資などを行っている医療機関等の消費税負担が深刻となっています。そうした中、医療機関等の自助努力により、地域医療提供体制が維持され、地域医療がかろうじて確保されているのが実態です。また、非課税と言いながら、社会保険料や窓口負担により、患者・国民は消費税分を、目に見えないかたちで負担していることも問題です。さらに、地域医療の最後の砦とされる自治体病院も例外ではなく、消費税負担が病院経営に深刻な影響を及ぼしており、地方財政を圧迫する要因ともなっています。このまま消費税率が引き上げられれば、社会保障の充実・維持を目的とする消費税率引き上げにより、むしろ、地域医療提供体制の崩壊がもたらされるという、理解に苦しむ結果になりかねません。</p> <p>国民・県民の健康を守るためには、この問題を早急に解消することが喫緊の重要課題であります。</p>		

そこで、この件について地方自治法第99条による意見書を国会及び関係行政庁へ提出していただきたくお願いいたします。

紹介議員

黒木 正一 清山 知憲 満行 潤一 新見 昌安

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第8号	受理年月日	平成28年2月29日
請願者住所・氏名	宮崎市吉村町境目甲1564 宮崎県知的障害者家族会連絡協議会 会長 国元 正紘		
請願の件名	<p>知的障害者が安心して暮らせる入所施設の充実を求める政府意見書の提出についての請願</p> <p>【請願要旨】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 知的障害者が生涯を通じ24時間切れ目のない安心して、快適に暮らせる入所施設及びグループホームを充実すること 2. 必要な支援の制限につながる現行の障害支援区分は、本人にとって必要な支援が受けられる仕組みに充実すること 3. 安定して継続的な支援が受けられる職員体制を維持すること 4. 国及び地方公共団体は、知的障害者が自己選択権を行使できるよう、契約行為とその履行について責任を負うこと <p>【請願理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 知的障害者は、障害の状況を問わず、生涯を通じた24時間切れ目の無い支援と見守りがなければ一人で生き辛い特性を多かれ少なかれ持っています。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）による施設の事業形態では昼夜分離となり、利用者にとって生活支援が最も必要な朝夕の時間帯を含む施設入所支援の質を左右する給付費が、日中の給付費の約3分の1になっており朝夕の給付費を充実すべきです。 昼夜一体的運営をする障害者支援施設において、昼間の職員配置をもって夜間の支援を併せ行うため、職員配置が不足し、昼夜を通じて支援の質の低下と量の不足が生じています。そのため、障害者虐待の発生の一因ともなっていると考えます。また、グループホームについても、夜間の職員配置が必要と考えます。 生涯を通じた24時間切れ目のない支援と見守りが可能な施設を必要とする知的障害者にとっては、親亡き後の生涯を通じた「家庭（終の住処）」として、地域福祉の拠点と位置づけ活用すべき社会資源です。 その意味において、入所施設を、知的障害者がより豊かな生活が享受できるものにするとともに、グループホームについても、同様の位置づけに立って充実するべきです。 なお、骨格提言で述べられている「知的障害者が長期施設入 		

所を余儀なくされている」のではなく、その障害の実態から長期の利用を必要としていることも付け加えておきます。

2. 障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとした障害支援区分においても、区分による障害福祉サービスの制限は依然として存在しています。

また、障害支援区分を給付費額の多寡（支援の質量）に結び付け、更に障害福祉サービスの制限等を行うなどにより、知的障害者の暮らし方まで制限するものといえます。

一人ひとりの特性に合った必要な支援が受けられる仕組みに充実すべきです。

3. 障害福祉サービスを提供する人たちの賃金は、一般企業と比較して職員賃金が低く、労働に見合わないとして従事する人たちが少なくなってきました。

従って、給付費の増額と人件費・一般管理費など事業経営上恒常に必要とする給付費については、職員体制が維持され安定した支援が受けられるような環境整備をすべきです。

4. 司法例において、多くの知的障害者には契約能力がないと判断されているにもかかわらず、支援費制度から障害福祉サービスの利用契約が知的障害者と事業者間で行われているところです。

このような仕組みの下では、国・地方自治体の公的責任が明確ではないばかりでなく、むしろその後退が進む懸念があります。

従って、障害福祉サービスの利用については当事者（障害者本人及びその家族等）の意思決定を、国・地方自治体が責任をもって担保すべきです。

前記4項目について、貴議会において採択いただき、意見書を国へ提出されるよう請願する。

紹介議員

横田 照夫 野崎 幸士 満行 潤一 来住 一人
重松幸次郎

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第9号	受理年月日	平成28年2月29日
請願者住所・氏名	宮崎市清水3丁目2-22 日高 利雄		
請願の件名	<p>「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願</p> <p>【請願要旨】 貴議会におかれましては国会、政府に「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書を提出して下さるよう請願致します。</p> <p>【請願理由】 明日の社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願いであります。</p> <p>しかしながら、今日我が国の相継ぐ少年の凶悪事件等にみられるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面しています。その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また倫理・道徳教育を排し、人格形成の場としての役割を果たしてこなかった学校の問題が指摘されています。とりわけ、地域社会においては、露骨な性描写や残虐シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等をはじめとする、性産業の氾濫、テレビの有害番組の問題等に加え、インターネット・携帯電話等の情報通信の発展とともに新しい有害環境の出現も指摘されています。この社会の現状を見ると、青少年の荒廃は、我々大人が「青少年を見守り支援し、時に戒める」という義務を果さなかったゆえの結果と言わざるを得ないのであります。</p> <p>これらの問題に対して、各都道府県の「青少年健全育成条例」が対処し、一定の効果は上げてきましたが、今日では、その限界性が指摘されております。今、求められているのは、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守る為の国や地方公共団体、事業者そして保護者等の責務を明らかにし、これによる一貫性のある、包括的、体系的な法整備であります。</p> <p>特に、「健全な青少年は健全な社会から育成される」という原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念に据えた、「青少年健全育成基本法」の制定が必要であると考えるもので</p>		

す。

以上の理由で、貴議会におかれましては、国会、政府に「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書を提出して下さるよう請願致します。

紹介議員

横田 照夫

新規請願

			文教警察企業常任委員会
請願番号	請願第10号	受理年月日	平成28年2月29日
請願者住所・氏名	宮崎市希望が丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行委員会 代表 河内 進策 (署名 713筆)		
請願の件名	公立高等学校授業料不徴収制度の復活を求める請願 請願項目と趣旨 「高校無償化」を復活し、公立・私立ともに、学費の無償化を実現してください。 「子どもの貧困」「格差社会」といった言葉が聞かれ始めて約10年が経過しました。 厚生労働省「国民生活基礎調査」(2012年)によれば、子どもの貧困率は確実に増加、6人に1人の子どもが貧困ライン以下で生活していると言います。文部科学省が1995年に調査を始めた就学援助受給者数でも、その数が2012年時点ですでに倍増、児童・生徒全体の16%以上が就学援助の対象となり、6～7人に1人の割合で子どもが厳しい経済状況にあることをこのデータも裏付けています。 「給食だけがまともな食事」「病気になっても病院を我慢させる」「卒業アルバムを購入しない」「修学旅行の費用が払えない」「学級費や給食費の滞納」「残高不足で授業料の口座引き落としができない」「定期券が買えないので無理に自転車で通学」「進学できないので夢をあきらめる」・・・子どもの貧困が広がる中で、ひとり親家庭の貧困率は54.6%(2012年)と、さらに深刻な状況にあります。 こうした状況下、政府はようやく2010年に高校授業料不徴収制度を導入し、2012年には、1979年以来留保し続けてきた国際人権A規約13条2項の留保撤回を閣議決定し、日本で初めて高等学校教育の無償化に向けて大きく舵をきりました。この段階で、同項は、政府が誠実に遵守すべき条約となりました。ところが、早くもその4年後の2014年には、世界でも例のない所得制限を導入した「高等学校等就学支援金制度」を実施、「高校教育無償化」は実質上の廃止となってしまいます。これは、どの子にもお金の心配なく教育を受けさせる平等の権利を求める国際理念からの後退です。先の国際人権A規約はすでに1966年に国連総会で採択され、先進国の中でも豊かな経済力をもつといわれる日本が、50年もの歳月を経た今もその完全な履行を実現できていない状況に戻った		

こととなりました。同条約13条は、「教育への権利」の実現を求め、所得制限のないあらゆる段階の無償教育の保障を原則としていますが、そこからの再びの後退となりました。それどころか、経済開発協力機構（OECD）加盟34カ国との国際比較（2014年）でも、例えば①教育予算の対GDP比が最低、②教育費の私費負担割合は、日本30.5%、OECD平均16.5%、③大学授業料の有償15カ国（日本を含む）、無償16カ国など、国の教育費支出の割合の低さが目立つ状況をさらに悪化させる方向となったのです。

現在の日本がOECD並みに教育の公財政支出を増やすならば、高校のみならず大学の授業料無償化、全国での35人以下学級の実現なども可能とされています。そうであれば、2014年以前の、所得制限のない高校授業料無償制度への復帰は難しくないと思われます。

現在の「高等学校等就学支援金制度」は、申請主義であり、本来支援の対象となるべき世帯が納入滞納者となるなど、その手続きによる混乱も指摘されているところです。

以上のような理由から、高校授業料不徴収制度の復活を早急に求めるものです。

なお、委員会等の審議に際して、要請いただければ時間の許す限り直接説明したいと考えておりますことを申し添えます。

紹介議員	満行 潤一 前屋敷恵美 来住 一人
------	-------------------

新規請願

			文教警察企業常任委員会
請願番号	請願第11号	受理年月日	平成28年2月29日
請願者住所・氏名	宮崎市希望が丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行委員会 代表 河内 進策 (署名 713筆)		
請願の件名	正規教職員の増員を求める請願 請願項目と趣旨 正規教職員を増やして、ゆとりをもって子どもとふれあえるようにしてください。 障がいの多様性に応じた手厚い人員配置をしてください。 平成26年度、児童相談所が対応した子ども虐待相談件数は、全国で88,931件、宮崎県では540件でした。また、文部科学省学校基本調査では、平成26年度の長期欠席者（30日以上欠席者）のうち、「不登校」を理由とする児童生徒数は全国で122,655人、宮崎県では880人（25年度）でした。さらに、いじめ問題や学級崩壊、インクルーシブ教育システムの構築など、喫緊の教育課題は山積しています。また、教職員の精神疾患による休職や退職が増え、学校運営や児童生徒への影響も深刻です。 このような問題が解消され、児童生徒が安心して学べるように、正規教職員を増やして、ゆとりをもって児童生徒とふれあえるようにしてください。 コミュニケーションに困難を抱える児童生徒や知的に障がいのある児童生徒などが安心して学校生活を送ることができるように、障がいの多様性に応じた人員配置をしてください。 なお、委員会等の審議に際して、要請いただければ時間の許す限り直接説明したいと考えておりますことを、申し添えます		
紹介議員	満行 潤一 前屋敷恵美 来住 一人		

新規請願

			文教警察企業常任委員会
請願番号	請願第12号	受理年月日	平成28年2月29日
請願者住所・氏名	宮崎市希望ヶ丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行委員会 代表 河内 進策 (署名 713筆)		
請願の件名	<p>小・中・高の35人以下学級等の実現について国に意見書の提出を求める請願</p> <p>請願項目と趣旨</p> <p>35人以下学級を小・中学校、高校で早急に実現するよう、国に意見書を出してください。</p> <p>2011（平成23）年度から、「小学1年生についてのみ『35人以下』」とする国の法改正が行なわれました。また、小学校2年生については国の加配措置による35人学級が実施されています。しかし、それ以降の学年については「40人以下」のままです。</p> <p>宮崎県では現在、小学校1年生と2年生については30人以下学級（35人以下の学年は除外）、中学1年生で35人学級が実施されています。そのおかげで一人ひとりの児童の課題に応じた、きめ細かい指導が行われているところです。</p> <p>しかし、国庫負担が付かないもとの、宮崎県独自の財政措置を行わず、特別な増員なしで実施されているため、小学校高学年では専科教員が配置できなくなる場合があることや、中学校では教員の授業時数が増えるなど、逆に教育条件が低下している面もあります。</p> <p>また、小学2年生から3年生になる時には40人になるため、1クラスの人数が激増したり、2学級も学級数が減ったりするケースもあります。「これまで少人数学級で過ごしてきた児童たちが、3年生に上がって急に落ち着かなくなった」という実態も聞かれます。中学校においても、2年生に上がると40人学級となり、同様の変化が起こり、授業中にざわつく、指導が行き届かないなど、さまざまな困難な状況が生まれています。そして、加配措置での実施では、正規教員の配置にはつながりにくいという難点もあります。</p> <p>えびの市では昨年度から独自に小中学校全学年での「30人学級」に踏み切り、のびのびとした楽しい学校生活、きめ細かい学習・生活指導の実現に効果を上げています。入学時に落ち着かな</p>		

かった生徒が、3年生になった今では、学習面で力を付けたのはもちろんのこと、諸行事の際に個性を発揮し、見違えるような成長を遂げている実態があります。ゆきとどいた教育のために少人数学級が有効であることは、今や保護者・教職員の常識です。ただし、えびの市の場合も、臨時的任用の講師による実施です。地方自治体任せでの少人数学級実施には限界があるのです。

教育の機会均等という立場からも、小学1年生だけではなく、小学2年生以上の小学校・中学校・高等学校の国の学級編成標準を35人とし、財政保障をするべきです。宮崎県議会として、国に意見書を提出するようお願いいたします。

なお、委員会等の審議に際して、要請いただければ時間の許す限り直接説明したいと考えておりますことを、申し添えます

紹介議員	満行 潤一 前屋敷恵美 来住 一人
------	-------------------

新規請願

			文教警察企業常任委員会
請願番号	請願第13号	受理年月日	平成28年2月29日
請願者住所・氏名	宮崎市希望ヶ丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行委員会 代表 河内 進策 (署名 713筆)		
請願の件名	義務教育費国庫負担制度の拡充・復元について、国に意見書の提出を求める請願 <u>請願項目と趣旨</u> 義務教育費国庫負担制度を維持・拡充し、負担率を2分の1に戻すよう、国に意見書を出してください。 2006（平成18）年度より、義務教育費の国庫負担割合が2分の1から3分の1へと引き下げられました。そのため、教職員給与費の県の負担が2分の1から3分の2となり、従来の33%も増えてしまいました。そのためか、最近特に臨時的任用の教職員が増えています。また、非常勤講師も増えています。教職員の身分は、安定したものでなければ教育の質の向上は実現できません。仮に、国が35人以下学級制度をすすめるとしても、国庫負担割合が3分の1の現状では、その財政的な負担は都道府県に重くのしかかり、教職員の増員は困難であり、教育条件の低下が懸念されます。 義務教育費国庫負担金の国負担割合を2分の1に戻すよう、国に意見書を提出してください。 なお、委員会等の審議に際して要請いただければ、時間の許す限り直接説明したいと考えておりますことを、申し添えます。		
紹介議員	満行 潤一 前屋敷恵美 来住 一人		

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第3号	受理年月日	平成27年11月30日
請願者 住所・氏名	宮崎市大字小松936-3 宮商連婦人部協議会 会長 村上 美智子 (署名 1,794筆)		
請願の件名	<p>所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>【請願の趣旨】</p> <p>私たち宮商連婦人部協議会は、県内の自営商工業の女性事業主や家族従業者で構成する団体です。業者婦人の社会的・経済的な地位向上を求め、「所得税法第56条を廃止し、1人の人間としての働き分（給料）を正当に認めて」と運動を続けています。</p> <p>所得税法第56条は、事業主と共に働く配偶者やその家族（主に妻や息子、娘）がどんなに長時間働いても、税法上その働き分を経費に算入することができず、事業主の所得から年間で最高86万円のみ（配偶者以外は50万円）控除される制度で、1人の人間として人格を認めない差別的な法規です。中小業者の多くが加入する国民健康保険には休業補償や出産手当もありません。</p> <p>世界の主要国では、「家族従業者の働き分は経費に算入する」ことが常識です。</p> <p>これまでの私たちの運動で、「働いた事実に対して対価を支払うのは当然」という世論が広がり、「56条を廃止し、家族従業者の働き分を認めよ」と、全国で416の自治体はその旨の意見書を国に対し提出しています（今年10/1時点）。</p> <p>第176国会では、当時の財務副大臣が「家族従業者の対価をどう保障するか考えたい」、経産相は「56条は見直す意義がある」と答弁しています。</p> <p>つきましては、別紙の意見書案にも深くご理解をいただき、宮崎県議会で意見書を採択していただきますようお願い申し上げます。</p>		
紹介議員	来住 一人 満行 潤一 前屋敷 恵美		

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第5-1号	受理年月日	平成27年11月30日
請願者住所・氏名	宮崎市田野町甲1556番地1 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会会員 九州ブロック協議会 役員 宮崎県介護福祉士養成校連絡会 幹事校 学校法人東洋学園 宮崎医療管理専門学校 理事長 内田 安信		
請願の件名	<p>介護福祉士等修学資金貸付制度の強化並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の定員数の拡大を求める意見書の提出に関する請願</p> <p>【請願の要旨】</p> <p>急速な高齢化の進展等に伴い、国民の福祉・介護ニーズはますます拡大し介護関係業務に係る労働力の需要が増大する一方、生産年齢人口の減少や他分野への人材流出等の中で質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、介護人材の安定的確保・資質の向上が不可欠となっています。</p> <p>現在、介護福祉士養成施設（以下、「養成施設」とする）への入学者の減少傾向は歯止めがかからず、養成施設の定員に対する充足率は50%（離職者訓練制度による受入者を除くと40.8%）と近年では最も低い数値となっており、課程の廃止や入学生の募集停止を余儀なくされている養成施設も少なくありません。介護福祉士養成施設協会としては大々的な啓発や学校訪問等の活動、介護の日のイベントなどにより、環境改善のための努力をしておりますが、このままでは、施策や社会の要請に応えていくことは困難になることが予想されます。</p> <p>つきましては、養成施設において、今後とも国民の要請、政策課題に応え、専門性をより一層高め、質の高い介護福祉士を養成して、社会に安定的な供給を図り、これにより国民の安心・安全、介護に要する費用の節減等社会貢献を図っていくことが必要であることから、下記の通り、介護人材養成と確保のための大きな魅力となっている介護福祉士等修学資金貸付制度の強化、入校生の学習意欲も高く修了生の就職先での評価も得ている介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の定員数拡大の実現のため、意見書を国に提出されるよう願うものであります。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		

【請願事項及び理由】

介護福祉士等修学資金貸付制度の全額国庫負担実施について

この貸付制度は、入学者の経済的負担の軽減を図ることで、介護福祉士養成施設への入学を志す者にとっての魅力となっています。またこれによって優秀な人材が確保され、介護サービスの質の向上の大きな要因ともなっております。一方、急速な高齢社会に伴う介護ニーズへの対応のため「地域包括ケアシステム」の構築が図られていますが、これには体系的な教育のもとで知識・技術を修得し他職種と連携できる介護福祉士が求められています。このようなことから、これら介護人材の養成は国家的事業として推進する必要があると考えられるため、全額国庫負担で実施することをお願いしたい。

紹介議員

重松 幸次郎 清山 知憲 日高 陽一 函師 博規
前屋敷 恵美

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
2月19日	金	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（清山知憲議員、井上紀代子議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第76号上程 知事提案理由説明
2月20日	土	休 会	(閉庁日)
2月21日	日		
2月22日	月		
2月23日	火		
2月24日	水		
2月25日	木	本 会 議	代表質問（宮崎県議会自由民主党・丸山裕次郎議員、 宮崎県議会自由民主党・山下博三議員）
2月26日	金		代表質問（県民連合宮崎・満行潤一議員、 公明党宮崎県議団・新見昌安議員）
2月27日	土	休 会	(閉庁日)
2月28日	日		
2月29日	月	本 会 議	一般質問（前屋敷恵美議員、徳重忠夫議員、太田清海議員、 右松隆央議員、坂口博美議員）
3月1日	火		一般質問（函師博規議員、渡辺 創議員、後藤哲朗議員、 野崎幸士議員、中野一則議員）
3月2日	水		一般質問（河野哲也議員、日高陽一議員、横田照夫議員、 蓬原正三議員） 議案・請願委員会付託
3月3日	木	休 会	常任委員会（補正）
3月4日	金		
3月5日	土		
3月6日	日		
3月7日	月	本 会 議	企業局長発言 常任委員長審査結果報告（議案第46号～第76号） 討論（議案第46号、第63号、第71号に反対）（来住一人議員） 討論（議案第46号に賛成）（満行潤一議員） 採決（議案第46号、第63号、第71号）（可決）

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
3月7日	月	本 会 議	採決（議案第47号～第62号、第64号～第70号、第72号～第76号）（可決） 議案第77号追加日程 知事提案理由説明
3月8日	火	休 会	常任委員会（当初） （閉庁日） 特別委員会 （議事整理）
3月9日	水		
3月10日	木		
3月11日	金		
3月12日	土		
3月13日	日		
3月14日	月		
3月15日	火		
3月16日	水	本 会 議	常任委員長審査結果報告（議案第1号～第45号及び請願） 討論（議案第1号、第31号、第39号～第41号に反対）（来住一人議員） 討論（請願第9号の採択、請願第10号～第13号の不採択に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議案第1号、第31号、第39号～第41号）（可決） 採決（議案第2号～第30号、第32号～第38号及び第42号～第45号）（可決） 採決（請願第9号）（採択） 採決（請願第10号～第13号）（不採択） 採決（請願第7号、第8号）（採択） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり決定） 討論（議案第77号について）（前屋敷恵美議員） 採決（議案第77号）（同意） 特別委員長調査結果報告 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第7号追加日程 採決（議員発議案第1号～第4号、第6号、第7号）（可決） 議員発議案第5号提案理由説明（右松隆央宮崎のこども対策特別委員長）

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
3月16日	水	本 会 議	採決（議員発議案第5号）（可決） 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 星 原 透

宮 崎 県 議 会 副 議 長 中 野 廣 明

宮 崎 県 議 会 議 員 清 山 知 憲

宮 崎 県 議 会 議 員 井 上 紀 代 子